

# 三重県業務委託共通仕様書

令和3年11月制定

令和4年11月一部改定

令和5年 4月一部改定

令和5年11月一部改定

令和6年 4月一部改定

令和6年11月一部改定

令和7年11月一部改定

令和8年11月一部改定

三 重 県



# 三重県業務委託共通仕様書





# 三重県業務委託共通仕様書

- 1 測量業務共通仕様書
- 2 用地関係業務共通仕様書
- 3 地質・土質調査業務共通仕様書
- 4 設計業務等共通仕様書
- 5 三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準

様 式 集

参 考 資 料



# 1 測量業務共通仕様書



## 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第 1 編 共通編 .....         | 1  |
| 第 1 章 総則 .....          | 1  |
| 第101条 適用 .....          | 1  |
| 第102条 用語の定義 .....       | 1  |
| 第103条 受発注者の責務 .....     | 4  |
| 第104条 業務の着手 .....       | 4  |
| 第105条 測定の基準 .....       | 4  |
| 第106条 業務の実施 .....       | 4  |
| 第107条 設計図書の支給及び点検 ..... | 5  |
| 第108条 監督員 .....         | 5  |
| 第109条 現場代理人等 .....      | 5  |
| 第110条 担当技術者 .....       | 6  |
| 第111条 提出書類 .....        | 6  |
| 第112条 打合せ等 .....        | 7  |
| 第113条 業務計画書 .....       | 8  |
| 第114条 資料等の貸与及び返却 .....  | 8  |
| 第115条 関係官公庁への手続き等 ..... | 9  |
| 第116条 地元関係者との交渉等 .....  | 9  |
| 第117条 土地への立ち入り等 .....   | 10 |
| 第118条 成果物の提出 .....      | 10 |
| 第119条 関係法令及び条例の遵守 ..... | 11 |
| 第120条 検査 .....          | 11 |
| 第121条 修補 .....          | 11 |
| 第122条 条件変更等 .....       | 11 |
| 第123条 契約変更 .....        | 12 |
| 第124条 履行期間の変更 .....     | 12 |
| 第125条 一時中止 .....        | 12 |
| 第126条 発注者の賠償責任 .....    | 13 |
| 第127条 受注者の賠償責任等 .....   | 13 |
| 第128条 部分使用 .....        | 13 |
| 第129条 再委託 .....         | 14 |
| 第130条 成果物の使用等 .....     | 14 |
| 第131条 守秘義務 .....        | 14 |
| 第132条 個人情報の取扱い .....    | 15 |

## 目 次

|            |                   |    |
|------------|-------------------|----|
| 第133条      | 安全等の確保            | 17 |
| 第134条      | 臨機の措置             | 18 |
| 第135条      | 履行報告              | 18 |
| 第136条      | 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 | 18 |
| 第137条      | 未制定               | 18 |
| 第138条      | 行政情報流出防止対策の強化     | 18 |
| 第139条      | 未制定               | 20 |
| 第140条      | 保険加入の義務           | 20 |
| 第141条      | 新技術の活用について        | 20 |
| 第2編 港湾・漁港編 |                   | 21 |
| 第1章 総則     |                   | 21 |
| 第201条      | 適用                | 21 |
| 第202条      | 用語の定義             | 21 |
| 第203条      | 測量業務              | 21 |
| 第3編 林道編    |                   | 22 |
| 第1章 総則     |                   | 22 |
| 第301条      | 適用                | 22 |
| 第302条      | 用語の定義             | 22 |
| 第303条      | 測量業務              | 22 |
| 第4編 治山編    |                   | 23 |
| 第1章 総則     |                   | 23 |
| 第401条      | 適用                | 23 |
| 第402条      | 用語の定義             | 23 |
| 第403条      | 測量業務              | 23 |
| 様式一覧表      |                   | 24 |

## 第 1 編 共通編

### 第 1 章 総則

#### 第 101 条 適用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、三重県の発注する測量業務に係る設計業務等請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 用地調査等業務、設計業務等及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。
5. 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守しなければならない。

#### 第 102 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、三重県知事をいう。
2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は現場代理人等に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者である
4. 未制定
5. 未制定
6. 未制定
7. 「検査員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 3 1 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。

8. 「現場代理人等」とは、契約の履行に関し業務の管理を行う現場代理人及び現場における施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
10. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
12. 「契約書」とは、別冊の「設計業務等委託契約書」をいう。
13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
15. 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
17. 「数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
18. 「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
20. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
21. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
22. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
23. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
24. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。



26. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
27. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
28. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
29. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
30. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
31. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第9条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
32. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
33. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
34. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
35. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了を確認することをいう。
36. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために現場代理人等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
37. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。
38. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
39. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
40. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
41. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
42. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

### 第103条 受発注者の責務

1. 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

### 第104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を選定する条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日等」という。）を除く）以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは現場代理人等が測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

### 第105条 測量の基準

測量の基準は三重県の定める「三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号、平成28年国土交通省告示第565号、令和2年国土交通省告示第461号及び令和5年国土交通省告示第250号により一部改正）を準用）、三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程を準用）」（以下「規程」という。）第2条の規定によるほかは監督員の指示によるものとする。

### 第106条 業務の実施

1. 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途国土地理院より定めるマニュアルによるものとする。
2. 港湾、漁港、漁場の測量業務のうち、第2編港湾・漁港編 第203条で定める業務については、同条の規定に、林道事業については、第3編林道編の規定に、治山事業については、第4編治山編の規定によるものとする。

#### 第107条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

#### 第108条 監督員

1. 発注者は、測量業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

#### 第109条 現場代理人等

1. 受注者は、測量業務における現場代理人及び主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。なお、現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができるものとする。また、本通知書の提出をもって、契約書第10条第1項にいう通知があったものとみなす。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
3. 主任技術者は、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 現場代理人等は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
5. 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
6. 契約書第10条に定める管理技術者は、現場代理人等として読み替えるものと

する。なお、契約書第10条第2項に定める管理技術者の権限は、現場代理人が有するものとする。

7. 現場代理人は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
8. 現場代理人は、屋外における測量業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに測量業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
9. 主任技術者が県発注の業務委託において、兼務できる委託業務件数は測量・設計問わず5件までとする。

#### 第110条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 測量業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

#### 第111条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認をうけた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

4. 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、前項によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

5. 第3項、第4項による完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。
6. 第3項、第4項による登録について、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

## 第112条 打合せ等

1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、現場代理人等と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。

また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督員に提出しなければならない。

ない。

4. 現場代理人等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
5. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※<sup>1</sup>「ウィークリースタンス」※<sup>2</sup>に努める。

※<sup>1</sup> ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう

※<sup>2</sup> ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

### 第113条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果物の内容、部数
  - (7) 使用する主な図書及び基準
  - (8) 連絡体制（緊急時含む）
  - (9) 使用する主な機器
  - (10) その他

(2) 実施方針又は(10)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第138条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員の指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

### 第114条 資料等の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則と

- し、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。
  3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
  4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

#### 第115条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。
3. 受注者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。また、三重県公共測量作業規程第15条、三重県土地改良事業測量作業規程第14条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

#### 第116条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等

に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、監督員の指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

#### 第117条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第118条 成果物の提出

1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を委託業務完成報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。

3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4. 受注者は、「三重県CALS電子納品運用マニュアル」（以下「マニュアル」という）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。

「マニュアル」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。



#### 第119条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第120条 検査

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、委託業務完成報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び現場代理人等の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 測量業務成果物の検査
  - (2) 測量業務管理状況の検査測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。  
なお、電子納品の検査時の対応については「マニュアル」に基づくものとする。

#### 第121条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第122条 条件変更等

1. 監督員が、受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。
  - (1) 第117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。

- (2) 天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

#### 第123条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務の契約の変更を行うものとする。
  - (1) 測量業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 監督員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第122条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
  - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

#### 第124条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

#### 第125条 一時中止

1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、第134条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない

らない。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

#### 第126条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### 第127条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第128条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

### 第129条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等

2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者である場合は、三重県の指名停止期間中であってはならない。

### 第130条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

### 第131条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

## 第132条 個人情報の取扱い

### 1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### 4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を

処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

#### 7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがある

ことを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

#### 9. 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

#### 10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。

#### 11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### 12. 個人情報の取扱いに関する特記事項

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、

別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

### 第133条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通知令和7年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
  - (2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。
  - (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。  
なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
  - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
  - (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければ

ばならない。

7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

#### 第134条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### 第135条 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

#### 第137条 未制定

#### 第138条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第113条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守し



なければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
  - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

#### 第139条 未制定

#### 第140条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

#### 第141条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

## 第2編 港湾・漁港編

### 第1章 総則

#### 第201条 適用

本編は、第1編共通編で定める事項に加えて、港湾、漁港、漁場の測量業務のみに追加で適用する項目を定めたものである。

なお、漁港、漁場の測量業務については、水産庁漁港漁場整備部が発行する「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」に記載がある項目を優先する。

#### 第202条 用語の定義

1. 港湾局仕様書とは、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。
2. 港湾局仕様書を準用する場合においては、港湾局仕様書第1編第1章 1-2 用語の定義のうち、第1編共通編第1章総則第102条で定義される用語と同一のものについては、第1編共通編第1章総則第102条の定義を適用する。
3. 港湾局仕様書第1編第1章 1-2 用語の定義で定義される用語のうち、「調査職員」、「総括調査員」、「主任調査員」、「調査員」については、第1編共通編第1章総則第102条における「監督員」の定義を適用する。
4. 港湾局仕様書における用語のうち、「国土交通省公共測量作業規程」については、「三重県公共測量作業規程」に置き換えて適用する。

#### 第203条 測量業務

1. 下記の（１）から（４）の測量業務については、第1編共通編第1章総則第105条の規定に関わらず、港湾局仕様書の該当項目を三重県公共測量作業規程より優先して適用し、港湾局仕様書に定めのないその他の測量及び細部の項目について三重県公共測量作業規程を適用するものとする。

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| （１）深浅測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第1節 深浅測量を適用） |
| （２）水路測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第2節 水路測量を適用） |
| （３）汀線測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第3節 汀線測量を適用） |
| （４）地形測量 | （港湾局仕様書第2編第1章第4節 地形測量を適用） |

## 第3編 林道編

### 第1章 総則

#### 第301条 適用

本編は、第1編 共通編で定める事項に加えて、林道の測量業務のみに追加で適用する項目を定めたものである。

#### 第302条 用語の定義

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において定義される用語のうち、「監督職員」については、第1編 共通編 第1章総則 第102条における「監督員」の定義を適用する。

#### 第303条 測量業務

林道の測量業務については、林野庁制定の森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の第2編 測量業務標準仕様書 第2章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則については、三重県制定の「測量業務共通仕様書」の第1編 共通編 第1章総則を適用する。

## 第4編 治山編

### 第1章 総則

#### 第401条 適用

本編は、第1編共通編で定める事項に加えて、治山の測量業務のみに追加で適用する項目を定めたものである。

#### 第402条 用語の定義

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において定義される用語のうち、「監督職員」については、第1編 共通編 第1章総則 第102条における「監督員」の定義を適用する。

#### 第403条 測量業務

治山の測量業務については、林野庁制定の森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の第2編 測量業務標準仕様書第3章及び第4章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則については、三重県制定の「測量業務共通仕様書」の第1編 共通編 第1章総則を適用する。

# 様式一覧表

測量業務共通仕様書

| No. | 様式名称              | 関係条項                                      | 様式集ページ |
|-----|-------------------|-------------------------------------------|--------|
| 6   | 委託業務打合せ簿          | 第102条<br>第21, 23, 24, 26, 29, 30, 41, 42項 | 5      |
| 4-1 | 担当技術者届            | 第110条第1項                                  | 1      |
| 4-2 | 経歴書               | 第110条第1項                                  | 2      |
| 7   | 記録簿               | 第112条第1～2項                                | 6      |
| 8   | 支給品引渡通知書          | 第112条第3項                                  | 7      |
| 9   | 支給品受領書            | 第112条第3項                                  | 8      |
| 10  | 支給品精算書            | 第112条第3項                                  | 9      |
| 11  | 支給品返納書            | 第112条第3項                                  | 10     |
| 5-1 | 業務計画書             | 第113条                                     | 3      |
| 5-2 | 業務工程表             | 第113条                                     | 4      |
| 18  | 身分証明書             | 第117条第4項                                  | 17     |
| 16  | 電子媒体等納品書          | 第118条                                     | 15     |
| 36  | 〇〇業務の部分使用について（協議） | 第128条                                     | 47     |
| 37  | 〇〇業務の部分使用について（承諾） | 第128条                                     | 48     |
| 12  | 再委託（変更等）申出書       | 第129条                                     | 11     |
| 13  | 再委託について           | 第129条                                     | 12     |
| 14  | 履行体系図             | 第129条                                     | 13     |
| 15  | 事故報告書             | 第133条第8項                                  | 14     |
| 38  | 履行報告書             | 第135条                                     | 49     |

## 2 用地関係業務共通仕様書





# 用地関係業務共通仕様書 総目次

|     |                    |       |
|-----|--------------------|-------|
| 第1編 | 用地調査等業務共通仕様書       | 2-1-1 |
| 第2編 | 用地アセスメント調査等業務共通仕様書 | 2-2-1 |
| 第3編 | 用地調査点検等技術業務共通仕様書   | 2-3-1 |
| 第4編 | 用地補償総合技術業務共通仕様書    | 2-4-1 |



## 第 1 編 用地調査等業務共通仕様書



## 第1編 用地調査等業務共通仕様書

## 目 次

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 第1章 総則                  | 2-1-1  |
| 第1条 趣旨等                 | 2-1-1  |
| 第2条 用語の定義               | 2-1-1  |
| 第3条 基本的処理方針             | 2-1-3  |
| 第4条 監督員                 | 2-1-3  |
| 第5条 主任技術者               | 2-1-3  |
| 第6条 (未制定)               | 2-1-3  |
| 第7条 業務従事者及び担当技術者        | 2-1-4  |
| 第8条 再委託                 | 2-1-4  |
| 第9条 用地調査等業務の区分          | 2-1-4  |
| 第2章 用地調査等業務の基本的処理方法     | 2-1-9  |
| 第1節 用地調査等業務の実施手続        | 2-1-9  |
| 第10条 施行上の義務及び心得         | 2-1-9  |
| 第11条 業務の着手              | 2-1-9  |
| 第12条 書類提出               | 2-1-9  |
| 第13条 打合せ等               | 2-1-10 |
| 第14条 現地踏査               | 2-1-10 |
| 第15条 業務計画の策定            | 2-1-10 |
| 第16条 監督員の指示等            | 2-1-11 |
| 第17条 支給品等               | 2-1-11 |
| 第18条 立入り及び立会い           | 2-1-12 |
| 第19条 障害物の伐除             | 2-1-12 |
| 第20条 身分証明書の携帯           | 2-1-12 |
| 第21条 算定資料               | 2-1-12 |
| 第22条 監督員への進捗状況の報告       | 2-1-12 |
| 第23条 成果物の一部提出等          | 2-1-13 |
| 第24条 成果物                | 2-1-13 |
| 第25条 検査                 | 2-1-13 |
| 第26条 修補                 | 2-1-13 |
| 第27条 条件変更等              | 2-1-14 |
| 第28条 成果物の点検・調製確認対象業務の対応 | 2-1-14 |
| 第29条 守秘義務               | 2-1-14 |
| 第30条 個人情報の取扱い           | 2-1-14 |

## 目 次

|      |                  |        |
|------|------------------|--------|
| 第31条 | 安全等の確保           | 2-1-15 |
| 第32条 | 行政情報流出防止対策の強化    | 2-1-15 |
| 第33条 | (未制定)            | 2-1-15 |
| 第34条 | 保険加入の義務          | 2-1-16 |
| 第2節  | 数量等の処理           | 2-1-16 |
| 第35条 | 建物等の計測           | 2-1-16 |
| 第36条 | 図面等に表示する数値及び面積計算 | 2-1-16 |
| 第37条 | 計算数値の取扱い         | 2-1-16 |
| 第38条 | 補償額算定調書に計上する数値   | 2-1-17 |
| 第39条 | 補償額等の端数処理        | 2-1-17 |
| 第3章  | 権利調査             | 2-1-18 |
| 第1節  | 調査               | 2-1-18 |
| 第40条 | 権利調査             | 2-1-18 |
| 第41条 | 地図の転写            | 2-1-18 |
| 第42条 | 土地の登記記録の調査       | 2-1-18 |
| 第43条 | 建物の登記記録の調査       | 2-1-18 |
| 第44条 | 権利者の確認調査         | 2-1-19 |
| 第45条 | 墓地管理者等の調査        | 2-1-19 |
| 第46条 | (未制定)            | 2-1-19 |
| 第2節  | 調査書等の作成          | 2-1-20 |
| 第47条 | 転写連続地図の作成        | 2-1-20 |
| 第48条 | 調査書の作成           | 2-1-20 |
| 第4章  | 用地測量             | 2-1-21 |
| 第1節  | 境界確認             | 2-1-21 |
| 第49条 | 公共用地境界の打合せ       | 2-1-21 |
| 第50条 | 資料の作成及び立会い       | 2-1-21 |
| 第51条 | 境界確定後の図書の作成      | 2-1-21 |
| 第52条 | 立会い準備            | 2-1-21 |
| 第53条 | 復元測量             | 2-1-21 |
| 第54条 | 境界立会いの画地及び範囲     | 2-1-22 |
| 第55条 | 境界立会い            | 2-1-22 |
| 第2節  | 境界測量             | 2-1-23 |
| 第56条 | 用地測量の基準点         | 2-1-23 |
| 第57条 | 境界測量             | 2-1-23 |
| 第58条 | 用地境界仮杭の設置        | 2-1-23 |
| 第3節  | 土地の面積計算          | 2-1-23 |

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 第59条 土地の面積計算                     | 2-1-23 |
| 第4節 用地実測図等の作成                    | 2-1-24 |
| 第60条 用地実測図等の作成                   | 2-1-24 |
| 第61条 土地現地調査報告書の作成                | 2-1-24 |
| 第5節 関係官公庁への手続き等                  | 2-1-25 |
| 第61条の2 関係官公庁への手続き等               | 2-1-25 |
| 第5章 土地評価                         | 2-1-26 |
| 第62条 土地評価                        | 2-1-26 |
| 第63条 土地評価の基準                     | 2-1-26 |
| 第64条 現地踏査及び資料作成                  | 2-1-26 |
| 第65条 標準地の選定及び標準地調査書の作成           | 2-1-27 |
| 第66条 標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成 | 2-1-27 |
| 第67条 残地等に関する損失の補償額の算定            | 2-1-27 |
| 第6章 建物等の調査                       | 2-1-28 |
| 第1節 調査                           | 2-1-28 |
| 第68条 建物等の調査                      | 2-1-28 |
| 第69条 建物等の配置等                     | 2-1-28 |
| 第70条 法令適合性の調査                    | 2-1-28 |
| 第71条 木造建物                        | 2-1-28 |
| 第72条 木造特殊建物                      | 2-1-29 |
| 第73条 非木造建物                       | 2-1-29 |
| 第74条 機械設備                        | 2-1-29 |
| 第75条 生産設備                        | 2-1-29 |
| 第76条 附帯工作物                       | 2-1-29 |
| 第77条 庭園                          | 2-1-29 |
| 第78条 墳墓                          | 2-1-30 |
| 第79条 立竹木                         | 2-1-30 |
| 第2節 調査書等の作成                      | 2-1-30 |
| 第80条 建物等の配置図の作成                  | 2-1-30 |
| 第81条 法令に基づく施設改善                  | 2-1-30 |
| 第82条 木造建物                        | 2-1-30 |
| 第83条 木造特殊建物                      | 2-1-31 |
| 第84条 非木造建物                       | 2-1-31 |
| 第85条 機械設備                        | 2-1-31 |
| 第86条 生産設備                        | 2-1-31 |
| 第87条 附帯工作物                       | 2-1-31 |

## 目 次

|       |                          |        |
|-------|--------------------------|--------|
| 第88条  | 庭園                       | 2-1-31 |
| 第89条  | 墳墓                       | 2-1-32 |
| 第90条  | 立竹木                      | 2-1-32 |
| 第3節   | 算定                       | 2-1-32 |
| 第91条  | 移転先の検討                   | 2-1-32 |
| 第92条  | 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定 | 2-1-32 |
| 第93条  | 木造建物                     | 2-1-33 |
| 第94条  | 木造特殊建物                   | 2-1-33 |
| 第95条  | 非木造建物                    | 2-1-33 |
| 第96条  | 照応建物の詳細設計                | 2-1-33 |
| 第97条  | 機械設備                     | 2-1-34 |
| 第98条  | 生産設備                     | 2-1-34 |
| 第99条  | 附帯工作物                    | 2-1-34 |
| 第100条 | 庭園                       | 2-1-34 |
| 第101条 | 墳墓                       | 2-1-34 |
| 第102条 | 立竹木                      | 2-1-34 |
| 第7章   | 営業その他の調査                 | 2-1-35 |
| 第1節   | 調査                       | 2-1-35 |
| 第103条 | 営業その他の調査                 | 2-1-35 |
| 第104条 | 営業に関する調査                 | 2-1-35 |
| 第105条 | 居住者等に関する調査               | 2-1-35 |
| 第106条 | 動産に関する調査                 | 2-1-35 |
| 第2節   | 調査書の作成                   | 2-1-36 |
| 第107条 | 調査書の作成                   | 2-1-36 |
| 第3節   | 算定                       | 2-1-36 |
| 第108条 | 補償額の算定                   | 2-1-36 |
| 第8章   | 消費税等調査                   | 2-1-37 |
| 第109条 | 消費税等に関する調査等              | 2-1-37 |
| 第110条 | 調査                       | 2-1-37 |
| 第111条 | 補償の要否の判定等                | 2-1-37 |
| 第9章   | 予備調査                     | 2-1-39 |
| 第1節   | 調査                       | 2-1-39 |
| 第112条 | 予備調査                     | 2-1-39 |
| 第113条 | 企業内容等の調査                 | 2-1-39 |
| 第114条 | 敷地使用実態の調査                | 2-1-39 |



|         |                 |        |
|---------|-----------------|--------|
| 第115条   | 建物調査            | 2-1-40 |
| 第116条   | 機械設備等調査         | 2-1-40 |
| 第2節     | 調査書等の作成         | 2-1-40 |
| 第117条   | 企業概要書           | 2-1-40 |
| 第118条   | 配置図             | 2-1-40 |
| 第119条   | 建物、機械設備等の図面作成   | 2-1-41 |
| 第120条   | 移転計画案の作成        | 2-1-41 |
| 第3節     | 算定              | 2-1-41 |
| 第121条   | 補償概算額の算定        | 2-1-41 |
| 第10章    | 移転工法案の検討        | 2-1-42 |
| 第1節     | 調査              | 2-1-42 |
| 第122条   | 移転工法案の検討        | 2-1-42 |
| 第123条   | 企業の内容等の調査       | 2-1-42 |
| 第124条   | 敷地使用実態の調査       | 2-1-42 |
| 第2節     | 調査書等の作成         | 2-1-43 |
| 第125条   | 企業概要書           | 2-1-43 |
| 第125条の2 | 配置図             | 2-1-43 |
| 第126条   | 移転工法案の作成        | 2-1-43 |
| 第127条   | 補償額の比較          | 2-1-44 |
| 第11章    | 再算定業務           | 2-1-44 |
| 第128条   | 再算定業務           | 2-1-44 |
| 第129条   | 再算定の方法          | 2-1-44 |
| 第12章    | 事業認定申請図書等の作成    | 2-1-45 |
| 第130条   | 事業認定申請図書等の作成    | 2-1-45 |
| 第131条   | 事業認定申請図書の作成     | 2-1-45 |
| 第132条   | 事業計画の説明         | 2-1-45 |
| 第133条   | 現地踏査            | 2-1-45 |
| 第134条   | 起業地の範囲          | 2-1-45 |
| 第135条   | 事業認定申請図書の作成方法   | 2-1-45 |
| 第136条   | 相談用資料の作成方法      | 2-1-46 |
| 第137条   | 相談用資料の添付図面の作成方法 | 2-1-46 |
| 第138条   | 申請図書の作成         | 2-1-46 |
| 第139条   | 裁決申請図書の作成       | 2-1-46 |
| 第140条   | 現地踏査            | 2-1-47 |
| 第141条   | 裁決申請図書の作成方法     | 2-1-47 |
| 第142条   | 明渡裁決申立図書の作成     | 2-1-47 |

## 目 次

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 第143条 現地踏査          | 2-1-47  |
| 第144条 明渡裁決申立図書の作成方法 | 2-1-47  |
| 第13章 地盤変動影響調査等      | 2-1-48  |
| 第1節 調査              | 2-1-48  |
| 第145条 地盤変動影響調査      | 2-1-48  |
| 第146条 調査            | 2-1-48  |
| 第146条の2 水準測量        | 2-1-48  |
| 第147条 費用負担の可否の検討    | 2-1-48  |
| 第2節 算定              | 2-1-49  |
| 第148条 費用負担額の算定      | 2-1-49  |
| 第3節 費用負担の説明         | 2-1-49  |
| 第149条 費用負担の説明       | 2-1-49  |
| 第150条 概況ヒアリング等      | 2-1-49  |
| 第151条 説明資料の作成等      | 2-1-49  |
| 第152条 権利者に対する説明     | 2-1-49  |
| 第153条 記録簿の作成        | 2-1-49  |
| 第154条 説明後の措置        | 2-1-50  |
| 第14章 (未制定)          | 2-1-50  |
| 第155条～第159条 未制定     | 2-1-50  |
| 第15章 写真台帳の作成        | 2-1-50  |
| 第160条 写真台帳の作成       | 2-1-50  |
| 第16章 土地調書及び物件調書の作成等 | 2-1-51  |
| 第161条 土地調書等の作成      | 2-1-51  |
| 別記1 土地現地調査報告書作成要領   | 2-1-53  |
| 別記2 成果物一覧表          | 2-1-57  |
| 別表第1 建物平面図等表示記号     | 2-1-67  |
| (参考) 用地測量業務フローチャート  | 2-1-105 |
| 様式一覧表               | 2-1-107 |
| 参考要領一覧表             | 2-1-109 |

# 第1編 用地調査等業務共通仕様書

## 第1章 総則

(趣旨等)

- 第1条 この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、三重県の事業に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を委託に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 3 用地補償総合技術業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「発注者」とは、三重県知事をいう。
- 二 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- 四 未制定
- 五 未制定
- 六 未制定
- 七 「検査員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 八 「主任技術者」とは、契約書第10条に規定する管理技術者を読み替えるものとし、用地調査等業務の主たる業務に関し、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者で受注者が発注者に通知した者をいう。
- 九 未制定
- 十 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、第7条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 十一 「契約書」とは、別冊の「設計業務等委託契約書」をいう。
- 十二 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 十三 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。

- 十四 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 十五 「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、必要に応じて発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 十六 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 十七 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 十八 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十九 「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 二十 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 二十一 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 二十二 未制定
- 二十三 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。
- 二十四 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 二十五 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 二十六 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二十七 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 二十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局〔支局、出張所を含む。〕）等での調査をいう。
- 二十九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- 三十 「基準」とは、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準をいう。
- 三十一 「運用方針」とは、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針をいう。
- 三十二 「成果物の点検・調製確認」とは、用地調査点検等技術業務共通仕様書第32条に規定する作業をいう。

(基本的処理方針)

第3条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

- 2 受注者は、三重県の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合においては、この仕様書、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損害等の賠償に係る事務要領に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

(監督員)

第4条 監督員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

(主任技術者)

第5条 受注者は、用地調査等業務における主任技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

- 2 主任技術者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

- 3 受注者が主任技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

- 4 主任技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が受注に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に主任技術者の資格及び氏名の記載を行うものとする。

- 5 未制定

- 6 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第6条 未制定

## 第1編 用地調査等業務 第1章 総則

(業務従事者及び担当技術者)

第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後 14 日（休日等を含む。）以内に担当技術者届（様式第4号の1）及び経歴書（様式第4号の2）により発注者に通知しなければならない。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。

3 未制定

(再委託)

第8条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、再委託（変更等）申出書（様式第12号）を発注者に提出し、再委託について（様式第13号）により発注者の承諾を得なければならない。

4 未制定

5 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。  
なお、協力者は、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者である場合は、三重県の指名停止期間中であってはならない。

(用地調査等業務の区分)

第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 用地測量は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条の規定に基づく三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号、平成 23 年国土交通省告示第 334 号、平成 25 年国土交通省告示第 286 号、平成 28 年国土交通省告示第 565 号、令和 2 年国土交通省告示第 461 号及び令和 5 年国土交通省告示第 250 号により一部改正）を準用）により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。

二 建物は、表 1 により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第 14 章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）。

表1 建物区分

| 区 分      | 判 断 基 準                                                                                                                                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木造建物〔Ⅰ〕  | 以下のいずれかに該当する建物<br>・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物<br>・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物 |
| 木造建物〔Ⅱ〕  | 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物                                                                               |
| 木造建物〔Ⅲ〕  | 木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物                                                                                                                                                                         |
| 木造特殊建物   | 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物                                                                                                    |
| 非木造建物〔Ⅰ〕 | 柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物                                                                           |
| 非木造建物〔Ⅱ〕 | 非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）                                                                                                                       |

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。

- （１）電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）
- （２）通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- （３）ガス設備
- （４）給・排水設備、衛生設備
- （５）空調（冷暖房・換気）設備
- （６）消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- （７）排煙設備
- （８）汚物処理設備
- （９）煙突
- （１０）運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- （１１）避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合はこの限りではない。

三 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2 工作物区分

| 区 分       | 判 定 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機 械 設 備   | 原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 生 産 設 備   | <p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの<br/>園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ配水設備を含む。）、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの<br/>テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの<br/>工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの<br/>コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p> |
| 附 帯 工 作 物 | <p>表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するものの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。</p> <p>門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装道路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台（柱）、池等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 庭 園       | 立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 墳 墓       | 墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |



四 立竹木は、表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

| 区 分   | 判 定 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庭 木 等 | <p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹</p> <p>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものを用いる。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利 用 樹</p> <p>防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風 致 木</p> <p>名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地 被 類</p> <p>観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝 類</p> <p>観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>F ツル性類</p> <p>観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他</p> <p>観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>                                                                 |
| 用材林     | ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。                                                                                                                                                                                                                  |
| 薪炭林     | なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。                                                                                                                                                                                                               |
| 収穫樹     | <p>A 果樹</p> <p>りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹</p> <p>茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p> |
| 竹林      | 孟宗竹、真竹等で竹林又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 苗木(植木畑) | 営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。                                                                                                                                                                                                                                               |
| その他の立木  | 上記の区分に属する立木以外の立木をいう。                                                                                                                                                                                                                                                   |

## 第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

### 第1節 用地調査等業務の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。

また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

- 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(業務の着手)

第11条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（休日等を除く。）以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が用地調査等業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

(書類提出)

第12条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに 8 名までとする。）。
- 4 未制定
- 5 第3項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

6 第3項、第5項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認をうけた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

7 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、第3項によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

8 第3項、第7項による完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。

9 第3項、第7項による登録について、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

（打合せ等）

第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録簿（様式第7号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて記録簿を作成するものとする。

2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3 主任技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

4 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。

なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

（現地踏査）

第14条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

（業務計画の策定）

第15条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に業務計画書（様式第5号の1）を策定し、監督員に提出しなければならない。

2 前項の業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第30条、第31条、第32条及び第34条に関する事項も含めるものとする。

- 一 業務概要
- 二 実施方針
- 三 業務工程表（様式第5号の2）
- 四 業務組織計画（業務内容とその担当者名等を記載）
- 五 打合せ計画
- 六 成果物の品質を確保するための計画（受注者のチェック体制等を記載）
- 七 成果物の内容、部数
- 八 使用する主な図書及び基準
- 九 連絡体制（緊急時含む。）
- 十 使用する主な機器
- 十一 未制定
- 十二 その他

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 受注者は、第1項の業務計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

（監督員の指示等）

第16条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせたうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は、監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。

3 監督員の指示、受注者が用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合及び前項の協議は、委託業務打合せ簿（様式第6号）により行うものとする。

4 未制定

5 未制定

（支給品等）

第17条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給品として使用する場合には、発注者から貸与又は交付支給を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の交付を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

3 支給品の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給品の引渡しは、支給品引渡通知書（様式第8号）により行うものとする。

4 受注者は、前項の支給品を受領したときは、支給品受領書（様式第9号）を監督員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に支給品を返納するとともに支給品精算書（様式第10号）及び支給品返納書（様式第11号）を監督員に提出するものとする。

6 受注者は支給品を仕様書等に定める目的以外に使用又は複写してはならない。

(立入り及び立会い)

第18条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立ち入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立ち入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第19条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2 監督員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書(様式第17号)を監督員に提出するものとする。

(身分証明書の携帯)

第20条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ主任技術者ほか用地調査等業務に従事する者(以下「主任技術者等」という。)の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書(様式第18号)の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

2 主任技術者等は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(算定資料)

第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(監督員への進捗状況の報告)

第22条 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、監督員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

- 第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。
- 2 監督員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を受注者に求めることができる。受注者は、当該報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。
  - 3 受注者は、用地調査等業務のうち成果物の点検・調製確認を実施するものとされたものについては、監督員の指示により第24条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。

(成果物)

- 第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。
- 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
  - 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
  - 三 目次及びページを付す。
- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。
  - 3 提出する成果物は、別記2成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各1部とする。
  - 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第40条の2に定める契約不適合責任期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。
  - 5 受注者は、前項に定める期間を経過した後、調査表等の原簿及び関係資料の消去又は廃棄を確実に行わなければならない。

(検査)

- 第25条 受注者は、検査員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。
  - 3 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守するものとする。

(修補)

- 第26条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
  - 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
  - 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の

規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第27条 契約書第18条第1項(5)に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、委託業務打合せ簿(様式第6号)によるものとする。

(成果物の点検・調製確認対象業務の対応)

第28条 受注者は、第23条第3項で仮提出した成果物の内容等について、監督員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、監督員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。

3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

(守秘義務)

第29条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 受注者は、当該業務の結果(業務実施の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第15条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。

三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

四 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。

五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行わなければならない。

六 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平



成 15 年法律第 57 号) 等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記(用地)「個人情報の取扱いに関する特記事項(用地関係業務)」を守らなければならない。

(安全等の確保)

第 31 条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかななければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う用地調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(行政情報流出防止対策の強化)

第 32 条 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第 15 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

- 2 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

第 33 条 未制定

(保険加入の義務)

第34条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

## 第2節 数量等の処理

(建物等の計測)

第35条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第36条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第37条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行

うものとする。

- 一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
- 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
- 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（補償額算定調書に計上する数値）

第38条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第35条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第36条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（補償額等の端数処理）

第39条 建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

- 一 補償単価及び資材単価等は、次による。

イ 100円未満のとき 1円未満切り捨て

ロ 100円以上10,000円未満のとき 10円未満切り捨て

ハ 10,000円以上のとき 100円未満切り捨て

- 二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

## 第3章 権利調査

### 第1節 調査

(権利調査)

第40条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

(地図の転写)

第41条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
  - 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
  - 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。
- 2 受注者は、前項により作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる図面の転写を行うものとする。
- 一 法務局に提出済みの地積測量図
  - 二 公共団体に備える図面
  - 三 その他参考となる図面

(土地の登記記録の調査)

第42条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第43条 建物の登記記録の調査は、第41条で作成した地図から監督員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

第44条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
  - 二 商業登記簿、法人登記簿等
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
  - 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
  - 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
  - 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
  - 二 法人を代表する者の氏名及び住所
  - 三 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

(墓地管理者等の調査)

第45条 墓地管理者等の調査は、中部地区用地対策連絡協議会（以下「中部用対」という。）の定める改葬の補償及び祭料調査算定要領（以下「改葬及び祭料要領」という。）により行うものとする。

第46条 未制定

## 第2節 調査書等の作成

（転写連続地図の作成）

第47条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線（赤色で記入する）
- 二 第42条第三号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

（調査書の作成）

第48条 第42条から第44条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第19号の1、第19号の2）、建物の登記記録調査表（様式第20号の1、第20号の2）及び権利者調査表（様式第21号の1、第21号の2）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 墓地管理者等の調査表は、第45条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。
- 4 未制定

## 第4章 用地測量

### 第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第49条 調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条及び国土交通省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第61号）第4条第1項の規定に基づき、知事又は市町長が管理する国土交通省所管国有財産が存するとき、又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、知事、市町長又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第50条 前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続き又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

2 知事、市町長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。

3 前条の打合せの結果、第47条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、知事、市町長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第54条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第51条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

(立会い準備)

第52条 調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第54条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第42条から第45条までの調査結果を基に用地測量（境界確認）立会一覧表（様式第22号）として作成するものとする。

2 前項の権利者一覧表の作成が完了したときは、監督員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

(復元測量)

第53条 受注者は、境界確認に先立ち、第41条において収集した地積測量図、公共団体に備える図面及びその他参考となる図面（以下「地積測量図等」という。）に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合には復元するべき位置に仮杭（以下「復元杭」という。）を設置するものとする。なお、実施に当たっては次の各号に基づいて行うものとする。

一 収集した地積測量図等において、復元する範囲は監督員と協議し、指示を受けるものとする。

- 二 前号で指示を受けた範囲において、収集した地積測量図等に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。
- 三 境界杭に亡失等の異常がある場合に、復元杭を設置する。
- 四 収集した地積測量図等に基づいて復元した杭と、現地に存する境界杭の位置が相違する場合には復元杭を設置せず、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第54条 境界立会いの画地及び範囲は、三重県公共測量作業規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達）第68条及び第69条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。

(境界立会い)

第55条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
  - 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業にあたっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
  - 三 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、原則としてプラスチック杭又は金属鉋（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。
  - 四 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。  
ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から立会確認書（様式第23号）に確認のための署名を求めるものとする。
- 3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
  - 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
  - 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき



## 第2節 境界測量

（用地測量の基準点）

第56条 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。

- 2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督員と協議するものとする。
- 3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督員と協議し、その指示を受けるものとする。

（境界測量）

第57条 各境界点の測量を行うに当たっては、三重県公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

- 2 各境界点等は、連番を付するものとする。

（用地境界仮杭の設置）

第58条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- 一 原則として、関連する権利者の立会のうえ行う。
  - 二 用地境界仮杭は、原則としてプラスチック杭又は金属鉋（頭部径15mm）等のものとする。
  - 三 用地境界仮杭には、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。
- 2 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控え杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係に関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との距離等を明示した関係図を作成するものとする。

## 第3節 土地の面積計算

（土地の面積計算）

第59条 受注者は、第57条の測量結果を基に、座標求積により土地の面積を求め、面積計算表を作成しなければならない。

面積計算の範囲は、第54条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象とな

る土地以外の土地（残地）の面積

なお、当該土地と連続して所有者及び使用者を同じくし、かつ、同一使用目的に供されている2筆以上の土地及び借地権等の目的となっている一団の土地にあつては、当該土地全部をその範囲に含めるものとする。

三 土地の面積は、一筆ごとに次のイ又はロの方法により求めるものとする。

イ 一筆の土地に異なる現況地目又は異なる権利者があるときは、先に一筆の土地の総面積を求め、次に評価額の高いと認められる地目又は面積が小さいと認められる権利者の順に面積を求め、最終順位の地目又は権利者の面積は総面積から先順位の地目又は権利者の面積の合計を控除して求めるものとする。

ロ 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合には、取得等の区域内と区域外に区分して、それぞれ面積を求めるものとする。この場合において当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前記イを準用するものとする。

2 前項第三号の判断は、監督員の指示によるものとする。

3 土地の面積は、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。

4 受注者は、土地の面積計算を終了したときは、各筆の所有者又は所有権以外の権利者ごとに土地の登記記録調査表（様式第19号の2）及び用地実測図等の内容を整理して取得用地一覧表（様式第24号）を作成するものとする。

## 第4節 用地実測図等の作成

（用地実測図等の作成）

第60条 用地実測図等の作成に当たっては、三重県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

一 用地実測図原図は、次の事項及び監督員が指示する事項を記入する。

（1）土地の測量に従事した者の氏名

（2）道路名及び水路名

（3）建物及び工作物

二 用地平面図は、用地実測図原図から監督員が指示する事項を記入する。

三 未制定

四 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

（土地現地調査報告書の作成）

第61条 受注者は、土地現地調査報告書（様式第25号の1）及び参考図（様式第25号の2）を別記

1「土地現地調査報告書作成要領」に基づいて作成するものとする。

## 第5節 関係官公庁への手続き等

(関係官公庁への手続き等)

- 第61条の2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸  
手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施す  
るため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するも  
のとする。
- 3 受注者は、測量法第14条（実施の公示）、第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第  
23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第36条（計画書についての助言）、第3  
7条（公共測定の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督員に提  
出しなければならない。なお、国土交通省公共測量作業規程第15条に基づく測量成果の検定は、  
原則行わない。

## 第5章 土地評価

(土地評価)

第62条 土地評価とは、取得等する土地(残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。)の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

2 前項の業務については、国土交通省中部地方整備局の定める用地調査等業務共通仕様書別記2土地評価業務処理要領に基づいて実施するものとする。

(土地評価の基準)

第63条 土地評価は、監督員から特に指示された場合を除き運用方針、三重県県土整備部損失補償取扱要領(以下「取扱要領」という。)別記1土地評価事務処理要領及び土地評価事務処理細則に定めるところに基づき実施するものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第64条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

### 一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、運用方針第2第3項(1)に規定する標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別及び幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条により公示された標準地(以下「公示地」という。)又は国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第5項により周知された基準地(以下「基準地」という。)

### 二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等

(5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）

(6) 取引年月日、取引価格等

(7) 取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100分の1～500分の1程度）

### 三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

### 四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

### 五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

### 六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

（標準地の選定及び標準地調査書の作成）

第65条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第1項第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

（標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成）

第66条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第63条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価額は、監督員が指示する図面に記載するものとする。

（残地等に関する損失の補償額の算定）

第67条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第57条及び運用方針第43に定めるところにより算定し、残地（又は残借地）補償額算定調査書を作成するものとする。

## 第6章 建物等の調査

### 第1節 調 査

(建物等の調査)

第68条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第69条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第70条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第30条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第71条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては、建物移転料算定要領（平成29年3月30日付け中部用対第54号（以下「建物要領」という。））別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）により行うものとする。

なお、木造建物要領第23条の「起業者が別途定める補償金算定標準書等」は「中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書」とする。

- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。
- 4 図面に表示する記号は、原則として別表第1による表示記号を用いるものとする。（以下第72条、

第73条において同じ。)

(木造特殊建物)

第72条 木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(非木造建物)

第73条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

なお、非木造建物要領第10条の「起業者が別途定める補償金算定標準書等」は「中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書」とする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第74条 機械設備の調査は、中部用対の定める機械設備調査算定要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

(生産設備)

第75条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、現況測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第76条 附帯工作物の調査は、中部用対の定める附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

(庭 園)

第77条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、現況測量等により行うものとする。

## 第1編 用地調査等業務 第6章 建物等の調査

- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳 墓)

第78条 墳墓の調査は、改葬及び祭し料要領により行うものとする。

(立竹木)

第79条 立竹木の調査は、中部用対の定める立竹木調査算定要領（以下「立竹木要領」という。）により行うものとする。

## 第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第80条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に木造建物要領により作成するものとする。

(法令に基づく施設改善)

第81条 法令に基づく施設改善の調査書は、第70条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

- 2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

- 一 法令名及び条項
- 二 改善内容

(木造建物)

第82条 木造建物の図面及び調査書は、第71条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。
- 3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
  - 二 床伏図（縮尺100分の1）
  - 三 軸組図（縮尺100分の1）
  - 四 小屋伏図（縮尺100分の1）



(木造特殊建物)

第83条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第72条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 五 断面図（短計図）（縮尺50分の1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

(非木造建物)

第84条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第73条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第73条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第85条 機械設備の図面及び調査書は、第74条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第86条 生産設備の図面及び調査書は、第75条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要な平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第87条 附帯工作物の調査表及び図面は、第76条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第88条 庭園の調査書は、第77条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第89条 墳墓の図面及び調査書は、第78条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。

(立竹木)

第90条 立竹木の図面及び調査書は、第79条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

## 第3節 算 定

(移転先の検討)

第91条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として運用方針第16第1項（4）第一号から第四号までの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。

一 移転想定配置図（縮尺100分の1～500分の1程度）

二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）

2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第1項の検討にあたり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

4 第3項の検討にあたり、移転を必要とする残地内の建物等については、第80条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第92条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第68条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第16第3項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第93条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第82条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれかに定めるところによるものとする。

- 2 木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(木造特殊建物)

第94条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第83条で作成した図面及び調査書を基に当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項に定めるところによるものとする。

- 2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(非木造建物)

第95条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第84条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

- 2 非木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第96条 第91条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第91条第1項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。

- 2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第91条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第26号の1、第26号の2）
- 二 面積比較表（様式第26号の3）
- 三 計画概要比較表（様式第26号の4）

(機械設備)

第97条 機械設備の補償額の算定は、第85条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第98条 生産設備の補償額の算定は、第86条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

(附帯工作物)

第99条 附帯工作物の補償額の算定は、第87条で作成した資料を基に附帯工作物要領及び中部用対の定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(庭園)

第100条 庭園の補償額の算定は、第88条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

2 前項の内、庭石等の補償額の算定に当たっては、中部用対の定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(墳墓)

第101条 墳墓の補償額の算定は、第89条で作成した資料を基に改葬及び祭し料要領により行うものとする。

(立竹木)

第102条 立竹木の補償額の算定は、第90条で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。

## 第7章 営業その他の調査

### 第1節 調 査

(営業その他の調査)

第103条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第104条 営業に関する調査は、中部用対の定める営業補償調査算定要領（以下「営業要領」という。）により行うものとする。

(居住者等に関する調査)

第105条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名、住所（建物番号及び室番号）
  - 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
  - 三 住居の占有面積及び使用の状況
  - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
  - 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第45号土地・建設産業局総務課長通知（以下「仮住居要領」という。）、家賃減収補償調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第46号土地・建設産業局総務課長通知（以下「家賃減収要領」という。）又は借家人補償調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第47号土地・建設経済局総務課長通知（以下「借家人要領」という。）により行うものとする。

(動産に関する調査)

第106条 動産に関する調査は、中部用対の定める動産移転料調査算定要領（以下「動産要領」という。）により行うものとする。

## 第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第107条 営業に関する調査書は、第104条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。

2 居住者等に関する調査書は、第105条の調査結果を基に居住者調査表（様式第27号の1、第27号の2）により作成することとし、建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成するものとする。

3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

## 第3節 算 定

(補償額の算定)

第108条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。

2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。

3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。

4 移転雑費の算定は、移転雑費算定要領（平成30年3月8日付け国土用第49号土地・建設産業局総務課長通知）により行うものとする。

## 第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第109条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第七号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第110条 土地等の権利者等が消費税法第2条第四号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- 十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書
- 十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書
- 十九 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第111条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する

消費税及び地方消費税の取扱いの改正について」(令和元年9月20日中央用地対策連絡協議会事務局長通知)別添－5参考)により、補償の可否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表(様式第28号)を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。



## 第9章 予備調査

### 第1節 調 査

(予備調査)

第112条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第113条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品の流れ（図式化したもの）
- 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認められる事項

(敷地使用実態の調査)

第114条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
  - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第六号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係

- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第115条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第71条から第73条に準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

(機械設備等調査)

第116条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第113条及び第114条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第97条から第99条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

## 第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第117条 企業内容等の調査書は、第113条の調査結果を基に企業概要書（様式第29号の1）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第118条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第114条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

(建物、機械設備等の図面作成)

第119条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第120条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第113条から第116条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第16第1項(4)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
  - 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
  - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
  - 四 建物、機械設備等の移転工程表
  - 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
  - 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第29号の2)
  - 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第29号の3)
- 2 前項の検討に当たり、照応建物の推定再建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。
- 一 照応建物についての計画概要表(様式第26号の1、第26号の2)
  - 二 面積比較表(様式第26号の3)
  - 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第26号の4)

## 第3節 算 定

(補償概算額の算定)

第121条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、第117条から第120条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

## 第10章 移転工法案の検討

### 第1節 調 査

(移転工法案の検討)

第122条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

(企業の内容等の調査)

第123条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第117条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認められる事項

(敷地使用実態の調査)

第124条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第114条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
  - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

- (1) 前条第六号の製品等の製品（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (2) 第113条第六号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (3) 営業要領第2条第1項第一号ロの移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

## 第2節 調査書等の作成

（企業概要書）

第125条 企業内容等の調査書は、第123条の調査結果を基に企業概要書（様式第29号の1）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第125条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第124条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

（移転工法案の作成）

第126条 大規模工場等の移転工法案は、第69条から第77条まで、第79条、第123条及び第124条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第16第1項（4）第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画
- 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第29号の2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第29号の3）

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員

から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第 26 号の 1、第 26 号の 2）
- 二 面積比較表（様式第 26 号の 3）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 26 号の 4）

（補償額の比較）

第 127 条 前条の移転工法案を作成したときは、運用方針第 16 第 1 項（4）第四号に定める補償額の比較を行うものとする。

- 2 第 1 項の検討にあたり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

## 第 11 章 再算定業務

（再算定業務）

第 128 条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

第 129 条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督員の指示による。

## 第12章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第130条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第131条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

- 一 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

- 二 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

(事業計画の説明)

第132条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第133条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲)

第134条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

- 2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第135条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、国土交通省中部地方整備局の定める用地調査等業務共通仕様書 別記5 事業認定申請図書作成要領により作成するものとする。

(相談用資料の作成方法)

第136条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

- 一 事業認定申請書(案)
- 二 事業計画書
- 三 関連事業に関する協議書(案)
- 四 法第4条地の調査及び管理者の意見書(案)
- 五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)
- 六 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)
- 七 その他必要な書面等

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第137条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第135条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- 一 起業地表示図
- 二 法第4条地表示図
- 三 関連事業表示図
- 四 法第4条地管理者意見照会添付図
- 五 起業地計画図等
- 六 法令制限地表示図
- 七 許認可等土地表示図
- 八 参考資料として必要な図面
- 九 その他必要と認められる図面

(申請図書の作成)

第138条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第139条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。



(現地踏査)

第 140 条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(裁決申請図書の作成方法)

第 141 条 裁決申請図書の作成は、法第 40 条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 裁決申請書（案）
- 二 事業計画書
- 三 法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類
- 四 規則第 17 条第 2 号イに定める書面
- 五 規則第 17 条第 3 号に定める書面
- 六 法第 36 条に定める土地調書（案）
- 七 起業地の位置を表示する図面
- 八 起業地及び事業計画を表示する図面
- 九 土地調書に添付する実測平面図
- 十 その他必要と認められる書面及び図面

(明渡裁決申立図書の作成)

第 142 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第 143 条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立てに係る現地の踏査を行うものとする。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第 144 条 明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 明渡裁決申立書（案）
- 二 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類
- 三 規則第 17 条の 6 第 1 号に定める書面
- 四 規則第 17 条の 6 第 2 号に定める書面
- 五 法第 36 条に定める土地調書（案）
- 六 物件調書に添付する図面
- 七 その他必要と認められる書面及び図面

## 第13章 地盤変動影響調査等

### 第1節 調査

(地盤変動影響調査)

第145条 地盤変動影響調査とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

(調査)

第146条 地盤変動影響調査は中部用対の定める地盤変動影響調査算定要領（以下「地盤変動影響調査算定要領」という。）により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。

(水準測量)

第146条の2 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。

- 一 観測手簿
- 二 計算簿
- 三 点の記
- 四 その他必要と認められる書面及び図面

2 前項により難しい場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。

(費用負担の要否の検討)

第147条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が三重県の公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに監督員に報告するものとする。

## 第2節 算定

（費用負担額の算定）

第148条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

## 第3節 費用負担の説明

（費用負担の説明）

第149条 費用負担の説明とは、三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

第150条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から、当該事業の計画概要、被害発生 の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情 及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第151条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の 結果を踏まえ、監督員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了し たときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

（権利者に対する説明）

第152条 権利者に対する説明は、監督員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法 による場合は、あらかじめ監督員にその方法等について確認すること。
  - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得 ておくこと。
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られる よう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 153 条 受注者は、権利者と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 30 号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 154 条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

## 第 14 章 未制定

第 155 条～第 159 条 未制定

## 第 15 章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第 160 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 13 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
  - 二 第 6 章及び第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
  - 三 第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。
  - 四 第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
  - 五 第 9 章、第 10 章及び第 13 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。
  - 六 第 13 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
  - 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載するものとする。

## 第 16 章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第 161 条 受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第 31 号）及び物件調書（様式第 32 号）を作成するものとする。



## 土地現地調査報告書作成要領

### 共通事項

- 1 この調査報告書は、土地の表示に関する登記の官公署の嘱託に当たり、現地での申請物件の特定及び嘱託に係る事実に関し、調査、確認した経緯、結果等を取りまとめて明らかにするものであり、原則として1筆の土地ごとに1調査報告書用紙を用いて作成するものとする。ただし、数筆の土地を一括して嘱託する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地を取りまとめて1調査書用紙により作成して差し支えない。
- 2 各欄中、該当する項目の□の中にレ点の印を付ける。該当項目が複数ある場合は、それぞれの項目にレ点の印を付ける。該当項目の表示がない場合は、その他にレ点の印を付け、その括弧内に必要事項を記載する。なお、当該箇所に記載できない場合には、備考欄に(ア)(イ)(ウ)等の適宜の符号を冠記して関係事項を記載し、該当欄に例えば「備考欄(ア)記載のとおり。」と記載して相互の関係を明らかにするものとする。
- 3 該当項目にレ点の印を付しただけでは説明が困難又は相当でないときは、現況写真又は法務局備付地図等の写し、地積測量図の写し、その他の図面等を利用して簡明に説明した上、これを調査報告書につづるものとする。この場合、該当欄には例えば「別添図面のとおり。」又は「別添現況写真（調査報告書につづった資料名を記載）参照」のように記載する。
- 4 作成年月日は、調査報告書を作成した日を記載する。
- 5 用地担当課長名は、調査報告書に係る土地の調査、測量等を担当した部署の課長名を記載するものとする。
- 6 担当者名は、調査報告に係る土地の現地における調査、立会い（立会人の本人確認を含む）等を行った担当者名を記載するものとし、複数の者が担当した場合は、主たる者を記載する。なお、土地の現地における調査、立会い等及び嘱託登記を公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託した場合は、「公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 氏名何某 職印」と記載する。

### 〔各欄の記載〕

- 1 登記の目的欄  
申請する登記の目的を記載する。
- 2 申請対象土地欄  
申請する土地の登記記録上の所在、地番、地目及び地積を記載する。なお、数筆の土地を一括申請する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地の地番、地目及び地積を併記する。
- 3 地域区分欄  
不動産登記規則第10条第2項による地域区分を記載する。
- 4 地図等の分類・種類欄  
申請対象土地の管轄登記所備付地図等による分類及び種類を記載する。

## 5 所有権確認資料欄

申請する土地の所有権に関し、所有者又は利害関係人等の所有権を証する情報等について確認した資料を記載する。

## 6 申請土地の確認欄

申請する土地の特定に関し、確認した資料及び現地での調査を記載し、地図等における土地の位置及び形状と現地におけるそれとの整合性を記載する。

## 7 現況及び利用状況欄

申請する土地の現況、利用状況、利用目的及び占有状況について調査した結果を記載する。

## 8 筆界に関する情報

### (1) 筆界調査の方法欄

境界調査のため利用した資料等を記載する。

### (2) 境界標等の種類欄、同既設・新設欄及び同位置欄

現地に設置されている境界標の種類及び既設・新設を記載し、その位置を図面で表示する。なお、図面による表示例は別紙参考図のとおりであり、表示する境界標は種類欄の境界標の（ ）で記載した記号により表記して差し支えない。

## 9 民有地の立会人及び本人確認方法等欄

対象土地の筆界の調査に関し、立会いが行われた結果及び立会人の本人確認方法を記載する。立会人の本人確認方法は、該当する確認方法の番号を記載すれば足り、調査報告書にその写し等を併せて提供する必要はない。立会人氏名及び立会年月日は、同一筆界について複数人、複数回において行われている場合、最終的に筆界を確認した際の立会人及び立会年月日を記載すれば足りる。

なお、これら境界立会の方法及び結果等を記録した境界立会調書等の写しをもって代えることができる。この場合は、別添「境界立会調書の写しのとおり」として調査報告書につづるものとする。

## 10 公有地の立会確認者欄

対象土地に公有地が含まれる場合の立会いについて、立ち会った官公署の職員の所属、官職、氏名及び立会年月日を記載する。なお、同一官公署において、その所管を異にする部署の立会いを求めた場合も同様に記載する。

## 11 測量・求積の方法等欄

### (1) 基本三角点等欄

不動産登記規則第77条第1項7号により基本三角点等に基づく測量を行った場合に使用した基本三角点等を記載する。なお、その位置については、当該基本三角点等の「点の記」の写しを提供するか又は8(2)の境界標等の位置を表示した図面等を用いて基本三角点等の名称及びその座標値を表示する（不動産登記事務取扱手続準則第50条第1項）。

### (2) 恒久的地物欄

不動産登記規則第77条第1項7号により基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合に近傍の恒久的地物に基づく測量を行った場合は、使用した当該地物の名称、概略図及びその座標値を8(2)の境界標等の位置を表示した図面等を用いて表示する（不動産登記事務取扱手続準則第50条第2項）。



(3) 観測方法、求積方法、座標系欄

申請する土地の地積、筆界点の位置を明らかにするため調査・測量を実施した場合は、その方法、使用機器、求積の方法及び座標系並びに測量年月日を記載する。

(4) 許容誤差欄

地積測量図を作成するための測量における誤差の限度を明らかにするため、不動産登記規則第77条第5項において準用する第10条第4項の規定による地域区分、精度区分を記載する。

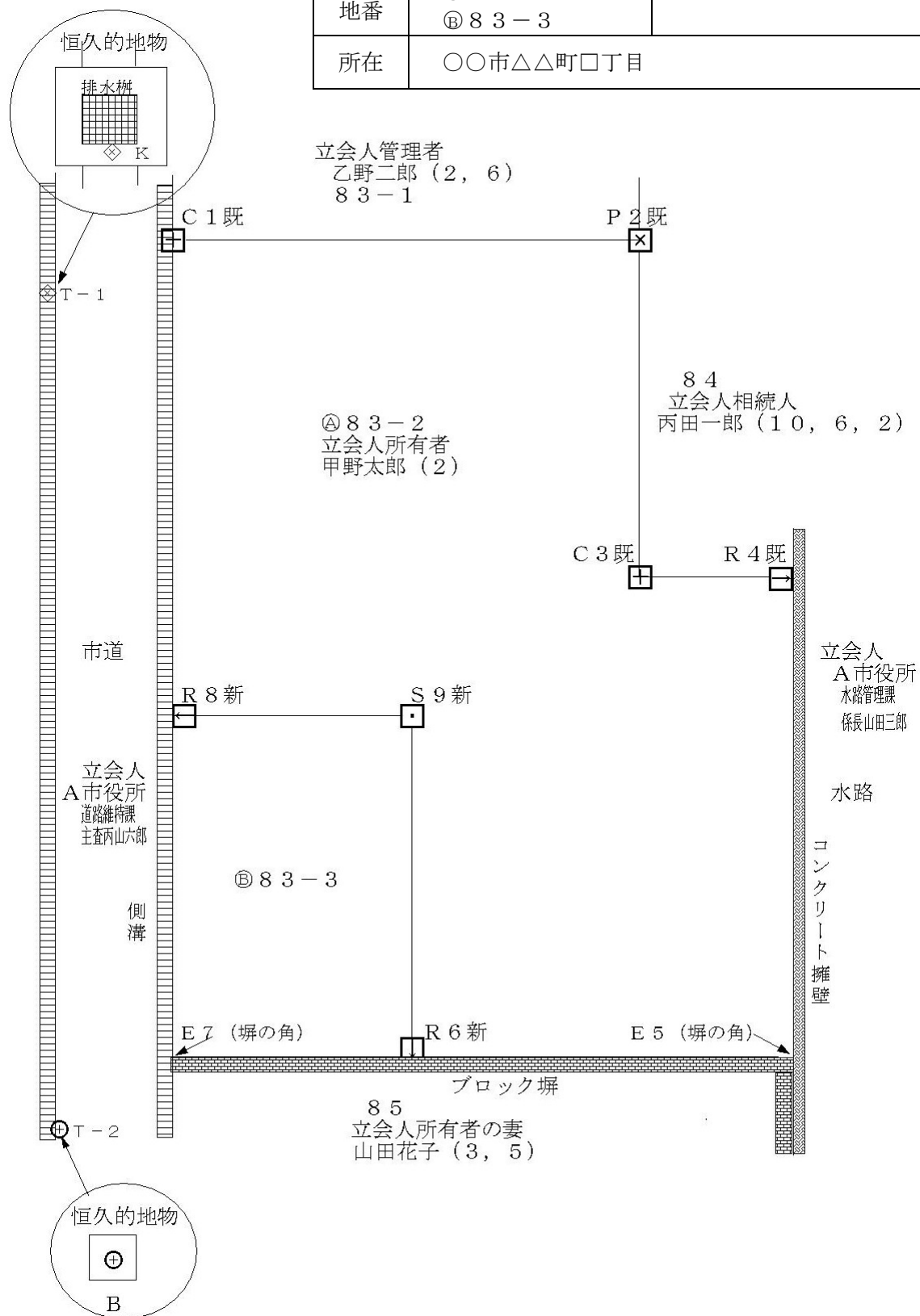
なお、この許容誤差は、分筆前の地積を基準にすることから（不動産登記事務取扱手続準則第72条第1項）これを超えるときは併せて地積更正の登記をする必要があるため、その有無を記載する。

1 2 備 考 欄

備考欄には、該当事項欄に記載できない事項のほか、参考となる事項等を記載する。

## 参 考 図

|    |                        |
|----|------------------------|
| 地番 | ㊦ 8 3 - 2<br>㊧ 8 3 - 3 |
| 所在 | 〇〇市△△町□丁目              |



注 土地所在図、地積測量図などを参考図として利用しても差し支えない。

別記2（第24条関係）

## 成 果 物 一 覧 表

- 1 各成果品の提出部数は原紙、原図のほか、正副各1部とする。ただし、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示又は承認を受けた場合は「三重県CALS電子納品運用マニュアル」によるものとする。
- 2 成果物は、仕様書及び特記仕様書に指示する成果品を提出するものとする。

| 業 務 区 分          |                   | 成果物の名称          | 規 格 等 | 備 考                                       |
|------------------|-------------------|-----------------|-------|-------------------------------------------|
| 権<br>利<br>調<br>査 | 地図等の転写            | 転 写 図           |       | 不動産登記法14条地図又は公図の転写                        |
|                  | 土地の登記記録の調査        | 土地の登記記録調査表（一覧）  |       | 様式第19号の1                                  |
|                  |                   | 土地の登記記録調査表      |       | 様式第19号の2                                  |
|                  | 建物の登記記録の調査        | 建物の登記記録調査表（一覧）  |       | 様式第20号の1                                  |
|                  |                   | 建物の登記記録調査表      |       | 様式第20号の2                                  |
|                  | 権 利 者 の 確 認 調 査   | 権利者調査表（土地）      |       | 様式第21号の1                                  |
|                  |                   | 権利者調査表（建物）      |       | 様式第21号の2                                  |
|                  |                   | 法人登記簿又は商業登記簿    |       | 登記事項証明書を添付する。                             |
|                  |                   | 相続関係説明図         |       | 名義人が相続に係る場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本をすべて添付する。 |
|                  | 墓 地 管 理 者 等 の 調 査 | 墓地管理者調査表        |       | 改葬及び祭し要領参照<br>様式第1                        |
|                  |                   | 墓地使用（祭し）者調査表    |       | 改葬及び祭し要領参照<br>様式第2                        |
|                  | 転写連続図作成           | 転 写 連 続 図       |       | 位置関係を整合させた公図の連続図・取得予定線を記入                 |
|                  | 地積測量図転写           | 地 積 測 量 図       |       | 分筆されているときは写しを添付する                         |
| 用<br>地<br>測<br>量 | 復 元 測 量           | 復元箇所位置図         |       | 復元箇所写真を含む                                 |
|                  |                   | 計 算 書           |       | 座標、復元の起点の記載                               |
|                  | 境 界 立 会           | 立 会 確 認 書       |       | 様式第23号                                    |
|                  |                   | 用地測量（境界確認）立会一覧表 |       | 様式第22号                                    |

|      |             |                                    |                                |                      |
|------|-------------|------------------------------------|--------------------------------|----------------------|
| 用地測量 | 補助基準点の設置    | 基準点成果表、基準点網図、観測手簿、計算簿、点の記、精度管理表    |                                | 補助基準点の写真を含む          |
|      | 境界測量        | 基準点一覧表(使用部分)、観測手簿、計算書              |                                | 境界杭写真を含む             |
|      | 用地境界仮杭設置    | 杭設置箇所表示図                           |                                | 用地実測図を基に作成 作業写真添付    |
|      | 境界点間測量      | 境界測量精度管理表                          |                                |                      |
|      | 現況測量        | 用地実測図<br>用地平面図                     |                                | 家屋・工作物の位置            |
|      | 用地実測図作成     | 用地実測図原図<br>用地平面図原図                 | 縮尺1/250を標準とする。                 |                      |
|      | 用地平面図作成     | 紙 図 面                              | 縮尺1/500を標準とする。                 |                      |
|      |             | データファイル<br>精度管理表<br>品質評価書<br>メタデータ |                                |                      |
|      | 面積計算        | 面積計算書                              |                                | 座標法による。用地実測図余白に記載。   |
|      |             | 取得用地一覧表                            |                                | 様式第24号               |
|      | 土地現地調査報告書作成 | 土地現地調査報告書<br>参 考 図                 |                                | 様式第25号の1<br>様式第25号の2 |
|      | 永久境界埋設      | 埋 設 位 置 図<br>埋 設 位 置 座 標           | 原則コンクリート杭<br>12 cm×12 cm×90 cm | 写真を含む。               |
|      | 関係官公庁への手続き等 | 公共測量実施計画書(案)                       |                                | 測量法第36条              |
|      |             | 公共測量成果等の提出について(案)                  |                                | 測量法第40条              |
|      |             | その他の手続書類                           |                                |                      |
| 土地評価 | 土地評価        | 同一状況地域区分図                          |                                |                      |
|      |             | 取引事例地等調査表                          |                                |                      |
|      |             | 収益事例又は造成事例調査表                      |                                |                      |
|      |             | 判定理由書                              |                                |                      |
|      |             | 格差判定基準表                            |                                |                      |
|      |             | 標準地調査書                             |                                | 添付図面を含む              |

|         |                             |                                   |                 |                                                                                            |
|---------|-----------------------------|-----------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土地評価    | 土地評価                        | 標準地評価調書(案)                        |                 |                                                                                            |
|         |                             | 比準調書(案)                           |                 |                                                                                            |
|         |                             | 残地補償金算定調書(案)                      |                 |                                                                                            |
|         |                             | 上記のほか「土地評価事務処理要領」「土地評価業務処理要領」による。 |                 |                                                                                            |
| 建築物等の調査 | 木造建物〔Ⅰ〕の調査                  | 配置図                               | A3 1/100又は1/200 |                                                                                            |
|         |                             | 平面図                               | A3 1/100        |                                                                                            |
|         |                             | 立面図                               | A3 1/100        |                                                                                            |
|         |                             | 屋根伏図                              | A3 1/100        |                                                                                            |
|         |                             | 建築設備位置図<br>(電気設備)                 | A3 1/100        |                                                                                            |
|         |                             | 建築設備位置図<br>(給水・給湯設備)              | A3 1/100        |                                                                                            |
|         |                             | 建築設備位置図<br>(屋内・排水設備)              | A3 1/100        |                                                                                            |
|         |                             | 建築設備位置図<br>(屋外・排水設備)              | A3 1/100又は1/200 |                                                                                            |
|         |                             | 建築設備位置図<br>(上記以外の建築設備)            | A3              | 必要に応じて作成                                                                                   |
|         |                             | 写真撮影方向図                           | 1/100又は1/200    |                                                                                            |
|         |                             | 木造建物調査表                           |                 | 木造建物要領参照 様式第1<br>木造建物数量計算書(様式2<br>～6)を含む                                                   |
|         |                             | 木造建物建築<br>直接工事費<br>計算書            |                 | 損失補償算定標準書<br>算定要領参照 様式第9                                                                   |
|         |                             | 建物移転料算定表                          |                 | 損失補償算定標準書<br>算定要領編参照<br>再築工法(様式第1号)、<br>改造工法(様式第2号)、<br>復元工法(様式第3号)、<br>除却工法(様式第4号)<br>を含む |
|         | 木造建物〔Ⅱ〕<br>及び木造建物<br>〔Ⅲ〕の調査 | 木造建物〔Ⅰ〕に準ずるほか下記図面を作成する。           |                 |                                                                                            |
|         |                             | 基礎伏図                              | A3 1/100        |                                                                                            |
|         |                             | 床状図                               | A3 1/100        |                                                                                            |
|         |                             | 軸組図                               | A3 1/100        |                                                                                            |
|         |                             | 小屋伏図                              | A3 1/100        |                                                                                            |

|                 |                         |               |                                             |
|-----------------|-------------------------|---------------|---------------------------------------------|
| 木造特殊建築物の調査      | 木造建物〔Ⅰ〕に準ずるほか下記図面を作成する。 |               |                                             |
|                 | 基礎伏図                    | A3 1/100      |                                             |
|                 | 床状図                     | A3 1/100      |                                             |
| 非木造建物〔Ⅰ〕及び〔Ⅱ〕調査 | 軸組図                     | A3 1/100      |                                             |
|                 | 小屋伏図                    | A3 1/100      |                                             |
|                 | 断面図（矩計図）                | A3 1/50       |                                             |
|                 | その他の詳細図                 |               | 必要に応じて作成                                    |
|                 | 建物概要                    |               |                                             |
|                 | 平面図                     | A2 1/50～1/100 |                                             |
|                 | 構造詳細図                   | 断面図           | A2 1/50～1/100                               |
|                 |                         | 杭地業想定設計図      | A2 1/20～1/100                               |
|                 |                         | 根切想定設計図       | A2 1/20～1/100<br>統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない |
|                 |                         | 上部く体現状図       | A2 1/20～1/100<br>統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない |
|                 | 立面図                     | 立面図           | A2 1/50～1/100                               |
|                 |                         | 写真方向撮影図       | A2 1/50～1/100                               |
|                 |                         | 配置図           | A2 1/100～1/250                              |
|                 | その他調査書                  | 仕上表           | A2                                          |
|                 |                         | 面積表           | A2                                          |
|                 |                         | 建具表           | A2                                          |
|                 | 電気設備                    | 器具一覧表         |                                             |
|                 |                         | 器具配置図         | A2 1/50～1/100                               |
|                 |                         | 受変電設備図        | A2 1/50～1/100                               |
|                 |                         | 幹線系統図         | A2 1/50～1/100                               |
|                 |                         | 動力設備系統図       | A2 1/50～1/100                               |

|                            |                     |         |                             |                     |                                                                                            |
|----------------------------|---------------------|---------|-----------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建<br>物<br>等<br>の<br>調<br>査 | 非木造建物〔Ⅰ〕<br>及び〔Ⅱ〕調査 | 給排水衛生設備 | 器 具 一 覧 表                   |                     |                                                                                            |
|                            |                     |         | 器 具 配 置 図                   | A 2    1/50～1/100   |                                                                                            |
|                            |                     |         | 消火設備系統図                     | A 2    1/50～1/100   |                                                                                            |
|                            |                     |         | 污水处理設備図                     | A 2    1/50～1/100   |                                                                                            |
|                            |                     | 空気調和設備  | 器 具 一 覧 表                   |                     |                                                                                            |
|                            |                     |         | 器 具 配 置 図                   | A 2    1/50～1/100   |                                                                                            |
|                            |                     | 昇降設備    | 諸      元      表             |                     |                                                                                            |
|                            |                     | その他設備   |                             |                     | 必要に応じて作成<br>積算に必要となる図面は上記以外でも適宜作成                                                          |
|                            |                     |         | 工 事 内 訳 明 細 書               |                     |                                                                                            |
|                            |                     |         | 建物移転料算定表                    |                     | 損失補償算定標準書<br>算定要領編参照<br>再築工法（様式第1号）、<br>改造工法（様式第2号）、<br>復元工法（様式第3号）、<br>除却工法（様式第4号）<br>を含む |
|                            | 機械設備調査              |         | 機 械 設 備 調 査 表               |                     | 機械設備要領参照 様式第1                                                                              |
|                            |                     |         | 機 械 設 備 位 置 図               | A 3    1/100又は1/200 |                                                                                            |
|                            |                     |         | 電 気 設 備 図                   | A 3    1/100又は1/200 |                                                                                            |
|                            |                     |         | 配 管 設 備 図                   | A 3    1/100又は1/200 |                                                                                            |
|                            |                     |         | 機 械 基 礎 図                   | A 3    1/50又は1/100  |                                                                                            |
|                            |                     |         | プロセスコンピューター設備図              | A 3    1/50又は1/100  | 必要に応じて作成                                                                                   |
|                            |                     |         | 写 真 撮 影 方 向 図               | A 3    1/100又は1/200 | 撮影困難な場合は姿図作成                                                                               |
|                            |                     |         | 機械設備算定内訳書<br>及び機械設備直接工事費明細書 |                     | 機械設備要領参照<br>機械設備据付工数等計算書、機械設備運搬台数計算書、機械設備見積比較表を含む                                          |
|                            |                     |         | 移 転 工 法 案 の<br>検 討 資 料      |                     | 製造工程図、動線配置図、移転工程表                                                                          |

|                                      |         |                           |                      |                |
|--------------------------------------|---------|---------------------------|----------------------|----------------|
| 建<br>物<br>等<br>の<br>調<br>査           | 生産設備調査  | 附帯工作物調査表                  |                      | 附帯工作物要領参照 様式第1 |
|                                      |         | 平 面 図                     |                      |                |
|                                      |         | 立 面 図                     |                      |                |
|                                      |         | 構 造 図                     |                      |                |
|                                      |         | 断 面 図                     |                      |                |
|                                      |         | 生産設備新設費<br>(移設費)<br>積算調査書 |                      | 機械設備調査に準じて作成   |
|                                      | 附帯工作物調査 | 附帯工作物調査表                  |                      | 附帯工作物要領参照 様式第1 |
|                                      |         | 配 置 図                     | A3 1/100～1/200       |                |
|                                      |         | 詳 細 図                     | A3 1/50～1/100        |                |
|                                      |         | そ の 他 必 要<br>と す る 図 面    | A3 1/100～1/200       |                |
|                                      |         | 補償額算定書                    |                      | 附帯工作物要領参照 様式第2 |
|                                      | 庭園の調査   | 平 面 図                     |                      |                |
|                                      |         | 附帯工作物調査表                  |                      | 附帯工作物要領参照 様式第1 |
|                                      |         | 立竹木調査表                    |                      | 立竹木要領参照 様式第1   |
|                                      | 墳墓の調査   | 附帯工作物調査表                  |                      | 附帯工作物要領参照 様式第1 |
|                                      |         | 墳墓配置図                     |                      |                |
| 営<br>業<br>そ<br>の<br>他<br>の<br>調<br>査 | 営 業 調 査 | 営業調査総括表                   |                      | 営業要領参照         |
|                                      |         | 事業概況説明書                   | 個人の場合は、営業概況書とする。     |                |
|                                      |         | 確定申告書(写)                  | 勘定科目内訳説明書(写)も添付する。   |                |
|                                      |         | 損益計算書                     | 個人の場合は、総勘定元帳(写)等とする。 |                |
|                                      |         | 貸借対照表                     | 個人の場合は、総勘定元帳(写)等とする。 |                |
|                                      |         | 登記簿(法人・商業)の写し             |                      |                |
|                                      |         | 固定資産台帳の写し                 |                      |                |
|                                      |         | 従業員調査表                    |                      |                |



営 業 調 査

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 売場及び工場配置図                      |  |
| 設 備 、 機 械 器 具<br>調 査 表         |  |
| 生産及び販売実績<br>調 査 表              |  |
| 受注又は顧客動向<br>調 査 表              |  |
| 在庫率及び回転率<br>調 査 表              |  |
| 得意先喪失調査表                       |  |
| 移転広告費調査表                       |  |
| 営業の権利調査表                       |  |
| 固定資産及び流動<br>資 産 調 査 表          |  |
| 仕 入 先 調 査 表                    |  |
| 得意先喪失補償額算定書<br>( 1 ) 製 造 業     |  |
| 得意先喪失補償額算定書<br>( 2 ) 建 設 業     |  |
| 得意先喪失補償額算定書<br>( 3 ) 卸 ・ 小 売 業 |  |
| 得意先喪失補償額算定書<br>( 4 ) 飲食・サービス業  |  |
| 営 業 補 償 金 額<br>総 括 表           |  |
| 事業所及び営業<br>概 況 書               |  |
| 営 業 補 償<br>方 法 認 定 書           |  |
| 移転工法別経済<br>比 較 表               |  |
| 認 定 収 益 額<br>算 定 書             |  |
| 固定的経費内訳書                       |  |
| 固定的経費付属<br>明 細 書               |  |
| 固定資産の売却損<br>補 償 内 訳 表          |  |
| 人 件 費 内 訳 表                    |  |
| 移転広告費内訳表                       |  |

営業要領参照

|                                      |                   |                              |                    |           |
|--------------------------------------|-------------------|------------------------------|--------------------|-----------|
|                                      |                   | 移 転 工 程 表                    |                    | 営業要領参照    |
|                                      |                   | 損益計算書比較表                     |                    |           |
|                                      |                   | その他必要とする<br>資 料              |                    |           |
|                                      | 居住者等に関する 調 査      | 居 住 者 調 査 表<br>（ 自 家 ・ 家 主 ） |                    | 様式第27号の 1 |
|                                      |                   | 居 住 者 調 査 表<br>（ 借 家 ・ 借 間 ） |                    | 様式第27号の 2 |
| 消 費 税 等 調 査                          |                   | 消 費 税 等 調 査 表                |                    | 様式第28号    |
| 予<br>備<br>調<br>査                     | 企 業 概 要 書         | 企 業 概 要 書                    |                    | 様式第29号の 1 |
|                                      | 配 置 図             | 配 置 図                        | 1 /500又は 1 /1, 000 |           |
|                                      | 建物、機械設備<br>等の図面作成 | 平面図、立面図等                     |                    |           |
|                                      | 移転計画案の<br>作 成     | 移 転 工 程 表                    |                    |           |
|                                      |                   | 移 転 計 画 図                    | 1 /500又は 1 /1, 000 |           |
|                                      |                   | 移転工法（計画）案<br>検 討 概 要 書       |                    | 様式第29号の 2 |
|                                      | 移転工法案の<br>作 成     | 移転工法（計画）各<br>案 の 比 較 表       |                    | 様式第29号の 3 |
|                                      |                   | 計 画 概 要 表<br>（ 検 討 資 料 ）     |                    | 様式第26号の 1 |
|                                      |                   | 計 画 概 要 表                    |                    | 様式第26号の 2 |
|                                      |                   | 面 積 比 較 表                    |                    | 様式第26号の 3 |
|                                      |                   | 計 画 概 要 比 較 表                |                    | 様式第26号の 4 |
|                                      |                   | 写 真 撮 影<br>（ 使 用 状 況 ）       |                    |           |
|                                      |                   | 移 転 計 画 図                    | 1 /500又は 1 /1, 000 |           |
| 移<br>転<br>工<br>法<br>案<br>の<br>検<br>討 | 移転工法案の<br>作 成     | 企 業 概 要 書                    |                    | 様式第29号の 1 |
|                                      |                   | 移 転 工 程 表                    |                    |           |
|                                      |                   | 移 転 計 画 図                    | 1/500又は1/1, 000    |           |
|                                      |                   | 移転工法（計画）案<br>検 討 概 要 書       |                    | 様式第29号の 2 |

|               |          |                |                                        |                                        |
|---------------|----------|----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 移転工法案の検討      | 移転工法案の作成 | 移転工法（計画）各案の比較表 |                                        | 様式第29号の3                               |
|               |          | 計画概要表（検討資料）    |                                        | 様式第26号の1                               |
|               |          | 計画概要表          |                                        | 様式第26号の2                               |
|               |          | 面積比較表          |                                        | 様式第26号の3                               |
|               |          | 計画概要比較表        |                                        | 様式第26号の4                               |
| 補償説明          |          | 補償説明記録簿        |                                        | 様式第30号                                 |
| 事業認定申請図書等の作成  |          |                |                                        | 事業認定申請図書作成要領の定める所による。                  |
| 地盤変動影響調査      |          | 調査区域位置図        | 1/5,000 又は 1/10,000                    |                                        |
|               |          | 調査区域平面図        | 1/500 又は 1/100                         |                                        |
|               |          | 建物等調査一覧表       |                                        | 地盤変動影響調査算定要領参照<br>様式第1号                |
|               |          | 建物等調査書         | 平面図、立面図は 1/100<br>その他調査図は 1/100又は 1/10 | 地盤変動影響調査算定要領参照<br>様式第2号                |
|               |          | 損傷調査書          |                                        | 地盤変動影響調査算定要領参照<br>様式第3号                |
|               |          | 写真集            |                                        | 地盤変動影響調査算定要領参照<br>様式第4号                |
|               |          | 補償説明記録簿        |                                        | 様式第30号                                 |
| 写真台帳の作成       |          | 写真台帳           |                                        | 第6章、第7章、第9章、第10章及び第13章に定める調査等と併せて作成する。 |
| 土地調書及び物件調書の作成 |          | 土地調書           |                                        | 様式第31号                                 |
|               |          | 物件調書           |                                        | 様式第32号                                 |

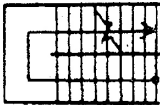
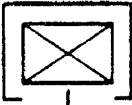
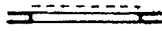
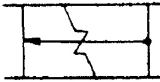
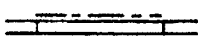
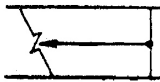
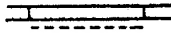
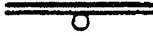
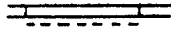
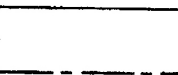
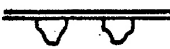
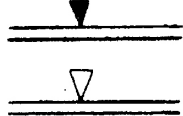
- (注) 1 その他積算に必要となる図面は、上記以外のものであっても適宜作成するものとする。
- 2 設備配置図には、借家人等が設置した建築設備についても、これが明らかになるよう別途の記号により記入するものとする。
- 3 設備配置図には、同種の建築設備と工作物がある場合は、色分け等により記入するものとする。

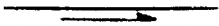
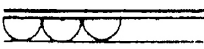
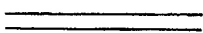
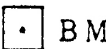


別表第1（第71条関係）建物平面図等表示記号

平面表示記号は、次の表により原則として縮尺1/50～200に用いる。表にないものについては、尺度に応じ実形を書き、所要の説明を記入する。

| 表 示 事 項                      | 表 示 記 号 | 表 示 事 項            | 表 示 記 号 | 表 示 事 項       | 表 示 記 号 | 表 示 事 項                 | 表 示 記 号 |
|------------------------------|---------|--------------------|---------|---------------|---------|-------------------------|---------|
| 方 位<br>矢印方向は北を<br>示す         |         | 伸 縮 間 仕 切          |         | ※ドアチェック       |         | ※熱感知器                   |         |
| 出 入 口<br>建物主要出入口<br>の位置を表示する |         | 両 引 き 戸            |         | ※フローアーヒンジ     |         | ※自動閉鎖装置                 |         |
| 出入口一般                        |         | 引 違 い 戸<br>片引き戸(I) |         | ※オートヒンジ       |         | ※連動制御器<br>操作部を有す<br>るもの |         |
| 両 開 き 戸                      |         | 片引き戸(II)           |         | ※常時閉鎖式<br>防火戸 |         | ※非常用進入口                 |         |
| 片 開 き 戸                      |         | 引 込 戸              |         | ※ 防 火 戸       |         | 窓 一 般                   |         |
| 自 由 戸                        |         | 雨 戸                |         |               |         | 両 開 き 窓                 |         |
| 回 転 戸                        |         | 網 戸                |         | ※防火シャッター      |         | 方 開 き 窓                 |         |
| 折りたたみ戸                       |         | シャッター              |         | ※煙感知器         |         | 回 転 窓                   |         |

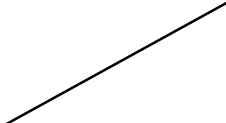
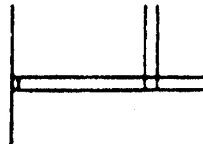
| 表示事項         |          | 表示記号                                                                                | 表示事項                                    | 表示記号 | 表示事項                                                                                            | 表示記号                   | 表示事項                                                                                  | 表示記号                       |                                                                                                                                                                                    |
|--------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 引違い窓<br>片引き窓 |          |    | 階段<br>昇り表示                              | 一般階  |               | エレベーター                 |    | 和式大便器                      |                                                                                                 |
| 格子付き窓        |          |    |                                         | 最下階  |               | リフト                    |    | 洋式便器                       |                                                                                                 |
| 網戸付き窓        |          |    | スロープ<br>昇り表示                            | 一階段  |               | 水こう配<br>矢印方向は下り方向を示す   |    | ※屋内消火栓                     |                                                                                                 |
| シャッター付き窓     |          |    |                                         | 最下階  |               | ルーフドレイン                |    | ※屋外消火栓                     | 地上式 <br>地下式  |
| ※ブラインド付き窓    |          |    | たてどい                                    |      |               | 洗面器・手洗器                |    | 縁石                         |                                                                                                 |
| ※カーテン付き窓     |          |   | 吹抜け                                     |      |              | スロップシンク                |   | 目地                         | 膨張収縮                                                                                           |
| 郵便受け         |          |  | ダクトスペース<br>パイプシャフト<br>エアーダクト<br>ダストシュート |      | <br>略号を記入する | 小便器一般<br>隔板は必要に応じて記入する |  | ※配水管<br>管径及び管種を<br>略号で記入する |                                                                                               |
| 室名札          | 持出<br>手持 |  | 改め口                                     |      |             | ストール                   |  | ※排水枳                       | 一般                                                                                            |

| 表示事項                               |                   | 表示記号                                                                                            | 表示事項                     | 表示記号                                                                                  | 表示事項 | 表示記号                                                                                |
|------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ※排水<br>枳                           | 雨水<br>汚トラップ<br>公共 |                | 斜面                       |     | ※分電盤 |  |
|                                    |                   |                                                                                                 | 芝張                       |     | ※端子盤 |  |
| 側溝<br>必要に応じ型<br>(L, U, V)<br>を記入する |                   | <br>矢印は流水方向を示す | ※石積擁壁                    |     |      |                                                                                     |
| 敷地境界                               |                   |                | ※コンクリート<br>間知ブロック<br>積擁壁 |     |      |                                                                                     |
| 境界石一般                              |                   |                | ※コンクリート<br>擁壁            |     |      |                                                                                     |
| 囲障一般<br>機種を記入する                    |                   |                | ※量水器                     |   |      |                                                                                     |
| ベンチーク                              |                   |              | ※ガスメータ                   |  |      |                                                                                     |
| ボーリング位置                            |                   |              | ※電気<br>マンホール             |  |      |                                                                                     |
|                                    |                   |                                                                                                 | ※電気<br>ハンドホール            |  |      |                                                                                     |

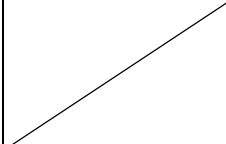
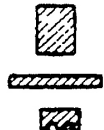
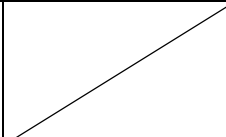
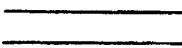
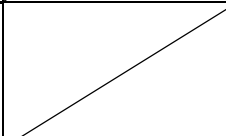
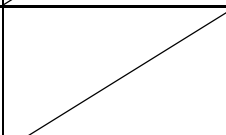
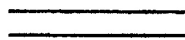
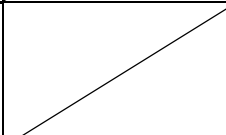
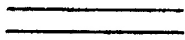
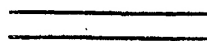
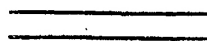
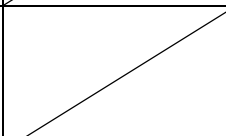
※印は必要ある場合の表示記号を示す。

(材料構造表示記号)

材料構造表示記号は、次の表により必要に応じ材料名及び仕上の種類を併記する。表にないものについては、尺度に応じ実形を書き所要の説明を記入する。

| 表 示 事 項             | 表 示 記 号                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                       |                                       | 表 示 事 項            | 表 示 記 号                                                                             |                                                                                                                                                                                                 |                                                                                      |                                                                                       |            |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|                     | 縮尺1／100の 場合<br>〔 縮尺1／200・1／300の場合はこれに準ずる 〕                                          | 縮尺1／50の場合<br>〔 縮尺1／30の場合<br>はこれに準ずる 〕                                                                                                                                                                                                                 | 縮尺1／20の場合<br>〔 縮尺1／10の場合<br>はこれに準ずる 〕 |                    | 縮尺1／100の 場合<br>〔 縮尺1／200・1／300の場合はこれに準ずる 〕                                          | 縮尺1／50の場合<br>〔 縮尺1／30の場合<br>はこれに準ずる 〕                                                                                                                                                           | 縮尺1／20の場合<br>〔 縮尺1／10の場合<br>はこれに準ずる 〕                                                |                                                                                       |            |
| コンクリ<br>鉄筋コンクリート    |    |                                                                                    |                                       | 軽量鉄骨下地<br>間 仕 切 壁  |  | 実形に準じて表示                                                                                                                                                                                        |                                                                                      |                                                                                       |            |
| 鉄 骨                 | I                                                                                   |    |                                       | 木<br>造<br>壁        | 真壁造                                                                                 | 管 柱                                                                                                                                                                                             |   | 実形に準じて表示する                                                                            |            |
|                     |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                       | 片ふた柱                                  |                    |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                 |                                                                                      |                                                                                       |            |
|                     |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                       | 通柱                                    |                    |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                 |                                                                                      |                                                                                       |            |
| 壁・床一般               |    |                                                                                                                                                                                                                                                       |                                       |                    | 大壁造                                                                                 | 管 柱                                                                                                                                                                                             |  | 実形に準じて表示する                                                                            |            |
|                     |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                       |                                       |                    |                                                                                     | 間 柱                                                                                                                                                                                             |                                                                                      |                                                                                       |            |
|                     |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                       |                                       |                    |                                                                                     | 通 柱                                                                                                                                                                                             |                                                                                      |                                                                                       |            |
| 軽量壁・床一般             |   |                                                                                                                                                                                                                                                       |                                       |                    | 鉄筋コンクリート造                                                                           | (端部及び交点にのみ柱形を表示する)                                                                                                                                                                              |                                                                                      |  | 実形に準じて表示する |
| A L C               |  |                                                                                                                                                                                                                                                       | 実形で準じて表示する                            |                    |                                                                                     |                                                                                                                                                                                                 |                                                                                      |                                                                                       |            |
| コンクリート<br>ブ ロ ッ ク 壁 |  |                                                                                                                                                                                                                                                       | 実形に準じて表示する                            | 既製間仕切<br>必要に応じ割付記入 |                                                                                     | スタッド式<br><br>パネル式<br> | 実形に準じて表示する                                                                           |                                                                                       |            |



| 表 示 記 号                                    |  |                                                                                     |  | 表 示 事 項                                                                             | 表 示 記 号                           |           |         |                                                                                       |                                                                                       |                                                                                       |
|--------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 縮尺1／100の 場合<br>〔 縮尺1／200・1／300の場合はこれに準ずる 〕 |  | 縮尺1／50の場合<br>〔 縮尺1／30の場合はこれに準ずる 〕                                                   |  |                                                                                     | 縮尺1／20の場合<br>〔 縮尺1／10の場合はこれに準ずる 〕 |           |         |                                                                                       |                                                                                       |                                                                                       |
| 地 盤                                        |  |    |  |   |                                   | 木 材       | 化粧材     |    |    |    |
| 割 栗                                        |  |    |  |    |                                   |           | 構造材     |    |    |                                                                                       |
| 砂 利 ・ 砂                                    |  |    |  | 実形に準じて表示する                                                                          |                                   |           | 補 助 構造材 |    |    |    |
| 石材または擬石                                    |  |    |  |  |                                   | 畳         |         |   |    |    |
| れ ん が                                      |  |  |  | 実形に準じて表示する                                                                          |                                   | 保 温 吸 音 材 |         |  |  |  |
| 左 官 仕 上 げ                                  |  |  |  |  |                                   | 網         |         |  |  |                                                                                       |

| 表 示 事 項                                      |       | 表 示 記 号                         |                          |                          |
|----------------------------------------------|-------|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|
|                                              |       | 縮尺1／100の 場合                     | 縮尺1／50の場合                | 縮尺1／20の場合                |
|                                              |       | ( 縮尺1／200・1／300の<br>場合はこれに準ずる ) | ( 縮尺1／30の場合<br>はこれに準ずる ) | ( 縮尺1／10の場合<br>はこれに準ずる ) |
| 鉄 筋<br>(構造用)                                 | φ D   |                                 |                          |                          |
|                                              | 9 10  |                                 |                          | ・                        |
|                                              | 13    |                                 |                          | ×                        |
|                                              | 16    |                                 |                          | ∅                        |
|                                              | 19    |                                 |                          | ●                        |
|                                              | 22    |                                 |                          | ○                        |
|                                              | 25    |                                 |                          | ⊙                        |
|                                              | 28 29 |                                 |                          | ⊗                        |
|                                              | 32    |                                 |                          | ◎                        |
| リ ベ ッ ト<br>高 力 ボ ル ト<br>(構造用)<br>径は工事ごとに選定する |       |                                 |                          | <br><br>+                |

(建具開閉表示記号)

建具の開閉表示記号は、次の表による。表にないものについては、実形に応じた建具開閉表示記号を書き、所要の説明を記入する。

| 表 示 事 項 | 表 示 記 号 | 表 示 事 項 | 表 示 記 号 | 表 示 事 項    | 表 示 記 号 |
|---------|---------|---------|---------|------------|---------|
| 両 引 き   |         | 回 転     |         | はめころし      |         |
| 引 違 い   |         | 内 倒 し   |         | すべりだし      |         |
| 片 引 き   |         | つ き だ し |         | バ ラ ン ス    |         |
| 両 開 き   |         | 上 げ 下 げ |         | □印は開き方向を示す |         |

略号を使用する場合は、次の表による。表にないものについては、原則として略号を使用しない。

2-1-73

| 項目                                                 | 表示事項             | 表示略号   | 表示事項           | 表示略号    |
|----------------------------------------------------|------------------|--------|----------------|---------|
| 材<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>料 | 調合ペイント塗り         | OP     | オイル塗りワックス拭き仕上げ | OF      |
|                                                    | 塩化ビニル樹脂エナメル塗り    | VP     | 人造石研出し         | 人研      |
|                                                    | アクリル樹脂エナメル塗り     | AP     | 現場テラゾ塗り        | 現テラ     |
|                                                    | フタル酸樹脂エナメル塗り     | FP     | 石綿セメント板        |         |
|                                                    | 合成樹脂エマル { 1種     | EP(1)  | フレキシブル板        | 石綿板 (F) |
|                                                    | ションペイント塗り { 2種   | EP(2)  | 平板             | 石綿板 (S) |
|                                                    | 多彩模様塗料塗り         | MP     | 軟質板            | 石綿板 (N) |
|                                                    | 合成樹脂エマル {        |        | 吸音用あなあきせっこうボード | PGB     |
|                                                    | マルション { A類       | SP     | せっこうボード        | GB      |
|                                                    | 砂壁状吹付け (内装用)     |        | 石綿けい酸カルシウム板    | ケイカル板   |
|                                                    |                  |        | フォームポリスチレン保温板  | FP板     |
|                                                    | 合成樹脂エマルション {     |        | 管 類            |         |
|                                                    | 砂壁状吹付け(外装用)      | リシン吹付け | ビニル管           | V       |
|                                                    | 化粧用セメント吹付け (外装用) |        | 遠心力鉄筋          | H       |
| 建<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>具 | 油性ステイン塗り         | OS     | コンクリート管        |         |
|                                                    | クリヤラッカー塗り        | CL     | 鉄 筋            | R       |
|                                                    | ラッカーエナメル塗り       | LE     | コンクリート管        |         |
|                                                    |                  |        | 鑄 鉄 管          | C       |
|                                                    | 木製戸              | WD     | 木製がらり          | WG      |
|                                                    | 鋼製戸              | SD     | 鋼製がらり          | SG      |
|                                                    | 鋼製軽量戸            | LD     | アルミニウム製がらり     | AG      |
|                                                    | ステンレス製戸          | SSD    | ふすま            | H       |
|                                                    | アルミニウム製戸         | AD     | 紙障子            | P       |
|                                                    | 木製窓              | WW     | ドアチェック         | DC      |
|                                                    | 鋼製窓              | SW     | フロアヒンジ         | FH      |
|                                                    | ステンレス製窓          | SSW    | ラバトリーヒンジ       | LH      |
|                                                    | アルミニウム製窓         | AW     | ピポットヒンジ        | PH      |
|                                                    | 鋼製巻込みシャッター       | SS     | オートヒンジ         | AH      |
|                                                    | 鋼製軽量シャッター        | LS     |                |         |

(機器材表示記号)

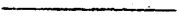
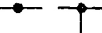
電気、機械設備等の器材表示記号は、次の表による。

## 電 力 設 備

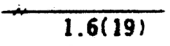
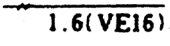
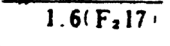
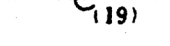
| 記 号                                                                                 | 名 称                          | 備 考                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ( 電 燈 )                                                                             |                              |                                                                            |
|    | けい光燈 天井付                     |                                                                            |
|    | けい光燈 天井付 (発電機回路)             |                                                                            |
|    | けい光燈天井付 (電池内蔵形)<br>(非常用照明器具) | 〔誘導灯との兼用器具<br>を含む。〕                                                        |
|    | けい光燈 壁付                      |                                                                            |
|    | けい光燈 角形天井付                   |                                                                            |
|   | けい光燈 非常用照明器具<br>白熱燈組込        |                                                                            |
|  | けい光燈 コードペンダント                |                                                                            |
|  | 白熱燈 天井付                      | 〔誘導灯との兼用器具<br>を含む。〕<br>位置ボックス2個とする。                                        |
|  | 白熱燈 壁付                       |                                                                            |
|  | 白熱燈 天井付 (発電機回路)              |                                                                            |
|  | 白熱燈 壁付 (発電機回路)               |                                                                            |
|  | 白熱燈 天井付<br>(非常用照明器具)         |                                                                            |
|  | 白熱燈 壁付<br>(非常用照明器具)          | 〔電池内蔵形又は電池<br>別置形誘導灯との兼<br>用器具を含む。〕<br>〔電池内蔵形又は電池<br>別置形誘導灯との兼<br>用器具を含む。〕 |
|  | 階段通路誘導灯                      |                                                                            |
|  | 避難口誘導灯 廊下通路誘導灯               |                                                                            |
|  | 1 P10A×1<br>埋込タンブラスイッチ (連用形) |                                                                            |
|  | 2 P10A×1<br>埋込タンブラスイッチ (連用形) |                                                                            |
|  | 3 W10A×1<br>埋込タンブラスイッチ (連用形) | 15A以上は、傍記による。                                                              |
|                                                                                     |                              | 15A以上は、傍記による。                                                              |
|                                                                                     |                              | 15A以上は、傍記による。                                                              |

| 記号                                                                                  | 名 称                                               | 備 考                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------|
|    | 埋込タンブラスイッチ 4W10A×1<br>(連用形)                       | 15A以上は、傍記による。                     |
|    | 埋込タンブラスイッチ 1 P10A×1<br>(連用形)<br>パイロットランプ付         | 15A以上は、傍記による。                     |
|    | 埋込タンブラスイッチ 1 P10A×1<br>(防水形)                      | 15A以上は、傍記による。                     |
|    | 埋込タンブラスイッチ 1 P10A×1<br>(防爆形)                      | 15A以上は、傍記による。                     |
|    | リモコンスイッチ                                          |                                   |
|    | リモコンスイッチ<br>パイロットランプ付                             |                                   |
|    | セレクタースイッチ                                         | 回路数は、傍記による。<br>傍記Lは、パイロットランプ付を示す。 |
|    | リモコンリレー                                           |                                   |
|   | リモコンリレー集合体                                        | リレー数は、傍記による。                      |
|  | 自動点滅器                                             | 容量は、傍記による。                        |
|  | 調光器                                               | 容量は、傍記による。                        |
|  | 天井コンセント 2 P15A×1<br>(抜け止め形)                       | 2個以上は、傍記による。                      |
|  | 床コンセント 2 P15A×1                                   | 2個以上は、傍記による。                      |
|  | 壁付コンセント 2 P15A×2<br>(連用形)                         | 1個又は3個以上は傍記による。                   |
|  | 壁付コンセント 2 P20A×1                                  | 20A以上は、傍記による。<br>プラグ付とする。         |
|  | 壁付コンセント 3 P15A×1                                  | 3極以上は、傍記による。<br>プラグ付とする。          |
|  | 壁付コンセント 2 P15A×1<br>接地極付                          | プラグ付とする。                          |
|  | 壁付コンセント 2 P15A×1<br>(防水形)                         | (プラグ不要とする。)                       |
|  | ファンコイル用<br>壁付コンセント 2 P15A×1<br>接地極付<br>(ツイストロック形) | (プラグ不要とする。)                       |
|  | 壁付コンセント 2 P15A×1<br>(防爆形)                         | プラグ、キャップ付とする。                     |

| 記 号    | 名 称                     | 備 考                                 |
|--------|-------------------------|-------------------------------------|
| T      | 壁付コンセント                 | 2 P15A×1<br>(ツイストロック形)              |
| E      | 壁付コンセント                 | 2 P15A×1<br>抜け止め形                   |
| ET     | 非常コンセント箱                | 埋込形                                 |
| ET     | 壁付コンセント<br>及び接地端子付      | 2 P15A×1<br>ET×1                    |
| ( 機器 ) |                         | (消防法によるもの)                          |
| M      | 電動機                     | 別途                                  |
| H      | 電熱器                     | 別途                                  |
| F      | 換気扇                     | 別途                                  |
| T      | サーモスタット                 | 別途                                  |
| H      | ヒューミディスタット              | 別途                                  |
| R      | 整流器                     | 容量は、傍記による。                          |
| B      | 蓄電池                     | 容量は、傍記による。                          |
| SV     | 電磁弁                     | 別途                                  |
| MV     | 電動弁                     | 別途                                  |
| S      | 開閉器箱                    | 極数、容量、ヒューズ容量、<br>しゃ断電流容量は、傍記による。    |
| C      | 電流計箱付開閉器・電磁開閉器          |                                     |
| B      | 電磁開閉器用押釦                | 傍記Lは、パイロットランプ付を<br>示す。              |
| F      | フロートスイッチ                | 別途                                  |
| LF     | フロートレススイッチ電極            | 別途 (電極数を傍記する)                       |
| P      | 圧力スイッチ                  | 別途                                  |
| B      | 配線用しゃ断器箱<br>(モーターブレーカー) | 極数、フレーム大きさ、定格電流、<br>しゃ断電流容量は、傍記による。 |

| 記号                                                                                  | 名称             | 備考                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 電動機用配線用しゃ断器箱   | 極数、フレーム大きさ、電動機容量、しゃ断電流容量は、傍記による。                                                                           |
|    | 電力量計（箱入又はフード付） | 集合計器箱の場合は数を傍記する。                                                                                           |
|    | 電流制限器          | 電流は、傍記による。                                                                                                 |
|    | 電流制限器（箱入）      | 電流は、傍記による。                                                                                                 |
|    | 漏電警報器          |                                                                                                            |
|    | 漏電火災警報器        | （消防法によるもの）                                                                                                 |
|    | ベル変圧器          | 容量、二次電圧は、傍記による。                                                                                            |
|    | リコモン変圧器        | 容量、二次電圧は、傍記による。<br>漏れ形の場合はLを傍記する。                                                                          |
| （ 盤 ）                                                                               |                |                                                                                                            |
|  | 電燈分電盤          | 二重枠のものは、耐熱保護とする。                                                                                           |
|  | 動力制御盤          |                                                                                                            |
|  | 電力分電盤          |                                                                                                            |
| （ 避雷針 ）                                                                             |                |                                                                                                            |
|  | 避雷針（突針）        | 立面図用                  |
|  | 避雷導線           | 材料の種類、大きさは、傍記による。接続点  |
|  | 接地             | 材料の種別は、傍記による。                                                                                              |
|  | 接地抵抗測定用端子      |                                                                                                            |
|  | 接地用端子箱         | 形式は、傍記による。                                                                                                 |
| （ 配管配線 ）                                                                            |                |                                                                                                            |
|  | 天井いんぺい配線       |                                                                                                            |



| 記 号                                                                                 | 名 称                                     | 備 考                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------|
|    | 床いんぺい配線                                 |                                             |
|    | 露出配線                                    |                                             |
|    | IV1.6×2本 鋼製電線管(19)                      | 電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。                       |
|    | IV1.6×2本 硬質ビニル電線管(16)<br>耐衝撃性の場合は(HIVE) | 電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。                       |
|    | IV1.6×2本 二種金属製可とう電線管(17)                | 電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。                       |
|    | 電線の入っていない鋼製電線管(19)                      | 電線管太さは、例示とする。                               |
|    | 立上り                                     | 同一階の立上り及び引下げは、表示されていない。配管太さ、電線太さ、本数は、傍記による。 |
|    | 素通し                                     |                                             |
|    | 引下げ                                     |                                             |
|  | 接地                                      | 種別は、傍記による。                                  |
|  | ジョイントボックス                               |                                             |
|  | プルボックス                                  | 形式は、傍記による。                                  |
|  | VVF用ジョイントボックス                           | 傍記 t は、端子付きを示す。                             |
|  | 受電点、引込口                                 |                                             |
| IV                                                                                  | 600V ビニル絶縁電線                            |                                             |
| HIV                                                                                 | 600V 二種ビニル絶縁電線                          |                                             |
| TIV                                                                                 | 通信用屋内2個よりビニル電線                          |                                             |
| TIVF                                                                                | 通信用屋内ビニル平形電線                            |                                             |
| SWVP                                                                                | 局内ビニル絶縁ビニルシースケーブル                       |                                             |
| ECX                                                                                 | ポリエチレン高周波同軸ケーブル                         |                                             |

| 記 号   | 名 称                              | 備 考                                                |
|-------|----------------------------------|----------------------------------------------------|
| MVVS  | ビニル絶縁ビニルシースマイクロホンコード             |                                                    |
| CPEV  | 市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル            |                                                    |
| CCP-P | 市内ユニット星色別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル   |                                                    |
| VVF   | 600V ビニル絶縁<br>ビニルシースケーブル 平形      | 太さ、心線数、条数は、傍記による。                                  |
| VVR   | 600V ビニル絶縁<br>ビニルシースケーブル 丸形      | 太さ、心線数、条数は、傍記による。                                  |
| CV    | 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル             | 電圧種別、太さ、心線数、条数は、傍記による。                             |
| CVV   | 制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル( ジャケット型 )     |                                                    |
| CVVS  | 制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル(ジャケット型シールド付き) |                                                    |
| FP    | 耐火電線                             |                                                    |
| HP    | 耐熱電線                             | 840℃30分の耐火試験に合格したものとする。<br>380℃15分の耐火試験に合格したものとする。 |

# 通 信 設 備

| 記 号                                                                                 | 名 称            | 備 考                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------|
| ( 電話 )                                                                              |                |                           |
|    | 内線電話機          |                           |
|    | ボタン電話機         |                           |
|    | 集合保安器箱 (箱のみ)   | 回線数は、傍記による。               |
|    | 転換器            |                           |
|    | 両切転換器          |                           |
|    | 端子盤            | 対数 (実装／容量一列数)<br>は、傍記による。 |
|    | 本配線盤           | 対数 (実装／容量一列数)<br>は、傍記による。 |
|   | 中継台 (手動交換機を含む) |                           |
|  | 自動交換機          |                           |
|  | ボタン電話主装置       |                           |
|  | 電話交換機用電源装置     | 形式は、傍記による。                |
|  | 床付電話用アウトレット    |                           |
|  | 壁付電話用アウトレット    |                           |
| ( 一般警報装置 )                                                                          |                |                           |
|  | 警報押ボタン         |                           |
|  | 警報ベル           |                           |
|  | 警報ブザー          |                           |
|  | 警報受信盤          |                           |

| 記 号                                                                                 | 名 称            | 備 考 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----|
| ( 電気時計 )                                                                            |                |     |
|    | 子時計            |     |
|    | 子時計用アウトレット     |     |
|    | スピーカ付子時計       |     |
|    | 時報子時計          |     |
|    | 親時計            |     |
|    | 親時計 モニター組込みのもの |     |
|    | 時報ベル           |     |
|    | 時報ブザー          |     |
| ( 拡声・インターホン )                                                                       |                |     |
|  | スピーカ           |     |
|  | スピーカ用アウトレット    |     |
|  | ホーン形スピーカ       |     |
|  | 床付マイクロホンジャック   |     |
|  | 床付スピーカジャック     |     |
|  | 壁付マイクロホンジャック   |     |
|  | 壁付スピーカジャック     |     |
|  | 音量調整器          |     |
|  | ラジオアンテナ        |     |
|  | 増幅器            |     |

| 記号                                                                                  | 名称             | 備考                |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------|
|    | 遠隔操作器          |                   |
|    | 電話機形インターホン子器   |                   |
|    | 電話機形インターホン親器   |                   |
|    | 拡声形インターホン子器    |                   |
|    | 拡声形インターホン親器    |                   |
|    | 壁付電話機形インターホン子器 |                   |
|    | 壁付電話形機インターホン子器 |                   |
|    | 壁付拡声形インターホン子器  |                   |
|    | 壁付拡声形インターホン親器  |                   |
| ( 呼出装置 )                                                                            |                |                   |
|  | 押ボタン (壁付)      | 2個以上のボタン数は、傍記による。 |
|  | 押ボタン (卓上)      | 2個以上のボタン数は、傍記による。 |
|  | ベル             |                   |
|  | チャイム           |                   |
|  | ブザー            |                   |
| ( 出退表示装置 )                                                                          |                |                   |
|  | 出退表示器          | 窓数は、傍記による。        |
|  | 出退表示スイッチ       |                   |
|  | 出退表示スイッチ盤      | スイッチ数は、傍記による。     |

| 記 号                                                                                 | 名 称                       | 備 考                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------|
| ( テレビジョン )                                                                          |                           |                     |
|    | テレビジョンアンテナ                | VHF、UHF、素子数は、傍器による。 |
|    | 増幅器                       |                     |
|    | 2分配器                      |                     |
|    | 4分配器                      |                     |
|    | 2分岐器                      |                     |
|    | 4分岐器                      |                     |
|    | 分波器、混合器                   |                     |
|    | 直列ユニット 75Ω                |                     |
|  | 直列ユニット 300Ω               |                     |
|  | 直列ユニット 75Ω 300Ω           |                     |
| R                                                                                   | 終端抵抗                      |                     |
|  | 機器収容箱                     |                     |
| ( 火災報知装置 )                                                                          |                           |                     |
|  | 差動式スポット型感知器 2種            | 1種の場合は、傍記による。       |
|  | 差動式スポット型感知器<br>2種小屋裏、天井裏  | 1種の場合は、傍記による。       |
|  | 差動式スポット型感知器<br>2種埋込形      | 1種の場合は、傍記による。       |
|  | 定温式スポット型感知器 1種            | 特種の場合は、傍記による。       |
|  | 定温式スポット型感知器 1種<br>小屋裏、天井裏 | 特種の場合は、傍記による。       |
|  | 定温式スポット型感知器<br>1種防水用      | 特種の場合は、傍記による。       |

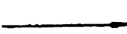
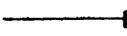
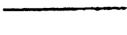
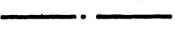
| 記号                                                                                  | 名称                       | 備考                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 定温式スポット型感知器 1 種耐酸形       | 特種の場合は、傍記による。                                                                                |
|    | 定温式スポット型感知器<br>1 種耐アルカリ形 | 特種の場合は、傍記による。                                                                                |
| E                                                                                   | 定温式スポット型感知器<br>1 種防爆形    | 特種の場合は、傍記による。                                                                                |
|    | 煙式感知器 2 種                | 1 種の場合は、傍記による。                                                                               |
|    | 煙式感知器 2 種小屋裏、天井裏         | 1 種の場合は、傍記による。                                                                               |
|    | 煙式感知器 2 種埋込形             | 1 種の場合は、傍記による。                                                                               |
| —                                                                                   | 空気管                      |  貫通個所を示す。 |
| - - -                                                                               | 空気管、小屋裏、天井裏              |                                                                                              |
|   | 差動式分布型感知器の検出部            | 種別は、傍記による。                                                                                   |
|  | 回路試験器                    |                                                                                              |
|  | P 型発信器                   | 級別は、傍記による。<br>傍記 E は、防爆型を示す。                                                                 |
|  | P 型発信器 屋外用               | 級別は、傍記による。                                                                                   |
|  | 火災警報ベル                   |                                                                                              |
|  | 火災警報ベル 屋外用               |                                                                                              |
|  | 受信機                      |                                                                                              |
|  | 受信機                      | 他の設備と連動する場合                                                                                  |
|  | 副受信機 (表示器)               |                                                                                              |
|  | 表示燈                      |                                                                                              |
|  | 非常放送移報器                  |                                                                                              |
|  | 消火装置移報器                  |                                                                                              |

| 記 号             | 名 称            | 備 考                       |
|-----------------|----------------|---------------------------|
|                 | 消火栓移報器         |                           |
|                 | 防火戸排煙等移報器      |                           |
|                 | 差動スポット試験器      | 個数は、傍記による。                |
| $\Omega$        | 終端抵抗器          |                           |
|                 | 総合盤            |                           |
|                 | 総合盤            | 屋内消火栓箱組込み                 |
| — · — · — ·     | 火災報知設備警戒区域境界線  |                           |
| ○<br>( 非常警報装置 ) | 火災報知設備警戒区域番号   | 上部に必要事項下部に警戒区域番号表わす場合もある。 |
|                 | 非常用押ボタン        |                           |
|                 | 非常電話機          | 番号は、傍記による。                |
|                 | 非常ベル           |                           |
|                 | 操作装置           |                           |
| ○               | 表示燈            |                           |
| — · — · — ·     | 非常警報設備報知区域境界線  |                           |
| △               | 非常警報設備報知区域境界番号 |                           |
| ( 消火設備 )        |                |                           |
|                 | 起動押ボタン         | 傍記Eは、防爆形を示す。              |
|                 | 起動押ボタン 防水用     |                           |
|                 | モータサイレン        | 別途                        |



| 記 号                                                                                 | 名 称                       | 備 考        |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------|
|    | 警報ベル                      | 窓数は、傍記による。 |
|    | 警報ブザー                     |            |
|    | 制御盤                       |            |
|    | 表示盤                       |            |
|    | 表示燈                       |            |
|    | 始動表示燈兼用形表示燈               | 種別は、傍記による。 |
| ( 防災設備 )                                                                            |                           |            |
|    | 煙式感知器 3 種<br>(建築基準法によるもの) |            |
|  | 熱式感知器<br>(建築基準法によるもの)     |            |
|  | 自動閉鎖機構 (防火戸)              |            |
|  | 自動閉鎖機構 (防火シャッター)          | 別途         |
|  | 自動閉鎖機構 (防火ダンパ)            | 別途         |
|  | 自動開放機構 (排煙ダンパ)            | 別途         |
|  | 連動制御器                     |            |
|  | 連動制御器<br>(操作部を有するもの)      |            |

# 屋 外 設 備

| 記 号                                                                                 | 名 称                           | 備 考                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| ( 屋外設備 )                                                                            |                               |                                   |
|    | 屋外燈                           |                                   |
|    | コンクリート柱                       | 長さ、設計荷重は、傍記による。                   |
|    | 木柱                            | 注入剤、長さは、傍記による。                    |
|    | 支線                            | 太さは、傍記による。<br>ガードを必要とする場合は、特記による。 |
|    | 支柱                            | (本柱と同材質とする。)                      |
|    | 架空電線路                         | 電圧、太さ、条数および電線種別は、傍記による。           |
| OW                                                                                  | 屋外用ビニル絶縁電線                    |                                   |
| 2DV                                                                                 | 引込用ビニル絶縁電線2コより                |                                   |
| 3DV                                                                                 | 引込用ビニル絶縁電線3コより                |                                   |
| OE                                                                                  | 屋外用ポリエチレン絶縁電線                 |                                   |
|  | 地中電線路                         | 電圧、ケーブル種別、太さ、心数および条数、保護材は、傍記による。  |
| VVR                                                                                 | 600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル丸型         |                                   |
| CVV                                                                                 | 制御用ビニルケーブル<br>(ジャケット形)        |                                   |
| CVVS                                                                                | 制御用ビニルケーブル<br>(ジャケット形シールド付)   |                                   |
| CV                                                                                  | 架橋ポリエチレン<br>絶縁ビニルシースケーブル      |                                   |
| CVT                                                                                 | 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル トリプレックス形 |                                   |
| CE                                                                                  | 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル       |                                   |
| CPEV                                                                                | 市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル         |                                   |

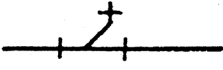
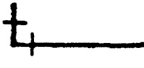
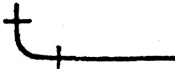
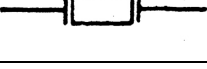
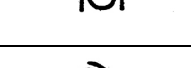
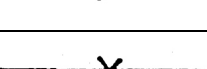
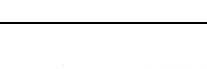
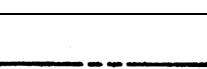
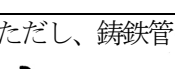
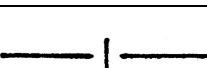
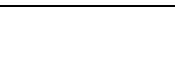
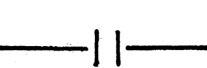
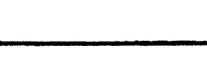
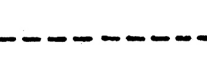
| 記 号   | 名 称                            | 備 考        |
|-------|--------------------------------|------------|
| CPEE  | 市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケابل       | 形式は、傍記による。 |
| CCP-P | 市内ユニット星色別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケابل |            |
| TOV   | 通信用屋外2コよりビニル電線                 |            |
| □     | マンホール                          |            |
| □     | ハンドホール                         |            |
| GP    | 配管用炭素鋼鋼管（黒管）                   |            |
| VE    | 硬質ビニル電線管                       |            |
| VP    | 硬質塩化ビニル管                       |            |

# 給 水 排 水 衛 生 空 調 設 備

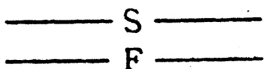
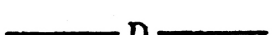
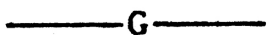
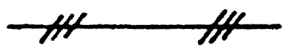
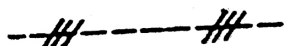
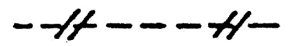
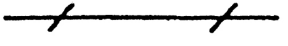
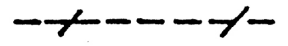
(配 管)

| 種                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  | 別 | 記 | 号 | 備 | 考 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---|---|---|---|---|
| 共<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>< |  |   |   |   |   |   |

## (配 管)

| 種 別    |      | 記 号                                          | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共<br>通 | 管の継手 | T Y                                          |  特に継手を示す場合に用いる。                                                                                                                                                                                              |
|        |      | エ ル ボ                                        |  同上                                                                                                                                                                                                          |
|        |      | 曲 管                                          |  同上                                                                                                                                                                                                          |
|        |      | 満 水 試<br>験 継 手                               |                                                                                                                                                                                                              |
|        |      | 可 撓 継 手                                      |                                                                                                                                                                                                              |
|        |      | 防 振 継 手                                      |                                                                                                                                                                                                              |
|        |      | ボ ー ル ジ<br>ョ イ ン ト                           |                                                                                                                                                                                                             |
|        | 管の固定 |                                              |                                                                                                                                                                                                            |
| 衛<br>生 | 給水管  | 市 水                                          |  ただし、鋳鉄管の場合は<br>                                                                                                       |
|        |      | 井 水                                          |  ただし、鋳鉄管の場合は<br>                                                                                                       |
|        | 給湯管  | 送 り                                          |                                                                                                                                                                                                            |
|        |      | 返 り                                          |                                                                                                                                                                                                            |
|        | 排水管  | 排 水                                          |  ただし、鋳鉄管の場<br>合は  、ヒューム<br>管の場合は  |
|        |      | 通 気                                          |                                                                                                                                                                                                            |
|        | 消火管  | 屋内及び<br>屋外消火<br>栓管、連<br>結送水管<br>並びに連<br>結散水管 |  ただし、鋳鉄管の場合は<br>                                                                                                       |

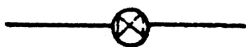
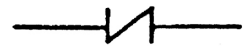
(配 管)

| 種 別 |              | 記 号                   | 備 考                                                                                 |                                                                                                                                   |  |
|-----|--------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 衛 生 | 消 火 管        | スプリンク<br>ラー及び<br>泡消火管 |    |                                                                                                                                   |  |
|     |              | ハロゲン<br>化 物<br>消 火 管  |    |                                                                                                                                   |  |
|     |              | 粉 末<br>消 火 管          |    |                                                                                                                                   |  |
|     | ガ ス 管        | 都市ガス                  |    | ただし、鋳鉄管の場合は<br> 、ガス配管<br>のみを示す図面の場合は<br>Gを省略する。 |  |
|     |              | 液化石油<br>ガ ス           |    | ガス配管のみを示す図面の場合<br>はPGを省略する。                                                                                                       |  |
| 空 調 | 高 圧<br>蒸 気 管 | 送 り                   |    |                                                                                                                                   |  |
|     |              | 返 り                   |  |                                                                                                                                   |  |
|     | 中 圧<br>蒸 気 管 | 送 り                   |  |                                                                                                                                   |  |
|     |              | 返 り                   |  |                                                                                                                                   |  |
|     | 低 圧<br>蒸 気 管 | 送 り                   |  | ただし、低圧蒸気直接暖房のみを<br>示す図面の場合は斜線を省略す<br>る。                                                                                           |  |
|     |              | 返 り                   |  | 同上                                                                                                                                |  |
|     | 冷 却 水 管      | 送 り                   |  |                                                                                                                                   |  |
|     |              | 返 り                   |  |                                                                                                                                   |  |
|     |              | 冷 水 管                 | 送 り                                                                                 |                                                |  |
|     |              |                       | 返 り                                                                                 |                                                |  |

(配 管)

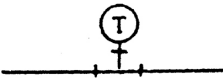
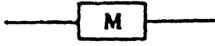
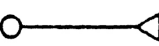
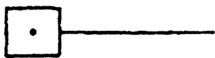
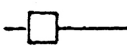
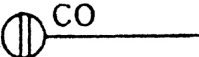
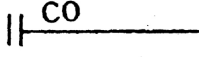
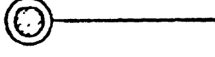
| 種 別 |             | 記 号                   | 備 考           |                                 |
|-----|-------------|-----------------------|---------------|---------------------------------|
| 空 調 | 温 水 管       | 送 り                   | ———H———       | ただし、温水暖房のみを示す図面<br>の場合は文字を省略する。 |
|     |             | 返 り                   | -----HR-----  |                                 |
|     | 冷温水管        | 送 り                   | ———CH———      |                                 |
|     |             | 返 り                   | -----CHR----- |                                 |
|     | 膨 張 管       |                       | ———E———       |                                 |
|     | 給 油 管       | 送 り                   | ———O———       |                                 |
|     |             | 返 り                   | -----OR-----  |                                 |
|     | 排 気 管       |                       | -----AV-----  | 空気抜管を含む                         |
|     | そ<br>の<br>他 | 圧縮空気                  | ———A———       |                                 |
|     |             | 真 空                   | ———V———       |                                 |
| 酸 素 |             | ———O <sub>2</sub> ——— |               |                                 |

(機器及び材料)

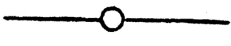
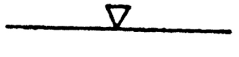
| 種  | 別           | 記                                                                                      | 号 | 備                                 | 考 |
|----|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------|---|
| 共通 | 埋 設 弁       |       |   |                                   |   |
|    | 仕 切 弁       |  GV   |   | バタフライ弁を使用するときは特記する。この場合、GVをBVとする。 |   |
|    | 玉 形 弁       |  SV   |   |                                   |   |
|    | 逆 止 弁       |       |   |                                   |   |
|    | コ ッ ク       |  CK   |   |                                   |   |
|    | 安全弁及び逃し弁    |       |   |                                   |   |
|    | 減 圧 装 置     |     |   | 図はバイパス管付きを示す。                     |   |
|    | 温 度 調 節 装 置 |     |   | 同                                 | 上 |
|    | 電 動 弁 装 置   |     |   | 同                                 | 上 |
|    | 電 磁 弁 装 置   |     |   | 同                                 | 上 |
|    | 空 気 弁       |     |   |                                   |   |
|    | 圧 力 計       |     |   |                                   |   |
|    | 水 高 計       |  WG |   |                                   |   |
|    | 連 成 計       |     |   |                                   |   |



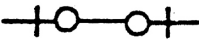
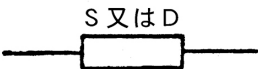
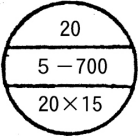
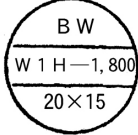
(機器及び材料)

| 種  | 別                | 記                                                                                   | 号 | 備 | 考 |
|----|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|
| 共通 | 温度計              |    |   |   |   |
|    | ストレーナ            |    |   |   |   |
| 衛生 | 量水器              |    |   |   |   |
|    | 水栓               |    |   |   |   |
|    | 洗浄弁              |    |   |   |   |
|    | ボールタップ           |    |   |   |   |
|    | シャワー             |   |   |   |   |
|    | 散水栓及び靴洗栓<br>(箱共) |  |   |   |   |
|    | 水栓柱              |  |   |   |   |
|    | 床上掃除口            |  |   |   |   |
|    | 床下掃除口            |  |   |   |   |
|    | 床排水トラップ          |  |   |   |   |
|    | 排水金物             |  |   |   |   |
|    | トラップ             |  |   |   |   |
|    | トラップ桝            |  |   |   |   |

(機器及び材料)

| 種 | 別                      | 記                                                                                   | 号 | 備                                                                                                  | 考 |
|---|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 衛 | インバート桧                 |    |   |                                                                                                    |   |
|   | ため桧                    |    |   |                                                                                                    |   |
|   | 公共桧                    |    |   |                                                                                                    |   |
|   | 屋内消火栓                  |    |   | 屋内消火栓箱付き                                                                                           |   |
|   | 屋内消火栓<br>(放水口共)        |    |   | 屋内消火栓箱付き                                                                                           |   |
|   | 連結送水管放水口               |    |   | 放水口格納箱付き                                                                                           |   |
|   | 連結送水管放水口               |   |   | 放水用器具格納箱付き                                                                                         |   |
|   | 屋外消火栓<br>(地上式)         |  |   | 屋外消火栓ホース格納箱付き                                                                                      |   |
|   | 屋外消火栓<br>(組込形)         |  |   | 屋外消火栓箱付き                                                                                           |   |
|   | 送水口                    |  |   |                                                                                                    |   |
| 生 | スプリンクラー、泡<br>及び連結散水ヘッド |  |   |                                                                                                    |   |
|   | ハロゲン化物及び粉<br>末噴射ヘッド    |  |   | いんぺい形の場合は、<br> |   |
|   | 一口ガスカラン                |  |   | ゴム管口コックを含む。                                                                                        |   |
|   | 二口ガスカラン                |  |   |                                                                                                    |   |
|   | 水取器                    |  |   |                                                                                                    |   |

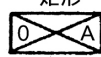
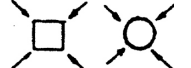
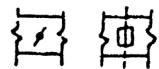
(機器及び材料)

| 種                                                    | 別                   | 記                                                                                   | 号 | 備                                                                                                                                                                             | 考 |
|------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 衛生<br><br><br><br><br><br>空<br><br><br><br><br><br>調 | ガスメータ               |    |   |                                                                                                                                                                               |   |
|                                                      | 高圧トラップ装置            |    |   | 図はバイパス管付きを示す。                                                                                                                                                                 |   |
|                                                      | 低圧トラップ装置            |    |   | 同 上                                                                                                                                                                           |   |
|                                                      | 吸上継手                |    |   |                                                                                                                                                                               |   |
|                                                      | サイレンサ               |    |   |                                                                                                                                                                               |   |
|                                                      | ベローズ形伸縮継手           |    |   | Sは単式、Dは複式を示す。                                                                                                                                                                 |   |
|                                                      | 柱形放熱器<br>同表示形式      |  |   | 細柱形<br>                                                                                  |   |
| 調                                                    | ベースボードヒーター<br>同表示形式 |  |   | 形式<br>壁掛形 BW<br>自立形 BF<br>種類<br>温水用一段式 W1H<br>温水用二段式 W2H<br>蒸気用一段式 S1H<br>蒸気用二段式 S2H<br> |   |

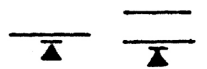
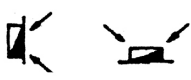
(機器及び材料)

| 種 別 |                         | 記 号 | 備 考                                                                            |
|-----|-------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------|
| 空 調 | コンベクター<br>同 表 示 形 式     |     | 形式<br>壁 掛 形 CW<br>自 立 形 CF<br>種類<br>温 水 用 W<br>蒸 気 用 S                         |
|     | ファンコンベクター<br>同 表 示 形 式  |     | 形式<br>床 置 形 FVF<br>天 井 っ り 形 FVC<br>種類<br>温 水 用 W<br>蒸 気 用 S                   |
|     | ファンコイルユニット<br>同 表 示 形 式 |     | 形式<br>床 置 露 出 形 FR<br>床 置 隠 ぺ い 形 FI<br>天 井 っ り 露 出 形 CR<br>天 井 っ り 隠 ぺ い 形 CI |

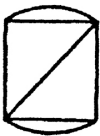
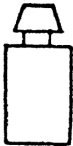
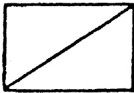
(機器及び材料)

| 種      | 別           | 記        | 号                                                                                                                                                                             | 備                                                                                   | 考                                      |
|--------|-------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 空<br>調 | 風 道         | 空調送気     | —S—                                                                                                                                                                           |    | 風道のみを示す図面の場合は、Sを省略する。                  |
|        |             | 同上断面     | 矩形  円形      |                                                                                     |                                        |
|        | 風 道         | 空調還気     | —R—                                                                                                                                                                           |    | 風道のみを示す図面の場合は、Rを省略する。                  |
|        |             | 同上断面     | 矩形  円形      |                                                                                     |                                        |
|        | 風 道         | 外気又は換気送気 | —OA—                                                                                                                                                                          |    |                                        |
|        |             | 同上断面     | 矩形  円形      |                                                                                     |                                        |
|        | 風 道         | 排 気      | —E—                                                                                                                                                                           |  |                                        |
|        |             | 同上断面     | 矩形  円形  |                                                                                     |                                        |
|        | 排 煙 道       | 排 煙      | —SM—                                                                                                                                                                          |  |                                        |
|        |             | 同上断面     | 矩形  円形  |                                                                                     |                                        |
|        | 吹 出 口 (壁 付) |          |                                                                                            |                                                                                     |                                        |
|        | 同 上 (天井付)   |          |                                                                                            |                                                                                     |                                        |
|        | 吸 込 口 (壁 付) |          |                                                                                            |                                                                                     |                                        |
|        | 同 上 (天井付)   |          |                                                                                            |                                                                                     |                                        |
|        | ダ ン パ ー     |          |                                                                                            |                                                                                     | 風量調節ダンパーはVD<br>防火ダンパーはFD<br>防煙ダンパーはSFD |

(機器及び材料)

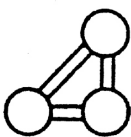
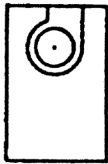
| 種 別                                                    |            | 記 号                                                                                 | 備 考                                |
|--------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 空<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>調 | モーターダンパー   |    |                                    |
|                                                        | 外気取入ガラリ    |    |                                    |
|                                                        | 排気ガラリ      |    |                                    |
|                                                        | たわみ継手      |    |                                    |
|                                                        | 点検戸        |    |                                    |
|                                                        | 排煙口(壁付)    |    | SM-W×H<br>W: 巾 (mm)<br>H: 高さ (mm)  |
|                                                        | 排煙口(天井付)   |   | SM-W×H<br>W: よこ (mm)<br>H: たて (mm) |
|                                                        | コイル(加熱)    |  |                                    |
|                                                        | 同上(冷却)     |  |                                    |
|                                                        | 同上(加熱冷却)   |  |                                    |
|                                                        | サーモスタット    |  |                                    |
|                                                        | ヒューミディスタット |  |                                    |
|                                                        | 換気扇        |  |                                    |

(機器及び材料 (説明図用))

| 名称        | 区分 | 略 図                                                                                 | 種 別 記 号                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|----|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水 ろ 過 器   |    |    | $\textcircled{\text{WF}}$                                                                                                                                                                                                    |
| ガ ス 湯 沸 器 |    |    | $\textcircled{\text{GH}}$                                                                                                                                                                                                    |
| ポ ン プ     |    |   | $\textcircled{\text{Pw}}$ 水 ポ ン プ<br>$\textcircled{\text{Po}}$ 油 ポ ン プ<br>$\textcircled{\text{Pv}}$ 真 空 給 水 ポ ン プ                                                                                                            |
| 槽         |    |  | $\textcircled{\text{Tw}}$ 受 水 槽<br>$\textcircled{\text{TWH}}$ 高 置 水 槽<br>$\textcircled{\text{TwR}}$ 減 圧 水 槽<br>$\textcircled{\text{TE}}$ 膨 張 水 槽<br>$\textcircled{\text{To}}$ 貯 油 槽<br>$\textcircled{\text{ToS}}$ オイルサービスタンク |



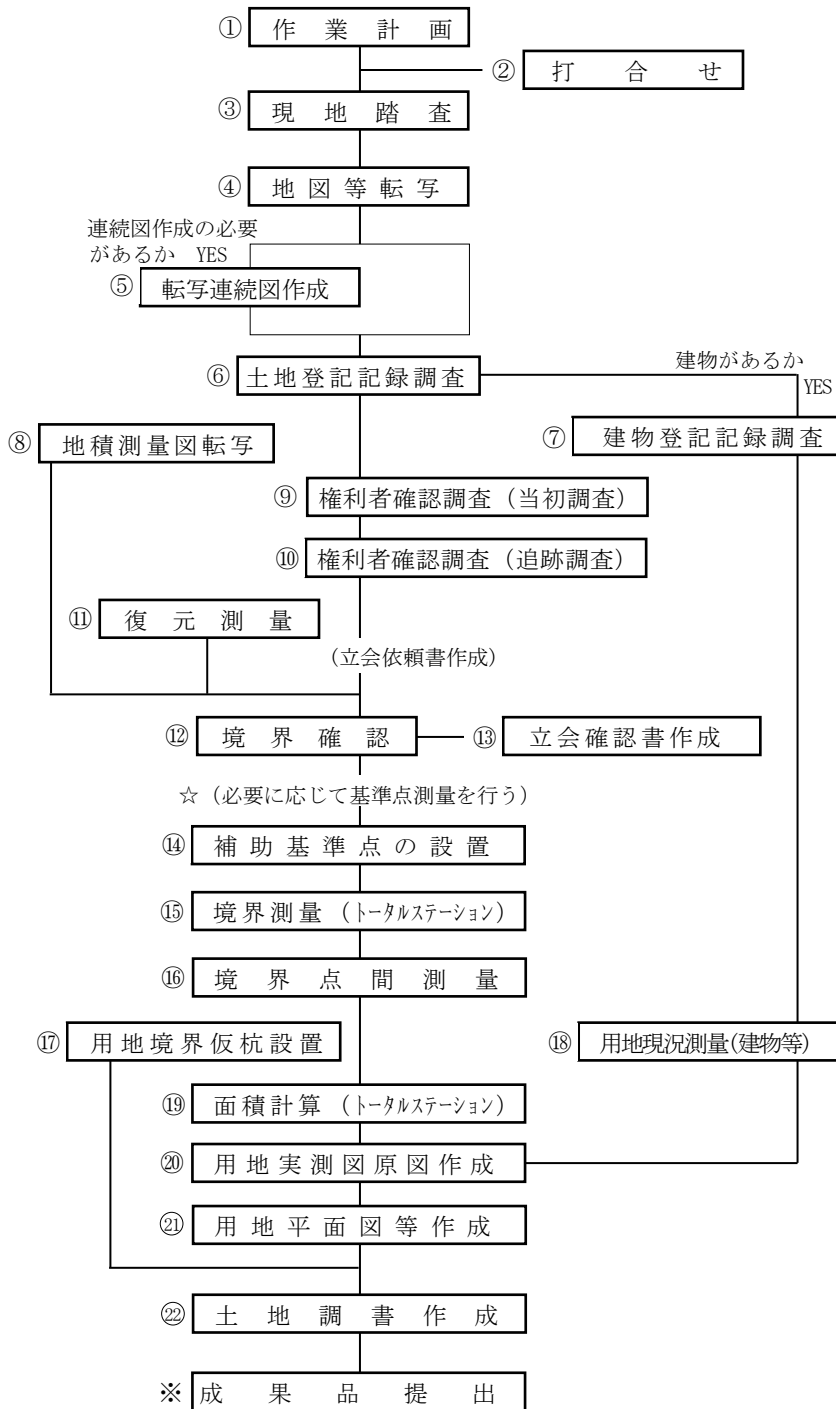


| 名称          | 区分 | 略 図                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 種 別 記 号                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 冷 凍 機       |    |    <p>(往復動冷凍機) (遠心冷凍機)<br/>(吸収冷凍機)</p>                                                                                                              | <p><math>\textcircled{R_R}</math> 往復動冷凍機</p> <p><math>\textcircled{R_C}</math> 遠心冷凍機</p> <p><math>\textcircled{R_A}</math> 吸収冷凍機</p>                                                                                                                   |
| 空 気 調 和 機   |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p><math>\textcircled{AC_P}</math> パッケージ形<br/>空 気 調 和 機</p> <p><math>\textcircled{AC_U}</math> ユニット形<br/>空 気 調 和 機</p>                                                                                                                                 |
| 空 気 清 浄 装 置 |    |    <p><math>\textcircled{AF_U}</math> <math>\textcircled{AF_R}</math> <math>\textcircled{AF_E}</math><br/><math>\textcircled{AF_{ER}}</math></p> | <p><math>\textcircled{AF_U}</math> ユニット形<br/>空 気 ろ 過 器</p> <p><math>\textcircled{AF_R}</math> 自動巻取形<br/>自 動 巻 取 形 器</p> <p><math>\textcircled{AF_{ER}}</math> 電気ろ過材形<br/>誘 電 ろ 過 材 形 器</p> <p><math>\textcircled{AF_E}</math> 集じん器<br/>電 気 集 じ ん 器</p> |
| 冷 却 塔       |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p><math>\textcircled{CT}</math></p>                                                                                                                                                                                                                   |
| 送 風 機       |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p><math>\textcircled{F_S}</math> 給 気 用</p> <p><math>\textcircled{F_E}</math> 排 気 用</p> <p><math>\textcircled{F_K}</math> 排 煙 用</p>                                                                                                                    |



(参考)

## 用地測量業務フローチャート



## 作業内容

- ①作業内容の確認、作業計画書作成、必要資料等の収集、資料検討、機材準備
- ②発注機関との打合せ協議（中間打合せについては基準書によるものとする）
- ③現地の状況把握、範囲の確認等
- ④閲覧申請書作成、転写、着色、補足事項転記、分割転写図合成、製図（トレース図）転写作者等の記載
- ⑤編集、土地取得予定線・図葉界の記入、製図（トレース）、作成作者名記入
- ⑥閲覧交付申請書作成、登記事項証明書または登記簿謄本交付申請・受領、土地調査表作成
- ⑦閲覧交付申請書作成、登記事項証明書または登記簿謄本交付申請・受領、建物調査票（一覧）・建物登記記録等調査表（個人）作成
- ⑧閲覧申請書作成、転写
- ⑨交付申請書作成、法人登記簿謄本交付申請・受領、権利者調査票作成、連絡先調査
- ⑩交付申請書作成、相続関係説明図作成、権利者調査表作成、連絡先調査
- ⑪資料調査（明示確定図、地籍測量図等）、現地踏査（境界点・基準点・引照点等観測）、変換計算、逆打計算、復元杭設置
- ⑫資料作成、立会日時・作業手順の検討、立会依頼書・立会人名簿作成、立会、境界杭設置
- ⑬土地境界確認書作成、権利者、隣接者の署名☆別途計上する。
- ⑭既存基準点の成果表借用、基準点検測踏査・選点、観測、杭設置、計算、基準点網図、成果表作成
- ⑮観測、計算、計算簿・境界点網図作成
- ⑯観測、座標値からの距離計算、較差による判定
- ⑰交点計算、用地境界仮杭設置
- ⑱細部測量、編集済データの作成
- ⑲座標法または数値三斜法による面積計算、土地調査表への記入
- ⑳データ入力、細部編集、図化
- ㉑データ入力、図化
- ㉒土地調書の作成

※成果品を提出する。  
（参考；別記2成果品一覧表）

備考. 建物登記記録調査でその戸数に含まれる建物の定義について  
一画の敷地内において一所有者が所有する建物を一戸とする。  
この場合、建物登記記録において複数棟になっていても一戸とみなす。



# 様式一覧表

用地調査等業務共通仕様書

| No.  | 様式名称            | 関係条項         | 様式ページ |
|------|-----------------|--------------|-------|
| 4-1  | 担当技術者届          | 第7条          | 1     |
| 4-2  | 経歴書             | 第7条          | 2     |
| 5-1  | 業務計画書           | 第15条         | 3     |
| 5-2  | 業務工程表           | 第15条         | 4     |
| 6    | 委託業務打合せ簿        | 第16、27条      | 5     |
| 7    | 記録簿             | 第13条         | 6     |
| 8    | 支給品引渡通知書        | 第17条         | 7     |
| 9    | 支給品受領書          | 第17条         | 8     |
| 10   | 支給品精算書          | 第17条         | 9     |
| 11   | 支給品返納書          | 第17条         | 10    |
| 12   | 再委託（変更等）申出書     | 第8条          | 11    |
| 13   | 再委託について         | 第8条          | 12    |
| 16   | 電子媒体等納品書        | 第24条         | 15    |
| 17   | 障害物伐除報告書        | 第19条         | 16    |
| 18   | 身分証明書           | 第20条         | 17    |
| 19-1 | 土地の登記記録調査表（一覧）  | 第48条         | 18    |
| 19-2 | 土地の登記記録調査表      | 第48、59条      | 19    |
| 20-1 | 建物の登記記録調査表（一覧）  | 第48条         | 20    |
| 20-2 | 建物の登記記録調査表      | 第48条         | 21    |
| 21-1 | 権利者調査表（土地）      | 第48条         | 22    |
| 21-2 | 権利者調査表（建物）      | 第48条         | 23    |
| 22   | 用地測量（境界確認）立会一覧表 | 第52条         | 24    |
| 23   | 立会確認書           | 第55条         | 25    |
| 24   | 取得用地一覧表         | 第59条         | 26    |
| 25-1 | 土地現地調査報告書       | 第61条         | 27    |
| 25-2 | 参考図             | 第61条         | 28    |
| 26-1 | 計画概要表（検討資料）     | 第96、120、126条 | 29    |
| 26-2 | 計画概要表           | 第96、120、126条 | 30    |
| 26-3 | 面積比較表           | 第96、120、126条 | 31    |
| 26-4 | 計画概要比較表         | 第96、120、126条 | 32    |

| No.  | 様 式 名 称                 | 関 係 条 項   | 様式ページ |
|------|-------------------------|-----------|-------|
| 27-1 | 居 住 者 調 査 表（自 家 ・ 家 主）  | 第105、107条 | 33    |
| 27-2 | 居 住 者 調 査 表（借 家 ・ 借 間）  | 第105、107条 | 34    |
| 28   | 消 費 税 等 調 査 表           | 第110、111条 | 35    |
| 29-1 | 企 業 概 要 書               | 第117、125条 | 38    |
| 29-2 | 移 転 工 法（計 画）案 検 討 概 要 書 | 第120、126条 | 39    |
| 29-3 | 移 転 工 法（計 画）各 案 の 比 較 表 | 第120、126条 | 40    |
| 30   | 補 償 説 明 記 録 簿           | 第153条     | 41    |
| 31   | 土 地 調 査 書               | 第161条     | 42    |
| 32   | 物 件 調 査 書               | 第161条     | 43    |

# 参 考 要 領 一 覧 表

用地調査等業務共通仕様書

| No. | 正 式 名 称                                                     | 略 称                                           | 発 行 所 名           |
|-----|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------|
| 1   | 改葬の補償及び祭し料調査算定要領                                            | 改 葬 及 び 祭 し 料 要 領                             | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 2   | 建物移転料算定要領                                                   | 建 物 要 領                                       | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 3   | 建物移転料算定要領<br>別添一の一 木造建物調査積算要領<br>〔軸組工法〕                     | 木 造 建 物 要 領<br>〔 軸 組 工 法 〕                    | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 4   | 建物移転料算定要領<br>別添一の二 木造建物調査積算要領<br>〔ツーバイフォー工法又は木質系プレ<br>ハブ工法〕 | 木 造 建 物 要 領<br>〔ツーバイフォー工法<br>又は木質系プレハブ工<br>法〕 | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 5   | 建物移転料算定要領<br>別添二 非木造建物調査積算要領                                | 非 木 造 建 物 要 領                                 | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 6   | 機械設備調査算定要領                                                  | 機 械 設 備 要 領                                   | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 7   | 附帯工作物調査算定要領                                                 | 附 帯 工 作 物 要 領                                 | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 8   | 立竹木調査算定要領                                                   | 立 竹 木 要 領                                     | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 9   | 営業補償調査算定要領                                                  | 営 業 要 領                                       | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 10  | 仮住居等に要する費用に関する調査<br>算定要領                                    | 仮 住 居 要 領                                     | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 11  | 家賃減収補償調査算定要領                                                | 家 賃 減 収 要 領                                   | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 12  | 借家人補償調査算定要領                                                 | 借 家 人 要 領                                     | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 13  | 動産移転料調査算定要領                                                 | 動 産 要 領                                       | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |
| 14  | 移転雑費算定要領                                                    | —                                             | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |

|    |                                   |                            |                   |
|----|-----------------------------------|----------------------------|-------------------|
| 15 | 用地調査等業務共通仕様書<br>別記 5 事業認定申請図書作成要領 | —                          | 国土交通省<br>中部地方整備局  |
| 16 | 地盤変動影響調査算定要領                      | 地 盤 変 動 影 響<br>調 査 算 定 要 領 | 中部地区用地対策<br>連絡協議会 |



## 第2編 用地アセスメント調査等業務共通仕様書



## 第2編 用地アセスメント調査等業務共通仕様書

## 目 次

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| 第1章 総則                    | 2-2-1  |
| 第1条 趣旨等                   | 2-2-1  |
| 第2条 用語の定義                 | 2-2-1  |
| 第3条 基本的処理方針               | 2-2-2  |
| 第4条 監督員                   | 2-2-2  |
| 第5条 主任技術者                 | 2-2-3  |
| 第6条 (未制定)                 | 2-2-3  |
| 第7条 業務従事者及び担当技術者          | 2-2-3  |
| 第8条 再委託                   | 2-2-3  |
| 第9条 用地アセスメント調査等業務の区分      | 2-2-4  |
| 第2章 用地アセスメント調査等業務の基本的処理方法 | 2-2-5  |
| 第10条 施行上の義務及び心得           | 2-2-5  |
| 第11条 施行上の留意事項             | 2-2-5  |
| 第12条 業務の着手                | 2-2-5  |
| 第13条 書類提出                 | 2-2-5  |
| 第14条 打合せ等                 | 2-2-6  |
| 第15条 現地踏査                 | 2-2-7  |
| 第16条 業務計画の策定              | 2-2-7  |
| 第17条 監督員の指示等              | 2-2-7  |
| 第18条 支給品等                 | 2-2-8  |
| 第19条 立入り及び立会い             | 2-2-8  |
| 第20条 身分証明書の携帯             | 2-2-8  |
| 第21条 監督員への業務履行状況の報告       | 2-2-8  |
| 第22条 成果物の一部提出等            | 2-2-9  |
| 第23条 成果物                  | 2-2-9  |
| 第24条 検査                   | 2-2-9  |
| 第25条 修補                   | 2-2-9  |
| 第26条 条件変更等                | 2-2-10 |
| 第27条 守秘義務                 | 2-2-10 |
| 第28条 個人情報への取扱い            | 2-2-10 |
| 第29条 安全等の確保               | 2-2-10 |
| 第30条 行政情報流出防止対策の強化        | 2-2-11 |
| 第31条 (未制定)                | 2-2-11 |

## 目 次

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| 第32条 保険加入の義務             | 2-2-11 |
| 第3章 業務の内容                | 2-2-12 |
| 第1節 調査                   | 2-2-12 |
| 第33条 権利調査                | 2-2-12 |
| 第34条 目視調査                | 2-2-12 |
| 第35条 現地聞込み調査             | 2-2-12 |
| 第36条 公的記録簿調査             | 2-2-12 |
| 第37条 地元精通者等確認調査          | 2-2-12 |
| 第38条 測地的確認調査             | 2-2-12 |
| 第39条 用地リスクの内容            | 2-2-12 |
| 第2節 調査票等の作成              | 2-2-12 |
| 第40条 用地リスク特定調査票の作成       | 2-2-12 |
| 第41条 用地リスク配置図の作成         | 2-2-13 |
| 第42条 用地リスク工程表の作成         | 2-2-13 |
| 第43条 用地取得工程管理計画書（原表）の作成  | 2-2-13 |
| 第44条 用地取得工程管理計画書（管理用）の作成 | 2-2-13 |
| 第45条 調査票等の作成             | 2-2-13 |
| 別記1 成果物一覧表               | 2-2-14 |
| 様式一覧表                    | 2-2-15 |
| 参考1 用地リスク一覧表             | 2-2-17 |
| 参考2 各種記載例                | 2-2-23 |

## 第2編 用地アセスメント調査等業務共通仕様書

### 第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この用地アセスメント調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、三重県の事業に関し、円滑な用地取得を図るため、事業予定地の用地リスクに関する調査及び用地取得の工程管理計画の策定等を行う業務（以下「用地アセスメント調査等業務」という。）を委託に付する場合の業務内容その他の必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 用地アセスメント調査等業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書（第9条に掲げる権利調査にあつては、この仕様書及び用地調査等業務共通仕様書。以下この項、第5条第4項、第16条第1項及び第17条第2項において同じ。）により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、この仕様書とは別に発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「用地リスク」とは、用地取得の円滑な進捗を阻害することが想定される個別の要因をいい、参考1用地リスク一覧表に掲げるものをいう。
- 二 「発注者」とは、三重県知事をいう。
- 三 「受注者」とは、用地アセスメント調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 四 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- 五 未制定
- 六 未制定
- 七 未制定
- 八 「検査員」とは、用地アセスメント調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 九 「主任技術者」とは、契約書第10条に規定する管理技術者を読み替えるものとし、用地アセスメント調査等業務の主たる業務に関し、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者で受注者が発注者に通知した者をいう。
- 十 未制定
- 十一 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、第7条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 十二 「契約書」とは、別冊の「設計業務等委託契約書」をいう。
- 十三 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対す

る質問回答書をいう。

十四 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。

十五 「数量総括表」とは、用地アセスメント調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

十六 「現場説明書」とは、用地アセスメント調査等業務に関する入札等に参加する者に対して、必要に応じて発注者が当該用地アセスメント調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。

十七 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

十八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地アセスメント調査等業務の遂行に係わる事項について書面をもって示し、実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。

十九 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、用地アセスメント調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

二十 「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地アセスメント調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

二十一 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た用地アセスメント調査等業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

二十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

二十三 未制定

二十四 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査員が用地アセスメント調査等業務の完了を確認することをいう。

二十五 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

二十六 「協力者」とは、受注者が用地アセスメント調査等業務の遂行に当たって再委託する者をいう。

二十七 「権利者」とは、用地アセスメント調査等業務の対象となる区域に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

(基本的処理方針)

第3条 受注者は、用地アセスメント調査等業務を実施する場合において、この仕様書等及び関係法令等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

(監督員)

第4条 監督員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭

による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

(主任技術者)

第5条 受注者は、用地アセスメント調査等業務における主任技術者を定め、契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日等」という。))を含む。)以内に発注者に通知しなければならない。

2 主任技術者は、業務の履行に当たり、この用地アセスメント調査等業務の主たる業務に関し、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可。)でなければならない。

3 受注者が主任技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

4 主任技術者は、第3章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が、受注に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、仕様書等及び発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。)を行わなければならない。

なお、第23条に定める成果物のうち、地図の転写図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に主任技術者の資格及び氏名の記載を行うものとする。

5 未制定

6 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第6条 未制定

(業務従事者及び担当技術者)

第7条 受注者は、用地アセスメント調査等業務の実施に当たり、業務従事者(補助者を除く。)として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に担当技術者届(様式第4号の1)及び経歴書(様式第4号の2)により発注者に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。

3 未制定

(再委託)

第8条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地アセスメント調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・分析等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再

委託することはできない。

2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、再委託（変更等）申出書（様式第12号）を発注者に提出し、再委託について（様式第13号）により発注者の承諾を得なければならない。

4 未制定

5 受注者は、用地アセスメント調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い、用地アセスメント調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者が、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者である場合は、三重県の指名停止期間中であってはならない。

（用地アセスメント調査等業務の区分）

第9条 この仕様書によって履行する用地アセスメント調査等業務は、次の区分により行うものとする。

| 区 分        | 種 目                                                                                                                                                                          |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 権 利 調 査    | 公図等の転写、地積測量図転写、土地の登記記録調査、建物の登記記録調査、権利者確認調査及び公図等転写連続図作成をいう。                                                                                                                   |
| 第1用地アセスメント | ルート形状決定前（事業構想段階における概略計画時点又は環境影響評価時点）の事業に適用するもので、効率的に事業を施行可能とする線形（ルート帯）の検討資料の一部とするために第33条から第36条までに規定する調査を実施し、用地取得事務において想定される用地リスクの情報を事前に把握・分析のうえ、第40条から第42条までの調査票等を作成することをいう。 |
| 第2用地アセスメント | ルート形状決定後（都市計画決定後等）の事業に適用するもので、効率的施策メニュー導入の可否等の検討資料とするために第33条から第38条までに規定する調査を実施し、用地取得事務において回避困難な用地リスクの情報を事前に把握・分析のうえ、第40条から第42条までの調査票等及び第43条の用地取得工程管理計画書（原表）を作成することをいう。       |
| 工程管理計画の策定  | 第2用地アセスメントの実施後、把握した用地リスクの情報を基に、概ねの供用時期、工事着手時期等を考慮し、用地取得期間の短縮に有効な効率化策の導入も検討したうえで、これらを集約した第44条の用地取得工程管理計画書（管理用）を作成することをいう。                                                     |



## 第2章 用地アセスメント調査等業務の基本的処理方法

(施行上の義務及び心得)

第10条 受注者は、用地アセスメント調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地アセスメント調査等業務の処理上知り得た情報及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地アセスメント調査等業務は権利者の財産等に関するもの及び権利者の個人情報に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。

また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

- 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(施行上の留意事項)

第11条 主任技術者は、用地アセスメント調査等業務の適正な履行を確保するため、業務に従事する者が次に掲げる事項を適切に行えるよう業務に従事する者を指揮監督しなければならない。

- 一 用地アセスメント調査等業務の実施に当たって、契約書及びこの仕様書の内容を十分理解し、また、業務を処理する現地等について十分に把握しておくこと。
- 二 用地アセスメント調査等業務を正確かつ誠実に実施すること。
- 三 用地アセスメント調査等業務の実施のために権利者等へ連絡等を行う場合は、その内容を相手に正確に伝えること。
- 四 用地アセスメント調査等業務の実施に際しては、用地アセスメント調査等業務に関する図書を適切に整理しておくこと。

(業務の着手)

第12条 受注者は、特記仕様書の定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く。）以内に用地アセスメント調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が用地アセスメント調査等業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

(書類提出)

第13条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作

成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに8名までとする。）。

#### 4 未制定

5 第3項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

6 第3項、第5項において、受注者は本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

7 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、第3項によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

8 第3項、第7項による完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。

9 第3項、第7項による登録について、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

（打合せ等）

第14条 用地アセスメント調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連携をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録簿（様式第7号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて記録簿を作成するものとする。

2 用地アセスメント調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3 主任技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

4 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。

なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

(現地踏査)

第15条 受注者は、用地アセスメント調査等業務の着手に先立ち、対象となる区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(業務計画の策定)

第16条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に仕様書等及び現地踏査の結果等を基に業務計画書（様式第5号の1）を策定し監督員に提出しなければならない。

2 前項の業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第28条、第29条、第30条及び第32条に関する事項も含めるものとする。

一 業務概要

二 実施方針

三 業務工程表（様式第5号の2）

四 業務組織計画（業務内容とその担当者名等を記載）

五 打合せ計画

六 成果物の品質を確保するための計画（受注者のチェック体制等を記載）

七 成果物の内容、部数

八 使用する主な図書及び基準

九 連絡体制（緊急時を含む。）

十 使用する主な機器

十一 未制定

十二 その他

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 受注者は、第1項の業務計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督員の指示等)

第17条 受注者は、用地アセスメント調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地アセスメント調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。

3 監督員の指示、受注者が用地アセスメント調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合及び前項の協議は、委託業務打合せ簿（様式第6号）により行うものとする。

4 未制定

5 未制定

(支給品等)

第18条 受注者は、用地アセスメント調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給品として使用する場合には、発注者から貸与又は交付支給を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の交付を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。

3 支給品の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給品の引渡しは、支給品引渡通知書(様式第8号)により行うものとする。

4 受注者は、前項の支給品を受領したときは、支給品受領書(様式第9号)を監督員に提出するものとする。

5 受注者は、用地アセスメント調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に支給品を返納するとともに支給品精算書(様式第10号)及び支給品返納書(様式第11号)を監督員に提出するものとする。

6 受注者は支給品を仕様書等に定める目的以外に使用又は複写してはならない。

(立入り及び立会い)

第19条 受注者は、用地アセスメント調査等業務を実施するために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、用地アセスメント調査等業務を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(身分証明書の携帯)

第20条 受注者は、用地アセスメント調査等業務の着手に当たり、あらかじめ主任技術者ほか用地アセスメント調査等業務に従事する者(以下「主任技術者等」という。)の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書(様式第18号)の交付を受けるものとし、用地アセスメント調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

2 主任技術者等は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、用地アセスメント調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(監督員への業務履行状況の報告)

第21条 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成して監督員に提出しなけれ

ばならない。

- 2 受注者は、監督員から用地アセスメント調査等業務の履行状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、前項の履行状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

- 第22条 受注者は、用地アセスメント調査等業務の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。
- 2 監督員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果物)

- 第23条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。
- 一 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
  - 二 目次及びページを付す。
- 2 提出する成果物は、別記1 成果物一覧表に掲げる成果物で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各1部とする。
  - 3 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査票等の原簿及び関係資料を契約書第40条の2に定める契約不適合責任期間保管し、発注者が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。
  - 4 受注者は、前項に定める期間を経過した後、調査票等の原簿及び関係資料の消去又は廃棄を確実に行わなければならない。

(検査)

- 第24条 受注者は、検査員が用地アセスメント調査等業務の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。
  - 3 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守するものとする。

(修補)

- 第25条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
  - 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
  - 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第26条 契約書第18条第1項(5)に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、委託業務打合せ簿(様式第6号)によるものとする。

(守秘義務)

第27条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 受注者は、当該業務の結果(業務実施の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第16条第1項に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。

三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

四 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。

五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行わなければならない。

六 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第28条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地アセスメント調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記(用地)「個人情報の取扱いに関する特記事項(用地関係業務)」を守らなければならない。

(安全等の確保)

第29条 受注者は、屋外で行う用地アセスメント調査等業務の実施に際しては、用地アセスメント調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に務めなければな

らない。

- 2 受注者は、屋外で行う用地アセスメント調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地アセスメント調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う用地アセスメント調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う用地アセスメント調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う用地アセスメント調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 6 受注者は、屋外で行う用地アセスメント調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う用地アセスメント調査等業務の実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(行政情報流出防止対策の強化)

- 第30条 受注者は、用地アセスメント調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第16条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
- 2 受注者は、用地アセスメント調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

### 第31条 未制定

(保険加入の義務)

- 第32条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

## 第3章 業務の内容

### 第1節 調査

（権利調査）

第33条 権利調査は、用地調査等業務共通仕様書第40条から第44条までの規定に基づき実施するものとする。

（目視調査）

第34条 目視調査とは、都市計画図、市販地図等を基に調査対象範囲の現地調査を行い、目視により判明可能な用地リスクの情報の収集を行うことをいう。

（現地聞き取り調査）

第35条 現地聞き取り調査とは、地方公共団体（都道府県、市町村及び区）、登記所等に対し、調査対象地における用地リスクの情報のヒアリング調査を実施し、情報の収集を行うことをいう。

（公的記録簿調査）

第36条 公的記録簿調査とは、地方公共団体（都道府県、市町村及び区）に対し、漁業権、鉱業権、温泉利用権等に関する許認可申請書類等の調査を実施し、情報の収集を行うことをいう。

（地元精通者等確認調査）

第37条 地元精通者等確認調査とは、地元精通者又は町内会長等に対し、調査対象地における用地リスクの情報のヒアリング調査を実施し、情報の収集を行うことをいう。

（測地的確認調査）

第38条 測地的確認調査とは、比較的簡易な調査（例 測量機器を使用せず、巻尺等を用いて行う簡易な測量等）により判明する用地リスクの情報について調査を実施し、情報の収集を行うことをいう。

（用地リスクの内容）

第39条 受注者は、第34条から第38条までの調査を実施するにあたっては、参考1用地リスク一覧表の用地リスクの内容を参考とするものとする。

### 第2節 調査票等の作成

（用地リスク特定調査票の作成）

第40条 受注者は、第33条から第38条までの調査により把握した用地リスクの情報を基に、案件（所在地）ごとに次に掲げる事項を用地リスク特定調査票（様式第39号）に記載し、その内容の



確認を監督員から受けるものとする。

- 一 用地リスクの所在地及び名称等
- 二 用地リスクの内容等（用地取得の手順、用地リスクの内容、調査項目等）
- 三 概況写真
- 四 位置図
- 五 その他

（用地リスク配置図の作成）

第41条 受注者は、発注者から貸与を受けた図面（空中写真測量に基づく測量図、工事平面図等）を基に、第33条から第38条までの調査により把握した用地リスクの情報を用地リスク配置図（様式第40号）に記載し、その内容の確認を監督員から受けるものとする。

（用地リスク工程表の作成）

第42条 受注者は、次の各号の方法により用地リスク工程表（様式第41号）を作成し、その内容の確認を監督員から受けるものとする。

- 一 参考1用地リスク一覧表に記載されている単独処理期間を用いて、用地リスクの内容ごとに、単独処理期間を整理した用地リスク工程表（その1）を作成する。
- 二 用地リスク工程表（その1）をもとに、各用地リスクの処理開始時期、処理期間、複数の用地リスクの同時処理（重複処理）等を考慮し、全体の処理期間を算出した用地リスク工程表（その2）を作成する。

（用地取得工程管理計画書（原表）の作成）

第43条 受注者は、前条第2号で作成した用地リスク工程表（その2）を集約し、事業区域内全ての物件等（用地リスク）を表示する用地取得工程管理計画書（原表）（様式第42-1号）を作成し、その内容の確認を監督員から受けるものとする。

（用地取得工程管理計画書（管理用）の作成）

第44条 受注者は、前条で作成した用地取得工程管理計画書（原表）（様式第42-1号）に、用地幅杭打設時期、工事着手予定時期等を記載し、用地取得完了の目標時期（工事着手時期）を超過する、又は影響を与える可能性が高いものについては、用地取得期間を短縮するための効率化策及び導入後の用地取得期間を用地リスク工程表（その3）に記載するとともに、用地取得工程管理計画書（原表）に用地取得期間を短縮するための効率化策導入後の用地取得期間、土地収用法に基づく事業認定申請時期等を反映・追記し、用地取得工程管理計画書（管理用）（様式第42-2号）を作成し、その内容の確認を監督員から受けるものとする。

（調査票等の作成）

第45条 受注者は、第40条から第44条までの調査票等を作成するに当たっては、参考2各種記載例を参考とするものとする。

## 成 果 物 一 覧 表

| 分類                                                        | 業 務 区 分                     | 様式<br>番号 | 成果品の名称                 | 規格等 | 備 考                                      |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------|----------|------------------------|-----|------------------------------------------|
| 用地調査等業務共通仕様書<br><br>第 3 章<br>関係                           | 地図の転写                       | —        | 地図写                    |     | 地積測量図（写）を含む。                             |
|                                                           |                             | —        | 地図の連続図                 |     |                                          |
|                                                           | 土地の登記記録<br>の調査              | —        | 土地の登記記録                |     |                                          |
|                                                           |                             | 19-1     | 土地の登記記録調査表<br>（一覧）     | A－4 |                                          |
|                                                           |                             | 19-2     | 土地の登記記録調査表             | A－4 | 立木登記がなされている場合には、その内容を様式第19-1の備考欄に記載すること。 |
|                                                           | 建物の登記記録<br>の調査              | —        | 建物の登記記録                |     |                                          |
|                                                           |                             | 20-1     | 建物の登記記録調査表<br>（一覧）     | A－4 |                                          |
|                                                           |                             | 20-2     | 建物の登記記録調査表             | A－4 |                                          |
|                                                           | 権利者の確認調査                    | —        | 戸籍簿等及び法人登記簿<br>又は商業登記簿 | A－4 |                                          |
|                                                           |                             | 21-1     | 権利者調査表（土地）             | A－4 |                                          |
|                                                           |                             | 21-2     | 権利者調査表（建物）             | A－4 |                                          |
|                                                           |                             | —        | 相続関係説明図                | A－4 |                                          |
| 用地ア<br>セスメ<br>ント調<br>査等業<br>務共通<br>仕様書<br><br>第 3 章<br>関係 | 用地リスク<br>特定調査票の作成           | 39       | 用地リスク特定調査票             | A－4 |                                          |
|                                                           | 用地リスク配置図の<br>作成             | 40       | 用地リスク配置図               |     |                                          |
|                                                           | 用地リスク工程表の<br>作成             | 41       | 用地リスク工程表               | A－4 |                                          |
|                                                           | 用地取得工程管理計<br>画書（原表）の作成      | 42-1     | 用地取得工程管理計画書<br>（原票）    |     |                                          |
|                                                           | 用地取得工程管理<br>計画書（管理用）<br>の作成 | 42-2     | 用地取得工程管理計画書<br>（管理用）   |     |                                          |

# 様式一覧表

用地アセスメント調査等業務共通仕様書

| No.  | 様式名称             | 関係条項    | 様式ページ |
|------|------------------|---------|-------|
| 4-1  | 担当技術者届           | 第7条     | 1     |
| 4-2  | 経歴書              | 第7条     | 2     |
| 5-1  | 業務計画書            | 第16条    | 3     |
| 5-2  | 業務工程表            | 第16条    | 4     |
| 6    | 委託業務打合せ簿         | 第17、26条 | 5     |
| 7    | 記録簿              | 第14条    | 6     |
| 8    | 支給品引渡通知書         | 第18条    | 7     |
| 9    | 支給品受領書           | 第18条    | 8     |
| 10   | 支給品精算書           | 第18条    | 9     |
| 11   | 支給品返納書           | 第18条    | 10    |
| 12   | 再委託（変更等）申出書      | 第8条     | 11    |
| 13   | 再委託について          | 第8条     | 12    |
| 16   | 電子媒体等納品書         | 第23条    | 15    |
| 18   | 身分証明書            | 第20条    | 17    |
| 19-1 | 土地の登記記録調査表（一覧）   | 第33条    | 18    |
| 19-2 | 土地の登記記録調査表       | 第33条    | 19    |
| 20-1 | 建物の登記記録調査表（一覧）   | 第33条    | 20    |
| 20-2 | 建物の登記記録調査表       | 第33条    | 21    |
| 21-1 | 権利者調査表（土地）       | 第33条    | 22    |
| 21-2 | 権利者調査表（建物）       | 第33条    | 23    |
| 39   | 用地リスク特定調査票       | 第40条    | 50    |
| 40   | 用地リスク配置図         | 第41条    | 51    |
| 41   | 用地リスク工程表         | 第42条    | 52    |
| 42-1 | 用地取得工程管理計画書（原表）  | 第43、44条 | 53    |
| 42-2 | 用地取得工程管理計画書（管理用） | 第44条    | 54    |



用地リースク一覧表

※収用効果

- A：大きく短縮になるもの（50%）
- B：ある程度短縮（30%）
- C：僅かな程度短縮（10%）
- ：収用にならないもの

用地リスク一覧表

| 用地リスクの特定 |         |          |                           | 単独<br>処理<br>期間<br>(年)                       | 収<br>用<br>効<br>果                                   | 所要期間の説明                                  | 第1・第2アセスメント                                        |                                                 |    |   | 第2アセスメント |    |  |
|----------|---------|----------|---------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----|---|----------|----|--|
| コード      | 用地リスク項目 | 用地リスクの内容 | I                         |                                             |                                                    |                                          | II                                                 | III                                             | IV | V | VI       |    |  |
|          |         |          | ①目視調査<br>目視で判別が可<br>能なリスク | ②公的記録等調査<br>地権者を巻き込ま<br>ず公的記録等で<br>判別可能なリスク | ③現地周辺調査<br>現地の市町村等<br>への問込みで確<br>認できる可能性の<br>あるリスク | ④地元精通者等確認調査<br>地権者等への問取<br>は判明しないリス<br>ク | ⑤測地的調査<br>比較的簡易な調<br>査及び検討を果<br>施しなければ判明<br>しないリスク | ⑥用地調査<br>本格的な調査及<br>び検討を実施しな<br>ければ判明しない<br>リスク |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          |    |  |
|          |         |          |                           |                                             |                                                    |                                          |                                                    |                                                 |    |   |          | </ |  |

用地リスク一覧表

| 用地リスクの特定 |                                  | 単独<br>処理<br>期間<br>(年) | 収<br>用<br>効<br>果 | 所要期間の説明                    | 第1・第2アセスメント               |                                             | 第2アセスメント                                           |                                                     |                                                   |                                                 |  |
|----------|----------------------------------|-----------------------|------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--|
| コード      | 用地リスク項目                          |                       |                  |                            | I                         | II                                          | III                                                | IV                                                  | V                                                 | VI                                              |  |
|          | 用地リスクの内容                         |                       |                  |                            | ①目視調査<br>目視で判別が可<br>能なリスク | ②公的記録等調査<br>地権者を巻き込ま<br>ず公的記録等で<br>判別可能なリスク | ③現地周辺調査<br>現地の市町村等<br>への問込みで確<br>認できる可能性の<br>あるリスク | ④地元精通者等確認調査<br>地元精通者等に<br>直接確認しなけれ<br>ば判明しないリス<br>ク | ⑤測地的調査<br>比較的簡易な調<br>査及び検討を果<br>施しなれば判明<br>しないリスク | ⑥用地調査<br>本格的な調査及<br>び検討を実施しな<br>ければ判明しない<br>リスク |  |
| c. 補償額算定 |                                  |                       |                  |                            |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| 1. 補償額算定 |                                  |                       |                  |                            |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c1001    | (1) 土地価格等評価算定<br>(残地補償・残地工事費を含む) | 1.0                   |                  |                            |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
|          |                                  |                       |                  |                            |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
|          |                                  |                       |                  |                            |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2001    | (2) 建物等物件算定<br>(営業補償等を含む)        | 1.0                   |                  | 移転工法の認定、補償額の積算に時間を要す<br>る。 |                           | 市町村への調査                                     |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2002    | a 文化財保護法等の指定建物                   | 1.5                   |                  |                            | 目視で判断可能                   |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2003    | b 工場                             | 1.0                   |                  |                            | 目視で判断可能                   |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2004    | c 商業店舗                           | 1.5                   |                  |                            | 目視で判断可能                   |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2005    | d 産業廃棄物処理施設                      | 1.5                   |                  |                            |                           | 届出書類の調査                                     |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2006    | e JIS認定工場                        | 1.5                   |                  |                            |                           | 届出書類の調査                                     |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2007    | f 法令制限・承認等を要する工場                 | 1.5                   |                  |                            |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2008    | g ホテル、旅館                         | 1.0                   |                  |                            | 目視で判断可能                   |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2009    | h 予備調査が必要な営業体                    | 1.5                   |                  |                            | 目視で判断可能                   |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2010    | i 養殖物補償                          | 1.5                   |                  |                            |                           | 届出書類の調査                                     |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2011    | j 鉱業権                            | 1.5                   |                  |                            |                           | 届出書類の調査                                     |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2012    | k 砂利採掘権                          | 1.5                   |                  |                            |                           | 届出書類の調査                                     |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2013    | l 温泉利用権                          | 1.5                   |                  |                            |                           | 届出書類の調査                                     |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2014    | m フランチャイズ、チェーン店、特約店、代理店          | 1.0                   |                  |                            | 目視で判断可能                   | 登記簿調査                                       |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2015    | n 外国の所有建物等(米軍所有施設等)              | 1.5                   |                  |                            |                           | 届出書類の調査                                     |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2016    | o 漁業補償                           | 2.0                   |                  |                            |                           | 届出書類の調査                                     |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2017    | p 公共施設                           | 1.5                   |                  |                            | 目視で判断可能                   | 登記簿調査                                       |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2018    | q 区分所有建物                         | 1.0                   |                  | 目視で判断可能                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c2019    | r 旅館等の庭園                         | 1.0                   |                  | 目視で判断可能                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
|          | s 神社、仏閣                          | 1.0                   |                  | 目視で判断可能                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
|          |                                  |                       |                  |                            |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c9001    | 補償額算定に問題が無い                      | 0.5                   |                  |                            |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| c9002    | 本局審査が必要                          | 0.5                   |                  |                            |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
|          |                                  |                       |                  |                            |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
|          |                                  |                       |                  |                            |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |

用地リスク一覧表

| 用地リスクの特定    |                                                                                                                                                                                                     | 単独<br>処理<br>期間<br>(年) | 収<br>用<br>効<br>果 | 所要期間の説明                                            | 第1・第2アセスメント               |                                             |                                                    |                                                     | 第2アセスメント                                          |                                                 |  |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------------|----------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--|
| コード         | 用地リスク項目                                                                                                                                                                                             |                       |                  |                                                    | ①目視調査<br>目標で判別が可<br>能なリスク | ②公的記録等調査<br>地権者を巻き込み<br>ず公的記録等で<br>判別可能なリスク | ③現地周辺調査<br>現地の市町村等<br>への問込みで確<br>認できる可能性の<br>あるリスク | ④地元精通者等確認調査<br>地元精通者等に<br>直接確認しなけれ<br>ば判明しないリス<br>ク | ⑤測地的調査<br>比較的簡易な調<br>査及び検討を果<br>施しなれば判明<br>しないリスク | ⑥用地調査<br>本格的な調査及<br>び検討を実施しな<br>ければ判明しない<br>リスク |  |
| d. 用地交渉     |                                                                                                                                                                                                     |                       |                  |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| 1. 残地補償等関係  |                                                                                                                                                                                                     |                       |                  |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d1001       | ①残地買収・残地補償要件が多い<br>a 残地補償要件が要件に適合しない<br>b 残地買収要件が要件に適合しない                                                                                                                                           | 1.5                   | B                | 補償制度の問題であるが、理解を得るために<br>は相当の時間が必要。                 |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d1002       |                                                                                                                                                                                                     | 2.0                   | B                |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     | 用地交渉<br>用地交渉                                      |                                                 |  |
|             |                                                                                                                                                                                                     |                       |                  |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
|             |                                                                                                                                                                                                     |                       |                  |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d1003       | ②残地等の工事費が発生する<br>a 残地工事費<br>b 隣接地工事費                                                                                                                                                                | 1.0                   | B                |                                                    |                           |                                             |                                                    | 用地交渉                                                |                                                   |                                                 |  |
| d1004       |                                                                                                                                                                                                     | 1.0                   | B                |                                                    |                           |                                             |                                                    | 用地交渉                                                |                                                   |                                                 |  |
| 2. 関係人数関係   |                                                                                                                                                                                                     |                       |                  |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d2001       | ①用地交渉等関係人数が多い<br>a 区分所有建物又は敷地<br>b 多数居住する賃貸マンション等の借家人<br>c 外国・遠隔地等の関係者<br>d 土地所有者等の関係者数が多い                                                                                                          |                       |                  | 適正規模関係人数より多いと非効率的執行と<br>なり、交渉熟度が低下し必要期間が長期化す<br>る。 | 登記簿調査                     |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d2002       |                                                                                                                                                                                                     | 2.0                   | C                |                                                    | 権利調査                      |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d2003       |                                                                                                                                                                                                     | 1.0                   | C                |                                                    | 権利調査                      |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d2004       |                                                                                                                                                                                                     | 1.0                   | C                |                                                    | 登記簿調査                     |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| 3. 権利継続関係   |                                                                                                                                                                                                     |                       |                  |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d3001       | ①相続問題が発生する土地等が多い<br>a 相続不確定土地<br>b 相続争いのある土地<br>c 相続人が多い                                                                                                                                            | 1.0                   | C                | 相続確定に時間を要する。                                       | 権利調査                      |                                             |                                                    | 地権者等への問取                                            |                                                   |                                                 |  |
| d3002       |                                                                                                                                                                                                     | 2.0                   | C                |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d3003       |                                                                                                                                                                                                     | 1.0                   | C                |                                                    | 権利調査                      |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
|             |                                                                                                                                                                                                     |                       |                  |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d3004       | ②その他権利問題が多い<br>a 成年後見人が必要<br>b 抵当権等の設定や譲渡担保となっている建物、敷地<br>c 不在者財産管理人制度活用<br>d 失踪宣言手続<br>e 多重債務を含む抵当権等付土地<br>f 差押・仮差押え付き土地<br>g 係争中の土地・建物<br>h 時効取得等法的手続きが必要<br>i 相続財産管理人制度活用<br>j 個人共有名義となっている地区所有地 | 1.0                   | C                |                                                    |                           |                                             |                                                    | 地権者等への問取                                            |                                                   |                                                 |  |
| d3005       |                                                                                                                                                                                                     | 1.0                   | C                | 登記簿調査                                              |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d3006       |                                                                                                                                                                                                     | 1.0                   | C                |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     | 用地交渉<br>用地交渉                                      |                                                 |  |
| d3007       |                                                                                                                                                                                                     | 1.0                   | C                |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d3008       |                                                                                                                                                                                                     | 2.0                   | C                | 登記簿調査                                              |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d3009       |                                                                                                                                                                                                     | 2.0                   | C                | 登記簿調査                                              |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d3010       |                                                                                                                                                                                                     | 2.0                   | C                |                                                    |                           |                                             |                                                    | 地権者等への問取                                            | 物件調査                                              |                                                 |  |
| d3011       |                                                                                                                                                                                                     | 2.0                   | C                |                                                    |                           |                                             |                                                    | 地権者等への問取                                            |                                                   |                                                 |  |
| d3012       |                                                                                                                                                                                                     | 1.0                   | C                |                                                    |                           |                                             |                                                    | 地権者等への問取                                            |                                                   |                                                 |  |
| d3013       |                                                                                                                                                                                                     | 2.0                   | C                |                                                    |                           |                                             |                                                    | 地権者等への問取                                            |                                                   |                                                 |  |
| d3014       | ③区分地上権の設定用地<br>a 区分地上権設定地                                                                                                                                                                           | 1.0                   | C                |                                                    | 登記簿調査                     |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| 4. 事業非協力者関係 |                                                                                                                                                                                                     |                       |                  |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d4001       | ①事業に非協力的な関係者がいる<br>a 補償額不満<br>b 不当要求者<br>c 行政不信・環境等組織反対者<br>d 税制に対する不満                                                                                                                              | 1.5                   | B                | 土地価格下落が著しいことから、後年度取得箇<br>所の時点修正評価への理解が得難い。         |                           |                                             |                                                    | 市町村等への問取                                            | 用地交渉                                              |                                                 |  |
| d4002       |                                                                                                                                                                                                     | 2.5                   | A                |                                                    |                           |                                             |                                                    | 市町村等への問取                                            |                                                   |                                                 |  |
| d4003       |                                                                                                                                                                                                     | 2.5                   | A                |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     |                                                   |                                                 |  |
| d4004       |                                                                                                                                                                                                     | 1.5                   | B                |                                                    |                           |                                             |                                                    |                                                     | 用地交渉                                              |                                                 |  |



用地リスク一覧表

[illegible]



用地リスク特定調査票

作成日： 年 月 日

|      |                                                     |
|------|-----------------------------------------------------|
| 整理番号 | 1                                                   |
| 調査段階 | ■ 第1用地アセスメント調査<br>□ 第2用地アセスメント調査<br>□ 用地取得に係る現場着手以降 |
| 所在地  | 〇〇市〇〇町1丁目2番3号                                       |
| 名称等  | 〇〇〇〇マンション                                           |
| 特記事項 | 世帯数77戸                                              |

|      |                                                                                                     |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概況写真 |                   |
| 位置図  |  <p>縮尺: 1/〇〇〇〇</p> |

| 用地取得の手順 |          | コード   | 用地リスクの内容       | 調査項目        | 備考    |
|---------|----------|-------|----------------|-------------|-------|
| 用地リスク   | 土地の調査・測量 | a9001 | 土地の調査・測量に問題が無い | 目視調査、公的記録調査 |       |
|         | 建物等物件調査  | b1012 | 区分所有建物又は敷地     | 同上          | 集会所あり |
|         | 補償額算定    | c2017 | 区分所有建物         | 同上          |       |
|         | 用地交渉     | d2001 | 区分所有建物又は敷地     | 同上          |       |
|         | 土地の明け渡し  | e1006 | 区分所有建物         | 同上          |       |
|         |          |       |                |             |       |
|         |          |       |                |             |       |

# 用地リスク配置図



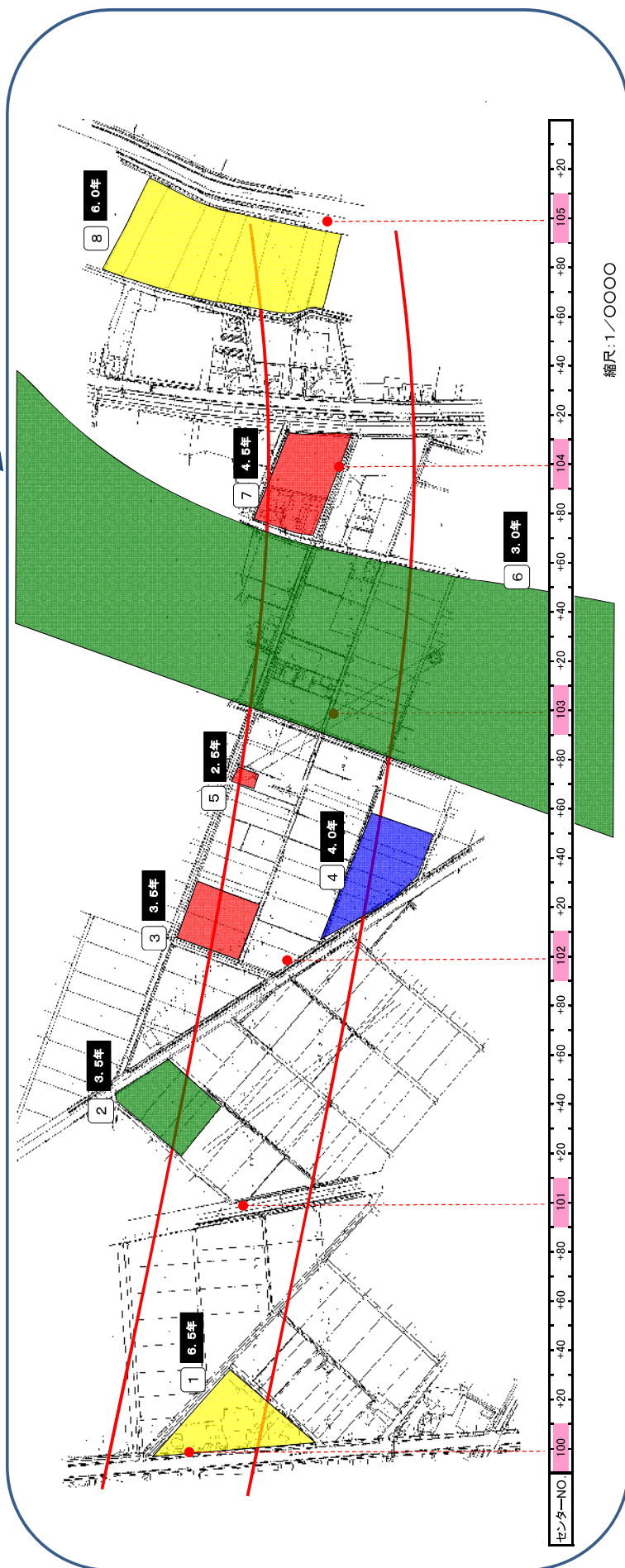
位置図

縮尺: 1/0000

作成日: 年 月 日

※凡 例

|             |            |             |
|-------------|------------|-------------|
| a. 土地の調査・測量 | b. 建物等物件調査 | c. 補償額算定    |
| d. 用地交渉     | e. 土地の明け渡し | (年数) 用地取得期間 |



縮尺: 1/0000

※凡 例

a. 土地の調査・測量

b. 建物等物件調査

c. 補償額算定

d. 用地交渉

e. 土地の明け渡し

作成日： 年 月 日

用地リスク工程表

| 整理番号           |          | 1     |                | 名称等     |     | 〇〇〇〇マンション |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|----------------|----------|-------|----------------|---------|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|--|--|--|--|------|----|-------|
| [ そ の 1 ]      |          |       |                |         |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
| 用地リスク内容と処理期間   |          |       |                | 処理年数内容  |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  | 備考   |    |       |
|                |          |       |                | 1年目     | 2年目 | 3年目       | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |  |  |  |  |      |    |       |
| 単独<br>処理<br>期間 | 用地取得の手順  | コード   | 用地リスクの内容       | 処理期間(年) |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                | 土地の調査・測量 | a9001 | 土地の調査・測量に問題が無い | 0.5     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                | 建物等物件調査  | b1012 | 区分所有建物又は敷地     | 2.0     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                | 補償額算定    | c2017 | 区分所有建物         | 1.0     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                | 用地交渉     | d2001 | 区分所有建物又は敷地     | 2.0     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                | 土地の明け渡し  | e1006 | 区分所有建物         | 2.0     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
| 単独処理期間の計       |          |       |                | 7.5     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
| [ そ の 2 ]      |          |       |                |         |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
| 用地リスク内容と処理期間   |          |       |                | 処理年数内容  |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  | 備考   |    |       |
|                |          |       |                | 1年目     | 2年目 | 3年目       | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |  |  |  |  |      |    |       |
| 複合<br>処理<br>期間 | 用地取得の手順  | コード   | 用地リスクの内容       | 処理期間(年) |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                | 土地の調査・測量 | a9001 | 土地の調査・測量に問題が無い | 0.5     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                | 建物等物件調査  | b1012 | 区分所有建物又は敷地     | 2.0     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                | 補償額算定    | c2017 | 区分所有建物         | 1.0     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                | 用地交渉     | d2001 | 区分所有建物又は敷地     | 2.0     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                | 土地の明け渡し  | e1006 | 区分所有建物         | 2.0     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
| 複合処理期間の計       |          |       |                | 6.5     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
| [ そ の 3 ]      |          |       |                |         |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
| 用地リスク内容と処理期間   |          |       |                | 処理年数内容  |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  | 留意点等 | 現状 | 作業方針等 |
|                |          |       |                | 1年目     | 2年目 | 3年目       | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |  |  |  |  |      |    |       |
| 効率化策           | 用地取得の手順  | コード   | 用地リスクの内容       | 処理期間(年) |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                |          |       |                |         |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                |          |       |                |         |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                |          |       |                |         |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                |          |       |                |         |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
|                |          |       |                |         |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |
| 効率化策導入後の想定処理期間 |          |       |                | 0.0     |     |           |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |      |    |       |

# 用地取得工程管理計画書（原表）

000バパス

作成日： 年 月 日

| 工区 |  | 1工区 |  |  |  | 2工区 |  |  |  | 3工区 |  |  |  | 4工区 |  |  |  | 5工区 |  |  |  | 6工区 |  |  |  | 7工区 |  |  |  | 8工区 |  |  |  | 9工区 |  |  |  | 10工区 |  |  |  | 11工区 |  |  |  | 12工区 |  |  |  | 13工区 |  |  |  | 14工区 |  |  |  | 15工区 |  |  |  | 16工区 |  |  |  | 17工区 |  |  |  | 18工区 |  |  |  | 19工区 |  |  |  | 20工区 |  |  |  | 21工区 |  |  |  | 22工区 |  |  |  | 23工区 |  |  |  | 24工区 |  |  |  | 25工区 |  |  |  | 26工区 |  |  |  | 27工区 |  |  |  | 28工区 |  |  |  | 29工区 |  |  |  | 30工区 |  |  |  | 31工区 |  |  |  | 32工区 |  |  |  | 33工区 |  |  |  | 34工区 |  |  |  | 35工区 |  |  |  | 36工区 |  |  |  | 37工区 |  |  |  | 38工区 |  |  |  | 39工区 |  |  |  | 40工区 |  |  |  | 41工区 |  |  |  | 42工区 |  |  |  | 43工区 |  |  |  | 44工区 |  |  |  | 45工区 |  |  |  | 46工区 |  |  |  | 47工区 |  |  |  | 48工区 |  |  |  | 49工区 |  |  |  | 50工区 |  |  |  | 51工区 |  |  |  | 52工区 |  |  |  | 53工区 |  |  |  | 54工区 |  |  |  | 55工区 |  |  |  | 56工区 |  |  |  | 57工区 |  |  |  | 58工区 |  |  |  | 59工区 |  |  |  | 60工区 |  |  |  | 61工区 |  |  |  | 62工区 |  |  |  | 63工区 |  |  |  | 64工区 |  |  |  | 65工区 |  |  |  | 66工区 |  |  |  | 67工区 |  |  |  | 68工区 |  |  |  | 69工区 |  |  |  | 70工区 |  |  |  | 71工区 |  |  |  | 72工区 |  |  |  | 73工区 |  |  |  | 74工区 |  |  |  | 75工区 |  |  |  | 76工区 |  |  |  | 77工区 |  |  |  | 78工区 |  |  |  | 79工区 |  |  |  | 80工区 |  |  |  | 81工区 |  |  |  | 82工区 |  |  |  | 83工区 |  |  |  | 84工区 |  |  |  | 85工区 |  |  |  | 86工区 |  |  |  | 87工区 |  |  |  | 88工区 |  |  |  | 89工区 |  |  |  | 90工区 |  |  |  | 91工区 |  |  |  | 92工区 |  |  |  | 93工区 |  |  |  | 94工区 |  |  |  | 95工区 |  |  |  | 96工区 |  |  |  | 97工区 |  |  |  | 98工区 |  |  |  | 99工区 |  |  |  | 100工区 |  |  |  | 101工区 |  |  |  | 102工区 |  |  |  | 103工区 |  |  |  | 104工区 |  |  |  | 105工区 |  |  |  | 106工区 |  |  |  | 107工区 |  |  |  | 108工区 |  |  |  | 109工区 |  |  |  | 110工区 |  |  |  | 111工区 |  |  |  | 112工区 |  |  |  | 113工区 |  |  |  | 114工区 |  |  |  | 115工区 |  |  |  | 116工区 |  |  |  | 117工区 |  |  |  | 118工区 |  |  |  | 119工区 |  |  |  | 120工区 |  |  |  | 121工区 |  |  |  | 122工区 |  |  |  | 123工区 |  |  |  | 124工区 |  |  |  | 125工区 |  |  |  | 126工区 |  |  |  | 127工区 |  |  |  | 128工区 |  |  |  | 129工区 |  |  |  | 130工区 |  |  |  | 131工区 |  |  |  | 132工区 |  |  |  | 133工区 |  |  |  | 134工区 |  |  |  | 135工区 |  |  |  | 136工区 |  |  |  | 137工区 |  |  |  | 138工区 |  |  |  | 139工区 |  |  |  | 140工区 |  |  |  | 141工区 |  |  |  | 142工区 |  |  |  | 143工区 |  |  |  | 144工区 |  |  |  | 145工区 |  |  |  | 146工区 |  |  |  | 147工区 |  |  |  | 148工区 |  |  |  | 149工区 |  |  |  | 150工区 |  |  |  | 151工区 |  |  |  | 152工区 |  |  |  | 153工区 |  |  |  | 154工区 |  |  |  | 155工区 |  |  |  | 156工区 |  |  |  | 157工区 |  |  |  | 158工区 |  |  |  | 159工区 |  |  |  | 160工区 |  |  |  | 161工区 |  |  |  | 162工区 |  |  |  | 163工区 |  |  |  | 164工区 |  |  |  | 165工区 |  |  |  | 166工区 |  |  |  | 167工区 |  |  |  | 168工区 |  |  |  | 169工区 |  |  |  | 170工区 |  |  |  | 171工区 |  |  |  | 172工区 |  |  |  | 173工区 |  |  |  | 174工区 |  |  |  | 175工区 |  |  |  | 176工区 |  |  |  | 177工区 |  |  |  | 178工区 |  |  |  | 179工区 |  |  |  | 180工区 |  |  |  | 181工区 |  |  |  | 182工区 |  |  |  | 183工区 |  |  |  | 184工区 |  |  |  | 185工区 |  |  |  | 186工区 |  |  |  | 187工区 |  |  |  | 188工区 |  |  |  | 189工区 |  |  |  | 190工区 |  |  |  | 191工区 |  |  |  | 192工区 |  |  |  | 193工区 |  |  |  | 194工区 |  |  |  | 195工区 |  |  |  | 196工区 |  |  |  | 197工区 |  |  |  | 198工区 |  |  |  | 199工区 |  |  |  | 200工区 |  |  |  | 201工区 |  |  |  | 202工区 |  |  |  | 203工区 |  |  |  | 204工区 |  |  |  | 205工区 |  |  |  | 206工区 |  |  |  | 207工区 |  |  |  | 208工区 |  |  |  | 209工区 |  |  |  | 210工区 |  |  |  | 211工区 |  |  |  | 212工区 |  |  |  | 213工区 |  |  |  | 214工区 |  |  |  | 215工区 |  |  |  | 216工区 |  |  |  | 217工区 |  |  |  | 218工区 |  |  |  | 219工区 |  |  |  | 220工区 |  |  |  | 221工区 |  |  |  | 222工区 |  |  |  | 223工区 |  |  |  | 224工区 |  |  |  | 225工区 |  |  |  | 226工区 |  |  |  | 227工区 |  |  |  | 228工区 |  |  |  | 229工区 |  |  |  | 230工区 |  |  |  | 231工区 |  |  |  | 232工区 |  |  |  | 233工区 |  |  |  | 234工区 |  |  |  | 235工区 |  |  |  | 236工区 |  |  |  | 237工区 |  |  |  | 238工区 |  |  |  | 239工区 |  |  |  | 240工区 |  |  |  | 241工区 |  |  |  | 242工区 |  |  |  | 243工区 |  |  |  | 244工区 |  |  |  | 245工区 |  |  |  | 246工区 |  |  |  | 247工区 |  |  |  | 248工区 |  |  |  | 249工区 |  |  |  | 250工区 |  |  |  | 251工区 |  |  |  | 252工区 |  |  |  | 253工区 |  |  |  | 254工区 |  |  |  | 255工区 |  |  |  | 256工区 |  |  |  | 257工区 |  |  |  | 258工区 |  |  |  | 259工区 |  |  |  | 260工区 |  |  |  | 261工区 |  |  |  | 262工区 |  |  |  | 263工区 |  |  |  | 264工区 |  |  |  | 265工区 |  |  |  | 266工区 |  |  |  | 267工区 |  |  |  | 268工区 |  |  |  | 269工区 |  |  |  | 270工区 |  |  |  | 271工区 |  |  |  | 272工区 |  |  |  | 273工区 |  |  |  | 274工区 |  |  |  | 275工区 |  |  |  | 276工区 |  |  |  | 277工区 |  |  |  | 278工区 |  |  |  | 279工区 |  |  |  | 280工区 |  |  |  | 281工区 |  |  |  | 282工区 |  |  |  | 283工区 |  |  |  | 284工区 |  |  |  | 285工区 |  |  |  | 286工区 |  |  |  | 287工区 |  |  |  | 288工区 |  |  |  | 289工区 |  |  |  | 290工区 |  |  |  | 291工区 |  |  |  | 292工区 |  |  |  | 293工区 |  |  |  | 294工区 |  |  |  | 295工区 |  |  |  | 296工区 |  |  |  | 297工区 |  |  |  | 298工区 |  |  |  | 299工区 |  |  |  | 300工区 |  |  |  | 301工区 |  |  |  | 302工区 |  |  |  | 303工区 |  |  |  | 304工区 |  |  |  | 305工区 |  |  |  | 306工区 |  |  |  | 307工区 |  |  |  | 308工区 |  |  |  | 309工区 |  |  |  | 310工区 |  |  |  | 311工区 |  |  |  | 312工区 |  |  |  | 313工区 |  |  |  | 314工区 |  |  |  | 315工区 |  |  |  | 316工区 |  |  |  | 317工区 |  |  |  | 318工区 |  |  |  | 319工区 |  |  |  | 320工区 |  |  |  | 321工区 |  |  |  | 322工区 |  |  |  | 323工区 |  |  |  | 324工区 |  |  |  | 325工区 |  |  |  | 326工区 |  |  |  | 327工区 |  |  |  | 328工区 |  |  |  | 329工区 |  |  |  | 330工区 |  |  |  | 331工区 |  |  |  | 332工区 |  |  |  | 333工区 |  |  |  | 334工区 |  |  |  | 335工区 |  |  |  | 336工区 |  |  |  | 337工区 |  |  |  | 338工区 |  |  |  | 339工区 |  |  |  | 340工区 |  |  |  | 341工区 |  |  |  | 342工区 |  |  |  | 343工区 |  |  |  | 344工区 |  |  |  | 345工区 |  |  |  | 346工区 |  |  |  | 347工区 |  |  |  | 348工区 |  |  |  | 349工区 |  |  |  | 350工区 |  |  |  | 351工区 |  |  |  | 352工区 |  |  |  | 353工区 |  |  |  | 354工区 |  |  |  | 355工区 |  |  |  | 356工区 |  |  |  | 357工区 |  |  |  | 358工区 |  |  |  | 359工区 |  |  |  | 360工区 |  |  |  | 361工区 |  |  |  | 362工区 |  |  |  | 363工区 |  |  |  | 364工区 |  |  |  | 365工区 |  |  |  | 366工区 |  |  |  | 367工区 |  |  |  | 368工区 |  |  |  | 369工区 |  |  |  | 370工区 |  |  |  | 371工区 |  |  |  | 372工区 |  |  |  | 373工区 |  |  |  | 374工区 |  |  |  | 375工区 |  |  |  | 376工区 |  |  |  | 377工区 |  |  |  | 378工区 |  |  |  | 379工区 |  |  |  | 380工区 |  |  |  | 381工区 |  |  |  | 382工区 |  |  |  | 383工区 |  |  |  | 384工区 |  |  |  | 385工区 |  |  |  | 386工区 |  |  |  | 387工区 |  |  |  | 388工区 |  |  |  | 389工区 |  |  |  | 390工区 |  |  |  | 391工区 |  |  |  | 392工区 |  |  |  | 393工区 |  |  |  | 394工区 |  |  |  | 395工区 |  |  |  | 396工区 |  |  |  | 397工区 |  |  |  | 398工区 |  |  |  | 399工区 |  |  |  | 400工区 |  |  |  | 401工区 |  |  |  | 402工区 |  |  |  | 403工区 |  |  |  | 404工区 |  |  |  | 405工区 |  |  |  | 406工区 |  |  |  | 407工区 |  |  |  | 408工区 |  |  |  | 409工区 |  |  |  | 410工区 |  |  |  | 411工区 |  |  |  | 412工区 |  |  |  | 413工区 |  |  |  | 414工区 |  |  |  | 415工区 |  |  |  | 416工区 |  |  |  | 417工区 |  |  |  | 418工区 |  |  |  | 419工区 |  |  |  | 420工区 |  |  |  | 421工区 |  |  |  | 422工区 |  |  |  | 423工区 |  |  |  | 424工区 |  |  |  | 425工区 |  |  |  | 426工区 |  |  |  | 427工区 |  |  |  | 428工区 |  |  |  | 429工区 |  |  |  | 430工区 |  |  |  | 431工区 |  |  |  | 432工区 |  |  |  | 433工区 |  |  |  | 434工区 |  |  |  | 435工区 |  |  |  | 436工区 |  |  |  | 437工区 |  |  |  | 438工区 |  |  |  | 439工区 |  |  |  | 440工区 |  |  |  | 441工区 |  |  |  | 442工区 |  |  |  | 443工区 |  |  |  | 444工区 |  |  |  | 445工区 |  |  |  | 446工区 |  |  |  | 447工区 |  |  |  | 448工区 |  |  |  | 449工区 |  |  |  | 450工区 |  |  |  | 451工区 |  |  |  | 452工区 |  |  |  | 453工区 |  |  |  | 454工区 |  |  |  | 455工区 |  |  |  | 456工区 |  |  |  | 457工区 |  |  |  | 458工区 |  |  |  | 459工区 |  |  |  | 460工区 |  |  |  | 461工区 |  |  |  | 462工区 |  |  |  | 463工区 |  |  |  | 464工区 |  |  |  | 465工区 |  |  |  | 466工区 |  |  |  | 467工区 |  |  |  | 468工区 |  |  |  | 469工区 |  |  |  | 470工区 |  |  |  | 471工区 |  |  |  | 472工区 |  |  |  | 473工区 |  |  |  | 474工区 |  |  |  | 475工区 |  |  |  | 476工区 |  |  |  | 477工区 |  |  |  | 478工区 |  |  |  | 479工区 |  |  |  | 480工区 |  |  |  | 481工区 |  |  |  | 482工区 |  |  |  | 483工区 |  |  |  | 484工区 |  |  |  | 485工区 |  |  |  | 486工区 |  |  |  | 487工区 |  |  |  | 488工区 |  |  |  | 489工区 |  |  |  | 490工区 |  |  |  | 491工区 |  |  |  | 492工区 |  |  |  | 493工区 |  |  |  | 494工区 |  |  |  | 495工区 |  |  |  | 496工区 |  |  |  | 497工区 |  |  |  | 498工区 |  |  |  | 499工区 |  |  |  | 500工区 |  |  |  | 501工区 |  |  |  | 502工区 |  |  |  | 503工区 |  |  |  | 504工区 |  |  |  | 505工区 |  |  |  | 506工区 |  |  |  | 507工区 |  |  |  | 508工区 |  |  |  | 509工区 |  |  |  | 510工区 |  |  |  | 511工区 |  |  |  | 512工区 |  |  |  | 513工区 |  |  |  | 514工区 |  |  |  | 515工区 |  |  |  | 516工区 |  |  |  | 517工区 |  |  |  | 518工区 |  |  |  | 519工区 |  |  |  | 520工区 |  |  |  | 521工区 |  |  |  | 522工区 |  |  |  | 523工区 |  |  |  | 524工区 |  |  |  | 525工区 |  |  |  | 526工区 |  |  |  | 527工区 |  |  |  | 528工区 |  |  |  | 529工区 |  |  |  | 530工区 |  |  |  | 531工区 |  |  |  | 532工区 |  |  |  | 533工区 |  |  |  | 534工区 |  |  |  | 535工区 |  |  |  | 536工区 |  |  |  | 537工区 |  |  |  | 538工区 |  |  |  | 539工区 |  |  |  | 540工区 |  |  |  | 541工区 |  |  |  | 542工区 |  |  |  | 543工区 |  |  |  | 544工区 |  |  |  | 545工区 |  |  |  | 546工区 |  |  |  | 547工区 |  |  |  | 548工区 |  |  |  | 549工区 |  |  |  | 550工区 |  |  |  | 551工区 |  |  |  | 552工区 |  |  |  | 553工区 |  |  |  | 554工区 |  |  |  | 555工区 |  |  |  | 556工区 |  |  |  | 557工区 |  |  |  | 558工区 |  |  |  | 559工区 |  |  |  | 560工区 |  |  |  | 561工区 |  |  |  | 562工区 |  |  |  | 563工区 |  |  |  | 564工区 |  |  |  | 565工区 |  |  |  | 566工区 |  |  |  | 567工区 |  |  |  | 568工区 |  |  |  | 569工区 |  |  |  | 570工区 |  |  |  | 571工区 |  |  |  | 572工区 |  |  |  | 573工区 |  |  |  | 574工区 |  |  |  | 575工区 |  |  |  | 576工区 |  |  |  | 577工区 |  |  |  | 578工区 |  |  |  | 579工区 |  |  |  | 580工区 |  |  |  | 581工区 |  |  |  | 582工区 |  |  |  | 583工区 |  |  |  | 584工区 |  |  |  | 585工区 |  |  |  | 586工区 |  |  |  | 587工区 |  |  |  | 588工区 |  |  |  | 589工区 |  |  |  | 590工区 |  |  |  | 591工区 |  |  |  | 592工区 |  |  |  | 593工区 |  |  |  | 594工区 |  |  |  | 595工区 |  |  |  | 596工区 |  |  |  | 597工区 |  |  |  | 598工区 |  |  |  | 599工区 |  |  |  | 600工区 |  |  |  | 601工区 |  |  |  | 602工区 |  |  |  | 603工区 |  |  |  | 604工区 |  |  |  | 605工区 |  |  |  | 606工区 |  |  |  | 607工区 |  |  |  | 608工区 |  |  |  | 609工区 |  |  |  | 610工区 |  |  |  | 611工区 |  |  |  | 612工区 |  |  |  | 613工区 |  |  |  | 614工区 |  |  |  | 615工区 |  |  |  | 616工区 |  |  |  | 617工区 |  |  |  | 618工区 |  |  |  | 619工区 |  |  |  | 620工区 |  |  |  | 621工区 |  |  |  | 622工区 |  |  |  | 623工区 |  |  |  | 624工区 |  |  |  | 625工区 |  |  |  | 626工区 |  |  |  | 627工区 |  |  |  | 628工区 |  |  |  | 629工区 |  |  |  | 630工区 |  |  |  | 631工区 |  |  |  | 632工区 |  |  |  | 633工区 |  |  |  | 634工区 |  |  |  | 635工区 |  |  |  | 636工区 |  |  |  | 637工区 |  |  |  | 638工区 |  |  |  | 639工区 |  |  |  | 640工区 |  |  |  | 641工区 |  |  |  | 642工区 |  |  |  | 643工区 |  |  |  | 644工区 |  |  |  | 645工区 |  |  |  | 646工区 |  |  |  | 647工区 |  |  |  | 648工区 |  |  |  | 649工区 |  |  |  | 650工区 |  |  |  | 651工区 |  |  |  | 652工区 |  |  |  | 653工区 |  |  |  | 654工区 |  |  |  | 655工区 |  |  |  | 656工区 |  |  |  | 657工区 |  |  |  | 658工区 |  |  |  | 659工区 |  |  |  | 660工区 |  |  |  | 661工区 |  |  |  | 662工区 |  |  |  | 663工区 |  |  |  | 664工区 |  |  |  | 665工区 |  |  |  | 666工区 |  |  |  | 667工区 |  |  |  | 668工区 |  |  |  | 669工区 |  |  |  | 670工区 |  |  |  | 671工区 |  |  |  | 672工区 |  |  |  | 673工区 |  |  |  | 674工区 |  |  |  | 675工区 |  |  |  | 676工区 |  |  |  | 677工区 |  |  |  | 678工区 |  |  |  | 679工区 |  |  |  | 680工区 |  |  |  | 681工区 |  |  |  | 682工区 |  |  |  | 683工区 |  |  |  | 684工区 |  |  |  | 685工区 |  |  |  | 686工区 |  |  |  | 687工区 |  |  |  | 688工区 |  |  |  | 689工区 |  |  |  | 690工区 |  |  |  | 691工区 |  |  |  | 692工区 |  |  |  | 693工区 |  |  |  | 694工区 |  |  |  | 695工区 |  |  |  | 696工区 |  |  |  | 697工区 |  |  |  | 698工区 |  |  |  | 699工区 |  |  |  | 700工区 |  |  |  | 701工区 |  |  |  | 702工区 |  |  |  | 703工区 |  |  |  | 704工区 |  |  |  | 705工区 |  |  |  | 706工区 |  |  |  | 707工区 |  |  |  | 708工区 |  |  |  | 709工区 |  |  |  | 710工区 |  |  |  | 711工区 |  |  |  | 712工区 |  |  |  | 713工区 |  |  |  | 714工区 |  |  |  | 715工区 |  |  |  | 716工区 |  |  |  | 717工区 |  |  |  | 718工区 |  |  |  | 719工区 |  |  |  | 720工区 |  |  |  | 721工区 |  |  |  | 722工区 |  |  |  | 723工区 |  |  |  | 724工区 |  |  |  | 725工区 |  |  |  | 726工区 |  |  |  | 727工区 |  |  |  | 728工区 |  |  |  | 729工区 |  |  |  | 730工区 |  |  |  | 731工区 |  |  |  | 732工区 |  |  |  | 733工区 |  |  |  | 734工区 |  |  |  | 735工区 |  |  |  | 736工区 |  |  |  | 737工区 |  |  |  | 738工区 |  |  |  | 739工区 |  |  |  | 740工区 |  |  |  | 741工区 |  |  |  | 742工区 |  |  |  | 743工区 |  |  |  | 744工区 |  |  |  | 745工区 |  |  |  | 746工区 |  |  |  | 747工区 |  |  |  | 748工区 |  |  |  | 749工区 |  |  |  | 750工区 |  |  |  | 751工区 |  |  |  | 752工区 |  |  |  | 753工区 |  |  |  | 754工区 |  |  |  | 755工区 |  |  |  | 756工区 |  |  |  | 757工区 |  |  |  | 758工区 |  |  |  | 759工区 |  |  |  | 760工区 |  |  |  | 761工区 |  |  |  | 762工区 |  |  |  | 763工区 |  |  |  | 764工区 |  |  |  | 765工区 |  |  |  | 766工区 |  |  |  | 767工区 |  |  |  | 768工区 |  |  |  | 769工区 |  |  |  | 770工区 |  |  |  | 771工区 |  |  |  | 772工区 |  |  |  | 773工区 |  |  |  | 774工区 |  |  |  | 775工区 |  |  |  | 776工区 |  |  |  | 777工区 |  |  |  | 778工区 |  |  |  | 779工区 |  |  |  | 780工区 |  |  |  | 781工区 |  |  |  | 782工区 |  |  |  | 783工区 |  |  |  | 784工区 |  |  |  | 785工区 |  |  |  | 786工区 |  |  |  | 787工区 |  |  |  | 788工区 |  |  |  | 789工区 |  |  |  | 790工区 |  |  |  | 791工区 |  |  |  | 792工区 |  |  |  | 793工区 |  |  |  | 794工区 |  |  |  | 795工区 |  |  |  | 796工区 |  |  |  | 797工区 |  |  |  | 798工区 |  |  |  | 799工区 |  |  |  | 800工区 |  |  |  | 801工区 |  |  |  | 802工区 |  |  |  | 803工区 |  |  |  | 804工区 |  |  |  | 805工区 |  |  |  | 806工区 |  |  |  | 807工区 |  |  |  | 808工区 |  |  |  | 809工区 |  |  |  | 810工区 |  |  |  | 811工区 |  |  |  | 812工区 |  |  |  | 813工区 |  |  |  | 814工区 |  |  |  | 815工区 |  |  |  | 816工区 |  |  |  | 817工区 |  |  |  | 818工区 |  |  |  | 819工区 |  |  |  | 820工区 |  |  |  | 821工区 |  |  |  | 822工区 |  |  |  | 823工区 |  |  |  | 824工区 |  |  |  | 825工区 |  |  |  | 826工区 |  |  |  | 827工区 |  |  |  | 828工区 |  |  |  | 829工区 |  |  |  | 830工区 |  |  |  | 831工区 |  |  |  | 832工区 |  |  |  | 833工区 |  |  |  | 834工区 |  |  |  | 835工区 |  |  |  | 836工区 |  |  |  | 837工区 |  |  |  | 838工区 |  |  |  | 839工区 |  |  |  | 840工区 |  |  |  | 841工区 |  |  |  | 842工区 |  |  |  | 843工区 |  |  |  | 844工区 |  |  |  | 845工区 |  |  |  | 846工区 |  |  |  | 847工区 |  |  |  | 848工区 |  |  |  | 849工区 |  |  |  | 850工区 |  |  |  | 851工区 |  |  |  | 852工区 |  |  |  | 853工区 |  |  |  | 854工区 |  |  |  | 855工区 |  |  |  | 856工区 |  |  |  | 857工区 |  |  |  | 858工区 |  |  |  | 859工区 |  |  |  | 860工区 |  |  |  | 861工区 |  |  |  | 862工区 |  |  |  | 863工区 |  |  |  | 864工区 |  |  |  | 865工区 |  |  |  | 866工区 |  |  |  | 867工区 |  |  |  | 868工区 |  |  |  | 869工区 |  |  |  | 870工区 |  |  |  | 871工区 |  |  |  | 872工区 |  |  |  | 873工区 |  |  |  | 874工区 |  |  |  | 875工区 |  |  |  | 876工区 |  |  |  | 877工区 |  |  |  | 878工区 |  |  |  | 879工区 |  |  |  | 880工区 |  |  |  | 881工区 |  |  |  | 882工区 |  |  |  | 883工区 |  |  |  | 884工区 |  |  |  | 885工区 |  |  |  | 886工区 |  |  |  | 887工区 |  |  |  | 888工区 |  |  |  | 889工区 |  |  |  | 890工区 |  |  |  | 891工区 |  |  |  | 892工区 |  |  |  | 893工区 |  |  |  | 894工区 |  |  |  | 895工区 |  |  |  | 896工区 |  |  |  | 897工区 |  |  |  | 898工区 |  |  |  | 899工区 |  |  |  | 900工区 |  |  |  | 901工区 |  |  |  | 902工区 |  |  |  | 903工区 |  |  |  | 904工区 |  |  |  | 905工区 |  |  |  | 906工区 |  |  |  | 907工区 |  |  |  | 908工区 |  |  |  | 909工区 |  |  |  | 910工区 |  |  |  | 911工区 |  |  |  | 912工区 |  |  |  | 913工区 |  |  |  | 914工区 |  |  |  | 915工区 |  |  |  | 916工区 |  |  |  | 917工区 |  |  |  | 918工区 |  |  |  | 919工区 |  |  |  | 920工区 |  |  |  | 921工区 |  |  |  | 922工区 |  |  |  | 923工区 |  |  |  | 924工区 |  |  |  | 925工区 |  |  |  | 926工区 |  |  |  | 927工区 |  |  |  | 928工区 |  |  |  | 929工区 |  |  |  | 930工区 |  |  |  | 931工区 |  |  |  | 932工区 |  |  |  | 933工区 |  |  |  | 934工区 |  |  |  | 935工区 |  |  |  | 936工区 |  |  |  | 937工区 |  |  |  | 938工区 |  |  |  | 939工区 |  |  |  | 940工区 |  |  |  | 941工区 |  |  |  | 942工区 |  |  |  | 943工区 |  |  |  | 944工区 |  |  |  | 945工区 |  |  |  | 946工区 |  |  |  | 947工区 |  |  |  | 948工区 |  |  |  | 949工区 |  |  |  | 950工区 |  |  |  | 951工区 |  |  |  | 952工区 |  |  |  | 953工区 |  |  |  | 954工区 |  |  |  | 955工区 |  |  |  | 956工区 |  |  |  | 957工区 |  |  |  | 958工区 |  |  |  | 959工区 |  |  |  | 960工区</ |  |  |  |
|----|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|---------|--|--|--|
|----|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|---------|--|--|--|

○○○バイパス

田  
月  
年

※予算を、単年度、国債、再取得等に分ける必要があると思いますが、イメージ案としてシンプルに作成。

※今回は部分的に作成しました。実際には、全線、全年度を連続して作成し、不要な部分を折りたたんで表示・印刷するイメージ。





### 第 3 編 用地調査点検等技術業務共通仕様書



## 第3編 用地調査点検等技術業務共通仕様書

## 目 次

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 第1章 総則                  | 2-3-1  |
| 第1条 趣旨等                 | 2-3-1  |
| 第2条 用語の定義               | 2-3-1  |
| 第3条 基本的処理方針             | 2-3-2  |
| 第4条 監督員                 | 2-3-3  |
| 第5条 主任技術者               | 2-3-3  |
| 第6条 業務従事者及び担当技術者        | 2-3-3  |
| 第7条 再委託                 | 2-3-3  |
| 第2章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法 | 2-3-5  |
| 第8条 施行上の義務及び心得          | 2-3-5  |
| 第9条 業務の着手               | 2-3-5  |
| 第10条 書類提出               | 2-3-5  |
| 第11条 打合せ等               | 2-3-6  |
| 第12条 業務計画の策定            | 2-3-6  |
| 第13条 監督員の指示等            | 2-3-7  |
| 第14条 支給品等               | 2-3-7  |
| 第15条 立入り及び立会い           | 2-3-7  |
| 第16条 身分証明書の携帯           | 2-3-8  |
| 第17条 基準資料               | 2-3-8  |
| 第18条 監督員への履行状況の報告       | 2-3-8  |
| 第19条 成果物の一部提出等          | 2-3-8  |
| 第20条 成果物                | 2-3-8  |
| 第21条 履行確認               | 2-3-9  |
| 第22条 検査                 | 2-3-9  |
| 第23条 修補                 | 2-3-10 |
| 第24条 条件変更等              | 2-3-10 |
| 第25条 守秘義務               | 2-3-10 |
| 第26条 個人情報の取扱い           | 2-3-10 |
| 第27条 安全等の確保             | 2-3-11 |
| 第28条 行政情報流出防止対策の強化      | 2-3-11 |
| 第29条 (未制定)              | 2-3-11 |
| 第30条 保険加入の義務            | 2-3-11 |

## 目 次

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 第3章 業務の内容            | 2-3-13 |
| 第1節 用地調査等業務の工程管理補助   | 2-3-13 |
| 第31条 用地調査等業務の工程管理補助  | 2-3-13 |
| 第2節 調査書等の点検・調製確認     | 2-3-13 |
| 第32条 調査書等の点検・調製確認    | 2-3-13 |
| 第33条 調査書等の点検の報告      | 2-3-13 |
| 第34条 調査書等の点検・調製確認の完了 | 2-3-14 |
| 第3節 用地関係資料の作成        | 2-3-14 |
| 第35条 用地関係資料の作成       | 2-3-14 |
| 第4節 記録簿等の作成          | 2-3-14 |
| 第36条 記録簿等の作成         | 2-3-14 |
| 第5節 資料収集調査           | 2-3-14 |
| 第37条 資料収集調査          | 2-3-14 |
| 第6節 現地確認調査           | 2-3-15 |
| 第38条 現地確認調査          | 2-3-15 |
| 別記1 成果物一覧表           | 2-3-16 |
| 様式一覧表                | 2-3-17 |

## 第3編 用地調査点検等技術業務共通仕様書

### 第1章 総則

(趣旨等)

- 第1条 この用地調査点検等技術業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、三重県の事業に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）に係る進捗状況を確認するための工程管理補助若しくは成果の点検・調製確認又は用地関係資料の作成等（工程管理補助、点検・調製確認、用地関係資料の作成等に係る進捗状況を確認するための工程管理補助又は成果の点検・調製確認を除く。以下「本業務」という。）を委託に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 本業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難しいとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 3 用地調査等業務、用地補償総合技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「発注者」とは、三重県知事をいう。
- 二 「受注者」とは、本業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- 四 未制定
- 五 未制定
- 六 未制定
- 七 「検査員」とは、本業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 八 「主任技術者」とは、契約書第10条に規定する管理技術者を読み替えるものとし、用地調査点検等技術業務の主たる業務に関し、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者で受注者が発注者に通知した者をいう。
- 九 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、第6条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 十 「契約書」とは、別冊の「設計業務等委託契約書」をいう。
- 十一 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

- 十二 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 十三 「数量総括表」とは、本業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 十四 「現場説明書」とは、本業務の入札等に参加する者に対して、必要に応じて発注者が本業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 十五 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 十六 「指示」とは、監督員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。
- 十七 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、本業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十八 「報告」とは、受注者が監督員に対し、本業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十九 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た本業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 二十 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 二十一 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査員が本業務の完了を確認することをいう。
- 二十二 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 二十三 「協力者」とは、受注者が本業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 二十四 「対象区域」とは、本業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二十五 「権利者」とは、対象区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 二十六 「調査書等」とは、外業調査結果を基に作成した各種図面及び各種調査書で、用地調査等業務により取りまとめられた成果をいう。
- 二十七 「基準」とは、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準をいう。
- 二十八 「運用方針」とは、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針をいう。

(基本的処理方針)

- 第3条 受注者は、本業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）においては、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。
- 2 受注者は、三重県の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査若しくは費用負担額の算定に係る進捗状況を確認するための工程管理補助若しくは成果の点検・調製確認又は事業損失に関する用地関係資料の作成等を実施する場合においては、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損害等の賠償に係る事務要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に

業務を処理しなければならない。

(監督員)

第4条 監督員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

(主任技術者)

第5条 受注者は、本業務における主任技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 主任技術者は、業務の履行に当たり、本業務の主たる業務に関し、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

3 受注者が主任技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

4 主任技術者は、第3章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が受注に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

5 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(業務従事者及び担当技術者)

第6条 受注者は、本業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者届（様式第4号の1）及び経歴書（様式第4号の2）により発注者に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。

(再委託)

第7条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理並びに第3章に規定する業務の内容に係る手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これ

を再委託することはできない。

2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、再委託（変更等）申出書（様式第12号）を発注者に提出し、再委託について（様式第13号）により発注者の承諾を得なければならない。

4 未制定

5 受注者は、本業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し本業務の実施について適切な指導・管理を行い、本業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者である場合は、三重県の指名停止期間中であってはならない。



## 第2章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法

(施行上の義務及び心得)

第8条 受注者は、本業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 本業務で知り得た情報及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 本業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告しなければならない。

(業務の着手)

第9条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（休日等を除く。）以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が本業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

(書類提出)

第10条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後 15 日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに 8 名までとする。）。

### 4 未制定

5 第3項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

6 第3項、第5項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申

請しなければならない。

- 7 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、第3項によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- 8 第3項、第7項による完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。

- 9 第3項、第7項による登録について、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

（打合せ等）

- 第11条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録簿（様式第7号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて記録簿を作成するものとする。

- 2 本業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
- 4 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。

なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

（業務計画の策定）

- 第12条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、仕様書等を基に業務計画書（様式第5号の1）を策定し、監督員に提出しなければならない。

- 2 前項の業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第26条、第27条、第28条及び第30条に関する事項も含めるものとする。

一 業務概要

二 実施方針

三 業務工程表（様式第5号の2）

四 業務組織計画（業務内容とその担当者名等を記載）

五 打合せ計画

六 連絡体制（緊急時を含む。）

七 その他

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の業務計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

（監督員の指示等）

- 第13条 受注者は、本業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえて、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 2 受注者は、本業務の実施に当たり、この仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。
  - 3 監督員の指示、受注者が本業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合及び前項の協議は、委託業務打合せ簿（様式第6号）により行うものとする。
  - 4 未制定
  - 5 未制定

（支給品等）

- 第14条 受注者は、本業務を実施するに当たり必要な調査書等、図面その他の資料を支給品として使用する場合には、発注者から貸与又は交付支給を受けるものとする。
- 2 登記事項証明書等の交付を受ける必要があるときは、別途監督員と協議するものとする。
  - 3 支給品の引渡しは、支給品引渡通知書（様式第8号）により行うものとする。
  - 4 受注者は、前項の支給品を受領したときは、支給品受領書（様式第9号）を監督員に提出するものとする。
  - 5 受注者は、本業務が完了したときは、完了の日から3日以内に支給品を返納するとともに支給品精算書（様式第10号）及び支給品返納書（様式第11号）を監督員に提出するものとする。
  - 6 受注者は支給品を仕様書等に定める目的以外に使用又は複写してはならない。

（立入り及び立会い）

- 第15条 受注者は、本業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。
  - 3 受注者は、本業務を行うため土地、建物等に立ち入る場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもつ

て足りるものとする。

（身分証明書の携帯）

- 第16条 受注者は、本業務の着手に当たり、あらかじめ主任技術者ほか本業務に従事する者（以下「主任技術者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書（様式第18号）の交付を受けるものとし、本業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。
- 2 主任技術者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、本業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（基準資料）

- 第17条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等又は三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の点検に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。

（監督員への履行状況の報告）

- 第18条 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、監督員から本業務の履行状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、前項の履行状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

（成果物の一部提出等）

- 第19条 受注者は、本業務の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。
- 2 監督員は、前項で提出した成果物の一部について、その説明を求めることができるものとし、受注者は、当該説明に主任技術者を立ち合わせるものとする。

（成果物）

- 第20条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。
- 一 第3章に定める業務の内容に応じて権利者ごとに整理し、編集する。
  - 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
  - 三 目次及びページを付す。
- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。
- 3 提出する成果物は、別記1成果物一覧表に掲げるものとし、部数は、正副各1部とする。
- 4 受注者は、成果物の写し及び関係資料を契約書第40条の2に定める契約不適合責任期間保管し、発注者が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

- 5 受注者は、前項に定める期間を経過した後、成果物の写し及び関係資料の消去又は廃棄を確実に行わなければならない。

(履行確認)

第21条 業務の完了を確認するための検査は、業務の履行の内容及び数量を確認することにより行うものとする。

- 2 前項の履行の確認は、別記1 成果物一覧表の「成果物の単位」ごとの完了の有無を成果物により確認して行うものとする。

- 3 業務の完了前に、受注者が既に完了した部分（部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除く。）の確認を行う場合は、第3章に規定する業務であって次の各号に掲げる業務のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める資料で出来高を確認するものとする。

一 用地調査等業務の工程管理補助は、立会報告書（様式第43号）で確認する。

二 調査書等の点検・調製確認は、次の資料で確認する。

イ 点検報告書（不整合等の箇所を明らかにした該当箇所の調査書等の写しを含む。）（様式第44号）

ロ 点検・調製確認完了報告書（様式第45号）

三 用地関係資料の作成は、次の資料で確認する。

イ 用地関係資料作成完了報告書（様式第46号）

ロ 発注者が指示した各種資料

四 記録簿等の作成は、次の資料で確認する。

イ 用地交渉等記録簿（様式第47号）

ロ 打合せ協議簿（様式第48号）

五 資料収集調査は、次の資料で確認する。

イ 資料収集調査報告書（様式第49号）

ロ 収集資料

六 現地確認調査は、次の資料で確認する。

イ 現地確認調査報告書（様式第50号）

ロ 写真台帳

- 4 受注者は、本業務の履行確認を受けようとする場合において、部分引渡しをしているときは、当該引渡部分を明瞭にして成果物を提出しなければならない。

(検査)

第22条 受注者は、検査員が本業務の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。

- 3 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守するものとする。

(修補)

第23条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第24条 契約書第18条第1項(5)に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、委託業務打合せ簿（様式第6号）によるものとする。

(守秘義務)

第25条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 受注者は、本業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 二 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第12条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。
- 三 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 四 本業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。
- 五 受注者は、本業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実にしなければならない。
- 六 受注者は、本業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第26条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

ない。

- 2 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記（用地）「個人情報の取扱いに関する特記事項(用地関係業務)」を守らなければならない。

（安全等の確保）

第27条 受注者は、屋外で行う本業務の実施に際しては、本業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う本業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、本業務の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかななければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う本業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

（行政情報流出防止対策の強化）

第28条 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第12条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

- 2 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

第29条 未制定

（保険加入の義務）

第30条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の

### 第3編 用地調査点検等技術業務 第2章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法

規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

- 2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。



## 第3章 業務の内容

### 第1節 用地調査等業務の工程管理補助

(用地調査等業務の工程管理補助)

第31条 用地調査等業務の工程管理補助は、発注者が別途指示する業務について、適正な履行を確認するために次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 本業務が施行されている現場等に立会い、適正な履行及び進捗状況を確認すること。
- 二 現場等の立会いにおいて、不測の事態が生じた際に監督員へ連絡すること。
- 三 前2号の立会いを行った結果について立会報告書（様式第43号）を作成すること。

### 第2節 調査書等の点検・調製確認

(調査書等の点検・調製確認)

第32条 権利調査に係る調査書等の点検・調製確認は、土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称及び住所又は所在地等について、点検しようとする調査書等に添付された登記事項証明書、戸籍簿等の謄本等と突き合わせることにより点検し、不整合等がある場合にはその旨を指摘し、指摘したものが適正に調製されているかを確認するものとする。

2 用地測量に係る調査書等の点検・調製確認は、点検しようとする以下の調査書等について、成果物の作成方法等が用地調査等業務共通仕様書、三重県公共測量作業規程等に適合しているか点検し、不整合等がある場合にはその旨を指摘し、指摘したものが適正に調製されているかを確認するものとする。

- 一 土地調査表、建物調査表及び建物の登記記録調査表
- 二 土地境界確認書
- 三 基準点成果表
- 四 用地実測図原図、用地平面図、公図等転写図及び公図等転写連続図
- 五 面積計算書
- 六 土地調査
- 七 国土調査法第19条第5項申請図書
- 八 その他必要と認められる事項

3 前2項に掲げる調査書等以外の調査書等の点検・調製確認は、点検しようとする調査書等について、仕様書等、基準、運用方針、事業損失に関する事務処理要領等に適合しているか点検し、不整合等がある場合にはその旨を指摘し、指摘したものが適正に調製されているかを確認するものとする。

4 前3項の調査書等の点検においては、点検をした箇所にレ印を付けるものとする。

(調査書等の点検の報告)

第33条 受注者は、発注者が別途指示する調査書等ごとに前条の点検を行い、点検が完了したとき

は、速やかに点検報告書（様式第44号）により調査書等ごとに点検結果を、不整合等がある場合にあっては不整合等の箇所を明らかにした調査書等の写しを添付して、監督員に報告するものとする。

（調査書等の点検・調製確認の完了）

第34条 受注者は、報告した不整合等の修補の結果、適正に調製されているかを確認し、さらに不整合等がある場合には、前条に定めるところにより監督員に報告するものとする。

2 受注者は、前項の調製確認が完了したときは、点検・調製確認完了報告書（様式第45号）を作成し、不整合等の箇所を明らかにした調査書等の原本及びその修補結果の写し並びに調製確認が完了した調査書を添えて、監督員に提出するものとする。

## 第3節 用地関係資料の作成

（用地関係資料の作成）

第35条 用地関係資料の作成は、土地等の取得等に係る損失の補償又は事業損失に関する費用負担について次に掲げる資料を作成するものとする。

- 一 権利者等との用地交渉等に用いる説明資料
- 二 官公署、関係機関等との協議、申請、照会等に係る資料
- 三 補償金額又は費用負担額の算定に係る補足資料

2 受注者は、前項の用地関係資料の作成内容及び方法等について、委託業務打合せ簿（様式第6号）による監督員の指示に基づき実施するものとし、完了したときは用地関係資料作成完了報告書（様式第46号）を作成して監督員に提出するものとする。

## 第4節 記録簿等の作成

（記録簿等の作成）

第36条 記録簿等の作成は、権利者等との用地交渉等又は官公署、関係機関等との打合せ協議を記録するものとし、用地交渉等記録簿（様式第47号）又は打合せ協議簿（様式第48号）を作成して監督員に提出するものとする。

2 受注者は、記録者として監督員又は監督員が指定した者が行う用地交渉等又は打合せ協議に同席し、前項の記録簿等を作成するものとする。

## 第5節 資料収集調査

（資料収集調査）

第37条 資料収集調査は、対象区域内における登記所、市町村役場等において登記事項証明書、戸籍簿等の謄本等の資料収集を行うものとする。

2 受注者は、前項の資料収集調査を行ったときには、資料収集調査報告書（様式第49号）を作成し、収集した資料を添付して監督員に提出するものとする。

## 第6節 現地確認調査

（現地確認調査）

第38条 受注者は、第2節又は第3節に規定する業務の遂行に当たって、対象区域内における現地確認調査（地域の地形、土地利用状況、境界標の状況、植生の状況及び建物等の概況等を把握するための現地調査をいう。）が必要なときは、監督員に協議し、指示を受けて実施するものとする。

2 前項の現地確認調査が完了したときは、現地確認調査報告書（様式第50号）を作成し、写真を添付して監督員に提出するものとする。

## 成 果 物 一 覧 表

| 分類      | 業 務 区 分           | 様式<br>番号 | 成果物の名称                              | 成果物<br>の単位 | 備 考                                                               |
|---------|-------------------|----------|-------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------|
| 31<br>条 | 用地調査等の<br>工程管理補助  | 43       | 立 会 報 告 書                           | 回          |                                                                   |
| 33<br>条 | 調査書等の<br>点検・調製確認等 | 44       | 点 検 報 告 書                           | 調査書<br>等   |                                                                   |
|         |                   |          | 調 査 書 等 の 写 し                       |            | 不整合等の箇所を明らかにすること。                                                 |
| 34<br>条 |                   | 45       | 点 検 ・ 調 製 確 認<br>完 了 報 告 書          |            | 不整合等の箇所を明らかにした調査書等の原本、<br>その修補結果の写し及び<br>調製確認が完了した調査<br>書等を添えること。 |
| 35<br>条 | 用地関係資料の作成         | 46       | 用 地 関 係 資 料 作 成<br>完 了 報 告 書        | 一式         | 作成を指示した資料一式                                                       |
|         |                   |          | 各 種 資 料                             |            |                                                                   |
| 36<br>条 | 記録簿等の作成           | 47<br>48 | 用 地 交 渉 等 記 録 簿<br>又<br>打 合 せ 協 議 簿 | 回          |                                                                   |
| 37<br>条 | 資料収集調査            | 49       | 資 料 収 集 調 査 報 告 書                   | 回          |                                                                   |
|         |                   |          | 収 集 資 料                             |            |                                                                   |
| 38<br>条 | 現地確認調査            | 50       | 現 地 確 認 調 査 報 告 書                   | 回          |                                                                   |
|         |                   |          | 写 真 台 帳                             |            |                                                                   |

# 様式一覧表

用地調査点検等技術業務共通仕様書

| No. | 様式名称          | 関係条項         | 様式ページ |
|-----|---------------|--------------|-------|
| 4-1 | 担当技術者届        | 第6条          | 1     |
| 4-2 | 経歴書           | 第6条          | 2     |
| 5-1 | 業務計画書         | 第12条         | 3     |
| 5-2 | 業務工程表         | 第12条         | 4     |
| 6   | 委託業務打合せ簿      | 第13条、24条、35条 | 5     |
| 7   | 記録簿           | 第11条         | 6     |
| 8   | 支給品引渡通知書      | 第14条         | 7     |
| 9   | 支給品受領書        | 第14条         | 8     |
| 10  | 支給品精算書        | 第14条         | 9     |
| 11  | 支給品返納書        | 第14条         | 10    |
| 12  | 再委託（変更等）申出書   | 第7条          | 11    |
| 13  | 再委託について       | 第7条          | 12    |
| 16  | 電子媒体等納品書      | 第20条         | 15    |
| 18  | 身分証明書         | 第16条         | 17    |
| 43  | 立会報告書         | 第21条、31条     | 55    |
| 44  | 点検報告書         | 第21条、33条     | 56    |
| 45  | 点検・調製確認完了報告書  | 第21条、34条     | 57    |
| 46  | 用地関係資料作成完了報告書 | 第21条、35条     | 58    |
| 47  | 用地交渉等記録簿      | 第21条、36条     | 59    |
| 48  | 打合せ協議簿        | 第21条、36条     | 60    |
| 49  | 資料収集調査報告書     | 第21条、37条     | 61    |
| 50  | 現地確認調査報告書     | 第21条、38条     | 62    |



## 第 4 編 用地補償総合技術業務共通仕様書





## 第4編 用地補償総合技術業務共通仕様書

## 目 次

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 第1章 総則              | 2-4-1  |
| 第1条 適用範囲            | 2-4-1  |
| 第2条 用語の定義           | 2-4-1  |
| 第3条 基本的処理方針         | 2-4-3  |
| 第4条 監督員             | 2-4-3  |
| 第5条 主任技術者           | 2-4-3  |
| 第6条 担当技術者           | 2-4-4  |
| 第7条 業務従事者           | 2-4-4  |
| 第8条 適切な技術者の配置       | 2-4-5  |
| 第9条 再委託             | 2-4-5  |
| 第2章 本業務の基本的処理方法     | 2-4-6  |
| 第10条 施行上の義務及び心得     | 2-4-6  |
| 第11条 施行上の留意事項       | 2-4-6  |
| 第12条 業務の着手          | 2-4-6  |
| 第13条 書類提出           | 2-4-7  |
| 第14条 打合せ等           | 2-4-7  |
| 第15条 業務計画の策定        | 2-4-8  |
| 第16条 業務処理の協議等       | 2-4-8  |
| 第17条 支給品            | 2-4-8  |
| 第18条 (未制定)          | 2-4-9  |
| 第19条 身分証明書の携帯       | 2-4-9  |
| 第20条 監督員への業務履行状況の報告 | 2-4-9  |
| 第21条 成果物の一部使用       | 2-4-9  |
| 第22条 成果物            | 2-4-9  |
| 第23条 検査             | 2-4-10 |
| 第24条 修補             | 2-4-10 |
| 第25条 条件変更等          | 2-4-10 |
| 第26条 契約の変更          | 2-4-11 |
| 第27条 守秘義務           | 2-4-11 |
| 第28条 個人情報への取扱い      | 2-4-11 |
| 第29条 安全等の確保         | 2-4-12 |
| 第30条 行政情報流出防止対策の強化  | 2-4-12 |
| 第31条 (未制定)          | 2-4-12 |

## 目 次

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 第32条 保険加入の義務                   | 2-4-12 |
| 第3章 本業務の内容                     | 2-4-13 |
| 第33条 概況ヒアリング等                  | 2-4-13 |
| 第34条 現地踏査等                     | 2-4-13 |
| 第35条 権利者の特定                    | 2-4-13 |
| 第36条 補償額算定書等の照合及び補償金明細表の作成     | 2-4-13 |
| 第37条 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成 | 2-4-13 |
| 第38条 権利者等に対する公共用地交渉等           | 2-4-14 |
| 第39条 公共用地交渉等記録簿の作成             | 2-4-14 |
| 第40条 公共用地交渉後の措置                | 2-4-14 |
| 第41条 移転履行状況等の確認等               | 2-4-15 |
| 第42条 移転履行状況等の確認等後の措置           | 2-4-15 |
| 第43条 その他の業務                    | 2-4-15 |
| 第4章 (未制定)                      | 2-4-16 |
| 第44条 (未制定)                     | 2-4-16 |
| 様式一覧表                          | 2-4-17 |

## 第4編 用地補償総合技術業務共通仕様書

### 第1章 総則

(適用範囲)

- 第1条 この用地補償総合技術業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、三重県の事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償並びに事業施行に伴う損害等の費用負担に関する業務のうち公共用地交涉及びこれに関連する業務を総合的に行う業務（用地補償総合技術業務）（以下「本業務」という。）を委託に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注に当たり、本業務の実施上、この共通仕様書により難しいとき又はこの共通仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 3 用地調査等業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

(用語の定義)

第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「発注者」とは、三重県知事をいう。
- 二 「受注者」とは、本業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- 四 未制定
- 五 未制定
- 六 未制定
- 七 「検査員」とは、本業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 八 「主任技術者」とは、契約書第10条に規定する管理技術者を読み替えるものとし、用地補償総合技術業務の主たる業務に関し、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者で受注者が発注者に通知した者をいう。
- 九 「担当技術者」及び「業務従事者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、第6条及び第7条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 十 「契約書」とは、別冊の「設計業務等委託契約書」をいう。
- 十一 「仕様書等」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 十二 「共通仕様書」とは、本業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

- 十三 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、本業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 十四 「数量総括表」とは、本業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 十五 「現場説明書」とは、本業務の入札等に参加する者に対して、必要に応じて発注者が本業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 十六 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 十七 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 十八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 十九 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、本業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- 二十 「報告」とは、受注者が監督員に対し、本業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 二十一 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た本業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 二十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 二十三 「検査」とは、契約書第31条第2項に基づき、検査員が本業務の完了を確認することをいう。
- 二十四 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 二十五 「協力者」とは、受注者が本業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 二十六 「公共用地交渉」とは、権利者に対し、調書の説明、土地の評価方法（残地補償を含む。）、建物等の補償方針及び土地等の補償額の算定内容、補償金等に関する税制等（以下「補償内容等」という。）の説明、損失補償協議書の交付及び説明、補償契約書案の説明、権利者の求めに応じて発注者から得た代替地の情報提供等を行い、権利者から調書の確認及び補償契約の承諾を得ることをいう。
- 二十七 「権利者」とは、公共用地交渉の対象となる土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう（第38条第1項に規定する公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者を含む。ただし、第38条第2項、第40条及び第41条の規定においては除く。）をいう。
- 二十八 「調書」とは、三重県県土整備部用地事務取扱要領第52条に定められた土地調書及び物件調書をいう。
- 二十九 「損失補償協議書」とは、三重県県土整備部用地事務取扱要領第57条に定められた買取申出書をいう。

三十 「補償契約書」とは、三重県県土整備部用地事務取扱要領で示す契約書をいう。

三十一 「補償基準」とは、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」、「三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準」、「三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針」及び三重県県土整備部損失補償取扱要領その他三重県等が定めた補償に関する基準をいう。

(基本的処理方針)

第3条 受注者は、本業務を実施する場合において、確実に実施できる執行体制を整え、仕様書等、補償基準その他関係法令等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

2 本業務が次の各号において、民間において行われる用地取得と異なることに留意して適切に実施しなければならない。

一 公共用地取得の補償は、憲法第29条第3項「私有財産は正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」を根拠として、補償基準に基づき実施する必要があること。

二 公共事業により取得すべき事業用地の範囲は、治水危険度、交通渋滞の状況等の土地利用の状況、社会経済状況や地形、地物等を総合的に判断して客観的かつ非代替的に決定されており、取得の難易度によって変更されるものではないこと。

三 公共事業の実施に伴う補償金額は、補償基準の客観的ルールに基づいて算定されることから、権利者が当該補償金額に不満があっても交渉等により増額等が認められるものではなく、補償内容について十分な説明を尽くし理解を求めていくことが必要であること。

四 公共用地取得は、任意取得を原則としつつも、用地交渉が妥結に至らない場合は、一般的には土地収用法に基づく強制取得の手続きに移行することが予定されているものであること。

(監督員)

第4条 監督員は、契約書第9条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合で監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。

なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

(主任技術者)

第5条 受注者は、本業務における主任技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 受注者が主任技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

3 主任技術者は、第3章に定める業務について、担当技術者及び業務従事者が適切に実施できるよう、指揮監督しなければならない。

## 第4編 用地補償総合技術業務 第1章 総則

- 4 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者と協議するものとする。
- 5 主任技術者は、本業務の履行に当たり、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

### （担当技術者）

- 第6条 受注者は、担当技術者を定める場合は、契約締結後 14 日（休日等を含む。）以内に担当技術者届（様式第4号の1）及び経歴書（様式第4号の2）により発注者に通知しなければならない。
- 2 担当技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者と協議するものとする。
  - 3 担当技術者は、本業務の履行に当たり、次のいずれかを満たす資格保有者でなければならない。
    - 一 公共用地交渉業務及びこれらに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者
    - 二 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む 10 年以上の実務の経験を有する者
    - 三 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年9月 21 日建設省告示第 1341 号）第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者
    - 四 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験規程（平成3年3月 28 日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
    - 五 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

### （業務従事者）

- 第7条 受注者は、業務従事者を定める場合は、契約締結後 14 日（休日等を含む。）以内に業務従事者届（様式第51号の1）及び経歴書（様式第51号の2）により発注者に通知しなければならない。
- 2 業務従事者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者と協議するものとする。
  - 3 業務従事者は、本業務の履行に当たり、公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない。）でなければならない。

ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名についてはこの限りでない。

(適切な技術者の配置)

第8条 主任技術者、担当技術者及び業務従事者を定めるに当たり、いずれも本業務の被補償者及び被補償者の役員であってはならない。

(再委託)

第9条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

一 本業務における総合的企画、業務計画書作成等及び業務遂行管理

二 共通仕様書第33条から第43条までに掲げる業務

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理（単純な計算処理に限る）などの簡易な業務の再委託に当たっては、契約書第7条第3項ただし書きの「軽微な部分」とし、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、再委託（変更等）申出書（様式第12号）を発注者に提出し、再委託について（様式第13号）により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、本業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い本業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者である場合は、三重県の指名停止期間中であってはならない。

## 第2章 本業務の基本的処理方法

(施行上の義務及び心得)

第10条 受注者は、本業務の適正かつ確実な実施の確保のために、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 本業務は、補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行い、権利者から理解が得られるよう努めなければならない。また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 二 公共用地交渉等（公共用地交渉及び権利者以外の関係者との対応をいう。以下同じ。）を行う場合は、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について権利者等の了解を得ておかなければならない。この場合、権利者等の都合によっては、平日の日中は公共用地交渉等に応じることが困難な場合があることに留意すること。
- 三 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告しなければならない。
- 四 権利者等との面接は、主任技術者又は担当技術者が他の担当技術者又は業務従事者を伴って、複数によることとし、単独で面接してはならない。
- 五 本業務の実施に際して、金品等を受けること又は与えることをしてはならない。

(施行上の留意事項)

第11条 受注者は、本業務の適正な履行を確保するため、主任技術者により担当技術者及び業務従事者が次に掲げる事項を適切に行えるよう指揮監督させなければならない。

- 一 本業務の実施に当たって、契約書等の内容を十分に理解し、また、業務を処理する現地等の状況について十分把握しておくこと。
  - 二 本業務を正確かつ誠実に実施すること。
  - 三 本業務の実施のために権利者等へ連絡等を行う場合は、その内容を相手に正確に伝えること。
  - 四 本業務の実施に際しては、権利者等に対する言動、動作に十分注意すること。
  - 五 本業務の実施に際しては、業務に関する図書を適切に整理しておくこと。
- 2 受注者は、本業務を実施するに当たり弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）の規定を遵守することとし、公共用地交渉方針の策定、公共用地交渉用資料の作成、公共用地交渉等に係る法律事務の処理に当たっては、監督員の指示により行うものとする。

(業務の着手)

第12条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く。）以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が本業務の実施のために監督員との打合せを行うことをいう。



(書類提出)

- 第13条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者及び業務従事者の登録は8名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに8名までとする。）。
- 4 未制定
- 5 第3項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 6 第3項、第5項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。
- 7 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、第3項によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。
- また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- 8 第3項、第7項による完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。
- 9 第3項、第7項による登録について、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(打合せ等)

- 第14条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録簿（様式第7号）に記録し、相互に確認しなければならない。

## 第4編 用地補償総合技術業務 第2章 本業務の基本的処理方法

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて記録簿を作成するものとする。

- 2 本業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
- 4 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。

なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

### （業務計画の策定）

- 第15条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に業務計画書（様式第5号の1）を策定し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約書及び仕様書等に基づき下記の事項を記載するものとする。なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第28条、第29条、第30条及び第32条に関する事項も含めるものとする。
  - 一 業務概要等（業務名、履行期間、契約年月日、業務内容）
  - 二 実施方針（業務方針、貸与資料の取扱い、業務実施方法等）
  - 三 業務工程表（様式第5号の2）
  - 四 業務組織計画（業務実施体制、業務場所、指揮命令系統）
  - 五 打合せ計画
  - 六 連絡体制（緊急時含む）
  - 七 その他
- 3 受注者は、前項の業務計画書の内容を変更するときは、理由を明記したうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の業務計画書に基づき、業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

### （業務処理の協議等）

- 第16条 主任技術者は、「用地補償総合技術業務協議書」（様式第52-1号及び様式第52-2号）により、業務期間中に行う業務の処理について協議し、監督員から指示を受けるものとする。
- 2 受注者は、本業務の実施中に権利者等から苦情等を受けた場合には、速やかに監督員にその内容を報告し、主任技術者は監督員から指示を受けるものとする。

### （支給品）

- 第17条 受注者は、本業務を実施するに当たり必要となる登記事項証明書、戸籍簿、住民票等（以下「登記事項証明書等」という。）、土地等に関する補償額、建物等の移転料その他通常生ずる損失に

関する補償額等の算定書等（以下「補償額算定書等」という。）、調書、損失補償協議書、補償契約書案及び補償契約書等について、発注者から支給を受けるものとする。

- 2 前項の調書は、あらかじめ必要部数の支給を受け、権利者の署名押印を得たときは、1部を発注者に返納し、残りを当該権利者に交付するものとする。
- 3 支給品の引渡しは、支給品引渡通知書（様式第8号）により行うものとする。
- 4 受注者は、前項の支給品を受領したときは、支給品受領書（様式第9号）を監督員に提出するものとする。
- 5 受注者は、本業務が完了したときは、完了の日から3日以内に支給品を返納するとともに、支給品精算書（様式第10号）及び支給品返納書（様式第11号）を監督員に提出するものとする。
- 6 受注者は、支給品を仕様書等に定める目的以外に使用又は複写してはならない。

#### 第18条 未制定

（身分証明書の携帯）

- 第19条 受注者は、本業務の着手に当たり、あらかじめ主任技術者ほか本業務に従事する者（以下「主任技術者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書（様式第18号）の交付を受けるものとし、本業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。
- 2 本業務に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
  - 3 受注者は、本業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（監督員への業務履行状況の報告）

- 第20条 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を記入した履行状況報告を作成し、発注者に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。
- 一 実施した業務の内容
  - 二 その他必要事項
- 2 受注者は、前項の履行状況の報告を行うときは、主任技術者を立ち会わせるものとする。
  - 3 受注者は、監督員から本業務の履行状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

（成果物の一部使用）

- 第21条 受注者は、業務期間中においても、監督員が成果物の全部又は一部の使用を求めたときは、これに応ずるものとする。
- 2 監督員は、前項で提出した成果物の一部について、その説明を求めることができる。受注者は当該説明に主任技術者を立ち会わせるものとする。

（成果物）

- 第22条 受注者は、業務が完了したときは、次の各号に定める成果物を提出しなければならない。

## 第4編 用地補償総合技術業務 第2章 本業務の基本的処理方法

- 一 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- 二 目次及び頁を付す。
- 2 受注者は、契約書及び仕様書等に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で同意した場合は履行期間中においても、成果物の引き渡しを行うものとする。
- 3 共通仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。
- 4 提出する成果物は、次の各号に定める書類とする。
  - 一 用地補償総合技術業務協議書（様式第52-1号及び様式第52-2号）
  - 二 用地補償総合技術業務日報（様式第53号）
  - 三 補償金明細表（様式第54号）
  - 四 権利者から確認を得た調書の写し又は遺産分割協議書等の写し
  - 五 権利者へ交付及び説明した損失補償協議書の写し
  - 六 権利者の署名押印済みの補償契約書の写し
  - 七 公共用地交渉等記録簿（様式第55号）
  - 八 移転履行状況等確認報告書（様式第56号）
  - 九 権利者ごとの公共用地交渉達成状況引継書（様式第57-1号）
  - 十 特定個人情報管理状況報告書（様式第57-2号）
  - 十一 その他監督員が指示したもの

### （検査）

- 第23条 受注者は、検査員が本業務の完了検査（一部完了検査を含む。）を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に速やかに従うものとする。
  - 3 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守するものとする。

### （修補）

- 第24条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
  - 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
  - 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

### （条件変更等）

- 第25条 契約書第18条第1項(5)に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議して当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく仕様書等の変更又

は訂正の指示を行う場合は、委託業務打合せ簿（様式第6号）によるものとする。

（契約の変更）

第26条 本業務において、数量の増減等による変更（精算）は、以下に示す場合等、対象権利者数に変更が生じた場合を想定している。なお、契約の変更は、発注者と受注者との協議に基づいて行うものとする。

- 一 相続、権利の移動、共有関係の変動等により対象権利者数に変更が生じた場合
- 二 業務の進捗状況に応じ、発注者からの指示により対象権利者数を変更する場合

（守秘義務）

第27条 受注者は、本業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 契約書第1条第5項の規定により、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 二 本業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 三 本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第15条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 四 本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を本業務完了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 五 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、本業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。
- 六 本業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行わなければならない。
- 七 本業務の処理上知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

（個人情報の取扱い）

第28条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記（用地）「個人情報の取扱いに関する特記事項（用地関係業務）」を守らなければならない。

(安全等の確保)

第29条 受注者は、屋外で行う本業務の実施に際しては、本業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2 受注者は、屋外で行う本業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、本業務の実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、事故が発生しないよう主任技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

5 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。

8 受注者は、屋外で行う本業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(行政情報流出防止対策の強化)

第30条 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとらなければならない。

2 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

第31条 未制定

(保険加入の義務)

第32条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

## 第3章 本業務の内容

(概況ヒアリング等)

第33条 受注者は、本業務の実施に先立ち、監督員から当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に公共用地交渉等の対象となる権利者等に対し、面接等により、公共用地交渉等を行うことについての協力を依頼するものとする。

(現地踏査等)

第34条 受注者は、本業務の対象となる区域について現地踏査を行い、現地と発注者から支給を受けた補償額算定書等とを照合し、現地の状況等を把握するものとする。

2 受注者は、前項において現地の状況に変動が生じていた場合は、速やかに監督員に報告するものとする。

3 受注者は、権利者及び第三者が所有する土地、建物等に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地、建物等の所有者等の承諾を得て行うものとする。

(権利者の特定)

第35条 受注者は、発注者から支給を受けた登記事項証明書等の記載事項を補償額算定書等と照合し、権利者の特定に誤りがないか確認を行うものとする。

2 受注者は、前項の確認の結果、権利者の特定ができないとき、又は権利者の特定に誤りがあるときは、速やかに監督員に報告し、必要に応じて、新たに登記事項証明書等の支給を受けるものとする。

(補償額算定書等の照合及び補償金明細表の作成)

第36条 受注者は、発注者から支給を受けた補償額算定書等について、補償基準等に適合し、誤りなく調製されているか照合を行うものとする。

2 受注者は、前項の照合の結果、補償額算定書等の調製に不備があるときは、速やかに監督員に報告し、当該不備が補正された補償額算定書等の支給を受けるものとする。

3 受注者は、前条第1項及びこの条第1項の確認等が完了したときは、速やかに補償金明細表(様式第54号)を作成し、監督員に提出するものとする。

(公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成)

第37条 受注者は、公共用地交渉を行うに当たり、次に掲げる方針の策定等を行い、用地補償総合技術業務協議書(様式第52-2号)をもって監督員と協議し、その承諾を得るものとする。

一 権利者ごとの公共用地交渉のスケジュール、説明内容等の公共用地交渉の進め方に関する方針の策定

二 権利者ごとの権利の内容に応じた公共用地交渉用資料(事業計画と支障物件等の位置関係を示す図面(写し)、同一区画の支障物件等に複数の権利者が存在する場合の権利者ごとに対象物が分

かるよう色分けした図面（写し）、買収後の出入り口が分かる図面（写し）、相続が発生している場合の遺産分割協議書案、譲渡所得税、国民健康保険税等の税制に関する資料等）の作成

（権利者等に対する公共用地交渉等）

第38条 受注者は、権利者に対して前条において作成した公共用地交渉用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう、次の各号の段階に応じて、十分な公共用地交渉を行うものとする。

一 調書の説明及び確認

監督員の指示により、調書の内容を権利者に説明し、当該権利者の確認を受けた上で、当該調書に署名押印を得る。

二 補償内容等の説明

監督員の指示により、補償項目ごとの補償内容等を権利者（抵当権者等を除く。以下この号から第4号までにおいて同じ。）に説明し、補償内容等の理解を得る。

三 損失補償協議書の交付及び説明

監督員の指示により、損失補償協議書を権利者に交付し、補償金額を提示して当該損失補償協議書を説明する。

四 補償契約書案の説明及び補償契約の承諾

監督員の指示により、補償契約書案を権利者に交付し、補償契約の内容を説明し、補償契約の承諾を得る。当該権利者から補償契約の承諾が得られたときは、監督員の指示により、補償契約書等に署名押印を得る。

- 2 受注者は、前項の公共用地交渉を行うに当たり、権利者以外の関係者（相続財産について権利を放棄した者、代替地提供者、不在者探索に係る情報を保有すると思われる者等をいう。）に対し、相続財産に関する説明、代替地提供に伴う税制等の説明、不在者探索のための情報収集等の軽微な対応（これに伴う説明資料の作成、関係書類の受領等を含む。）が生じた場合は、これを行うものとする。

（公共用地交渉等記録簿の作成）

第39条 受注者は、公共用地交渉等を行った場合には、速やかに公共用地交渉等記録簿（様式第55号）を作成するものとする。

（公共用地交渉後の措置）

第40条 受注者は、前条による公共用地交渉等記録簿を作成したときは、その都度、監督員の確認を受け、必要に応じて公共用地交渉等の詳細な内容を監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等並びに損失補償協議書及び補償契約書案の内容について、それぞれ理解が得られたときは、その都度、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が補償契約書に署名押印した後に、当該補償契約書の写しを作成するものとする。
- 4 受注者は、権利者が公共用地交渉に応じない、又は当該事業計画に対する不満、補償内容等に対する不満その他の理由により公共用地交渉の継続が困難であると判断したときは、監督員に詳細な内容を報告し、監督員の指示を受けるものとする。



(移転履行状況等の確認等)

第41条 受注者は、権利者と発注者との間で補償契約が締結された後は、監督員の指示に基づき、権利者と発注者との間で締結された補償契約書に定める期限までに義務が履行されるよう、権利者等に対し移転履行状況等の確認、催告等を行うものとする。

2 受注者は、前項の確認において、補償契約書に定める期限までに義務が履行されることが困難と判断した場合には、権利者に対し履行遅延の申し出をすべきことを説明するものとする。

(移転履行状況等の確認等後の措置)

第42条 受注者は、前条の規定に基づき移転履行状況等の確認等を行ったときは、監督員に移転履行状況等確認報告書（様式第56号）により報告するものとする。

(その他の業務)

第43条 受注者は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容並びに代替地取得に必要な情報その他移転に伴い必要となる情報について、権利者から情報提供の求めがあった場合には、関係機関に確認し、発注者及び権利者に情報提供するものとする。

2 受注者は、本業務の遂行において、業務の実施の状況、権利者等からの意見・要望等及び当該事業計画地の現況等について、用地補償総合技術業務日報（様式第53号）（以下「日報」という。）を作成し、提出するものとする。

3 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第3項に規定する個人情報（同条第8項に規定する特定個人情報を含む。）に関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制に関する資料を発注者に提出するものとする。

4 前号に規定する個人情報に関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制に関する資料は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 個人情報を取り扱う責任者

二 個人情報を取り扱う業務従事者

三 個人情報に関する管理体制

四 個人情報に関する管理状況の検査体制

五 個人情報が記録された媒体（書面、端末機器、サーバーに内蔵されているものその他個人情報が記録されている全てのものをいう。）の保存期間

六 個人情報の廃棄又は消去の方法

七 その他調査職員が指示したもの

5 本業務が完了した場合には、権利者ごとに公共用地交渉達成状況引継書（様式第57-1号）及び特定個人情報管理状況報告書（様式第57-2号）を作成し、監督員に引き継ぐものとする。

なお、記載に当たり、業務完了時においても業務の対象となる土地等の権利者との公共用地交渉が難航していた場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合には、以下の内容を記載すること。

- 一 公共用地交渉の実施に当たり留意すべき点（権利者との公共用地交渉の経緯等）
- 二 業務完了時における権利者との公共用地交渉の状況等

## 第4章 未制定

第44条 未制定

## 様式一覧表

用地補償総合技術業務共通仕様書

| No.  | 様式名称          | 関係条項         | 様式ページ |
|------|---------------|--------------|-------|
| 4-1  | 担当技術者届        | 第6条          | 1     |
| 4-2  | 経歴書           | 第6条          | 2     |
| 5-1  | 業務計画書         | 第15条         | 3     |
| 5-2  | 業務工程表         | 第15条         | 4     |
| 6    | 委託業務打合せ簿      | 第25条         | 5     |
| 7    | 記録簿           | 第14条         | 6     |
| 8    | 支給品引渡通知書      | 第17条         | 7     |
| 9    | 支給品受領書        | 第17条         | 8     |
| 10   | 支給品精算書        | 第17条         | 9     |
| 11   | 支給品返納書        | 第17条         | 10    |
| 12   | 再委託（変更等）申出書   | 第9条          | 11    |
| 13   | 再委託について       | 第9条          | 12    |
| 16   | 電子媒体等納品書      | 第22条         | 15    |
| 18   | 身分証明書         | 第19条         | 17    |
| 51-1 | 業務従事者届        | 第7条          | 63    |
| 51-2 | 経歴書           | 第7条          | 64    |
| 52-1 | 用地補償総合技術業務協議書 | 第16条、22条     | 65    |
| 52-2 | 用地補償総合技術業務協議書 | 第16条、22条、37条 | 66    |
| 53   | 用地補償総合技術業務日報  | 第22条、43条     | 67    |
| 54   | 補償金明細表        | 第22条、36条     | 68    |
| 55   | 公共用地交渉記録簿     | 第22条、39条     | 69    |
| 56   | 移転履行状況等確認報告書  | 第22条、42条     | 70    |
| 57-1 | 公共用地交渉達成状況引継書 | 第22条、43条     | 71    |
| 57-2 | 特定個人情報管理状況報告書 | 第22条、43条     | 72    |



### 3 地質・土質調査業務共通仕様書



## 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第1編 共通編 .....            | 1  |
| 第1章 総則 .....             | 1  |
| 第101条 適用 .....           | 1  |
| 第102条 用語の定義 .....        | 1  |
| 第103条 受発注者の責務 .....      | 4  |
| 第104条 業務の着手 .....        | 4  |
| 第105条 調査地点の確認 .....      | 4  |
| 第106条 設計図書の支給及び点検 .....  | 4  |
| 第107条 監督員 .....          | 5  |
| 第108条 現場代理人等 .....       | 5  |
| 第109条 照査技術者及び照査の実施 ..... | 6  |
| 第110条 担当技術者 .....        | 6  |
| 第111条 提出書類 .....         | 6  |
| 第112条 打合せ等 .....         | 7  |
| 第113条 業務計画書 .....        | 8  |
| 第114条 資料等の貸与及び返却 .....   | 9  |
| 第115条 関係官公庁への手続き等 .....  | 9  |
| 第116条 地元関係者との交渉等 .....   | 9  |
| 第117条 土地への立ち入り等 .....    | 10 |
| 第118条 成果物の提出 .....       | 10 |
| 第119条 関係法令及び条例の遵守 .....  | 11 |
| 第120条 検査 .....           | 11 |
| 第121条 修補 .....           | 11 |
| 第122条 条件変更等 .....        | 12 |
| 第123条 契約変更 .....         | 12 |
| 第124条 履行期間の変更 .....      | 12 |
| 第125条 一時中止 .....         | 13 |
| 第126条 発注者の賠償責任 .....     | 13 |
| 第127条 受注者の賠償責任等 .....    | 13 |
| 第128条 部分使用 .....         | 14 |
| 第129条 再委託 .....          | 14 |
| 第130条 成果物の使用等 .....      | 14 |
| 第131条 守秘義務 .....         | 15 |

## 目 次

|            |                                          |           |
|------------|------------------------------------------|-----------|
| 第132条      | 個人情報の取扱い                                 | 15        |
| 第133条      | 安全等の確保                                   | 17        |
| 第134条      | 臨機の措置                                    | 18        |
| 第135条      | 履行報告                                     | 19        |
| 第136条      | 屋外で作業を行う時期及び時間の変更                        | 19        |
| 第137条      | 未制定                                      | 19        |
| 第138条      | 行政情報流出防止対策の強化                            | 19        |
| 第139条      | 未制定                                      | 20        |
| 第140条      | 保険加入の義務                                  | 21        |
| 第141条      | 新技術の活用について                               | 21        |
| <b>第2章</b> | <b>機械ボーリング</b>                           | <b>22</b> |
| 第201条      | 目的                                       | 22        |
| 第202条      | 土質の分類                                    | 22        |
| 第203条      | 調査等                                      | 22        |
| 第204条      | 成果物                                      | 23        |
| <b>第3章</b> | <b>サンプリング</b>                            | <b>25</b> |
| 第301条      | 目的                                       | 25        |
| 第302条      | 採取方法                                     | 25        |
| 第303条      | 試料の取扱い                                   | 25        |
| 第304条      | 成果物                                      | 25        |
| <b>第4章</b> | <b>サウンディング</b>                           | <b>26</b> |
| <b>第1節</b> | <b>標準貫入試験</b>                            | <b>26</b> |
| 第401条      | 目的                                       | 26        |
| 第402条      | 試験等                                      | 26        |
| 第403条      | 成果物                                      | 26        |
| <b>第2節</b> | <b>スクリーウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式 サウンディング試験）</b> | <b>26</b> |
| 第404条      | 目的                                       | 26        |
| 第405条      | 試験等                                      | 26        |
| 第406条      | 成果物                                      | 27        |
| <b>第3節</b> | <b>機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験</b>           | <b>27</b> |
| 第407条      | 目的                                       | 27        |
| 第408条      | 試験等                                      | 27        |
| 第409条      | 成果物                                      | 27        |
| <b>第4節</b> | <b>ポータブルコーン貫入試験</b>                      | <b>27</b> |



|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 第410条 目的                 | 27        |
| 第411条 試験等                | 28        |
| 第412条 成果物                | 28        |
| <b>第5節 簡易動的コーン貫入試験</b>   | <b>28</b> |
| 第413条 目的                 | 28        |
| 第414条 試験等                | 28        |
| 第415条 成果物                | 28        |
| <b>第5章 原位置試験</b>         | <b>29</b> |
| <b>第1節 孔内載荷試験</b>        | <b>29</b> |
| 第501条 目的                 | 29        |
| 第502条 試験等                | 29        |
| 第503条 成果物                | 29        |
| <b>第2節 地盤の平板載荷試験</b>     | <b>30</b> |
| 第504条 目的                 | 30        |
| 第505条 試験等                | 30        |
| 第506条 成果物                | 30        |
| <b>第3節 現場密度測定（砂置換法）</b>  | <b>30</b> |
| 第507条 目的                 | 30        |
| 第508条 試験等                | 31        |
| 第509条 成果物                | 31        |
| <b>第4節 現場密度測定（R I 法）</b> | <b>31</b> |
| 第510条 目的                 | 31        |
| 第511条 試験等                | 31        |
| 第512条 成果物                | 31        |
| <b>第5節 現場透水試験</b>        | <b>31</b> |
| 第513条 目的                 | 31        |
| 第514条 試験等                | 31        |
| 第515条 成果物                | 32        |
| <b>第6節 ルジオン試験</b>        | <b>32</b> |
| 第516条 目的                 | 32        |
| 第517条 試験等                | 32        |
| 第518条 成果物                | 32        |
| <b>第7節 速度検層</b>          | <b>32</b> |
| 第519条 目的                 | 32        |
| 第520条 試験等                | 32        |
| 第521条 成果物                | 33        |

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第8節 電気検層           | 33 |
| 第522条 目的           | 33 |
| 第523条 試験等          | 33 |
| 第524条 成果物          | 33 |
| 第6章 解析等調査業務        | 34 |
| 第601条 目的           | 34 |
| 第602条 業務内容         | 34 |
| 第603条 成果物          | 35 |
| 第7章 軟弱地盤技術解析       | 36 |
| 第701条 目的           | 36 |
| 第702条 業務内容         | 36 |
| 第703条 成果物          | 37 |
| 第8章 物理探査           | 38 |
| 第1節 弾性波探査          | 38 |
| 第801条 目的           | 38 |
| 第802条 業務内容         | 38 |
| 第2節 電気探査（比抵抗二次元探査） | 39 |
| 第803条 目的           | 39 |
| 第804条 業務内容         | 39 |
| 第9章 地すべり調査         | 40 |
| 第901条 目的           | 40 |
| 第902条 計画準備         | 40 |
| 第903条 地下水調査        | 40 |
| 第904条 移動変形調査       | 41 |
| 第905条 雨量観測         | 42 |
| 第906条 解析           | 42 |
| 第907条 対策工法選定       | 42 |
| 第908条 報告書作成        | 42 |
| 第10章 地形・地表地質踏査     | 43 |
| 第1001条 目的          | 43 |
| 第1002条 業務内容        | 43 |
| 第1003条 成果物         | 44 |

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第11章 土質試験 .....    | 45 |
| 第1101条 試験方法 .....  | 45 |
| 第1102条 成果物 .....   | 45 |
| 第2編 治山編 .....      | 46 |
| 第1章 総則 .....       | 46 |
| 第2101条 適用 .....    | 46 |
| 第2102条 用語の定義 ..... | 46 |
| 第2章 地すべり調査 .....   | 47 |
| 第2201条 適用 .....    | 47 |
| 様式一覧表 .....        | 48 |



## 第1編 共通編

### 第1章 総則

#### 第101条 適用

1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、三重県の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 測量業務、用地調査等業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。
5. 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守しなければならない。

#### 第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、三重県知事をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は現場代理人等に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
4. 未制定
5. 未制定
6. 未制定
7. 「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
8. 「現場代理人等」とは、契約の履行に関し業務の管理を行う現場代理人及び現場における施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者で契約書第10条第1

項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。

9. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
10. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
12. 「契約書」とは、別冊の「設計業務等委託契約書」をいう。
13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。
14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
15. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
17. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
18. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。
19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
20. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
21. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
22. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
23. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
24. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
26. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

いう。

- 27. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 28. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 29. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 30. 「提出」とは、受注者が監督員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 31. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第9条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

- 32. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- 33. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

- 34. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。  
ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
- 35. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。
- 36. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。
- 37. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために現場代理人等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 38. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 39. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 40. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 41. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- 42. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 43. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を

受け取り、内容を把握することをいう。

#### 第103条 受発注者の責務

1. 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

#### 第104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日に関する条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは現場代理人等が地質・土質調査業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

#### 第105条 調査地点の確認

1. 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

#### 第106条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。



#### 第107条 監督員

1. 発注者は、地質・土質調査業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

#### 第108条 現場代理人等

1. 受注者は、地質・土質調査業務における現場代理人及び主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。なお、現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができるものとする。また、本通知書をもって、契約書第10条第1項という通知があったものとみなす。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。
3. 主任技術者は、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 現場代理人等は、監督員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
5. 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
6. 契約書第10条に定める管理技術者は、現場代理人等として読み替えるものとする。なお、契約書第10条第2項に定める管理技術者の権限は、現場代理人が有するものとする。
7. 現場代理人は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
8. 現場代理人は、屋外における地質・土質調査業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに地質・土質調査業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

#### 第109条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
  - (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
  - (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又は業務の履行に必要な知識（同等の能力）と経験を有する技術者（技術管理者）あるいはR C C Mの資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、設計図書で定めのある場合はこの限りではない。
  - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
  - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
  - (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ主任技術者に提出するものとする。
3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

#### 第110条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

#### 第111条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者に

において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

4. 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前項によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

5. 第3項、第4項による完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。
6. 第3項、第4項による登録について、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

## 第112条 打合せ等

1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に

確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、現場代理人等と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 現場代理人等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※<sup>1</sup>「ウィークリースタンス」※<sup>2</sup>に努める。

※<sup>1</sup> ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう

※<sup>2</sup> ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

#### 第113条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果物の内容、部数
  - (7) 使用する主な図書及び基準
  - (8) 連絡体制（緊急時含む）
  - (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
  - (10) 仮設備計画
  - (11) その他

業務計画書に記載する主任技術者については、受注者が提出した配置予定技術者届出書に記載した予定主任技術者でなければならない。また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

- (2) 実施方針又は(11)その他には、第132条 個人情報の取扱い、第133条

安全等の確保及び第 138 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員の指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

#### 第 114 条 資料等の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

#### 第 115 条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

#### 第 116 条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第 12 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に

報告し、指示があればそれに従うものとする。

4. 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

#### 第117条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日（休日等を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第118条 成果物の提出

1. 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を委託業務完成報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。
4. 受注者は、「三重県CALS電子納品運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。

「マニュアル」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定す

るものとする。

5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

#### 第119条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第120条 検査

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、委託業務完成報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び現場代理人等の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 地質・土質調査業務成果物の検査
  - (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「マニュアル」に基づくものとする。

#### 第121条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第122条 条件変更等

1. 監督員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
  - （1）第117条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
  - （2）天災その他の不可抗力による損害。
  - （3）その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

#### 第123条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
  - （1）地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
  - （2）履行期間の変更を行う場合
  - （3）監督員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合
  - （4）契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
  - （1）第122条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
  - （2）地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - （3）その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

#### 第124条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断し



た場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

#### 第125条 一時中止

1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、第134条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

#### 第126条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### 第127条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなけれ

ばならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第128条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### 第129条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものを行い受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者は、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者である場合は三重県の指名停止期間中であってはならない。

#### 第130条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発

注者の承諾を受けなければならない。

### 第131条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

### 第132条 個人情報の取扱い

#### 1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、

あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

#### 4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

#### 5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### 6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

#### 7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

#### 9. 管理の確認等

- (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

**10. 管理体制の整備**

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。

**11. 従事者への周知**

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

**12. 個人情報の取扱いに関する特記事項**

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

**第133条 安全等の確保**

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官 通達令和7年3月）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
  - (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術 参事官通達 昭和62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
  - (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - (4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものと

する。

5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

(2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

(3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。

6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

9. 受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお調査孔の埋戻しは監督員の承諾を受けなければならない。

#### 第134条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は臨機の措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。

2. 監督員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

### 第135条 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

### 第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

### 第137条 未制定

### 第138条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第113条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第139条 未制定



**第140条 保険加入の義務**

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

**第141条 新技術の活用について**

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

## 第2章 機械ボーリング

### 第201条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

### 第202条 土質の分類

土質の分類は、JGS0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。

### 第203条 調査等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
2. ボーリング位置、深度及び数量
  - (1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。
  - (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。
3. 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。
4. 掘進
  - (1) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。
  - (2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
  - (3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
  - (4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
  - (5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
  - (6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにして

おかなければならない。

- (7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
- (8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。
- (9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。
- (10) 試料を採取するオールコアボーリング※<sup>1</sup>の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。  
試料を採取しない場合はノンコアボーリング※<sup>2</sup>を行うこととする。  
ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。

※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。

※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

## 5. 検尺

- (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。
- (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会もしくは遠隔臨場のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

## 6. その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

## 第204条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、「マニュアル」に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコア提出の要否は、監督員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは試料箱（コア箱）に、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出するものとする。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本

ビン等に密封して収納するものとする。提出が不要な場合は、採取したコアと納めた試料箱（コア箱）の処分について監督員と協議するものとする。

- (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

## 第3章 サンプルング

### 第301条 目的

乱さない試料のサンプルングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

### 第302条 採取方法

1. シンウォールサンプルングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1221（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
2. デニソンサンプルングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1222（ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
3. トリプルサンプルングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223（ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。

### 第303条 試料の取扱い

1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

### 第304条 成果物

1. 成果物は、次のものを提出するものとする。
  - (1) 採取位置、採取深さ、採取長
  - (2) 採取方法

## 第4章 サウンディング

### 第1節 標準貫入試験

#### 第401条 目的

1. 標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。

#### 第402条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A1219（標準貫入試験方法）によるものとする。
2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
3. 試験は、原則として1mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

#### 第403条 成果物

試験結果及び保存用試料は、JIS A1219（標準貫入試験方法）及び「マニュアル」に従って整理し提出するものとする。

### 第2節 スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式 サウンディング試験）

#### 第404条 目的

スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式 サウンディング試験）は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

#### 第405条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A1221（スクリューウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式 サウンディング試験方法））によるものとする。
2. 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
3. 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になっ

た場合は監督員と協議しなければならない。

4. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。

#### 第406条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221（スクリーウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式 サウンディング試験方法））により整理し提出するものとする。

### 第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験

#### 第407条 目的

機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

#### 第408条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。
2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。
3. 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。

#### 第409条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）により整理するものとする。

### 第4節 ポータブルコーン貫入試験

#### 第410条 目的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における

土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定することを目的とする。

#### 第411条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1431（ポータブルコーン貫入試験方法）によるものとする。
2. 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。
3. 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
4. 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。

#### 第412条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1431（ポータブルコーン貫入試験方法）により整理し提出するものとする。

### 第5節 簡易動的コーン貫入試験

#### 第413条 目的

簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。

#### 第414条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1433（簡易動的コーン貫入試験）によるものとする。
2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。
3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。
4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。

#### 第415条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1433（簡易動的コーン貫入試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。



## 第5章 原位置試験

### 第1節 孔内載荷試験

#### 第501条 目的

孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

#### 第502条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測定

孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

##### (1) 点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

##### (2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

##### (3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

##### (4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

##### (5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

##### (6) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m<sup>2</sup>ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

#### 第503条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

##### (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値

- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

## 第2節 地盤の平板載荷試験

### 第504条 目的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。

### 第505条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（平板載荷試験方法）によるものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。

### 第506条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。

## 第3節 現場密度測定（砂置換法）

### 第507条 目的

現場密度測定（砂置換法）は、試験孔から掘り出した土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。

#### 第508条 試験等

試験方法及び器具は、JIS A1214（砂置換法による土の密度試験方法）によるものとする。

#### 第509条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- （1）調査位置、調査方法、測定値
- （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1214（砂置換法による土の密度試験方法）により整理し提出するものとする。

### 第4節 現場密度測定（R I 法）

#### 第510条 目的

現場密度測定（R I 法）は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。

#### 第511条 試験等

1. 本試験は、地表面型R I 計を用いた土の密度試験に適用する。
2. 試験方法及び器具は、JGS 1614（RI計器による土の密度試験方法）によるものとする。

#### 第512条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- （1）調査位置、調査方法、測定値
- （2）含水比、湿潤密度、乾燥密度

### 第5節 現場透水試験

#### 第513条 目的

現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位（地下水位）を求めることを目的とする。

#### 第514条 試験等

試験方法及び器具は、JGS 1314（単孔を利用した透水試験方法）によるものとする。

#### 第515条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙1314によるものとする。

### 第6節 ルジオン試験

#### 第516条 目的

ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めることを目的とする。

#### 第517条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS 1323（ルジオン試験方法）によるものとする。
2. 限界圧力が小さいと予想される場合は、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。

#### 第518条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、試験区間の深さ
- (2) 平衡水位
- (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録
- (4) 有効注水圧力と単位長さ当たりの注水量の関係（p-q曲線）
- (5) 最大注水圧力
- (6) ルジオン値（Lu）又は換算ルジオン値（Lu'）

### 第7節 速度検層

#### 第519条 目的

速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝播するP波（縦波、疎密波）及びS波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。

#### 第520条 試験等

試験方法及び装置は、JGS 1122（地盤の弾性波速度検層方法）によるものとする。

#### 第521条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ（測定区間）、測定方法
- (2) 測定波形、走時曲線、速度層の構成

### 第8節 電気検層

#### 第522条 目的

電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗（比抵抗）を測定することを目的とする。

#### 第523条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS 1121（地盤の電気検層方法）によるものとする。
2. マイクロ検層（電極間隔 $2.5\text{cm} \pm 5\text{mm}$ 及び $5\text{cm} \pm 5\text{mm}$ が標準）、自然電位検層（S P検層）を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。

#### 第524条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ
- (2) 掘削孔経、電気検層の種類及び電極間隔
- (3) 検層装置の仕様
- (4) 比抵抗曲線

## 第6章 解析等調査業務

### 第601条 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。

### 第602条 業務内容

1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
2. 計画準備  
業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。
3. 既存資料の収集・現地調査は以下による。
  - (1) 関係文献の収集と検討
  - (2) 調査地周辺の現地調査
4. 資料整理とりまとめ
  - (1) 各種計測結果の評価及び考察
  - (2) 異常データのチェック
  - (3) 試料の観察
  - (4) ボーリング柱状図の作成
5. 断面図等の作成
  - (1) 地層及び土性の工学的判定
  - (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
6. 総合解析とりまとめ
  - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
  - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
  - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
  - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
  - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
  - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

**第 603 条 成果物**

成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

## 第7章 軟弱地盤技術解析

### 第701条 目的

軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤上の盛土、構造物（地下構造物、直接基礎含む）を施工するにあたり地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響する周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策工法の選定、対策後地盤解析、最適工法の決定を行うことを目的とする。

### 第702条 業務内容

#### 1. 解析計画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む）、業務打合せのための資料作成を行うものとする。

#### 2. 現地踏査

周辺の自然地形・改変地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。

#### 3. 現況地盤解析

##### （1）地盤破壊

設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討を含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

##### （2）地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定するものとする。

##### （3）地盤圧密沈下

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。

##### （4）地盤液状化

広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。



#### 4. 検討対策工法の選定

当該地質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特性・経済性を概略的に比較検討の上、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。

#### 5. 対策後地盤解析

現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を行った上で、必要な解析を実施し、現地への適応性の検討（概略的な施工計画の提案を含む）を行うものとする。

#### 6. 最適工法の決定

「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。

#### 7. 照査

検討を行った各項目毎に、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。

### 第703条 成果物

成果物は、現地踏査結果業務内容の検討結果及び照査結果を提出するものとする。

## 第8章 物理探査

### 第1節 弾性波探査

#### 第801条 目的

弾性波探査は人工震源によって生じた地盤の弾性波伝播速度を測定し、地層の物理特性を把握すると同時に断層破碎帯や基盤深度等の地下構造を調査するのを目的とする。

#### 第802条 業務内容

##### 1. 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。

##### 2. 現地踏査

測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

##### 3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。

##### 4. 測線設定

測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。

##### 5. 観測

起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。

##### 6. 解析

観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。

##### 7. 照査

計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。

##### 8. 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。

## 第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

### 第803条 目的

電気探査（比抵抗二次元探査）は、地中に電流を流して地中に生じる電位差を測定してその比抵抗値を求め、風化岩と基盤岩の分布形態、砂礫などの堆積層と基盤岩の構造など、地層の分布構造を把握することを目的とする。

### 第804条 業務内容

#### 1. 計画準備

第802条第1項に準じるものとする。

#### 2. 現地踏査

測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

#### 3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。

#### 4. 測線設定

測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。

#### 5. 観測

電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。

#### 6. 解析

- (1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。
- (2) 観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。
- (3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。

#### 7. 報告書作成

第802条第8項に準じるものとする。

## 第9章 地すべり調査

### 第901条 目的

地すべり調査は、地すべり面の分布・性状、地下水位、水みち等について調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。

### 第902条 計画準備

1. 第802条第1項に準じるものとする。
2. 予備調査として以下の項目を実施するものとする。

#### (1) 既存資料調査

対象地すべり地付近の地形、地質、水文、地すべりの分布、滑動履歴など既存資料を収集するものとする。

#### (2) 地形判読作業

地形図、空中写真等を用いて地すべりブロックを判定し、その周辺の地形分類、埋谷面図等を必要に応じて作成するものとする。

#### (3) 現地調査

地形、地質、水文、滑動現況及び履歴等の現地調査を行い、地すべり現況を明らかにし、調査計画、応急対策計画の概要を調査するとともに、安定解析のため主測線、その他地すべり調査計画に必要な基準線となる測線を定めるものとする。

### 第903条 地下水調査

#### 1. 地下水位観測

地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS 1312（観測井による砂質・礫質地盤の地下水位測定方法）によるものとする。

#### 2. 地下水検層

ボーリング孔にトレーサー（地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水）を投入し、地下水の流動箇所ではトレーサーが希釈されることにより電気抵抗又は温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS 1317（トレーサーによる地下水流動層検層方法）によるものとする。

#### 3. 間隙水圧測定

電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く

圧力を求めるもので、調査方法はJGS 1313（ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法）によるものとする。

#### 4. 湧水圧による岩盤の透水試験（J.F.T）

岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS 1321（孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法）によるものとする。

#### 5. 地下水流動調査

トレーサーや電位差を利用して、地下水の流下経路、流速を求めるものとする。

### 第904条 移動変形調査

#### 1. 変位杭による調査

基準杭、変位杭を設置し測量を実施して、地すべり活動による地表面の移動量を把握する。

#### 2. 伸縮計による調査

（1）地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の経時的変化量を測定して、地すべりの変動状況を確認するものとする。

（2）調査方法については、JGS 1725（伸縮計を用いた地表面移動量測定方法）によるものとする。

#### 3. 傾斜計による調査

（1）地すべりによる地表面の傾斜変動を測定し、地すべりの変動状況を確認するものとする。

（2）水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS 1721（水管式地盤傾斜計を用いた地表面の傾斜変動量測定方法）によるものとする。

#### 4. パイプ式歪計による調査

パイプ式歪計は、外径48～60mmの塩ビ管外周軸方向で、直交する2方向、又は、1方向にペーパーストレインゲージを1.0m間隔に装置したものをボーリング孔に設置し、ゲージの歪量を測定し、すべり面の位置、すべり方向を確認するものとする。

#### 5. 挿入式孔内傾斜計による調査

挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取り付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して0.5mあるいは1.0m毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。

#### 第905条 雨量観測

地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。

#### 第906条 解析

##### 1. 地盤特性検討

基礎地盤調査資料並びに移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。

2. 機構解析地形、地質、地盤構造から推定される素因、更に移動変形、地下水、人為的な誘因等と、安定計算結果から総合的に判断して地すべり運動機構と地すべり発生原因を解明するものとする。

##### 3. 安定解析

地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について、安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算するものとする。

#### 第907条 対策工法選定

機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする（詳細設計は含まない）。

#### 第908条 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。

## 第10章 地形・地表地質踏査

### 第1001条 目的

1. 地形・地表地質調査は、地表で見られる自然地形・改変地形、岩石や地層の性状を観察し、調査地域の地層分布や地質構造、更に地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範囲な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム調査に係わる地形・地表地質調査を除くものとする。

### 第1002条 業務内容

#### 1. 計画準備

業務の目的を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するとともに、調査用基図の調整、空中写真等入手手続きを行う。

#### 2. 既存資料調査

対象地域の地形・地質・地表水・地下水・災害・工事履歴等に関する既存資料を収集・整理する。

#### 3. 空中写真判読

隣り合わせの2枚の空中写真を実体鏡によって実体視して、旧河道・後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷・尾根の分布パターンや写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から、土石流堆積地、断層、地すべり等の分布域を推定するものとする。

#### 4. 現地踏査

- (1) 調査地域内を踏査して、既往資料・地形図および空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層地形、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。
- (2) 現地調査の際には、地質に関する既往資料・地形図などにより人工構造物・改変地形の状況、広域的な地質情報を把握しておくとともに、岩石・地層の分布、地質構造、断層破碎帯、風化、変質、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。
- (3) 観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。

#### 5. 地質解析

##### (1) 地質工学的検討

対象地域の地質構成、地質工学的特性を把握し、業務目的との関連で見た地質工学的性状、問題点、今後の調査等の検討を行う。

(2) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。

**第1003条 成果物**

成果物は、次のものを提出する。

- (1) 調査報告書
- (2) 地質平面図
- (3) 地質断面図
- (4) ルートマップ
- (5) 露頭写真



## 第11章 土質試験

### 第1101条 試験方法

1. 土質試験の方法は、原則として日本工業規格、地盤工学会規格等に準じて行うものとする。
2. 物理的性質を求める試験、力学的性質を求める試験及び残留せん断強さを求める試験の方法の選択は、設計図書又は監督員と協議し、現場状況に適合した適切な方法を選択するものとする。
3. 試験の結果は、図表を用いて土の性質が判断できるよう取りまとめるものとする。

### 第1102条 成果物

成果物は、測定と解析データを提出するものとする。

## 第2編 治山編

### 第1章 総則

#### 第2101条 適用

本編は、第1編共通編で定める事項に加えて、治山の地質調査業務のみに追加で適用する項目を定めたものである。

#### 第2102条 用語の定義

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において定義される用語のうち、「監督職員」については、第1編共通編第1章総則第2条における「監督員」の定義を適用する。

## 第2章 地すべり調査

### 第2201条 適用

治山の地すべり調査業務については、林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第1編地質調査業務標準仕様書 第6章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則については、三重県制定の「地質・土質調査業務共通仕様書」の第1編共通編 第1章総則を適用する。

# 様式一覧表

地質・土質調査業務共通仕様書

| No. | 様式名称              | 関係条項                                      | 様式集ページ |
|-----|-------------------|-------------------------------------------|--------|
| 6   | 委託業務打合せ簿          | 第102条<br>第21, 23, 24, 26, 29, 30, 42, 43項 | 5      |
| 4-1 | 担当技術者届            | 第110条第1項                                  | 1      |
| 4-2 | 経歴書               | 第110条第1項                                  | 2      |
| 7   | 記録簿               | 第112条第1～2項                                | 6      |
| 5-1 | 業務計画書             | 第113条                                     | 3      |
| 5-2 | 業務工程表             | 第113条                                     | 4      |
| 18  | 身分証明書             | 第117条第4項                                  | 17     |
| 16  | 電子媒体等納品書          | 第118条                                     | 15     |
| 36  | 〇〇業務の部分使用について（協議） | 第128条                                     | 47     |
| 37  | 〇〇業務の部分使用について（承諾） | 第128条                                     | 48     |
| 12  | 再委託（変更等）申出書       | 第129条                                     | 11     |
| 13  | 再委託について           | 第129条                                     | 12     |
| 14  | 履行体系図             | 第129条                                     | 13     |
| 15  | 事故報告書             | 第133条第8項                                  | 14     |
| 38  | 履行報告書             | 第135条                                     | 49     |

## 4 設計業務等共通仕様書



# 設計業務等共通仕様書 総目次

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 第1編 共通編 .....         | 1-1  |
| 第2編 河川編 .....         | 2-1  |
| 第3編 海岸編 .....         | 3-1  |
| 第4編 砂防及び地すべり対策編 ..... | 4-1  |
| 第5編 ダム編 .....         | 5-1  |
| 第6編 道路編 .....         | 6-1  |
| 第7編 下水道編 .....        | 7-1  |
| 第8編 港湾・漁港編 .....      | 8-1  |
| 第9編 林道編 .....         | 9-1  |
| 第10編 治山編 .....        | 10-1 |
| 第11編 農業農村整備編 .....    | 11-1 |
| 設計業務の主要な区切り .....     | 1    |
| 様式一覧表 .....           | 5    |





## 第 1 編 共通編



## 第1編 共通編

### 目次

|        |              |      |
|--------|--------------|------|
| 第1編    | 共通編          | 1-1  |
| 第1章    | 総則           | 1-1  |
| 第1101条 | 適用           | 1-1  |
| 第1102条 | 用語の定義        | 1-1  |
| 第1103条 | 受発注者の責務      | 1-4  |
| 第1104条 | 業務の着手        | 1-4  |
| 第1105条 | 設計図書の支給及び点検  | 1-4  |
| 第1106条 | 監督員          | 1-5  |
| 第1107条 | 管理技術者        | 1-5  |
| 第1108条 | 照査技術者及び照査の実施 | 1-6  |
| 第1109条 | 担当技術者        | 1-7  |
| 第1110条 | 提出書類         | 1-7  |
| 第1111条 | 打合せ等         | 1-8  |
| 第1112条 | 業務計画書        | 1-9  |
| 第1113条 | 資料の貸与及び返却    | 1-9  |
| 第1114条 | 関係官公庁への手続き等  | 1-10 |
| 第1115条 | 地元関係者との交渉等   | 1-10 |
| 第1116条 | 土地への立ち入り等    | 1-10 |
| 第1117条 | 成果物の提出       | 1-11 |
| 第1118条 | 関連法令及び条例の遵守  | 1-11 |
| 第1119条 | 検査           | 1-11 |
| 第1120条 | 修補           | 1-12 |
| 第1121条 | 条件変更等        | 1-12 |
| 第1122条 | 契約変更         | 1-12 |
| 第1123条 | 履行期間の変更      | 1-13 |
| 第1124条 | 一時中止         | 1-13 |
| 第1125条 | 発注者の賠償責任     | 1-14 |
| 第1126条 | 受注者の賠償責任等    | 1-14 |
| 第1127条 | 部分使用         | 1-14 |
| 第1128条 | 再委託          | 1-14 |
| 第1129条 | 成果物の使用等      | 1-15 |
| 第1130条 | 守秘義務         | 1-15 |
| 第1131条 | 個人情報の取扱い     | 1-16 |

|                          |                   |             |
|--------------------------|-------------------|-------------|
| 第1132条                   | 安全等の確保            | 1-17        |
| 第1133条                   | 臨機の措置             | 1-18        |
| 第1134条                   | 履行報告              | 1-19        |
| 第1135条                   | 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 | 1-19        |
| 第1136条                   | 未制定               | 1-19        |
| 第1137条                   | 行政情報流出防止対策の強化     | 1-19        |
| 第1138条                   | 未制定               | 1-20        |
| 第1139条                   | 保険加入の義務           | 1-20        |
| 第1140条                   | 新技術の活用について        | 1-21        |
| <b>第2章 設計業務等一般</b>       |                   | <b>1-22</b> |
| 第1201条                   | 使用する技術基準等         | 1-22        |
| 第1202条                   | 現地踏査              | 1-22        |
| 第1203条                   | 設計業務等の種類          | 1-22        |
| 第1204条                   | 調査業務の内容           | 1-22        |
| 第1205条                   | 計画業務の内容           | 1-22        |
| 第1206条                   | 設計業務の内容           | 1-22        |
| 第1207条                   | 調査業務の条件           | 1-23        |
| 第1208条                   | 計画業務の条件           | 1-23        |
| 第1209条                   | 設計業務の条件           | 1-24        |
| 第1210条                   | 調査業務及び計画業務の成果     | 1-25        |
| 第1211条                   | 設計業務の成果           | 1-26        |
| 第1212条                   | 環境配慮の条件           | 1-26        |
| 第1213条                   | 維持管理への配慮          | 1-27        |
| 第1214条                   | 生産性向上対策           | 1-27        |
| <b>(参考) 主要技術基準及び参考図書</b> |                   | <b>1-29</b> |

# 第1編 共通編

## 第1章 総則

### 第1101条 適用

1. 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、三重県の発注する工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 測量業務、用地調査等業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。
5. 建築設計業務委託については、三重県建築設計業務委託共通仕様書によるものとする。
6. 受注者は、「三重県環境影響評価条例」に該当する業務については、三重県環境影響評価条例に準拠して実施するものとする。
7. 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守しなければならない。

### 第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、三重県知事をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
4. 未制定

5. 未制定
6. 未制定
7. 「検査員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
13. 「契約書」とは、別冊設計業務等委託契約書をいう。
14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
16. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
18. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
19. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
21. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
22. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
24. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知ら

せることをいう。

25. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
27. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
31. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
32. 「提示」とは、受注者が監督員または検査員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
33. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第9条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。  
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
34. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
35. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。  
なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
36. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示が行われたものを有効とする。  
ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。
37. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
38. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
39. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
40. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇

所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

41. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
42. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
43. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
44. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

#### 第1103条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

#### 第1104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

#### 第1105条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。



#### 第1106条 監督員

1. 発注者は、設計業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

#### 第1107条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。また、本通知をもって契約書第10条第1項にいう通知があったものとみなす。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、設計図書で定める場合はこの限りではない。
4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
7. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
8. 管理技術者が県発注業務委託において兼務できる委託業務件数は、2,500万円以上の設計委託業務を3件まで、または2,500万円未満の設計委託業務は2,500万円以上の設計委託業務を含めて5件までとする。

なお、測量業務委託の主任技術者を兼ねる場合は測量・設計委託業務を併せ5件までとする。

#### 第1108条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

- （1）受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- （2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、又は業務の履行に必要な知識（同等の能力）と経験を有する技術者（技術管理者）あるいはRCCMの資格保有者でなければならない。なお、設計図書で定めのある場合はこの限りではない。
- （3）照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- （4）照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- （5）照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
- （6）照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。
- （7）以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。

I 樋門・樋管詳細設計

II 排水機場詳細設計

- Ⅲ 築堤護岸詳細設計
- Ⅳ 道路詳細設計（平面交差点を含む）
- Ⅴ 橋梁詳細設計
- Ⅵ 山岳トンネル詳細設計
- Ⅶ 共同溝詳細設計
- Ⅷ 仮設構造物詳細設計

3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

#### 第1109条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

#### 第1110条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

4. 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前項によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

5. 第3項、第4項による完了時の登録は完成認定日以降とすることを原則とする。
6. 第3項、第4項による登録について、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

#### 第1111条 打合せ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※<sup>1</sup>「ウィークリースタンス」※<sup>2</sup>に努める。

※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※2 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

## 第1112条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要 (2) 実施方針
- (3) 業務工程 (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時含む) (10) 使用する主な機器
- (11) その他

(2) 実施方針又は(11)その他には、第1131条個人情報の取扱い、第1132条安全等の確保及び第1137条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

## 第1113条 資料の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。

3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

#### 第1114条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

#### 第1115条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。  
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

#### 第1116条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは

は工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第1117条 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を委託業務完成報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。

3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4. 受注者は、「三重県CALS電子納品運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。

「マニュアル」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

#### 第1118条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第1119条 検査

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、委託業務完成報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するも

のとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 設計業務等成果物の検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「マニュアル」に基づくものとする。

#### 第1120条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。

4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第1121条 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2. 監督員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

#### 第1122条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。

(1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合

(4) 契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合

2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成



するものとする。

- (1) 第1121条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

#### 第1123条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

#### 第1124条 一時中止

1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合

等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。

3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

#### 第1125条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### 第1126条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第1127条 部分使用

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### 第1128条 再委託

- 1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算

処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。

3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 未制定
5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、三重県の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者である場合は、三重県の指名停止期間中であってはならない。

#### 第1129条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

#### 第1130条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1112条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩

若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

## 第1131条 個人情報の取扱い

### 1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### 4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

### 7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがある

ことを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

#### 9. 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

#### 10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。

#### 11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### 12. 個人情報の取扱いに関する特記事項

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

### 第1132条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。  
なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
  - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

#### 第1133条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### 第1134条 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

#### 第1136条 未制定

#### 第1137条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

- 1）受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2）受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（事故の発生時の措置）

- 1）受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
  - 2）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

## 第1138条 未制定

## 第1139条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保



險法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

#### **第1140条 新技術の活用について**

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

## 第2章 設計業務等一般

### 第1201条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

なお、使用にあたっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

### 第1202条 現地踏査

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。
2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。

### 第1203条 設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

### 第1204条 調査業務の内容

調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

### 第1205条 計画業務の内容

計画業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

### 第1206条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める技術基準

等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。

2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
3. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果物及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。  
 なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。
4. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果物、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

#### 第1207条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

#### 第1208条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。

2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に表示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

#### 第1209条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に表示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に表示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。

また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。
11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。

この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

#### 第1210条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果物の作成にあたって、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。

### 第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」(国土交通省・最新版)により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」(国土交通省・最新版)に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。なお、農業農村整備事業に係る数量計算書は「土地改良工事数量算出要領(案)」、森林整備保全事業に係る数量計算書は「森林整備保全事業設計積算要領」により行う。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、概算工事費を算定する場合には、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法

(ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果を取りまとめることとする。

### 第1212条 環境配慮の条件

1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現

場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

2. 受注者は、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、「みえ・グリーン購入基本方針」による「環境物品等の調達方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。
3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。
4. 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。

#### 第1213条 維持管理への配慮

1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。

#### 第1214条 生産性向上対策

生産性向上対策の検討に当たり、生産性向上留意書を作成するものとする。

- (1) 予備設計時において、以下の対応を行うものとする。

(詳細設計時に検討すべき生産性向上提案)

当業務では、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時に検討すべき生産性向上提案を行う。

なお、この提案は予備設計を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点等（生産性向上の観点から詳細設計時に一層の検討を行うべき事項）について、詳細設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。

生産性向上留意書

| 予備設計の内容 | 詳細設計時に検討すべき生産性向上提案及び効果 | 関連する検討事項及び問題点 |
|---------|------------------------|---------------|
|         |                        |               |

(2) 概略設計時において、以下の対応を行うものとする。

後段階で予備設計を行う概略設計業務の場合は、1)における「詳細設計」を「予備設計」に、「予備設計」を「概略設計」に読み替えて生産性向上留意書を作成する。



## (参考) 主要技術基準及び参考図書

R8.3 現在

| No.    | 名 称                                                  | 編集又は発行所名   | 発行年月    |
|--------|------------------------------------------------------|------------|---------|
| 〔1〕共 通 |                                                      |            |         |
| 1      | 国土交通省制定 土木構造物標準設計                                    | 全日本建設技術協会  | —       |
| 2      | 土木製図基準[2009 年改訂版]                                    | 土木学会       | H21. 2  |
| 3      | 水理公式集 2018 年版                                        | 土木学会       | R 元. 3  |
| 4      | JIS ハンドブック                                           | 日本規格協会     | 最新版     |
| 5      | 土木工事安全施工技術指針                                         | 国土交通省      | R8. 3   |
| 6      | 建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)                             | 国土交通省      | R 元. 9  |
| 7      | 建設機械施工安全技術指針                                         | 国土交通省      | H17. 3  |
| 8      | 建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説                               | 日本建設機械施工協会 | H18. 2  |
| 9      | 移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル                             | 日本建設機械施工協会 | H12. 3  |
| 10     | 土木工事共通仕様書                                            | 国土交通省      | R8. 3   |
| 11     | 地盤調査の方法と解説 (2 分冊)                                    | 地盤工学会      | H25. 3  |
| 12     | 地盤材料試験の方法と解説(2 分冊)                                   | 地盤工学会      | R2. 12  |
| 13     | 地質・土質調査成果電子納品要領                                      | 国土交通省      | H28. 10 |
| 14     | 公共測量 作業規程の準則                                         | 国土交通省      | R5. 3   |
| 15     | 公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領                               | 日本測量協会     | R5. 3   |
| 16     | 公共測量 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編 | 日本測量協会     | R6. 4   |
| 17     | 公共測量 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編 | 日本測量協会     | R6. 6   |
| 18     | 測量成果電子納品要領                                           | 国土交通省      | R6. 3   |
| 19     | 測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル                       | 国土地理院      | H19. 11 |
| 20     | 基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)             | 国土地理院      | H13. 5  |
| 21     | 公共測量成果改定マニュアル                                        | 国土地理院      | R6. 2   |
| 22     | 電子納品運用ガイドライン【業務編】                                    | 国土交通省      | R6. 3   |
| 23     | 電子納品運用ガイドライン【測量編】                                    | 国土交通省      | R6. 3   |
| 24     | 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】                               | 国土交通省      | H30. 3  |
| 25     | 2022 年制定 コンクリート標準示方書【設計編】                            | 土木学会       | R5. 3   |
| 26     | 2023 年制定 舗装標準示方書                                     | 土木学会       | R5. 10  |

## 主要技術基準及び参考図書

| No. | 名 称                                                  | 編集又は発行所名                            | 発行年月    |
|-----|------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------|
| 27  | 2023 年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】                      | 土木学会                                | R5. 9   |
| 28  | 2023 年制定 コンクリート標準示方書 【土木学会規<br>準および関連規準】 + 【JIS 規格集】 | 土木学会                                | R5. 10  |
| 29  | 2022 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】                          | 土木学会                                | R5. 3   |
| 30  | 2023 年制定 コンクリート標準示方書【施工編】                            | 土木学会                                | R5. 9   |
| 31  | 2022 年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】                          | 土木学会                                | R6. 9   |
| 32  | 土木設計業務等の電子納品要領                                       | 国土交通省                               | R6. 3   |
| 33  | CAD 製図基準                                             | 国土交通省                               | H29. 3  |
| 34  | CAD 製図基準に関する運用ガイドライン                                 | 国土交通省                               | H29. 3  |
| 35  | デジタル写真管理情報基準                                         | 国土交通省                               | R5. 3   |
| 36  | ボーリング柱状図作成及び ボーリングコア取扱い・保<br>管要領（案）・同解説              | 一般社団法人全国地質調査<br>業協会<br>社会基盤情報標準化委員会 | H27. 6  |
| 37  | コンクリートライブラリー66 号<br>プレストレストコンクリート工法設計施工指針            | 土木学会                                | H3. 4   |
| 38  | 2016 年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／<br>〔山岳工法編〕・同解説          | 土木学会                                | H28. 8  |
| 39  | 2016 年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／<br>〔シールド工法編〕・同解説        | 土木学会                                | H28. 8  |
| 40  | 2016 年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／<br>〔開削工法編〕・同解説          | 土木学会                                | H28. 8  |
| 41  | 地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測<br>指針                       | 日本トンネル技術協会                          | S57. 3  |
| 42  | 地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)                               | 日本トンネル技術協会                          | H11. 2  |
| 43  | 日本下水道協会規格（J S W A S）<br>シールド工事中用標準セグメント（A－3， 4）      | 日本下水道協会                             | R6. 4   |
| 44  | 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）                               | 日本建設機械施工協会                          | H16. 12 |
| 45  | 軟岩評価－調査・設計・施工への適用                                    | 土木学会                                | H4. 11  |
| 46  | グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101<br>-2012）               | 地盤工学会                               | H24. 5  |
| 47  | グラウンドアンカー施工のための手引書                                   | 日本アンカー協会                            | H15. 5  |
| 48  | ジェットグラウト工法技術資料                                       | 日本ジェットグラウト協<br>会                    | R6. 10  |
| 49  | ジェットグラウト工法(積算資料)                                     | 日本ジェットグラウト協<br>会                    | R6. 10  |
| 50  | 大深度土留め設計・施工指針(案)                                     | 先端建設技術センター                          | H6. 10  |
| 51  | 土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイ<br>ドライン                    | 建設省土木研究所                            | H4. 3   |

| No. | 名 称                                          | 編集又は発行所名             | 発行年月    |
|-----|----------------------------------------------|----------------------|---------|
| 52  | 薬液注入工法の設計施工指針                                | 日本グラウト協会             | 平成元. 6  |
| 53  | 薬液注入工法設計資料                                   | 日本グラウト協会             | R7. 6   |
| 54  | 薬液注入工法積算資料                                   | 日本グラウト協会             | R7. 6   |
| 55  | 近接基礎設計施工要領（案）                                | 建設省土木研究所             | S58. 6  |
| 56  | 煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針                 | 日本火災報知器工業会           | H19. 7  |
| 57  | 高圧受電設備規程                                     | 日本電気協会               | R7. 11  |
| 58  | 防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置- 2004 年版          | 日本電設工業協会             | H16. 9  |
| 59  | 昇降機設計・施工上の指導指針                               | 日本建築設備・<br>昇降機センター   | H7. 8   |
| 60  | 日本建設機械要覧 2022 年版                             | 日本建設機械施工協会           | R4. 3   |
| 61  | 建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)                     | 日本建設機械施工協会           | H13. 2  |
| 62  | 建設発生土利用技術マニュアル 第4班                           | 土木研究センター             | H25. 11 |
| 63  | [新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説                         | 建設副産物リサイクル<br>広報推進会議 | H14. 11 |
| 64  | 災害復旧工事の設計要領                                  | 全国防災協会               | R6. 8   |
| 65  | 製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版（案）                | 国土地理院                | H20. 3  |
| 66  | 基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案) 【数値地形図編】 第2.3版 | 国土地理院                | H26. 4  |
| 67  | 地すべり観測便覧                                     | 斜面防災対策技術協会           | H24. 5  |
| 68  | 地すべり対策技術設計実施要領 H19 年度版                       | 斜面防災対策技術協会           | H19. 11 |
| 69  | 「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカ－」           | 環境省                  | H24. 12 |
| 70  | 環境大気常時監視マニュアル 第6版                            | 環境省 水・大気環境局          | H22. 3  |
| 71  | 騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ．基本評価編                    | 環境庁                  | H27. 10 |
| 72  | 騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編（道路に面する地域）          | 環境庁                  | H12. 4  |
| 73  | 面的評価支援システム操作マニュアル（本編）Ver. 4. 1               | 環境省 水・大気環境局          | R6. 3   |
| 74  | 改訂解説・工作物設置許可基準                               | 国土技術研究センター           | H10. 11 |

## 主要技術基準及び参考図書

| No. | 名 称                                       | 編集又は発行所名                              | 発行年月   |
|-----|-------------------------------------------|---------------------------------------|--------|
| 75  | 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル                       | 国土地理院                                 | R2. 11 |
| 76  | 製品仕様書等サンプル 基準点測量                          | 国土地理院                                 | R6. 11 |
| 77  | 製品仕様書等サンプル 水準測量                           | 国土地理院                                 | R6. 9  |
| 78  | 製品仕様書等サンプル 数値地形図                          | 国土地理院                                 | R6. 9  |
| 79  | 製品仕様書等サンプル 撮影（標定点の設置、撮影、同時調整）             | 国土地理院                                 | R6. 9  |
| 80  | 製品仕様書等サンプル 写真地図作成                         | 国土地理院                                 | R6. 9  |
| 81  | 製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量                        | 国土地理院                                 | R6. 9  |
| 82  | 製品仕様書等サンプル 応用測量                           | 国土地理院                                 | R6. 9  |
| 83  | 製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成                     | 国土地理院                                 | R6. 9  |
| 84  | 土木工事数量算出要領                                | 国土交通省                                 | R7. 4  |
| 85  | 土木工事数量算出要領 数量集計表様式（案）                     | 国土交通省                                 | R2. 4  |
| 86  | 移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案）     | 国土地理院                                 | H24. 5 |
| 87  | GNSS 測量による標高の測量マニュアル                      | 国土地理院                                 | H30. 2 |
| 88  | 電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル                  | 国土地理院                                 | H27. 7 |
| 89  | マルチ GNSS 測量マニュアル（案） 近代化 GPS、Galileo 等の活用  | 国土地理院                                 | R2. 6  |
| 90  | 公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル                  | 国土地理院                                 | H25. 6 |
| 91  | 公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン               | 国土交通省                                 | H20. 4 |
| 92  | 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）               | 国土交通省                                 | H21. 4 |
| 93  | 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン                | 厚生労働省                                 | H27. 6 |
| 94  | 土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領（案）        | 国土交通省                                 | H28. 3 |
| 95  | 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン                      | 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会                      | H28. 7 |
| 96  | 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン         | 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会                      | H29. 3 |
| 97  | 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン            | 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会                 | H29. 3 |
| 98  | 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023 年版） | 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土砂への対応マニュアル改訂委員会 | R5. 3  |

| No. | 名 称                                     | 編集又は発行所名                         | 発行年月    |
|-----|-----------------------------------------|----------------------------------|---------|
| 99  | 建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（改定版）               | 土木研究所（編集）<br>地盤汚染対応技術検討委員会       | H24. 4  |
| 100 | 建設工事で遭遇する ダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]       | 土木研究所（編集）                        | H17. 12 |
| 101 | 建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル                 | 土木研究所（監修）<br>土木研究センター（編集）        | H21. 10 |
| 102 | コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン      | 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会    | H30. 6  |
| 103 | コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン                   | 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会    | H30. 6  |
| 104 | プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン     | 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 | H31. 1  |
| 105 | i-Construction 推進のための3次元数値地形図データ作成マニュアル | 国土地理院                            | R7. 4   |
| 106 | 3D 都市モデル標準製品仕様書                         | 国土交通省                            | －       |
| 107 | 3D 都市モデル整備のための測量マニュアル                   | 国土交通省                            | －       |
| 108 | 3D 都市モデル整備のためのBIM活用マニュアル                | 国土交通省                            | －       |
| 109 | 三重県CALS電子納品運用マニュアル                      | 三重県                              | R 8. 7  |
| 110 | 公共事業における色彩検討の手引き                        | 中部地方整備局景観アドバイザー会議                | H21. 3  |
| 111 | 三重県景観計画                                 | 三重県県土整備部                         | H19. 12 |
| 112 | 三重県景観計画解説書                              | 三重県県土整備部                         | H19. 12 |
| 113 | 三重県景観色彩ガイドライン                           | 三重県県土整備部                         | H20. 4  |
| 114 | 三重県公共事業等景観形成ガイドライン（案）                   | 三重県県土整備部                         | H23. 3  |
| 115 | 熊野川流域景観計画                               | 三重県県土整備部                         | H27. 1  |

# 主要技術基準及び参考図書

| No.              | 名 称                                                                                      | 編集又は発行所名      | 発行年月                               |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------|
| 〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係 |                                                                                          |               |                                    |
| 1                | 張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き                                                                        | 砂防地すべり技術センター  | R2. 3                              |
| 2                | 建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針                                                                      | 建設省           | S60. 9                             |
| 3                | ダム事業における環境影響評価の考え方                                                                       | ダム水源地環境整備センター | H12. 12                            |
| 4                | 放水路事業における環境影響評価の考え方                                                                      | リバーフロント整備センター | H13. 6                             |
| 5                | 改訂河川計画業務ガイドライン                                                                           | 日本河川協会        | H2. 4                              |
| 6                | 国土交通省河川砂防技術基準 調査編                                                                        | 国土交通省         | R6. 3                              |
| 7                | 国土交通省河川砂防技術基準 計画編                                                                        | 国土交通省         | R6. 3                              |
| 8                | 建設省河川砂防技術基準 設計編                                                                          | 国土交通省         | R5. 10                             |
| 9                | 国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)                                                                 | 国土交通省         | R3. 10                             |
| 10               | 国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)                                                                 | 国土交通省         | H28. 3                             |
| 11               | 国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)                                                                 | 国土交通省         | R6. 6                              |
| 12               | 改訂 解説・河川管理施設等構造令                                                                         | 日本河川協会        | H12. 1                             |
| 13               | 増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計事例                                                        | 日本河川協会        | H19. 9                             |
| 14               | 流域貯留施設等技術指針(案) 一増補改訂版一                                                                   | 雨水貯留浸透技術協会    | H19. 4                             |
| 15               | 港湾の施設の技術上の基準・同解説                                                                         | 日本港湾協会        | H30. 5                             |
| 16               | 数字でみる港湾 2024                                                                             | 日本港湾協会        | R6. 8                              |
| 17               | 水門鉄管技術基準<br>・第5回改訂版(水門扉編)-付解説-<br>・水門鉄管技術基準(水圧鉄管・鉄鋼構造物編, 溶接接合編)<br>・水門鉄管技術基準(FRP(M)水圧管編) | (一社)電力土木技術協会  | H19. 9<br>H19. 6<br>R6. 9<br>R2. 7 |
| 18               | 柔構造樋門設計の手引き                                                                              | 国土技術研究センター    | H10. 11                            |
| 19               | 河川土工マニュアル                                                                                | 国土技術研究センター    | H21. 4                             |
| 20               | ダム・堰施設技術基準(案)                                                                            | 国土交通省         | H28. 3                             |
| 21               | ダム・堰施設技術基準(案)基準解説編・マニュアル編                                                                | ダム・堰施設技術協会    | R2. 7                              |
| 22               | 水門・樋門ゲート設計要領(案)                                                                          | ダム・堰施設技術協会    | H13. 12                            |
| 23               | 鋼製起伏ゲート設計要領(案)                                                                           | ダム・堰施設技術協会    | R2. 10                             |
| 24               | ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)                                                                     | ダム・堰施設技術協会    | H12. 8                             |
| 25               | ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)                                                                     | ダム・堰施設技術協会    | H12. 6                             |
| 26               | 揚排水ポンプ設備技術基準                                                                             | 国土交通省         | H26. 3                             |
| 27               | 揚排水ポンプ設備技術基準 同解説                                                                         | 河川ポンプ施設技術協会   | R2. 1                              |

| No. | 名 称                                    | 編集又は発行所名                | 発行年月    |
|-----|----------------------------------------|-------------------------|---------|
| 28  | 海岸保全施設の技術上の基準・同解説                      | 全国海岸協会                  | H30. 8  |
| 29  | 海岸便覧                                   | 全国海岸協会                  | H14. 3  |
| 30  | (第 2 次改訂)ダム設計基準                        | 日本大ダム会議                 | S53. 8  |
| 31  | 仮締切堤設置基準 (案)                           | 国土交通省河川局治水課             | H26. 12 |
| 32  | 鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル                       | 国土技術研究センター              | H13. 5  |
| 33  | 堤防余盛基準について                             | 建設省河川局治水課               | S44. 1  |
| 34  | ダム基礎地質調査基準                             | 日本大ダム会議                 | S51. 3  |
| 35  | ダム構造物管理基準 改訂                           | 日本大ダム会議                 | S61. 11 |
| 36  | 水管橋設計基準                                | 日本水道鋼管協会                | H11. 6  |
| 37  | 河川事業関係例規集                              | 日本河川協会                  | 毎年発行    |
| 38  | 令和 8 年度版<br>河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】   | 国土交通省水管理・国土<br>保全局河川環境課 | R7. 9   |
| 39  | 平成 28 年度版<br>河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】 | 国土交通省水管理・国土<br>保全局河川環境課 | H28. 1  |
| 40  | 河川関係法令例規集 (加除式)                        | 第 1 法規                  | —       |
| 41  | 護岸の力学設計法                               | 国土技術研究センター              | R5. 10  |
| 42  | 海岸保全施設構造例集                             | 全国海岸協会                  | S57. 3  |
| 43  | 漁港・漁場の施設の設計参考図書 2023 年版                | 全国漁港漁場協会                | R6. 1   |
| 44  | ジャケット式鋼製護岸設計指針 (案)                     | 日本港湾協会                  | S52. 3  |
| 45  | 砂防関係法令例規集                              | 全国治水砂防協会                | H28. 11 |
| 46  | 砂防指定地実務ハンドブック                          | 全国治水砂防協会                | H13. 2  |
| 47  | 河川における樹木管理の手引き                         | リバーフロント整備セン<br>ター       | H11. 9  |
| 48  | 都市河川計画の手引き (洪水防御計画編)                   | 国土開発技術研究センタ<br>ー        | H5. 6   |
| 49  | 河川構造物設計業務ガイドライン (護岸設計業務)               | 国土開発技術研究センタ<br>ー        | H5. 10  |
| 50  | 河川構造物設計業務ガイドライン (樋門・樋管設計業<br>務)        | 国土開発技術研究センタ<br>ー        | H8. 11  |
| 51  | 河川構造物設計業務ガイドライン (堰・床止め設計業<br>務)        | 国土開発技術研究センタ<br>ー        | H8. 11  |
| 52  | 土木構造物設計マニュアル(案) 一樋門編一                  | 全日本建設技術協会               | H14. 1  |

# 主要技術基準及び参考図書

| No. | 名 称                                 | 編集又は発行所名            | 発行年月    |
|-----|-------------------------------------|---------------------|---------|
| 53  | 床止めの構造設計手引き                         | 国土開発技術研究センター        | H10. 12 |
| 54  | 海岸保全計画の手引き                          | 全国海岸協会              | H6. 3   |
| 55  | 緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版                     | 全国海岸協会              | H18. 1  |
| 56  | 人工リーフの設計の手引き（改訂版）の一部改訂              | 全国海岸協会              | H29. 6  |
| 57  | 治水経済調査マニュアル（案）                      | 国土交通省河川局            | R6. 4   |
| 58  | 面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル                | 日本港湾協会              | H3. 3   |
| 59  | ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)                  | 日本マリーナビーチ協会         | H17. 10 |
| 60  | 港湾環境整備施設技術マニュアル                     | 沿岸開発技術研究センター        | H3. 3   |
| 61  | 農地防災事業便覧 平成 10 年度版                  | 農地防災事業研究会           | H11. 1  |
| 62  | 漁港計画の手引 平成 4 年度改訂版                  | 全国漁港協会              | H4. 11  |
| 63  | 漁港海岸事業設計の手引                         | 全国漁港漁場協会            | R3. 3   |
| 64  | 水と緑の溪流づくり調査                         | 建設省河川局砂防部           | H3. 8   |
| 65  | 溪流環境整備計画策定マニュアル(案)                  | 建設省河川局砂防部           | H6. 9   |
| 66  | 砂防における自然環境調査マニュアル(案)                | 建設省河川局砂防部           | H3. 1   |
| 67  | ダム貯水池水質調査要領                         | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 | H27. 3  |
| 68  | グラウチング技術指針・同解説                      | 国土技術研究センター          | H15. 7  |
| 69  | 新編・鋼製砂防構造物設計便覧（令和 3 年版）             | 砂防・地すべり技術センター       | R3. 9   |
| 70  | 土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)            | 建設省河川局砂防部           | H11. 4  |
| 71  | 新版 地すべり鋼管杭設計要領                      | 斜面防災対策技術協会          | H15. 6  |
| 72  | 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 - 急傾斜地崩壊防止工事技術指針 - | 全国治水砂防協会            | R 元. 5  |
| 73  | ダム事業の手引き(平成元年度版)                    | ダム技術センター            | H 元. 4  |
| 74  | フィルダムの耐震設計指針(案)                     | 国土開発技術研究センター        | H3. 6   |
| 75  | 多目的ダムの建設                            | ダム技術センター            | H17. 6  |
| 76  | 改訂 3 版 コンクリートダムの細部技術                | ダム技術センター            | H22. 7  |
| 77  | ルジオンテスト技術指針・同解説                     | 国土技術研究センター          | H18. 7  |
| 78  | 発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（平成 23 年改訂版）      | 電力土木技術協会            | H23. 3  |
| 79  | ダムの地質調査                             | 土木学会                | S62. 6  |



| No. | 名 称                                    | 編集又は発行所名                     | 発行年月    |
|-----|----------------------------------------|------------------------------|---------|
| 80  | ダムの岩盤掘削                                | 土木学会                         | H4. 4   |
| 81  | 原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-    | 土木学会                         | H12. 12 |
| 82  | 軟岩の調査・試験の指針(案)～1991 年版～                | 土木学会                         | H3. 11  |
| 83  | 河川定期縦横断データ作成ガイドライン                     | 国土交通省河川局                     | H20. 5  |
| 84  | 河川景観の形成と保全の考え方                         | 国土交通省河川局                     | H18. 10 |
| 85  | 河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料             | 国土交通省河川局河川環境課                | H19. 7  |
| 86  | 砂防関係事業における景観形成ガイドライン                   | 国土交通省砂防部                     | H19. 2  |
| 87  | 海岸景観形成ガイドライン                           | 国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村 振興局、水産庁 | H18. 1  |
| 88  | 美しい山河を守る災害復旧基本方針                       | 国土交通省                        | H30. 6  |
| 89  | 河川水辺総括資料作成調査の手引き (案)                   | リバーフロント整備センター                | H13. 8  |
| 90  | 河川水辺の国勢調査マニュアル (案) (河川空間利用実態調査編)       | 国土交通省                        | H30. 12 |
| 91  | ダム湖利用実態調査 調査マニュアル                      | 国土交通省 水管理・国土保全局              | R6. 3   |
| 92  | 試験湛水実施要領 (案)                           | 国土交通省                        | H11. 10 |
| 93  | 台形 CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料                | ダム技術センター                     | H26. 6  |
| 94  | 改訂版 巡航 RCD 工法施工技術資料                    | ダム技術センター                     | H24. 2  |
| 95  | 貯水池周辺の地すべり等に係る調査と対策に関する技術指針・解説         | 国土交通省                        | H31. 3  |
| 96  | 活断層地形要素判読マニュアル                         | (独) 土木研究所材料地盤研究グループ (地質) 他   | H18. 3  |
| 97  | 正常流量検討の手引き (案)                         | 国土交通省                        | H19. 9  |
| 98  | 洪水予測システムチェックリスト (案)                    | 国土技術政策総合研究所                  | H22. 5  |
| 99  | 洪水浸水想定区域図作成マニュアル (第 4 版)               | 国土交通省                        | H27. 7  |
| 100 | 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン (第 5 版)            | 国土交通省                        | R6. 3   |
| 101 | 水害ハザードマップ作成の手引き                        | 国土交通省                        | R5. 5   |
| 102 | 砂防基本計画策定指針 (土石流・流木対策編) 解説              | 国土技術政策総合研究所                  | H28. 4  |
| 103 | 土石流・流木対策設計技術指針解説                       | 国土技術政策総合研究所                  | H28. 4  |
| 104 | 多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準 ; 解説 | リバーフロント整備センター                | H23. 10 |
| 105 | リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)              | 国土交通省                        | H17. 6  |
| 106 | 中小河川浸水想定区域図作成の手引き                      | 国土交通省                        | H28. 3  |

## 主要技術基準及び参考図書

| No. | 名 称                                        | 編集又は発行所名                                                                         | 発行年月    |
|-----|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 107 | 河道計画検討の手引き                                 | 国土技術研究センター                                                                       | H14. 2  |
| 108 | 海岸施設設計便覧 2000 年版                           | 土木学会                                                                             | H12. 11 |
| 109 | 自然共生型海岸づくりの進め方                             | 全国海岸協会                                                                           | H15. 3  |
| 110 | 海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】                         | 農林水産省農村振興局・<br>農林水産省水産庁・国土<br>交通省河川局・国土交通<br>省港湾局                                | R2. 4   |
| 111 | 津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 11                   | 国土交通省水管理・国土<br>保全局海岸室、国土交通<br>省国土技術政策総合研究<br>所河川研究部海岸研究室                         | R5. 4   |
| 112 | 津波の河川遡上解析の手引き（案）                           | 国土技術研究センター                                                                       | H19. 5  |
| 113 | 津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイ<br>ドライン（Ver3. 1） | 農林水産省農村振興局・<br>農林水産省水産庁・国土<br>交通省河川局・国土交通<br>省港湾局                                | H28. 4  |
| 114 | 海岸における水防警報の手引き（案）                          | 国土交通省 河川局防災<br>課・海岸室                                                             | H22. 3  |
| 115 | 海岸漂着危険物対応ガイドライン                            | 農林水産省農村振興局・<br>農林水産省水産庁・国土<br>交通省河川局・国土交通<br>省港湾                                 | H21. 6  |
| 116 | 海岸保全施設維持管理マニュアル                            | 農林水産省農村振興局防<br>災課、農林水産省水産庁<br>防災漁村課、国土交通省<br>水管理・国土保全局海岸<br>室、国土交通省港湾局海<br>岸・防災課 | R5. 3   |
| 117 | 砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)                        | 国土交通省水管理・国土<br>保全局砂防部                                                            | R3. 1   |
| 118 | 土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)                     | 国土交通省水管理・国土<br>保全局砂防部                                                            | R3. 1   |
| 119 | 地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)                    | 国土交通省水管理・国土<br>保全局砂防部                                                            | R3. 1   |
| 120 | 急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)                  | 建設省砂防部                                                                           | R3. 1   |
| 121 | 砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)                   | 国土交通省水管理・国土<br>保全局砂防部                                                            | R4. 3   |
| 122 | 都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成<br>・発表するための手引き    | 国土交通省水管理・国土<br>保全局砂防部、気象庁予<br>報部                                                 | R3. 6   |

| No. | 名 称                                | 編集又は発行所名                                                | 発行年月   |
|-----|------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------|
| 123 | 土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方               | 国土交通省水管理・国土<br>保全局砂防部、気象庁大<br>気海洋部、国土交通省国<br>土技術政策総合研究所 | R5.3   |
| 124 | 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン                | 国土交通省水管理・国土<br>保全局砂防部砂防計画課                              | R2.10  |
| 125 | 土砂災害警戒避難ガイドライン                     | 国土交通省砂防部                                                | H27.4  |
| 126 | 火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン             | 国土交通省河川局砂防部                                             | R5.3   |
| 127 | 火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き<br>(案)    | 国土交通省水管理・国土<br>保全局砂防部                                   | H25.3  |
| 128 | 「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術<br>指針解説」  | 国土交通省河川局砂防部                                             | H20.1  |
| 129 | 既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案<br>）      | 国土交通省河川局砂防部<br>保全課                                      | H22.2  |
| 130 | 山地河道における流砂水文観測の手引き（案）              | 国土交通省国土技術政策<br>総合研究所                                    | H24.4  |
| 131 | 深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニユア<br>ル(案)   | 土木研究所                                                   | H25.1  |
| 132 | 大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニ<br>ュアル（案） | 土木研究所                                                   | H24.6  |
| 133 | 表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニユア<br>ル(案)   | 土木研究所                                                   | H21.1  |
| 134 | 天然ダム監視技術マニュアル(案)                   | 土木研究所                                                   | H20.12 |
| 135 | 深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)          | 土木研究所                                                   | H20.11 |
| 136 | 振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)             | 土木研究所                                                   | H17.7  |
| 137 | 砂防ソイルセメント設計・施工便覧                   | 砂防・地すべり技術セン<br>ター                                       | H28.12 |
| 138 | 集落雪崩対策工事技術指針                       | 雪センター                                                   | H8.2   |
| 139 | —                                  | —                                                       | —      |
| 140 | 火山砂防計画策定指針                         | 国土交通省水管理・国土<br>保全局砂防部                                   | R5.3   |
| 141 | 深層崩壊対策技術に関する基本的事項                  | 国土交通省国土技術政策<br>総合研究所                                    | H26.9  |

# 主要技術基準及び参考図書

| No. | 名 称                                                                                 | 編集又は発行所名               | 発行年月                      |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 142 | 河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き                                                             | 国土交通省水管理・国土保全局         | H23. 11                   |
| 143 | 砂防関係施設点検要領(案)                                                                       | 国土交通省砂防部保全課            | R4. 3                     |
| 144 | 海岸施設設計便覧 (2000 年版)                                                                  | 土木学会                   | H12. 11                   |
| 145 | 海岸保全施設耐震点検マニュアル                                                                     | 農林水産省・水産庁・運輸省・建設省      | H7. 4                     |
| 146 | 河川堤防設計指針                                                                            | 国土交通省河川局               | H19. 3                    |
| 147 | 河川堤防構造検討の手引き                                                                        | (財) 国土技術研究センター         | H24. 2                    |
| 148 | ドレーン工設計マニュアル                                                                        | 国土交通省水管理・国土保全局         | H25. 6                    |
| 149 | ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案)                                                  | 国土交通省                  | H27. 3                    |
| 150 | 水文観測業務規程                                                                            | 国土交通省                  | H29. 3                    |
| 151 | 水文観測業務規程細則                                                                          | 国土交通省 水管理・国土保全局        | H29. 3                    |
| 152 | 水文観測データ統計処理要領                                                                       | 国土交通省 水管理・国土保全局        | H26. 3                    |
| 153 | 水文観測データ品質照査要領                                                                       | 国土交通省 水管理・国土保全局        | H26. 3                    |
| 154 | 水文観測                                                                                | 全日本建設技術協会              | H14                       |
| 155 | 絵でみる水文観測                                                                            | 中部建設協会                 | H13. 9                    |
| 156 | 流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)                                                             | 土木研究所                  | H28. 6                    |
| 157 | 河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)                                                                | 寒地土木研究所                | H24. 3                    |
| 158 | 河川構造物の耐震性能照査指針・解説<br>(Ⅰ. 共通編、Ⅲ. 自立式構造の特殊堤編、Ⅴ. 揚排水機場編)<br>(Ⅱ. 堤防編)<br>(Ⅳ. 水門・樋門及び堰編) | 国土交通省水管理・国土保全局治水課      | H24. 2<br>H28. 3<br>R2. 6 |
| 159 | 高規格堤防盛土設計・施工マニュアル                                                                   | (財) リバーフロント整備センター      | H12. 3                    |
| 160 | 多自然川づくり基本指針                                                                         | 国土交通省河川局               | R6. 6                     |
| 161 | 中小河川に関する河道計画の技術基準                                                                   | 国土交通省河川局 河川環境課・治水課・防災課 | H22. 8                    |
| 162 | 大河川における多自然川づくり ―Q&A 形式で理解を深める―                                                      | 国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課   | H31. 3                    |

| No. | 名 称                                    | 編集又は発行所名                                                                                   | 発行年月    |
|-----|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 163 | 実践的な河川環境の評価・改善の手引き（案）                  | （財）リバーフロント研究所                                                                              | H31. 3  |
| 164 | ダム貯水池水質改善の手引き                          | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課                                                                        | H30. 3  |
| 165 | 高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2. 10             | 農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課 | R5. 4   |
| 166 | 小規模河川の氾濫推定図作成の手引き                      | 国土交通省                                                                                      | R2. 6   |
| 167 | ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き（案）             | 国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課                                                                       | R2. 6   |
| 168 | 豪雨時の土砂生産をとまなう土砂動態解析に関する留意点             | 国土交通省国土技術政策総合研究所                                                                           | H27. 11 |
| 169 | 河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き（案） | 国土交通省国土技術政策総合研究所                                                                           | H30. 11 |
| 170 | 大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方（案）    | 国土交通省国土技術政策総合研究所                                                                           | R2. 6   |
| 171 | 高潮特別警戒水位の設定の手引き                        | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部 海岸研究室                     | R4. 5   |
| 172 | 自然に配慮した川づくりの手引き（案）                     | 三重県                                                                                        | H15. 10 |
| 173 | 砂防技術指針（案）                              | 三重県県土整備部                                                                                   | H29. 4  |
| 174 | 土砂災害防止に関する基礎調査の手引き・運用マニュアル             | 三重県県土整備部                                                                                   | H26. 4  |
| 175 | 土砂災害防止法に使用する数値地図ガイドライン(案)              | 砂防フロンティア整備推進機構                                                                             | H27. 6  |
|     |                                        |                                                                                            |         |

主要技術基準及び参考図書

| No.        | 名 称                                                                           | 編集又は発行所名                      | 発行年月    |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------|
| 〔3〕道 路 関 係 |                                                                               |                               |         |
| 1          | 建設省所管道路事業影響評価技術指針                                                             | 建設省                           | S60. 9  |
| 2          | 道路環境影響評価要覧 〈1992 年版〉                                                          | 道路環境研究所                       | H4. 9   |
| 3          | 道路構造令の解説と運用                                                                   | 日本道路協会                        | R3. 3   |
| 4          | 第 7 次改訂 道路技術基準通達集 ― 基準の変遷と通達 ―                                                | ぎょうせい                         | H14. 3  |
| 5          | 林道規程―運用と解説―                                                                   | 日本林道協会                        | R3. 12  |
| 6          | 交通渋滞実態調査マニュアル                                                                 | 建設省土木研究所                      | H2. 2   |
| 7          | 自転車道等の設計基準解説                                                                  | 日本道路協会                        | S49. 10 |
| 8          | 自転車道必携                                                                        | 自転車道路協会                       | S60. 3  |
| 9          | 自転車利用環境整備のためのキーポイント                                                           | 日本道路協会                        | H25. 6  |
| 10         | 交通工学ハンドブック 2014                                                               | 交通工学研究会                       | H25. 12 |
| 11         | クロソイドポケットブック(改訂版)                                                             | 日本道路協会                        | S49. 8  |
| 12         | 道路の交通容量                                                                       | 日本道路協会                        | S59. 9  |
| 13         | 道路の交通容量 1985                                                                  | 交通工学研究会                       | S62. 2  |
| 14         | HIGHWAY CAPACITY MANUAL 7th Edition                                           | Transportation Research Board | 2022    |
| 15         | 平面交差の計画と設計 基礎編 ―計画・設計・交通信号制御の手引き―                                             | 交通工学研究会                       | H30. 11 |
| 16         | 平面交差の計画と設計―応用編―2007                                                           | 交通工学研究会                       | H19. 10 |
| 17         | 路面標示設置マニュアル                                                                   | 交通工学研究会                       | H24. 1  |
| 18         | 交通工学実務双書第 4 巻 市街地道路の計画と設計                                                     | 交通工学研究会                       | S63. 12 |
| 19         | 改訂 生活道路のゾーン対策マニュアル                                                            | 交通工学研究会                       | H29. 6  |
| 20         | 道路環境影響評価の技術手法（平成 2 4 年度版）及び<br>道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4. 1 自動車の走行に係る騒音（令和 2 年度版） | 国土技術政策総合研究所、土木研究所             | H25. 3  |
| 21         | 道路土工要綱                                                                        | 日本道路協会                        | H21. 6  |
| 22         | 道路土工―切土工・斜面安定工指針（平成 21 年度版）                                                   | 日本道路協会                        | H21. 6  |
| 23         | 道路土工―盛土工指針（平成 22 年度版）                                                         | 日本道路協会                        | H22. 4  |
| 24         | 道路土工―軟弱地盤対策工指針（平成 24 年度版）                                                     | 日本道路協会                        | H24. 8  |
| 25         | 道路土工―仮設構造物工指針                                                                 | 日本道路協会                        | H11. 3  |
| 26         | 道路土工―擁壁工指針（平成 24 年度版）                                                         | 日本道路協会                        | H24. 7  |
| 27         | 道路土工―カルバート工指針（平成 21 年度版）                                                      | 日本道路協会                        | H22. 3  |
| 28         | 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第 4 版                                                 | 土木研究センター                      | H26. 8  |
| 29         | 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル 第 4 回改訂版                                             | 土木研究センター                      | H26. 8  |
| 30         | ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 第二回改訂版                                             | 土木研究センター                      | H25. 12 |

| No. | 名 称                                                 | 編集又は発行所名            | 発行年月    |
|-----|-----------------------------------------------------|---------------------|---------|
| 31  | アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル                           | 土木研究センター            | H26. 12 |
| 32  | プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製) | 全国ボックスカルバート協会       | H30. 4  |
| 33  | 下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針（平成 11 年改訂）                    | 強化プラスチック複合管協会       | H11. 3  |
|     |                                                     |                     |         |
| 35  | 下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針                                  | 塩化ビニル管継手協会          | H11. 3  |
| 36  | プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説                           | 日本 PC ボックスカルバート製品協会 | H24. 3  |
| 37  | のり枠工の設計・施工指針                                        | 全国特定法面保護協会          | H25. 10 |
| 38  | 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）                                    | 日本道路協会              | H29. 11 |
| 39  | 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）                                | 日本道路協会              | H29. 11 |
| 40  | 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）                      | 日本道路協会              | H29. 11 |
| 41  | 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）                                  | 日本道路協会              | H29. 11 |
| 42  | 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）                                  | 日本道路協会              | H29. 11 |
| 43  | 鋼道路橋疲労設計便覧                                          | 日本道路協会              | R2. 9   |
| 44  | 鋼道路橋設計便覧（令和 2 年度改訂版）                                | 日本道路協会              | R2. 9   |
| 45  | 鋼道路橋施工便覧（令和 2 年度改訂版）                                | 日本道路協会              | R2. 9   |
| 46  | 道路橋耐風設計便覧(H19 改訂版)                                  | 日本道路協会              | H20. 1  |
| 47  | 杭基礎設計便覧（令和 2 年度改訂版）                                 | 日本道路協会              | R2. 9   |
| 48  | 杭基礎施工便覧（令和 2 年度改訂版）                                 | 日本道路協会              | R2. 9   |
| 49  | 鋼管矢板基礎設計施工便覧（令和 4 年度改訂版）                            | 日本道路協会              | R5. 2   |
| 50  | 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和 3 年度版）                            | 日本道路協会              | H24. 4  |
| 51  | 立体横断施設技術基準・同解説                                      | 日本道路協会              | S54. 1  |
| 52  | コンクリート道路橋設計便覧（令和 2 年改訂版）                            | 日本道路協会              | R2. 9   |
| 53  | コンクリート道路橋施工便覧（令和 2 年改訂版）                            | 日本道路協会              | R2. 9   |

# 主要技術基準及び参考図書

| No. | 名 称                                            | 編集又は発行所名                             | 発行年月                      |
|-----|------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 54  | 道路橋伸縮装置便覧                                      | 日本道路協会                               | S45. 4                    |
| 55  | 道路橋支承便覧                                        | 日本道路協会                               | H30. 12                   |
| 56  | 鋼道路橋防食便覧 改訂版                                   | 日本道路協会                               | H26. 3                    |
| 57  | 道路橋補修便覧                                        | 日本道路協会                               | S54. 2                    |
| 58  | 小規模吊橋指針・同解説                                    | 日本道路協会                               | S59. 4                    |
| 59  | 道路橋床版防水便覧                                      | 日本道路協会                               | H19. 3                    |
| 60  | 鋼構造架設設計施工指針[2024 年版]                           | 土木学会                                 | R7. 1                     |
| 61  | 美しい橋のデザインマニュアル第 1 集                            | 土木学会                                 | H5. 3                     |
| 62  | 美しい橋のデザインマニュアル第 2 集                            | 土木学会                                 | H5. 7                     |
| 63  | 橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧<br>橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧<br>橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート | 日本道路協会                               | S52. 7<br>S56. 6<br>H4. 5 |
| 64  | 道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成 20 年改訂版                 | 日本道路協会                               | H20. 10                   |
| 65  | 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説                            | 日本道路協会                               | H15. 11                   |
| 66  | 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年 9 月改訂版)              | 日本道路協会                               | R 元. 9                    |
| 67  | 道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(令和 2 年版)                    | 日本道路協会                               | R2. 9                     |
| 68  | 道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】                            | 日本道路協会                               | H28. 11                   |
| 69  | 道路トンネル観察・計測指針 平成 21 年改訂版                       | 日本道路協会                               | H21. 2                    |
| 70  | 道路トンネル安全施工技術指針                                 | 日本道路協会                               | H8. 10                    |
| 71  | シールトトンネル設計・施工指針                                | 日本道路協会                               | H21. 2                    |
| 72  | 舗装の構造に関する技術基準・同解説                              | 日本道路協会                               | H13. 9                    |
| 73  | 舗装設計施工指針 平成 18 年版                              | 日本道路協会                               | H18. 2                    |
| 74  | アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)                         | 日本道路協会                               | H4. 12                    |
| 75  | 舗装設計便覧 平成 18 年版                                | 日本道路協会                               | H18. 2                    |
| 76  | 舗装施工便覧 平成 18 年版                                | 日本道路協会                               | H18. 2                    |
| 77  | アスファルト混合所便覧(平成 8 年版)                           | 日本道路協会                               | H8. 10                    |
| 78  | 舗装再生便覧 令和 6 年版                                 | 日本道路協会                               | R6. 3                     |
| 79  | 砂利道の瀝青路面処理指針                                   | 日本アスファルト協会                           | S59. 9                    |
| 80  | フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)                        | 日本アスファルト協会                           | S61. 9                    |
| 81  | 製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針                        | 鉄鋼スラグ協会                              | S57. 7                    |
| 82  | 鉄鋼スラグ路盤設計施工指針                                  | 編集：鉄鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会<br>発行：土木研究センター | H27. 3                    |
| 83  | インターロッキングブロック舗装設計施工要領 平成 29 年版                 | インターロッキングブロック舗装技術協会                  | H29. 3                    |
| 84  | 設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編                            | NEXCO                                | R6. 7                     |



| No. | 名 称                                                                      | 編集又は発行所名          | 発行年月                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------|
| 85  | 構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成 27 年版                                                | 国土交通省             | H27. 3                  |
| 86  | 併用軌道構造設計指針                                                               | 日本道路協会            | S37. 5                  |
| 87  | 舗装性能評価法－必須および主要な性能指標の評価法<br>編－                                           | 日本道路協会            | H25. 4                  |
| 88  | 舗装性能評価法 別冊－必要に応じ定める性能指標の<br>評価法編－                                        | 日本道路協会            | H20. 3                  |
| 89  | 道路維持修繕要綱(改訂版)                                                            | 日本道路協会            | S53. 7                  |
| 90  | 舗装調査・試験法便覧(平成 31 年度版)(全 4 分冊)                                            | 日本道路協会            | H31. 3                  |
| 91  | 道路震災対策便覧(震前対策編) 平成 18 年度改訂版                                              | 日本道路協会            | H18. 9                  |
| 92  | 道路震災対策便覧(震災復旧編) 令和 4 年度改訂版                                               | 日本道路協会            | R5. 3                   |
| 93  | 道路震災対策便覧(震災危機管理編)                                                        | 日本道路協会            | R 元. 7                  |
| 94  | 落石対策便覧(平成 29 年 12 月改訂版)                                                  | 日本道路協会            | H29. 12                 |
| 95  | 道路緑化技術基準・同解説 改訂版                                                         | 日本道路協会            | H28. 3                  |
| 96  | 道路土工構造物技術基準・同解説                                                          | 日本道路協会            | H29. 3                  |
| 97  | 道路防雪便覧                                                                   | 日本道路協会            | H2. 5                   |
| 98  | 共同溝設計指針                                                                  | 日本道路協会            | S61. 3                  |
| 99  | プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)                                                | 道路保全技術センター        | H6. 3                   |
| 100 | 共同溝耐震設計要領(案)                                                             | 建設省土木研究所          | S59. 10                 |
| 101 | キャブシステム技術マニュアル(案)解説                                                      | 開発問題研究所           | H5. 8                   |
| 102 | 防護柵の設置基準・同解説(改訂版)/ボラード設置便<br>覧                                           | 日本道路協会            | R3. 3                   |
| 103 | 車両用防護柵標準仕様・同解説                                                           | 日本道路協会            | H16. 3                  |
| 104 | 道路標識設置基準・同解説 改訂版                                                         | 日本道路協会            | R2. 6                   |
| 105 | 道路標識構造便覧                                                                 | 日本道路協会            | R2. 6                   |
| 106 | 視線誘導標設置基準・同解説                                                            | 日本道路協会            | S59. 10                 |
| 107 | 道路照明施設設置基準・同解説(H19 改訂版)                                                  | 日本道路協会            | H19. 10                 |
| 108 | 道路・トンネル照明器材仕様書 平成 30 年版                                                  | 建設電気技術協会          | H31. 3                  |
| 109 | LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)                                                 | 国土交通省             | H27. 3                  |
| 110 | 道路反射鏡設置指針                                                                | 日本道路協会            | S55. 12                 |
| 111 | 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説                                                     | 日本道路協会            | S60. 9                  |
| 112 | 道路標識ハンドブック(2021 年度版)<br>道路標識ハンドブックⅡ (2024 年度版)<br>道路標識ハンドブックⅢ (2024 年度版) | 全国道路標識・標示業協<br>会編 | R4. 1<br>R6. 9<br>R6. 9 |
| 113 | 路面標示ハンドブック第 5 版                                                          | 全国道路標識・標示業協<br>会編 | H30. 10                 |
| 114 | 駐車場設計施工指針・同解説                                                            | 日本道路協会            | H4. 11                  |
| 115 | 料金徴収施設設置基準(案)・同解説                                                        | 日本道路協会            | H11. 9                  |

## 主要技術基準及び参考図書

| No. | 名 称                              | 編集又は発行所名           | 発行年月    |
|-----|----------------------------------|--------------------|---------|
| 116 | (補訂版) 道路のデザイン 道路デザイン指針 (案)とその解説  | 日本みち研究所            | H29. 11 |
| 117 | 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン              | 日本みち研究所            | H29. 11 |
| 118 | 路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説          | 日本道路協会             | H19. 1  |
| 119 | 道路防災総点検要領 [豪雨・豪雪等]               | 道路保全技術センター         | H8. 8   |
| 120 | 道路防災総点検要領 [地震]                   | 道路保全技術センター         | H8. 8   |
| 121 | 防災カルテ作成・運用要領                     | 道路保全技術センター         | H8. 12  |
| 122 | 道路防災点検の手引 [豪雨・豪雪等]               | 道路保全技術センター         | H19. 9  |
| 123 | 橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領 (案)       | 国土交通省道路局国道・防災課     | H16. 3  |
| 124 | 橋梁定期点検要領                         | 国土交通省道路局国道・技術課     | R6. 7   |
| 125 | 鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領               | 国道課長               | H14. 5  |
| 126 | 道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領 (案)       | 高速国道課長、国道課長、有料道路課長 | H15. 3  |
| 127 | PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領 (案)         | 国道課長               | H15. 1  |
| 128 | 橋梁における第三者被害予防措置要領 (案)            | 国道・防災課長            | H28. 12 |
| 129 | コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領 (案)         | 国道・防災課長            | H27. 3  |
| 130 | 道路土工構造物点検要領                      | 国土交通省道路局国道・技術課     | R5. 3   |
| 131 | 舗装点検要領                           | 国土交通省道路局国道・防災課     | H29. 3  |
| 132 | 道路トンネル定期点検要領                     | 国土交通省道路局国道・技術課     | R6. 3   |
| 133 | シェッド・大型カルバート等定期点検要領              | 国土交通省道路局国道・技術課     | H31. 3  |
| 134 | 歩道橋定期点検要領                        | 国土交通省道路局国道・技術課     | H31. 3  |
| 135 | 附属物 (標識、照明施設等) 点検要領              | 国土交通省道路局国道・技術課     | H31. 3  |
| 136 | 舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針             | 日本道路協会             | H30. 9  |
| 137 | 舗装性能評価法 -必須および主要な性能指標編- (平成25年版) | 日本道路協会             | H25. 4  |
| 138 | 舗装性能評価法 -必要に応じ定める性能指標の評価法編-      | 日本道路協会             | H20. 3  |

| No. | 名 称                                                              | 編集又は発行所名                           | 発行年月              |
|-----|------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------|
| 139 | 令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版 ずい道等<br>建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び<br>粉じん等の測定） | 建設業労働災害防止協会                        | R6. 4             |
| 140 | 道路管理施設等設計指針（案）・道路管理施設等設計<br>要領（案）                                | 日本建設機械施工協会                         | H15. 7            |
| 141 | 構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン                                         | 国土交通省道路局                           | H25. 7            |
| 142 | 凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準                                           | 国土交通省都市局・道路<br>局                   | H28. 3            |
| 143 | ラウンドアバウトマニュアル 2021                                               | 交通工学研究会                            | R3. 8             |
| 144 | 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン                                            | 国土交通省道路局<br>警察庁交通局                 | R6. 6             |
| 145 | 道路橋ケーブル構造便覧                                                      | 日本道路協会                             | R3. 11            |
| 146 | 舗装種別選定の手引き                                                       | 日本道路協会                             | R3. 12            |
| 147 | P C コンポ橋の設計計算例                                                   | プレストレスト・コンク<br>リート建設業協会            | R3. 1             |
| 148 | アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧                                             | 日本道路協会                             | R5. 3             |
| 149 | 三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の<br>抽出要領（案）                             | 国道・技術課、環境安全<br>・防災課、高速道路課 課<br>長補佐 | R3. 10            |
| 150 | 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策<br>に係るガイドライン                            | 厚生労働省                              | R6. 3             |
| 151 | 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）<br>一般交通量調査実施要領 交通調査編                     | 国土交通省                              | -                 |
| 152 | 道路設計要領                                                           | 国土交通省中部地方整備<br>局                   | H20. 12<br>H26. 3 |

# 主要技術基準及び参考図書

| No.          | 名 称                         | 編集又は発行所名           | 発行年月    |
|--------------|-----------------------------|--------------------|---------|
| 〔4〕電気・機械・設備等 |                             |                    |         |
| 1            | 日本電機工業会（J E M）規格            | 日本電機工業会            | —       |
| 2            | 解説 電気設備の技術基準                | 経済産業省原子力<br>安全・保安院 | R4. 6   |
| 3            | 内線規程 JEAC 8001-2022         | 日本電気協会             | R4. 12  |
| 4            | 電気通信設備工事共通仕様書 令和 6 年版       | 国土交通省              | R6. 4   |
| 5            | 電気通信設備施工管理の手引き 平成 30 年版     | 建設電気技術協会           | H30. 9  |
| 6            | 建築設備設計基準 令和 6 年版            | 国土交通省              | R6. 8   |
| 7            | 公共建築工事標準仕様書〔電気設備工事編〕令和 4 年版 | 国土交通省              | R4. 5   |
| 8            | 公共建築工事標準仕様書〔機械設備工事編〕令和 4 年版 | 国土交通省              | R4. 8   |
| 9            | 公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕令和 4 年版 | 国土交通省              | R4. 5   |
| 10           | 公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕令和 4 年版 | 国土交通省              | R4. 8   |
| 11           | 電気設備工事監理指針                  | 公共建築協会             | R4. 10  |
| 12           | 電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領  | 建設電気技術協会           | H12. 3  |
| 13           | 通信鉄塔設計要領・同解説                | 建設電気技術協会           | H25. 3  |
| 14           | 通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説        | 建設電気技術協会           | H25. 3  |
| 15           | 光ファイバケーブル施工要領・同解説           | 建設電気技術協会           | H25. 3  |
| 16           | 電気通信施設設計要領・同解説（電気編）         | 建設電気技術協会           | R5      |
| 17           | 電気通信施設設計要領・同解説（通信編）         | 建設電気技術協会           | R5      |
| 18           | 電気通信施設設計要領・同解説（情報通信システム編）   | 建設電気技術協会           | H30. 1  |
| 19           | 雷害対策設計施工要領（案）・同解説           | 建設電気技術協会           | H31. 4  |
| 20           | 電気通信施設劣化診断要領・同解説（電力設備編）     | 建設電気技術協会           | H18. 11 |
| 21           | 機械工事塗装要領（案）・同解説             | 国土交通省              | R3. 2   |
| 22           | 機械工事共通仕様書（案）                | 国土交通省              | R6. 3   |
| 23           | 機械工事施工管理基準（案）               | 国土交通省              | R3. 3   |
| 24           | 河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）    | 国土交通省              | H27. 3  |
| 25           | 河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）     | 国土交通省              | H27. 3  |
| 26           | ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル（案） | 国土交通省              | H30. 3  |
| 27           | 道路機械設備点検・整備・更新マニュアル（案）      | 国土交通省              | H28. 3  |

| No.       | 名 称                        | 編集又は発行所名           | 発行年月    |
|-----------|----------------------------|--------------------|---------|
| 〔5〕土地改良関係 |                            |                    |         |
| 1         | 土地改良事業計画設計基準・計画            | 農業農村工学会            | ——      |
| 2         | 土地改良事業計画設計基準・設計            | 農業農村工学会            | ——      |
| 3         | 土地改良事業計画指針                 | 農業農村工学会            | ——      |
| 4         | 土地改良事業設計指針                 | 農業農村工学会            | ——      |
| 5         | よりよき設計シリーズ ここが知りたいQ&A      | 農業農村整備情報<br>総合センター | H15. 3  |
| 6         | 頭首工の魚道                     | 農業農村工学会            | H26. 3  |
| 7         | 鋼構造物計画設計技術指針 水門扉編          | 農業土木事業協会           | H21. 11 |
| 8         | 鋼構造物計画設計技術指針 小型水門扉編 利用の手引き | 農業土木事業協会           | H22. 9  |
| 9         | 鋼構造物計画設計技術指針 小水力発電設備編      | 農業土木機械化協会          | H27. 3  |
| 10        | 鋼構造物計画設計技術指針 除塵設備編         | 農業土木事業協会           | H27. 8  |
| 11        | 電気設備計画設計技術指針 高低圧編          | 農業土木機械化協会          | R 2. 11 |
| 12        | 電気設備計画設計技術指針 特別高圧編         | 農業土木機械化協会          | H20. 10 |
| 13        | ゴム布引製起伏堰施設技術指針             | 農業土木事業協会           | H19. 3  |
| 14        | 高N s・高流速ポンプ設備計画設計技術指針      | 農業土木事業協会           | H19. 4  |
| 15        | バルブ設備計画設計技術指針              | 農業土木事業協会           | H27. 3  |
| 16        | 農業用施設機械設備更新技術及び保全技術の手引き    | 農業土木事業協会           | H18. 6  |
| 17        | 建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版      | 日本建築センター           | H26. 9  |
| 18        | 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説         | 公共建築協会             | H 8. 11 |
| 19        | 水管理制御方式技術指針 計画設計編          | 農業土木機械化協会          | H25. 3  |
| 20        | 農業農村整備事業計画作成便覧             | 地球社                | H15. 8  |
| 21        | 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説         | 日本建築学会             | H30. 12 |
| 22        | 農業農村工学ハンドブック               | 農業農村工学会            | H22. 8  |
| 23        | 施設機械工事等施工管理基準              | 農林水産省農村振興<br>局     | H31. 3  |
| 24        | 美の里づくりガイドライン               | 農林水産省農村振<br>興局     | H16. 9  |
| 25        | 農業農村整備事業における景観配慮の手引き       | 農林水産省農村振<br>興局     | H19. 6  |
| 26        | 機械工事塗装要領（案）・同解説            | 国土交通省              | H22. 3  |
| 27        | 農林水産省農村振興局測量作業規程           | 農林水産省農村振<br>興局     | R 3. 2  |
|           |                            |                    |         |

主要技術基準及び参考図書

| No.               | 名 称                                 | 編集又は発行所名        | 発行年月    |
|-------------------|-------------------------------------|-----------------|---------|
| <b>〔6〕下水道関係</b>   |                                     |                 |         |
| 1                 | 下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針               | 国土開発技術          | ——      |
| 2                 | 下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針              | 全国陶管工業組合        | ——      |
| 3                 | 下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針                  | 硬質塩化ビニル協会       | ——      |
|                   |                                     |                 |         |
| <b>〔7〕上水道関連</b>   |                                     |                 |         |
| 1                 | 水道施設設計指針(2012 年版)                   | 日本水道協会          | H24. 7  |
| 2                 | 水道施設耐震工法指針・解説(2009 年版)              | 日本水道協会          | H21. 7  |
| 3                 | 水道用プレストレストコンクリート管設計施工指針・解説(1998 年版) | 日本水道協会          | H10     |
| 4                 | 水道維持管理指針(2006 年版)                   | 日本水道協会          | H18. 7  |
| 5                 | 水道用バルブハンドブック(1987 年版)               | 日本水道協会          | S62. 4  |
| 6                 | 〇〇年度版 水道事業実務必携                      | 全国簡易水道協議会       | 毎年改訂    |
|                   |                                     |                 |         |
| <b>〔8〕工業用水道関係</b> |                                     |                 |         |
| 1                 | 工業用水道施設設計指針・解説(2004 年版)             | 日本工業用水協会        | H16. 1  |
| 2                 | 工業用水道維持管理指針(1993 年版)                | 日本工業用水協会        | H 5. 10 |
| 3                 | 工業用水道工事設計標準歩掛表(H17 年度)              | 日本工業用水協会        | H17. 6  |
|                   |                                     |                 |         |
| <b>〔9〕治山林道関係</b>  |                                     |                 |         |
| 1                 | 治山林道必携 調査・測量・設計編                    | 日本治山治水協会        | ——      |
| 2                 | 林道規程－運用と解説－                         | 日本林道協会          | R3. 12  |
| 3                 | 林道必携 技術編                            | 日本林道協会          | R4. 6   |
| 4                 | 民有林林道事業実施設計書作成基準                    | 三重県             | ——      |
| 5                 | 治山技術基準解説 総則・山地治山編                   | 日本治山治水協会        | R6. 1   |
| 6                 | 治山技術基準解説 地すべり防止編 保安林整備編             | 日本治山治水協会        | R6. 11  |
| 7                 | 治山技術基準解説 防災林造成編                     | 日本治山治水協会        | R4. 7   |
| 8                 | 森林土木木製構造物施工マニュアル                    | 日本治山治水協会、日本林道協会 | R8. 3   |
| 9                 | 治山設計の考え方                            | 三重県             | ——      |
| 10                | 森林整備保全事業設計積算要領の運用                   | 三重県             | ——      |
| 11                | 民有林補助治山事業全体計画作成等要領                  | 林野庁             | H14. 6  |
|                   |                                     |                 |         |

| No.        | 名 称                   | 編集又は発行所名 | 発行年月    |
|------------|-----------------------|----------|---------|
| 〔10〕自然公園関係 |                       |          |         |
| 1          | 自然公園等施設技術指針           | 環境省      | R4. 3   |
| 2          | 自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）   | 環境省      | R3. 11  |
| 3          | 自然公園等工事工種体系ツリー（自然公園編） | 環境省      | H28. 9  |
| 4          | 自然公園における法面緑化指針        | 環境省      | H27. 10 |
| 5          | 自然公園における法面緑化指針解説編     | 環境省      | H27. 10 |
| 6          | 光害対策ガイドライン            | 環境省      | R3. 3   |
|            |                       |          |         |

注意：最新版を使用するものとする。





## 第2編 河川編

## 第2編 河川編

## 第2編 河川編

## 目 次

|                                    |      |
|------------------------------------|------|
| 目 次                                | i    |
| 第2編 河川編                            | 2-1  |
| 第1章 河川環境調査                         | 2-1  |
| 第1節 河川環境調査の種類                      | 2-1  |
| 第2101条 河川環境調査の種類                   | 2-1  |
| 第2節 環境影響評価                         | 2-1  |
| 第2102条 環境影響評価の区分                   | 2-1  |
| 第2103条 計画段階配慮書（案）の作成               | 2-2  |
| 第2104条 方法書（案）の作成                   | 2-3  |
| 第2105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 | 2-4  |
| 第2106条 調査                          | 2-5  |
| 第2107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討          | 2-6  |
| 第2108条 準備書（案）の作成                   | 2-7  |
| 第2109条 評価書（案）の作成                   | 2-8  |
| 第2110条 評価書の補正等                     | 2-8  |
| 第3節 河川水辺環境調査                       | 2-9  |
| 第2111条 河川水辺環境調査の区分                 | 2-9  |
| 第2112条 魚類採捕調査                      | 2-9  |
| 第2113条 魚類環境DNA調査                   | 2-10 |
| 第2114条 底生動物調査                      | 2-11 |
| 第2115条 植物調査                        | 2-12 |
| 第2116条 鳥類調査                        | 2-12 |
| 第2117条 両生類・爬虫類・哺乳類調査               | 2-13 |
| 第2118条 陸上昆虫類等調査                    | 2-13 |
| 第2119条 河川環境基図作成調査                  | 2-14 |
| 第2120条 河川空間利用実態調査                  | 2-15 |
| 第2121条 河川水辺総括資料作成調査                | 2-16 |
| 第2122条 成果物                         | 2-17 |
| 第2章 河川調査・計画                        | 2-18 |
| 第1節 河川調査・計画の種類                     | 2-18 |

|                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| 第2201条 河川調査・計画の種類           | 2-18        |
| <b>第2節 洪水痕跡調査</b>           | <b>2-18</b> |
| 第2202条 洪水痕跡調査               | 2-18        |
| <b>第3節 計画降雨検討</b>           | <b>2-19</b> |
| 第2203条 計画降雨検討の区分            | 2-19        |
| 第2204条 ティーセン法による検討          | 2-19        |
| 第2205条 降雨強度曲線による検討          | 2-21        |
| <b>第4節 基本高水・計画高水流量検討</b>    | <b>2-22</b> |
| 第2206条 基本高水・計画高水流量検討の区分     | 2-22        |
| 第2207条 貯留関数法による検討           | 2-22        |
| 第2208条 準線形貯留型モデルによる検討       | 2-24        |
| 第2209条 雨量確率手法による検討          | 2-25        |
| 第2210条 流量確率手法による検討          | 2-26        |
| <b>第5節 低水流出解析</b>           | <b>2-27</b> |
| 第2211条 低水流出解析               | 2-27        |
| <b>第6節 河道計画</b>             | <b>2-29</b> |
| 第2212条 河道計画（大規模河川）          | 2-29        |
| 第2213条 河道計画（中小河川）           | 2-33        |
| <b>第7節 内水処理計画</b>           | <b>2-34</b> |
| 第2214条 内水処理計画               | 2-34        |
| <b>第8節 利水計画</b>             | <b>2-37</b> |
| 第2215条 利水計画検討               | 2-37        |
| <b>第9節 正常流量検討</b>           | <b>2-39</b> |
| 第2216条 正常流量検討（大規模河川）        | 2-39        |
| 第2217条 正常流量検討（中小河川）         | 2-43        |
| <b>第10節 氾濫水理解析</b>          | <b>2-46</b> |
| 第2218条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合） | 2-46        |
| <b>第11節 総合治水対策調査</b>        | <b>2-48</b> |
| 第2219条 総合治水対策調査             | 2-48        |
| <b>第12節 洪水予測システム検討</b>      | <b>2-58</b> |
| 第2220条 洪水予測システム検討           | 2-58        |
| <b>第13節 成果物</b>             | <b>2-63</b> |
| 第2221条 成果物                  | 2-63        |
| <br>                        |             |
| <b>第3章 河川構造物設計</b>          | <b>2-64</b> |
| <b>第1節 河川構造物設計の種類</b>       | <b>2-64</b> |
| 第2301条 河川構造物設計の種類           | 2-64        |

|                             |                  |
|-----------------------------|------------------|
| <b>第2節 築堤設計</b> .....       | <b>2-64</b>      |
| 第2302条 築堤設計区分.....          | 2-64             |
| 第2303条 築堤予備設計.....          | 2-64             |
| 第2304条 築堤詳細設計.....          | 2-67             |
| <b>第3節 護岸設計</b> .....       | <b>2-70</b>      |
| 第2305条 護岸設計の区分.....         | 2-70             |
| 第2306条 護岸予備設計.....          | 2-70             |
| 第2307条 護岸詳細設計.....          | 2-74             |
| <b>第4節 樋門設計</b> .....       | <b>2-77</b>      |
| 第2308条 樋門設計の区分.....         | 2-77             |
| 第2309条 樋門予備設計.....          | 2-78             |
| 第2310条 樋門詳細設計.....          | 2-80             |
| <b>第5節 床止め設計</b> .....      | <b>2-84</b>      |
| 第2311条 床止め設計の区分.....        | 2-84             |
| 第2312条 床止め予備設計.....         | 2-84             |
| 第2313条 床止め詳細設計.....         | 2-87             |
| <b>第6節 堰設計</b> .....        | <b>2-90</b>      |
| 第2314条 堰設計の区分.....          | 2-90             |
| 第2315条 堰予備設計.....           | 2-90             |
| 第2316条 堰詳細設計.....           | 2-95             |
| <b>第7節 水門設計</b> .....       | <b>2-100</b>     |
| 第2317条 水門設計の区分.....         | 2-100            |
| 第2318条 水門予備設計.....          | 2-100            |
| 第2319条 水門詳細設計.....          | 2-102            |
| <b>第8節 排水機場設計</b> .....     | <b>2-105</b>     |
| 第2320条 排水機場設計の区分.....       | 2-105            |
| 第2321条 排水機場予備設計.....        | 2-105            |
| 第2322条 排水機場詳細設計.....        | 2-108            |
| <b>第9節 成果物</b> .....        | <b>2-112</b>     |
| 第2323条 成果物.....             | 2-112            |
| <br><b>第4章 水文観測業務</b> ..... | <br><b>2-115</b> |
| <b>第1節 総則</b> .....         | <b>2-115</b>     |
| 第2401条 水文観測業務の種類.....       | 2-115            |
| 第2402条 対象観測所.....           | 2-115            |
| 第2403条 業務の実施基準.....         | 2-115            |
| <b>第2節 水文観測所保守点検</b> .....  | <b>2-115</b>     |

|            |                   |              |
|------------|-------------------|--------------|
| 第2404条     | 水文観測所保守点検の目的      | 2-115        |
| 第2405条     | 水文観測所保守点検の内容      | 2-115        |
| 第2406条     | 観測所整備             | 2-116        |
| 第2407条     | 水文観測所保守点検の成果物     | 2-116        |
| <b>第3節</b> | <b>流量観測</b>       | <b>2-116</b> |
| 第2408条     | 流量観測の目的           | 2-116        |
| 第2409条     | 作業確認              | 2-117        |
| 第2410条     | 観測班の編成            | 2-117        |
| 第2411条     | 流量観測所整備           | 2-117        |
| 第2412条     | 流速計の検定            | 2-117        |
| 第2413条     | 現地調査              | 2-117        |
| 第2414条     | 低水流量観測の方法         | 2-117        |
| 第2415条     | 低水流量観測の成果物        | 2-117        |
| 第2416条     | 高水流量観測の方法         | 2-117        |
| 第2417条     | 作業確認指示事項及び連絡事項の定義 | 2-117        |
| 第2418条     | 高水流量観測の成果物        | 2-118        |
| 第2419条     | A D C Pによる流量観測の方法 | 2-118        |
| 第2420条     | A D C Pによる流量観測成果物 | 2-118        |
| 第2421条     | 電波式流速計による流量観測の方法  | 2-119        |
| 第2422条     | 電波式流速計による流量観測成果物  | 2-119        |
| 第2423条     | 画像解析による流量観測の方法    | 2-119        |
| 第2424条     | 標定点の設置・座標の測量      | 2-119        |
| 第2425条     | 画像解析による流量観測成果物    | 2-119        |
| <b>第4節</b> | <b>水位流量曲線作成</b>   | <b>2-119</b> |
| 第2426条     | 水位流量曲線作成の目的       | 2-119        |
| 第2427条     | 水位流量曲線作成の方法       | 2-119        |
| 第2428条     | 水位流量曲線作成の成果物      | 2-120        |
| <b>第5節</b> | <b>水文資料整理</b>     | <b>2-120</b> |
| 第2429条     | 水文資料の定義           | 2-120        |
| 第2430条     | 水文資料整理の目的         | 2-120        |
| 第2431条     | 水文資料整理の方法         | 2-120        |
| 第2432条     | 水文資料整理の成果物        | 2-120        |

## 第2編 河川編

### 第1章 河川環境調査

#### 第1節 河川環境調査の種類

##### 第2101条 河川環境調査の種類

河川環境調査の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 環境影響評価
- (2) 河川水辺環境調査

#### 第2節 環境影響評価

本調査は、「堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（（平成27年6月1日国土交通省令第4号）、  
「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（（平成27年6月1日国土交通省令第43号）  
及び「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成27年6月1日国土交通省令第43号）（以下この節において「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。

##### 第2102条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 計画段階配慮書（案）の作成
- (2) 方法書（案）の作成
- (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (4) 調査
- (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (6) 準備書（案）の作成
- (7) 評価書（案）の作成

(8) 評価書の補正等

**第2103条 計画段階配慮書（案）の作成**

**1. 業務目的**

本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。

(5) 計画段階配慮事項の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 配慮書（案）の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(8) 位置等に関する複数案の設定

受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実



施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 2104 条 方法書（案）の作成

### 1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第 1 項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。

(5) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定

項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 方法書（案）の作成

受注者は、前（2）～（6）を基に、技術指針省令第十七条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。

(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 2105 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

### 1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第二十条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事業特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び

評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(4) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～第二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 2106 条 調査

### 1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十四条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 調査

- 1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。
- 2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。
- 3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。

(3) 調査結果の解析

受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び

評価を行うための資料をとりまとめるものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 2107 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

### 1. 業務目的

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十五条、二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 予測

1) 受注者は、技術指針省令第二十五条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

(3) 環境保全措置の検討

受注者は、技術指針省令第二十九～第三十一条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

(4) 事後調査の検討

受注者は、技術指針省令第三十二条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。

(5) 評価

受注者は、技術指針省令第二十六条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。

(6) 総合評価

受注者は、技術指針省令第三十三条第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第2108条 準備書(案)の作成**

**1. 業務目的**

本業務は、技術指針省令第三十三条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 準備書(案)の作成

受注者は、技術指針省令第三十三条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。

(3) 要約書(案)の作成

受注者は、準備書(案)を要約した書類としての要約書(案)を作成するものとする。

(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第2109条 評価書（案）の作成

### 1. 業務目的

本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### （1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### （2）評価書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

#### （3）要約書（案）の作成

受注者は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

#### （4）照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

#### （5）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第2110条 評価書の補正等

### 1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### （1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### （2）評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

(3) 要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第3節 河川水辺環境調査

本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和 7 年 9 月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成 13 年 8 月）に準拠して、実施するものとする。

#### 第 2111 条 河川水辺環境調査の区分

河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。

(1) 基本調査

- 1) 魚類採捕調査
- 2) 魚類環境 DNA 調査
- 3) 底生動物調査
- 4) 植物調査
- 5) 鳥類調査
- 6) 両生類・爬虫類・哺乳類調査
- 7) 陸上昆虫類等調査
- 8) 河川環境基図作成調査

(2) 河川空間利用実態調査

(3) 河川水辺総括資料作成調査

#### 第 2112 条 魚類採捕調査

1. 業務目的

本調査は、河川における魚類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書

を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。

なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

(3) 現地調査計画策定

受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得るものとする。

なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

(4) 現地調査

受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(5) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。

1) 考察・評価

受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。

2) データの入力

受注者は、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）ホームページの「河川水辺の国勢調査入出力システム」を用いて調査結果データの入力を行う。

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第2113条 魚類環境DNA調査

### 1. 業務目的

本調査は、魚類の生息状況を、環境DNA調査を基に把握することを目的とす



る。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 現地調査計画策定、(3) 現地調査については、第 2112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

### (4) 分析

受注者は、調査成果について、「ろ過」、「DNA の抽出」、「DNA の分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。

### (5) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめるものとする。

なお、受注者は、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）ホームページの「河川水辺の国勢調査入出力システム」を用いて調査結果データの入力を行う。

### (6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 2114 条 底生動物調査

### 1. 業務目的

本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

#### (5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」にもとづき標本を作製するものとする。

（6）調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2112条魚類採捕調査第2項（5）に準ずるものとする。

（7）照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（8）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第2115条 植物調査

### 1. 業務目的

本調査は、河川内における植物に関する植生調査等の生育状況を把握することを目的とする。

### 2. 業務内容

（1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、（2）事前調査、（3）現地調査計画策定、（4）現地調査、（5）調査成果のとりまとめについては、第2112条魚類採捕調査に準ずるものとする。

（6）照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（7）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第2116条 鳥類調査

### 1. 業務目的

本調査は、河川内における鳥類の生息状況とともに、集団分布地の状況を把握することを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査、(5) 調査成果のとりまとめについては、第 2112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

### (6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 2117 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査

### 1. 業務目的

本調査は、河川内における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査、(5) 調査成果のとりまとめについては、第 2112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

#### (6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

#### (7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 2118 条 陸上昆虫类等調査

### 1. 業務目的

本調査は、河川内における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

#### (5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和 7 年 9 月）」にもとづき標本作製するものとする。

#### (6) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2112 条魚類採捕調査第 2 項 (5) に準ずるものとする。

#### (7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

#### (8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 2119 条 河川環境基図作成調査

### 1. 業務目的

河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き

取り調査を実施するものとする。

(3) 現地調査計画策定

受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得るものとする。

なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

(4) 現地調査

受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(5) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第2120条 河川空間利用実態調査

### 1. 業務目的

河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 河川空間利用実態調査

受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）（国土交通省 平成30年12月）」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。

(3) 川の通信簿

受注者は、河川空間の調査として、利用者のニーズの把握等を行い、集計を行うものとする。

(4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 2121 条 河川水辺総括資料作成調査

### 1. 業務目的

河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料調査

受注者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成 13 年 8 月）」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集・整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。

(3) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について、所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第4節 成果物

## 第2122条 成果物

## 1. 環境影響評価

受注者は、表2.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表2.1.1 成果物一覧表

| 成果物項目       | 摘要 |
|-------------|----|
| 計画段階配慮書（案）  | ※2 |
| 環境影響評価報告書一式 | ※1 |
| 方法書（案）      |    |
| 準備書（案）      | ※2 |
| 評価書（案）      | ※2 |
| 評価書の補正等     |    |

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書（案）を含むものとする。

## 2. 河川水辺環境調査

受注者は、報告書を成果物として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

## 第2章 河川調査・計画

### 第1節 河川調査・計画の種類

#### 第2201条 河川調査・計画の種類

河川調査・計画の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 洪水痕跡調査
- (2) 計画降雨検討
- (3) 基本高水・計画高水流量検討
- (4) 低水流出解析
- (5) 河道計画
- (6) 内水処理計画
- (7) 利水計画
- (8) 正常流量検討
- (9) 氾濫水理解析
- (10) 総合治水対策調査
- (11) 洪水予測システム検討

### 第2節 洪水痕跡調査

#### 第2202条 洪水痕跡調査

##### 1. 業務目的

本業務は、河道計画等の基礎として洪水流の流下に係わる特性分析を行うための基礎情報を把握することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地踏査

受注者は、洪水の痕跡状況の把握、測量作業計画等のための現地踏査を行うものとする。また、現地踏査にあたっては、事前に図上で予備的な調査を行い、工程計画等を検討し、調査結果を取りまとめるものとする。



(3) 現地確認作業

受注者は、洪水の痕跡位置の確認調査（聞き込み等による方法を含む）を行い、痕跡状況写真の撮影を行うとともに、確認された痕跡位置にマーキングを行い、貸与された平面図に痕跡位置を記入するものとする。

(4) 痕跡測量

受注者は、堤外側における左右岸の痕跡位置、各1点の測量（高さ、位置）を直接測量により行うものとする。

なお、測点間隔は200mを標準とする。また直接測量が実施できない場合、間接測量により同様の作業を行うものとする。

(5) 痕跡図及び写真集の作成

受注者は、貸与された図面に痕跡測量で得られた結果を記入し、下記の痕跡図面を作成するものとする。また、現地確認作業の結果を基に痕跡状況写真集を作成するものとする。

- 1) 河川平面図
- 2) 河川縦断図
- 3) 河川横断図
- 4) 痕跡状況写真集

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。

### 第3節 計画降雨検討

#### 第2203条 計画降雨検討の区分

計画降雨検討には種々の手法が採用されているが、本仕様書は次の2種類の手法による場合を示すものとする。

- (1) ティーセン法による検討
- (2) 降雨強度曲線による検討

#### 第2204条 ティーセン法による検討

##### 1. 業務目的

本業務は、高水流出解析の前提としてティーセン法を用いた降雨解析を行い、その基本となる対象降雨を作成することを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 資料収集・整理

受注者は、既往文献の調査を行うと共に、降雨解析に必要な資料収集を行い、そのデータについて観測所毎に使用可能性の確認を行い、資料収集対象観測所並びに対象降雨を選定し、時間雨量及び日雨量資料並びに関連する水文資料を収集し、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

### (3) 統計解析

受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い（ただし欠損観測所を除く）、データ登録を行うものとする。また、河川の水利水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量（日・時間等）一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量（日・時間等）から、確率分布モデルにより計画規模に対する確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

### (4) 降雨特性検討

受注者は、対象とする降雨について、降雨の原因、降雨パターン、地域分布、降雨継続時間等について各要因別に分類を行い、降雨特性を検討し、とりまとめるものとする。

### (5) 対象降雨の作成

受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、主要地点上流域の対象降雨の波形作成を行うものとする。

### (6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第2205条 降雨強度曲線による検討****1. 業務目的**

本業務は、高水流出解析の前提として代表観測所のデータから降雨強度曲線を求め、その基本となる対象降雨を作成する事を目的とする。

**2. 業務内容****(1) 計画準備**

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

**(2) 資料収集・整理****1) 文献調査**

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

**2) 雨量資料の収集・整理**

受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所1箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを収集・整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読取り最大値を算出し、日雨量データ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、データ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。

なお、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

**(3) 確率処理**

受注者は、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

**(4) 降雨強度曲線の作成**

受注者は、各確率別の雨量強度をもとに、最小二乗法により降雨強度曲線式を作成するものとする。

**(5) 対象降雨の作成**

受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、対象降雨の波形を作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 第4節 基本高水・計画高水流量検討

##### 第 2206 条 基本高水・計画高水流量検討の区分

降雨から洪水流出量を算定するには種々の手法が採用されているが、本仕様書は次の4種類の手法による場合を示すものとする。

- (1) 貯留関数法による検討
- (2) 準線形貯留型モデルによる検討
- (3) 雨量確率手法による検討
- (4) 流量確率手法による検討

##### 第 2207 条 貯留関数法による検討

###### 1. 業務目的

業務は、貯留関数法を用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求めることを目的とする。

###### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 文献調査

###### 1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

###### 2) 関連資料の収集

受注者は、以下の検討に必要な資料を収集し、整理するものとする。

なお、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

(3) 現地調査

1) 行程計画

受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。

2) 現地調査

受注者は、現地において、水位・流量観測所、地形的特異点（狭窄部、氾濫、内水箇所等）、大規模工事、重要構造物箇所（堰、水門、樋門、ポンプ等を含む）、ダム（既設・新設）等の調査が必要な箇所について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、結果をとりまとめるものとする。

(4) 流出解析

1) 流域・河道の分割

受注者は、地形図・航空写真・文献調査・現地調査結果・既存資料等を参考にし、計画の基準点、水位流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要河川合流点等を勘案して、流域・河道の分割を行うものとする。

2) 対象洪水の選定

受注者は、洪水モデルの定数同定を行うための解析対象洪水を選定するものとする。

3) 水理資料の整理検討

受注者は、解析対象洪水の水位・流量資料の精度をチェックしたうえで、妥当な水位～流量曲線で流量を推算し、流量ハイドログラフの精度を、他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討し、解析対象洪水のハイドログラフを作成するものとする。

4) 流域・河道モデル定数の解析

受注者は、貯留関数法における定数（流域定数、河道定数）について、解析対象洪水のハイドログラフを再現し得るよう試算により決定するものとする。

なお、河道定数については不等流計算等の結果より決定するものとする。

(5) 流量検討

1) 基本高水の検討

受注者は、計画基準点を考慮し、計画雨量と（4）で得られた流出モデルにより基本高水のハイドログラフを算定するものとする。

2) 計画高水流量の検討

受注者は、基本高水として算定されたハイドログラフを計画上のダムや遊水施設等の洪水調節施設によって調節した計画高水流量を算出するものとする。

3) 基本高水・計画高水流量の決定

受注者は、既往主要洪水、対象計画降雨の妥当性、近隣他河川との比較、河道改修・ダムや遊水施設等の洪水調節施設の実現可能性、経済性（費用対効果）等を検討し、妥当な確率手法（雨量確率手法、流量確率手法）を採用して、基本高水・計画高水流量を決定するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 2208 条 準線形貯留型モデルによる検討

### 1. 業務目的

本業務は、準線形貯留型モデルを用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求める事を目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 文献調査

受注者は、文献調査について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項(2)に準ずるものとする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項(3)に準ずるものとする。

(4) 流出解析

1) 流域・河道の分割

受注者は、地形図・航空写真・文献調査・現地調査結果・既存資料等を参考にし、計画の基準点、水位流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要河川合流点等を勘案して、流域・河道の分割を行うものとする。

2) 対象洪水の選定

受注者は、洪水モデルの定数同定を行うための解析対象洪水を選定するものとする。

3) 水理資料の整理検討

受注者は、解析対象洪水の水位・流量資料の精度をチェックしたうえ

で、妥当な水位～流量曲線で流量を推算し、流量ハイドログラフの精度を、他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討し、解析対象洪水のハイドログラフを作成するものとする。

4) 流域・河道モデル定数の解析

受注者は、準線形貯留型モデルの定数（流域定数、河道定数）について解析対象洪水のハイドログラフを再現し得るよう試算により決定するものとする。

なお、河道定数については不等流計算等の結果より決定するものとする。

(5) 流量検討

受注者は、流量検討について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項(5)に準ずるものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 2209 条 雨量確率手法による検討

### 1. 業務目的

本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第 2207 条貯留関数法による検討、第 2208 条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、流出解析や流量検討によって所定の安全度を雨量から求める事を目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 基準地点等の設定

受注者は、計画流量配分を検討するための水系基準点、副基準点並びに主要地点を、河川の規模による洪水特性、上下流のバランス、ダム等洪水調節計画等を考慮して設定するものとする。

(3) 水文資料の収集・整理

受注者は、雨量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の流域平均雨量を算定し年最大値等の一覧表に整理するものとする。

なお、収集したデータは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

(4) 洪水流出特性の検討

受注者は、適切な流出計算手法及び流出解析手法等を選定して流出モデルを検討し、定数解析を実施するものとする。

(5) 雨量確率手法による高水検討

受注者は、洪水到達時間・計画降雨継続時間を検討し、所定の計画降雨継続時間における年最大流域平均雨量に対し適切な方法で確率分布を評価し、その結果をもとに所定の安全度に対応する降雨群と(4)で検討した流出モデルを用いて、基準地点等のハイドログラフ群を算定するものとする。

(6) 基本高水の設定検討

受注者は、必要に応じて実績流量群及び実績降雨等を用いて算定した流量群から求めた所定の安全度の流量(第2210条流量確率手法による検討参照)と(5)で得られた所定の安全度の流量との対応などをもとに、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第2210条 流量確率手法による検討

### 1. 業務目的

本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第2207条貯留関数法による検討、第2208条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、所定の安全度を流量から求める事を目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 基準地点等の設定

受注者は、基準地点等の設定について、第2209条雨量確率手法による検討第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 水文資料の収集・整理

受注者は、流量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥



当性をチェックし、基準地点等の年最大実績流量、年最大から第3位程度の流域平均雨量を算定し、一覧表に整理し、収集した水理・水文資料は記憶媒体にデータ登録しておくものとする。

(4) 洪水流出特性の検討

受注者は、洪水流出特性の検討について、第2209条雨量確率手法による検討第2項(4)に準ずるものとする。

(5) 流量確率手法による高水検討

受注者は、(3)で整理した基準地点における年最大実績流量、年最大から第3位程度までの実績流域平均雨量と(4)の流出モデルからピーク流量値を算定し、基準点における年最大流量などをもとに、適切な方法で確率分布を評価し、所定の安全度に対する流量範囲を検討するものとする。

(6) 基本高水の設定検討

受注者は、必要に応じて雨量確率から算定された所定の安全度の流量(第2209条雨量確率手法による検討参照)と(5)で得られた所定の安全度の流量との対応などをもとに、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書の作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第5節 低水流出解析

### 第2211条 低水流出解析

#### 1. 業務目的

本業務は、タンクモデル法等による定数解析並びに定数解析の結果から、計画基準点等における長期間の低水流出量を降雨から推定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

1) 行程計画

受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。

2) 現地調査

受注者は、現地において、河川及び流域の現状を把握するため、業務実施に必要となる事柄について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、結果をとりまとめるものとする。

(4) 資料収集・整理

1) 雨量資料収集・整理

受注者は、対象年間の各観測所における日雨量（降雪量含む）および月別蒸発量（又は気温）を収集・整理し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、日雨量年表を作成するものとする。また、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

2) 水理資料の整理

受注者は、年流量の経年傾向及び、流量、取水量の資料の存在状況等により、定数解析対象期間を選定した上で、当該年における下記事項について整理し、精度の検討を加え適正な日流量年表を作成するものとする。

① 日水位（流量）資料のチェック

② 水位流量曲線の検討

3) 水収支実態の把握

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の水収支実態を把握し、整理するものとする。

(5) モデルの検討

受注者は、雨量、流量、取排水量の存在状況、流出基準点等を検討して、流域分割を行い、流出解析モデルを作成するものとする。

(6) 降雨解析

1) 欠測補填

受注者は、必要に応じて日雨量による相関解析を行い、回帰式および相関係数を求めると共に、欠測データの補填を行うものとする。

2) 流域平均日雨量の算出

受注者は、日雨量の整っている観測所を対象にティーセン法により流域平均日雨量を算定するものとする。

## (7) 定数解析

## 1) 水収支解析

受注者は、年及びかんがい期別に降雨量、流出量を集計し、流出率の面から水収支状況について分析し、蒸発散等による損失の割合、還元量等を定量化するものとする。

## 2) 定数解析

受注者は、タンクモデルの定数を下記の試算により最も実測値に適合するように決定するものとする。

なお、試算の単位は、日とするものとする。

- ① 定数の一次仮定
- ② 定数の検討
- ③ 最適定数の決定

## (8) 流量計算

受注者は、(7)の定数解析で決定したタンクモデルを使用して、設計図書に示す流量計算対象期間に対し日流量を算出し、年表、流況表、日流量ハイドログラフとして、年毎にとりまとめるものとする。

## (9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

## (10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第6節 河道計画

### 第2212条 河道計画（大規模河川）

#### 1. 業務目的

本業務は、計画高水流量を安全に流下させるとともに、安定した河道となるよう、「直轄管理の大規模河川」等を対象とした、河道の平面形、縦断形、横断形等を決定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

## (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

## (2) 文献調査

受注者は、文献調査について、第2211条低水流出解析第2項(2)に

準ずるものとする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査について、第2211条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。

(4) 資料収集・整理

受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理するものとする。

なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。

(5) 河川特性の把握

1) 計画対象河川のセグメント分割

受注者は、既往調査、既存資料等から計画対象河川のセグメント分割を行うものとする。

2) 現況河道特性の検討

受注者は、現況河道の基礎的情報である河床勾配・代表粒径・低水路内平均水深・エネルギー勾配・摩擦速度・無次元掃流力・川幅水深比・水深粒径比等を整理するものとする。

3) 河道の安定性の確認

受注者は、過去10年間程度の河道縦横断測量資料と砂利採取等の資料及び河川横断工作物の建設状況をもとに実証的に安定性の確認を行うものとする。または、平均年最大流量時の水理諸元をもとに、各セグメントごとに算定した摩擦速度や無次元掃流力をもとに安定性の確認を行うものとする。

4) 河川環境特性の把握・整理

受注者は、河川水辺の国勢調査、河川環境管理基本計画、環境調査及び周辺住民等の要望等を勘案し、河道計画検討に必要な河川環境特性の整理を行うものとする。

5) セグメント別河道変化に対する対応方法の検討

受注者は、河道縦断形、河道横断形、河口砂州等の変化により生ずる河道の応答等の影響に対し、この影響(変化)に対する河川管理上の管理者の意思・取り扱いを勘案し、基本的対応方針を検討するものとする。

6) 現況流下能力の把握

受注者は、流量配分、出発水位、(セグメント別)粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の

計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。なお、計算モデルについては洪水痕跡等から妥当性を検証するものとする。

#### 7) 現況河道の課題の整理

受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況や平均河床高及び最深河床高の変化等を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。

### (6) 河道の縦横断面形状の一次設定

#### 1) 流下能力確保の基本方針設定

受注者は、流下能力、セグメント分割、支川の合流、横断構造物等を考慮し、安定した河道になることを予想した横断面形状を設定するものとする。

#### 2) 流下能力のチェック

受注者は、流下能力確保の基本方針で設定された横断面形状を対象として、計画上の粗度係数を設定し、流下能力のチェックを行うものとする。

#### 3) 河床変化のチェック

受注者は、流下能力を有すると判断された横断面形状を対象として、河床変化のチェックを行うものとする。

#### 4) 河道縦横断面形状の一次設定

受注者は、所定の流下能力を確保し、河床の安定する河道の縦横断面形状を設定するものとする。

### (7) 河岸侵食防止必要箇所の一 次設定

#### 1) 堤防防護ラインの設定

受注者は、侵食・洗掘に対して、堤脚保護の観点から所要の高水敷幅の確保により堤防の防護を図るためのラインを設定するものとする。

#### 2) 低水路河岸管理ラインの設定

受注者は、低水路平面形状、低水路平均河床の安定化及び水衝部の固定等を図るために低水路形状を制限する必要がある箇所・区間について低水路河岸管理ラインを設定するものとする。

#### 3) 河岸侵食防止必要箇所の一 次設定

受注者は、堤防防護ライン及び低水路河岸管理ラインから河岸侵食防止必要箇所の一次設定を行うものとする。

#### 4) 問題点と対応方針の検討

##### ① 問題点の抽出

受注者は、堤防防護、河岸防護、流下能力確保のための河川形状の変更に対する多様な問題点を抽出し、河岸防護対象区間相互の重要度

による比較を行い、当該地区の河岸防護等の必要性について検討するものとする。

② 対応方針の検討

受注者は、一次設定した河岸侵食防止必要箇所の問題点解決の代替案を比較検討し、箇所ごとの適切な対応方針を設定し、河岸防護の重要度を区分してラインを表示するものとする。

(8) 河道形状と河岸侵食防止必要箇所の二次設定

1) 河道形状と河岸侵食防止必要箇所の二次設定

受注者は、対応方針の検討結果を踏まえ、河道形状（縦横断、平面形状）と河岸侵食防止必要箇所の二次設定を行うものとする。

2) 河道の全川的なチェック

受注者は、二次設定した河道形状を対象とした流下能力の再チェックを行い、二次設定後の河道形状及び河岸侵食防止必要箇所設定の全川的な整合性と河川環境の観点からチェックするものとする。

3) 河道形状と河岸侵食防止必要箇所の最終設定

受注者は、全川的な整合を図った河道形状と河岸侵食防止必要箇所を最終設定するものとする。

(9) 河道平面図・横断図作成

受注者は、最終的に設定した河道横断形状、河岸侵食防止必要箇所、地被状況等を平面図及び横断図に整理するものとする。

(10) 河道維持管理の方針検討

受注者は、流下能力確保の観点から低水路・高水敷の維持管理方針、環境の観点から生物の生息・生育環境に関する維持管理方針、景観の観点から維持管理方針を検討するものとする。

(11) 概算工事費

受注者は、計画河道について計画横断面図、計画平面図等により、概算工事費を算定するものとする。各工事費及び補償費の単価は、発注者と受注者が協議して設定するものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第2213条 河道計画（中小河川）****1. 業務目的**

本業務は、計画高水流量を安全に流下させるとともに、安定した河道となるよう、「中小河川（直轄管理の大規模河川以外の河川）」を対象とした、河道の平面形、縦断形、横断形等を決定することを目的とする。

**2. 業務内容****（1）計画準備**

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

**（2）資料収集・整理****1）文献調査**

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

**2）資料収集・整理**

受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。

なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。

**（3）現地調査**

受注者は、現地調査について、第2211条低水流出解析第2項（3）に準ずるものとする。

**（4）河川特性の把握**

受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目を行い、河川特性を把握するものとする。

**（5）計画河道の検討**

受注者は、基本方針を検討し、河道計画に必要となる下流端水位、計画河道の粗度係数を決定し、計画平面形状、計画高水位、計画縦断形状、計画横断形状を定めるものとする。また、床止めの位置及び高さについて水理的に検討し、計画上必要な構造物について特に留意する点を検討するとともに計画平面形状、縦断形状、横断形状の妥当性を水理計算によって検

討し、最良案を設定するものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、計画河道について計画横断面図、計画平面図等により、概算工事費を算定するものとする。各工事費及び補償費の単価は、発注者と受注者が協議して設定するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第7節 内水処理計画

### 第 2214 条 内水処理計画

#### 1. 業務目的

本業務は、内水の発生する地区において、その内水特性を踏まえた適切な内水処理方式と施設規模を決定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。

##### (3) 基礎調査

###### 1) 水文資料の収集・整理

受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、発注者と協議の上、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。

###### 2) 計画対象河川調査

受注者は、計画の対象とする内水河川及びその河川が合流する本川について、これまでの治水事業の実施経過、今後の事業予定などを調査するものとする。



3) 内水被害調査

受注者は、内水被害時の湛水状況、被害状況及び内水処理施設の運用状況について、資料を収集・整理するものとする。

なお、必要に応じて聞き込み調査、痕跡調査を行い、被害状況を把握するものとする。

4) 地形調査

受注者は、調査対象内水河川流域の流域界、流域面積、河床勾配、流路長など全体の地形条件を把握すると共に、内水被害調査の結果とあわせて想定湛水区域を設定するものとする。

5) 流域状況調査

受注者は、流出モデルを作成するための基礎資料として、土地利用と排水状況などを調査するものとする。

6) 想定湛水区域状況調査

受注者は、内水モデルの作成や想定湛水区域内の資産算出および内水処理方式の検討のための資料として、想定湛水区域の地盤高、土地利用、資産を調査するものとする。

7) 関連諸事業調査

受注者は、調査対象内水河川流域に係わる都市計画、地域計画、下水道計画、用排水計画及びこれらに関連した事業計画の情報を収集するものとする。

(4) 内水特性の把握

受注者は、調査対象地域における下記の特性について把握するものとする。

1) 内水湛水特性

内水湛水現象の特性や内水湛水原因の推定及び内水湛水現象の時系列変化について把握するものとする。

2) 内水被害特性

内水被害発生状況の特性や内水被害特性の時系列変化及び資産分布の時系列変化について把握するものとする。

(5) 内水処理方式の一次選定

受注者は、対象内水河川の内水特性を考慮し、効果が見込め、かつ実現性のある処理方式を複数選定するものとする。

(6) 検討対象内水の選定

受注者は、過去の降雨実績、外水位および湛水状況を考慮して、検討対象内水を複数選定するものとする。

(7) 内水解析モデルの検討

受注者は、対象内水河川流域における過去の内水現象の再現、および将

来の内水現象の予測をするための内水解析モデル（内水モデル、流出モデル、外水位曲線の作成・検証等を含む）を検討するものとする。

（8）確率評価手法の検討

受注者は、内水規模の年超過確率を評価するために、対象内水河川流域の特性を踏まえた手法により、検討対象内水の確率評価を行うものとする。

（9）内水処理施設計画の検討

1）許容湛水位の設定

受注者は、内水区域の宅地、重要施設、農地などの状況に応じて許容湛水位を設定するものとする。

2）内水処理施設の計画規模の設定

受注者は、内水区域の重要度、既往内水による被害の実態、経済効果、本川の計画規模とのバランス、近傍内水地域の計画規模とのバランス等を総合的に考慮し、内水処理施設の計画規模を設定するものとする。

3）河道及び流域条件の設定

受注者は、内水河川および本川の改修状況、関連事業の実施状況、土地利用状況などを考慮し、河道及び流域条件を設定するものとする。

4）内水処理施設計画の検討

受注者は、1）許容湛水位、2）計画規模、3）河道及び流域条件の設定等の計画条件を基に、内水処理施設の施設規模を決定するものとする。

5）本川安全度との整合性の検討

受注者は、本川安全度へ及ぼす影響を検討し、必要に応じて安全度を低下させない対策を検討するものとする。

（10）経済効果の検討

受注者は、内水計算によって得られた浸水深、浸水時間から想定被害額を算出し、内水処理施設規模別に評価期間における総便益を算定するものとする。また、内水処理施設の規模毎に総費用を算出し、総便益と比較することにより費用対効果分析を行なうものとする。

（11）施設配置計画

受注者は、内水施設の基本的な構造を定め、管理運用面にも配慮した施設配置計画を行なうものとする。

（12）内水処理方式の選定

受注者は、一次選定された処理方式について経済性、実現の可能性、施設の維持管理、超過洪水に対する効果等を総合的に比較して採用する内水処理方式を決定するものとする。

(13) 段階的整備計画の検討

受注者は、本川安全度との整合、近傍内水区域との安全度のバランス、財政上の制約等から段階的な施設整備計画を策定するものとする。

(14) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第8節 利水計画

### 第 2215 条 利水計画検討

#### 1. 業務目的

本業務は、各種用水の需要に応じて、河川水の配分及びダムによる補給の計画を立案することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第2項（3）に準ずるものとする。

##### (3) 資料収集・整理

###### 1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

###### 2) 雨量資料

受注者は、業務を遂行するにあたり必要となる雨量観測所について、日雨量資料を収集・整理するものとする。

###### 3) 河川利用現況

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の取水・排水（還元）地点、取水量及び用水系統等の河川利用現況に関する資料を収集・整理するものとする。

4) 正常流量検討結果

受注者は、正常流量に関する既往検討資料を収集・整理するものとする。

5) 低水流出解析結果

受注者は、当該河川及び近傍河川の低水流出解析に関する既往検討資料を収集・整理するものとする。

6) 新規水需要計画関係資料

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道用水等の新規水需要に関する資料を整理するものとする。

(4) 自然流況の作成

1) 資料収集・整理

受注者は、貸与する日流量年表、取排水系統、取排水施設関連資料及び取排水実績資料を収集・整理するものとする。

2) 水収支解析

受注者は、貸与する資料により、同時流観による水収支の検討、伏没還元量の検討、農水還元率の検討を行い、水収支モデルを作成し、実測流量による検証を行い、水収支を明らかにするものとする。

3) 自然流況の推算

受注者は、水収支解析の結果を踏まえ、自然流況推算方法を検討し、モデル化を行って、自然流況の推算を行うものとする。

(5) 利水計算モデルの検討

1) 利水計算系統図の作成

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の取水、排水（還元）地点、取水量等を取りまとめた系統図を作成するものとする。

2) 基準地点の設定

受注者は、大きな取水地点や、支川の合流点又は分派点、新規用水取水地点、及び流量観測所の位置、利水計算系統図等を基に基準地点を設定するものとする。

3) 利水計算条件整理

受注者は、正常流量及び新規用水取水量を合わせた基準地点ごとの確保流量、還元量、計算時間等の利水計算条件を整理するものとする。

4) 計算モデル作成

受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水モデルを作成するものとする。

(6) 利水計算

1) データ登録

受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。

なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程の再現に必要な情報についても合わせて登録するものとする。

2) 渇水基準年及びダム容量の検討

受注者は、利水計算を行い、その結果より渇水基準年を設定して、マスカーブ等によりダム容量の検討を行うものとする。

3) ダム運用計算

受注者は、設定されたダム容量に基づき、計算対象全期間のダム運用計算を行いその結果を貯水池運用曲線図、ダム地点及び基準地点の流況図・流況表に整理するものとする。

(7) 確保容量検討

受注者は、利水計算結果を基に各期別の必要貯水位を算定し、期別の不特定容量、新規用水容量、利水（不特定＋新規用水）容量の検討を行うものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第9節 正常流量検討

### 第 2216 条 正常流量検討（大規模河川）

#### 1. 業務目的

本業務は、低水時の河川の総合的管理を適正に行うため流水の正常な機能を維持するために必要な流量を設定する事を目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第2211条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。

(3) 資料収集・整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 資料の収集

受注者は、設計図書に示す河道延長、資料収集期間、観測所数等に基づき、調査対象区間における縦・横断図、測量図、航空写真、流量観測記録、水質観測資料、河川構造物台帳、地下水、用排水系統図、動植物調査、景観、舟運等の資料の収集を行うものとする。

(4) 現況調査

受注者は、収集した資料をもとに下記の項目に係る河川環境の実態と特性について把握するものとする。

1) 河川流況

流量観測地点、地点別流況、水質その他

2) 河川への流入量、河川からの取水量等利水現況

支川流入量、水利流量、農水還元量、その他(用排水系統など)

3) 河道状況

周辺地形、河床勾配、河床材料、瀬・淵等、主要横断構造物、河口閉塞、その他

4) 自然環境

河川水質、貴重動植物、生息魚類、その他

5) 社会環境

観光・景勝地、イベント・親水活動、漁業、舟運、塩害、地下水利用、その他

6) 既存の関連計画

工事实施基本計画、河川環境管理基本計画、水資源開発計画、下水道関連計画、都市計画、公園計画、多自然型川づくり計画、河道計画、浄化事業計画、その他関連する他省庁の計画

7) 既往の渇水状況

期間、場所、影響、その他

(5) 河川区分と代表地点の設定

1) 河川区分

受注者は、当該河川の河川環境の縦断的特性を踏まえ、複数の区間にあらかじめ区分を行うものとする。区分にあたっては、本・支川、河川形態、水循環への配慮、流量観測状況、その他自然・社会環境による区分に配慮するものとする。

2) 代表地点の設定

受注者は、当該河川の低水管理を適切に行うために本川及び主要な支川に1ないし複数を代表地点として設定するものとする。

(6) 項目別必要流量の検討

1) 動植物の生息または生育からの必要流量

受注者は、魚類の生息・生育のために河川が確保すべき水理的条件（水深、流速等）を満足し得る流量として、代表魚種、検討箇所、評価基準を設定し期別に検討するものとする。また、必要に応じて魚類以外についても対象とするものとする。

2) 観光（景観）からの必要流量

受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要な流量を評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。

3) 流水の清潔の保持からの必要流量

受注者は、当該河川において、流量が減少した場合に動植物の生息・生育環境の確保をはじめ、河川環境や用水の面から流域対策等と関連して必要とされる水質を確保するための流量を水質項目、評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。

4) 舟運からの必要流量

受注者は、人や物資の輸送或いは観光を目的とした舟運を維持するために水面幅や吃水深を保つための流量を評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。

5) 漁業からの必要流量

受注者は、設定されている漁業権魚種を対象に「動植物の生息または生育からの必要流量」と同様な方法で検討を行うものとする。

6) 塩害の防止からの必要流量

受注者は、塩水の遡上によって用水や地下水の塩分濃度が上昇し、水道やかんがい用水への利用、或いは漁業等や動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすことのない流量を評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。また、塩止堰の設置や取水施設の改良等を併せて検討するものとする。

7) 河口閉塞の防止からの必要流量

受注者は、流量が減少した場合に土砂の堆積によって河口が閉塞することを避けるため、当該河川における河口閉塞の特性や他の代替手段を十分考慮して設定するものとする。

8) 河川管理施設の保護からの必要流量

受注者は、他の項目から求まる必要流量からみて河川管理施設の保護に重大な支障がないことを確認するものとする。

9) 地下水位の維持からの必要流量

受注者は、他の項目から求まる必要流量からみて地下水の上昇に重大な支障がないことを確認するものとする。

なお、必要に応じて地下水位と河川流量との関係を調査・解析し、地下水の適性利用等と併せて対策を検討するものとする。

10) 水利流量

受注者は、水利流量（許可・慣行）の実態を踏まえ、年間の水利使用状況を検討し、河川に確保する水利流量の期別設定を行うものとする。

(7) 維持流量及び正常流量の設定

1) 期間区分

受注者は、維持流量及び正常流量の設定にあたって、動植物の生息・生育状況や水利用等を勘案し、期間区分を行うものとする。

2) 河川への流入量、河川からの取水量等の設定

受注者は、渇水時における河川への流入量、河川からの取水量等を縦断的に整理し水収支を設定するものとする。

なお、伏没・還元量についても適宜設定するものとする。

3) 区間別維持流量の設定

受注者は、各区間毎に水利流量を除く正常流量に係る検討箇所別の必要流量を満足する流量を区間別維持流量として設定するものとする。

なお、各期間区分毎に設定するものとする。

(8) 正常流量の設定

1) 代表地点における正常流量の一次設定

受注者は、設定した区間別維持流量と代表地点間の支川流入量及び水利流量等を考慮し、すべての区間別維持流量を満足する流量を正常流量として一次設定するものとする。また、一次設定した正常流量については、各代表地点毎の現況流況等との比較検討を行うものとする。

なお、各期間区分毎に設定するものとする。

2) 安全度の評価

受注者は、代表地点において一次設定した正常流量について、ダム等による補給を考える場合には、施設水運用計算を行って所定の安全度が



達成するよう計画するものとする。

なお、正常流量確保のための施設を考えない場合は、現況流況での安全度を評価するものとする。

3) 正常流量の設定

受注者は、維持流量及び正常流量の設定の検討結果に基づき、維持流量及び正常流量を設定するものとする。また、必要に応じて今後のモニタリングの方針を示すものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 2217 条 正常流量検討（中小河川）

### 1. 業務目的

本業務は、「中小河川（観測資料等が十分に整備されていない河川）」の低水時の河川の総合的管理を適正に行うため流水の正常な機能を維持するために必要な流量を設定する事を目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項（3）に準ずるものとする。

(3) 資料収集・整理

受注者は、資料収集・整理について、第 2216 条正常流量検討（大規模河川）第 2 項（3）に準ずるものとする。

(4) 現況調査

受注者は、収集した資料を基に必要な応じて下記の項目について現況・特性を把握するものとする。

- ・ 流況及び流量確率の検討
- ・ 利水現況
- ・ 用排水系統の検討
- ・ 渇水被害状況

- ・水質現況
- ・河道特性（河道断面特性の作成）
- ・河道特性（流量・水深・水面幅の検討）
- ・自然環境（漁業）
- ・自然環境（動植物）
- ・社会環境（観光、親水活動等）
- ・社会環境（舟運）
- ・社会環境（塩害）
- ・社会環境（河口閉塞）
- ・社会環境（河川管理施設）
- ・社会環境（地下水）

（5）河川区分と代表地点の設定

1）河川区分

受注者は、当該河川における河川環境の縦断的特性を踏まえ、複数の区間にあらかじめ区分しておくものとする。

2）代表地点の設定

受注者は、当該河川の低水管理を適正に行うための基準地点及び補助基準地点を本川及び主要な支川に設定するものとする。

（6）項目別必要流量の検討

1）河川特性からの維持流量

受注者は、基準地点及び補助基準地点における維持流量の概略規模を推定式により求めるものとする。

なお、流量観測データがある場合は、規模推定の目安に用いるものとする。

2）生態系からの必要流量

受注者は、魚類生息のために河川が確保すべき水理的条件（水深、流速等）を満足し得る必要な流量を、対象魚種、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。

3）景観からの必要流量

受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要な流量を、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。

4）水質からの必要流量

受注者は、当該河川における水質からの必要流量は、流域対策等を最大限考慮し、水質基準点、検討箇所を設定し、汚濁負荷量等を基に検討するものとする。

5) その他政令5項目からの必要流量

受注者は、正常流量検討の手引き（案）（国土交通省・平成19年9月）に基づき、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。

① 舟運

既往調査等から就航船舶についての必要な水深、水面幅を確保するのに必要な流量を検討する。

② 塩害の防止

既往調査等から検討する。

③ 河口閉塞の防止

既往調査等から検討する。

④ 河川管理施設の保護

既往調査等から検討する

⑤ 地下水位の維持

既往調査等から地盤沈下、地下水の水質の悪化が生じない地下水位を維持するための流量を検討するものとする。

6) 水利流量

受注者は、当該河川の水利流量（許可・慣行）の実態を踏まえ、年間の水利使用状況を検討し、必要に応じて河川が確保すべき水利流量の期別設定を行うものとする。

(7) 水収支解析

受注者は、同時流量観測資料による支川流入量、取水量、伏没、還元量及び農水還元率等の検討を行い、水収支モデルを作成し、対象とする河道区間の水収支を明らかにするものとする。

(8) 基準地点における正常流量の検討

1) 区間別必要流量の設定

受注者は、水収支を検討のうえで項目別必要流量の結果を考慮し、各区間別に流水の正常な機能を維持するための必要流量を算定するものとする。

2) 正常流量の設定

受注者は、代表地点（基準地点及び補助基準地点）間の水収支を考慮して各代表地点毎に流水の正常な機能を維持するための必要流量を算定し、全代表地点の必要流量を満足する流量として基準地点における正常流量を設定するものとする。

なお、必要流量を期別設定している場合は、正常流量も期別設定するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 10 節 氾濫水理解析

### 第 2218 条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）

#### 1. 業務目的

本業務は、洪水が破堤等により氾濫した場合の氾濫流に伴う水理的な諸元を、二次元モデルを用いて算定する事を目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項（3）に準ずるものとする。

##### (3) 資料収集・整理

###### 1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

###### 2) 資料収集・整理

受注者は、工事实施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、L P 地盤高データ、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。

##### (4) 氾濫形態と解析手法の検討

###### 1) 災害特性調査

受注者は、氾濫実績の資料を基に氾濫状況の分析及び被害実態の整理を行うものとする。

2) 氾濫形態の把握

受注者は、災害特性を把握するとともに、解析対象区域の地形特性を把握し、想定氾濫域の設定及び氾濫状況の推定を行うものとする。

3) 氾濫解析手法の選定

受注者は、解析目的、再現性、演算能力等を考慮して氾濫解析手法（氾濫水理モデル）を選定するものとする。

(5) 調査対象洪水の設定

1) 現況河道断面特性の把握

受注者は、横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。

2) 河道の流下能力の算定

受注者は、現況河道断面を用いて不等流計算により河道の流下能力、無害流量を設定するものとする。

3) 計算対象洪水の設定

受注者は、氾濫水理解析を行うための計算対象洪水を設定、流量ハイドログラフを作成するものとする。

4) 検証対象洪水の選定

受注者は、氾濫水理モデルの検証に用いるための検証対象洪水を選定するものとする。

(6) 氾濫水理解析

1) 破堤地点の検討

受注者は、破堤条件を設定し、氾濫域ブロック分割を行い、設計図書に示す破堤地点既知数を基に、ブロック分割された氾濫域に対し、破堤実績、流下能力等を考慮して破堤地点を選定するものとする。

2) 氾濫水理モデルの作成

受注者は、氾濫現象を検証するための検証用水理モデル及び氾濫計算を行うための水理モデルを作成するものとする。

3) 氾濫水理モデルの検証

受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて実績の浸水範囲等より氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。

4) 氾濫計算

受注者は、氾濫計算を行い、氾濫域の分析を行うものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果

に準じて報告書を作成するものとする。

## 第11節 総合治水対策調査

### 第2219条 総合治水対策調査

#### 1. 業務目的

本業務は、流域の治水安全度を確保するための長期整備計画及び長期整備計画達成に至るまでの段階的な整備水準や施設計画を定めた暫定計画を策定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第2211条低水流出解析第2項(3)に準ずるものとする。

##### (3) 文献調査

受注者は、既往の類似調査報告書、流域の自然条件に関する文献(気象、地形・地質、林相等)、流域の社会条件に関する文献(人口、産業、資産、歴史、土地利用の変遷及び将来予測等)およびその他業務に必要な文献の収集・整理を行うものとする。

##### (4) 流域調査

###### 1) 関連自治体の資料収集

受注者は、自治体各部門別の必要資料リストと収集スケジュールを作成し、下記の項目に関連する各種資料の収集を行うものとする。

- ① 土地利用の変遷と計画
- ② 大規模宅地開発の動向と附帯条件
- ③ 人口・世帯数の変遷と計画
- ④ 主要洪水水文量等
- ⑤ 洪水被害と氾濫実態
- ⑥ 流域内貯留浸透施設設置の変遷と計画
- ⑦ 下水道雨水整備の変遷と計画
- ⑧ 内水排除事業の変遷と計画
- ⑨ 農地湛水防除事業の変遷と計画
- ⑩ その他必要と思われるもの

2) 流域の自然環境調査

受注者は、治水対策に関連する流域の自然環境について調査するものとする。

- ① 流域の地形区分調査
- ② 流域の地質分類調査
- ③ 河川の現況調査

3) 流域の社会環境調査

受注者は、治水対策に関連する流域の社会環境の内、特に土地利用に関する環境を調査するものとする。

- ① 土地利用の変遷と計画調査
- ② 流域内低地の宅造に伴う盛土調査
- ③ 大規模宅地開発等の動向調査
- ④ 土地利用の将来推定
- ⑤ 人口の動向調査

4) 流域内の貯留・浸透施設調査

受注者は、治水対策に関連する流域内の貯留浸透施設の実施状況について調査するものとする。

- ① 貯留・浸透施設設置の指導調査
- ② 施設の実態調査
- ③ 恒久施設の検討

5) 洪水被害及び氾濫実態調査

受注者は、既応の洪水氾濫事例について、その時の被害の状態（写真・報道記事）、被害原因、氾濫浸水域湛水深などの氾濫実態を調査分析するものとする。

- ① 過去の出水及び被害状況
- ② 近年の出水状況

近年の出水について下記の項目で実態把握を行うものとする。

- ・河川調査
- ・氾濫調査
- ・災害分析調査

- ③ 浸水実績図の作成

①、②の調査を基に浸水実績図を作成するものとする。

6) 関連排水事業調査

受注者は、流域の水文流出特性は、流域内の排水施設の整備状況により変化するので、事業計画を含め、整備状況を時系列的に調査し、とりまとめるものとする。

- ① 下水道（雨水）事業

② 内水排水施設

③ 圃場整備事業

(5) 水理・水文解析

1) 水理・水文資料の収集・整理

受注者は、水理・水文資料を収集するとともに対象洪水選定のための一覧表を作成するものとする。

① 水理・水文資料収集

・降雨資料

・流量資料

・水位資料

② 水理・水文資料一覧表の作成

2) 降雨解析

受注者は、高水流出解析の前提として、その基本となる計画降雨（確率雨量、計画降雨パターン）を作成するものとする。基本的には既存のものを引用するものとする。

3) 流出・氾濫解析（対象洪水の選定）

受注者は、洪水一覧表をもとに対象洪水を選定するものとする。

4) 流出・氾濫解析（水理資料の整理）

受注者は、解析対象洪水の全水位流量資料の精度をチェックしたうえで最も適切なる水位～流量曲線（H～Q曲線）で水位を流量に換算し、流量ハイドログラフを作成するものとする。また、この精度を他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討するものとし、定数同定の検討資料とする。

① 水位ハイドログラフの検討

主要地点における解析対象洪水の水位ハイドログラフを図化し、その精度をチェックするものとする。

② H～Q曲線の作成

主要地点におけるH～Q曲線の作成とチェックを行うものとする。

③ 流量ハイドログラフの作成とチェック

以下の手順で本検討の対象とする流量ハイドログラフを作成するものとする。

H～Q式による水位から流量への変換、流量ハイドログラフの作成・図化、流量ハイドログラフのチェックの順である。

主要地点相互間の流出量と雨量による収支、ピーク流量の逆転（河道低減を除く）、ピーク伝播時間等をチェックする。

5) 流出・氾濫解析（流出・氾濫モデルの選定）

① 流出・氾濫解析モデルの選定



受注者は、種々の流出モデル、河道および氾濫流下を表すモデルより、土地利用の変化および河道の整備による流下現象の変化、及び流域対策による流出抑止効果量を表現するモデルを選定するものとする。

## ② 流出・氾濫モデルの作成

受注者は、選定されたモデルを、流出域においては下水道事業等の排水区域および流出抑制施設、治水施設位置との整合、氾濫域においては地形および内水排水区域等の整合をはかり、当該流域の流出・氾濫の計算モデルを作成するものとする。あわせて、流域分割図を作成するものとする。

## ③ 流出抑制施設、治水施設のモデル化

受注者は、各種流出抑制施設による流出量の変化が表現できる計算手法を検討するものとする。

## 6) 流出・氾濫解析（流域・河道モデル定数の解析）

受注者は、氾濫の起こらない出水を対象に、当該流域の流出特性に応じた計算モデルを作成するものとする。流域が準線形貯留型モデル、河道が貯留関数法の場合には、以下の検討を行うものとする。

準線形貯留型モデル（流域）および貯留関数法（河道）における定数のうち、次のものについて解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。

- ・流域定数・・・ $C$ 、 $R_{sa}$ 、 $f_1$ 、 $f_{sa}$
- ・河道定数・・・ $K$ 、 $P$ 、 $TL$

但し、河道定数については、不等流計算等の結果により決定するものとする。

- ① 現況河道定数の決定
- ② 現況流域定数の決定
- ③ 現況河道及び流域定数の妥当性の検討

## 7) 流出・氾濫解析（氾濫モデル定数の解析）

受注者は、氾濫の生じている出水を対象に、氾濫原の $H \sim V$ 、氾濫が生じている河道の越流高等の諸元を決定するものとする。

- ① 氾濫原の $H \sim V$ の検討
- ② 氾濫部の越流高等の諸元の検討
- ③ 氾濫モデルの妥当性の検討

①、②で設定した諸元で、流出・氾濫計算を行い、実績の氾濫区域および浸水深等の比較によりモデルの妥当性の検証を行うものとする。

## 8) 流出・氾濫解析（流域・流出抑制施設の変化によるシミュレーション）

受注者は、以降の検討の基礎資料として、流域の土地利用の変化に伴う流出量の変化、流出抑制施設の変化に伴う流出量の変化をシミュレーションで大略を把握するものとする。

なお、モデルは、状況に応じて設定を変えて行うものとする。

- ① 土地利用の変化、降雨規模の変化に伴うシミュレーション
- ② 流出抑制施設の変化に伴うシミュレーション
- ③ 想定氾濫区域のシミュレーション
- ④ 治水代替案による状況変化シミュレーション

#### 9) 現況河道の治水安全度の解析

受注者は、現況河道の流下能力を基に、流域が開発された場合の治水安全度の変化を検討するものとする。

##### ① 現況河道の流下能力の検討

現況河道の流下能力を不等流計算結果から計画高水位、堤防の余裕高等を勘案して算定するものとする。基本的には既存のものを用いるものとする。

##### ② 治水安全度解析

①の流下能力と、土地利用の変化、降雨規模の変化に伴うシミュレーション結果を用い治水安全度の解析を行うものとする。

#### (6) 治水機能による治水区分の設定

##### 1) 三地域区分の設定

受注者は、流域での総合的な治水対策を行うため、流域を三地域および地域地区に区分するものとする。浸水実績、土地利用計画、治水機能を参考に、流域を以下のような地域に分類するものとする。

- ① 保水地域
- ② 遊水地域
- ③ 低地地域

##### 2) 地域地区区分の設定

受注者は、上記1)で設定した3地域を、更に治水特性、地域特性から地区の細分化を行うものとする。

- ① 浸透マップの作成
- ② 市街地類型区分図の作成
- ③ 地域地区区分の設定
  - ・保水地区
    - イ) 自然地保全地区
    - ロ) 貯留増進地区
    - ハ) 浸透対策併用地区
  - ・遊水地域

イ) 盛土等規制地区

・低地地域

イ) 耐水化促進地区

ロ) 浸水対策地区

ハ) 自然地保全地区

(7) 総合治水対策案検討（長期整備計画検討）

1) 基本条件設定

受注者は、長期的な整備方針を検討するにあたっての基本条件を設定するものとする。

① 目標年次および整備水準の設定

② 流域将来像の設定

③ 恒久対策量の設定

2) 流域基本高水流量の検討・計画流域定数の検討

受注者は、将来の流域の開発計画等を考慮し、計画流域定数を決定するものとする。

3) 流域基本高水流量の検討・計画河道定数の検討

受注者は、計画河道の不等流計算等の結果より計画河道定数を決定するものとする。

4) 流域基本高水流量の検討・流出量の計算

受注者は、流出量の計算を行い、ピーク流量等の計算結果を整理するものとする。また、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。

5) 洪水処理計画

受注者は、流域基本高水の処理分担量を検討するものとする。

① 保水地域処理流量の検討

長期的に流出抑制施設によって処理することができる対策量を算定するものとする。

② 低地地域処理流量の検討

低地地域での保水性・遊水性の確保によって処理される流量および下水道等の内水排除施設によって河川へ排水することができない流量を算定するものとする。

③ 河川処理流量の検討

上記①および②の保水・低地地域の処理流量を基に河川の処理流量を検討するものとする。

6) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の整備水準の設定

受注者は、外水と内水による被害形態の違い、他事業との調整等から低地地域の整備水準を検討するものとする。

7) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の流出量の算定

受注者は、代表降雨を低地地域の計画雨量にまで引き伸ばし、流出モデルにインプットして、流出量を算定するものとする。

8) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の洪水処理分担の検討

受注者は、下水道をはじめとする他事業の将来計画、低地地域の流域対策量等から、低地地域の洪水処理分担を検討するものとする。

9) 河川の整備計画検討・調節方式等の検討

受注者は、調節池下流の流下能力等を考慮し、放流量、調節方式の検討を行うものとする。

10) 河川の整備計画検討・洪水調節計算

受注者は、設定した洪水調節方式に基づく調節計算を行い、流出量を算定するものとする。

11) 河川の整備計画検討・河川の整備計画検討

受注者は、洪水調節計算結果を基に、洪水調節施設と河道との処理分担を検討するものとする。

12) 地域毎の整備計画検討

受注者は、保水・低地地域において、長期的に各地域毎の処理流量を保持することができる方策を検討するものとする。

① 保水地域の整備計画検討

長期的に保水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。

- ・地区毎の保水機能保全対策の検討
- ・市町村毎の長期的な流域対策量の算定

② 低地地域の整備計画検討

低地地域において長期的に実施しなければならない耐水化方策を地区毎に検討するものとする。

(8) 総合治水対策案検討（暫定計画検討）

1) 基本条件設定

受注者は、暫定計画を検討するにあたっての基本条件を設定するものとする。

- ① 目標年次および整備水準の設定
- ② 流域将来像の設定
- ③ 暫定流域対策量の設定

2) 暫定基本高水流量・暫定計画流域定数の検討

受注者は、暫定計画流域の開発計画等を考慮し、暫定計画河道定数を決定するものとする。

3) 暫定基本高水流量・暫定計画河道定数の検討

受注者は、暫定計画河道の不等流計算等の結果より、暫定計画河道定数を決定するものとする。

4) 暫定基本高水流量・流出量の計算

受注者は、流出量の計算を行い、ピーク流量等の計算結果を整理するものとする。また、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。

5) 暫定洪水処理計画検討

受注者は、暫定流域基本高水の処理分担量を検討するものとする。

① 保水地域処理流量の検討

既設の流出抑制施設および新たに開発に伴って設置される施設によって処理することができる対策量を算定するものとする。

② 遊水地域処理流量の検討

遊水地域の遊水機能によって処理することができる対策量を算定するものとする。

③ 低地地域処理流量の検討

他事業の内水排除施設で排水できない流量および内水排除施設の運転調整によって流出することができない流量を算定するものとする。

④ 河川処理流量の検討

先の保水・遊水・低地地域の処理流量をもとに河川の処理流量の算定を行うものとする。

6) 低地地域の暫定洪水処理計画検討

受注者は、低地地域において流出することができない容量を施設毎に算定するものとする。

① 内水排除施設の超過量の算定

内水排除施設によって排水することができない超過量を施設毎に算定するものとする。

② 内水排除施設の運転調整時間および運転調整容量の算定

内水排除施設の運転調整時間および運転調整容量を施設毎に算定するものとする。

7) 河川の暫定整備計画検討・調整方式等の検討

受注者は、調節池下流の流下能力等を考慮し、放流量、調節方式の検討を行うものとする。

8) 河川の暫定整備計画検討・洪水調節計算

受注者は、上記で設定した洪水調節方式に基づく調節計算を行い、流出量を算定するものとする。

9) 河川の暫定整備計画検討・河川の暫定整備計画検討

受注者は、上記の洪水調節計算結果をもとに、暫定洪水調節施設と河道との処理分担を検討するものとする。

10) 地域毎の暫定整備計画検討

受注者は、保水・遊水・低地地域において、目標年次までに各地域毎の処理流量を保持することができる方策を検討するものとする。

① 保水地域の暫定整備計画検討

保水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。

- ・地区毎の保水機能保全対策の検討
- ・市町村毎の流域対策量の算定

② 遊水地域の暫定整備計画検討

遊水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。

③ 低地地域の暫定整備計画検討

低地地域において、実施すべき耐水化方策を地区毎に検討するものとする。

11) 総合治水対策効果図の作成・現況河道の堤防天端高の設定

受注者は、分割されたブロック毎に堤防天端高を設定するものとする。

12) 総合治水対策効果図の作成・氾濫水理解析

受注者は、氾濫水理モデルにより、対象洪水に対し総合治水対策前と対策後の氾濫計算を行うものとする。

- ① 総合治水対策前の氾濫水理解析
- ② 総合治水対策後の氾濫水理解析
- ③ 氾濫計算結果を基に総合治水対策図を作成

13) 総合治水対策効果図の作成・総合治水対策効果図の作成

受注者は、総合治水対策の氾濫水理解析結果に基づき効果図を作成するものとする。

(9) 流域整備計画案の作成

受注者は、総合治水対策案の検討成果をもとに、以下の項目に従って流域整備計画案を作成するものとする。

- 1) 総説
- 2) 流域の現況
- 3) 新流域整備計画の基本概念
- 4) 新流域整備計画の基本方針
- 5) 河川の整備計画

6) 流域の整備計画

7) その他

(10) 段階的な実施計画案の作成

受注者は、暫定計画から長期計画に達成するための河川、流域及び低地地域の段階的な実施計画案を作成するものとする。

1) 河川の段階的な実施計画

受注者は、対象河川の現況流下能力、河川改修のための事業費および想定される予算等から河川の段階的な実施計画案を作成するものとする。

2) 流域の段階的な実施計画

受注者は、河川改修の進捗状況に応じ、流域の流出抑制施設の段階的な実施計画案を作成するものとする。

① 施設の設置

② 施設の撤去

③ 恒久調整池の設置

3) 低地地域の段階的な実施計画

受注者は、低地地域の対策量に対応した施設（下水道・河川貯留施設等）について処理区毎の段階的な実施計画案を作成するものとする。

(11) 浸水予想区域図の作成

1) 調査対象洪水の選定

受注者は、河道の流下能力を基に、氾濫水理解析を行う調査対象洪水を選定し、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。

2) 破堤地点の検討

受注者は、破堤条件を設定し、氾濫形態に基づき分割されたブロック毎に、破堤地点を選定するものとする。

3) 氾濫水理解析

受注者は、氾濫水理モデルにより、対象洪水に対し氾濫計算を行うものとする。

① 氾濫水理モデル図の作成

② 計算ブロックの平均地盤高の算出

③ 連続盛土構造物の整理

④ 排水条件の設定

⑤ モデル定数の設定

⑥ 氾濫計算

⑦ 浸水深別氾濫区域図

⑧ 氾濫域伝搬状況図

⑨ 計算ブロック毎の氾濫状況図（浸水区域、浸水面積、浸水時間）

4) 浸水予想区域図の作成

受注者は、土地の形成要因および氾濫計算結果等を基に、それらを包絡した浸水予想区域図を作成するものとする。

① 土地の形成要因から見て浸水する可能性のある区域の検討

② 地域防災計画指定、避難場所の整理

③ 浸水予想区域図の作成

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 12 節 洪水予測システム検討

### 第 2220 条 洪水予測システム検討

#### 1. 業務目的

本業務は、流出予測モデルおよび相関予測モデルを用いて洪水予測システムの検討を行うことを目的とするものとする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 資料収集・整理

###### 1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献、既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

###### 2) 水位・流量資料収集・整理

受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集する洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。

###### 3) 雨量資料収集・整理

受注者は、選定した資料収集する洪水について、雨量資料の収集・整



理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。

(3) 流出予測モデルの検討

1) 予測時間、目標精度の検討

受注者は、流出予測モデルにおける、予測時間・目標精度を検討するものとする。

2) 流出計算法の選定

受注者は、流出予測モデルの流出計算法を選定するものとする。

3) 降雨特性、流出特性の把握

受注者は、流出予測モデルで対象とする流域の、降雨特性・流出特性を把握するものとする。

4) 予測地点の選定

受注者は、流出予測モデルの予測地点を選定するものとする。

5) 流域、河道の分割

受注者は、計画の基準点、水位・流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要支川合流点、並びに予測モデル等を勘案して、流域の分割及び河道の分割を行うものとする。

① 分割地点の検討

② 流域分割図、流出系統図の作成

③ 流域・河道諸元の検討

6) 検討対象洪水の選定

受注者は、流出予測モデルの検討対象洪水を選定するものとする。

7) 流域平均雨量の算定（代表係数法による場合）

受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。

なお、対象観測所は分割流域ごとに5観測所以内とするものとする。

① 全雨量計による流域平均雨量（真値）の算定

② 代表係数法による流域平均雨量の算定

③ 流域平均雨量の精度確認

8) 流域平均雨量の算定（ティーセン法による場合）

受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。

① テレメーター雨量計によるティーセン分割図の作成

② 流域平均雨量の算定

③ 流域平均雨量の精度確認

④ 欠測補填方法の検討

9) 流域、河道モデル定数の検討

受注者は、流出予測モデル定数のうち、下記の定数について解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。但し、河道定数については、不等流計算等の結果より決定するものとする。

① 流域定数

② 河道定数

10) ダム操作モデルの検討

受注者は、流域内に洪水調節機能を有するダムがある場合、流出予測モデルのダム操作モデルを検討するものとする。

① 対象ダムの選定

② ダム操作規則等、実績操作の把握

③ ダム操作モデルの検討

11) 簡易降雨予測モデルの検討

受注者は、流出予測モデルの簡易降雨予測モデルを検討するものとする。

① 予測モデルの方針検討

② 簡易法による予測モデルの検討

③ 気象庁の予測降雨の検討・活用

12) フィードバックシステムの検討

受注者は、洪水予測システムチェックリスト（案）（国土技術政策総合研究所・平成22年5月）に基づき、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。

13) 洪水予測シミュレーション

受注者は、流出予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。

① シミュレーション用のプログラムの作成

② シミュレーションの実施

③ 精度の確認

(4) 相関予測モデルの検討

1) 予測地点の設定

受注者は、相関予測モデルの予測地点を設定するものとする。

2) 検討対象洪水の選定

受注者は、相関予測モデルの検討対象洪水を選定し、雨量資料、水位、流量資料を整理するものとする。

3) 到達時間の検討

受注者は、相関予測モデルの到達時間を検討するものとする。

4) 相関予測式の検討

受注者は、相関予測モデルの相関予測式を検討するものとする。

① 相関予測の方針検討

② 雨量－流量相関の検討

③ 流量－流量（水位－水位）相関の検討

5) 洪水予測シミュレーション

受注者は、相関予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。

① シミュレーション用のプログラムの作成

② シミュレーションの実施

③ 精度の確認

(5) 洪水予測システムの設計

1) 予想システムの基本構成、条件等の整理

受注者は、洪水予測システムの基本構成、条件等を整理するものとする。

2) 予測システムの機器選定、機器構成の検討

受注者は、洪水予測システムの機器選定、機器構成を検討するものとする。

3) データ入力システムの検討

受注者は、洪水予測システムのデータ入力システムを検討するものとする。

① データ入力の方針検討

② 必要入力データの設定

③ データ入力システムの検討

4) 入力機器等のハード面の検討

受注者は、洪水予測システムの入力機器等のハード面について検討するものとする。

5) 流出予測システムのまとめ

受注者は、洪水予測システムの流出予測システムをとりまとめるものとする。

① データ加工計算式

② 流出モデル

③ ダム操作モデル

④ 降雨予測モデル

⑤ フィードバックシステム

6) 相関予測システムのまとめ

受注者は、洪水予測システムの相関予測システムをとりまとめるものとする。

① データ加工計算式

② 相関予測式

7) 予測データ出力システムの検討

受注者は、洪水予測システムの予測データ出力システムについて検討するものとする。

- ① データ出力の方針検討
- ② 画面表示の検討
- ③ 印刷出力の検討
- ④ データ伝送の検討

8) 出力機器等のハード面の検討

受注者は、洪水予測システムの出力機器等のハード面について検討するものとする。

(6) 予測プログラム作成

1) プログラム条件設定

受注者は、予測プログラムの条件設定を行うものとする。

- ① 使用機器の設定
- ② 使用言語の設定
- ③ その他条件設定

2) プログラム構成検討

受注者は、予測プログラムの構成を検討し、フローチャートにとりまとめるものとする。

3) プログラム作成

受注者は、設定された機種に対する予測プログラムを作成するものとする。作成したプログラムは、記憶媒体に登録するものとする。

4) テストラン

受注者は、テスト用のデータを作成し、予測プログラムのテストランを行うものとする。

5) プログラムのインストール

受注者は、予測プログラムをインストールし、動作確認するものとする。

6) システム操作マニュアルの作成

受注者は、システム操作マニュアルを作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第13節 成果物

### 第2221条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

1. 本報告書
2. 概要版
3. 付属資料とりまとめ  
(計算結果、収集資料等)

## 第3章 河川構造物設計

### 第1節 河川構造物設計の種類

#### 第2301条 河川構造物設計の種類

河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。

- (1) 築堤設計
- (2) 護岸設計
- (3) 樋門設計
- (4) 床止め設計
- (5) 堰設計
- (6) 水門設計
- (7) 排水機場設計

### 第2節 築堤設計

築堤設計は、盛土により築造される堤防の新規築堤、現況堤防の改築等を計画するに際して実施する河川堤防の設計に適用する。ただし、高潮区間の堤防、高規格堤防、越流堤、自立式特殊堤については適用しない。

#### 第2302条 築堤設計区分

築堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

#### 第2303条 築堤予備設計

##### 1. 業務目的

築堤予備設計は、当該区間全体の法線形、堤防形状、基本断面形状についての検討を行い、対象地域における最適な堤防の基本諸元を選定することを目的とする。

##### 2. 業務内容

堤防予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、新規築堤に伴う排水系統の見直し等を要する場合は別途設計図書に示される業務内容に準拠することとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、河道特性、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 基礎検討

受注者は、対象範囲の区間毎に堤防の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性検討において特に注意すべき点を明確にするものとする。

① 法線形

② 基本断面形状（天端高、天端幅、法勾配、小段等）

③ 環境

2) 法覆工の検討

受注者は、河道特性、既往の被災箇所、既設護岸の有無等を整理し、洪水時の流速等の外力条件に基づいて法覆工の必要性、必要範囲について検討する。

3) 関連構造物の検討

受注者は、堤防改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、距離標、光ケーブル等の埋設物）、堤防坂路、堤内道路、堤防天端道路等について対象位置・範囲を設定し、改修方針を立案するものとする。また、現況排水系統を踏まえた堤脚水路の縦横断計画を立案する。

(4) 図面作成

受注者は、下記の図面を作成するものとする。

1) 平面図（1/500～1/1,000）

上記の測量精度の平面図に堤防法線と法尻法線を描くと共に補償施設及び用地、家屋、付け替え道路の範囲を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。

2) 縦断図（1/500～1/1,000）

平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。

3) 標準横断図

基本事項で検討された断面毎に、堤防標準横断図を作成するものとする。

4) 小規模構造物

小規模施設は、代表地点の改築一般図を1ヶ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表などにまとめるものとする。

(5) 施工計画案の検討

受注者は、選定された堤防形状、対策工法について下記について検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。

1) 施工方法の検討

基本事項の検討において選定された堤防形状、対策工法を基に該当区間の堤防工事の施工計画案（施工方針、仮設工、施工順序及び施工機械等）を立てるものとする。

2) 仮設計画の検討

受注者は、施工方法の検討で立案された仮設工の必要性及び規模諸元の検討を行って仮設計画を立てるものとする。

3) 全体施工計画の検討

受注者は、上記の検討を踏まえ、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、標準横断図を基に第1211条設計業務の成果第5項に基づき、概算工事費を算定するものとする。

なお、仮設工に関しては、主要工法について算定するものとする。

(7) 考察

受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目ごとに列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式が河道特性との整合が適切にとられているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計条件に反映されているかの照査を



行う。

3) 設計方針、設計手法及び設計外力が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) パース作成

受注者は、代表断面について着色パース（A3 版）を 1 枚作成するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 河川計画調査報告書

(2) 当該区間の測量成果（河道変遷図等を含む）

(3) 当該区間の地質調査報告書

(4) 河川環境調査資料

(5) 既設構造物調査資料

(6) 当該区間の流況解析結果資料

(7) その他必要と認めたもの

## 第 2304 条 築堤詳細設計

### 1. 業務目的

築堤詳細設計は、予備設計によって決定された堤防形状、法覆工の検討に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

堤防詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。なお、堤防の圧密沈下・浸透対策が必要な場合や、道路設計及び排水系統の見直しに伴う排水施設設計を要する場合は、別途設計図書に示される業務内容に準じることとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地調査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況、河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の

観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

（3）基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本事項を確認するものとする。

1）法線等の見直し検討

精度の高い地形図を基に計画堤防法線を描き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。

2）施設配置計画

坂路、堤脚水路、階段等の施設の配置を新規図面にて確認するものとする。

3）構造物との取付け検討

大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付け計画を行うものとする。

（4）構造設計

1）堤防設計

受注者は、決定された堤防断面に対して、余盛り形状等を決定し、標準断面図等の構造一般図を作成するものとする。

2）法覆工設計

護岸工が必要な箇所は、第2307条護岸詳細設計第2項（4）に準ずるものとする。

3）付帯施設設計

受注者は、堤脚水路、天端工、裏法階段工、坂路その他の付帯施設の一般構造図を作成するものとする。

（5）施工計画

1）施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる本提築造等の工事の順序、施工方法、運土計画等を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は下記に示すものとする。

① 施工条件

② 施工方法

③ 土工計画

④ 工程計画

⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合）

⑥ 工事機械、仮設備とその配置

⑦ 環境保全対策

⑧ 安全対策

2) 仮設計画

受注者は、施工計画により必要となる仮設備（仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(6) 図面作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準断面図、横断面図及び付帯施設構造物図、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。  
特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切に取られているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 安全性照査結果、設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 堤防の予備設計報告書
- (2) 対象河川の計画河道諸元

- (3) 設計範囲の測量成果
- (4) 設計範囲の地質調査報告書
- (5) 当該区間の流況解析結果資料
- (6) その他必要と認めたもの

### 第3節 護岸設計

護岸設計は、新規に護岸を計画するに際して実施する護岸の設計に適用する。

#### 第2305条 護岸設計の区分

護岸設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

#### 第2306条 護岸予備設計

##### 1. 業務目的

護岸予備設計は、当該区間全体の法線形、法覆工、基礎工、根固工、環境護岸（親水護岸等）の形式、配置について比較検討を行い、対象地域に対する最適護岸形式を選定することを目的とする。

##### 2. 業務内容

護岸予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、環境護岸のうち多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料（カゴ、覆土、捨石等）を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

## (3) 基本事項の検討

## 1) 基礎検討

受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。

- ① 法線形（3案程度）
- ② 護岸の根入れ（洗掘深の検討）
- ③ 環境

## 2) 法覆工法検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について3案程度提案して各々について検討を行うものとする。

## 3) 基礎工法の検討

## ① 一般地盤の場合

受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案程度提案し、検討するものとする。

## ② 軟弱地盤の場合

受注者は、対象範囲の地盤が特に軟弱な場合、上記一般地盤に対して特に下記の検討を行うものとする。

- イ) 土質性状を整理・分析し、該当地盤の軟弱程度と範囲を把握する。
- ロ) 現状護岸のタイプ・構造について、安全上、特に問題がないか、現地性状を主体にその程度をまとめ、問題点を整理する。
- ハ) 改修護岸としての対策案を選定し、大略的な工法、安全度、工期及び工費等を含む比較検討を行う。

## 4) 関連構造物の検討

受注者は、河川改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、用排水施設等）及び取付道路等の背景、現状等を調べ改修方針を立てるものとする。

## 5) 環境護岸検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案程度提案して各々について検討を行うものとする。

## 6) 根固め工の検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて、根固め工の必要性、形式及び設置範囲について検討を行う。

(4) 基本ケースの選定

1) 基本事項要因の比較検討

受注者は、(3)において検討された各要因の各案を対象区間に選定するための比較(根拠)検討を行う。

2) 基本ケースの選定

受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面(法線、環境等)、縦断(根入れ、構造物)及び断面(構造)等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケース程度を選定する。

(5) 図面作成

受注者は、下記の図面(縦断図を除く)について基本ケース((4)で選定したケース)を作成するものとする。

1) 平面図

上記の測量精度の平面図に護岸法線(堤防法線)と法尻計画線を描くと共に、補償施設及び用地、家屋を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。

2) 縦断図

平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。

なお、作成図面は原則として基本ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。

3) 標準構造図

基本事項の検討にて作成された一般護岸及び環境護岸部の標準構造図を作成するものとする。

4) 標準横断図

検討区間について、代表タイプ又は地形の変化の大きく異なる断面を選定し、標準横断図を作成するものとする。

5) 小規模構造物

小規模施設は、代表的な地点の改築一般図を1ヵ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表にまとめるものとする。

(6) 施工計画(案)の比較検討

受注者は、選定された最適護岸形式について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画(案)を策定するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が把握できる主要寸法のみとする。

1) 施工方法の検討

基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案(施工方針、施工順序及び施工機械等)を3案程度立て

るものとする。

2) 仮設計画の検討

受注者は、施工方法の検討で立案された3案程度について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。

3) 全体施工計画の比較検討

受注者は、上記の検討を踏まえ、基本ケースのうち、施工方針の異なる代表3案程度を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。

(7) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) 総合評価

受注者は、(4)において選定された基本ケース(6ケース程度)について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。

(9) 考察

受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目毎に列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。

(10) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。  
特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(11) パース作成

受注者は、基本ケースの内、護岸構造の設計方針がわかる様に、標準区間及び特殊区間等をそれぞれ3タイプについて着色パース(A3版)を各

1枚ずつ作成するものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 河川計画調査報告書
- (2) 当該区間の測量成果（河道変還図等を含む）
- (3) 当該区間の地質調査報告書
- (4) 河川環境調査資料
- (5) 既設構造物調査資料
- (6) 当該区間の流況解析結果資料
- (7) その他必要と認めたもの

**第2307条 護岸詳細設計**

1. 業務目的

護岸詳細設計は、予備設計によって選定された護岸又は設計図書に示された護岸のタイプ、配置に対して、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる。

1) 法線等の見直し検討

精度の高い地形図を基に計画堤防法線等を書き、民地境界等部分的に



詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。

## 2) 護岸の配置計画

予備設計で決定された護岸タイプ（環境護岸を含め）の具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。

## 3) 構造物との取付検討

大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行うものとする。

# (4) 本体設計

## 1) 一般地盤の場合

### ① 基礎工検討諸元の整理

受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。

### ② 安定計算

受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表箇所3断面程度について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。

## 2) 軟弱地盤の場合

### ① 土質性状、定数の整理

受注者は、土質性状分布を作成し、軟弱地盤としての範囲を定め、地下水位の状況、物性値、力学値を整理するものとする。

### ② 現況護岸の安定計算

受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表3断面程度の安定計算を行うものとする。

### ③ 対策工法の比較検討

受注者は、現況護岸の安全度より、新設護岸としての軟弱地盤における護岸基礎工法を安全度、経済性、施工性より比較、検討するものとする。

### ④ 対策工法の安定計算

受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。

# (5) 付帯施設設計

## 1) 階段工等

受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。

## 2) 排水管渠

受注者は、 $\Phi 600$ 以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれ

の代表として一般構造図を作成するものとする。

3) その他施設

受注者は、管渠以外（ex 取付道路、利水施設等）の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。

(6) 施工計画及び仮設計画

1) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事が必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

- ① 施工条件
- ② 施工方法
- ③ 土工計画
- ④ 工程計画
- ⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合）
- ⑥ 工事機械、仮設備とその配置
- ⑦ 環境保全対策
- ⑧ 安全対策

2) 仮設計画

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(7) 図面作成及びパース作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打R C部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。

なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成する。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

## (9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

## (10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 護岸の予備設計報告書
- (2) 対象河川の流出、計画河道諸元
- (3) 設計範囲の測量成果
- (4) 設計範囲の地質調査報告書
- (5) 当該区間の流況解析結果資料（力学的安定性の照査の為）
- (6) その他必要と認めたもの

## 第4節 樋門設計

樋門設計は、新規に樋門を計画するに際して実施する樋門の設計に適用する。

## 第 2308 条 樋門設計の区分

樋門設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

## 第2309条 樋門予備設計

### 1. 業務目的

樋門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、地質、流量等から樋門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な樋門の形式を選定することを目的とする。

### 2. 業務内容

樋門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル2）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

#### （1）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### （2）現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。

#### （3）基本事項の検討

##### 1）基本条件の確認

受注者は、設計図書の設計条件、貸与資料および現地踏査の整理結果をもとに、予備設計を行うために必要な諸条件について確認し、整理するものとする。

##### 2）基本諸元の検討

受注者は樋門の計画流量、位置、敷高、必要断面、断面形状、長さ、樋門及びゲート形式について検討を行うものとする。

##### 3）設計条件の設定

受注者は、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件などの設計条件を設定する。

##### 4）構造検討

受注者は、基本諸元の検討結果を基に、以下の項目に関して検討するものとする。

##### ① 基礎工

基礎地盤の性状による沈下・変位、地盤対策工について検討を行うものとする。

##### ② 本體工

管材、基礎形式、構造形式の比較検討を行うものとする。

##### ③ ゲート

ゲート扉体、ゲート開閉機設置の構造形式を検討するものとする。

④ 操作室

操作室の構造形式及びデザインを検討するものとする。

⑤ 管理橋

管理橋の構造形式及び基本寸法を検討するものとする。

(4) 景観検討

受注者は、樋門の門柱、巻上機室及び管理橋等について、周辺の環境に配慮して調和を考慮した素材・デザインの検討を行うものとする。

(5) 設計図

受注者は、下記の全体図及び計画一般図について作成するものとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏側の流入河川（取付水路を含む）が、本川と合流する地点まで記入したものとする。

2) 計画一般図

樋門本体、翼壁、基礎、上屋、管理橋等の主要施設と施工計画の他に発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、検討された施設計画について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 施工方法（施工方針、施工順序及び施工機械等）

2) 仮設計画（主要仮設構造物の規模と諸元）

3) 全体計画（全体平面、掘削断面、工程計画）

(7) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) パース作成

受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られて

いるかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 河川計画調査
- (2) 周辺環境調査
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

**第 2310 条 樋門詳細設計**

**1. 業務目的**

樋門詳細設計は、予備設計によって選定された樋門形式及び設計図書に示された樋門形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。

**2. 業務内容**

樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル2）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づ

き、下記の基本条件等を確認するものとする。

- 1) 配置計画（位置及び施設配置等）
- 2) 樋門断面（断面及び敷高等）
- 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等）
- 4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）

#### （4）景観設計

受注者は、景観について下記の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。

##### 1) 普通の検討

周辺との調和を考慮した素材・デザインを決定し、詳細設計を行う。

なお、デザイン決定においては、イメージパースを2案程度提案し、最適案を決定するものとする。

##### 2) 特別の検討

河川景観、周辺整備計画を基に、地域の特性（歴史的・文化的）背景を整理し、景観のデザインテーマを基に、3案程度のイメージパースを作成し、計画案を設定するとともに、使用する素材について美観性、耐候性、加工性、経済性について比較検討を行い、決定された最終案に対し詳細設計を行うものとする。

#### （5）構造設計

##### 1) 設計条件の確認

受注者は、構造設計に必要な設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

##### 2) 基礎工の設計

受注者は、荷重条件、函体構造形式、地盤対策工等に基づき基礎地盤の沈下を考慮した「弾性床上の梁」の解析等により、相対沈下量、地盤の降伏変位量等について照査し、函体構造および地盤改良工の仕様を検討するものとする。

なお、柔構造の場合は、相対沈下量、地盤の降伏変位量などを算定した上で地盤処理工の仕様を決定するものとする。

##### 3) 地盤処理工（置換基礎）の設計

受注者は、地盤条件、施工条件、周辺に及ぼす影響、経済性等の諸条件を考慮して設計を行うものとする。

##### 4) 本体工の設計

受注者は、躯体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工及び沈下・変位・部材応力等の計測工について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

なお、標準設計を採用する場合は、設計図面は標準設計図集より設計

条件の該当する設計図を選定し、その図面上に必要な寸法及び数量等を追加または訂正記入し、成果図面とするものとする。

5) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。ただし、機械関係（金物）の詳細設計は含まない。

① ゲート扉体

荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。

② ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。

③ 操作室

決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

④ 管理橋

管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。

6) 高水護岸・低水護岸及び土工等の設計

受注者は、高水護岸・低水護岸及び根固め工、川表取付水路の構造及び使用すべき材料の選定と、必要に応じて安定計算、構造計算を行い、平面図、横断図、縦断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻等の土工図を作成するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事が必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

- 1) 施工条件
- 2) 施工方法
- 3) 掘削計画
- 4) 工程計画



- 5) 動態観測の方法（計測が必要な場合）
- 6) 工事機械、仮設備とその配置
- 7) 環境保全対策
- 8) 安全対策

(7) 施工計画（地盤処理工、置換基礎）

受注者は、地盤処理工、置換基礎の工事順序と施工方法を検討するものとする。また、樋門が完成した後も地盤沈下や函体応力について計測が必要な場合に監督員と協議し、計測項目の抽出、計器の選定・配置、管理基準値の設定、データ処理の方法等の計測計画を立案するものとする。

(8) 仮設構造物設計

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(9) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

**第5節 床止め設計**

床止め設計は、新規に床止めを計画するに際して実施する床止めの設計に適用する。

**第 2311 条 床止め設計の区分**

床止め設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

**第 2312 条 床止め予備設計**

**1. 業務目的**

床止め予備設計は、計画地点の河状、近隣構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から床止めの位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な床止めの形式を選定することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項（2）に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 設計と条件の確認

受注者は、現地踏査の整理結果から既存調査資料（設計と条件）の再

確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。

#### 2) 位置の検討

受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する床止め位置を2案程度比較の上決定するものとする。

#### 3) 構造の検討

受注者は、計画河道の計画流量や落差をもとに河床状況（底質材料、地質状況）や河道状況等を勘案し、本体工の構造型式（コンクリート構造・屈撓性構造）の検討を行うものとする。

#### 4) 水理検討

受注者は、床止め下流の水位状況から跳水状況を把握し、減勢方式を選定するものとする。また、減勢工の必要性がある場合は、減勢工の形状（水叩き長、水叩き敷高）の検討を行うものとする。

#### 5) 本体形状の検討

受注者は、地質状況や構造形式から基礎工の検討を行うとともに、概略の水理計算や実績例等を参考に安定計算を行い、本体の形状、水叩き、護床工長さ、厚さを検討するものとする。また、地質、水位条件に基づいて、概略計算を行い、遮水工の形式や規模を検討するものとする。

#### 6) 魚道の検討

受注者は、与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性の検討を行うものとする。また、対象魚及び魚道形式の設定を行い、主要寸法等を検討するものとする。

#### 7) 護岸工の検討

受注者は、護岸工の構造形式及び施工範囲を検討するものとする。

#### 8) 取付擁壁の検討

受注者は、取付擁壁の構造形式及び施工範囲を検討するものとする。

#### 9) 付帯工の検討

受注者は、流水の作用による洗掘の可能性を検討し、高水敷保護工の施工範囲を検討するものとする。また、本体工、魚道、護岸工、取付擁壁工、高水敷保護工等の掘削、盛土、埋戻し等の土工計画を行うものとする。

#### (4) 景観検討

受注者は、本体工及び付帯施設工等について、河川構成条件、周辺環境との調和を考え全体景観の基本形を選定し、検討を行うものとする。

#### (5) 設計図

受注者は、下記の床止め全体図と計画一般図について作成するものとする。

る。

1) 床止め全体図

床止め計画全体が把握できるように平面・横断・縦断図を作成し、地形図に上下流護岸取付範囲までを記入したものとする。

2) 計画一般図

計画一般図（平面、縦断、横断）、主要部構造図（本体工、水叩き工、護床工）、魚道構造図、付帯工構造図（護岸工、取付擁壁工高水敷保護工、土工）及び施工計画図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第 2309 条樋門予備設計第2項（6）に準ずるものとする。

(7) 周辺環境整備工

受注者は、河川構成条件、周辺環境との調和を考え、全体景観検討を前提とした、床止め周辺の環境整備について検討を行うものとする。

(8) 水理実験

受注者は、必要に応じて、河道の全体流況及び魚道に関する各種水理実験を行うものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(10) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。  
特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 河道計画調査

(2) 利水調査

(3) 環境調査

(4) 測量成果

(5) 地質調査報告書

(6) その他必要と認めたもの

**第 2313 条 床止め詳細設計**

**1. 業務目的**

床止め詳細設計は、予備設計によって選定された床止め又は、設計図書に示された床止め形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

1) 配置計画 (位置、施設配置等)

2) 基本構造諸元 (断面形状、構造形式、基礎形式等)

3) 減勢方式 (減勢工の形状等)

4) 付帯工緒元

5) 景観設計方針

(4) 構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、構造設計に必要な下記の条件等について必要項目を設定するものとする。

① 設計・荷重条件

床止め構造各部細部構造諸元を決定する設計条件項目とその基準設定値を定めるものとする。また、床止め構造各部に作用させる設計荷重項目を整理し、構造部材ごとに作用すべき荷重一覧表を整理するものとする。

② 自然・地盤条件

設計に必要な自然・地盤条件について具体的な数値を検討し、設計値として決定するものとする。

③ 魚道条件

魚道に関する設計条件項目とその基準設定値を定めるものとする。

④ 施工条件

工事期間、仮締切、施工時対象流量等、設計に必要な施工条件について具体的に検討し、設計値として決定するものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。また、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討及び基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、本体工、水叩き工、護床工及び遮水工の各部について検討し、安定計算・構造計算を行って、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

4) 魚道の設計

受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

5) 護岸工の設計

受注者は、地質状況、計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

6) 取付擁壁工の設計

受注者は、施工範囲に対する構造形状を決定し、安定計算、構造計算

を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

7) 付帯工の設計

受注者は、付帯工である高水敷保護工を施工する範囲を決定し、洗掘防止、粗度の観点から使用材料を決定し、平面図、横断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(5) 景観検討

受注者は、予備設計の内容を確認し、本体工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮した景観の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。また、施設のデザインについて2案程度提案し、最適案を決定するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) パース作成

受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(10) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を

行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川の河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) 利水調査資料
- (6) 環境調査資料
- (7) その他必要と認めたもの

**第6節 堰設計**

堰設計は、新規に堰を計画するに際して実施する堰の設計に適用する。

**第 2314 条 堰設計の区分**

堰設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

**第 2315 条 堰予備設計**

**1. 業務目的**

堰予備設計は、計画地点の河状、近接構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から堰の位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について、比較検討を行い、最適な堰の形式を選定することを目的とする。

**2. 業務内容**

堰予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書



を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 設計と条件の確認

受注者は、現地調査の結果から既存調査資料(設計と条件)の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。

2) 堰位置、堰軸の検討

受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、取水口位置、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する堰位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。

3) 河道横断形状の検討

受注者は、堰位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、低水路高、堤防天端高を設定するものとする。

4) 径間割りの検討

受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。

5) ゲート形式の検討

受注者は、治水、利水計画の必要と条件からゲート形式(引上げ式、転倒式、ゴム引き布製起伏式等)を決定するものとする。

6) 本体構造形式の検討

受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定するものとする。また、平面図、縦横断図の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をするものとする。

7) 付帯施設の検討

受注者は、与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性、対象魚の設定、舟通し、土砂吐き、管理橋の必要性及び能力の条件を設定するものとする。

(4) 景観検討

1) 全体景観の検討

受注者は、河川構成条件、周辺環境との調和を考え、堰全体の景観の基本形を選定するものとし、選定の補助手段は、3案の概略デッサンを用いるものとする。

2) 操作室デザイン検討

受注者は、全体景観の検討結果を踏まえ、操作室、門柱、管理橋の意匠を安定感、視覚求心性、形状バランスから形状を検討するものとする。

(5) 設計図

1) 設計条件と構造諸元の設定

① 設計条件の設定

受注者は、準拠すべき規則、基準、示方書、通達あるいは、参考図書を整理し、各設計条件項目毎に適応性を検討設定するものとする。

② 基本構造諸元の設定

受注者は、計画条件及び基本事項に基づき、堰の各部構造の基本構造諸元を整理し、最終決定するものとする。

- ・ 堰地点
- ・ 堰形式
- ・ 堰径間長
- ・ 堰径間数
- ・ 堰天端高
- ・ 堰敷高
- ・ ゲート形式
- ・ ゲート高
- ・ 魚道、土砂吐き
- ・ 計画取水位
- ・ 計画取水量

2) 基礎工及び本体工の検討

① 基礎工

受注者は、堰柱本体、戸当り床版、水叩き床版の基礎工は、概略の安定計算より基礎反力を求め、これに対する基礎形式の比較検討を行い、配置、規模を決定するものとする。また、基礎形式は、直接基礎、杭基礎を標準とし、杭基礎の場合は杭種、杭径の概略決定をするものとする。

② 本体工

受注者は、ゲート操作台、門柱、堰柱、戸当り床版の各部材の概略構造計算を行い、主要寸法を決定するものとする。

③ 水叩き工、護床工

受注者は、放流水流、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力を総合判断し、既往事例を参考に、長さ、厚さ、幅の主要寸法を決定するものとする。

## ④ 遮水工

受注者は、遮水工の設置箇所を確認し、必要根入長の概略計算をし、構造の形式を比較検討するものとする。

## 3) 操作室の検討

受注者は、開閉機の設置構造から必要スペースを定め、操作室の必要形状寸法を決定するものとする。また、操作室の意匠は、決定されたデザインについて形状寸法、材質を3案程度のパース（無着色、鉛筆仕上げ）にて比較検討するものとする。

なお、操作室照明、昇降設備等について基本条件を検討するものとする。

## 4) ゲート工の検討

## ① ゲート扉体

受注者は、ゲート形式（支承形式、扉体構造形式）について操作性、水理性、維持管理性、経済性、施工性の観点から3～4案程度を比較検討し、基本形状寸法を決定するものとする。

## ② ゲート開閉機設備

受注者は、扉体に対応する開閉機の形式（手動、電動、油圧）を選定し、概略の寸法形状規模、必要スペースを決定するものとする。

## 5) 管理橋の検討

受注者は、設置位置、幅員、荷重条件、維持管理性から上部工の構造形式を選定し、基本寸法を決定するものとする。また、下部工は、逆T型、重力型について比較検討し、基本寸法を決定するものとする。

## 6) 魚道の検討

## ① 魚道形式の選定

受注者は、対象魚種を設定し、魚道形式を階段式（切欠き、潜孔なしの基本形）、導流壁式、バーチカルスロット式等の中から形式選定するものとする。

## ② 基本構造寸法の決定

受注者は、選定された形式に基づき魚道勾配、水位条件から水理計算を行い、流量、形式を検討し構造寸法を決定するものとする。

## 7) 付帯工の検討

## ① 護岸工

受注者は、護岸工構造形式および範囲を決定するものとする。

## ② 取付擁壁工

受注者は、取付擁壁（翼壁）の構造形式及び範囲を決定するものとする。

8) 基本図面の作成

受注者は、下記の全体図と計画一般図を作成するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

① 全体図

測量図をベースに全体平面図、縦横断図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれらの図面に表示するものとする。

なお、縦断図には、地質情報を記入するものとする。

② 一般構造図

一般図（平面、縦断、横断）、及び主要部構造図、縦横断図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれらの図面に表示するものとする。

なお、縦断図には、地質情報を記入するものとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第 2309 条樋門予備設計第2項（6）に準ずるものとする。

(7) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。  
特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 河道計画調査
- (2) 利水計画調査
- (3) 周辺環境調査
- (4) 測量成果
- (5) 地質調査報告書
- (6) その他必要と認めたもの

**第 2316 条 堰詳細設計**

**1. 業務目的**

堰詳細設計は、予備設計によって選定された堰形式に対して、詳細設計を行い、工事实施に必要な資料を作成することを目的とする。

**2. 業務内容**

堰詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析を用いる耐震設計（レベル 2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項（2）に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

- 1) 配置計画（位置及び施設配置等）
- 2) 堰断面（径間割り、断面及び敷高等）
- 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等）
- 4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）

(4) 景観検討

受注者は、操作室外壁意匠、管理橋の高欄意匠、及び主桁スカート意匠の 3 ヶ所を標準とし、景観について検討を行い、施設設計に反映させるも

のとする。また、操作室は、巻上機、操作盤等を考慮して予備設計での構造諸元を確認し、外観デザインを検討し、管理橋は、操作室を含む堰全体の周辺との調和を検討するものとする。

なお、全体で2案程度のイメージパースから使用すべき素材及び色調を決定し、景観検討を行い、最適案を決定するものとする。

#### (5) 構造設計

##### 1) 設計条件の設定

受注者は、施設設計に必要な下記条件等について必要項目を設定するものとする。

##### ① 設計条件の設定

堰各部の詳細部構造諸元を決定するための条件項目とその規準値を下記について設定するものとする。

- ・材料単位重量
- ・堆積土砂
- ・地盤定数
- ・許容変位
- ・設計水位条件
- ・載荷重
- ・設計波高
- ・風荷重
- ・腐食代
- ・地震係数
- ・安全率
- ・弾性係数
- ・許容応力
- ・温度荷重
- ・部材最小寸法
- ・その他構造細目

##### ② 設計荷重条件の設定

堰の構造各部に併用させる設計荷重項目を整理し、構造部材毎に作用すべき荷重一覧を下記により整理するものとする。

- ・自重
- ・静水圧
- ・地震慣性力
- ・土圧、泥圧
- ・土砂重、堆泥重
- ・波圧

- ・ 載荷重
- ・ ゲート荷重
- ・ 流水力
- ・ 揚圧力
- ・ 温度荷重
- ・ 動水圧
- ・ 風荷重
- ・ 雪荷重
- ・ その他特殊荷重

③ 自然、地盤条件の設定

塩害等の耐候性条件及び地盤の支持層、中間層の位置、強度条件、あるいは、地下水条件等の特殊要件を設計条件としてまとめるものとする。

④ 施工条件の設定

工事期間、仮設道路、仮締切り、施工空間環境等について整理し、まとめるものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、基礎地盤条件、荷重条件、反力度計算を行い、基礎工の詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、門柱、堰柱、本体床版の各部について検討し、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。また、水叩き工・護床工については、放流水流量、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力等を総合判断し、水理計算を行い、事例等も考慮して構造図、配筋図等の詳細図を作成し、遮水工については、設置箇所を確認し、必要根入れ長の決定及び使用材の選定を行い、詳細図を作成するものとする。

4) 操作室の設計

受注者は、景観設計で決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機操作盤、照明）の寸法、配置を決定して土木構造上必要な諸元を明らかにし、構造計算から構造詳細図を作成するものとする。

なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

5) ゲート工の設計

① ゲート扉体

受注者は、ゲート形式の基本形状寸法を確定し、ゲート荷重を決定して、戸当たり部の寸法形状の詳細を決定するものとする。また、ゲ

ート扉体構造を参考図としてとりまとめるものとする。

② ゲート開閉機設備

受注者は、開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し標準図として取りまとめるものとする。また、その他開閉機に関する機械備品及び戸当たり金物等は、標準図として取りまとめるものとする。

6) 管理橋の設計

受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき、構造計算を行い、主要部材の断面を決定し、高欄、舗装、継手を含めた詳細図を作成するものとする。また、下部工は、決定された形式に基づき、安定計算から寸法を定め構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

7) 魚道の設計

受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

8) 付帯工の設計

① 護岸工

受注者は、決定された護岸形式について、詳細図を作成するものとする。

② 取付擁壁工

受注者は、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図配筋図等の詳細図を作成するものとする。

③ 高水敷保護工

受注者は、保護工の範囲を協議の上決定し、洗掘防止、景観性、粗度の観点から使用材料を吟味選定し、詳細図を作成するものとする。

④ 土工

受注者は、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 2310 条樋門詳細設計第 2 項（6）に準ずるものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 2310 条樋門詳細設計第 2 項（8）に準ずるものとする。



(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川の河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) 利水調査資料
- (6) 環境調査資料
- (7) その他必要と認めたもの

## 第7節 水門設計

水門設計は、新規に水門を計画するに際して実施する水門の設計に適用する。

### 第2317条 水門設計の区分

水門設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

### 第2318条 水門予備設計

#### 1. 業務目的

水門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、近隣構造物、土地利用状況、地質、流量等から、水門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な水門の形式を選定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

水門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析に用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

##### (3) 基本事項の検討

###### 1) 設計と条件の確認

受注者は、現地調査の結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。

###### 2) 水門位置、堰軸の検討

受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する水門位置と堰軸を2案程度比較の上決定するものとする。

###### 3) 河道横断形状の検討

受注者は、水門位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、堤防天端高を設定するものとする。

4) 径間割りの検討

受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを2案程度比較の上決定するものとする。

5) ゲート形式の検討

受注者は、治水、利水計画の必要と条件からゲート形式（引上げ式、ライジングセクタゲート等）を決定するものとする。

6) 本体構造形式の検討

受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定するものとする。また、平面図、縦横断図の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をするものとする。

7) 付帯施設の検討

受注者は、与条件の調査結果に基づき、舟通し、管理橋、付属設備等の必要性及び規格等の条件を設定するものとする。

(4) 景観検討

受注者は、本體工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮して景観の検討を行うものとする。

(5) 設計図

受注者は、下記のとおり水門全体図及び計画一般図を作成するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏側の流入河川（取付水路を含む）が本川と合流する地点までを記入したものとする。

2) 計画一般図

水門本体、翼壁、基礎、門扉及び巻上機、操作室、管理橋等の主要施設と施工計画の他に、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第 2309 条樋門予備設計第2項（6）に準ずるものとする。

(7) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。  
特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 設計地点の本川・支川の計画河道基本諸元
- (2) 周辺環境調査
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

**第 2319 条 水門詳細設計**

1. 業務目的

水門詳細設計は、予備設計によって選定された水門形式に対して、詳細な設計を行い、工事实施に必要な資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

水門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析に用いる耐震設計（レベル 2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

## (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項 (2) に準ずるものとする。

## (3) 基本事項の決定

受注者は予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき下記の基本条件を確認するものとする。

- 1) 配置計画 (配置及び施設配置等)
- 2) 水門断面 (断面及び敷高等)
- 3) 基本構造諸元 (基礎形式、主要寸法、ゲート形式等)
- 4) 操作室形式 (構造形式及び主要寸法、景観設計方針等)

## (4) 景観検討

受注者は、本体工及び付帯施設工等について、周辺の環境に配慮して景観の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。また、施設のデザイン及び意匠について、2 案程度提案し、最適案を決定するものとする。

## (5) 構造設計

## 1) 設計条件の設定

受注者は、施設設計に必要な荷重条件、景観条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

## 2) 基礎工の設計

受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。

## 3) 本体工の設計

受注者は、躯体、門柱、堰柱、床版、操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工の各部について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

## 4) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。

## ① ゲート扉体

荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、構造図を作成するものとする。

## ② ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し、参考図として取りまとめるものとする。

## ③ 操作室

決定されたデザインに基づき、関連設備 (開閉機、操作盤、照明) の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造図、配筋

図等の詳細図を作成するものとする。また、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

5) 管理橋の設計

受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき構造計算を行い主要部材の断面を決定し、詳細図を作成するものとする。また、下部工は、決定された形式について安定計算・構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

6) 護岸工・取付擁壁工の設計

受注者は、護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

7) 付帯工の設計（法面保護工及び土工等）

受注者は、法面保護工の構造形式及び使用すべき材料の選定を行い、平面図、横断図、構造図等の詳細図を作成するものとする。また、土工について、掘削、盛土、埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 2310 条樋門詳細設計第 2 項（6）に準ずるものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 2310 条樋門詳細設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物

件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

#### (11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

## 第8節 排水機場設計

排水機場設計は、新規に排水機場を計画するに際して実施する排水機場の設計に適用する。

### 第 2320 条 排水機場設計の区分

排水機場設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

### 第 2321 条 排水機場予備設計

#### 1. 業務目的

排水機場予備設計は、計画地点の水理検討によって決定されたポンプ排水容量に基づき、河川状況、地形、地質、流量等から排水機場の位置、ポンプ型式、ポンプ台数、基礎形式等について比較検討を行い、排水機場の形式を選定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

排水機場予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐

力法や有限要素法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

（1）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（2）現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。

（3）基本事項の検討

受注者は、設計図書の設計条件、貸与資料及び現地踏査の整理結果を基に、予備設計を行うために必要な諸条件（設置目的、必要とする機能条件等）について確認するものとし、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等についても設定するものとする。また、ポンプの台数割、ポンプ形式の比較検討を行い、機場を構成する吸水槽、吐出水槽、吐出樋門、機場建屋等についての基本諸元を検討及び概略構造計算を行うものとする。

なお、決定された主要寸法を基に、施設全体の配置計画の検討（必要敷地面積の検討を含む）を行うものとする。

（4）景観検討

受注者は、機場及び導水路、沈砂池、吐出水槽、吐出樋門等について、周辺の環境に配慮した景観の検討を行うものとする。

（5）設計図

受注者は、基本事項の検討結果を基に全体図と計画一般図について下記のとおり作成するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1）全体図（平面・縦断）

地形図に川裏取付水路から川表取付水路が本川と合流する地点まで記入したものとする。

2）計画一般図

基礎工、吸水槽、上屋、ポンプ機電設備、据付図、吐出水槽、吐出樋門等であり、発注者から貸与された資料等（堤防諸元、土質柱状図等、内外水位・潮位等）をこれら図面に表示するものとする。

（6）機場上屋

1）規模及び構造検討

受注者は、機場上屋の配置、構造、設備について検討し、上屋規模、構造等を決定するものとする。



2) 意匠計画

受注者は、機场上屋の意匠について比較検討し、意匠図を作成するものとする。

(7) 機電設備計画

受注者は、排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。

- 1) ポンプ設備計画検討書
- 2) 自家発電設備計画検討書
- 3) 除塵設備計画検討書
- 4) 吐出樋門ゲート設備計画検討書

また、ポンプの運転管理に必要な維持管理方法、及び管理運転方式について検討するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第 2309 条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(10) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。  
特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 現況河川に関しては検討された報告書
- (2) 河道計画調査
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) 環境調査資料、地域開発計画策定資料
- (6) その他必要と認めたもの

**第 2322 条 排水機場詳細設計**

**1. 業務目的**

排水機場詳細設計は、予備設計によって選定された排水機場形式に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的な工事实施に必要な資料を作成することを目的とする

**2. 業務内容**

排水機場詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計（レベル 2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項（2）に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

- 1) 配置計画（位置及び施設配置等）
- 2) 計画実揚程、ポンプ形式、台数割、ゲート形式
- 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法）
- 4) 上屋形式（構造形式及び規模、意匠）
- 5) 施工基本条件（荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等）

## (4) 景観検討

受注者は、景観について検討を行い、施設設計にこれを反映させるものとする。また、施設のデザイン及び意匠について、2案程度提案し、最適案を決定するものとする。

## (5) 構造設計

受注者は、排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記等について詳細図を作成するものとする。

## 1) 基礎工（吸水槽、沈砂池、吐出水槽等）

決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。

なお、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討を行い、基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

## 2) 機場設計

吸水槽、スクリーン受け、排水槽について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

## 3) 導水路、沈砂池

導水路、沈砂池について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

## 4) 吐出樋門設計

第2307条樋門詳細設計に準拠し、設計を行うものとする。

## 5) 川表取付水路設計

川表取付水路について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

## 6) 護岸・取付擁壁

護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の設計形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

## 7) 土工設計

掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工図を作成するものとする。

## (6) 機场上屋及び外構設計

受注者は、下記の項目について設計を行うものとする。

## 1) 構造設計

機场上屋の構造について検討し、上屋構造形式を決定し、設計計算を行い構造図を作成するものとする。

2) 意匠計画及び内外装設計

機场上屋の配置、規模について検討し、意匠について詳細仕様を決定し、意匠図を作成するものとする。

なお、決定された意匠に基づき、内外装の仕上について詳細仕様を決定し、仕上表を作成するものとする。

3) 設備設計

機场上屋の電気設備、管給排水設備、空調設備等の検討を行い、設計図を作成するものとする。

4) 外構設計

機場敷地内の外構について詳細仕様を決定し、外構図を作成するものとする。

(7) ポンプ機電設備計画

受注者は、機場の土木施設（吸水槽、スクリーン受、吐出水槽等）、機场上屋設計に必要な基本形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、下記項目等の計画一般図を作成するものとする。

1) ポンプ設備計画

ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決定するものとする。

2) 自家発電設備計画

ポンプ設備の補器及び機场上屋設備に伴う電気設備計画について、自家発電設備容量を検討し、自家発電設備の規模を決定するものとする。

3) 受配電設備計画

受配電設備計画について、ポンプ設備機器の負荷及び機场上屋設備（照明、空調、保安電気等）容量の負荷を検討し、受配電設備を決定するものとする。

4) 除塵設備計画

機械式除塵設備計画について、形式及び基本形状を検討し、除塵設備を決定するものとする。

(8) ゲート設備計画

受注者は、吐出樋門に設けるゲート設備について、土木及び巻上機室の荷重及び規模決定のための一般図を作成するものとするものとする。

(9) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 2310 条樋門詳細設計第 2 項（6）に準ずるものとする。

(10) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 2310 条第 2310 条樋門詳細設計

第2項（8）に準ずるものとする。

（11）数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（12）パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。

（13）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1）設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2）一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4）設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

（14）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- （1）予備設計報告書
- （2）設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元
- （3）測量成果
- （4）地質調査報告書
- （5）その他必要と認めたもの

## 第9節 成果物

### 第 2323 条 成果物

受注者は、表 2. 3. 1、表 2. 3. 2 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 2.3.1 予備設計成果物一覧表

| 設計<br>種別         | 設計項目  | 成果物項目        | 縮尺                             | 種類 |                      |     | 摘要                            |
|------------------|-------|--------------|--------------------------------|----|----------------------|-----|-------------------------------|
|                  |       |              |                                | 護岸 | 樋門・堰・<br>水門・<br>排水機場 | 床止め |                               |
| 予<br>備<br>設<br>計 | 設計図   | 位置図          | 1:2500～1:50,000                | ○  | ○                    | ○   |                               |
|                  |       | 平面図          | 1:500～1:1000                   | ○  | ○                    | ○   |                               |
|                  |       | 縦断図          | V=1:50～1:100<br>H=1:200～1:1000 | ○  | ○                    | ○   |                               |
|                  |       | 横断図          | 1:100～1:500                    | ○  | ○                    | ○   |                               |
|                  |       | 本体工一般図       | 1:100～1:1000                   | ○  | ○                    | ○   |                               |
|                  |       | 付帯工一般図       | 1:100～1:1000                   | ○  | ○                    | ○   | 取付護岸、階段、<br>魚道、管理橋等           |
|                  |       | 機電設備工<br>一般図 | 1:100～1:1000                   | —  | ○                    | —   | ゲート・ポンプ等の<br>機電設備             |
|                  |       | 施工計画図        | 1:20～1:1000                    | ○  | ○                    | ○   |                               |
|                  | 設計報告書 | 基本事項<br>検討書  | —                              | ○  | ○                    | ○   | 基本諸元の検討<br>構造型式の検討            |
|                  |       | 施工計画書        | —                              | ○  | ○                    | ○   | 施工法の検討<br>仮縮切計画の検討<br>全体計画の検討 |
|                  |       | 概算工事費        | —                              | ○  | ○                    | ○   | 概算数量<br>概算工事費                 |
|                  |       | 考察           | —                              | ○  | ○                    | ○   | 課題整理<br>今後の調査事項               |
|                  | パース   |              | —                              | ○  | ○                    | ○   | A-3版の着色                       |

表 2.3.2 詳細設計成果物一覧表

| 設計<br>種別         | 設計項目  | 成果物項目        | 縮尺                             | 種類 |                      |     | 摘要                      |
|------------------|-------|--------------|--------------------------------|----|----------------------|-----|-------------------------|
|                  |       |              |                                | 護岸 | 樋門・堰・<br>水門・排<br>水機場 | 床止め |                         |
| 詳<br>細<br>設<br>計 | 設計図   | 位置図          | 1:2500～1:50,000                | ○  | ○                    | ○   |                         |
|                  |       | 平面図          | 1:500～1:1000                   | ○  | ○                    | ○   |                         |
|                  |       | 縦断図          | V=1:50～1:100<br>H=1:200～1:1000 | ○  | ○                    | ○   |                         |
|                  |       | 標準横断図        | 1:50～1:100                     | ○  | ○                    | ○   |                         |
|                  |       | 横断図          | 1:50～1:200                     | ○  | ○                    | ○   |                         |
|                  |       | 本体工一般図       | 1:100～1:1000                   | ○  | ○                    | ○   |                         |
|                  |       | 本体工構造<br>詳細図 | 1:20～1:100                     | ○  | ○                    | ○   |                         |
|                  |       | 基礎工一般図       | 1:100～1:1000                   | ○  | ○                    | ○   |                         |
|                  |       | 基礎工詳細図       | 1:20～1:200                     | ○  | ○                    | ○   | 杭、遮水矢板                  |
|                  |       | 機電設備<br>詳細図  | 1:20～1:100                     | —  | ○                    | —   | ゲート・ポンプ等<br>の機電設備       |
|                  |       | 付帯工一般図       | 1:100～1:1000                   | ○  | ○                    | ○   |                         |
|                  |       | 付帯工詳細図       | 1:20～1:100                     | ○  | ○                    | ○   | 取付護岸、階<br>段、魚道、管理<br>橋等 |
|                  |       | 建屋構造<br>詳細図  | 1:20～1:100                     | —  | ○                    | —   | 上屋構造、意匠<br>図            |
|                  |       | 配筋図          | 1:50～1:100                     | ○  | ○                    | ○   |                         |
|                  |       | 土工図          | 1:100～1:200                    | ○  | ○                    | ○   |                         |
|                  |       | 仮設構造物<br>詳細図 | 1:100～1:200                    | ○  | ○                    | ○   | 仮締切、工事用<br>道路等          |
|                  | 数量計算書 | 数量計算         | —                              | ○  | ○                    | ○   |                         |
|                  | 設計報告書 | 基本事項<br>検討書  | —                              | ○  | ○                    | ○   | 基本諸元の決<br>定・整理          |
|                  |       | 構造計算書        | —                              | ○  | ○                    | ○   | 基礎工、本体工<br>等            |
|                  |       | 景観検討書        | —                              | ○  | ○                    | ○   | 基本条件、詳細<br>デザイン         |
|                  |       | 施工計画書        | —                              | ○  | ○                    | ○   | 施工計画、仮設<br>計画           |
|                  | パース   |              | —                              | ○  | ○                    | ○   | A-3版の着色                 |



## 第4章 水文観測業務

### 第1節 総則

#### 第2401条 水文観測業務の種類

水文観測業務は「水文観測所保守点検」、「流量観測」、「水位流量曲線作成」及び「水文資料整理」をいう。

#### 第2402条 対象観測所

水文観測業務で取り扱う観測所については、水文観測業務規程第3条に定めのある観測所のうち下記のものとする。

1. 雨量観測所
2. 水位観測所
3. 水位流量観測所
4. 地下水位観測所

#### 第2403条 業務の実施基準

受注者は、水文観測業務の実施にあたっては、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。（共通仕様書巻末参照）

なお、使用にあたっては、事前に監督員の承諾を得るものとする。

### 第2節 水文観測所保守点検

#### 第2404条 水文観測所保守点検の目的

水文観測業務規程に基づく観測が適切に行われるよう、観測所、観測機器及び観測施設を維持及び管理するため、定期的にこれらの保守点検を実施し、また、必要に応じ、観測所等の整備、補修等を行うことを目的とする。

#### 第2405条 水文観測所保守点検の内容

水文観測所の保守点検における作業の内容は以下の通りとする。

##### (1) 現地調査

保守点検観測所の状況等を把握するため、業務の実施にあたり、現地調査を行い必要な現地の状況を把握するものとする。

##### (2) 定期点検

観測所に対して、毎月1回以上実施する点検。観測所、観測機器及び観測施設に対して目視による点検を基本とする。

##### (3) 総合点検

観測所に対して、年1回以上実施する点検。観測所、観測機器及び観測施設に対して詳細な点検を実施し、疑似テスト等による点検を含めた総合的な点検をいう。

##### (4) 臨時点検

観測所に対して、監督員からの指示があった場合に実施する点検。実施内容については、監督員との協議による。

##### (5) データ等の回収

点検の際に自記紙、電子ロガーデータを回収する。自記紙の回収の際には現地

にて記録に欠測や不審な点がないか点検を行う。

(6) 消耗品の交換

点検の際に必要な応じて消耗品（自記紙、ペン及び電池等）を交換する。

(7) 観測所の整備

点検時において不良箇所が見つかった場合、その都度修繕等必要な作業を行う。ただし、軽微でない整備の必要が生じた場合には、速やかに監督員に報告する。

軽微な整備項目については、第2406条に記載の通りとする。

(8) 点検報告書の作成・提出

点検終了後、直ちに点検結果及び自記紙等の点検報告書を監督員に提出すること。点検報告書には、点検結果（写真、野帳）の整理、障害のあった観測所と障害内容も整理すること。

(9) 観測所台帳の更新

観測所の現況を常に正確に把握出来る写真に更新する。観測機器等が更新された場合、更新年月、型式、機器費用等の情報を収集し、水文観測業務規程細則に基づく観測所台帳に反映する。

観測機器等について、過去の更新履歴が削除されないよう留意する。更新記録を記入する欄が不足する場合は新しい様式を台帳に追加して使用する。

## 第2406条 観測所整備

観測が適切に実施できるよう、軽微な作業による観測所の整備を行う。

1. 軽微な作業は、以下に示すものをいう。

(1) 雨量観測所

- イ 受水器や濾水器に貯まったゴミや落葉、生物等の除去。
- ロ 転倒ます軸受部に付着したゴミや転倒ます底部に貯まったゴミや砂の除去。

(2) 水位観測所

- イ 船による移動を必要としない人力による水位標の清掃。

(3) 地下水位計

- イ 地下水位計に付着したゴミ等の除去。
- ロ 観測孔周辺の人力による清掃。

(4) その他観測機器

- イ その他観測機器周辺の人力による清掃。

2. 1. に示した項目についても現地状況の調査の結果、軽微な作業でないと判断される場合には、監督員と協議する。

## 第2407条 水文観測所保守点検の成果物

受注者は、以下に記載した成果物の他、特記仕様書に記載されている成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 保守点検報告書（点検記録及び現地写真含む）
- (2) 自記紙等の観測成果
- (3) 観測所台帳

## 第3節 流量観測

### 第2408条 流量観測の目的

水文観測業務規程に基づき、定期及び臨時に河川流量の観測を実施する事を目的とする。

**第2409条 作業確認**

1. 受注者は、流量観測作業実施日について、作業着手前に監督員に承諾を得なければならない。
2. 監督員は必要に応じて流量観測状況について現地で確認するものとする。その際には、受注者は監督員に作業内容の説明や、検測を求められた場合には協力しなければならない。
3. 受注者は、監督員が観測結果等の提出を指示した場合すみやかに提出しなければならない。

**第2410条 観測班の編成**

河川の条件に応じ、水文観測業務規程に定める河川の流量の観測が確実かつ安全に実施できる観測班を編成しなければならない。

**第2411条 流量観測所整備**

流量観測が適切に実施できるよう、軽微な作業による観測所の整備を行う。

1. 軽微な作業は、以下に示すものをいう。  
イ 船による移動を必要としない人力による水位標の清掃
2. 1. についても現地状況の調査の結果、作業内容が軽微でないと判断される場合には、監督員と協議の上実施するものとする。

**第2412条 流速計の検定**

1. 受注者は観測に使用する流速計の検定等については、『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。
2. 必要な精度の確保が確認できた流速範囲外での計測を行ってはならない。

**第2413条 現地調査**

流量観測所の状況等を把握するため、業務の実施にあたり、現地調査を行い必要な現地の状況を把握するものとする。

**第2414条 低水流量観測の方法**

1. 低水流量観測は可搬式流速計により行うものとする。
2. 低水流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

**第2415条 低水流量観測の成果物**

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 流量観測野帳
- (2) 観測流量表
- (3) 精度管理図

**第2416条 高水流量観測の方法**

1. 高水流量観測は浮子測法により行うものとする。
2. 高水流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

**第2417条 作業確認指示事項及び連絡事項の定義**

1. 流量観測作業にあたっての監督員の指示事項及び指示事項に対する受注者の連絡事項とは下記のほか特記仕様書に記載した事項とする。

2. 指示事項とは、下記のとおりとする。

- (1) 「待機指示」とは、台風、集中豪雨等による河川の増水の場合又は、増水が予想される場合、観測に必要な人員を受注者が定める基地等に集合するよう指示することをいう。
- (2) 「現地出動指示」とは、流量観測実施のために現地（観測地点）に出動するよう指示することをいう。
- (3) 「待機解除指示」とは、受注者の定める基地等での待機を解除するよう指示することをいう。
- (4) 「観測指示」とは、現地（観測地点）における流量観測作業を実施するよう指示することをいう。
- (5) 「最終観測時刻指示」とは、現地（観測地点）における最終の観測時刻を指示することをいう。

3. 連絡事項は、下記の通りとする。

- (1) 「準備完了連絡」とは、待機指示に対して観測に必要な人員を確保し、観測用資機材の準備が完了したことを監督員に連絡することをいう。
- (2) 「現地到着連絡」とは、出動指示を受け現地に到着したことを監督員に連絡することをいう。
- (3) 「観測開始連絡」とは、観測指示を受け観測開始したことを監督員に連絡することをいう。
- (4) 「最終観測終了連絡」とは、最終観測時刻指示に対して最終観測が終了したことを監督員に連絡することをいう。

4. 受注者は、第2項（1）～（5）を監督員より受けた時刻、第3項（1）～（4）を監督員へ送った時刻は全て記録し、流量観測終了後速やかに監督員へ報告する。

**第2418条 高水流量観測の成果物**

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 流量観測野帳
- (2) 横断（深浅）測量野帳
- (3) 観測流量表
- (4) 流量計算資料
- (5) 精度管理図

**第2419条 ADCPによる流量観測の方法**

ADCPによる流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

**第2420条 ADCPによる流量観測成果物**

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 流量観測野帳
- (2) 観測流量表
- (3) 断面内流速分布図
- (4) 航跡図
- (5) ADCP生データ

#### 第2421条 電波式流速計による流量観測の方法

電波式流速計による流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

#### 第2422条 電波式流速計による流量観測成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 流量観測野帳
- (2) 観測流量表
- (3) 横断（深浅）測量野帳
- (4) 精度管理図
- (5) 電波式流速計の生データ

#### 第2423条 画像解析による流量観測の方法

画像解析による流量観測は、現場で撮影した動画像を解析することで流速を計測し、流量を算出するものとする。

#### 第2424条 標定点の設置・座標の測量

1. 新規の観測の場合は、画像解析のために現地に標定点を必要数設置し、それらの標定点とビデオカメラの物理座標を測量する。
2. 継続した観測の場合は、既設の標定点を利用できる。ただし、事前に物理座標の再測量を実施する。

#### 第2425条 画像解析による流量観測成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 流量観測野帳
- (2) 観測流量表
- (3) 横断（深浅）測量野帳
- (4) 精度管理図
- (5) ビデオカメラ位置図及び位置図座標測量データ
- (6) 標定点位置図及び位置座標測量データ
- (7) 動画像データ

### 第4節 水位流量曲線作成

#### 第2426条 水位流量曲線作成の目的

水位流量曲線作成は、下記を目的とする。

1. 流量観測により得られた観測データを基に、水位流量曲線を作成する。
2. 作成した水位流量曲線を用いて、確定値化した前年の水位の毎正時データから、前年の流量の毎正時データを算出し、統計処理を行った上で、指定された様式に整理する。

#### 第2427条 水位流量曲線作成の方法

水位流量曲線作成は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

#### **第2428条 水位流量曲線作成の成果物**

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 水位流量曲線図
- (2) 統計資料
- (3) 水位流量曲線検討資料

### **第5節 水文資料整理**

#### **第2429条 水文資料の定義**

水文資料とは、水文観測所において観測機器により観測された水文観測データで、テレメータのデータ、自記紙や電子データロガーに記録されたデータの総称とする。

#### **第2430条 水文資料整理の目的**

水文観測データに対して標準照査を実施し、統計処理を行った上で、指定された様式の水文資料に整理する事を目的とする。

#### **第2431条 水文資料整理の方法**

水文資料整理は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

#### **第2432条 水文資料整理の成果物**

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 統計資料
- (2) 標準照査記録

## 第3編 海岸編

### 第3編 海岸編



## 第3編 海岸編

### 目 次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 第3編 海岸編              | 3-1 |
| 第1章 一般事項             | 3-1 |
| 第1節 総則               | 3-1 |
| 第3101条 適用            | 3-1 |
| 第3102条 国土交通省仕様書      | 3-1 |
| 第3103条 使用する基準及び図書    | 3-1 |
| 第2章 海岸構造物設計          | 3-2 |
| 第1節 海岸構造物設計の種類       | 3-2 |
| 第3201条 海岸構造物設計の種類    | 3-2 |
| 第2節 堤防、護岸設計          | 3-2 |
| 第3202条 堤防、護岸設計の区分    | 3-2 |
| 第3203条 堤防、護岸予備設計     | 3-2 |
| 第3204条 堤防、護岸詳細設計     | 3-2 |
| 第3節 胸壁設計             | 3-2 |
| 第3205条 胸壁設計の区分       | 3-2 |
| 第3206条 胸壁予備設計        | 3-3 |
| 第3207条 胸壁詳細設計        | 3-3 |
| 第4節 突堤設計             | 3-3 |
| 第3208条 突堤設計の区分       | 3-3 |
| 第3209条 突堤予備設計        | 3-3 |
| 第3210条 突堤詳細設計        | 3-3 |
| 第5節 離岸堤設計            | 3-3 |
| 第3211条 離岸堤設計の区分      | 3-3 |
| 第3212条 離岸堤予備設計       | 3-3 |
| 第3213条 離岸堤詳細設計       | 3-3 |
| 第6節 潜堤・人工リーフ設計       | 3-4 |
| 第3214条 潜堤・人工リーフ設計の区分 | 3-4 |
| 第3215条 潜堤・人工リーフ予備設計  | 3-4 |
| 第3216条 潜堤・人工リーフ詳細設計  | 3-4 |
| 第7節 消波堤設計            | 3-4 |
| 第3217条 消波堤設計の区分      | 3-4 |

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 第3218条 消波堤予備設計     | 3-4        |
| 第3219条 消波堤詳細設計     | 3-4        |
| <b>第8節 津波防波堤設計</b> | <b>3-4</b> |
| 第3220条 津波防波堤設計の区分  | 3-4        |
| 第3221条 津波防波堤予備設計   | 3-4        |
| 第3222条 津波防波堤詳細設計   | 3-5        |
| <b>第9節 砂浜設計</b>    | <b>3-5</b> |
| 第3223条 砂浜設計の区分     | 3-5        |
| 第3224条 砂浜予備設計      | 3-5        |
| 第3225条 砂浜詳細設計      | 3-5        |
| <b>第10節 附帯設備設計</b> | <b>3-5</b> |
| 第3226条 附帯設備設計の種類   | 3-5        |
| 第3227条 水門及び樋門設計の区分 | 3-5        |
| 第3228条 水門及び樋門予備設計  | 3-5        |
| 第3229条 水門及び樋門詳細設計  | 3-5        |
| 第3230条 排水機場設計の区分   | 3-6        |
| 第3231条 排水機場予備設計    | 3-6        |
| 第3232条 排水機場詳細設計    | 3-6        |
| 第3233条 陸閘設計の区分     | 3-6        |
| 第3234条 陸閘予備設計      | 3-6        |
| 第3235条 陸閘詳細設計      | 3-6        |
| <b>第11節 成果物</b>    | <b>3-7</b> |
| 第3236条 成果物         | 3-7        |

## 第3編 海岸編

### 第1章 一般事項

#### 第1節 総則

##### 第3101条 適用

本編は、建設海岸のほか、港湾海岸、漁港海岸、農地海岸の海岸保全施設の設計に適用する。ただし、港湾海岸について、本編に記載のない項目については第8編を補完的に適用する。

##### 第3102条 国土交通省仕様書

- 1) 国土交通省仕様書とは、国土交通省中部地方整備局が発行する「土木設計業務等共通仕様書」をいう。
- 2) 国土交通省仕様書を準用する場合においては、国土交通省仕様書第1102条の用語の定義のうち、共通編第1102条で定義される用語で定義される用語と同一のものについては、共通編第1102条の定義を適用する。
- 3) 国土交通省仕様書第1102条 用語の定義 で定義される用語のうち、「調査職員」、「総括調査員」、「主任調査員」、「調査員」については、それぞれ共通編第1102条における「監督員」の定義を適用する。

##### 第3103条 使用する基準及び図書

- 1) 受注者は、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説 全国農地海岸保全協会、公益社団法人全国漁港漁場協会、一般社団法人全国海岸協会、公益社団法人日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に1)以外で使用する基準及び図書の定めがある場合、これによるものとする。
- 3) 受注者は、1)及び2)以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。

## 第2章 海岸構造物設計

### 第1節 海岸構造物設計の種類

#### 第3201条 海岸構造物設計の種類

海岸構造物設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 堤防、護岸
- (2) 胸壁
- (3) 突堤
- (4) 離岸堤
- (5) 潜堤・人工リーフ
- (6) 消波堤
- (7) 津波防波堤
- (8) 砂浜
- (9) 付帯設備

### 第2節 堤防、護岸設計

#### 第3202条 堤防、護岸設計の区分

海岸堤防、護岸設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

#### 第3203条 堤防、護岸予備設計

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3103条 堤防、護岸予備設計に準ずる。

#### 第3204条 堤防、護岸詳細設計

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3104条 堤防、護岸詳細設計に準ずる。

### 第3節 胸壁設計

#### 第3205条 胸壁設計の区分

胸壁設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

**第3206条 胸壁予備設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3106条 胸壁予備設計に準ずる。

**第3207条 胸壁詳細設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3107条 胸壁詳細設計に準ずる。

**第4節 突堤設計**

**第3208条 突堤設計の区分**

突堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

**第3209条 突堤予備設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3109条 突堤予備設計に準ずる。

**第3210条 突堤詳細設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3110条 突堤詳細設計に準ずる。

**第5節 離岸堤設計**

**第3211条 離岸堤設計の区分**

離岸堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

**第3212条 離岸堤予備設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3112条 離岸堤予備設計に準ずる。

**第3213条 離岸堤詳細設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3113条 離岸堤詳細設計に準ずる。

## 第6節 潜堤・人工リーフ設計

### 第3214条 潜堤・人工リーフ設計の区分

潜堤・人工リーフは、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

### 第3215条 潜堤・人工リーフ予備設計

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3115条 潜堤・人工リーフ予備設計に準ずる。

### 第3216条 潜堤・人工リーフ詳細設計

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3116条 潜堤・人工リーフ詳細設計に準ずる。

## 第7節 消波堤設計

### 第3217条 消波堤設計の区分

消波堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

### 第3218条 消波堤予備設計

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3118条 消波堤予備設計に準ずる。

### 第3219条 消波堤詳細設計

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3119条 消波堤詳細設計に準ずる。

## 第8節 津波防波堤設計

### 第3220条 津波防波堤設計の区分

津波防波堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

### 第3221条 津波防波堤予備設計

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3121条 津波防波堤予備設計に準ずる。

**第3222条 津波防波堤詳細設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3122条 津波防波堤詳細設計に準ずる。

**第9節 砂浜設計**

**第3223条 砂浜設計の区分**

砂浜設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

**第3224条 砂浜予備設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3124条 砂浜予備設計に準ずる。

**第3225条 砂浜詳細設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3125条 砂浜詳細設計に準ずる。

**第10節 附帯設備設計**

**第3226条 附帯設備設計の種類**

附帯設備設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 水門及び樋門
- (2) 排水機場
- (3) 陸閘

**第3227条 水門及び樋門設計の区分**

水門及び樋門設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

**第3228条 水門及び樋門予備設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3128条 水門及び樋門予備設計に準ずる。

**第3229条 水門及び樋門詳細設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第3129条 水門及び樋門詳細設計に準ずる。

**第 3230 条 排水機場設計の区分**

排水機場設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

**第 3231 条 排水機場予備設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第 3131 条 排水機場予備設計に準ずる。

**第 3232 条 排水機場詳細設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第 3132 条 排水機場詳細設計に準ずる。

**第 3233 条 陸閘設計の区分**

陸閘設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

**第 3234 条 陸閘予備設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第 3134 条 陸閘予備設計に準ずる。

**第 3235 条 陸閘詳細設計**

国土交通省仕様書 第3編海岸編第 3135 条 陸閘詳細設計に準ずる。



## 第11節 成果物

## 第3236条 成果物

受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表3.1.1 予備設計成果物一覧表

| 設計<br>種別         | 設計<br>項目              | 成果物<br>項目      | 縮 尺                                    | 種 類       |    |    |         |                  |         |               |    |          | 摘 要                        |
|------------------|-----------------------|----------------|----------------------------------------|-----------|----|----|---------|------------------|---------|---------------|----|----------|----------------------------|
|                  |                       |                |                                        | 堤防、<br>護岸 | 胸壁 | 突堤 | 離岸<br>堤 | 潜堤・<br>人工<br>リーフ | 消波<br>堤 | 津波<br>防波<br>堤 | 砂浜 | 付帯<br>設備 |                            |
| 予<br>備<br>設<br>計 | 設<br>計<br>図           | 平 面 図          | 1:500～<br>1:1000                       | ○         | ○  | ○  | ○       | ○                | ○       | ○             | ○  | ○        |                            |
|                  |                       | 標準断面図          | 1:100<br>または<br>1:200                  | ○         | ○  | ○  | ○       | ○                | ○       | ○             | ○  | ○        |                            |
|                  |                       | 縦 断 図          | V=1:50～<br>1:100<br>H=1:200<br>～1:1000 | ○         | ○  | ○  | ○       | ○                | ○       | ○             | ○  | ○        |                            |
|                  |                       | 横 断 図          | 1:100～<br>1:200                        | ○         | ○  | ○  | ○       | ○                | ○       | ○             | ○  | ○        |                            |
|                  |                       | 本 体 工<br>一 般 図 | 1:20～<br>1:200                         | ○         | ○  | ○  | ○       | ○                | ○       | ○             | ※  | ○        |                            |
|                  |                       | 付 帯 工<br>一 般 図 | 1:20～<br>1:200                         | ○         | ○  | ○  |         |                  |         | ○             |    | ○        |                            |
|                  |                       | 施工計画図          | 1:20～<br>1:1000                        | ○         | ○  | ○  | ○       | ○                | ○       | ○             | ○  | ○        |                            |
|                  | 設<br>計<br>報<br>告<br>書 | 基本事項<br>検 討 書  | —                                      | ○         | ○  | ○  | ○       | ○                | ○       | ○             | ○  | ○        | 基本諸元の<br>検討<br>構造型式の<br>検討 |
|                  |                       | 施工計画書          | —                                      | ○         | ○  | ○  | ○       | ○                | ○       | ○             | ○  | ○        | 施工法の検<br>討<br>全体計画の<br>検討  |
|                  |                       | 概算工事費          | —                                      | ○         | ○  | ○  | ○       | ○                | ○       | ○             | ○  | ○        | 概算数量<br>概算工事費              |
|                  |                       | 考 察            | —                                      | ○         | ○  | ○  | ○       | ○                | ○       | ○             | ○  | ○        | 課題整理<br>今後の調査<br>事項        |
|                  | パ<br>ー<br>ス           |                | —                                      | ○         | ○  | ○  | ○       | ○                | ○       | ○             | ○  | ○        | A-3版の<br>着色<br>※必要に応じて納品   |

※砂浜の本体工一般図については、砂と突堤等の境界面における防砂版が設計業務に含まれる際に限り作成するものとする。

表 3.1.2 詳細設計成果物一覧表

| 設計<br>種別 | 設計<br>項目    | 成果物<br>項目    | 縮 尺                                    | 種 類       |    |    |         |              |         |               |    |          | 摘 要                       |
|----------|-------------|--------------|----------------------------------------|-----------|----|----|---------|--------------|---------|---------------|----|----------|---------------------------|
|          |             |              |                                        | 堤防、<br>護岸 | 胸壁 | 突堤 | 離岸<br>堤 | 潜堤・人工<br>リーフ | 消波<br>堤 | 津波<br>防波<br>堤 | 砂浜 | 付帯<br>設備 |                           |
| 詳細設計     | 設計図         | 位 置 図        | 1:2500～<br>1:50000                     | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        |                           |
|          |             | 平 面 図        | 1:500～<br>1:1000                       | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        |                           |
|          |             | 標準断面図        | 1:100<br>または<br>1:200                  | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        |                           |
|          |             | 縦 断 図        | V=1:50～<br>1:100<br>H=1:200<br>～1:1000 | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        |                           |
|          |             | 横 断 図        | 1:50～<br>1:100                         | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        |                           |
|          |             | 本体構造<br>詳細図  | 1:20～<br>1:100                         | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             |    | ○        |                           |
|          |             | 基 礎 工<br>詳細図 | 1:20～<br>1:200                         | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             |    | ○        |                           |
|          |             | 付帯工<br>詳細図   | 1:20～<br>1:100                         | ○         | ○  | ○  |         |              |         | ○             |    | ○        |                           |
|          |             | 配筋図          | 1:50～<br>1:200                         | ○         | ○  | ○  |         |              |         | ○             |    | ○        |                           |
|          |             | 土工図          | 1:100～<br>1:200                        | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        |                           |
|          |             | 仮設構造<br>物詳細図 | 1:50～<br>1:500                         | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        |                           |
|          | 数量<br>計算書   | 数量計算         |                                        | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        |                           |
|          | 設計<br>報告書   | 基本事項<br>検討書  | —                                      | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        | 基本諸元の決定・整理                |
|          |             | 構造検討書        | —                                      | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        | 本体工、基礎工                   |
|          |             | 景観検討書        | —                                      | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        | 基本条件<br>詳細デザイン            |
|          |             | 施工計画書        | —                                      | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        | 施工計画<br>仮設計画              |
|          | パ<br>ー<br>ス |              | —                                      | ○         | ○  | ○  | ○       | ○            | ○       | ○             | ○  | ○        | A-3 版の<br>着色<br>※必要に応じて納品 |

## 第4編 砂防及び地すべり対策編

## 第4編 砂防及び地すべり対策編

## 第4編 砂防及び地すべり対策編

### 目 次

|        |               |      |
|--------|---------------|------|
| 第4編    | 砂防及び地すべり対策編   | 4-1  |
| 第1章    | 砂防環境調査        | 4-1  |
| 第1節    | 砂防環境調査の種類     | 4-1  |
| 第4101条 | 砂防環境調査の種類     | 4-1  |
| 第2節    | 自然環境調査        | 4-1  |
| 第4102条 | 自然環境調査の区分     | 4-1  |
| 第4103条 | 魚類調査          | 4-1  |
| 第4104条 | 植物調査          | 4-2  |
| 第4105条 | 鳥類調査          | 4-3  |
| 第4106条 | 両生類・は虫類・ほ乳類調査 | 4-3  |
| 第4107条 | 陸上昆虫類調査       | 4-4  |
| 第4108条 | 底生動物調査        | 4-4  |
| 第3節    | 景観調査          | 4-5  |
| 第4109条 | 景観調査          | 4-5  |
| 第4節    | 溪流空間利用実態調査    | 4-6  |
| 第4110条 | 溪流空間実態利用調査    | 4-6  |
| 第5節    | 成果物及び貸与資料     | 4-7  |
| 第4111条 | 成果物           | 4-7  |
| 第4112条 | 貸与資料          | 4-7  |
| 第2章    | 砂防調査・計画       | 4-8  |
| 第1節    | 砂防調査・計画       | 4-8  |
| 第4201条 | 砂防調査・計画の種類    | 4-8  |
| 第2節    | 砂防調査          | 4-8  |
| 第4202条 | 砂防調査の区分       | 4-8  |
| 第4203条 | 土砂・洪水氾濫対策調査   | 4-8  |
| 第4204条 | 土石流対策調査       | 4-12 |
| 第4205条 | 流木対策調査        | 4-13 |
| 第4206条 | 火山砂防調査        | 4-15 |
| 第3節    | 砂防計画          | 4-17 |
| 第4207条 | 砂防計画の区分       | 4-17 |
| 第4208条 | 土砂・洪水氾濫対策計画   | 4-17 |

|                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| 第4209条 土石流対策計画              | 4-19        |
| 第4210条 流木対策計画               | 4-20        |
| 第4211条 火山砂防計画               | 4-21        |
| <b>第4節 成果物</b>              | <b>4-23</b> |
| 第4212条 成果物                  | 4-23        |
| <b>第3章 砂防構造物設計</b>          | <b>4-27</b> |
| <b>第1節 砂防構造物設計</b>          | <b>4-27</b> |
| 第4301条 砂防構造物設計の種類           | 4-27        |
| <b>第2節 砂防堰堤及び床固工の設計</b>     | <b>4-27</b> |
| 第4302条 砂防堰堤及び床固工設計の区分       | 4-27        |
| 第4303条 砂防堰堤及び床固工予備設計        | 4-27        |
| 第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計        | 4-30        |
| <b>第3節 溪流保全工の設計</b>         | <b>4-32</b> |
| 第4305条 溪流保全工設計の区分           | 4-32        |
| 第4306条 溪流保全工予備設計            | 4-33        |
| 第4307条 溪流保全工詳細設計            | 4-35        |
| <b>第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計</b> | <b>4-38</b> |
| 第4308条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分   | 4-38        |
| 第4309条 土石流対策工予備設計           | 4-38        |
| 第4310条 土石流対策工詳細設計           | 4-41        |
| 第4311条 流木対策工予備設計            | 4-43        |
| 第4312条 流木対策工詳細設計            | 4-46        |
| <b>第5節 護岸工の設計</b>           | <b>4-48</b> |
| 第4313条 護岸工設計の区分             | 4-48        |
| 第4314条 護岸工予備設計              | 4-48        |
| 第4315条 護岸工詳細設計              | 4-51        |
| <b>第6節 山腹工の設計</b>           | <b>4-52</b> |
| 第4316条 山腹工設計の区分             | 4-52        |
| 第4317条 山腹工予備設計              | 4-52        |
| 第4318条 山腹工詳細設計              | 4-55        |
| <b>第7節 成果物</b>              | <b>4-57</b> |
| 第4319条 成果物                  | 4-57        |
| <b>第4章 地すべり対策調査・計画・設計</b>   | <b>4-69</b> |
| <b>第1節 地すべり対策調査・計画・設計</b>   | <b>4-69</b> |
| 第4401条 地すべり対策調査・計画・設計の種類    | 4-69        |

|                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| <b>第2節 地すべり調査</b> .....             | <b>4-69</b>  |
| 第4402条 地すべり調査の区分 .....              | 4-69         |
| 第4403条 地すべり予備調査 .....               | 4-69         |
| 第4404条 地すべり概査 .....                 | 4-70         |
| 第4405条 地すべり機構解析 .....               | 4-72         |
| <b>第3節 地すべり対策計画</b> .....           | <b>4-74</b>  |
| 第4406条 地すべり対策計画 .....               | 4-74         |
| <b>第4節 地すべり防止施設設計</b> .....         | <b>4-75</b>  |
| 第4407条 地すべり防止施設設計の区分 .....          | 4-75         |
| 第4408条 地すべり防止施設予備設計 .....           | 4-75         |
| 第4409条 地すべり防止施設詳細設計 .....           | 4-77         |
| <b>第5節 成果物</b> .....                | <b>4-79</b>  |
| 第4410条 成果物 .....                    | 4-79         |
| <br><b>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計</b> ..... | <b>4-82</b>  |
| <b>第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計</b> .....     | <b>4-82</b>  |
| 第4501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類.....       | 4-82         |
| <b>第2節 急傾斜地調査</b> .....             | <b>4-82</b>  |
| 第4502条 急傾斜地調査の区分 .....              | 4-82         |
| 第4503条 急傾斜地予備調査 .....               | 4-82         |
| 第4504条 急傾斜地概査 .....                 | 4-83         |
| 第4505条 急傾斜地機構解析 .....               | 4-85         |
| <b>第3節 急傾斜地崩壊対策計画</b> .....         | <b>4-89</b>  |
| 第4506条 急傾斜地崩壊対策計画 .....             | 4-89         |
| <b>第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計</b> .....       | <b>4-90</b>  |
| 第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分.....         | 4-90         |
| 第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計.....          | 4-90         |
| 第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計.....          | 4-92         |
| <b>第5節 成果物</b> .....                | <b>4-95</b>  |
| 第4510条 成果物 .....                    | 4-95         |
| <br><b>第6章 雪崩対策調査・計画・設計</b> .....   | <b>4-100</b> |
| <b>第1節 雪崩対策調査・計画・設計</b> .....       | <b>4-100</b> |
| 第4601条 雪崩対策調査・計画・設計の種類.....         | 4-100        |
| <b>第2節 雪崩調査</b> .....               | <b>4-100</b> |
| 第4602条 雪崩調査の区分 .....                | 4-100        |
| 第4603条 雪崩予備調査 .....                 | 4-100        |

|                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 第4604条 雪崩解析調査 .....       | 4-101        |
| <b>第3節 雪崩防止施設計画 .....</b> | <b>4-103</b> |
| 第4605条 雪崩防止施設計画 .....     | 4-103        |
| <b>第4節 雪崩防止施設設計 .....</b> | <b>4-104</b> |
| 第4606条 雪崩防止施設設計の区分 .....  | 4-104        |
| 第4607条 雪崩防止施設予備設計 .....   | 4-105        |
| 第4608条 雪崩防止施設詳細設計 .....   | 4-106        |
| <b>第5節 成果物 .....</b>      | <b>4-108</b> |
| 第4609条 成果物 .....          | 4-108        |



## 第4編 砂防及び地すべり対策編

### 第1章 砂防環境調査

#### 第1節 砂防環境調査の種類

##### 第4101条 砂防環境調査の種類

砂防環境調査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自然環境調査
- (2) 景観調査
- (3) 溪流空間利用実態調査

#### 第2節 自然環境調査

##### 第4102条 自然環境調査の区分

- (1) 魚類調査
- (2) 植物調査
- (3) 鳥類調査
- (4) 両生類・は虫類・ほ乳類調査
- (5) 陸上昆虫類調査
- (6) 底生動物調査

##### 第4103条 魚類調査

###### 1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における魚介類の生息実態を把握することを目的とする。

###### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す

他機関より収集するものとする。また、自然公園法等による法的規制についても調べるものとする。

(3) 現地調査

1) 現地調査計画策定

受注者は、事前調査の成果を踏まえ、設計図書に示された調査区域に対して、調査計画を検討、策定するものとする。

2) 現地調査

受注者は、現地調査計画に基づき調査地に赴き、調査を行い、必要に応じ試料の採取、同定、計測、写真撮影等を行うものとする。又、標本作成の必要なものは標本作成を行うものとする。

(4) 調査結果の取りまとめ

受注者は、事前調査及び現地調査の結果を所定の様式にとりまとめるとともに、写真の整理、他調査成果の活用、考察を行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第4104条 植物調査

### 1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における植物の生育実態を把握することを目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査、(4)調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第4105条 鳥類調査

### 1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における鳥類の生息実態を把握することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法等による法的規制についても調べるものとする。

なお、(3)現地調査、(4)調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。

#### (5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

#### (6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第4106条 両生類・は虫類・ほ乳類調査

### 1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における小動物（両生類・は虫類・ほ乳類）の生息実態を把握することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査については、第4105条鳥類調査に準ずるものとし、(3)現地調査、(4)調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第4107条 陸上昆虫類調査**

**1. 業務目的**

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における陸上昆虫類の生息実態を把握することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査、(4)調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第4108条 底生動物調査**

**1. 業務目的**

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における底生動物の生息実態を把握することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2)事前調査、(3)現地調査、(4)調査結果の取りまとめについては、第4103条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第3節 景観調査

#### 第4109条 景観調査

##### 1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域について、景観の把握を行なうことを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献、統計資料及び聞き取り調査等により溪流及び周辺地域における諸情報をとりまとめるものとする。収集する資料は、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法に基づく特別保護地区、文化財保護法等の法的規制についても調べるものとする。

###### (3) 現地調査

受注者は、事前調査に基づき時期を設定した上で、調査の対象とする溪流を中心とした景観特性の実態を写真撮影等により調査するとともに、景観対象物の特性に応じ適切な方法で景観予測を行うものとする。

###### (4) 調査結果とりまとめ

受注者は、事前調査及び現地調査の結果を所定の様式にとりまとめるとともに、写真の整理、他調査成果の活用、考察・評価を行なうものとする。

###### (5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

###### (6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果

に準じて報告書を作成するものとする。

## 第4節 溪流空間利用実態調査

### 第4110条 溪流空間実態利用調査

#### 1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域について、溪流空間の利用実態、ニーズの把握を行うことを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 溪流空間利用実態調査

受注者は、業務の対象とする溪流の利用者数、利用区間等の実態を調査するものとする。

##### (3) 利用者及び市町村の意向把握調査

受注者は、業務の対象とする溪流の利用者、溪流の位置する市町村を対象として、当該溪流の利用に関する意向をヒアリング調査によって調査・集計するものとする。

##### (4) 調査結果のとりまとめ

受注者は、調査結果を、所定の様式に基づきとりまとめ、考察を行なうものとする。

##### (5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### (6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第5節 成果物及び貸与資料

### 第4111条 成果物

受注者は、成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

### 第4112条 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 水と緑の溪流調査報告書
- (2) 溪流環境整備計画書
- (3) 現存植生図
- (4) 管内図及び地形図（1/5000～1/10,000）
- (5) 空中写真
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

## 第2章 砂防調査・計画

### 第1節 砂防調査・計画

#### 第4201条 砂防調査・計画の種類

砂防調査・計画の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 砂防調査
- (2) 砂防計画

### 第2節 砂防調査

#### 第4202条 砂防調査の区分

砂防調査は以下の区分により行うものとする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策調査
- (2) 土石流対策調査
- (3) 流木対策調査
- (4) 火山砂防調査

#### 第4203条 土砂・洪水氾濫対策調査

##### 1. 業務目的

土砂・洪水氾濫対策調査は、流域における土砂の生産およびその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

###### (3) 現地概査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的として現地踏査を行い、現地の状況を把握し、整理するものとする。別途現地



調査を必要とする場合は、調査内容を監督員と協議するものとする。

(4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるとともに、対象流域の流域区分、谷次数区分などを行い、図表に取りまとめるものとする。

(5) 降雨流出解析

受注者は、降雨流出解析について、以下の調査を実施するものとする。

1) 雨量等資料収集整理

対象流域および近傍の雨量資料に基づき、年最大時間・日雨量および異常出水の毎時雨量を調査する。

2) 統計解析

流域の主要な地点について、設計図書に示す解析条件により時間・日雨量の確率解析を行う。

3) 降雨特性検討

主要災害時の降雨原因、総降雨量、地域分布ならびに降雨継続時間などを調査し、その特性を把握する。

4) 流出解析

設計図書に基づく解析条件により流出解析を行い、計画基準点における計画ハイドログラフを設定する。

(6) 地形・地質調査

受注者は、対象流域の地形・地質について以下の調査を実施するものとする。

1) 既存資料調査整理（地形）

文献・資料と貸与される地形図・空中写真をもとに、周辺の地形状況・崩壊・リニアメントなどの地形特性を整理しとりまとめる。

2) 既存資料調査整理（地質）

文献・既存地質図および地質資料をもとに地質概況図を作成する。

3) 現地調査解析（地形）

既存資料の調査整理および現地調査により、計画土砂量・砂防施設配置計画の検討に必要な地形情報を把握する。

4) 現地調査解析（地質）

既存資料の調査整理および現地調査により、計画土砂量・砂防施設配置計画の検討に必要な地質情報を把握する。

(7) 自然環境調査

受注者は、対象流域の自然環境について以下の調査を実施するものと

する。

1) 事前調査

現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献調査及び聞き取り調査により溪流及び周辺地域における諸情報をとりまとめる。

2) 現地調査

事前調査の成果を踏まえて調査区域を現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得て、現地調査を行う。

3) 調査結果のとりまとめ

調査結果のとりまとめは、所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行う。

(8) 既存施設調査

受注者は、対象流域の既存施設について以下の調査を実施するものとする。

1) 資料収集整理

既成の砂防設備台帳により施設の分類・施設の諸元等を整理し、施設現況図を作成する。なお、他機関の施設の調査については設計図書によるものとする。

2) 現地調査とりまとめ

砂防設備台帳への未計上分の施設の諸元は、現地調査によりとりまとめるものとする。

(9) 生産土砂量調査

受注者は、対象流域の生産土砂量について、崩壊地調査、溪流調査及び変動調査を実施するものとする。

1) 崩壊地調査

空中写真もしくは実測図及び現地調査を併用し、崩壊規模と生産土砂量を調査し、新規崩壊土砂量・拡大見込み土砂量・既存崩壊残存土砂量を推定する。

2) 溪流調査

溪流調査は、支川の合流点を基準とし、河道縦断線に沿う累加距離に対して変化する溪床勾配、谷幅及び溪床土砂堆積深を把握する。

3) 変動調査

溪流調査結果に基づき溪床生産土砂量を推定する。

(10) 流送土砂量調査

受注者は、対象流域の流送土砂量について、河床材料調査、河床変動調査および流砂量調査を実施するものとする。

1) 河床材料調査

河床材料調査は、設計図書に示す調査方法を用いて、粒度分布・平均粒径ならびに必要な応じ比重・沈降速度・空隙率を調査する。

2) 河床変動量調査

河床変動計算、縦横断測量成果などにより、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。

3) 流砂量調査

流砂量調査は、河床縦断勾配、河床材料調査結果などから、河道を掃流区間と土石流区間とに区分し、流送形態毎に未満砂の砂防堰堤やダム貯水池の堆砂測量結果、災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式などから基準点における流砂量を算出する。

(11) 経済調査

受注者は、対象流域の経済調査および社会特性調査を実施するものとする。

1) 経済調査

経済調査は、発注者より貸与される資産資料および災害実績図に基づき、設計図書に示す方法により想定氾濫区域内の経済効果の評価を行う。

2) 社会特性調査

文献、他機関資料により対象流域の土地利用状況、法規制状況を調査しとりまとめる。

(12) 総合検討

受注者は、砂防調査の結果を踏まえ、技術的考察を加え総合的に評価するとともに、今後の課題、方針について記述するものとする。

(13) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図
- (2) 空中写真
- (3) 既存地質図、地質資料
- (4) 国立公園、天然記念物、貴重な動・植物に関する資料
- (5) 雨量資料
- (6) 砂防設備台帳

- (7) 他機関の施設の資料
- (8) 崩壊地実測図
- (9) 河床縦横断測量成果
- (10) 資産資料
- (11) 災害実績図
- (12) 土地利用、法規制に関する資料
- (13) 航空レーザ測量成果
- (14) 業務に関連する既往調査報告書

#### 第4204条 土石流対策調査

##### 1. 業務目的

土石流対策調査は、土石流を対象とする砂防計画立案のための調査を目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

###### (3) 現地調査

受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量、最大粒径について現地調査を行うものとする。

###### (4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。

###### (5) 既存施設調査

受注者は、既存施設調査について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(8)に準じるものとする。

###### (6) 移動可能土砂量調査

受注者は、空中写真判読および現地調査結果に基づき、崩壊による土砂、溪床堆積物のうち二次移動の可能性のある土砂の量・位置・堆積状況について調査するものとする。

(7) 土石流によって運搬できる土砂量の調査

受注者は、雨量、流動中の土石流の容積濃度を考慮して、計画規模の土石流によって運搬できる土砂量の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(12)に準じるものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 地形・地質、荒廃状況、既往災害、保全対象に関する文献・資料

(4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料

(5) 雨量資料

(6) 土石流危険渓流カルテ

(7) 航空レーザ測量成果

(8) 業務に関連する既往調査報告書

**第4205条 流木対策調査**

**1. 業務目的**

流木対策調査は、流木の流出による災害対策計画立案のための調査を目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、流域現況、既存施設、流木の発生原因、流木の発生場所・量・長さ・直径について現地調査を行うものとする。

(4) 流域現況調査

受注者は、対象流域の現況について下記の調査を行うものとする。

1) 地形調査

文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し、とりまとめる。

2) 地質調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地質について調査し、とりまとめる。

3) 林相調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し、とりまとめる。調査はサンプリングによる調査を標準とする。

4) 荒廃状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の荒廃状況について調査し、とりまとめる。

5) 既往災害調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の既往災害について調査し、とりまとめる。

6) 保全対象の状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の保全対象の状況について調査し、とりまとめる。

(5) 既存施設調査

受注者は、既存施設調査について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(8)に準じるものとする。

(6) 流木の発生原因の調査

受注者は、流域現況調査結果を総合的に判断し、流木の発生原因を調査するものとする。

(7) 流木の発生場所・量・長さ・直径の調査

受注者は、現地調査、空中写真判読および過去の災害資料をもとに流木の発生原因を考慮して、対象流域における流木の発生場所、量、長さ、直径の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(12)に準じるものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 地形・地質、林相、荒廃状況、既往災害、保全対象、に関する文献・資料

(4) 砂防設備台帳、他機関の施設に関する資料

(5) 航空レーザ測量成果

(6) 業務に関連する既往調査報告書

第4206条 火山砂防調査

1. 業務目的

火山砂防調査は、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 火山活動履歴調査

受注者は、文献・資料により対象火山の火山活動履歴について調査するものとする。

(4) 現地調査

受注者は、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて土砂移動実績、流動物質の性質など業務実施に伴い必要となる事項について現地調査を行うものとする。

(5) 土砂移動実績図の作成

受注者は、空中写真判読、現地調査により、噴火対応および降雨対応のそれぞれについて過去の主要な土砂移動の範囲と規模を示す土砂移動実績図を作成するものとする。

(6) 総合検討

受注者は、総合検討について、第4203条土砂・洪水氾濫対策調査第2項(12)に準じるものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図
- (2) 空中写真
- (3) 火山活動履歴に関する文献・資料
- (4) 雨量資料
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書



### 第3節 砂防計画

#### 第4207条 砂防計画の区分

砂防計画は以下の区分により行うものとする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策計画
- (2) 土石流対策計画
- (3) 流木対策計画
- (4) 火山砂防計画

#### 第4208条 土砂・洪水氾濫対策計画

##### 1. 業務目的

土砂・洪水氾濫対策計画は、土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産および流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設配置計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

###### (3) 計画土砂量等検討

受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査結果に基づいて基本方針の策定および計画生産土砂量、計画流出土砂量、計画許容流出土砂量の検討を行うものとする。

###### 1) 基本方針策定

計画の規模・流域分割・計画基準点の設定について実施する。

###### 2) 計画生産土砂量

土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。

###### 3) 計画流出土砂量

土砂・洪水氾濫対策調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。

(4) 砂防施設配置計画

受注者は、砂防施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流送制御計画について検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による施設効果および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した砂防施設の対策優先度を検討する。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 計画土砂量等検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 配置計画諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項、施設配置計画に基づき、対策優先度の検討結果についての妥当性の確認をする。

4) 全ての成果物についての正確性、適切性、整合性の確認をする。

(6) 総合検討

受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査および土砂・洪水氾濫対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 土砂・洪水氾濫対策調査の成果物

(2) 地形図

(3) 空中写真

(4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）

(5) 航空レーザ測量成果

(6) 業務に関連する既往調査報告書

## 第4209条 土石流対策計画

### 1. 業務目的

土石流対策計画は、土石流対策調査の結果に基づいて、土石流に対する砂防計画の検討を目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、土石流対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

#### (3) 計画諸元の設定

受注者は、流域の特性を考慮し、土石流対策の計画基準点および降雨量の年超過確率等から計画規模を設定するものとする。

#### (4) 計画流出土砂量の設定

受注者は、計画規模の土石流による計画流出土砂量を設定するものとする。

#### (5) 土石流による被害の推定

受注者は、計画規模の土石流が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

#### (6) 土石流対策施設配置計画

受注者は、土石流施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。

##### 1) 基本事項検討

計画流出土砂量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本事項を検討する。

##### 2) 施設配置計画

既存砂防施設による土砂整備率および基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

##### 3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、土石流の抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について優先度を検討する。

#### (7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査事項は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準

ずるものとする。

(8) 総合検討

受注者は、土石流対策調査および土石流対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 土石流対策調査の成果物

(2) 地形図

(3) 空中写真

(4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）

(5) 航空レーザ測量成果

(6) 業務に関連する既往調査報告書

**第4210条 流木対策計画**

**1. 業務目的**

流木対策計画は、流木対策調査の結果に基づいて、流木の流出による災害対策の検討を目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、流木対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画流木量の設定

受注者は、計画基準点に流出する流木の量、長さ、直径を検討するものとする。

(4) 流木による被害の推定

受注者は、計画規模の流木が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

(5) 流木対策施設配置計画

受注者は、流木対策施設配置計画について以下の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

計画流木量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本的事項を検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による基本事項の検討結果に基づき、計画対策施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、流木の生産抑制・捕捉などの対策施設の対策優先度を検討する。

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査事項は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものとする。

(7) 総合検討

受注者は、流木対策調査および流木対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 流木対策調査の成果物

(2) 地形図

(3) 空中写真

(4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）

(5) 航空レーザ測量成果

(6) 業務に関連する既往調査報告書

第4211条 火山砂防計画

1. 業務目的

火山砂防計画は、火山砂防調査の結果に基づいて、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務

内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、火山砂防計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(4) 計画対象現象と計画対象量の設定

受注者は、噴火対応、降雨対応のそれぞれについて以下の検討を行うものとする。

1) 噴火対応計画対象量設定

噴火対応については、火山泥流・溶岩流・火砕流などの現象のうち対象火山の噴火履歴・土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、現象ごとに土砂量算定点を設けてそれぞれの計画対象量を設定する。

2) 降雨対応計画対象量設定

降雨対応については、火山泥流・土石流等の現象のうち対象火山の土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、基準点を設けて計画対象量を設定する。

(5) 火山災害予想区域図の作成

受注者は、前項で設定した各現象の影響の範囲と影響の程度を示す火山災害予想区域図を作成するものとする。

(6) 保全対象の設定

受注者は、火山災害予想区域図で想定される土砂移動の影響範囲において、保全対象を現象ごとに把握するものとする。

(7) 火山対策砂防施設配置計画

受注者は、火山対策砂防施設配置計画について以下の検討を行うものとする。

1) 噴火対応基本対策検討

噴火対応については、計画対象現象と計画対象量の検討結果に基づき、火山砂防計画の基本対策を検討する。

2) 降雨対応対策検討

降雨対応については、既存砂防施設による土砂整備率を算定すると共に、計画対象土砂量を合理的かつ効果的に処理するための土石流な

どの抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について検討する。

(8) 警戒避難体制整備計画

受注者は、計画対象現象から人命を守るための、警戒避難体制整備計画の基本対策を検討するものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査事項は第4208条土砂・洪水氾濫対策計画第2項(5)に準ずるものとする。

(10) 総合検討

受注者は、火山砂防調査および火山対策砂防施設計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 火山対策砂防調査の成果物
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第4節 成果物

第4212条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

(1) 土砂・洪水氾濫対策調査

表 4.2.1 成果物一覧

| 設計項目    | 成果物                   | 縮尺                      | 摘 |
|---------|-----------------------|-------------------------|---|
| 現地概査    | 現地写真ルートマップ<br>結果とりまとめ |                         |   |
| 流域特性調査  | 流域区分図                 | 1:100,000<br>～1:150,000 |   |
|         | 谷次数区分図                | 1:100,000<br>～1:150,000 |   |
|         | 既往災害土砂災害状況図           | 1:25,000～               |   |
|         | 保全対象位置図               | 1:25,000～               |   |
| 降雨流出解析  | 年最大時間雨量・日雨量           |                         |   |
|         | 異常出水時の毎時雨量表           |                         |   |
|         | 雨量の確率計算書              |                         |   |
|         | 計画ハイドログラフ             |                         |   |
| 地形・地質調査 | 地形概況図                 | 1:25,000～               |   |
|         | 地質概況図                 | 1:25,000～               |   |
| 自然環境調査  | 国立公園、天然記念物、貴重動植物の分布図  | 1:25,000～<br>1:50,000   |   |
| 既存施設調査  | 施設現況図                 | 1:5,000～<br>1:25,000    |   |
| 生産土砂量調査 | 崩壊地分布図                | 1:5,000～<br>1:25,000    |   |
|         | 溪流調査図                 |                         |   |
| 流送土砂量調査 | 河床材料調査箇所位置図           | 1:25,000～               |   |
|         | 粒度分布図                 |                         |   |
|         | 土砂流送形態分布図             | 1:5,000～                |   |
| 経済調査    | 土地利用・法規制状況図           | 1:25,000～               |   |
| 報告書作成   | 報告書                   |                         |   |
|         |                       |                         |   |



(2) 土石流対策調査

表 4.2.2 成果物一覧

| 設計項目   | 成果物                                   | 縮尺               | 摘 |
|--------|---------------------------------------|------------------|---|
| 現地調査   | 現地写真、ルートマップ<br><small>県土磁測本結果</small> |                  |   |
| 流域特性調査 | 地形・地質状況図                              | 1:25,000～        |   |
|        | 荒廃状況図                                 | 1:5,000～1:25,000 |   |
|        | 既往災害状況                                | 1:5,000～1:25,000 |   |
| 既存施設調査 | 施設現況図                                 | 1:5,000～1:25,000 |   |
| 報告書作成  | 報告書                                   |                  |   |
|        |                                       |                  |   |

(3) 流木対策調査

表 4.2.3 成果物一覧

| 設計項目   | 成果物         | 縮尺               | 摘 |
|--------|-------------|------------------|---|
| 現地調査   | 現地写真、ルートマップ |                  |   |
| 流域特性調査 | 地形・地質状況図    | 1:25,000～        |   |
|        | 林相図         | 1:5,000～1:25,000 |   |
|        | 荒廃状況図       | 1:5,000～1:25,000 |   |
|        | 既往災害状況      | 1:5,000～1:25,000 |   |
|        | サンプリング調査結果  |                  |   |
| 既存施設調査 | 施設現況図       | 1:5,000～1:25,000 |   |
| 報告書作成  | 報告書         |                  |   |
|        |             |                  |   |

(4) 火山砂防調査

表 4.2.4 成果物一覧

| 設計項目       | 成果物                       | 縮尺                    | 摘 |
|------------|---------------------------|-----------------------|---|
| 火山活動履歴調査   | 火山活動履歴図、ルートマップ<br>結果とりまとめ |                       |   |
| 現地調査       | 現地写真                      |                       |   |
|            | 既往災害状況図                   | 1:5,000～1:25,000      |   |
| 土砂移動実績図の作成 | 土砂移動実績図<br>(ディザスターマップ)    | 1:25,000～<br>1:50,000 |   |
| 報告書作成      | 報告書                       |                       |   |
|            |                           |                       |   |

(5) 土砂・洪水氾濫対策計画

表 4.2.5 成果物一覧

| 設計項目     | 成果物        | 縮尺               | 摘 |
|----------|------------|------------------|---|
| 現地調査     | 現地写真       |                  |   |
| 計画土砂量等検討 | 流域区分・基準点位置 | 1:5,000～1:25,000 |   |
| 砂防施設配置計画 | 砂防施設配置計画図  | 1:5,000～1:25,000 |   |
| 報告書作成    | 報告書        |                  |   |
|          |            |                  |   |

(6) 土石流対策計画

表 4.2.6 成果物一覧

| 設計項目     | 成果物         | 縮尺               | 摘要 |
|----------|-------------|------------------|----|
| 現地調査     | 現地写真、ルートマップ |                  |    |
| 土石流対策施設配 | 土石流対策施設配置計  | 1:5,000～1:25,000 |    |
| 報告書作成    | 報告書         |                  |    |
|          |             |                  |    |

(7) 流木対策計画

表 4.2.7 成果物一覧

| 設計項目    | 成果物                    | 縮尺       | 摘 |
|---------|------------------------|----------|---|
| 現地調査    | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ |          |   |
| 流木対策施設配 | 流木対策施設配置計画図            | 1:5,000～ |   |
| 報告書作成   | 報告書                    |          |   |
|         |                        |          |   |

(8) 火山砂防計画

表 4.2.8 成果物一覧

| 設計項目    | 成果物                    | 縮尺       | 摘 |
|---------|------------------------|----------|---|
| 現地調査    | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ |          |   |
| 火山対策施設配 | 火山対策施設配置計画図            | 1:5,000～ |   |
|         | 火山災害予想区域図              | 1:5,000～ |   |
| 報告書作成   | 報告書                    |          |   |
|         |                        |          |   |

## 第3章 砂防構造物設計

### 第1節 砂防構造物設計

#### 第4301条 砂防構造物設計の種類

砂防構造物設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 砂防堰堤及び床固工の設計
- (2) 溪流保全工（流路工）の設計
- (3) 土石流対策工及び流木対策工の設計
- (4) 護岸工の設計
- (5) 山腹工の設計

### 第2節 砂防堰堤及び床固工の設計

#### 第4302条 砂防堰堤及び床固工設計の区分

砂防堰堤及び床固工の設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

#### 第4303条 砂防堰堤及び床固工予備設計

##### 1. 業務目的

砂防堰堤及び床固工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な砂防堰堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調

査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

1) 地質条件検討

地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層等の地質条件の検討整理を行う。

2) 設計条件検討

計画流量、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

3) 環境条件検討

環境の資料の検討、整理を行い予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を基本として3案立案するものとする。

1) 砂防堰堤・床固工形式の選定

砂防計画、砂防堰堤・床固工計画地点の工学的条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。

2) 比較案作成

選定された砂防堰堤・床固工形式を適用して、3案の堰堤位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案された3案について、以下の施設設計を行うものとする。

1) 本体工設計

配置設計の検討結果に基づき、本体、袖部及び水通し部、前庭保護工等の設計計算を行い、一般構造図面を作成し、主要工種の概算数量を算出する。

2) 基礎工検討

砂防堰堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。堰堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、必要に応じた対策工の検討を行う。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、配置設計で決定された最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図(縮尺 1/1,000～1/5,000)
- 2) 縦断図(縮尺縦 1/100～1/200, 横 1/1,000～1/5,000)

3) 横断図(縮尺 1/100~1/200)

(3) 地質調査資料

1) 計画地点周辺の地質文献資料

(4) その他資料

1) 自然環境調査資料

2) 社会環境調査資料

#### 第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計

##### 1. 業務目的

砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

##### 2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

1) 地質条件

地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層の地質条件の確認、整理を行う。

2) 設計条件

計画流量、計画土砂量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。

3) 環境条件

環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とする。

(4) 施設設計

1) 本体工設計

受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 本堰堤
- ② 副堰堤
- ③ 水叩き
- ④ 側壁護岸
- ⑤ 床固工
- ⑥ 流末処理工
- ⑦ 魚道工

## 2) 基礎工設計

受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合には必要に応じた対策工の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。

## 3) 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

## (5) 施工計画及び仮設構造物設計

### 1) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）及び概略資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

### 2) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。

## (6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

## (7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事

項の運用と手順を確認する。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等
- 4) 砂防堰堤・床固工予備設計資料

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺 1/200～1/1,000）
- 2) 縦断図（縮尺縦 1/200, 横 1/1,000）
- 3) 堆砂地横断図（縮尺 1/100～1/200）
- 4) 主・副堰堤縦断図（縮尺 1/100～1/200）
- 5) 主・副堰堤横断図（縮尺 1/100～1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 施設計画地点付近の地質調査資料
- 2) 施設計画地点のボーリング調査資料
- 3) 主・副堰堤軸地質断面図

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

**第3節 溪流保全工の設計**

**第4305条 溪流保全工設計の区分**

溪流保全工の設計業務は次の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計



## 第4306条 溪流保全工予備設計

### 1. 業務目的

溪流保全工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な溪流保全工の基本諸元を決定することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

#### (3) 基本事項検討

受注者は、溪流保全工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、平面の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

#### (4) 配置設計

受注者は、河道・河床勾配等の地形、河床堆積調査資料をもとに、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、溪流保全工の法線計画、ならびに床固工・帯工の配置を含めた縦断計画を行った3案について比較案の立案を行うものとする。

#### (5) 施設設計検討

受注者は、予定された計画区間で、配置設計で立案した3案の各比較案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

##### 1) 施設設計の範囲

溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ①床固工
- ②帯工
- ③護岸工
- ④水制工
- ⑤護床工
- ⑥根固工

2) 基本図面の作成

3案の施設設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び1) 施設設計の範囲に係る標準構造図を作成するものとする。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

1) 当該流域に関する砂防調査資料

- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等
- (2) 測量調査資料
  - 1) 地形図（縮尺 1/500～1/1,000）
  - 2) 縦断図（縮尺縦 1/100～1/200, 横 1/1,000～1/5,000）
  - 3) 横断図（縮尺 1/100～1/200）
- (3) 地質調査資料
  - 1) 計画地点周辺の地質文献資料
  - 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料
- (4) その他資料
  - 1) 自然環境調査資料
  - 2) 社会環境調査資料

#### 第 4307 条 溪流保全工詳細設計

##### 1. 業務目的

溪流保全工の詳細設計業務は、予備設計で検討された溪流保全工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。

###### (3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、計画対象流量、計画縦断勾配、配置設計等設計諸元、流下断面、床固工・帯工の基本構造、地形地質条件及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。

###### (4) 施設設計

受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。

###### 1) 施設設計の範囲

溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 床固工
- ② 帯工
- ③ 護岸工
- ④ 護床工

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。

3) 付属施設設計

排水工、取水工及び支川を取付工の設計を行う。

4) 景観設計

自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

受注者は、施工計画及び仮設構造物設計について、第4304条第2項(5)に準ずるものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査事項は第4304条砂防堰堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等
- 4) 溪流保全工予備設計資料

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図 (縮尺 1/200～1/1,000)
- 2) 河川縦断図 (縮尺縦 1/200～横 1/1,000)
- 3) 横断図 (縮尺 1/100～1/200)

(3) 地質調査資料

- 1) 施設計画地点付近の地質調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

## 第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計

### 第4308条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分

土石流対策工及び流木対策工設計業務は、次の区分によるものとする。

- (1) 土石流対策工予備設計
- (2) 土石流対策工詳細設計
- (3) 流木対策工予備設計
- (4) 流木対策工詳細設計

### 第4309条 土石流対策工予備設計

#### 1. 業務目的

土石流対策工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質資料、現地調査結果及び技術文献を確認し、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、土石流対策工の基本諸元を決定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

##### (3) 基本事項検討

受注者は、既存資料、現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

###### 1) 地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。

###### 2) 設計条件

受注者は、土石流対策計画の結果に基づいて、土石流諸元、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

###### 3) 工種・工法の検討

受注者は、地形・地質条件および設計条件を基に土石流流出土砂量进行处理する工法（土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工）

及び透過、不透過の機能別形式等の工法・工種を検討するものとする。

4) 構造物の位置の検討

受注者は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。

5) 環境条件検討

環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 土石流捕捉工
- ② 土石流堆積工
- ③ 土石流発生抑制工

2) 基本図面作成

受注者は、3案の配置設計に基づいて、一般構造図面を作成するものとする。

3) 数量算出

受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

4) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、

概略の施工計画書を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認をする。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項について整理する。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

1) 砂防計画資料

- ① 当該流域に関する砂防調査資料
- ② 砂防施設配置計画検討資料
- ③ 既往施設の計画諸元

2) 測量調査資料

- ① 地形図（縮尺 1/500～1/1,000）
- ② 縦断図（縮尺縦 1/100～1/200，横 1/500～1/1,000）
- ③ 横断図（縮尺 1/100～1/200）

3) 地質調査資料

- ① 計画地点周辺の地質文献資料
- ② 施設計画地点付近のボーリング調査資料

4) その他資料

- ① 自然環境調査資料
- ② 社会環境調査資料



## 第4310条 土石流対策工詳細設計

### 1. 業務目的

土石流対策工の詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき土石流対策工の詳細設計を行い、工事費用の予定、及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

#### (3) 基本事項決定

受注者は、土石流対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

##### 1) 地質条件

受注者は、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層、斜面崩壊地、地すべり等の地質条件の確認、整理を行うものとする。

##### 2) 設計条件

受注者は、設計流量、土石流諸元及び設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

##### 3) 環境条件

受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

#### (4) 施設設計

##### 1) 施設設計の範囲

土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 土石流捕捉工
- ② 土石流堆積工
- ③ 土石流発生抑制工

##### 2) 設計図の作成

- 1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。
- 3) 附属施設の設計  
設計図書に基づき、附属施設の設計を行うものとする。
- 4) 景観設計  
各施設については、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。
- (5) 施工計画及び仮設構造物設計
  - 1) 施工計画  
受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路およびコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。
  - 2) 仮設構造物設計  
受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。
- (6) 数量計算  
受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
- (7) 照査  
受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。
  - 1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
  - 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。
  - 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。
  - 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。
- (8) 総合検討  
受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。
- (9) 報告書作成  
受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 砂防計画資料
  - 1) 当該流域に関する砂防調査資料

- 2) 砂防施設配置計画検討業務
- 3) 既往施設の計画諸元
- 4) 土石流対策工予備設計資料
- (2) 測量調査資料
  - 1) 地形図（尺 1/200～1/1,000）
  - 2) 縦断図（縮尺縦 1/200, 横 1/1,000）
  - 3) 横断図（縮尺 1/200）
  - 4) 主要構造物横断図（縮尺 1/200）
  - 5) 堆砂地等横断図（縮尺 1/200）
- (3) 地形調査資料
  - 1) 計画地点付近の地質調査資料
  - 2) 計画地点付近のボーリング調査資料
  - 3) 主要構造物地質横断図
  - 4) 基礎地盤の物性値調査資料
- (4) その他資料
  - 1) 自然環境調査資料
  - 2) 社会環境調査資料

#### 第 4311 条 流木対策工予備設計

##### 1. 業務目的

流木対策工の予備設計業務は設計図書に基づく設計条件、地形図、地質資料、現地調査結果及び技術文献を確認し、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、流木対策工の基本諸元を決定することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、溪流付近の植生や倒木の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

###### (3) 基本事項検討

受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

- 1) 地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。

2) 設計条件

受注者は、流木対策計画の結果に基づいて、流木・土石流諸元、計画流木量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

3) 工種・工法の検討

受注者は、地形・地質条件および設計条件を基に山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流木量を処理する工法（透過型・不透過型砂防堰堤、流木止め工）を検討するものとする。

4) 構造物の位置の検討

受注者は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。

5) 環境条件検討

環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境ならびに設置位置（独立に設置、本堰堤又は副堰堤に設置）を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

① 流木発生抑制施設

② 流木捕捉施設

2) 基本図面作成

受注者は、3案の配置設計に基づいて、一般構造図面を作成するものとする。

3) 数量算出

受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

4) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果（5）に

に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置計画条件、現地条件等基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項について整理する。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺 1/500～1/1,000）
- 2) 縦断図（縮尺縦 1/100～1/200，横 1/500～1/1,000）
- 3) 横断図（縮尺 1/100～1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料
- (4) その他資料
  - 1) 自然環境調査資料
  - 2) 社会環境調査資料

## 第4312条 流木対策工詳細設計

### 1. 業務目的

流木対策工詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき流木対策工の詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事費用の予定及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

#### (3) 基本事項決定

受注者は、流木対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

##### 1) 地質条件

受注者は、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層、斜面崩壊地、地すべり等の地質条件の確認、整理を行うものとする。

##### 2) 設計条件

受注者は、設計流量、流木・土石流諸元、発生流木諸元及び設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

##### 3) 環境条件

受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

#### (4) 施設設計

受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳

細設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

① 流木発生抑制施設

② 流木捕捉施設

2) 設計図の作成

受注者は、1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。

3) 付帯施設の設計

設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。

4) 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討業務
- 3) 既往施設の計画諸元
- 4) 流木対策工予備設計資料

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺 1/200～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦 1/200, 横 1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺 1/200）
- 4) 主要構造物横断面図（縮尺 1/200）
- 5) 堆砂地等横断面図（縮尺 1/200）

(3) 地形調査資料

- 1) 計画地点付近の地質調査資料
- 2) 計画地点付近のボーリング調査資料
- 3) 主要構造物地質横断面図
- 4) 基礎地盤の物性値調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

第5節 護岸工の設計

第4313条 護岸工設計の区分

護岸工設計の区分は、次の区分によるものとする。

- (1) 護岸工予備設計
- (2) 護岸工詳細設計

第4314条 護岸工予備設計

1. 業務目的

護岸工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件等を確認し、設計地点の地形、地質、隣接構造物の安全性、施工性、経済性、環境の観点から、最適な護岸工の形式を選定することを目的とする。



## 2. 業務内容

### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

### (3) 基本事項検討

受注者は、護岸工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、工種工法、構造物の位置等の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

### (4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、形式、規模、構造を考慮して配置案を3案立案するものとする。

### (5) 施設設計検討

#### 1) 施設設計の範囲

護岸工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ①本體工
- ②基礎工
- ③根固工
- ④付屬施設

#### 2) 施設設計

受注者は、配置設計で立案した3案の各案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。  
また、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。

### (6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

### (7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

### (8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺 1/500～1/1,000）
- 2) 縦断図（縮尺縦 1/100～1/200, 横 1/500～1/1,000）
- 3) 横断図（縮尺 1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

## 第4315条 護岸工詳細設計

### 1. 業務目的

護岸工の詳細設計業務は、予備設計で検討された形状・形式、設計図書に基づく設計条件、及び詳細設計に必要な地盤条件を確認し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。

#### (3) 基本事項決定

受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に基づき、計画諸元、配置設計、構造諸元、地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。

#### (4) 施設設計

##### 1) 施設設計の範囲

護岸工の施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 本体工
- ② 基礎工
- ③ 根固工
- ④ 付属施設

##### 2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、それらの詳細に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。

#### (5) 施工計画及び仮設構造物設計

##### 1) 施工計画

受注者は、施工方法・施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路の概略施工計画を作成するものとする。

##### 2) 仮設構造物設計

受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の関連諸元
- (3) 設計地点の測量図
  - 1) 地形図(縮尺 1/200~1/1,000)
  - 2) 縦断面図(縮尺縦 1/200, 横 1/1,000)
  - 3) 横断面図(縮尺 1/200)

第6節 山腹工の設計

第4316条 山腹工設計の区分

山腹工の設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第4317条 山腹工予備設計

1. 業務目的

山腹工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質調査

資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な山腹工の基本諸元を決定することを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の山腹、河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

### (3) 基本事項検討

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置、地形地質条件、環境条件についての基本事項を検討するものとする。

### (4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき対象地域の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して山腹工の配置案を3案立案するものとする。

### (5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案された3案について、必要に応じて斜面安定計算、設計計算を行い、山腹工の予備設計を行うものとする。

#### 1) 施設設計の範囲

山腹工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

① 山腹基礎工

② 山腹緑化工

#### 2) 基本図面の作成

3案の配置設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び山腹工の標準構造図を作成するものとする。

#### 3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

### (6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第1211条設計業務の成果（5）に基

づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を立案するものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺 1/500～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦 1/100～1/200，横 1/500～1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- 4) 空中写真

(2) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(3) その他資料

- 1) 自然環境調査資料

- 2) 社会環境調査資料
- 3) 業務に関連する既往調査報告書

#### 第4318条 山腹工詳細設計

##### 1. 業務目的

山腹工の詳細設計業務は、予備設計で検討された山腹工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の山腹、河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて資材運搬、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

###### (3) 基本事項決定

受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき、設計条件、配置設計、構造諸元、地形地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。

###### (4) 施設設計

###### 1) 施設設計の範囲

施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 山腹基礎工
- ② 山腹緑化工

###### 2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算及び必要に応じて斜面安定計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。

###### (5) 施工計画及び仮設構造物設計

###### 1) 施工計画

受注者は、施工方法、施工順序等を考慮し、概略施工計画を立案するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき工事施工に必要な概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 測量調査資料

- 1) 地形図(縮尺 1/500~1/1,000)
- 2) 縦断図(縮尺縦 1/100~1/200, 横 1/500~1/1,000)
- 3) 横断図(縮尺 1/100~1/200)

(2) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(3) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料
- 3) 業務に関連する既往調査報告書



## 第7節 成果物

### 第4319条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

(1) 砂防堰堤及び床固工の設計

1) 砂防堰堤及び床固工予備設計の成果物

表4.3.1 成果物一覧

| 設計項目   | 成果物                                                     | 縮尺                               | 摘要 |
|--------|---------------------------------------------------------|----------------------------------|----|
| 現地踏査   | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ                                  |                                  |    |
| 基本事項検討 | (1) 地質条件検討<br>(2) 設計条件検討<br>(3) 環境条件検討                  |                                  |    |
| 配置設計   | (1) 砂防堰堤・床固工形式の選定<br>(2) 比較案作成                          |                                  |    |
| 施設設計検討 | (1) 本体工設計、設計計算、<br>一般構造図面、概算数量<br>(2) 基礎工検討<br>(3) 景観検討 |                                  |    |
| 概算工事費  | 概算工事費                                                   |                                  |    |
| 最適案の選定 | 比較案評価、最適案選定                                             |                                  |    |
| 施工計画検討 | (1) 施工計画検討<br>(2) 転流工概略検討                               |                                  |    |
| 照査     | 照査報告書                                                   |                                  |    |
| 総合検討   | (1) 課題整理<br>(2) 今後の調査事項                                 |                                  |    |
| 報告書作成  | 報告書                                                     |                                  |    |
| 予備設計図  | 位置図                                                     | 1:2,500～1:50,000                 |    |
|        | 平面図                                                     | 1:500～1:1,000                    |    |
|        | 縦断図                                                     | H=1:200～1:1,000<br>V=1:100～1:200 |    |
|        | 構造図                                                     | 1:100～1:500                      |    |

2) 砂防堰堤及び床固工詳細設計の成果物

表 4.3.2 成果物一覧

| 設計項目              | 成果物                                                                                           | 縮尺                                                                                  | 摘要 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 現地踏査              | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ                                                                        |                                                                                     |    |
| 基本事項決定            | (1) 地質条件<br>(2) 設計条件<br>(3) 環境条件                                                              |                                                                                     |    |
| 施設設計検討            | (1) 設計計算書<br>(2) 付属構造物の検討<br>(3) 基礎工の検討<br>(1) 本体工設計、設計計算、<br>設計図面作成<br>(2) 基礎工設計<br>(3) 景観設計 |                                                                                     |    |
| 施工計画及び仮<br>設構造物設計 | (1) 施工計画<br>(2) 仮設構造物設計                                                                       |                                                                                     |    |
| 数量計算              | 数量計算書                                                                                         |                                                                                     |    |
| 照査                | 照査報告書                                                                                         |                                                                                     |    |
| 総合検討              | (1) 課題整理<br>(2) 今後の解決事項                                                                       |                                                                                     |    |
| 報告書作成             | 報告書                                                                                           |                                                                                     |    |
| 詳細設計図             | (1) 全体図<br>・位置図<br>・平面図<br>・縦断面図<br>・堆砂地横断面図                                                  | 1:2,500～1:50,000<br>1:500～1:1,000<br>H=1:200～1:1000<br>V=1:100～1:200<br>1:100～1:200 |    |
|                   | (2) 構造図<br>・構造図<br>・付属構造物詳細図<br>・横断面図<br>・掘削横断面図<br>・基礎工一般図                                   | 1:50～1:100<br>1:20～1:200<br>1:100～1:200<br>1:100～1:200<br>1:100～1:200               |    |
|                   | (3) 施工計画検討図<br>・水替え工法図<br>・打設順序図<br>・仮設工概略図                                                   | 1:100～1:1000<br>1:100～1:1,000<br>1:50～1:200                                         |    |

(2) 溪流保全工の設計

1) 溪流保全工予備設計の成果物

表 4.3.3 成果物一覧

| 設計項目   | 成果物                                                                  | 縮尺                               | 摘要 |
|--------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----|
| 現地踏査   | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ                                               |                                  |    |
| 基本事項検討 | (1) 計画対象流量の検討<br>(2) 平面形の検討<br>(3) 縦断勾配の検討<br>(4) 地形地質条件<br>(5) 環境条件 |                                  |    |
| 配置設計   | (1) 法線計画<br>(2) 床固工・帯工の配置<br>(3) 縦断計画<br>(4) 比較案作成                   |                                  |    |
| 施設設計検討 | (1) 設計計算<br>(2) 施設構造、基本図面作成<br>(3) 景観検討                              |                                  |    |
| 概算工事費  | 概算工事費                                                                |                                  |    |
| 最適案の選定 | 比較案評価、最適案選定                                                          |                                  |    |
| 施工計画検討 | 施工法の検討<br>(1) 施工計画検討<br>(2) 転流工検討                                    |                                  |    |
| 照査     | 照査報告書                                                                |                                  |    |
| 総合検討   | (1) 課題整理<br>(2) 今後の調査事項                                              |                                  |    |
| 報告書作成  | 報告書                                                                  |                                  |    |
| 予備設計図面 | (1) 位置図                                                              | 1:2,500～1:50,000                 |    |
|        | (2) 平面図                                                              | 1:500～1:1,000                    |    |
|        | (3) 縦断図                                                              | V=1:100～1:200<br>H=1:200～1:1,000 |    |
|        | (4) 横断図                                                              | 1:100～1:400                      |    |
|        | (5) 標準構造図<br>・ 溪流保全工断面図<br>・ 床固工構造図<br>・ 帯工構造図<br>・ 護岸工構造図           | 1:50～1:200                       |    |

2) 溪流保全工詳細設計の成果物

表 4.3.4 成果物一覧

| 設計項目          | 成果物                                                        | 縮尺                              | 摘要 |
|---------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------|----|
| 現地踏査          | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ                                     |                                 |    |
| 基本事項決定        | (1) 設計諸元<br>(2) 計画断面<br>(3) 床固工、帯工の基本構造<br>(4) 地形地質条件・環境条件 |                                 |    |
| 施設設計検討        | (1) 設計計算<br>(2) 設計図作成<br>(3) 護岸工付帯構造物設計<br>(4) 景観設計        |                                 |    |
| 施工計画及び仮設構造物設計 | (1) 施工計画<br>(2) 仮設構造物設計                                    |                                 |    |
| 数量計算書         | 数量計算書                                                      |                                 |    |
| 照査            | 照査報告書                                                      |                                 |    |
| 総合検討          | (1) 課題整理<br>(2) 今後の解決事項                                    |                                 |    |
| 報告書作成         | 報告書                                                        |                                 |    |
| 詳細設計図         | (1) 位置図                                                    | 1:2,500～1:50,000                |    |
|               | (2) 平面図                                                    | 1:500～1:1,000                   |    |
|               | (3) 縦断面図                                                   | H=1:200～1:1000<br>V=1:100～1:200 |    |
|               | (4) 横断面図                                                   | 1:100～1:200                     |    |
|               | (5) 構造図                                                    | 1:50～1:100                      |    |

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

1) 土石流対策工予備設計の成果物

表 4.3.5 成果物一覧

| 設計項目   | 成果物                                                                  | 縮尺                               | 摘要 |
|--------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----|
| 現地踏査   | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ                                               |                                  |    |
| 基本事項検討 | (1) 地形・地質条件<br>(2) 設計条件<br>(3) 工種・工法の検討<br>(4) 構造物の位置の検討<br>(5) 環境検討 |                                  |    |
| 配置設計   | (1) 構造・材料・高さの検討<br>(2) 配置案の検討                                        |                                  |    |
| 施設設計検討 | (1) 設計計算<br>(2) 基本図作成<br>(3) 数量算出<br>(4) 景観検討                        |                                  |    |
| 概算工事費  | 概算工事費                                                                |                                  |    |
| 最適案の選定 | 比較案評価、最適案選定                                                          |                                  |    |
| 施工計画検討 | (1) 施工計画の検討<br>(2) 転流工の概略検討                                          |                                  |    |
| 照査     | 照査報告書                                                                |                                  |    |
| 総合検討   | (1) 課題整理<br>(2) 今後の調査項目                                              |                                  |    |
| 報告書作成  | 報告書                                                                  |                                  |    |
| 予備設計図面 | (1) 全体平面図                                                            | 1:500～1:1,000                    |    |
|        | (2) 全体縦断図                                                            | H=1:200～1:1,000<br>V=1:100～1:200 |    |
|        | (3) 標準構造図                                                            | 1:50～1:200                       |    |

2) 土石流対策工詳細設計の成果物

表 4.3.6 成果物一覧

| 設計項目    | 成果物                                              | 縮尺                              | 摘要 |
|---------|--------------------------------------------------|---------------------------------|----|
| 現地踏査    | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ                           |                                 |    |
| 基本事項決定  | (1) 地質条件<br>(2) 設計条件<br>(3) 環境条件                 |                                 |    |
| 施設設計検討  | (1) 設計計算<br>(2) 設計図作成<br>(3) 附属施設の設計<br>(4) 景観設計 |                                 |    |
| 施工計画概要書 | (1) 施工計画                                         |                                 |    |
|         | (2) 仮設構造物設計                                      |                                 |    |
| 数量計算    | 数量計算書                                            |                                 |    |
| 照査      | 照査報告書                                            |                                 |    |
| 総合検討    | (1) 課題整理                                         |                                 |    |
|         | (2) 今後の解決事項                                      |                                 |    |
| 報告書作成   | 報告書                                              |                                 |    |
| 詳細設計図面  | (1) 位置図                                          | 1:2,500～1:50,000                |    |
|         | (2) 平面図                                          | 1:500～1/1,000                   |    |
|         | (3) 縦断図                                          | H=1:200～1:1000<br>V=1:100～1:200 |    |
|         | (4) 横断図                                          | 1:100～1:200                     |    |
|         | (5) 構造図                                          | 1:50～1:100                      |    |
|         | (6) 施工計画図                                        | 1:100～1:1,000                   |    |

3) 流木対策工予備設計の成果物

表 4.3.7 成果物一覧

| 設計項目   | 成果物                                                                  | 縮尺                              | 摘要 |
|--------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----|
| 現地踏査   | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ                                               |                                 |    |
| 基本事項検討 | (1) 地形・地質条件<br>(2) 設計条件<br>(3) 工種・工法の検討<br>(4) 構造物の位置の検討<br>(5) 環境検討 |                                 |    |
| 配置設計   | (1) 構造・材料・高さの検討<br>(2) 配置案の検討                                        |                                 |    |
| 施設設計検討 | (1) 設計計算<br>(2) 基本図作成<br>(3) 数量算出<br>(4) 景観検討                        |                                 |    |
| 概算工事費  | 概算工事費                                                                |                                 |    |
| 最適案の選定 | 比較案評価、最適案選定                                                          |                                 |    |
| 施工計画検討 | (1) 施工計画の検討<br>(2) 転流工の概略検討                                          |                                 |    |
| 照査     | (1) 照査報告書                                                            |                                 |    |
| 総合検討   | (1) 課題整理<br>(2) 今後の調査項目                                              |                                 |    |
| 報告書作成  | 報告書                                                                  |                                 |    |
| 予備設計図面 | (1) 全体平面図                                                            | 1:500～1:1,000                   |    |
|        | (2) 全体縦断面図                                                           | 縦 1:100～1:200<br>横 1:500～1:1000 |    |
|        | (3) 標準構造図                                                            | 1:50～1:200                      |    |

4) 流木対策工詳細設計の成果物

表 4.3.8 成果物一覧

| 設計項目    | 成果物                        | 縮尺                              | 摘要 |
|---------|----------------------------|---------------------------------|----|
| 現地踏査    | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ     |                                 |    |
| 基本事項検討  | (1) 基本事項の検討<br>(2) 施設構造の検討 |                                 |    |
| 施設設計検討  | (1) 附属構造物の検討               |                                 |    |
|         | (2) 基礎工の検討                 |                                 |    |
|         | (3) 施工の検討                  |                                 |    |
|         | (4) 各施設の安定検討               |                                 |    |
| 施工計画概要書 | (1) 施工法の検討                 |                                 |    |
|         | (2) 仮設計画の検討                |                                 |    |
| 数量計算    | 数量計算書                      |                                 |    |
| 総合検討    | (1) 課題整理                   |                                 |    |
|         | (2) 今後の解決事項                |                                 |    |
| 基本図面    | (1) 位置図                    | 1:2,500～1:50,000                |    |
|         | (1) 平面図                    | 1:500～1:1,000                   |    |
|         | (2) 縦断図                    | H=1:200～1:1000<br>V=1:100～1:200 |    |
|         | (3) 横断図                    | 1:100～1:200                     |    |
|         | (4) 構造図                    | 1:50～1:100                      |    |
|         | (5) 施工計画図                  | 1:100～1:1,000                   |    |



(4) 護岸工の設計

1) 護岸工予備設計の成果物

表 4.3.9 成果物一覧

| 設計項目   | 成果物                                               | 縮尺               | 摘要 |
|--------|---------------------------------------------------|------------------|----|
| 現地踏査   | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ                            |                  |    |
| 基本事項決定 | (1) 設計条件の検討<br>(2) 地形地質条件<br>(3) 環境条件             |                  |    |
| 配置設計   | (1) 形式・規模・構造の検討<br>(2) 配置案作成                      |                  |    |
| 施設設計検討 | (1) 設計計算<br>(2) 標準構造物作成<br>(3) 概算数量算出<br>(4) 景觀検討 |                  |    |
| 概算工事費  | 概算工事費                                             |                  |    |
| 最適案の選定 | 比較案の評価、最適案選定                                      |                  |    |
| 施工計画検討 | (1) 施工計画の検討<br>(2) 転流工の概略検討                       |                  |    |
| 照査     | 照査報告書                                             |                  |    |
| 総合検討   | (1) 課題整理<br>(2) 今後の調査項目                           |                  |    |
| 報告書作成  | 報告書                                               |                  |    |
| 基本図面   | (1) 全体位置図                                         | 1:2,500～1:50,000 |    |
|        | (2) 計画一般図<br>・平面、縦断、横断<br>・主要構造物<br>・施工計画図        | 1:200～1:1,000    |    |

2) 護岸工詳細設計の成果物

表 4.3.10 成果物一覧

| 設計項目          | 成果物                                               | 縮尺                              | 摘要 |
|---------------|---------------------------------------------------|---------------------------------|----|
| 現地踏査          | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ                            |                                 |    |
| 基本事項決定        | (1) 計画諸元<br>(2) 配置設計・構造諸元<br>(3) 地質条件<br>(4) 環境条件 |                                 |    |
| 施設設計          | (1) 設計計算<br>(2) 仮設構造物設計                           |                                 |    |
| 施工計画及び仮設構造物設計 | (1) 施工計画                                          |                                 |    |
|               | (2) 仮設構造物設計                                       |                                 |    |
| 数量計算          | 数量計算書                                             |                                 |    |
| 照査            | 照査報告書                                             |                                 |    |
| 総合検討          | (1) 課題整理                                          |                                 |    |
|               | (2) 今後の解決事項                                       |                                 |    |
| 報告書作成         | 報告書                                               |                                 |    |
| 詳細設計図面        | (1) 位置図                                           | 1:2,500～1:50,000                |    |
|               | (2) 平面図                                           | 1:500～1:1,000                   |    |
|               | (3) 縦断図                                           | H=1:200～1:1000<br>V=1:100～1:200 |    |
|               | (4) 横断図                                           | 1:100～1:200                     |    |
|               | (5) 構造図                                           | 1:50～1:100                      |    |
|               | (6) 付属物詳細図                                        | 1:20～1:200                      |    |
|               | (7) 仮設工詳細図                                        | 1:50～1:200                      |    |

(5) 山腹工の設計

1) 山腹工予備設計の成果物

表 4.3.11 成果物一覧

| 設計項目   | 成果物                                                                 | 縮尺                              | 摘要 |
|--------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----|
| 現地踏査   | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ                                              |                                 |    |
| 基本事項検討 | (1) 設計条件の検討<br>(2) 工種、工法の検討<br>(3) 構造物の位置<br>(4) 地形地質条件<br>(5) 環境条件 |                                 |    |
| 配置設計   | 配置案作成                                                               |                                 |    |
| 施設設計検討 | (1) 斜面安定計算、設計計算<br>(2) 基本図面<br>(3) 景観検討                             |                                 |    |
| 概算工事費  | 概算工事費                                                               |                                 |    |
| 最適案の選定 | 比較案の評価、最適案選定                                                        |                                 |    |
| 施工計画検討 | 施工計画                                                                |                                 |    |
| 照査     | 照査報告書費                                                              |                                 |    |
| 総合検討   | (1) 課題整理<br>(2) 今後の調査項目                                             |                                 |    |
| 予備設計図面 | (1) 全体位置図<br>(2) 計画一般図<br>・平面、縦断、横断<br>・主要構造図<br>・施工計画図             | 1:2,500～1:50,000<br>1:200～1:500 |    |

2) 山腹工詳細設計の成果物

表 4.3.12 成果物一覧

| 設計項目          | 成果物                                                    | 縮尺               | 摘要 |
|---------------|--------------------------------------------------------|------------------|----|
| 現地踏査          | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ                                 |                  |    |
| 基本事項決定        | (1) 設計条件の検討<br>(2) 配置設計・構造諸元<br>(3) 地形地質条件<br>(4) 環境条件 |                  |    |
| 施設設計          | (1) 設計計算<br>(2) 設計図作成<br>(3) 景観設計                      |                  |    |
| 施工計画及び仮設構造物設計 | (1) 施工計画<br>(2) 仮設構造物設計                                |                  |    |
| 数量計算          | 数量計算書                                                  |                  |    |
| 照査            | 照査報告書                                                  |                  |    |
| 総合検討          | (1) 課題整理<br>(2) 今後の解決事項                                |                  |    |
| 報告書作成         | 報告書                                                    |                  |    |
| 詳細設計図         | (1) 位置図                                                | 1:2,500～1:50,000 |    |
|               | (2) 平面図                                                | 1:500～1:1,000    |    |
|               | (3) 縦断図                                                | 1:100～1:500      |    |
|               | (4) 横断図                                                | 1:10～1:500       |    |
|               | (5) 構造図                                                | 1:50～1:100       |    |
|               | (6) 付属物詳細図                                             | 1:20～1:200       |    |
|               | (7) 仮設工詳細図                                             | 1:50～1:200       |    |

## 第4章 地すべり対策調査・計画・設計

### 第1節 地すべり対策調査・計画・設計

#### 第4401条 地すべり対策調査・計画・設計の種類

地すべり対策調査・計画・設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 地すべり調査
- (2) 地すべり対策計画
- (3) 地すべり防止施設設計

### 第2節 地すべり調査

#### 第4402条 地すべり調査の区分

地すべり調査は以下の区分により行うものとする。

- (1) 地すべり予備調査
- (2) 地すべり概査
- (3) 地すべり機構解析

#### 第4403条 地すべり予備調査

##### 1. 業務目的

本業務は、地すべり地、地すべり地域について、精査における地すべり機構と対策計画のために必要な地形・地質などの資料を整備し、地すべり地の予察を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項をとりまとめるものとする。

(3) 地形判読及び地すべり地の予察

受注者は、空中写真や地形図を用いて、地すべり地について、地すべりの特徴を示す微地形、地すべりブロックの範囲・形状、運動方向、移動ブロックの区分、地すべりの型、分類等を判読する。また、地質構造上の特性等について判読するものとする。

更に広域を対象として地すべり地の予察を行う場合には、対象地域における地すべり地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、地すべり地形の特徴に着目して地すべり地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。

(4) 概査、精査必要斜面の検討

受注者は、予察の成果に基づいて、概査、精査の必要な斜面を検討するものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 空中写真
- (2) 地形図（縮尺1/500～1/5,000）
- (3) 業務に関連する既往調査報告書

第4404条 地すべり概査

1. 業務目的

本業務は、地すべりの発生・運動機構、地すべりの滑動の素因・誘因を推定し、また、被害、滑動の危険性を予測して、精査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形

図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項をとりまとめるものとする。

(3) 現地調査

受注者は、地すべり地について現地調査を行い、地すべりの発生機構、運動機構に係る事項を観察するものとする。

また、観察の結果に基づいて、地すべりの規模・範囲、運動形態（運動方向、ブロック区分）、発生原因、地質性状・地質構造等の推察、地下水の分布の把握、今後の運動予測等を行うものとする。

(4) 既存調査結果の解析

受注者は、精密な地質図等の資料に基づいて、地すべり地およびその周辺地域の地質と地質構造について検討するものとする。また、既存の計測調査の結果等がある場合には、それに基づいて、地すべり地の運動速度、方向等の概略を検討するものとする。

(5) 応急対策の検討

受注者は、地すべりの機構の推定、活動性の予測に基づいて、必要な場合には、概略の応急対策の検討を行うものとする。

(6) 精査計画の立案

1) 調査測線の設定

受注者は、現地調査の結果に基づき、地すべり地を一つ以上の運動ブロックに分割し、各運動ブロック毎に地すべりのすべり面が確認でき、対策の基本検討を行うのに適した位置、方向に調査測線を設定する。副測線は、補助的に調査する必要がある場合に設定するものとする。

2) 精査計画の立案

受注者は、現地調査の結果に基づき、必要な調査項目について精査計画を立案するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地すべり予備調査報告書

- (2) 地すべり予備調査で収集した資料
- (3) 地形図（縮尺 1/500～1/2,000）
- (4) 地盤状況調査のデータ

#### 第4405条 地すべり機構解析

##### 1. 業務目的

本業務は、精査結果の解析に基づいて地すべりの機構を解明し、対策計画の立案、防止施設の設計を行うための資料を得ることを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項をとりまとめるものとする。

###### (3) 地質精査結果の解析

受注者は、地質精査の結果に基づいて、地質、地下構造を解析し、また、すべり面の有無、深度、形状を検討するものとする。

また、地質精査の種類に応じて、観察、解析の結果を柱状図、地質展開図、断面図等の図表にとりまとめるものとする。

###### (4) 地下水調査結果の解析

受注者は、地下水調査結果に基づいて、地下水の分布、地下水の流動層、地下水の流下・供給経路、流下速度、性質、間隙水圧、地下水位の状況を解析するものとする。

###### (5) 移動量調査結果の解析

受注者は、移動量調査の結果に基づいて、地すべり変動が有る場合には、地すべりの運動方向、運動量、運動速度、運動範囲、気象因子と運動との関係を解析するものとする。

###### (6) すべり面調査結果の解析

受注者は、すべり面調査の結果に基づいて、すべり面の深度、変位量の変化と気象因子の関係を解析するものとする。

###### (7) 土質調査結果の解析

受注者は、土質調査の結果に基づいて、すべり面の強度、地盤の強度



を解析するものとする。

(8) 現地精査

受注者は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析のため、更に詳細な現地精査を行うものとする。

(9) 機構解析

1) ブロック区分

受注者は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべり地の運動ブロックの区分を行うものとする。

2) 素因・誘因の検討

受注者は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべりの滑動発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。

3) 発生・運動機構の総合検討

受注者は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべり地の移動状況、地下水の状況、すべり面の形状・位置、移動範囲、移動土量、地すべり滑動の影響等の発生・運動機構及び対策計画について総合的に検討するものとする。

4) 解析図の作成

受注者は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべり地の平面図、断面図を作成する。また、必要に応じて副測線や横断測線についても断面図を作成するものとする。

(10) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地すべり予備調査報告書

(2) 地すべり概査報告書

(3) 地すべり精査報告書、データ、サンプル

(4) 空中写真

(5) 地形図（縮尺 1/100～1/1,000）

### 第3節 地すべり対策計画

#### 第4406条 地すべり対策計画

##### 1. 業務目的

本業務は、地すべり調査の結果に基づいて、地すべり地の安定度の検討を行い地すべり滑動を防止し、あるいは、地すべり滑動による被害を軽減するための対策計画の立案を目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

###### (3) 安定解析

###### 1) 現状の安定度の決定

受注者は、機構解析の成果に基づいて、地すべりブロックの現状の安定度を決定するものとする。

###### 2) 安定計算

受注者は、機構解析の成果に基づき、安定解析に使用する地すべり土塊の単位体積重量、安定計算式、すべり面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位について検討し、決定するものとする。

また、すべり面について安定計算を行い、地すべりの諸元を算出するものとする。

###### (4) 対策計画

###### 1) 基本方針の検討

受注者は、対象とする地すべり地について、直接的、間接的の両者の被害を検討し、その結果に基づいて緊急性、対策の必要性等、対策計画の基本方針を検討するものとする。

また、地域計画における地すべり地の位置付けを検討するものとし、景観および環境の保全に対する基本方針を検討するものとする。

###### 2) 警戒・避難計画検討

受注者は、地すべり滑動に対する監視計画、警戒避難の体制を検討

するものとする。

3) 対策計画の検討

受注者は、防止施設により安全性を確保しようとする場合には、目標とする計画安全率、概略の採用し得る複数の工法、配置計画、事業規模、施工順位を検討するものとする。また、土地利用等を十分考慮し、人家・公共建物の移転、道路・河川の付替等について検討するものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地すべり予備調査報告書
- (2) 地すべり概査報告書
- (3) 地すべり精査報告書
- (4) 地すべり機構解析報告書
- (5) 地形図（縮尺 1/100～1/1,000）
- (6) 断面図（縮尺 1/100～1/1,000）

## 第4節 地すべり防止施設設計

### 第4407条 地すべり防止施設設計の区分

地すべり防止施設設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 地すべり防止施設予備設計
- (2) 地すべり防止施設詳細設計

### 第4408条 地すべり防止施設予備設計

#### 1. 業務目的

本業務は、機構解析、地すべり対策計画に基づいて、地すべり防止施設の概略の設計を行い、最適な地すべり防止施設を選定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画

書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、地すべり防止施設の配置計画点の地形・地質（露頭）、周辺構造物、土地利用状況等を把握し、また、工事用道路、施工ヤード等の検討、防止施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、現地踏査の結果に基づき地すべり防止施設の工種・構造、位置を決定し予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受注者は、地すべり地の地形・地質、地すべり発生機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、抑制工と抑止工の適切な組み合わせ3案程度の配置案を検討するものとする。

(5) 施設設計検討

1) 主要構造物の概略設計

受注者は、配置設計で立案された工法について、主要な構造物についてはその機能、規模に応じた地すべりの安定度の変化を計算し、必要とする安定度の変化に対応する応力計算を行い、施設の規模、形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。

2) 景観検討

受注者は、自然及び地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、配置設計で立案された3案に対して、概算数量を基に概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項に基づき、最終案を選定した結果についての妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地すべり予備調査報告書

(2) 地すべり概査報告書

(3) 地すべり精査報告書

(4) 地すべり機構解析報告書

(5) 地すべり対策計画報告書

(6) 設計地点の平面図、断面図（縮尺 1/100～1/1,000）

第4409条 地すべり防止施設詳細設計

1. 業務目的

本業務は、地すべり防止施設の予備設計の成果に基づいて、工事に必要な詳細な地すべり防止施設設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、予備設計で定めた設計内容および施工計画の条件を現地で確認するものとし、測量図等の資料を基に、測量内容と範囲を現地で確認するものとする。

また、地質状況について、資料および予備設計で用いた地盤条件と照合し、詳細設計に必要な事項を確認するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の資料及び設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 詳細設計

受注者は、予備設計で検討された規模、形状、基本寸法等に基づき、施工に必要な設計を行うものとする。

2) 付属施設の設計

受注者は、設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。

3) 設計計算

受注者は、詳細設計に必要な安定計算および応力計算を行うものとする。

4) 景観設計

受注者は、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、加工性、経済性等及び自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

(5) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(6) 施工計画および仮設構造物設計

受注者は、施設の施工方法、施工順序等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設構造物設計を行うものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。

(9) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地すべり対策工予備設計報告書

(2) 設計地点の測量図面

- ・ 平面図（縮尺 1/100～1/1,000）
- ・ 横断図（縮尺 1/100～1/1,000）
- ・ 縦断図（縮尺 1/100～1/1,000）

(3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料

**第5節 成果物**

**第4410条 成果物**

受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

(1) 地すべり予備調査

表 4.4.1 成果物一覧

| 設計項目           | 成果物          | 縮尺            | 摘要 |
|----------------|--------------|---------------|----|
| 資料収集整理         | 収集資料のとりまとめ成果 |               |    |
| 地形判読及び地すべり地の予察 | 写真判読の成果・図面   | 1:500～1:5,000 |    |
| 概査、精査必要斜面の検討   | 同左           |               |    |
| 照査             | 照査報告書        |               |    |
| 総合検討           | 今後の課題と留意事項   |               |    |
| 報告書作成          | 報告書          |               |    |

(2) 地すべり概査

表 4.4.2 成果物一覧

| 設計項目      | 成果物           | 縮尺            | 摘要 |
|-----------|---------------|---------------|----|
| 資料収集整理    | 収集資料のとりまとめ成果  |               |    |
| 現地調査      | 現地調査写真        | 1:500～1:2,000 |    |
| 既存調査結果の解析 | 既存調査結果の解析の成果図 | 1:500～1:2,000 |    |
| 応急対策の検討   | 同左            |               |    |
| 精査計画の立案   | 精査計画平面図       | 1:500～1:2,000 |    |
| 照査        | 照査報告書         |               |    |
| 総合検討      | 今後の課題と留意事項    |               |    |
| 報告書作成     | 報告書           |               |    |

(3) 地すべり機構解析

表 4.4.3 成果物一覧

| 設計項目        | 成果物           | 縮尺            | 摘要 |
|-------------|---------------|---------------|----|
| 資料収集整理      | 収集資料のとりまとめ成果  |               |    |
| 地質調査結果の解析   | 同左            |               |    |
| 地下水調査結果の解析  | 同左            |               |    |
| 移動量調査結果の解析  | 同左            |               |    |
| すべり面調査結果の解析 | 同左            |               |    |
| 土質調査結果の解析   | 同左            |               |    |
| 現地精査        | 同左            |               |    |
| 機構解析        | 地すべり地の平面図、断面図 | 1:100～1:1,000 |    |
| 照査          | 照査報告書         |               |    |
| 総合検討        | 今後の課題と留意事項    |               |    |
| 報告書作成       | 報告書           |               |    |

(4) 地すべり対策計画

表 4.4.4 成果物一覧

| 設計項目   | 成果物                | 縮尺            | 摘要 |
|--------|--------------------|---------------|----|
| 資料収集整理 | 収集資料のとりまとめ成果       |               |    |
| 安定解析   | 安定計算結果             |               |    |
| 対策計画   | 地すべり防止施設の配置平面図、断面図 | 1:100～1:1,000 |    |
| 照査     | 照査報告書              |               |    |
| 総合検討   | 今後の課題と留意事項         |               |    |
| 報告書作成  | 報告書                |               |    |



(5) 地すべり防止施設予備設計

表 4.4.5 成果物一覧

| 設計項目    | 成果物                          | 縮尺                                                               | 摘要 |
|---------|------------------------------|------------------------------------------------------------------|----|
| 現地踏査    | 現地踏査のとりまとめ成果                 |                                                                  |    |
| 基本事項の検討 | 基本事項の検討                      |                                                                  |    |
| 配置設計    | 配置案(3案)                      |                                                                  |    |
| 施設設計検討  | 施設の規模、形状<br>景観検討             |                                                                  |    |
| 概算工事費   | 同左                           |                                                                  |    |
| 最適案の選定  | 同左                           |                                                                  |    |
| 施工計画検討  | 同左                           |                                                                  |    |
| 照査      | 照査報告書                        |                                                                  |    |
| 総合検討    | 今後の課題と留意事項                   |                                                                  |    |
| 報告書作成   | 報告書                          |                                                                  |    |
| 基本図面    | 位置図<br>平面図<br>標準断面図<br>主要構造図 | 1:2,500～1:50,000<br>1:100～1:1,000<br>1:100～1:1,000<br>1:10～1:100 |    |

(6) 地すべり防止施設詳細設計

表 4.4.6 成果物一覧

| 設計項目          | 成果物                                                                                      | 縮尺                                                                                                                                                                 | 摘要 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 現地踏査          | 現地踏査のとりまとめ成果                                                                             |                                                                                                                                                                    |    |
| 基本事項決定        | 基本事項の決定                                                                                  |                                                                                                                                                                    |    |
| 施設設計          | 詳細設計<br>付属施設の設計<br>設計計算<br>景観設計                                                          |                                                                                                                                                                    |    |
| 数量計算          | 数量計算書                                                                                    |                                                                                                                                                                    |    |
| 施工計画及び仮設構造物設計 | 施工計画<br>仮設構造物設計                                                                          |                                                                                                                                                                    |    |
| 照査            | 照査報告書                                                                                    |                                                                                                                                                                    |    |
| 総合検討          | 総合検討                                                                                     |                                                                                                                                                                    |    |
| 報告書作成         | 報告書                                                                                      |                                                                                                                                                                    |    |
| 詳細設計図         | 位置図<br>平面図<br>縦断面図<br><br>横断面図<br>標準断面図<br>構造図<br>1)構造図詳細図<br>2)展開図※<br>3)配筋図※<br>4)土工図※ | 1:2,500～1:50,000<br>1:500～1:1,000<br>H=1:200～1:1000<br>V=1:100～1:200<br><br>1:100～1:200<br>1:100～1:200<br><br>1:50～1:100<br>1:50～1:500<br>1:10～1:100<br>1:50～1:500 |    |

※：施設の種類に応じて作成する。

## 第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計

### 第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計

#### 第4501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類

急傾斜地対策調査・計画・設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 急傾斜地調査
- (2) 急傾斜地崩壊対策計画
- (3) 急傾斜地崩壊防止施設設計

### 第2節 急傾斜地調査

#### 第4502条 急傾斜地調査の区分

急傾斜地調査は以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備調査
- (2) 概査
- (3) 機構解析

#### 第4503条 急傾斜地予備調査

##### 1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊および危険区域の斜面について、精査における崩壊機構と対策計画のために必要な資料を整理し、急傾斜地崩壊の危険斜面の予察を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、地形図、地質図、その他地形図・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した崩壊の事例とその履歴、復旧工法に関する資料、既存の調査資料を収集するものとする。また、斜面周辺の自然・社会環境等に関する資料収集では、法指定状況・植生・動物・土地利用計画・開発状況・文化財・地域防災計画等の項目について資料を収集するものとする。

(3) 写真判読

受注者は、発注者より貸与される空中写真を用いて、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、崩壊の徴候を示す微地形、その範囲・形状、移動方向、周辺における旧崩壊地形とその形態、位置を判読するものとする。

また、設計図書に基づき、急傾斜地崩壊危険斜面の予察を行うものとする。予察では、設計図書に示す対象地域における急傾斜地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、急傾斜地の地形の特徴に着目して急傾斜地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。

(4) 概査、精査必要斜面の検討

受注者は、予察の成果に基づいて、概査、精査の必要な斜面を検討するものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図（縮尺 1/500～1/5,000）
- (2) 空中写真
- (3) 業務に関連する既往調査報告書

第4504条 急傾斜地概査

1. 業務目的

本業務は、崩壊の危険性の検討、崩壊の形態の予測、崩壊の素因の推定等を行い、精査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書

の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

### (3) 現地調査

#### 1) 地形調査

受注者は、急傾斜崩壊（危険）斜面および周辺について現地調査を行い以下の項目について調査するものとする。

傾斜度・斜面の高さ・斜面方位・斜面形状・縦断形状・横断形状・遷急線

#### 2) 地質調査

受注者は、急傾斜崩壊（危険）斜面および周辺について現地調査を行い、以下の項目について調査するものとする。

地表の状況・表土の厚さ・地盤の状況・岩盤の亀裂・斜面と不連続面の関係断層および破碎帯

受注者は、調査の成果を、発注者より貸与される地形図に記入した図面を作成するものとする。

受注者は、調査結果について、対象とする斜面と近傍の崩壊地との対比を行うものとする。

#### 3) 環境要因調査

受注者は、急傾斜崩壊（危険）斜面および周辺について現地調査を行い、以下の項目について調査するものとする。

- ① 湧水（位置・量等）
- ② 植生（種類・樹齢・伐採根等）
- ③ 対象斜面および近隣斜面の崩壊履歴（位置・規模・新旧等）
- ④ 対策工（対策工の種類・位置・変状等）
- ⑤ 土地利用状況

受注者は、調査の成果を発注者より貸与される地形図に記入した図面を作成するものとする。

#### 4) 保全対象調査

受注者は、急傾斜崩壊（危険）斜面および周辺について現地調査を行い、保全対象の種類・位置・数量等について調査するものとする。

### (4) 応急対策の検討

受注者は、現地調査の成果に基づいて、必要な場合には、概略の応急対策の検討を行うものとする。

### (5) 精査計画の立案

受注者は、現地調査の成果に基づいて、精査計画を立案するものとする。

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備調査報告書

(2) 予備調査で収集した資料

(3) 地形図（縮尺 1/500～1/2,000）

第4505条 急傾斜地機構解析

1. 業務目的

本業務は、精査結果の解析に基づいて急傾斜地崩壊の機構を解明し、対策計画の立案、防止施設の設計を行うための資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 調査測線の設定

受注者は、概査の結果に基づいて、設計図書に示す急傾斜地崩壊（危険）斜面に調査測線を設定するものとする。副測線は、補助的に調査する必要がある場合に設定するものとする。

(4) 地質精査結果の解析

受注者は、発注者より貸与される地質精査の結果に基づいて、以下の項目について解析を行うものとする。

1) 想定される崩壊の位置および規模の推定

2) 崩壊面の推定（深度、形状等）

3) 土層構成および土層の強度

受注者は、地質精査の種類に応じて、観察、解析の結果を柱状図等

の図表にとりまとめるものとする。

(5) 地下水調査結果の解析

受注者は、発注者より貸与される地下水調査の結果に基づいて、必要な場合には、以下の項目について解析を行うものとする。

- 1) 地表付近の土層の透水性、透水性の連続性
- 2) 地下水の流動層
- 3) 間隙水圧、地下水位の状況
- 4) 地下水の流下・供給経路

受注者は、必要に応じて、気象因子と地下水位、間隙水圧の変化との関係が検討できるような図表を作成するものとする。

受注者は、データのとりまとめにあたっては、斜面からの湧水状況等との比較検討を行うものとする。

(6) 斜面挙動調査結果の解析

受注者は、発注者より貸与される斜面挙動調査の結果に基づいて斜面の挙動を解析するものとする。

受注者は、必要に応じて、気象因子と斜面挙動との関係が検討できるような図表を作成するものとする。

(7) 土質調査結果の解析

受注者は、発注者より貸与される土質調査の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の地盤強度、崩壊（すべり）面の強度を解析するものとする。

(8) 現地精査

受注者は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析のため、必要に応じて、以下の項目について更に詳細な現地精査を行うものとする。

1) 地形調査

斜面形状、オーバーハングの有無、斜面勾配、集水範囲、斜面の向き、比高、斜面長、斜面の勾配変化点、表流水の流路等の微地形

2) 地質調査

土層・地層の境界、地層の走向・傾斜、断層や節理等の不連続面の状況、移動可能層、風化状況、浸食に対する抵抗性、透水性等

3) 湧水調査

位置、量、濁り、表層の含水状態、井戸などの水位変化、後背地の地下水等

4) 植生調査

種類、分布、樹齢、密度、根系の状況、土層の緩み、下草の状況、最近の伐採の有無、植林の目的、樹木の曲がり等

5) 対策工調査

防災施設の種類、施工時期、規模、形状、安定度、位置、変状、斜面の改変等

6) 景観調査

対象地周辺の写真撮影、スケッチ、等

(9) 機構解析

1) 崩壊形態の推定

受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、設計図書に示す斜面の崩壊形態を推定するものとする。

2) 素因・誘因の検討

受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の崩壊発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。

3) 発生・運動機構の総合検討

受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の移動状況、崩壊（すべり）面の形状・位置、移動範囲、移動土量、崩壊の影響等の発生・運動機構を総合的に検討するものとする。

4) 解析図の作成

受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、本号1)・3)の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の平面図、断面図を作成するものとする。また、必要に応じて副測線や横断測線についても断面図を作成するものとする。

断面図には、崩壊（すべり）面、地下水位（最高水位、最低水位）ボーリング柱状図、地層区分（線）、風化区分（線）、各種の調査・試験結果（地下水流動面、崩壊（すべり）面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等）、地表すべり面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等）、地の亀裂・変状の位置、湧水の位置、保全対象の位置等を記載するものとする。

平面図には、基盤岩（不動岩）の分布、基盤岩（不動岩）の走向・傾斜、崩積土の分布、崩壊（想定）範囲、滑動状況、地表面の変状の分布、湧水位置、地下水流下経路等を記載するものとする。

(10) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備調査報告書
- (2) 概査報告書
- (3) 精査の報告書、データ、サンプル
- (4) 空中写真
- (5) 地形図（縮尺 1/100～1/1,000）



### 第3節 急傾斜地崩壊対策計画

#### 第4506条 急傾斜地崩壊対策計画

##### 1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊調査の結果に基づいて、急傾斜地斜面の崩壊に対する安定度の検討を行い、また、崩壊を防止、あるいは被害を軽減するための対策計画の検討を目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

###### (3) 安定解析

###### 1) 現状の安定度

受注者は、機構解析の成果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の現状の安定度を決定するものとする。

###### 2) 安定計算

受注者は、機構解析の成果に基づいて、また、各種のデータを吟味して、安定度の検討に使用する崩壊可能土塊の単位体積重量、安定計算式、崩壊面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位等について検討し、決定するものとする。

受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、機構解析で検討した崩壊（すべり）面に基づいて安定計算を行うものとする。

###### (4) 対策計画

###### 1) 基本方針の検討

受注者は、設計図書に示す急傾斜地崩壊（危険）斜面についての現状、直接的、間接的な被害を検討し、その結果に基づいて対策の必要性、緊急性について検討するものとする。

###### 2) 警戒・避難計画の検討

受注者は、設計図書の指示に基づき、崩壊に対する警戒・避難の体制、監視計画を検討するものとする。

###### 3) 対策計画の検討

受注者は、防止施設により安全性を確保しようとする場合には、目標とする計画安全率、概略の採用し得る複数の工法、配置計画、事業規模、施工順位を検討する。対策計画において被害の軽減を図る場合には土地利用等を十分考慮し、人家・公共建物の移転、道路・河川の付替等について検討するものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備調査報告書
- (2) 概査報告書
- (3) 精査の報告書
- (4) 機構解析報告書
- (5) 地形図（縮尺 1/100～1/1,000）
- (6) 平面図（縮尺 1/100～1/1,000）

## 第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計

### 第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分

急傾斜地崩壊防止施設設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

### 第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

#### 1. 業務目的

本業務は、機構解析、急傾斜地崩壊対策計画に基づいて、急傾斜地崩壊防止施設の概略の設計を行い、最適な急傾斜地崩壊防止施設を選定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は貸与資料を基に現地踏査を行い、急傾斜地崩壊防止施設の配置計画地点の地形地質（露頭）湧水、周辺構造物、土地利用状況等を把握し、また、工事用道路、施工ヤード等の検討、対策施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種・工法、構造物の位置を決定し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工を適切に組み合わせて、比較検討案を立案するものとする。

(5) 施設設計

1) 工法比較

受注者は、急傾斜地崩壊危険斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工の適切な組み合わせ3案程度を検討し、構造的、施工性、経済性、環境等の検討成果に基づいて、最適な工法を選定するものとする。

2) 主要構造物の概略設計

受注者は、精査、機構解析、対策計画の資料に基づき、また、基本事項の検討に沿った選定工法の機能と規模に応じた崩壊（危険）斜面の安定度の変化の検討、主要な構造物についての応力計算を行って、主要な急傾斜地崩壊防止施設の規模、断面形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

4) 環境検討

受注者は、生態系や景観に配慮した施設および対策工法の検討を行うものとする。

5) 有効活用検討

受注者は、斜面整備とあわせて有効活用について検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、配置設計で立案された3案に対して、主な工種について監督員と協議した単価と、概算数量を基に算定するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備調査報告書
- (2) 概査報告書
- (3) 精査報告書
- (4) 機構解析報告書
- (5) 対策計画報告書
- (6) 設計地点の平面図、断面図（縮尺 1/100～1/1,000）

**第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計**

**1. 業務目的**

本業務は、急傾斜地崩壊防止施設の予備設計の成果に基づいて、施工に必要な詳細な急傾斜地崩壊防止施設の設計を行ない、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査を行い、予備設計で定めた設計および施工計画の

条件を現地で確認するものとする。

受注者は、測量図等の資料を基に、測量内容と範囲を現地で確認するものとする。

受注者は、地質状況について、発注者より貸与された資料および予備設計で用いた地盤条件と照合し、詳細設計に必要な事項を確認するものとする。

### (3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。

#### 1) 地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の地形・地質条件の確認、整理を行うものとする。

#### 2) 設計条件

受注者は、設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

#### 3) 環境条件

受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

### (4) 施設設計

#### 1) 詳細設計

受注者は、予備設計で選定された防止施設について、予備設計で検討された規模、断面形状、基本寸法等に基づき、施工に必要な設計を行うものとする。

#### 2) 附属施設の設計

受注者は、設計図書に基づき、附属施設の設計を行うものとする。

#### 3) 設計計算

受注者は、防止施設について必要な安定計算及び応力計算を行うものとする。

#### 4) 景観設計

受注者は、設計図書に基づき、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、加工性、経済性等について検討を行い、詳細な設計を行うものとする。

### (5) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(6) 施工計画及び仮設構造物設計

受注者は、設計を行った施設の施工方法、施工順位等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主な内容は以下に示すものとする。

- ① 施工条件
- ② 施工方法
- ③ 動態観測が必要な場合には、その方法
- ④ 施工上の問題点とその整理

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順について照査を行う。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法についてその妥当性を照査し、全体一般図について照査・確認を行うものとする。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、および整合性に着目し照査を行う。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

(2) 設計地点の測量図面

- 1) 平面図（縮尺 1/100～1/1,000）
- 2) 横断面図（縮尺 1/100～1/1,000）
- 3) 縦断面図（縮尺 1/100～1/1,000）

(3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料

## 第5節 成果物

### 第4510条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

(1) 急傾斜地予備調査

表 4.5.1 成果物一覧

| 設計項目         | 成果物                           | 縮尺            | 摘要 |
|--------------|-------------------------------|---------------|----|
| 資料収集整理       | 収集資料のとりまとめ成果                  |               |    |
| 写真判読         | 写真判読成果・図面                     | 1:500～1:5,000 |    |
| 概査、精査必要斜面の検討 | 同左                            |               |    |
| 照査           | 照査報告書                         |               |    |
| 総合検討         | (1) 技術的事項・課題整理<br>(2) 今後の配慮事項 |               |    |
| 報告書作成        | 報告書                           |               |    |

(2) 急傾斜地概査

表 4.5.2 成果物一覧

| 設計項目    | 成果物                              | 縮尺 | 摘要 |
|---------|----------------------------------|----|----|
| 資料収集整理  | 収集資料のとりまとめ成果                     |    |    |
| 現地調査    | 地形調査<br>地質調査<br>環境要因調査<br>保全対象調査 |    |    |
| 応急対策の検討 | 同左                               |    |    |
| 精査計画の立案 | 同左                               |    |    |
| 照査      | 照査報告書                            |    |    |
| 総合検討    | (1) 技術的事項・課題整理<br>(2) 今後の配慮事項    |    |    |
| 報告書作成   | 報告書                              |    |    |



## (3) 急傾斜地機構解析

表 4.5.3 成果物一覧

| 設計項目        | 成果物                                                            | 縮尺 | 摘要 |
|-------------|----------------------------------------------------------------|----|----|
| 資料収集整理      | 収集資料のとりまとめ成果                                                   |    |    |
| 調査路線の選定     | 同左                                                             |    |    |
| 地質精査結果の解析   | 崩壊位置・規模の推定<br>崩壊面の推定<br>土層構成・土層強度                              |    |    |
| 地下水調査結果の解析  | 地下水付近の土層の透水性、透水性の連続性<br>地下水の流動性<br>間隙水圧、地下水位の状況<br>地下水の流下・供給経路 |    |    |
| 斜面挙動調査結果の解析 | 同左                                                             |    |    |
| 土質調査結果の解析   | 同左                                                             |    |    |
| 現地精査        | 地形調査<br>地質調査<br>湧水調査<br>植生調査<br>対策工調査<br>景観調査                  |    |    |
| 機構解析        | 崩壊形態の推定<br>素因・誘因の検討<br>発生・運動機構の検討<br>解析図の作成                    |    |    |
| 照査          | 照査報告書                                                          |    |    |
| 総合検討        | (1) 技術的事項・課題整理<br>(2) 今後の配慮事項                                  |    |    |
| 報告書作成       | 報告書                                                            |    |    |

## (4) 急傾斜地崩壊対策計画

表 4.5.4 成果物一覧

| 設計項目   | 成果物                              | 縮尺 | 摘要 |
|--------|----------------------------------|----|----|
| 資料収集整理 | 収集資料のとりまとめ成果                     |    |    |
| 安定解析   | 現状の安定度<br>安定計算                   |    |    |
| 対策計画   | 基本方針の検討<br>警戒・避難計画の検討<br>対策計画の検討 |    |    |
| 照査     | 照査報告書                            |    |    |
| 総合検討   | (1) 技術的事項・課題整理<br>(2) 今後の配慮事項    |    |    |
| 報告書作成  | 報告書                              |    |    |

(5) 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

表 4.5.5 成果物一覧

| 設計項目   | 成果物                                             | 縮尺               | 摘要 |
|--------|-------------------------------------------------|------------------|----|
| 現地踏査   | 現地写真、ルートマップ<br>現地踏査のとりまとめ成果                     |                  |    |
| 基本事項検討 | 基本事項の検討                                         |                  |    |
| 配置設計   | 位置の検討<br>規模の検討<br>形式の検討                         |                  |    |
| 施設設計検討 | 施設設計の範囲<br>主要構造物の概略設計<br>数量算出<br>環境検討<br>有効活用検討 |                  |    |
| 概算工事費  | 概算工事費                                           |                  |    |
| 最適案の選定 | 最適案の選定                                          |                  |    |
| 施工計画検討 | 施工計画検討                                          |                  |    |
| 照査     | 照査報告書                                           |                  |    |
| 総合検討   | (1) 技術的事項・課題整理<br>(2) 今後の配慮事項                   |                  |    |
| 報告書作成  | 報告書                                             |                  |    |
| 基本図面   | (1)全体配置図                                        | 1:5,000～1:25,000 |    |
|        | (2)平面図                                          | 1:100～1:1,000    |    |
|        | (3)標準断面図                                        | 1:100～1:1,000    |    |
|        | (4)主要構造図                                        | 1:10～1:100       |    |

(6) 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計

表 4.5.6 成果物一覧

| 設計項目          | 成果物                             | 縮尺               | 摘要 |
|---------------|---------------------------------|------------------|----|
| 現地踏査          | 現地写真、ルートマップ<br>現地踏査のとりまとめ成果     |                  |    |
| 基本事項決定        | 地形・地質条件<br>設計条件<br>環境条件         |                  |    |
| 施設設計          | 詳細設計<br>付属施設の設計<br>設計計算<br>環境設計 |                  |    |
| 数量計算書         | 同左                              |                  |    |
| 施工計画及び仮設構造物設計 | 施工計画<br>仮設構造物設計                 |                  |    |
| 照査            | 照査報告書                           |                  |    |
| 総合検討          | 総合検討                            |                  |    |
| 報告書作成         | 報告書                             |                  |    |
| 詳細設計図         | (1)全体位置図                        | 1:5,000～1:25,000 |    |
|               | (2)平面図                          | 1:200～1:1,000    |    |
|               | (3)縦・横断面図                       | 1:100～1:1,000    |    |
|               | (4)標準断面図                        | 1:100～1:1000     |    |
|               | (5)構造図                          |                  |    |
|               | 1)構造物詳細図                        | 1:10～1:100       |    |
|               | 2)展開図※                          | 1:50～1:500       |    |
|               | 3)配筋図※                          | 1:50～1:100       |    |
|               | 4)土工図※                          | 1:50～1:500       |    |

※：施設の種類に応じて作成する。

## 第6章 雪崩対策調査・計画・設計

### 第1節 雪崩対策調査・計画・設計

#### 第4601条 雪崩対策調査・計画・設計の種類

雪崩対策調査・計画・設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 雪崩調査
- (2) 雪崩防止施設計画
- (3) 雪崩防止施設設計

### 第2節 雪崩調査

#### 第4602条 雪崩調査の区分

雪崩調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備調査
- (2) 解析調査

#### 第4603条 雪崩予備調査

##### 1. 業務目的

本業務は、現地調査、既存気象資料の処理及び空中写真判読により、雪崩発生分布の特性及び近年の冬期気象特性を把握し、解析調査のための資料を得ることを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

###### (3) 現地踏査

受注者は、現地踏査を行って、地形、植生、地盤状況、既設の防災対策施設等の概要を把握するものとする。

(4) 冬期気象特性の把握

受注者は、最寄りの気象庁観測所の資料に基づき、冬期気象推移図を作成し、それに基づいて、冬期気象特性の概要をまとめるものとする。

(5) 写真判読

受注者は、発注者より貸与される空中写真を用いて、雪崩および雪崩に関連する現象としての下記の項目について判読し、その分布特性について考察し、とりまとめるものとする。

・表層雪崩、全層雪崩、雪割目、雪庇、風向、雪しわ、雪崩痕跡等

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 業務に関連する既往調査報告書

(2) 地形図（防災対象施設に面した傾斜の尾根まで入った縮尺1/1,000～1/10,000地形図）

(3) 積雪・雪崩期空中写真

但し、次の要領で撮影されたものとする。

・撮影の種類（立体視が可能な垂直撮影）

・撮影縮尺（1/5,000～1/15,000）

・写真の種類（モノクロームまたはリアルカラー）

・撮影時期（乾雪表層雪崩時期に1回、湿雪全層雪崩時期に1回）

・撮影年数（大雪の年を含む3冬以上）

(4) 発注者観測の気象資料

第4604条 雪崩解析調査

1. 業務目的

本業務は、現地調査、既存気象資料の処理、空中写真判読によって、積雪深分布、雪崩の発生危険度、到達危険度、速度及び衝撃力の解析を行い、雪崩防止施設計画及び雪崩防止施設設計のための資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務

内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、現地踏査を行って対象となる地点について、斜面の形状、樹木の倒伏や折損、地表の擦削、既設の雪崩防止施設の状況把握を行うものとする。

(4) 雪崩発生危険度の解析

1) 発生要因の整理（判読等）

受注者は、発注者が貸与した地形図と空中写真を用いて単位斜面毎の雪崩発生に関与する地形・植生要因を読み取り、これに積雪深分布解析で得た現況積雪深を積雪要因として加え、発生要因として整理するものとする。

2) 分析および評価基準設定

受注者は、整理した発生要因群と予備調査で判読した雪崩発生との関係进行分析し、更に雪崩発生に関する一般的傾向も加味して発生危険度評価基準を設定するものとする。

3) 発生危険度評価

受注者は、設定した評価基準を用いて防災対象施設に面した単位斜面毎に、計画積雪条件での雪崩発生危険度を評価するものとする。

(5) 雪崩到達範囲の解析

1) 到達要因の整備（判読等）

受注者は、発注者が貸与した地形図と空中写真を用いて各斜面の雪崩到達に関与する地形要因と植生要因を読み取り、これに積雪深分布解析で得られた現況積雪深を積雪要因として加え、到達要因として整理するものとする。

2) 分析および雪崩到達範囲の設定

受注者は、整備した到達要因群と予備調査で判読した雪崩到達との関係进行分析し、更に雪崩到達に関する一般的事項等を総合的に検討し防災対象施設に面した単位斜面毎に雪崩到達範囲を設定するものとする。

(6) 雪崩シミュレーション解析

受注者は、既存気象データ等から雪崩運動計算に必要なパラメータを

設定し、対策工検討に必要な雪崩衝撃力等を算定するものとする。

(7) 総合評価

受注者は、防災対象施設に面した単位斜面毎に、防災対象施設の種類、構造、周囲の地形、斜面規模、計画積雪深、雪崩経歴、雪崩到達範囲、速度、衝撃力等を総括し、その他の雪崩特性に関する事項があればそれも加えて総合的に検討し、対策の必要性を評価するものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備調査報告書

(2) 地形図（縮尺 1/500～1/2,000）

(3) 積雪・雪崩期空中写真（写真仕様は予備調査の場合と同様とする）

(4) 発注者観測の気象資料

## 第3節 雪崩防止施設計画

### 第4605条 雪崩防止施設計画

#### 1. 業務目的

本業務は、解析調査の結果に基づいて、各斜面の雪崩防止施設の種類、形状、大きさ、優先順位、配置等を検討し、雪崩防止施設設計のための資料を得ることを目的とする。

#### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 基本方針の検討

受注者は、設計図書に示す範囲の各斜面について、解析調査報告書にまとめた結果の他に、各箇所の特異性（景観重視など）や別種の災害（地すべり等）の可能性があればこれも加えて検討要素とし、防止施設の選定の目安（予防工法、防護工法、組合せ工法の選定、各工種の選定等）、斜面別の対策優先順位および各斜面内の施工順位の設定の目安等についての基本方針を検討するものとする。

（4）防止施設計画検討

1）配置計画

受注者は、防止施設が必要と評価した各斜面毎に、採用し得る複数の工法について配置計画を検討するものとする。その際、受注者は、必要に応じて、各箇所の地形、計画積雪深、雪崩規模に対応した防止施設断面形状（地上部）と地上高を設定し、それを考慮した配置を検討するものとする。

2）優先順位と施工順位の設定

受注者は、斜面別の対策優先順位と各斜面内の施工順位を設定し、配置計画と合わせてとりまとめるものとする。

（5）照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（6）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- （1）解析調査報告書
- （2）地形図（縮尺 1/100～1/1,000）
- （3）地質調査報告書
- （4）別種災害調査報告書
- （5）空中写真およびその他の関連資料

第4節 雪崩防止施設設計

第4606条 雪崩防止施設設計の区分

雪崩防止施設設計は、以下の区分により行うものとする。

- （1）予備設計
- （2）詳細設計



## 第4607条 雪崩防止施設予備設計

### 1. 業務目的

本業務は、解析調査及び防止施設計画に基づいて、概略の防止施設設計を行うことを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、雪崩防止施設の配置計画地点の地形、地質、植生、周辺の構造物、土地利用、規制条件等を把握し、また、工事用道路、仮排水、施工ヤード等の検討、施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。なお、現地調査を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し指示を受けるものとする。

#### (3) 基本事項検討

受注者は、以下に示す雪崩防止施設の事項について技術的検討を行うものとする。

- ① 構造特性（耐久性、維持管理性）
- ② 施工性（施工の確実性、工事用道路及びスペース等）
- ③ 環境条件
- ④ 設計条件
- ⑤ 経済性

#### (4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、雪崩防止施設について安全性、施工性、経済性、環境面、保全等の各側面から有力な工法を比較・検討するものとする。

#### (5) 施設設計検討

##### 1) 工法比較

受注者は、各斜面毎に有力な3案の工法を抽出し、安全性、施工性、経済性、環境面、保全等の各側面から比較・検討し、最適工法を選定するものとする。

##### 2) 主要構造物の概略設計

受注者は、解析調査と防止設計計画の結果に基づき、また、基本事項の検討に沿って選定した工法の機能と規模、積雪・雪崩・地質条件等に応じた安定度の検討および構造物についての応力計算を行って、

代表的な防止施設の規模、断面形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、配置計画で立案された3案に対して、主な工種について監督員と協議した単価と、概算数量を基に算出するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、設計計画および配置設計等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 解析調査報告書
- (2) 防止施設計画報告書
- (3) 地形図等測量成果
- (4) 地質等調査報告書
- (5) 空中写真その他関連資料

**第4608条 雪崩防止施設詳細設計**

**1. 業務目的**

本業務は、予備設計までの成果に基づいて、施工に必要な詳細な雪崩防止施設設計を行うことを目的とする。

**2. 業務内容**

- (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

- ・受注者は、予備設計で定めた設計および施工計画の条件を現地で確認するものとする。
- ・受注者は、測量図等の資料を基に、測量内容と範囲を現地で確認するものとする。
- ・受注者は、地質状況について、資料および予備設計で用いた地盤条件と照合し、詳細設計に必要な事項を確認するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の資料及び設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。

1) 地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の地形・地質条件の確認、整理を行うものとする。

2) 設計条件

受注者は、設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

3) 環境条件

受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

(4) 施設設計

1) 詳細設計

受注者は、防止施設について、予備設計で検討された規模、断面形状、基本寸法等に基づき、施工に必要な設計を行うものとする。

2) 附属施設の設計

受注者は、設計図書に基づき、附属施設の設計を行うものとする。

3) 設計計算

受注者は、防止施設について必要な荷重計算、構造計算、安定計算および応力計算を行うものとする。

4) 景観設計

受注者は、設計図書に基づき、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、加工性、経済性等について検討を行い、詳細な設計を行うものとする。

(5) 施工計画および仮設構造物設計

受注者は、防止施設の施工方法、施工順序等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主な内容は以下のとおりとする。

- ① 施工条件
- ② 施工方法
- ③ 施工上の問題点とその整理

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の測量図面
  - ・実測平面図
  - ・実測縦断面図
  - ・実測横断面図
- (3) 地質調査、試験の成果

**第5節 成果物**

**第4609条 成果物**

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

## (1) 雪崩予備調査

表 4.6.1 成果物一覧

| 設計項目      | 成果物                            | 縮尺                                   | 摘要 |
|-----------|--------------------------------|--------------------------------------|----|
| 資料収集整理    | 収集資料のとりまとめ成果                   |                                      |    |
| 現地踏査      | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ         |                                      |    |
| 冬季気象特性の把握 | 気象推移図                          |                                      |    |
| 写真判読      | 撮影時期別雪崩判読図<br>雪崩等判読集成図         | 1:2,000～1:10,000<br>1:2,000～1:10,000 |    |
| 照査        | 照査報告書                          |                                      |    |
| 総合検討      | (1) 技術的事項・課題の整理<br>(2) 今後の配慮事項 |                                      |    |
| 報告書作成     | 報告書                            |                                      |    |

## (2) 雪崩解析調査

表 4.6.2 成果物一覧

| 設計項目                    | 成果物                                           | 縮尺                                                                 | 摘要 |
|-------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----|
| 資料収集整理                  | 収集資料のとりまとめ成果                                  |                                                                    |    |
| 現地踏査                    | 現地写真、ルートマップ<br>結果とりまとめ                        |                                                                    |    |
| 雪崩発生危険度の解析<br>雪崩到達範囲の解析 | 現況積雪深分布図<br>計画積雪深分布図<br>雪崩危険度分布図              | 1:10,000～<br>1:25,000<br>1:10,000～<br>1:25,000<br>1:2,000～1:10,000 |    |
| 雪崩シミュレーション解析            | 雪崩シミュレーション結果表示                                | 1:2,000～1:10,000                                                   |    |
| 照査                      | 照査報告書                                         |                                                                    |    |
| 総合検討                    | (1) 総合検討評価表<br>(2) 技術的事項・課題の整理<br>(3) 今後の配慮事項 |                                                                    |    |
| 報告書作成                   | 報告書                                           |                                                                    |    |

## (3) 雪崩防止施設計画

表 4.6.3 成果物一覧

| 設計項目                | 成果物                            | 縮尺 | 摘要 |
|---------------------|--------------------------------|----|----|
| 資料収集整理              | 収集資料のとりまとめ成果                   |    |    |
| 基本方針の検討<br>防止施設計画検討 | 雪崩対策施設検討表<br>雪崩対策施設配置計画図       |    |    |
| 照査                  | 照査報告書                          |    |    |
| 総合検討                | (1) 技術的事項・課題の整理<br>(2) 今後の配慮事項 |    |    |
| 報告書作成               | 報告書                            |    |    |

(4) 雪崩防止施設予備設計

表 4.6.4 成果物一覧

| 設計項目   | 成果物                          | 縮尺         | 摘要 |
|--------|------------------------------|------------|----|
| 現地踏査   | 現地写真、ルートマップ<br>現地踏査のとりまとめ成果  |            |    |
| 基本事項検討 | 基本事項の検討                      |            |    |
| 配置設計   | 配置案3案の立案、比較表作成               |            |    |
| 施設設計検討 | (1)主要構造物の概略設計<br>(2)景観検討     |            |    |
| 概算工事費  | 概算工事費算定表                     |            |    |
| 最適案の選定 | 最適案比較表                       |            |    |
| 施工計画検討 | 施工計画検討                       |            |    |
| 照査     | 照査報告書                        |            |    |
| 総合検討   | (1)技術的事項・課題の整理<br>(2)今後の配慮事項 |            |    |
| 報告書作成  | 報告書                          |            |    |
| 予備設計図面 | 対策施設配置平面図                    | 1:50～1:500 |    |
|        | 対策施設配置断面図                    | 1:50～1:500 |    |
|        | 構造一般図(平面図)                   | 1:10～1:50  |    |
|        | 構造一般図(断面図)                   | 1:10～1:50  |    |
|        | 構造一般図(正面図)                   | 1:10～1:50  |    |

(5) 雪崩防止施設詳細設計

表 4.6.5 成果物一覧

| 設計項目              | 成果物                                          | 縮尺         | 摘要 |
|-------------------|----------------------------------------------|------------|----|
| 現地踏査              | 現地写真、ルートマップ<br>現地踏査のとりまとめ成果                  |            |    |
| 基本事項決定            | (1)地形・地質条件<br>(2)設計条件<br>(3)環境条件             |            |    |
| 施設設計              | (1)詳細設計<br>(2)付属施設の設計<br>(3)設計計算書<br>(4)景観設計 |            |    |
| 施工計画及び<br>仮設構造物設計 | (1)施工計画<br>(2)仮設構造物図                         | 1:10～1:500 |    |
| 数量計算              | 数量計算書                                        |            |    |
| 照査                | 照査報告書                                        |            |    |
| 総合検討              | (1)技術的事項・課題の整理<br>(2)今後の配慮事項                 |            |    |
| 報告書作成             | 報告書                                          |            |    |
| 施設設計図             | 構造一般図                                        | 1:5～1:50   |    |
|                   | 構造平面図                                        | 1:5～1:50   |    |
|                   | 構造縦断面図                                       | 1:5～1:50   |    |
|                   | 構造横断面図                                       | 1:5～1:50   |    |
|                   | 構造詳細図                                        | 1:5～1:50   |    |
|                   | 上部工詳細図                                       | 1:5～1:50   |    |
|                   | 下部工配筋図                                       | 1:5～1:50   |    |
|                   | 基礎工配筋図                                       | 1:5～1:50   |    |

## 第5編 ダム編





## 第5編 ダム編

### 目 次

|                                    |      |
|------------------------------------|------|
| 目 次                                | i    |
| 第5編 ダム編                            | 5-1  |
| 第1章 ダム環境調査                         | 5-1  |
| 第1節 ダム環境調査の種類                      | 5-1  |
| 第5101条 ダム環境調査の種類                   | 5-1  |
| 第2節 環境影響評価                         | 5-1  |
| 第5102条 環境影響評価の区分                   | 5-1  |
| 第5103条 計画段階配慮書（案）の作成               | 5-1  |
| 第5104条 方法書（案）の作成                   | 5-3  |
| 第5105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 | 5-4  |
| 第5106条 調査                          | 5-5  |
| 第5107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討          | 5-6  |
| 第5108条 準備書（案）の作成                   | 5-7  |
| 第5109条 評価書（案）の作成                   | 5-7  |
| 第5110条 評価書の補正等                     | 5-8  |
| 第3節 ダム湖環境調査                        | 5-9  |
| 第5111条 ダム湖環境調査の区分                  | 5-9  |
| 第5112条 魚類採捕調査                      | 5-9  |
| 第5113条 魚類環境DNA調査                   | 5-10 |
| 第5114条 底生動物調査                      | 5-11 |
| 第5115条 動植物プランクトン調査                 | 5-12 |
| 第5116条 植物調査                        | 5-12 |
| 第5117条 鳥類調査                        | 5-13 |
| 第5118条 両生類・爬虫類・哺乳類調査               | 5-14 |
| 第5119条 陸上昆虫類等調査                    | 5-14 |
| 第5120条 ダム湖環境基図作成調査                 | 5-15 |
| 第5121条 ダム湖利用実態調査                   | 5-16 |
| 第4節 成果物                            | 5-17 |
| 第5122条 成果物                         | 5-17 |
| 第2章 ダム治水利水計画                       | 5-18 |
| 第1節 ダム治水利水計画の種類                    | 5-18 |

|            |                            |             |
|------------|----------------------------|-------------|
| 第5201条     | ダム治水利水計画の種類                | 5-18        |
| <b>第2節</b> | <b>治水計画</b>                | <b>5-18</b> |
| 第5202条     | 治水計画の区分                    | 5-18        |
| 第5203条     | 洪水調節計画                     | 5-18        |
| 第5204条     | 正常流量確保計画                   | 5-21        |
| <b>第3節</b> | <b>利水計画</b>                | <b>5-22</b> |
| 第5205条     | 利水計画の区分                    | 5-22        |
| 第5206条     | 低水流出解析                     | 5-22        |
| 第5207条     | 利水計画                       | 5-23        |
| <b>第4節</b> | <b>成果物</b>                 | <b>5-25</b> |
| 第5208条     | 成果物                        | 5-25        |
| <b>第3章</b> | <b>ダム地質調査</b>              | <b>5-26</b> |
| <b>第1節</b> | <b>地質調査の種類</b>             | <b>5-26</b> |
| 第5301条     | 地質調査の種類                    | 5-26        |
| <b>第2節</b> | <b>地形調査</b>                | <b>5-27</b> |
| 第5302条     | 地形調査                       | 5-27        |
| <b>第3節</b> | <b>広域調査</b>                | <b>5-28</b> |
| 第5303条     | 広域調査                       | 5-28        |
| <b>第4節</b> | <b>地表地質踏査</b>              | <b>5-29</b> |
| 第5304条     | 地表地質踏査の基本的事項               | 5-29        |
| 第5305条     | ダムサイト候補地選定地表地質概査（1/5,000）  | 5-30        |
| 第5306条     | ダムサイト地表地質概査（1/2,500）       | 5-31        |
| 第5307条     | ダムサイト地表地質調査（1/500）         | 5-33        |
| 第5308条     | 堤体材料採取候補地選定地表地質概査（1/5,000） | 5-34        |
| 第5309条     | 堤体材料採取候補地地表地質概査（1/2,500）   | 5-36        |
| 第5310条     | 堤体材料採取候補地地表地質調査（1/1,000）   | 5-37        |
| 第5311条     | 貯水池周辺地表地質概査（1/2,500）       | 5-39        |
| 第5312条     | 貯水池周辺地表地質調査（1/1,000）       | 5-41        |
| <b>第5節</b> | <b>物理探査</b>                | <b>5-42</b> |
| 第5313条     | 物理探査の基本的事項                 | 5-42        |
| 第5314条     | 物理探査                       | 5-42        |
| <b>第6節</b> | <b>透水試験</b>                | <b>5-43</b> |
| 第5315条     | ルジオンテストの基本的事項              | 5-44        |
| 第5316条     | ルジオンテストおよび考察               | 5-44        |
| <b>第7節</b> | <b>横坑調査</b>                | <b>5-45</b> |
| 第5317条     | 横坑調査の基本的事項                 | 5-45        |

|                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 第5318条 横坑観察                         | 5-45            |
| <b>第8節 岩盤試験</b>                     | <b>5-46</b>     |
| 第5319条 岩盤試験の基本的事項                   | 5-46            |
| 第5320条 岩盤直接せん断試験                    | 5-46            |
| 第5321条 岩盤変形試験                       | 5-48            |
| <b>第9節 孔内観察</b>                     | <b>5-49</b>     |
| 第5322条 孔内観察                         | 5-49            |
| <b>第10節 地質解析</b>                    | <b>5-50</b>     |
| 第5323条 地質解析の基本的事項                   | 5-50            |
| 第5324条 ダムサイト地質比較検討 (1/5,000)        | 5-51            |
| 第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000)    | 5-52            |
| 第5326条 ダムサイト地質解析 (1/2,500)          | 5-53            |
| 第5327条 ダムサイト地質解析 (1/500)            | 5-55            |
| 第5328条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500)      | 5-56            |
| 第5329条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000)      | 5-57            |
| 第5330条 地質考察の基本的事項                   | 5-59            |
| 第5331条 ダムサイト地質考察                    | 5-59            |
| 第5332条 堤体材料採取候補地地質考察                | 5-60            |
| 第5333条 貯水池周辺地質考察                    | 5-61            |
| 第5334条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500) | 5-62            |
| 第5335条 ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階) (1/500) | 5-64            |
| 第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000)    | 5-66            |
| <b>第11節 岩盤掘削面スケッチ</b>               | <b>5-67</b>     |
| 第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種)      | 5-68            |
| 第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価               | 5-69            |
| 第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ               | 5-70            |
| <b>第12節 第四紀断層調査</b>                 | <b>5-71</b>     |
| 第5340条 第四紀断層調査の基本的事項                | 5-71            |
| 第5341条 第四紀断層調査 (一次調査その1)            | 5-71            |
| <b>第13節 成果物</b>                     | <b>5-73</b>     |
| 第5342条 成果物                          | 5-73            |
| <br><b>第4章 ダム本体設計</b>               | <br><b>5-79</b> |
| <b>第1節 ダム本体設計の種類</b>                | <b>5-79</b>     |
| 第5401条 ダム本体設計の種類                    | 5-79            |
| <b>第2節 重力式コンクリートダム本体設計</b>          | <b>5-79</b>     |
| 第5402条 重力式コンクリートダム本体設計の区分           | 5-79            |

|            |                             |              |
|------------|-----------------------------|--------------|
| 第5403条     | 計画設計                        | 5-79         |
| 第5404条     | 概略設計                        | 5-82         |
| 第5405条     | 実施設計                        | 5-84         |
| <b>第3節</b> | <b>ゾーン型フィルダム本体設計</b>        | <b>5-89</b>  |
| 第5406条     | ゾーン型フィルダム本体設計の区分            | 5-89         |
| 第5407条     | 計画設計                        | 5-89         |
| 第5408条     | 概略設計                        | 5-91         |
| 第5409条     | 実施設計                        | 5-94         |
| <b>第4節</b> | <b>成果物</b>                  | <b>5-99</b>  |
| 第5410条     | 成果物                         | 5-99         |
| <b>第5章</b> | <b>ダム付帯施設設計</b>             | <b>5-105</b> |
| <b>第1節</b> | <b>ダム付帯施設設計の種類</b>          | <b>5-105</b> |
| 第5501条     | ダム付帯施設設計の種類                 | 5-105        |
| <b>第2節</b> | <b>ダム管理用発電設計</b>            | <b>5-105</b> |
| 第5502条     | ダム管理用発電設計の区分                | 5-105        |
| 第5503条     | 可能性調査                       | 5-105        |
| 第5504条     | 実施設計                        | 5-106        |
| <b>第3節</b> | <b>付帯施設設計</b>               | <b>5-108</b> |
| 第5505条     | 付帯施設設計の区分                   | 5-108        |
| 第5506条     | 概略設計                        | 5-108        |
| 第5507条     | 実施設計                        | 5-109        |
| <b>第4節</b> | <b>成果物</b>                  | <b>5-110</b> |
| 第5508条     | 成果物                         | 5-110        |
| <b>第6章</b> | <b>施工計画及び施工設備設計</b>         | <b>5-112</b> |
| <b>第1節</b> | <b>ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類</b>  | <b>5-112</b> |
| 第5601条     | ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類         | 5-112        |
| <b>第2節</b> | <b>コンクリートダム施工計画及び施工設備設計</b> | <b>5-112</b> |
| 第5602条     | コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分     | 5-112        |
| 第5603条     | 概略設計                        | 5-112        |
| 第5604条     | 実施設計                        | 5-116        |
| <b>第3節</b> | <b>フィルダム施工計画及び施工設備設計</b>    | <b>5-120</b> |
| 第5605条     | 施工計画・仮設備設計の区分               | 5-120        |
| 第5606条     | 概略設計                        | 5-120        |
| 第5607条     | 実施設計                        | 5-123        |
| <b>第4節</b> | <b>成果物</b>                  | <b>5-128</b> |

|                              |              |
|------------------------------|--------------|
| 第5608条 成果物                   | 5-128        |
| <b>第7章 ダム点検</b>              | <b>5-133</b> |
| <b>第1節 ダム点検</b>              | <b>5-133</b> |
| 第5701条 ダム総合点検                | 5-133        |
| <b>第8章 その他</b>               | <b>5-136</b> |
| <b>第1節 背水計算</b>              | <b>5-136</b> |
| 第5801条 背水計算                  | 5-136        |
| <b>第2節 水理模型実験</b>            | <b>5-136</b> |
| 第5802条 水理模型実験の種類と範囲及び条件      | 5-136        |
| 第5803条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験 | 5-137        |
| 第5804条 フィルダム洪水吐き水理模型実験       | 5-139        |
| 第5805条 放流管抽出水理模型実験           | 5-140        |
| <b>第3節 骨材破碎試験・解析</b>         | <b>5-141</b> |
| 第5806条 骨材破碎試験・解析の種類          | 5-141        |
| 第5807条 骨材破碎試験・解析             | 5-141        |
| <b>第4節 コンクリート配合試験・解析</b>     | <b>5-143</b> |
| 第5808条 コンクリート配合試験・解析の種類      | 5-143        |
| 第5809条 コンクリート配合試験・解析         | 5-143        |
| <b>第5節 グラウチング試験・解析</b>       | <b>5-144</b> |
| 第5810条 グラウチング試験・解析           | 5-144        |
| <b>第6節 グラウチングデータ整理・解析</b>    | <b>5-146</b> |
| 第5811条 グラウチングデータ整理・解析        | 5-146        |
| <b>第7節 成果物</b>               | <b>5-147</b> |
| 第5812条 成果物                   | 5-147        |



## 第5編 ダム編

### 第1章 ダム環境調査

#### 第1節 ダム環境調査の種類

##### 第5101条 ダム環境調査の種類

ダム環境調査の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 環境影響評価
- (2) ダム湖環境調査

#### 第2節 環境影響評価

本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（（平成27年6月1日国土交通省令第4号）以下この節において「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。

##### 第5102条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 計画段階配慮書（案）の作成
- (2) 方法書（案）の作成
- (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (4) 調査
- (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (6) 準備書（案）の作成
- (7) 評価書（案）の作成
- (8) 評価書の補正等

##### 第5103条 計画段階配慮書（案）の作成

###### 1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書（以下この節において「配慮書」という。）に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

### (3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。

### (4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という。）を把握するものとする。

### (5) 計画段階配慮事項の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。

### (6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

### (7) 配慮書（案）の作成

受注者は、前（2）～（6）を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

### (8) 位置等に関する複数案の設定

受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。

### (9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。



## 第5104条 方法書（案）の作成

### 1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### （1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### （2）対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

#### （3）現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。

#### （4）対象事業実施区域及び周囲の概況

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という。）を把握するものとする。

#### （5）環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

#### （6）調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

#### （7）方法書（案）の作成

受注者は、前（2）～（6）を基に、技術指針省令第十七条に掲げる事項の主旨に従い、方法書（案）を作成するものとする。

また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。

#### （8）環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の

選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第 5105 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定**

**1. 業務目的**

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第二十条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事業特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、設計図書に示される資料より見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(4) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、必要に応じ、標準項目に対して項目の削除又は追加を行うことにより当該事業の環境影響評価の項目を選定するものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～第二十七条に従い、調査、予測及び

評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 5106 条 調査

### 1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十四条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 調査

1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。

なお調査計画の作成にあたっては、技術指針省令第二十四条第 2 項～第 4 項に配慮するものとする。

2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。

3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。

(3) 調査結果の解析

受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第5107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

### 1. 業務目的

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十五条、第二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 予測

1) 受注者は、技術指針省令第二十五条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象期間等を具体的に明記した予測の計画を作成した上で予測を実施する。予測に当たっては、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

#### (3) 環境保全措置の検討

受注者は、技術指針省令第二十九～第三十一条の主旨に従い必要に応じて適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

#### (4) 事後調査の検討

受注者は、技術指針省令第三十二条の主旨に従い必要に応じて事後調査の項目及び手法について検討を行うものとする。

#### (5) 評価

受注者は、技術指針省令第二十六条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果を踏まえ、適切に評価するものとする。

#### (6) 総合評価

受注者は、技術指針省令第三十三条第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

#### (7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第 5108 条 準備書（案）の作成**

**1. 業務目的**

本業務は、技術指針省令第三十三条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 準備書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十三条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。

(3) 要約書（案）の作成

受注者は、準備書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第 5109 条 評価書（案）の作成**

**1. 業務目的**

本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 評価書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項について、とりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

### (3) 要約書（案）の作成

受注者は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

### (4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 5110 条 評価書の補正等

### 1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

#### (3) 要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

#### (4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第3節 ダム湖環境調査

本調査は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】」（国土交通省・令和7年9月）（以下この節において「マニュアル」という。）に準拠して、実施するものとする。

#### 第5111条 ダム湖環境調査の区分

ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。

(1) 基本調査

- ① 魚類採捕調査
- ② 魚類環境 DNA 調査
- ③ 底生動物調査
- ④ 動植物プランクトン調査
- ⑤ 植物調査（植物相調査）
- ⑥ 鳥類調査
- ⑦ 両生類・爬虫類・哺乳類調査
- ⑧ 陸上昆虫類等調査
- ⑨ ダム湖環境基図作成調査

(2) ダム湖利用実態調査

#### 第5112条 魚類採捕調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその上下流の周辺における魚類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査により調査対象ダム湖の位置する河川、ダム湖、及びその周辺における諸情報を取りまとめるものとする。

なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようにする。

(3) 現地調査計画策定

1) 現地踏査

受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及びその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。

2) 現地調査計画書の作成

受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数の設定、調査方法の選定、採捕のための措置を行い、現地調査計画書を作成するものとする。

なお、計画策定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。

(4) 現地調査

受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した魚類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。

(6) 調査成果のとりまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 5113 条 魚類環境 DNA 調査

### 1. 業務目的

本調査は、魚類の生息状況を、環境 DNA 調査を基に把握することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。



なお、（２）現地調査計画策定、（３）現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

（４）分析

受注者は、調査成果について、「ろ過」、「DNA の抽出」、「DNA の分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。

（５）調査成果のとりまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

（６）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（７）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 5114 条 底生動物調査

### １．業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。

### ２．業務内容

（１）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、（２）事前調査、（３）現地調査計画策定、（４）現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

（５）室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティング（生物の拾い出し）を行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行う。また調査地点別、調査回別、種別に標本を作成する。

（６）調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

（７）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第 5115 条 動植物プランクトン調査**

**1. 業務目的**

本調査は、ダム湖における動植物プランクトンの生息・生息状況を把握することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、必要な前処理を行い、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第 5116 条 植物調査**

**1. 業務目的**

本調査は、ダム湖及びその周辺における植物の生育状況を把握することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内

容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地で同定が困難な種等を室内に持ち帰り、検索・同定を行う。また同定が困難な種等については、必要に応じて標本（おしぼ）の作成を行う。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 5117 条 鳥類調査

### 1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における鳥類の生息状況を把握することを目指すものとする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

(5) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第 5118 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査**

**1. 業務目的**

本調査は、ダム湖及びその周辺における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、捕獲した個体のうち、特定種に該当しないもので同定上問題があると判断されるものを持ち帰り、室内において検索・同定を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第 5119 条 陸上昆虫类等調査**

**1. 業務目的**

本調査は、ダム湖及びその周辺における陸上昆虫类等の生息状況を把握することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内

容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行う。また、必要に応じ標本の作成を行う。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 5120 条 ダム湖環境基図作成調査

### 1. 業務目的

本調査は、生物の良好な生息・生育環境の保全を念頭においた適切なダム管理に資するため、ダム湖及びその周辺における植生、河川環境、構造物等を把握することを目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。

(3) 現地調査計画策定

1) 現地踏査

受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、全体調査計画、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及びその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。

2) 現地調査計画書の作成

受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数の設定、調査方法の選定を行い、現地調査計画書を作成するものとする。

なお、計画策定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。

(4) 現地調査

受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(5) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ・考察を行い、ダム湖環境基図を作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 5121 条 ダム湖利用実態調査

### 1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査マニュアル・国土交通省」に準拠するものとする。

### 2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査計画の策定

受注者は設計図書に基づき、対象地域、調査項目、調査実施日、既往成果等を整理して調査計画を策定し、監督員の承諾を得るものとする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査結果について、所定の様式に基づき成果のとりまとめを行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

## (6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第4節 成果物

## 第5122条 成果物

## 1. 環境影響評価

受注者は、表 5. 1. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 5.1.1 成果物一覧表

| 成果物項目       | 摘要  |
|-------------|-----|
| 環境影響評価報告書一式 | ※ 1 |
| 方法書 (案)     |     |
| 準備書 (案)     | ※ 2 |
| 評価書 (案)     | ※ 2 |

※ 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※ 2 要約書 (案) を含むものとする。

## 2. ダム湖環境調査

受注者は、報告書を成果物として第 1117 条成果物の提出に従い作成し発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

## 第2章 ダム治水利水計画

### 第1節 ダム治水利水計画の種類

#### 第5201条 ダム治水利水計画の種類

ダム治水利水計画の種類は以下のとおりとする。

- (1) 治水計画
- (2) 利水計画

### 第2節 治水計画

#### 第5202条 治水計画の区分

治水計画の区分は次のとおりとする。

- (1) 洪水調節計画
- (2) 正常流量確保計画

#### 第5203条 洪水調節計画

##### 1. 業務目的

本業務は、降雨解析を行い、洪水調節施設の規模を検討することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地調査

受注者は、業務実施に伴い、必要となる事柄について河川及び流域の状況を把握するための現地調査を行うものとする。また、現地調査にあたっては、事前に図上で予備的な調査を行い、行程等を検討し、結果をとりまとめるものとする。

###### (3) 降雨解析

降雨解析には種々の手法が採用されているが、本仕様書は、次の2種類の手法による場合を示すものとする。

- a. ティーセン法による検討
- b. 降雨強度曲線による検討



## 1) ティーセン法による検討

### ① 資料収集整理

受注者は、既往文献の調査を行うと共に、降雨解析に必要な資料収集を行い、そのデータについて観測所毎に使用可能性の確認を行い、資料収集対象観測所並びに対象降雨を選定し、時間雨量及び日雨量資料並びに関連する水文資料を収集し、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

### ② 統計解析

受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い、データ登録を行うものとする。また、河川の水利水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量（日・時間等）一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量（日・時間等）から、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

### ③ 降雨特性検討

受注者は、対象とする降雨について、降雨の原因、降雨パターン、地域分布、降雨継続時間等について各要因別に分類を行い、降雨特性を検討し、とりまとめるものとする。

### ④ 計画降雨の作成

受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、主要地点の計画降雨の作成を行うものとする。

受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、対象降雨群を選定し、主要地点上流域の対象降雨群の作成を行うものとする。

## 2) 降雨強度曲線による検討

### ① 資料収集整理

#### 1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

## 2) 雨量資料の収集・整理

受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所1箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを収集整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読み取り最大値を算出し、日雨量データ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、データ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。

なお、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

### ② 確率処理

受注者は、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

### ③ 降雨強度曲線の作成

受注者は、各確率別の雨量強度をもとに、最小二乗法により降雨強度曲線式を作成するものとする。

### ④ 計画降雨の作成

受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、対象降雨群の波形を作成するものとする。

## (4) 洪水調節施設規模の検討

受注者は、次に示す事項を検討するものとする。

- 1) 流出解析
- 2) 基本高水流量検討
- 3) 下流河道の流下能力の算定
- 4) 洪水調節計画
- 5) 計画高水流量
- 6) 治水経済効果
- 7) 洪水調節施設規模

## (5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

## (6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 5204 条 正常流量確保計画

### 1. 業務目的

本業務は、流水の正常な機能を維持するためにダムにおいて確保すべき流量を設定することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地調査

第 5203 条洪水調節計画第 2 項の (2) に準ずるものとする。

#### (3) 資料収集整理

##### 1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料、既往の類似調査に関する報告書等の収集および整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するものの他、必要に応じて他機関より収集するものとする。

##### 2) 資料収集整理

受注者は、設計図書に示す、河道延長、資料収集期間、観測所数等に基づき、調査対象区間における縦・横断図、測量図、航空写真、流量観測記録、水質観測資料、河川構造物台帳、地下水、用排水系統図、動植物調査、景観、舟運等の資料の収集を行うものとする。

#### (4) 現況調査

受注者は、収集した資料をもとに、流況及び流量確率の検討、利水現況、用排水系統の検討、渇水被害状況、水質現況、河道特性、自然環境及び社会環境の現況を把握するものとする。

#### (5) 河川区分と代表地点の設定

受注者は、当該河川の環境特性を踏まえ、河川区分を行い低水管理を適正に行うための基準点及び基準点を補う地点を設定するものとする。

#### (6) 必要流量の検討

受注者は、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、流水の清潔の保持、動植物の保護、水利流量について各項目毎に検討すべき地点を選定したうえでそれぞれの必要流量を検討するものとする。

(7) 水収支検討

受注者は、支川流入量、取水量、伏没、還元量及び農水還元率等の検討を行い、水収支モデルを作成し、対象とする河道区間の水収支を明らかにするものとする。

(8) 基準点における正常流量の検討

受注者は、(6)の必要流量及び(7)の水収支検討を総合的に考慮し、基準点における正常流量を設定するものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第3節 利水計画

#### 第5205条 利水計画の区分

利水計画の区分は次のとおりとする。

- (1) 低水流出解析
- (2) 利水計画

#### 第5206条 低水流出解析

##### 1. 業務目的

本業務は、タンクモデル法等による定数解析並びに定数解析の結果から、計画基準点等における長時間の低水流出量を降雨から推定することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地調査

第5203条洪水調節計画第2項の(2)に準ずるものとする。

###### (3) 資料収集整理

###### 1) 文献調査

第5204条正常流量確保計画第2項の(3)の1)に準ずるものとする。

###### 2) 資料収集整理

受注者は、設計図書に示す雨量資料及び水理資料に関する資料収集対象観測所及び収集対象資料年数に基づき、日雨量（降雪量を含む）及び月別蒸発量（または気温）等の雨量資料、水位資料、流量資料、水位流量曲線等を収集・整理するとともに、農業用水、上水道、工業用水、下水道等の水収支実態の把握を行い、実績取水量、計画取水量、取水地点、排水地点について調査するものとする。

（４）モデルの検討

受注者は、雨量、流量、取排水量の存在状況、流出基準点等を検討して、流域分割を行い、流出解析モデルを作成するものとする。

（５）降雨解析

受注者は、日雨量の整っている観測所を対象にティーセン法等により、流域平均雨量を算定するものとする。

（６）定数解析

受注者は、水収支解析を行うとともに、設計図書に基づき調査解析地点を対象とし、流出モデルの定数を試算により最も実測値に適合するように決定するものとする。

（７）流量計算

受注者は、定数解析で決定した定数を使用して設計図書に基づき流量計算対象期間に対し日雨量を算出し、年流出高、流況表、日流量ハイドログラフにしてとりまとめるものとする。

（８）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（９）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 5207 条 利水計画

### １．業務目的

本業務は、正常流量の確保、各種用水の需要に応じて、ダムによる補給の計画を立案することを目的とする。

### ２．業務内容

（１）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（２）現地調査

第5203条洪水調節計画第2項の（2）に準ずるものとする。

（3）資料収集整理

1）文献調査

第5204条正常流量確保計画第2項の（3）の1）に準ずるものとする。

2）資料収集整理

受注者は、業務の対象となる雨量観測所について、日雨量資料を収集・整理するものとする。また、受注者は設計図書により収集あるいは貸与する河川利用現況、正常流量、低水流出解析、新規水需要計画等に関する検討調査資料を業務目的を達成するにあたり、使用が便利となるように整理するものとする。

（4）新規用水の供給計画検討

受注者は、（3）で整理した資料等から対象流域内の人口、産業形態、地域振興計画等を勘案し、新規用水の必要性を整理し、供給計画を検討するものとする。

（5）自然流況の作成

受注者は、流量観測資料より取排水実績を勘案し、自然流況を作成するものとする。

1）資料収集整理

受注者は、設計図書に基づき、日流量年表、取排水系統、取排水施設関連資料及び取排水実績資料を収集・整理するものとする。

2）水利用実態の把握

受注者は、収集・整理した資料に基づき、農業用水、上水道用水、工業用水、雑用水及び下水道等流域の水収支実態の把握を行うものとする。

3）水収支解析

受注者は、実測値を用いた水収支の検討、伏没還元量の検討、農水還元率の検討を行い、水収支モデルを作成し、実測流量による検証を行い、水収支を明らかにするものとする。

4）自然流況の推算

受注者は、設計図書に示す取水地点数と計算対象年に基づき、自然流況の推算を行うものとする。

（6）利水計算モデルの検討

受注者は、流域の水収支の実態に基づき利水計算系統図の作成、基準地点の設定及び利水計算条件の整理を行い、利水計算プログラムを作成するものとする。

（7）利水計算

受注者は設計図書に示す利水計算年数について雨量、流量資料のデータ登録を行い、新規取水を考慮した渇水基準年におけるダム容量の検討を行うとともに、設定されたダム容量に基づきダム運用計算を行い、その結果を貯水池運用曲線図、流況図及び流況表に整理するものとする。

なお、渇水基準年については、別途協議するものとする。

(8) 確保容量検討

受注者は、新規用水及び利水計算年数に基づき、利水計算結果を基に各期別の必要貯水位を算定し、目的別の確保容量の検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第4節 成果物

### 第 5208 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

- (1) 報告書
- (2) 概要版
- (3) 付属資料（計算結果、収集資料）

## 第3章 ダム地質調査

### 第1節 地質調査の種類

#### 第5301条 地質調査の種類

地質調査の種類的主要なものは、以下のとおりとする。

- (1) 地形調査
- (2) 広域調査
- (3) 地表地質踏査
  - (3-1) ダムサイト地表地質踏査
    - ダムサイト候補地選定地表地質概査
    - ダムサイト地表地質概査
    - ダムサイト地表地質調査
  - (3-2) 堤体材料候補地地表地質踏査
    - 堤体材料候補地選定地表地質概査
    - 堤体材料候補地地表地質概査
    - 堤体材料候補地地表地質調査
  - (3-3) 貯水池周辺地表地質踏査
    - 貯水池周辺地表地質概査
    - 貯水池周辺地表地質調査
- (4) 物理探査
- (5) 透水試験
- (6) 横坑調査
- (7) 岩盤試験
  - (7-1) 岩盤直接剪断試験
  - (7-2) 岩盤変形試験
- (8) 孔内観察
- (9) 地質解析
  - (9-1) 地質比較検討
  - (9-2) 地質解析
  - (9-3) 地質考察
  - (9-4) 地質総合解析
- (10) 岩盤掘削面スケッチ
  - (10-1) ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ
  - (10-2) 堤体材料採取地掘削時材料評価



- (10-3) 堤体材料採取地掘削面岩盤スケッチ
- (11) 第四紀断層調査

## 第2節 地形調査

### 第5302条 地形調査

#### 1. 業務目的

ダム地質調査の初期段階において、ダム予定箇所周辺の地形特性を、地すべり地形や線状模様などを抽出することにより把握し、ダム建設のための資料とすることを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 資料収集整理

1) 受注者は、ダム周辺地域の地形・地質資料や文献などを収集し、整理するものとする。なお、用地、自然環境上の制約等についても配慮するものとする。

2) 受注者は、縮尺1/40,000程度の空中写真を収集するものとする。

##### (3) 空中写真判読

1) 受注者は、収集した空中写真を使用し、ダム周辺地域の地すべり地形や線状模様を判読するものとする。

2) 受注者は、ダム位置を中心とし、半径10km範囲を判読するものとする。

##### (4) 図面作成

受注者は、収集した資料や判読結果に基づき、ダム周辺地域の縮尺1/25,000の地形特性図を作成するものとする。

##### (5) とりまとめ

1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム周辺地域の地形特性を明らかにするものとする。

2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の調査計画の提案を行うものとする。

##### (6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### (7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～3 項に従い作成し、発注者に納品する。また、収集した空中写真については、別途資料集として提出する。

(1) 地形特性図 (1/25,000)

(2) 地形調査報告書

### 4. 貸与資料

貸与資料は、設計図書に提示する。

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第3節 広域調査

### 第 5303 条 広域調査

#### 1. 業務目的

ダム地質調査初期段階において、縮尺 1/10,000 地形図に基づき、現地調査を実施し、ダム周辺の地質構成、地質構造を把握し、地質図を作成するとともにダム建設上の問題点を予測することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 資料収集整理

受注者は、ダム周辺の地形・地質資料や文献などを収集し、整理するものとする。

##### (3) 現地調査

1) 受注者は、貸与された資料を基に、現地調査を実施し、地形および露頭観察を行うものとする。受注者は 10k m<sup>2</sup>の範囲を標準として調査する。

2) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてとりまとめるものとする。

##### (4) 図面作成

1) 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行い、ダム周辺の地形検討を行うものとする。

2) 受注者は、収集資料や現地調査結果により、ダム周辺の地質構成、地

質構造について、地質的考察を行うものとする。

3) 受注者は、地質的考察に基づき、ダム周辺の縮尺 1/10,000 地質平面図および地質断面図を作成するものとする。

(5) とりまとめ

1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム建設に伴う地質上の問題点を予測するものとする。

2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の地質調査計画の提案を行うものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 地質平面図 (1/10,000)

(2) 地質断面図 (1/10,000)

(3) ルートマップ

(4) 広域調査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 空中写真

(2) 地形図 (1/5,000～1/10,000 程度)

(3) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第4節 地表地質踏査

### 第 5304 条 地表地質踏査の基本的事項

地表地質踏査は、それぞれの調査段階に応じた標準的な精度で行われることを前提としており、調査対象はダムサイト、堤体材料採取候補地、貯水池周辺に分けられる。

### 第 5305 条 ダムサイト候補地選定地表地質概査（1/5,000）

ダム候補地点を選定し、ダムサイトとしての適否判定およびダム建設上の問題点を把握するための基礎地質資料を作成する業務である。

#### 1. 業務の目的

貸与された 1/5,000 地形図を基にして、現地踏査を実施し、概略の地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点を検討し、ダムサイトの適否について判断することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### （1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### （2）現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、地形および露頭観察により、地すべり、崩壊地などの有無を把握する。
- 3) 受注者は、上記の現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

##### （3）解析

##### 1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

##### 2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイト候補地の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについて、概略検討を行う。

##### 3) 地質図作成

受注者は、ダムサイト候補地の地質平面図（1/5,000）および、最も適当と判断されるダム軸に沿った概略の地質断面図（拡大 1/1,000）を作成する。

##### 4) 地質条件の検討

受注者は、調査地内におけるダムサイト候補地を 1～2 地点選定し、それらの地点のダムサイトとしての地質上の問題点について、検討を加え、調査計画を提案する。

##### （4）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### （5）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/5,000)
- (2) 地質断面図 (ダム軸沿い、拡大 1/1,000)
- (3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 空中写真
- (2) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (3) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (4) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第 5306 条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500)

本業務は、選定されたダムサイトにおけるダム建設上の問題点の把握および、今後の調査方針の検討を行うための基礎地質資料を作成する業務である。

### 1. 業務の目的

貸与された 1/2,500 地形図を基にして、現地踏査を実施して地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点の検討を行い、ダムサイトの今後の調査計画を立案することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、ダムサイトの地質構造、風化ならびに被覆層の厚さの推定を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、地質構造、主要な断層、風化状況などについて概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイト候補地の地質平面図(1/2,500)および、最も適当と判断されるダム軸に沿った地質断面図(拡大1/1,000)を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、ダムサイト候補地の地形、地質上の問題点について整理・検討し、今後のダムサイトの調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図(1/2,500)
- (2) ダム軸地質断面図(拡大1/1,000)
- (3) 地質調査計画図(拡大1/1,000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料
- (2) 空中写真
- (3) 位置図(1/50,000～10,000)
- (4) ダムサイト地形図(1/5,000～1/2,500)
- (5) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第5307条 ダムサイト地表地質調査（1/500）

本業務は、ダムの設計のための基礎地質資料を作成する業務である。

### 1. 業務の目的

貸与された 1/500 地形図を基にして、現地踏査を実施し、詳細な地質図を作成し、他の調査結果と照合してダムサイトの詳細な解析のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 業務内容

#### （1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### （2）現地調査

- 1）受注者は、貸与された地形図を基にダムタイプ・規模を考慮した現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2）受注者は、ダムサイトの地質構成、地質構造、岩盤風化状況、湧水地点の有無などについて詳細な露頭観察を行う。
- 3）受注者は、上記の現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

#### （3）解析

##### 1）地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、詳細な地質構造、断層などについて検討する。

##### 2）地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイトの地質平面図（1/500）および地質断面図（1/500）を作成する。

##### 3）地質条件の検討

受注者は、ダムサイト候補地の地形・地質状況に基づき、ダムタイプ・規模に応じたダムサイトの地形・地質上の問題点を指摘し、検討を加える。

##### 4）調査計画の検討

受注者は、地質図および地質条件の検討結果に基づき、地質状況ならびにダム建設上の問題点に対応した調査計画を提案する。

#### （4）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

#### （5）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 3 断面
- (3) 左右岸河床上下流方向地質断面図 (1/500) 3 断面
- (4) 地質調査計画図 (1/500)
- (5) ルートマップ
- (6) 地質調査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (4) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第 5308 条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)

### 1. 業務の目的

貸与された 1/5,000 地形図を基に、現地調査を実施して、概略の地質図を作成し、堤体材料候補地を選定することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、露岩あるいは被覆層の状況について調査を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

#### (3) 解析



1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについての概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図（1/5,000）および、最も適当であると見られる堤体材料採取候補地の地質断面図（拡大 1/1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地を選定し、堤体材料採取候補地としての問題点、概略採取計画などについて検討を加える。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図（1/5,000）
- (2) 地質断面図 1 断面
- (3) ルートマップ
- (4) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1/50,000～10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500）
- (5) 堤体材料採取候補地地形図（1/5,000）
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

**第 5309 条 堤体材料採取候補地地表地質概査（1/2, 500）**

**1. 業務の目的**

貸与された 1/2, 500 地形図を基に、現地調査を実施して、地質図を作成し、堤体材料採取候補地の採掘計画の検討に向けて今後の調査計画を立案することを目的とする。

**2. 業務内容**

**（1）計画準備**

- 1) 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。

**（2）現地調査**

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、地質構造、風化ならびに表層の厚さの推定を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

**（3）解析**

**1) 地形検討**

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

**2) 地質的考察**

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料により、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについての概略検討を行う。

**3) 地質図作成**

受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図（1/2, 500）、および堤体材料採取候補地の地質断面図（拡大 1/1, 000）を作成する。

**4) 地質条件の検討**

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質上の問題点の整理、材料の品質および賦存量の検討、それらに対する調査計画を提案する。

**（4）照査**

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

**（5）報告書作成**

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/2, 500)
- (2) 地質断面図 (拡大 1/1, 000)
- (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1, 000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50, 000～10, 000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5, 000～1/2, 500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5, 000～1/2, 500)
- (6) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第 5310 条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1, 000)

### 1. 業務の目的

貸与された 1/1, 000 地形図を基に、現地調査を実施して詳細な地質図を作成し、堤体材料採取地としての検討を行うことを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

- 1) 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。

#### (2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、所要材料の質および量を考慮した露頭調査、地質層序、地質構造、材料賦存状況などの調査を行う。

3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、地質構造、材料の賦存状況などについて検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、地質平面図（1/1,000）および地質断面図（1/1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取地としての地質上の問題点を明らかにし、概略の採取計画を検討する。  
また、それらの問題点を考慮した調査計画を提案する。

5) 調査計画の検討

受注者は、地質図および地質条件の検討結果に基づき、堤体材料採取地としての問題点ならびに所要量、材質を考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書の作成

受注者は、調査・検討結果を第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を取りまとめる。

**3. 成果物**

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 地質平面図（1/1,000）

(2) 地質断面図（縦断 2 断面、横断 2 断面を基本とし、ダム規模等により複断面必要な場合は別途考慮する）

(3) 概略採取計画図（1/1,000）

(4) 地質調査計画図（1/1,000）

(5) ルートマップ

(6) 地質調査報告書

**4. 貸与資料**

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

## 5. その他

その他については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第5311条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2,500)

本業務は、貯水池周辺の地質構成、層序および地質構造を把握し、貯水池からの漏水および湛水による地すべり発生懸念箇所を選定する業務である。

#### 1. 業務の目的

貯水池周辺の地質図を作成して、地質状況を明らかにするとともに、地すべりの分布や漏水の可能性を把握することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図をもとに現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、地形および露頭観察により地すべり、崩壊地の有無を把握する。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

##### (3) 解析

##### 1) 地形検討

受注者は、空中写真判読を行う。

##### 2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、地質構成、地質構造、断層、地すべりなどについての概略検討を行う。

##### 3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図

(1/2,500)、および地質断面図(拡大1/1,000)を作成する。

##### 4) 地質条件の検討

受注者は、現地調査、地形検討および地質的考察に基づき、ダムサイトの地質構造上の位置付け、貯水池内における地形・地質上の問題点について大局的な検討を行い、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 成果物**

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/2, 500)
- (2) 地質断面図 (拡大 1/1, 000) 2 断面
- (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1, 000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

**4. 貸与資料**

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50, 000～10, 000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5, 000～1/2, 500)
- (5) 既存調査資料

**5. その他**

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第5312条 貯水池周辺地表地質調査（1/1,000）

## 1. 業務の目的

精査対象地すべり地周辺の地質状況を把握するとともに、湛水および道路計画に伴う斜面の安定性を検討すること、あるいは、漏水が懸念される地区周辺の地質状況を詳細に把握して、漏水の可能性について検討することを目的とする。

## 2. 業務内容

## （1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

## （2）現地調査

1）受注者は、貸与された地形図をもとに現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。

2）受注者は、湛水・道路計画を考慮した露頭調査、地形状況、地質構成、地質構造などについて調査する。

3）受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

## （3）解析

## 1）地形検討

受注者は、空中写真判読を行う。

## 2）地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、既存概査資料などに基づき、地質構成、地質構造、地下水分布、斜面状況などを検討する。

## 3）地質図作成

受注者は地質的考察結果に基づき、地質平面図（1/1,000）および地質断面図（1/1,000）を作成する。

## 4）地質条件の検討

受注者は、地形・地質状況に基づき、湛水および道路計画等に伴う斜面の安定性あるいは漏水などの問題点を整理・検討する。

## 5）調査計画の検討

受注者は、地質図ならびに地質条件の検討に基づき、問題箇所について湛水・道路計画を考慮した調査計画を提案する。

## （4）照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

## （5）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果

に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/1,000)
- (2) 地質断面図 (1/1,000) 4断面
- (3) 地質調査計画図 (1/1,000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質調査報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト (1/500)
- (6) 貯水池地形図 (1/500～1/1,000)
- (7) 既存調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第5節 物理探査

物理探査は、調査地の岩盤状況などの概略を把握するために実施するもので、調査と調査結果の考察を行う。

### 第5313条 物理探査の基本的事項

物理探査は、弾性波探査、比抵抗探査など各種の手法があり、調査対象、目的により適切な手法を選択するものとする。

### 第5314条 物理探査

#### 1. 業務の目的

調査地の岩盤状況、地下水分布などの概略を把握することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画



書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

1) 測線設定

受注者は、現地において探査をする測線について縦断測量（1/500）などを実施し、必要な測線を設定する。

2) 観測

受注者は、設定された測線について観測を行う。

(3) 解析および考察

受注者は、観測結果について解析を行い、解析断面図などを作成し、岩盤状況などの概要を予測する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 測線位置図

(2) 観測資料

(3) 解析断面図

(4) 物理探査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 位置図（1/50,000～1/10,000）

(2) 地形図（1/500～1/1,000）

(3) 測量基準点

(4) 地質平面図、地質断面図

(5) 既存調査・設計資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第6節 透水試験

基礎岩盤の透水性把握のために透水試験が実施され、ダムサイトではルジオンテストが実施される。

#### 第 5315 条 ルジオンテストの基本的事項

ルジオンテストは、ダムサイトにおける基礎岩盤の透水性把握のために行われ、現地作業とその結果に基づく考察に分けられる。現地作業はボーリング調査とあわせて実施するのを標準としており、作業の範囲は現地作業および現地作業より収集するデータの整理作業までを含む。なお、データの整理作業とは、注入圧力-注入量曲線を作成する作業までをいう。また、ルジオンテストの考察とは、実施されたルジオンテストの結果に基づき考察を行い、ルジオン値を決定する業務をいう。

#### 第 5316 条 ルジオンテストおよび考察

##### 1. 業務の目的

ルジオンテストは、ダム基礎岩盤の透水性を評価する試験方法であり、本業務ではその現地作業とその結果に基づく考察を行う。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地作業

1) 受注者は、ボーリング作業とあわせてルジオンテストを実施する。

ルジオンテストはルジオンテスト技術指針・同解説（国土技術研究センター・平成 18 年 7 月）に準拠して実施する。

2) 受注者は、ルジオンテストにより得られたデータを整理し、注入圧力-注入量曲線を作成する。

###### (3) 考察

受注者は、ルジオンテストより得られた注入圧力-注入量曲線に基づき、ルジオン値を決定する。

###### (4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

###### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

##### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

###### (1) ルジオン値

- (2) ルジオンテストデータ
- (3) 注入圧力-注入量曲線

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図 (1/5,000～1/10,000)
- (2) 地形図 (1/500～1/1,000)
- (3) 既存地質調査資料

#### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第7節 横坑調査

横坑調査は、調査地の地質分布と岩盤状況を把握するために実施するもので、調査と調査結果の考察を行う。

#### 第5317条 横坑調査の基本的事項

横坑調査は、横坑の掘削作業と掘削後に行う横坑観察に分けられ、横坑観察は掘削後適宜実施される。

#### 第5318条 横坑観察

##### 1. 業務の目的

対象地域に施工された横坑の坑壁の観察により、対象地域の地質分布・岩盤性状などを把握し、地質工学的考察を行うための基礎資料とすることを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地調査

受注者は貸与資料を基に、現地にて横坑の地質観察を行い、岩盤のスケッチを行う。

###### (3) 図面作成

現地調査の結果に基づき、横坑展開図を作成する。なお、横坑展開図は地質図と岩級区分図の2種類を作成する。

###### (4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施

するものとする。

(5) 報告書の作成

受注者は、調査・検討結果を第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を取りまとめる。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品し、別途資料を提出する。

(1) 調査位置図

(2) 横坑展開図（縮尺 1/100）

(3) 横坑調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 位置図（1/5,000～1/10,000）

(2) 地形図（1/500～1/1,000）

(3) 地質平面図、地質断面図

(4) 既存調査・設計資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第8節 岩盤試験

ダム基礎岩盤のせん断強度および変形特性の把握を目的として、岩盤直接せん断試験および岩盤変形試験が実施される。

### 第 5319 条 岩盤試験の基本的事項

岩盤直接せん断試験の方法は、地質状況によって変化するが、「原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-（土木学会・平成 12 年 12 月）」に準拠した垂直荷重用油圧ジャッキ 1 基、傾斜荷重用油圧ジャッキ 2 基を使用して測定するブロックせん断試験の場合を標準とする。岩盤変形試験の方法は、目的ならびに対象岩盤の状況に応じて変化するが、「原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-（土木学会・平成 12 年 12 月）」に準拠した油圧ジャッキ 1 基を用いて等変位量で鉛直荷重により測定する場合を標準とする。

### 第 5320 条 岩盤直接せん断試験

#### 1. 業務の目的

試験用コンクリートブロックの大きさ 60cm×60cm×30cm、傾斜角度 15° の場

合を標準とするブロックせん断試験の実施により、ダム基礎岩盤のせん断強度の把握を目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 試験位置の選定

- 1) 受注者は、現地において試験箇所の盤下げを行い試験位置を選定するとともに、盤下げ区間および試験面の地質工学的な観察・評価を行う。
- 2) 受注者は、選定した試験面にコンクリートブロックを打設する。

### (3) 測定

受注者は、現地において直接せん断試験を実施し、測定を行う。

### (4) 解析

受注者は、測定結果について解析・とりまとめを行う。

### (5) 評価

受注者は、岩盤せん断試験結果について、地質工学的評価を行う。

### (6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 試験位置図
- (2) 試験面スケッチ
- (3) 応力-変位量曲線
- (4) 時間変位量曲線
- (5) 試験面変位図
- (6) 岩盤せん断試験報告書

## 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図 (1/5,000 または 1/10,000)
- (2) 地形図 (1/500～1/1,000)
- (3) 地質平面図、地質断面図

(4) 既存調査・設計資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5321 条 岩盤変形試験

1. 業務の目的

Φ300mm の剛体円形支圧板による変形試験（原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-（土木学会・平成 12 年 12 月））の実施により、ダム基礎岩盤の変形特性の把握を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 試験位置の選定

- 1) 受注者は、現地において試験箇所の盤下げを行い試験位置を選定するとともに、盤下げ区間および試験面の地質工学的な観察・評価を行う。
- 2) 受注者は、選定した試験面に剛体支圧板を設置する。

(3) 測定

受注者は、現地において岩盤変形試験を実施して、測定を行う。

(4) 解析

受注者は、測定結果について解析・とりまとめを行う。

(5) 評価

受注者は、岩盤変形試験結果について、地質工学的な評価を行う。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 試験位置図
- (2) 試験面スケッチ
- (3) 応力-変位量曲線
- (4) 時間変位量曲線

- (5) 試験面変位図
- (6) 岩盤変形試験報告書

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図 (1/5,000 または 1/10,000)
- (2) 地形図 (1/500～1/1,000)
- (3) 地質平面図、地質断面図
- (4) 既存調査・設計資料

#### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第9節 孔内観察

ボーリング孔の孔壁をボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して観察し、ボーリングコアと対比することにより地質状況を確認する。

#### 第5322条 孔内観察

##### 1. 業務の目的

ボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して、ボーリング孔壁を観察することにより、地質分布、岩盤性状、地質構造などを把握することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地作業

受注者は、ボーリング孔内にプローブを挿入し、孔壁撮影を行う。孔壁状況はビデオテープもしくは光ディスクに記録する。

###### (3) 考察

受注者は、記録した孔壁画像を出力するとともに、孔壁画像をもとにボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図（孔壁展開画像）を作成する。また、ボーリングコアと対比し、地質考察を行う。

###### (4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

###### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) ボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図（孔壁展開画像）
- (2) 孔壁観察結果を記録したビデオテープまたは光ディスク
- (3) 孔壁観察報告書

### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- (2) 地形図（1/500～1/1,000）
- (3) ボーリング調査位置図（1/500）
- (4) ボーリング柱状図、コア写真
- (5) 既存地質調査資料

### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

## 第 10 節 地質解析

### 第 5323 条 地質解析の基本的事項

地質解析はその内容に応じて地質比較検討、地質解析、地質考察、地質総合解析に大別され、それぞれの調査段階に応じた標準的な精度で実施される。解析対象と調査段階、解析の精度により、以下の区分により行うものとする。

- (1) 地質比較検討
  - (1-1) ダムサイト候補地地質比較検討（1/5,000）
  - (1-2) 堤体材料候補地地質比較検討（1/5,000）
- (2) 地質解析
  - (2-1) ダムサイト地質解析（1/2,500）
  - (2-2) ダムサイト地質解析（1/500）
  - (2-3) 堤体材料候補地地質解析（1/2,500）
  - (2-4) 堤体材料候補地地質解析（1/1,000）
- (3) 地質考察
  - (3-1) ダムサイト地質考察
  - (3-2) 堤体材料候補地地質考察
  - (3-3) 貯水池周辺地質考察
- (4) 地質総合解析



- (4-1) ダムサイト地質総合解析（概略設計段階）（1/500）
- (4-2) ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）（1/500）
- (4-3) 堤体材料候補地地質総合解析（1/1,000）

#### 第5324条 ダムサイト地質比較検討（1/5,000）

##### 1. 業務の目的

貸与された地質資料（1/5,000 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料）を基に、計画地点の地形・地質条件を解析し、最適ダムサイトを選定するため、ダムサイト候補地の比較・評価を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存物理探査資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

###### (3) 解析

###### 1) 地形検討

受注者はダムサイト付近の空中写真判読を行う。

###### 2) 地質図作成

受注者は既存地質図に、新規の調査資料を加味し、ダムサイト候補地の地質断面図を作成する。

###### 3) 地質比較検討・調査計画の提案

受注者は各種資料、地質図に基づき、ダムサイト候補地の比較検討を行い、調査計画を提案する。

###### (4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

###### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

##### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/5,000)
- (2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000)
- (3) 調査計画図
- (4) 地質比較検討報告書

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 空中写真
- (2) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (3) ダムサイト、貯水池地形図 (1/5,000)
- (4) 既存調査資料

#### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第 5325 条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000)

#### 1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/5,000 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、堤体材料採取候補地点の地形・地質条件を解析し、最適な地点を選定するため、堤体材料採取候補地の比較・評価を行うことを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 既存資料の見直し

受注者は、貸与資料を基に現地調査を行い、各堤体材料候補地周辺の地形・地質状況を把握するとともに、既存地質調査資料、既存ボーリング資料などを見直し、確認する。

##### (3) 解析

###### 1) 地形検討

受注者は、空中写真判読を行い、周辺の地形特性を把握する。

###### 2) 地質図作成

受注者は、既存地質図に新規の調査資料を加味し、堤体材料採取候補地の地質断面図を作成する。

###### 3) 地質比較検討

受注者は、各種資料、地質図に基づき堤体材料採取候補地の比較検討を行う。

4) 調査計画の検討

受注者は、比較検討結果に基づき、当該候補地における地質上、材料採取上の問題点を考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/5,000)
- (2) 地質断面図 (拡大 1/1,000)
- (3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) 地質比較検討報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5326 条 ダムサイト地質解析 (1/2,500)

1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/2,500 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、ダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、岩種、地質層序および地質構造の概略検討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、基盤岩の風化、透水性および断層の検討を行い、ダムサイトとしての基本的問題点を検討し、指摘する。

3) 調査計画の検討

受注者は検討結果に基づき、検討、指摘された問題点に対応した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 成果物**

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/2, 500)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1, 000) 4 断面
- (3) 調査計画図 (拡大 1/1, 000)
- (4) 地質解析報告書

**4. 貸与資料**

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50, 000～1/10, 000)
- (4) ダムサイト地形図 (1/5, 000～1/2, 500)
- (5) 既存調査資料

## 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第 5327 条 ダムサイト地質解析 (1/500)

#### 1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/500 地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討しダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

##### (3) 解析

###### 1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、地質図を作成する。

###### 2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、岩盤状況、透水性、地下水位について考察し、岩級区分図・ルジオンマップを作成して、ダムサイトとしての地質工学的な問題点について検討評価する。

###### 3) 調査計画の検討

受注者は検討結果に基づき、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮して、調査計画を提案する。

##### (4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、

発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) 地質断面図 (1/500) 9 断面
- (3) 岩級区分図 (1/500) 9 断面
- (4) ダム軸沿いルジオンマップ
- (5) 地質調査計画図 (1/500)
- (6) 地質解析報告書

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500)
- (6) 既存調査資料

#### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第 5328 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500)

#### 1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/2,500 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的検討を行うことを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

##### (3) 解析

###### 1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、岩種、地質層序および地質構造の検

討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、基盤岩の風化、賦存量の検討を行い、堤体材料採取候補地としての基本的な問題点を指摘する。

3) 調査計画の検討

受注者は地質上の問題点を考慮して、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/2, 500)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1, 000) 各 1 断面
- (3) 概略採取計画図 (拡大 1/1, 000)
- (4) 調査計画図 (拡大 1/1, 000)
- (5) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図 (1/50, 000～1/10, 000)
- (4) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5, 000～1/2, 500)
- (5) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5329 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1, 000)

1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/1, 000 地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的検討を行うことを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

### (3) 解析

#### 1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、地質図を作成する。

#### 2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、堅岩分布状況について詳細に考察し、賦存量を推定し、材料採取計画の資料とする。

#### 3) 調査計画の検討

受注者は上記検討結果に基づき、地質上、採取計画上の問題点を考察して、調査計画を提案する。

### (4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 地質平面図 (1/1,000)

(2) 地質断面図 (縦断、横断、1/1,000) 7 断面

(3) 材質区分図 (縦断、横断、1/1,000) 7 断面

(4) 採取計画図 (1/1,000)

(5) 地質調査計画図 (1/1,000)

(6) 地質解析報告書

## 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。



- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

## 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第5330条 地質考察の基本的事項

地質考察は、実施された地質調査（物理探査、ボーリング調査、横坑調査など）に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、既存の地質断面図を修正する業務である。地質考察は、調査対象により以下に区分される。

- (1) ダムサイト
- (2) 堤体材料
- (3) 貯水池

### 第5331条 ダムサイト地質考察

#### 1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 考察

##### 1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

##### 2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

##### (3) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 調査位置図
- (2) 地質断面図
- (3) 地質解釈の報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5332 条 堤体材料採取候補地地質考察

1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、堤体材料候補地の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 考察

1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

(3) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 調査位置図

(2) 地質断面図

(3) 地質解釈の報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模

(2) 航空写真

(3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)

(4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)

(5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000)

(6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5333 条 貯水池周辺地質考察

1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、貯水池周辺の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 考察

1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

(3) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 調査位置図

(2) 地質断面図

(3) 地質解釈の報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模

(2) 航空写真

(3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)

(4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)

(5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)

(6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5334 条 ダムサイト地質総合解析（概略設計段階）（1/500）

1. 業務の目的

既存資料を総合的に見直し、ダムサイトの地質条件の検討および地質工学的な検討・評価を行い、本体概略設計に必要な資料としての地質図を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

1) 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質条件を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料などを見直し、確認する。

2) 受注者は既存透水試験結果を見直し、ルジオン値、P-Q曲線などの確認・修正を行う。

(3) 総合解析

1) 既存資料の整理・統合

受注者は、各種既存資料を整理・統合し、解析用資料としてとりまとめる。

2) 地質条件の検討

受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的な位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、本体概略設計に必要な地質図を作成する。

3) 地質工学的検討（岩盤状況・岩盤強度）

受注者は、各種調査資料に基づき、岩盤区分図などを作成し、堅岩線、断層・弱層部、変質帯の分布などについて検討評価する。また、各種室内および原位置試験結果に基づき岩盤の強度について検討する。

4) 地質工学的検討（岩盤透水性）

受注者は、各種調査資料に基づき、ルジオンマップなどを作成し、岩盤の透水特性を検討評価する。

5) 調査計画の検討

受注者は、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 地質平面図 (1/500)

(2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面

(3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 5 断面

(4) 水平断面図 (1/500) 3 断面

(5) 岩級区分図 (1/500) 13 断面

- (6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面
- (7) 岩級コンターマップ (1/500)
- (8) 地質調査計画図 (1/500)
- (9) 地質解析報告書

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

#### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第 5335 条 ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）（1/500）

#### 1. 業務の目的

既存資料を総合的に見直し、ダムサイトの地質条件の検討および地質工学的な検討・評価を行い、本体実施設計に必要な資料としての地質図類を作成することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 既存資料の見直し

- 1) 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質条件を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料などを見直し、確認する。
- 2) 受注者は既存透水試験結果を見直し、ルジオン値、P-Q 曲線などの確認・修正を行う。

##### (3) 総合解析

###### 1) 既存資料の整理・統合

受注者は、各種既存資料を整理・統合し、解析用資料としてとりまとめる。

###### 2) 地質条件の検討

受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広

域的位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、実施設計上必要な地質図を作成する。

3) 地質工学的検討（岩盤状況・岩盤強度）

受注者は、各種調査資料に基づき、岩盤区分図などを作成し、堅岩線、断層・弱層部、変質帯の分布などについて検討評価する。また、各種室内および原位置試験結果に基づき岩盤の強度について検討する。

4) 地質工学的検討（岩盤透水性）

受注者は、各種調査資料に基づき、各種透水特性検討図などを作成し、岩盤の透水特性を検討評価する。

5) 調査計画の検討

受注者は、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面
- (3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 8 断面
- (4) 水平断面図 (1/500) 5 断面
- (5) 岩級区分図 (1/500) 18 断面
- (6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面
- (7) 岩級コンターマップ (1/500) 2 種
- (8) 地質調査計画図 (1/500)
- (9) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)

(6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5336 条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000)

1. 業務の目的

既存資料を総合的に見直し、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的な検討・評価を行い採取計画および施工計画上必要な地質図を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 総合解析

1) 既存資料の整理・統合

受注者は、既存地質調査資料（物理探査、横坑、ボーリング、土質試験、岩石試験、骨材試験、材料試験など）を整理統合し、解析用資料としてとりまとめる。

2) 地質条件の検討

受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、地質構成および地質構造の詳細な検討を行い採取計画および施工計画上必要な地質図を作成するとともに、各地質区分に応じた賦存量を算出する。

3) 地質工学的検討

受注者は、既存資料および上記検討資料に基づき、材質、断層・脆弱部、変質帯、堅岩分布、材質分布、採取計画上の問題点について、地質工学的な検討、評価を行う。

4) 調査計画の検討

受注者は上記検討結果に基づき、堤体材料採取候補地の地質上の問題点を考慮した調査計画を提案し、廃棄岩の発生量・処理方法についても配慮する。

(4) 照査



受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 成果物**

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/1,000)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、水平 1/1,000) 13 断面
- (3) 材質区分図 (1/1,000) 13 断面
- (4) 材料分布コンターマップ (1/1,000)
- (5) 採取計画図 (1/1,000)
- (6) 地質調査計画図 (1/1,000)
- (7) 地質解析報告書
- (8) 資料集

**4. 貸与資料**

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

**5. その他**

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

**第 11 節 岩盤掘削面スケッチ**

岩盤掘削面スケッチは、掘削面の調査を行い、掘削面の状況について解析・評価を行う業務である。岩盤掘削面スケッチは、調査対象と調査の目的により、以下に区分される。

- (1) ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種)
  - コンクリートダム基礎およびロックフィルダムのコア敷については縮尺 1/200 を標準とする。
- (2) 堤体材料採取地
  - (2-1) 堤体材料評価

(2-2) 堤体材料採取地掘削法面スケッチ

**第 5337 条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ（縮尺各種）**

**1. 業務の目的**

ダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤が、設計条件を満足するか否かを基礎掘削面の調査結果に基づいて解析・評価することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 掘削面調査

受注者はダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤の掘削面調査を実施する。なお縮尺についてはダム毎に判断するものとする。

(3) 図面作成

受注者は、岩種分布、岩級分布および岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い、地質図および岩級区分図を作成する。

(4) 解析

- 1) 受注者は、基礎岩盤の諸性状が設計段階で想定していた状況と合致しているか否かを解析する。
- 2) 受注者は、基礎岩盤の解析結果を地質工学的に検討し、掘削線の変更や設計検討が必要であるか否かを評価する。また、以後の掘削に際しての留意点をとりまとめて提言を行う。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 成果物**

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 掘削面地質図
- (2) 掘削面岩級区分図
- (3) 地質断面図
- (4) 岩級区分断面図

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 掘削面形状図
- (2) 既存調査資料

#### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第 5338 条 堤体材料採取地掘削時材料評価

#### 1. 業務の目的

材料採取地掘削面スケッチの成果に基づいて、地質条件、材料分布および掘削法面の長期的安定性について解析・評価を行うことを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 解析

- 1) 受注者は、既往調査資料および掘削面スケッチ資料に基づき、岩種分布、材料分布および岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い地質図および材料区分図を作成する。
- 2) 受注者は、地質構造、材料分布ならびに不良岩の分布について解析する。
- 3) 受注者は、解析結果に基づき、採取範囲ないし採取形状の変更が必要であるか否かについて評価する。また、以後の材料採取に際しての留意点もとりまとめて提言を行う。
- 4) 受注者は、解析結果に基づき、掘削法面の長期的安定性を評価する。また、以後の掘削に際しての留意点をとりまとめて提言を行う。

##### (3) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### (4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 材料採取地地質図 (1/500～1/1,000)

- (2) 材料採取地材料区分図 (1/500～1/1,000)
- (3) 地質断面図 (1/500～1/1,000)
- (4) 材料区分断面図 (1/500～1/1,000)

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 掘削面スケッチ資料 (1/200～1/500)
- (2) 既存調査資料

#### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第 5339 条 堤体材料採取地掘削面スケッチ

#### 1. 業務の目的

材料採取地の掘削面調査を行い、材料分布を確認するとともに、その地質、岩盤状況をもとに、掘削法面の安定性を解析・評価することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 掘削面調査

受注者は材料採取地の掘削面調査を実施する。

##### (3) 図面作成

受注者は、岩種分布、材料分布および割れ目や岩盤劣化部の連続性などについて掘削面地質図および掘削面材料区分図を作成する。

##### (4) 解析

- 1) 受注者は、掘削面の地質・岩盤性状について解析する。
- 2) 受注者は、掘削面の解析結果を地質工学的に検討し、掘削法面の安定性を評価する。また、以後の掘削に際しての留意点をとりまとめて提言を行う。

##### (5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

##### (6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

#### 3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、



発注者に納品する。

- (1) 掘削面地質図 (1/200～1/500)
- (2) 掘削面材料区分図 (1/200～1/500)

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 掘削面形状図 (1/200)
- (2) 既存調査資料

#### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第12節 第四紀断層調査

#### 第5340条 第四紀断層調査の基本的事項

ダム建設における第四紀断層調査は、ダム敷近傍に今後詳細に調査すべき線状模様が存在するかどうかを調査する一次調査と、一次調査で拾い上げられた線状模様が第四紀断層であるかどうか、およびそれが第四紀断層であった場合、その正確な位置、規模（幅、長さ）、活動年代を調査する二次調査とがある。一次調査は更にその1とその2に分けられる。

#### 第5341条 第四紀断層調査（一次調査その1）

##### 1. 業務の目的

第四紀断層のダム敷近傍における存否、あるいは存在の可能性を知ることが目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 文献収集

受注者は、公表文献、地質図などから、ダムから半径50km範囲内の第四紀断層（活断層）の分布位置、長さ、確実度、活動度などについての情報を収集する。

###### (3) 写真判読

1) 受注者は、4万分の1空中写真を使用し、ダムから半径10km範囲内の変動地形を有する線状模様を判読する。判読した線状模様については根拠とした地形の特徴、長さ、連続性、明瞭度などを記載する。

2) 写真判読の結果は2.5万分の1地形図に示す。また、線状模様の判読

内容は線状模様一覧表にまとめる。

(4) 地質図集成

受注者は、既往の地質文献、地質図により、ダムから半径 50km 範囲内の縮尺 20 万分 1 地質図を編集する。

(5) 図面作成

1) 受注者は、収集した地質文献に基づき、ダムから半径 50km 範囲内の縮尺 20 万分 1 文献断層分布図を作成する。

2) 受注者は、写真判読の結果に基づき、ダムから半径 10km 範囲内の縮尺 2.5 万分 1 地形判読図を作成する。

3) 受注者は、文献断層分布図と地形判読図に基づき、ダムから半径 10km 範囲内の縮尺 2.5 万分 1 第四紀断層関連調査図を作成する。第四紀断層関連調査図とは地形判読図の上に文献断層の位置を移写したものである。

(6) 文献整理・解析

1) 受注者は、収集した地質文献の記載内容を把握し、文献断層一覧表を作成する。

2) 受注者は、半径 10km 範囲内の文献断層については記載内容、根拠について吟味し、各文献断層のこれまでの評価と成因を取りまとめる。

(7) 総合検討

1) 受注者は、全ての資料、特に文献の記載内容と写真判読結果と併せてとりまとめ、半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様の位置、性状、活動性を検討する。

2) 受注者は、半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様について調査結果要約表を作成する。

3) 受注者は、半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様について、第四紀断層一次調査その 2 の調査対象となるか否かを判定する。

(8) 調査計画の検討

受注者は、調査結果を踏まえて、必要に応じて調査計画の提案を行う。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 文献断層分布図（縮尺 20 万分の 1）

- (2) 地形判読図 (縮尺 2.5 万分の 1)
- (3) 地質集成図 (縮尺 20 万分の 1)
- (4) 第四紀断層関連調査図 (縮尺 2.5 万分の 1)
- (5) 文献断層一覧表
- (6) 線状模様一覧表
- (7) 調査結果要約表
- (8) 第四紀断層調査報告書

#### 4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

#### 5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

### 第13節 成果物

#### 第5342条 成果物

受注者は、表 5.3.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 5.3.1 成果物一覧

| 種別     |               |                            | 設計項目 | 成果物                                            | 縮 尺                | 摘 要 |
|--------|---------------|----------------------------|------|------------------------------------------------|--------------------|-----|
| ダム地質調査 | 地形調査          |                            | 報告書  | 地形調査報告書                                        |                    |     |
|        |               |                            | 基本図面 | (1) 判読位置図<br>(2) 地形特性図                         | 1/25,000           |     |
|        | 広域調査          |                            | 報告書  | 広域調査報告書                                        |                    |     |
|        |               |                            | 基本図面 | (1) 地質平面図                                      | 1/10,000           |     |
|        |               |                            |      | (2) 地質断面図<br>(3) ルートマップ                        | 1/10,000           |     |
|        | ダムサイト地表地質調査   | ダムサイト候補地選定地表地質概査           | 報告書  | 地質概査報告書                                        |                    |     |
|        |               |                            | 基本図面 | (1) 地質平面図                                      | 1/5,000            |     |
|        |               |                            |      | (2) 地質断面図(ダム軸沿い、拡大)                            | 1/1,000            |     |
|        |               |                            |      | (3) 調査計画図(拡大)<br>(4) ルートマップ                    | 1/1,000            |     |
|        |               | ダムサイト地表地質概査                | 報告書  | 地質概査報告書                                        |                    |     |
|        |               |                            | 基本図面 | (1) 地質平面図                                      | 1/2,500            |     |
|        |               |                            |      | (2) ダム軸地質断面図(拡大)                               | 1/1,000            |     |
|        |               |                            |      | (3) 地質調査計画図(拡大)<br>(4) ルートマップ                  | 1/1,000            |     |
|        |               | ダムサイト地表地質調査                | 報告書  | 地質調査報告書                                        |                    |     |
|        |               |                            | 基本図面 | (1) 地質平面図                                      | 1/500              |     |
|        |               |                            |      | (2) ダム軸方向地質断面図(3断面)                            | 1/500              |     |
|        |               |                            |      | (3) 左右岸河床上下流方向地質断面図(3断面)                       | 1/500              |     |
|        |               |                            |      | (4) 地質調査計画図<br>(5) ルートマップ                      | 1/500              |     |
|        | 堤体材料候補地地表地質調査 | 堤体材料採取候補地選定地表地質概査(1/5,000) | 報告書  | 地質概査報告書                                        |                    |     |
|        |               |                            | 基本図面 | (1) 地質平面図                                      | 1/5,000            |     |
|        |               |                            |      | (2) 地質断面図1断面図<br>(3) ルートマップ                    |                    |     |
|        |               | 堤体材料採取候補地地表地質概査(1/2,500)   | 報告書  | 地質概査報告書                                        |                    |     |
|        |               |                            | 基本図面 | (1) 地質平面図                                      | 1/2,500            |     |
|        |               |                            |      | (2) 地質断面図(拡大)<br>(3) 地質調査計画図(拡大)<br>(4) ルートマップ | 1/1,000<br>1/1,000 |     |
|        |               | 堤体材料採取候補地地表地質調査(1/1,000)   | 報告書  | 地質調査報告書                                        |                    |     |
|        |               |                            | 基本図面 | (1) 地質平面図                                      | 1/1,000            |     |
|        |               |                            |      | (2) 地質断面図(縦断、横断)4断面                            |                    |     |
|        |               |                            |      | (3) 概略採取計画図                                    | 1/1,000            |     |
|        |               |                            |      | (4) 地質調査計画図<br>(5) ルートマップ                      | 1/1,000            |     |

| 種別     |             |                 |                      | 設計項目                                                                  | 成果物                                                            | 縮 尺                           | 摘 要 |
|--------|-------------|-----------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----|
| ダム地質調査 | 地表地質踏査      | 貯水池周辺地表地質踏査     | 貯水池周辺地表地質概査(1/2,500) | 報告書                                                                   | 地質概査報告書                                                        |                               |     |
|        |             |                 |                      | 基本図面                                                                  | (1) 地質平面図<br>(2) 地質断面図(拡大)2断面<br>(3) 地質調査計画図(拡大)<br>(4) ルートマップ | 1/2,500<br>1/1,000<br>1/1,000 |     |
|        |             | 貯水池周辺           | 報告書                  | 地質調査報告書                                                               |                                                                |                               |     |
|        |             | 地表地質調査(1/1,000) |                      | (1) 地質平面図<br>(2) 地質断面図4断面<br>(3) 地質調査計画図<br>(4) ルートマップ                | 1/1,000<br>1/1,000<br>1/1,000                                  |                               |     |
|        | 物理探査        |                 |                      | 報告書                                                                   | 物理探査報告書                                                        |                               |     |
|        |             |                 |                      | 基本図面                                                                  | (1) 測線位置図<br>(2) 観測資料<br>(3) 解析断面図                             |                               |     |
|        | ルジオンテスト及び考察 |                 |                      |                                                                       | (1) ルジオン値<br>(2) ルジオンテストデータ<br>(3) 注入圧力-注入量曲線                  |                               |     |
|        | 横坑観察        |                 |                      | 報告書                                                                   | 横坑調査報告書                                                        |                               |     |
|        |             |                 |                      | 基本図面                                                                  | (1) 調査位置図<br>(2) 横坑展開図                                         | 1/100                         |     |
|        | 岩盤試験        | 岩盤直接せん断試験       | 報告書                  | 岩盤せん断試験報告書                                                            |                                                                |                               |     |
|        |             |                 | 基本図面                 | (1) 試験位置図<br>(2) 試験面スケッチ<br>(3) 応力-変位量曲線<br>(4) 時間変位量曲線<br>(5) 試験面変位図 |                                                                |                               |     |
|        |             | 岩盤変形試験          | 報告書                  | 岩盤変形試験報告書                                                             |                                                                |                               |     |
|        |             |                 | 基本図面                 | (1) 試験位置図<br>(2) 試験面スケッチ<br>(3) 応力-変位量曲線<br>(4) 時間変位量曲線<br>(5) 試験面変位図 |                                                                |                               |     |
|        | 孔内観察        |                 |                      | 報告書                                                                   | 孔壁観察報告書                                                        |                               |     |
|        |             |                 |                      | 基本図面                                                                  | (1) ボアテールテレビ観察柱状図または孔壁解析図(孔壁展開画像)<br>(2) 孔壁観察データ               |                               |     |

| 種別     |      |        | 設計項目                       | 成果物  | 縮 尺                                                                                 | 摘 要                                                 |
|--------|------|--------|----------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| ダム地質調査 | 地質解析 | 地質比較検討 | ダムサイト                      | 報告書  | 地質比較検討報告書                                                                           |                                                     |
|        |      |        | 地質比較検討<br>(1/5,000)        | 基本図面 | (1) 地質平面図<br>(2) ダム軸地質断面図(拡大)<br>(3) 調査計画図                                          | 1/5,000<br>1/1,000                                  |
|        |      |        | 堤体材料採取                     | 報告書  | 地質比較検討報告書                                                                           |                                                     |
|        |      |        | 候補地地質<br>比較検討<br>(1/5,000) | 基本図面 | (1) 地質平面図<br>(2) 地質断面図(拡大)<br>(3) 調査計画図(拡大)                                         | 1/5,000<br>1/1,000<br>1/1,000                       |
|        |      | 地質解析   | ダムサイト                      | 報告書  | 地質解析報告書                                                                             |                                                     |
|        |      |        | 地質解析<br>(1/2,500)          | 基本図面 | (1) 地質平面図<br>(2) 地質断面図(縦断、横断、拡大)4断面<br>(3) 調査計画図(拡大)                                | 1/2,500<br>1/1,000<br>1/1,000                       |
|        |      |        | ダムサイト                      | 報告書  | 地質解析報告書                                                                             |                                                     |
|        |      |        | 地質解析<br>(1/500)            | 基本図面 | (1) 地質平面図<br>(2) 地質断面図(9断面)<br>(3) 岩級区分図(9断面)<br>(4) ダム軸沿いルジオンマップ<br>(5) 地質調査計画図    | 1/500<br>1/500<br>1/500<br>1/500                    |
|        |      |        | 堤体材料                       | 報告書  | 地質解析報告書                                                                             |                                                     |
|        |      |        | 採取候補地<br>地質解析<br>(1/2,500) | 基本図面 | (1) 地質平面図<br>(2) 地質断面図(縦断、横断、拡大)各1断面<br>(3) 概略採取計画図(拡大)<br>(4) 調査計画図(拡大)            | 1/2,500<br>1/1,000<br>1/1,000<br>1/1,000            |
|        |      |        | 堤体材料                       | 報告書  | 地質解析報告書                                                                             |                                                     |
|        |      |        | 採取候補地<br>地質解析<br>(1/1,000) | 基本図面 | (1) 地質平面図<br>(2) 地質断面図(縦断、横断)7断面<br>(3) 材質区分図(縦断、横断)7断面<br>(4) 採取計画図<br>(5) 地質調査計画図 | 1/1,000<br>1/1,000<br>1/1,000<br>1/1,000<br>1/1,000 |

| 種別                     |                                        |                               |                           | 設計項目                       | 成果物                                    | 縮 尺                 | 摘 要     |  |
|------------------------|----------------------------------------|-------------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------------------|---------------------|---------|--|
| ダム<br>地<br>質<br>調<br>査 | 地<br>質<br>考<br>察                       | 地                             | ダムサイト<br>地質考察             | 報告書                        | 地質解釈の報告書                               |                     |         |  |
|                        |                                        |                               |                           | 基本図面                       | (1) 調査位置図                              |                     |         |  |
|                        |                                        |                               | (2) 地質断面図                 |                            |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        |                               | 堤体材料<br>採取候補地<br>地質考察     | 報告書                        | 地質解釈の報告書                               |                     |         |  |
|                        |                                        |                               |                           | 基本図面                       | (1) 調査位置図                              |                     |         |  |
|                        |                                        |                               | (2) 地質断面図                 |                            |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        | 貯水池周辺<br>地質考察                 | 報告書                       | 地質解釈の報告書                   |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        |                               | 基本図面                      | (1) 調査位置図                  |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        |                               |                           | (2) 地質断面図                  |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        |                               |                           | 地<br>質<br>総<br>合<br>解<br>析 | ダムサイト<br>地質総合解析<br>(概略設計段階)<br>(1/500) | 報告書                 | 地質解析報告書 |  |
|                        |                                        |                               | 基本図面                      |                            |                                        | (1) 地質平面図           | 1/500   |  |
|                        |                                        |                               |                           |                            |                                        | (2) ダム軸方向地質断面図(5断面) | 1/500   |  |
|                        |                                        | (3) ダム軸横断地質断面図(5断面)           |                           |                            |                                        | 1/500               |         |  |
|                        |                                        | (4) 水平断面図(3断面)                |                           |                            |                                        | 1/500               |         |  |
|                        |                                        | (5) 岩級区分図(13断面)               |                           |                            |                                        | 1/500               |         |  |
|                        |                                        | (6) ダム軸沿いレジオンマップ<br>(1断面)     |                           |                            |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        | (7) 岩級コンターマップ                 |                           |                            |                                        | 1/500               |         |  |
|                        |                                        | (8) 地質調査計画図                   | 1/500                     |                            |                                        |                     |         |  |
|                        | ダムサイト<br>地質総合解析<br>(実施設計段階)<br>(1/500) | 報告書                           | 地質解析報告書                   |                            |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        | 基本図面                          | (1) 地質平面図                 |                            | 1/500                                  |                     |         |  |
|                        |                                        |                               | (2) ダム軸方向地質断面図(5断面)       |                            | 1/500                                  |                     |         |  |
|                        |                                        |                               | (3) ダム軸横断地質断面図(8断面)       | 1/500                      |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        |                               | (4) 水平断面図(5断面)            | 1/500                      |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        |                               | (5) 岩級区分図(18断面)           | 1/500                      |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        |                               | (6) ダム軸沿いレジオンマップ<br>(1断面) |                            |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        |                               | (7) 岩級コンターマップ(2種)         | 1/500                      |                                        |                     |         |  |
|                        | (8) 地質調査計画図                            | 1/500                         |                           |                            |                                        |                     |         |  |
|                        | 堤体材料<br>採取候補地<br>地質総合解析<br>(1/1,000)   | 報告書                           | 地質解析報告書                   |                            |                                        |                     |         |  |
| 基本図面                   |                                        | (1) 地質平面図                     | 1/1,000                   |                            |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        | (2) 地質断面図(縦断、横断、水<br>平)(13断面) | 1/1,000                   |                            |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        | (3) 材質区分図(13断面)               | 1/1,000                   |                            |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        | (4) 材料分布コンターマップ               | 1/1,000                   |                            |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        | (5) 採取計画図                     | 1/1,000                   |                            |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        | (6) 地質調査計画図                   | 1/1,000                   |                            |                                        |                     |         |  |
|                        |                                        | (7) 資料集                       |                           |                            |                                        |                     |         |  |

| 種別                         |                                           |                                  | 設計項目 | 成果物                                                                                                  | 縮 尺                                                                                          | 摘 要 |
|----------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ダ<br>ム<br>地<br>質<br>調<br>査 | 岩<br>盤<br>掘<br>削<br>面<br>ス<br>ケ<br>ッ<br>チ | ダムサイト<br>基礎掘削面<br>スケッチ<br>(縮尺各種) | 基本図面 | (1) 掘削面地質図<br><br>(2) 掘削面岩級区分図<br><br>(3) 地質断面図<br><br>(4) 岩級区分断面図                                   | 1/200～<br>1/1,000<br><br>1/200～<br>1/1,000<br><br>1/500～<br>1/1,000<br><br>1/500～<br>1/1,000 |     |
|                            |                                           | 堤体材料<br>採取地掘削時<br>材料評価           | 基本図面 | (1) 材料採取地地質図<br>(2) 材料採取地材料区分図<br>(3) 地質断面図<br>(4) 材料区分断面図                                           | 1/500～<br>1/1,000                                                                            |     |
|                            |                                           | 堤体材料<br>採取地掘削<br>面スケッチ           | 基本図面 | (1) 掘削面地質図<br>(2) 掘削面材料区分図<br>(3) 材料採取地地質図<br>(4) 材料採取地材料区分図<br>(5) 地質断面図<br>(6) 材料区分断面図             | 1/200<br><br>1/500～<br>1/1,000                                                               |     |
|                            | 第四紀断層調査                                   |                                  | 報告書  | 第四紀断層調査報告書                                                                                           |                                                                                              |     |
|                            |                                           |                                  | 基本図面 | (1) 文献断層分布図<br>(2) 地形判読図<br>(3) 地質集成図<br>(4) 第四紀断層関連調査図<br>(5) 文献断層一覧表<br>(6) 線状模様一覧表<br>(7) 調査結果要約表 | 20万分の1<br>2.5万分の1<br>20万分の1<br>2.5万分の1                                                       |     |
|                            |                                           |                                  |      |                                                                                                      |                                                                                              |     |



## 第4章 ダム本体設計

### 第1節 ダム本体設計の種類

#### 第5401条 ダム本体設計の種類

ダム本体設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 重力式コンクリートダム本体設計
- (2) ゾーン型フィルダム本体設計

### 第2節 重力式コンクリートダム本体設計

#### 第5402条 重力式コンクリートダム本体設計の区分

重力式コンクリートダム本体設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 計画設計
- (2) 概略設計
- (3) 実施設計

#### 第5403条 計画設計

##### 1. 業務目的

本業務は、合理的なダムの基本諸元を決定し、実施計画調査要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

##### 2. 業務内容

##### (1) 打合せ

打合せは、着手時、基本的事項の検討時、納品時の計3回行うものとする。

##### (2) 設計計画

##### 1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地点の地形・地質の把握のための現地調査を行う。

##### 2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により

決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地質条件

岩盤強度、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

3) 施工設備条件

転流工対象流量、骨材調達方法、建設工期等について検討整理する。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、以下に示す各施設・設備の位置、形状寸法等を設定するものとする。

1) 転流工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき地形、地質、水文条件を考慮し、位置、転流方法の概略を定める。

2) 堤体工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき地形、地質、洪水吐き位置を勘案してダムの平面位置を定め設計条件をも考慮し、基本三角形断面で安定計算を行い断面を定める。

3) 洪水吐き工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき地形、地質、水文条件を考慮し、形式、位置、形状の概略を定める。

4) 取水設備

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき地形、地質、水文条件を考慮し、形式、位置、形状の概略を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき、グラウチング等地盤改良の範囲を検討する。

6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して建設発生土受入地位置を検討する。

7) 施工設備

貸与資料並びに現地踏査により、施工設備及び施工設備配置の検討を行う。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、次に示す各施設設備について、基本図面を作成する。

1) 堤体工

平面図、上流図面、下流図面、標準断面図（1/500）を作成する。

2) 施工設備

全体平面図（1/5,000～1/2,500）、フローシートを作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

本業務の成果を踏まえ、概略設計に向けての検討課題と今後の調査事項について整理するとともに、調査方法等について提案するものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。  
特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

重力式コンクリートダム計画設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 貯水池周辺地質図
- (2) ダムサイト周辺地質図
- (3) ダムサイト物探解析図
- (4) ダムサイトボーリング柱状図
- (5) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- (6) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,500）
- (7) 地質解析報告書
- (8) 堤体関連設計報告書
- (9) その他必要と認められる資料

**4. その他**

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

## 第5404条 概略設計

### 1. 業務目的

本業務は、計画設計の業務成果をもとに、合理的な各施設・設備の設計を行い建設要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 打合せ協議

打合せは、着手時、基本的事項の検討時2回、設計時、納品時の計5回行うものとする。

#### (2) 設計計画

##### 1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地点の地形・地質の把握のため現地調査を行う。

##### 2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行う。

##### 1) 地質条件

岩盤強度、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

##### 2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

#### (4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、次に示す各施設・設備の位置、形式、主要寸法等を定める。

##### 1) 転流工

基本的事項の検討に基づき、地質、水文条件を考慮し転流方式を概略検討し、概略の水理計算により主要部の形状寸法を定める。

##### 2) 堤体工

貸与の地質総合解析図及び基本的事項の検討に基づき地形、地質、洪水吐き位置を考慮して基礎掘削線を定め、ダム平面位置を選定する。また、地形、地質、設計条件を考慮し、基本三角形断面による安定計算（水平3断面）を行い標準断面形状を定める。

##### 3) 洪水吐き工

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、設計条件、水文条件を考慮し、洪水吐きと減勢工の概略水理計算を行って位置、形式、主要構造寸

法を定める。ゲートバルブについては形式、主要寸法を定める。

#### 4) 取水設備

ダム本体に設置する取水設備（発電用、かんがい用、水道用を除く）について、基本的事項の検討に基づき地形、地質、設計条件、水文条件、水質条件を考慮し、概略水理計算を行って位置、形式、主要構造寸法を定める。ゲートバルブについては形式、主要寸法を定める。

#### 5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき、地盤改良グラウチングの処理範囲を概略検討し、グラウチング工及び排水孔の配置を定める。

#### 6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して建設発生土受入地位置を検討する。

### (5) 施設設計

配置設計に基づき、次に示す各施設・設備についての設計ならびに建設要求にあたって必要な図面を作成する。

#### 1) 転流工

##### ① 仮締切

平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/100～1/50）を作成する。

##### ② 仮排水路

平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/100～1/20）ならびに閉塞工図（1/100～1/50）を作成する。

#### 2) 堤体工

掘削平面図、平面図（1/500）、上流面図、下流面図、横断面図（15m間隔）、標準断面図（1/500～1/200）を作成する。

#### 3) 洪水吐き工

減勢工の水理計算を行うとともに、平面図、縦断面図、横断面図、標準断面図（1/500～1/100）を作成する。

#### 4) 取水設備

縦断面図、標準断面図（1/200～1/50）を作成する。

#### 5) 基礎処理工

コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチングの孔配置図、排水孔配置図（1/500～1/200）を作成する。

### (6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

### (7) 総合検討

ダム全体の見地から、各施設・設備の相互の関連を検討する。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

重力式コンクリートダム概略設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 貯水池周辺地質図
- (2) ダムサイト周辺地質図
- (3) ダムサイト物探解析図
- (4) ダムサイトボーリング柱状図
- (5) ダムサイト調査横坑展開図
- (6) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (7) 貯水池及びダム付近地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (8) ダムサイト地形図 (1/500～1/200)
- (9) 地質総合解析報告書
- (10) 堤体関連設計報告書
- (11) その他必要と認められる資料

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第 5405 条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、概略設計の業務成果をもとに合理的な各施設・設備の設計を行い、工事の費用を積算するための図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時、基本的事項の検討時 3 回、配置設計・施設設計時 3 回、納品時の計 8 回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地点の地形・地質の把握のため現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地質条件

岩盤強度, 岩盤の透水性, 地下水位の位置, 断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量, 設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

3) 施工設備条件

転流工対象流量、建設工期等について検討整理する。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、次に示す各施設・設備の位置、形状等を設定する。

1) 転流工（閉塞工を含む）

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮して転流方式を比較検討し、水理計算により主要部形状寸法を定める。閉塞工は地質条件並びにグラウチング計画を考慮して、その位置並びに閉塞方法を定める。

2) 堤体工

貸与の地質総合解析図及び基本的事項の検討に基づき地形、地質、洪水吐き位置を考慮して基礎掘削線を定めた上、ダム平面位置を定める。また、地形、地質、設計条件を考慮して、水平 5～6 断面程度の安定計算を行い、断面形状及びブロック割りを決定する。また、基礎のせん断強度、揚圧力等によりブロック別の安定計算を実施する。

3) 洪水吐き工

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件、設計条件を考慮し、水理計算を行って形式、位置、主要部の形状を定め、併せて減勢工の主要部形状寸法を定める。ゲート、バルブについては形状主要寸法を定める。

4) 取水設備

ダム本体に設置する取水設備（発電用を除く）について基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件、水質条件、設計条件を考慮し、水理計算を行って形式、位置、主要部の形状を定め、併せて減勢工の主要部形状寸法を定める。ゲート、バルブについては形式主要寸法を定め

る。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき基礎処理の方式、範囲を定め、グラウチング工及び排水孔については深さ、配置を定める。

6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して建設発生土受入地位置を検討する。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、更に必要な水理計算・構造計算を行って、次に示す各施設・設備について、工事費用積算にあたって必要な設計図面を作成する。

1) 転流工

① 仮締切

安定計算を行い、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/100）、標準断面図（1/200～1/100）を作成する。

② 仮排水路

配筋計算を行い、平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図、呑口吐口図、配筋展開図（1/100～1/20）、閉塞工図（1/100～1/50）を作成する。

③ 堤内仮排水路

配筋計算を行い、標準断面図、縦断面図、平面図、配筋展開図、グラウト配管図、クーリング配管図（1/100～1/20）を作成する。

2) 堤体工

① 堤体

河川管理施設等構造令及び同施行規則に基づく安定計算及び内部応力計算を実施する。掘削平面図、平面図（1/500）、上下流面図、標準断面図、横断面図（5m間隔）（1/500～1/200）を作成する。

② 監査廊

監査廊の形状及び配置を決定するとともに、配筋計算を行い、平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/50～1/10）、配筋展開図（1/100～1/10）を作成する。

③ 継目

水密装置を含む収縮継目の設計を行い、標準図（1/500～1/10）を作成する。

④ エレベータシャフト

エレベータシャフトの設計を行い、標準図（1/200～1/50）、配筋展開図（1/100～1/50）を作成する。

⑤ 計測設備



水位観測設備とプラムラインを含む計測器の選定、配置を決定し、計測設備配置図（1/500～1/200）、標準図（1/200～1/20）を作成する。

⑥ 管理橋

標準設計による詳細図（1/100～1/50）を作成する。

⑦ 天端道路

高欄、舗装、ダクト排水工の設計を行い、標準図（1/200～1/50）を作成する。

3) 洪水吐き工

① 非常用洪水吐き

各部の形状を定め、配筋計算を行い、越流頂、ピア、導流壁の標準図、配筋展開図（1/200～1/50）を作成する。

② 常用洪水吐き

形状を定め、配筋計算を行い、構造図、配筋展開図（1/200～1/50）を作成する。

③ 減勢工

形状を定め、水理、配筋計算を行い、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）、配筋展開図（1/100～1/50）を作成する。

4) 取水設備

形状を定め、水理、配筋計算を行い、構造図、配筋展開図（1/100～1/20）を作成する。

5) 基礎処理工

① コンソリデーショングラウチング

グラウチング孔配置図、推定地質平面展開図（1/500～1/200）を作成する。

② カーテングラウチング

グラウチング孔、排水孔配置図、ルジオンマップ（1/500～1/200）を作成する。

6) その他施設

① 建設発生土受入地

平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）、排水工図（1/100～1/50）を作成する。

② ダム天端取付道路

延長 50m程度を対象にダム天端に接合する道路設計を行い、平面図、標準断面図、縦断面図（1/500～1/100）を作成する。

③ 河川取付工

延長 30m程度を対象に減勢工に接合する河川の設計を行い、平面

図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）、護岸標準断面図（1/100～1/50）を作成する。

④ 照明設備

ダム天端と通廊を対象に照明設備の設計を行い、平面配置図（1/500）、標準図（1/20～1/10）を作成する。

⑤ 調査横坑閉塞工

閉塞工の設計を行い、平面図、閉塞工標準図（1/500～1/50）を作成する。

（6）数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（7）総合検討

ダム全体の見地から、各施設・設備の相互の関連を検討する。

（8）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第2項（8）に準ずるものとする。

（9）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

重力式コンクリートダム実施設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- （1）貯水池周辺地質図
- （2）ダムサイト周辺地質図
- （3）ダムサイト物探解析図
- （4）ダムサイトボーリング柱状図
- （5）ダムサイト調査横坑展開図
- （6）ルジオン値分布図
- （7）ダム基盤の断層破碎帯詳細図
- （8）ダム基盤のせん断試験資料
- （9）位置図（1/50,000～1/10,000）
- （10）貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,500）
- （11）ダムサイト地形図（1/500～1/200）
- （12）貯水池内縦横断図
- （13）地質総合解析報告書
- （14）堤体関連設計報告書

(15) その他必要と認められる資料

#### 4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

### 第3節 ゾーン型フィルダム本体設計

#### 第5406条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分

ゾーン型フィルダム本体設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 計画設計
- (2) 概略設計
- (3) 実施設計

#### 第5407条 計画設計

##### 1. 業務目的

本業務は、合理的なダムの基本諸元を決定し、実施計画調査要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 打合せ協議

打合せは、着手時、基本的事項の検討時、納品時の計3回行うものとする。

###### (2) 設計計画

###### 1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地点の地形、地質の把握のため現地調査を行う。

###### 2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

###### 1) 地質条件

岩盤強度、岩盤の透水性、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

###### 2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

###### 3) 施工設備条件

転流工対象流量、建設工期等について検討整理する。

4) 盛立材料

盛立材料原石山の位置、量、質について検討整理する。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、以下に示す各施設・設備の位置、形状等を設定する。

1) 転流工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し、位置、転流方式の概略を定める。

2) 堤体工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき、地形、地質、洪水吐き位置を勘案して、ダムの平面位置を定め、設計条件をも考慮し、形式、断面を定める。

3) 洪水吐き工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し、形式、位置、形状の概略を定める。

4) 取水設備

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し、形式、位置、形状の概略を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき、グラウチング等地盤改良の範囲を検討する。

6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して、建設発生土受入地位置を検討する。

7) 施工設備

貸与資料並びに現地調査に基づき施工設備及び施工設備配置の検討を行う。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、次に示す各施設設備について、基本図面を作成する。

1) 堤体工

平面図、縦横断面図、標準断面図（1/500）を作成する。

2) 洪水吐き工

常用及び非常用洪水吐き、減勢工について平面図、縦横断面図、標準断面図（1/500）を作成する。

3) 施工設備

全体平面図（1/500～1/2,500）、フローシートを作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（７）総合検討

本業務の成果を踏まえ、概略設計に向けての検討課題と今後の調査事項について整理するとともに、調査方法等について提案するものとする。

（８）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（８）に準ずるものとする。

（９）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

ゾーン型フィルダム計画設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- （１）貯水池周辺地質図
- （２）ダムサイト周辺地質図
- （３）ダムサイト物探解析図
- （４）ダムサイトボーリング柱状図
- （５）位置図（1/50,000～1/10,000）
- （６）貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,500）
- （７）地質解析報告書
- （８）堤体関連設計報告書
- （９）その他必要と認められる資料

### 4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

## 第 5408 条 概略設計

### 1. 業務目的

本業務は、計画設計の業務成果をもとに、合理的な各施設・設備の設計を行い、建設要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

（１）打合せ協議

打合せは、着手時、基本的事項の検討時 2 回、設計時、納品時の計 5 回行うものとする。

（２）設計計画

1) 現地調査

ダム予定地点の地形、地質の把握のため、現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地質条件

岩盤強度, 地下水位の位置, 断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量, 設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

3) 盛立材料

地形, 地質資料, 材料試験結果の検討を行い、採取可能量の算定、採取場位置及び設計数値の検討を行う。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、以下に示す各施設・設備の位置、形状寸法等を設定するものとする。

1) 転流工（閉塞工を含む）

基本的事項の検討に基づき、地形, 地質, 水文条件を考慮し転流方式を概略検討し、概略の水理計算より主要部の形状寸法を定める。

2) 堤体工

貸与の地質総合解析及び基本的事項の検討に基づき地形、地質、洪水吐き位置を考慮して、基礎掘削線を定め、ダムの平面位置を選定する。  
また、地形、地質、類似既設ダム資料を検討し概略安定計算を行い、形式、断面形状を定める。

3) 洪水吐き

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、設計条件、水文条件を考慮し、概略水理計算を行って位置、形状、主要構造寸法を定める。ゲートバルブについては形式、主要寸法を定める。

4) 取水設備

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、設計条件、水質条件、水文条件を考慮し、概略水理計算を行って位置、形状、主要構造寸法を定める。ゲートバルブについては形式、主要寸法を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき地盤改良グラウチングの処理範囲を概略検討し、監査廊及びグラウチング孔の配置を定める。

6) 建設発生土受入地

環境, 捨土量を考慮して建設発生土受入地位置を検討する。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、次に示す各施設・設備についての設計ならびに建設要求にあたって必要な図面を作成する。

1) 転流工（閉塞工を含む）

① 仮締切

平面図, 縦断面図, 横断面図（1/500～1/200）を作成する。

② 仮排水路

平面図, 縦断面図、（1/500～1/200）、標準断面図（1/100～1/20）、閉塞工図（1/100～1/50）を作成する。

2) 堤体工

平面図、縦断面図、横断面図、掘削平面図（1/500）、標準断面図（1/500～1/200）を作成する。

3) 洪水吐き

常用及び非常用洪水吐き、減勢工について、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/200～1/50）を作成する。

4) 取水設備

平面図、縦断面図（1/200～1/100）、標準断面図（1/100～1/50）を作成する。

5) 基礎処理工

① グラウチング工

ブランケット、カーテン及びコンソリデーショングラウチングについて、グラウチング孔配置図（1/500～1/200）を作成する。

② 監査廊

平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/50～1/10）を作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

本業務の成果を踏まえ、概略設計に向けての検討課題と今後の調査事項について整理するとともに、調査方法等について提案するものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

ゾーン型フィルダム概略設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 貯水池周辺地質図
- (2) ダムサイト周辺地質図
- (3) ダムサイト物探解析図
- (4) ダムサイトボーリング柱状図
- (5) ダムサイト調査横坑展開図
- (6) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (7) 貯水池及びダム付近地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (8) ダムサイト地形図 (1/500～1/200)
- (9) 地質総合解析報告書
- (10) 盛立材料試験資料
- (11) 採取場付近地質資料
- (12) 堤体関連設計報告書
- (13) その他必要と認められる資料

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第 5409 条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、概略設計の業務成果を基に、合理的な各施設・設備の設計を行い、工事の費用を積算するための図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時 1 回、基本事項の検討時 3 回、配置設計・施設設計時 3 回、納品時 1 回の計 8 回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム予定地の地形、地質の把握のため、現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。



(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

1) 計画条件

ダム容量配分等のダム規模を規定する計画条件の確認・整理を行う。

2) 地質条件

岩盤強度, 地下水位の位置, 断層の分布状況等の確認、整理を行う。

3) ダム設計条件

設計洪水流量, 設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

4) 盛立材料

地形, 地質資料, 材料試験結果の検討を行い、採取可能量の算定、採取場位置及び設計数値の検討を行う。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、以下に示す各施設・設備の位置、形状寸法等を設定するものとする。

1) 転流工（閉塞工を含む）

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し転流方式を比較検討し、水理計算により主要部の形状寸法を定める。閉塞工は地質条件並びにグラウチング計画を考慮してその位置ならびに閉塞方法を定める。

2) 堤体工

貸与資料の地質総合解析資料及び基本的事項の検討に基づき、地形、地質、洪水吐き位置を考慮して基礎掘削線をいれてダムの平面位置を決定すると共に、設計条件、盛立材料、類似既設ダムの資料を検討のうえ、詳細な（場合によっては、基礎断面形状などを考慮した）安定計算を行い、形式、断面、形状を定める。

3) 洪水吐き工

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、設計条件、水文条件を考慮し、水理計算を行って位置、形状、主要構造寸法を定める。ゲート、バルブについては形式、主要寸法を定める。

4) 取水設備

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件、水質条件、設計条件を考慮して、水理計算を行って位置、形状、主要構造寸法を定める。ゲート、バルブについては形式、主要寸法を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき監査廊の配置並びに基礎処理方式及び範囲を定め、グラウチング工及び排水孔については深さ、配置を定める。

6) 建設発生土受入地

環境及び捨土量を考慮して建設発生土受入地の位置及び形状を定める。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、更に必要な水理計算・構造計算を行って、次に示す各施設・設備について、工事費用積算にあたって必要な設計図面を作成する。

1) 転流工

① 仮締切

安定計算、水理計算を行い、平面図、縦断面図、横断面図、掘削平面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/100～1/20）を作成する。

② 仮排水路

配筋計算を行い、平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図、呑口吐口図、配筋展開図（1/100～1/20）、閉塞工図（1/100～1/50）を作成する。

2) 堤体工

① 堤体

河川管理施設等構造令及び同施行規則に基づく安定計算を実施する。平面図、掘削平面図（1/500）、縦断面図、横断面図、標準断面図（1/500～1/200）、排水工詳細図、天端詳細図（1/200～1/50）を作成する。

② 計測設備

計測器の選定、配置を決定し、計測設備配置図（1/500～1/200）、標準図（1/200～1/20）を作成する。

③ 天端道路

舗装、ダクト、排水工、縁石等の設計を行い、標準図（1/200～1/50）を作成する。

3) 洪水吐き工

① 常用洪水吐き

各部の形状を定め配筋計算を行い、平面図、縦断面図、標準断面図（1/500～1/200）、詳細図（1/200～1/50）、配筋展開図（1/100～1/50）を作成する。

② 非常用洪水吐き及び減勢工

各部の形状を定め、ピア、導流壁、減勢工については配筋計算を行う。また、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/500～1/100）、配筋展開図（1/100～1/50）を作成する。

③ 管理橋

標準設計による詳細図（1/100～1/50）を作成する。

4）取水設備

形状を定め、水理計算、配筋計算を行い、平面図、縦断面図（1/500～1/100）、標準図（1/200～1/100）、配筋展開図（1/100～1/50）を作成する。

5）基礎処理工

① カーテングラウチング

グラウチング孔配置図、排水孔配置図（1/500～1/200）を作成する。

② ブランケットグラウチング

推定地質平面図にグラウチング孔配置図（1/500～1/200）を作成する。

③ 洪水吐きコンソリデーショングラウチング

洪水吐きおよびセパレートウォール部のコンソリデーショングラウチングの孔配置図（1/500～1/200）を作成する。

④ 監査廊

配筋計算を行い、平面図、縦断面図（1/500～1/200）、配筋展開図（1/100～1/10）、標準断面図（1/50～1/10）を作成する。

6）その他施設

① 建設発生土受入地

平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/100）、排水工図（1/100～1/50）を作成する。

② ダム天端取付道路

延長 50m 程度を対象に、ダム天端に接合する道路設計を行い、平面図、縦断面図、標準断面図（1/500～1/100）を作成する。

③ 河川取付工

延長 30m 程度を対象に減勢工に接合する河川の設計を行い、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）、護岸標準断面図（1/100～1/50）を作成する。

④ 照明設備

ダム天端、監査廊の照明設備の設計を行い、平面配置図（1/500）、標準図（1/20～1/10）を作成する。

⑤ 調査横坑閉塞工

閉塞工の設計を行い、平面図、閉塞工標準図（1/500～1/50）を作成する。

⑥ 材料採取跡地

必要な場合、材料跡地計画を行う。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（6）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

ダム全体の見地から、各施設・設備の相互の関連を検討する。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第2項（8）に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

ゾーン型ロックフィルダム実施設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 貯水池周辺地質図
- (2) ダムサイト周辺地質図
- (3) ダムサイト物探解析図
- (4) ダムサイトボーリング柱状図
- (5) ダムサイト調査横坑展開図
- (6) ルジオン値分布図
- (7) ダム基礎の断層破碎帯詳細図
- (8) ダム基礎のせん断試験資料
- (9) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- (10) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,500）
- (11) ダムサイト地形図（1/500～1/200）
- (12) 貯水池内縦横断図
- (13) 地質総合解析報告書
- (14) 盛立材料試験資料
- (15) 採取場付近地質資料
- (16) 堤体関連設計報告書
- (17) その他必要と認められる資料

**4. その他**

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

## 第4節 成果物

### 第5410条 成果物

受注者は、表5.4.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い2部納品するものとする。

表5.4.4 成果物一覧表

| 種 別                              |                  | 設計項目             |       | 成果物項目                        |                              | 縮 尺                     | 摘 要              |  |
|----------------------------------|------------------|------------------|-------|------------------------------|------------------------------|-------------------------|------------------|--|
| ダム<br>本<br>体<br>構<br>造<br>設<br>計 | 概<br>略<br>設<br>計 | 計<br>画<br>設<br>計 | 施設設計図 | 堤体工                          | 平面図<br>上流図面<br>下流図面<br>標準断面図 | 1/500                   |                  |  |
|                                  |                  |                  |       | 施工設備                         | 全体平面図<br>フローシート              | 1/5,000<br>～<br>1/2,500 |                  |  |
|                                  |                  | 計                | 数量計算書 |                              |                              |                         |                  |  |
|                                  |                  |                  | 報告書   |                              |                              |                         |                  |  |
|                                  |                  | 概<br>略<br>設<br>計 | 施設設計図 | 転流工                          | 仮締切                          | 平面図<br>縦断面図             | 1/500 ～<br>1/200 |  |
|                                  | 標準断面図            |                  |       |                              |                              | 1/100 ～<br>1/50         |                  |  |
|                                  | 仮排水路             |                  |       |                              | 平面図<br>縦断面図                  | 1/500 ～<br>1/200        |                  |  |
|                                  |                  |                  |       |                              | 標準断面図                        | 1/100 ～<br>1/20         |                  |  |
|                                  |                  |                  |       | 閉塞工図                         | 1/100 ～<br>1/50              |                         |                  |  |
|                                  | 堤体工              |                  |       | 掘削平面図<br>平面図                 |                              | 1/500                   |                  |  |
|                                  |                  |                  |       | 上流面図<br>下流面図<br>横断面図         |                              |                         | 15m間隔            |  |
|                                  |                  |                  |       | 標準断面図                        |                              | 1/500 ～<br>1/200        |                  |  |
|                                  | 洪水吐き工            |                  |       | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図<br>標準断面図 |                              | 1/500 ～<br>1/100        |                  |  |
|                                  | 取水設備             |                  |       | 縦断面図<br>標準断面図                |                              | 1/200 ～<br>1/50         |                  |  |
|                                  | 基礎処理工            |                  |       | 孔配置図<br>排水孔配置図               |                              | 1/500 ～<br>1/200        |                  |  |
|                                  | 数量計算書            |                  |       |                              |                              |                         |                  |  |
|                                  | 報告書              |                  |       |                              |                              |                         |                  |  |

| 種 別                              |                       |                  | 設計項目  | 成果物項目         |                                                      |                         | 縮 尺             | 摘 要  |
|----------------------------------|-----------------------|------------------|-------|---------------|------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------|------|
| ダム<br>本<br>体<br>構<br>造<br>設<br>計 | 重力式コンクリートダム<br>本体構造設計 | 実<br>施<br>設<br>計 | 施設設計図 | 転流工           | 仮締切                                                  | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図     | 1/500～<br>1/100 |      |
|                                  |                       |                  |       |               |                                                      | 標準断面図                   | 1/200～<br>1/100 |      |
|                                  |                       |                  |       |               | 仮排水路                                                 | 平面図<br>縦断面図             | 1/500～<br>1/200 |      |
|                                  |                       |                  |       |               |                                                      | 標準断面図<br>呑口吐口図<br>配筋展開図 | 1/100～<br>1/20  |      |
|                                  |                       |                  |       |               |                                                      | 閉塞工図                    | 1/100～<br>1/50  |      |
|                                  |                       |                  |       | 堤内仮排水路        | 標準断面図<br>縦断面図<br>平面図<br>配筋展開図<br>グラウト配管図<br>クーリング配管図 |                         | 1/100～<br>1/20  |      |
|                                  |                       |                  | 堤体工   | 堤体            | 掘削平面図<br>平面図                                         |                         | 1/500           |      |
|                                  |                       |                  |       |               | 上下流面図<br>標準断面図<br>横断面図                               |                         | 1/500～<br>1/200 | 5m間隔 |
|                                  |                       |                  |       | 監査廊           | 平面図<br>縦断面図                                          |                         | 1/500～<br>1/200 |      |
|                                  |                       |                  |       |               | 標準断面図                                                |                         | 1/50～<br>1/10   |      |
|                                  |                       |                  |       |               | 配筋展開図                                                |                         | 1/100～<br>1/10  |      |
|                                  |                       |                  |       | 継目            | 標準図                                                  |                         | 1/500～<br>1/10  |      |
|                                  |                       |                  |       | エレベータ<br>シャフト | 標準図                                                  |                         | 1/200～<br>1/50  |      |
|                                  |                       |                  |       |               | 配筋展開図                                                |                         | 1/100～<br>1/50  |      |
|                                  |                       |                  |       | 計測設備          | 計測設備配置図                                              |                         | 1/500～<br>1/200 |      |
|                                  |                       |                  |       |               | 標準図                                                  |                         | 1/200～<br>1/20  |      |
|                                  |                       |                  |       | 管理橋           | 詳細図                                                  |                         | 1/100～<br>1/50  |      |
|                                  |                       |                  |       | 天端道路          | 標準図                                                  |                         | 1/200～<br>1/50  |      |

| 種 別                              |                                                                   |                  | 設計項目  | 成果物項目  |                             | 縮 尺                                    | 摘 要             |  |  |  |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------|-------|--------|-----------------------------|----------------------------------------|-----------------|--|--|--|
| ダム<br>本<br>体<br>構<br>造<br>設<br>計 | 重<br>力<br>式<br>コン<br>クリ<br>ート<br>ダム<br>本<br>体<br>構<br>造<br>設<br>計 | 実<br>施<br>設<br>計 | 施設設計図 | 基礎処理工  | コンソリ<br>デーショ<br>ングラウ<br>チング | グラウチング孔配<br>置図<br>推定地質平面展<br>開図        | 1/500～<br>1/200 |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       |        | カーテン<br>グラウチ<br>ング          | グラウト孔<br>排水孔配置図<br>ルジオンマップ             | 1/500～<br>1/200 |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       | 洪水吐き工  | 非 常 用<br>洪水吐き               | (越流頂、せき<br>柱、導流壁の)標<br>準図<br><br>配筋展開図 | 1/200～<br>1/50  |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       |        | 常 用 洪<br>水吐き                | 構造図<br>配筋展開図                           | 1/200～<br>1/50  |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       |        | 減勢工                         | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図                    | 1/500～<br>1/200 |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       |        |                             | 配筋展開図                                  | 1/100～<br>1/50  |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       | 取水設備   |                             | 構造図<br>配筋展開図                           | 1/100～<br>1/20  |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       | その他施設  | 建 設 発<br>生 土 受<br>入地        | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図                    | 1/500～<br>1/200 |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       |        |                             | 排水工図                                   | 1/100～<br>1/50  |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       |        | ダム天端<br>取 付 道<br>路          | 平面図<br>標準断面図<br>縦断面図                   | 1/500～<br>1/100 |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       |        | 河 川 取<br>付工                 | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図                    | 1/500～<br>1/200 |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       |        |                             | 護岸標準断面図                                | 1/100～<br>1/50  |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       |        | 照 明 設<br>備                  | 平面配置図                                  | 1/500           |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       |        |                             | 標準図                                    | 1/20～<br>1/10   |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       |        | 調 査 横<br>坑 閉 塞<br>工         | 平面図                                    | 1/500～<br>1/50  |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       | 閉塞工標準図 |                             |                                        |                 |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       | 数量計算書  |                             |                                        |                 |  |  |  |
|                                  |                                                                   |                  |       | 報告書    |                             |                                        |                 |  |  |  |

| 種 別                              |                                                                    | 設計項目             |       | 成果物項目                        |                 | 縮 尺                   | 摘 要               |  |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------|-------|------------------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|--|
| ダム<br>本<br>体<br>構<br>造<br>設<br>計 | ゾ<br>ン<br>型<br>フ<br>ィ<br>ル<br>ダ<br>ム<br>本<br>体<br>構<br>造<br>設<br>計 | 計<br>画<br>設<br>計 | 施設設計図 | 堤体工                          |                 | 平面図<br>縦横断面図<br>標準断面図 | 1/500             |  |
|                                  |                                                                    |                  |       | 洪水吐き工                        |                 | 平面図<br>縦横断面図<br>標準断面図 | 1/500             |  |
|                                  |                                                                    |                  |       | 施工設備                         |                 | 全体平面図<br>フローシート       | 1/500～<br>1/2,500 |  |
|                                  |                                                                    | 数量計算書            |       |                              |                 |                       |                   |  |
|                                  |                                                                    | 報告書              |       |                              |                 |                       |                   |  |
|                                  |                                                                    | 概<br>略<br>設<br>計 | 施設設計図 | 転流工<br>（閉塞工を含む）              | 仮締切             | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図   | 1/500～<br>1/200   |  |
|                                  | 仮排水路                                                               |                  |       |                              | 平面図<br>縦断面図     | 1/500～<br>1/200       |                   |  |
|                                  |                                                                    |                  |       |                              | 標準断面図           | 1/100～<br>1/20        |                   |  |
|                                  |                                                                    |                  |       |                              | 閉塞工図            | 1/100～<br>1/50        |                   |  |
|                                  | 堤体工                                                                |                  |       | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図<br>掘削平面図 | 1/500           |                       |                   |  |
|                                  |                                                                    |                  |       | 標準断面図                        | 1/500～<br>1/200 |                       |                   |  |
|                                  | 洪水吐き                                                               |                  |       | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図          | 1/500～<br>1/200 |                       |                   |  |
|                                  |                                                                    |                  |       | 標準断面図                        | 1/200～<br>1/50  |                       |                   |  |
|                                  | 取水設備                                                               |                  |       | 平面図<br>縦断面図                  | 1/200～<br>1/100 |                       |                   |  |
|                                  |                                                                    |                  |       | 標準断面図                        | 1/100～<br>1/50  |                       |                   |  |
|                                  | 基礎処理                                                               |                  |       | グラウチ<br>ング工                  | グラウチング孔配<br>置図  | 1/500～<br>1/200       |                   |  |
|                                  |                                                                    |                  |       | 監査廊                          | 平面図<br>縦断面図     | 1/500～<br>1/200       |                   |  |
|                                  |                                                                    |                  |       |                              | 標準断面図           | 1/50～<br>1/10         |                   |  |
|                                  | 数量計算書                                                              |                  |       |                              |                 |                       |                   |  |
|                                  | 報告書                                                                |                  |       |                              |                 |                       |                   |  |



| 種 別                              |                                                                         |                  | 設計項目  | 成果物項目 |              |                              | 縮 尺             | 摘 要 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------|-------|-------|--------------|------------------------------|-----------------|-----|
| ダム<br>本<br>体<br>構<br>造<br>設<br>計 | ゾ<br>ー<br>ン<br>型<br>フ<br>ィ<br>ル<br>ダ<br>ム<br>本<br>体<br>構<br>造<br>設<br>計 | 実<br>施<br>設<br>計 | 施設設計図 | 転流工   | 仮締切          | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図<br>掘削平面図 | 1/500～<br>1/200 |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |              | 標準断面図                        | 1/100～<br>1/20  |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       | 仮排水路         | 平面図<br>縦断面図                  | 1/500～<br>1/200 |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |              | 標準断面図<br>呑口吐口図<br>配筋展開図      | 1/100～<br>1/20  |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |              | 閉塞工図                         | 1/100～<br>1/50  |     |
|                                  |                                                                         |                  |       | 堤体工   | 堤体           | 平面図<br>掘削平面図                 | 1/500           |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |              | 縦断面図<br>横断面図<br>標準断面図        | 1/500～<br>1/200 |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |              | 排水工詳細図<br>天端詳細図              | 1/200～<br>1/50  |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       | 計測設備         | 計測設備配置図                      | 1/500～<br>1/200 |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |              | 標準図                          | 1/200～<br>1/20  |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       | 天端道路         | 標準図                          | 1/200～<br>1/50  |     |
|                                  |                                                                         |                  |       | 洪水吐き工 | 常用洪水吐き       | 平面図<br>縦断面図<br>標準断面図         | 1/500～<br>1/200 |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |              | 詳細図                          | 1/200～<br>1/50  |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |              | 配筋展開図                        | 1/100～<br>1/50  |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       | 非常用洪水吐き及び減勢工 | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図          | 1/500～<br>1/200 |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |              | 標準断面図                        | 1/500～<br>1/100 |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |              | 配筋展開図                        | 1/100～<br>1/50  |     |
|                                  |                                                                         |                  |       |       | 管理橋          | 詳細図                          | 1/100～<br>1/50  |     |

| 種 別                              |                                                                         |                  | 設計項目  | 成果物項目 |                                     | 縮 尺            | 摘 要              |  |  |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------|-------|-------|-------------------------------------|----------------|------------------|--|--|
| ダム<br>本<br>体<br>構<br>造<br>設<br>計 | ゾ<br>ー<br>ン<br>型<br>フ<br>ィ<br>ル<br>ダ<br>ム<br>本<br>体<br>構<br>造<br>設<br>計 | 実<br>施<br>設<br>計 | 施設設計図 | 取水設備  |                                     | 平面図            | 1/500 ～          |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 縦断面図           | 1/100            |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 標準図            | 1/200 ～<br>1/100 |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 配筋展開図          | 1/100 ～<br>1/50  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  | 基礎処理工 |       | カーテン<br>グラウチ<br>ング                  | グラウチング孔配<br>置図 | 1/500 ～<br>1/200 |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 排水孔配置図         |                  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       | ブランケ<br>ットグラウ<br>チング                | グラウチング孔配<br>置図 | 1/500 ～<br>1/200 |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     |                |                  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       | 洪水吐き<br>コンソリ<br>デーショ<br>ングラウ<br>チング | 孔配置図           | 1/500 ～<br>1/200 |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     |                |                  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  | 監査廊   |       |                                     | 平面図            | 1/500 ～          |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 縦断面図           | 1/200            |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 配筋展開図          | 1/100 ～<br>1/10  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 標準断面図          | 1/50 ～<br>1/10   |  |  |
|                                  |                                                                         |                  | その他施設 |       | 建 設 発<br>生 土 受<br>入 地               | 平面図            | 1/500 ～<br>1/100 |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 縦断面図           |                  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 横断面図           |                  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 排水工図           | 1/100 ～<br>1/50  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       | ダム天端<br>取 付 道<br>路                  | 平面図            | 1/500 ～<br>1/100 |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 縦断面図           |                  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 標準断面図          |                  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       | 河 川 取<br>付 工                        | 平面図            | 1/500 ～<br>1/200 |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 縦断面図           |                  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 横断面図           |                  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 護岸標準断面図        | 1/100 ～<br>1/50  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       | 照 明 設<br>備                          | 平面配置図          | 1/500            |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 標準図            | 1/20 ～<br>1/10   |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       | 調 査 横<br>坑 閉 塞<br>工                 | 平面図            | 1/500 ～<br>1/50  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  |       |       |                                     | 閉塞工標準図         |                  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  | 数量計算書 |       |                                     |                |                  |  |  |
|                                  |                                                                         |                  | 報告書   |       |                                     |                |                  |  |  |

## 第5章 ダム付帯施設設計

### 第1節 ダム付帯施設設計の種類

#### 第5501条 ダム付帯施設設計の種類

ダム付帯施設設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) ダム管理用発電設計
- (2) 付帯施設設計（係船設備、流木処理施設）

### 第2節 ダム管理用発電設計

#### 第5502条 ダム管理用発電設計の区分

ダム管理用発電設計は、以下の区分により行うものである。

- (1) 可能性調査
- (2) 実施設計

#### 第5503条 可能性調査

##### 1. 業務目的

本業務は、発電型式、水路ルート、発電所位置、規模の概略検討を行い、ダム管理用発電の可能性を調査検討することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

第5104条方法書（案）の作成第2項の（1）に準ずるものとする。

###### (2) 現地踏査

受注者は、貸与資料に基づき現地踏査を行い、現地状況を把握するものとする。

###### (3) 基本事項の検討

受注者は、次の事項について検討するものとする。なお、概算工事費は、第1211条設計業務の成果第5項に基づき算定するものとする。

###### 1) 流量資料の整理

- ① 発電使用可能流量
- ② 取水位・放水位並びに落差

###### 2) 発電の規模検討

- ① 最大使用水量
- ② 最適規模の選定と電力量の算定

③ 主要構造物の概略検討

④ 概算工事費

(4) 計画図

受注者は、概略施設計画を行い、計画概要図（全体平面図、水路縦断面図、標準断面図）を作成するものとする。

(5) 諸計算

受注者は、有効落差、出力・電力量の計算を行うものとする。

(6) 可能性検討

受注者は、(1)～(5)に基づき管理用発電の可能性を検討するものとする。

(7) 総合検討

受注者は業務のまとめ及び今後の検討事項の提案を行うものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダム設計図一式

(2) ダム付近の地形図および地質図

(3) 貯水池運用計画書（計画・実績放流量最近10ヶ年）

(4) ダム事業計画書および当該計画に関する特定条件

## 第5504条 実施設計

### 1. 業務目的

本業務は、発電施設について基本事項を決定するとともに、工事に必要な設計図を作成し、工事の費用を予定するための図書の一部を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 設計計画

第5104条方法書（案）の作成第2項の(1)に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

第5503条可能性調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、次の事項について決定するものとする。

- 1) 水圧管路のルート、位置、管径構造の基本形状
- 2) 発電所基礎の位置、基本形状
- 3) 放水路のルート、放水口構造の基本形状
- 4) 建設発生土受入地の位置、形状
- 5) 水車、発電機、機器の配置、主要寸法

(4) 水理・構造計算

受注者は、次の水理・構造計算を行うものとする。

- 1) 水理計算（水路通水量、損失落差、有効落差、出力、電力量、水撃圧）
- 2) 構造計算（水圧管路、管胴厚、固定台）

(5) 設計図作成

受注者は、次の構造物について、全体平面図、一般図（平面・縦横断面図）、標準配筋図を作成するものとする。

- 1) 水圧管路
- 2) 発電所基礎
- 3) 放水路
- 4) 建設発生土受入地
- 5) 発電所取付道路

(6) 数量計算

第5403条計画設計第2項の（6）に準ずるものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、現地の状況の他、流量資料等の基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に水圧管路、発電所基礎、放水路等の位置、基本形状が適切であるかの照査を行う。また、周辺施設との近接等、施工条件が設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。配筋の構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、最大使用水量、有効落差及び出力が適切にとられているかの照査を行う。

(8) 報告書作成

第5503条可能性調査第2項の（9）に準ずるものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダム設計図一式
- (2) 地形図 1/500～1/200
- (3) 地質調査報告書
- (4) 事業計画概要および当該計画に関する既存資料（可能性調査書、基本設計書）

## 第3節 付帯施設設計

### 第5505条 付帯施設設計の区分

付帯施設（係船設備、流木処理施設）の設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 概略設計
- (2) 実施設計

### 第5506条 概略設計

#### 1. 業務目的

本業務は、付帯施設のうち係船設備と流木処理施設について基本諸元を決定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 設計計画

第5104条方法書（案）の作成第2項の（1）に準ずるものとする。

##### (2) 現地踏査

第5503条可能性調査第2項の（2）に準ずるものとする。

##### (3) 基本事項の検討

受注者は、次の検討を行うものとする。

- 1) 管理用船舶の目的、利用形態、船舶の種類・数を整理する。
- 2) 係船設備の位置・形式、乗降・格納方式、操作方式を検討する。
- 3) 流木発生量等の算出を行ない、流木処理施設の規模、位置、形式を検討する。

##### (4) 概略設計図

受注者は、係船設備と流木処理施設について、形状、構造を決定するとともに、一般図（平面・縦横断図）、構造図を作成するものとする。

##### (5) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果第5項に基づき概算工事費を算定するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の検討に際し、現地の状況のほか、ダム計画、地質調査等の基礎資料を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に係船設備と流木処理施設の位置、形式が適切であるか、ダム施設との整合がとられているかの照査を行う。
- 3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計図、概算工事費の適切性、整合性およびダム施設との整合性に着目し照査を行う。

(7) 報告書作成

第 5503 条可能性調査第 2 項の (9) に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダム計画（又は実施）全体平面図
- (2) ダム周辺地形図
- (3) ダム周辺整備計画

第 5507 条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、付帯施設概略設計成果に基づき、係船設備と流木処理施設について工事に必要な設計図を作成し、費用を予定するための図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

第 5104 条方法書（案）の作成第 2 項の (1) に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

第 5104 条方法書（案）の作成第 2 項の (3) に準ずるものとする。

(3) 設計計算

受注者は、次の設計計算を行うものとする。

- 1) 係船設備の設備、基礎工
- 2) 流木処理施設の構造

(4) 設計図作成

受注者は、全体平面図、一般図、構造図、標準配筋図を作成するものとする。

(5) 数量計算

第5403条計画設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計計算に際し、現地の状況のほか、概略設計成果、地質調査等の基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に係船設備と流木処理施設の形状、構造が適切であるかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、工事数量の正確性、適切性、整合性に着目し照査を行う。配筋の構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(7) 報告書作成

第5503条可能性調査第2項の(9)に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 概略設計報告書
- (2) 設計地点の実測地形図
- (3) 地質調査報告書

## 第4節 成果物

### 第5508条 成果物

受注者は、表5.5.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。



表 5.5.1 成 果 物 一 覧

| 種別                               |                                   |                  | 成果物   |                                                                              | 縮尺              | 摘 要 |
|----------------------------------|-----------------------------------|------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|
| ダム<br>附<br>帯<br>施<br>設<br>設<br>計 | ダム<br>管理<br>用<br>発<br>電<br>設<br>計 | 可能性<br>調<br>査    | 計 画 図 | 全体平面図<br>水路縦断面図<br>標準断面図                                                     | 1/500～<br>1/100 |     |
|                                  |                                   |                  | 報 告 書 | 可能性調査報告書                                                                     |                 |     |
|                                  |                                   | 実<br>施<br>設<br>計 | 設 計 図 | 全体平面図<br>水圧管路・放水路<br>・付帯施設<br>一般図<br>構造図<br>標準配筋図                            | 1/500～<br>1/150 |     |
|                                  |                                   |                  | 数量計算書 | 数量計算書                                                                        |                 |     |
|                                  |                                   |                  | 報 告 書 | 実施設計報告書                                                                      |                 |     |
|                                  |                                   |                  |       |                                                                              |                 |     |
|                                  | 付<br>帯<br>施<br>設<br>設<br>計        | 概<br>略<br>設<br>計 | 設 計 図 | 一般図<br>構造図                                                                   | 1/500～<br>1/100 |     |
|                                  |                                   |                  | 報 告 書 | 概略設計報告書                                                                      |                 |     |
|                                  |                                   | 実<br>施<br>設<br>計 | 設 計 図 | 全体平面図<br>一般図<br>構造図<br>網場構造一般図<br>通船ゲート一般図<br>流木処理設備一般図<br>基礎工詳細図<br>付帯施設詳細図 | 1/500～<br>1/50  |     |
|                                  |                                   |                  | 数量計算書 | 数量計算書                                                                        |                 |     |
|                                  |                                   |                  | 報 告 書 | 実施設計報告書                                                                      |                 |     |
|                                  |                                   |                  |       |                                                                              |                 |     |

## 第6章 施工計画及び施工設備設計

### 第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類

#### 第5601条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類

ダム本体の施工計画及び施工設備設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) コンクリートダム施工計画及び施工設備設計
- (2) フィルダム施工計画及び施工設備設計

### 第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計

#### 第5602条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分

コンクリートダム施工計画及び施工設備設計は次の区分によるものとする。

- (1) 概略設計
- (2) 実施設計

#### 第5603条 概略設計

##### 1. 業務目的

本業務は、ダム本体概略設計の業務成果をもとに、合理的な施工計画と仮設備の概略設計を行い建設要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

##### 2. 業務内容

##### (1) 設計計画

##### 1) 現地調査

施工設備予定地の地形、地質、関連事項の掌握のため現地調査を行う。

##### 2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイト周辺の現場条件等により決定される施工条件及び仮設備の設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

##### 1) 地形地質条件の整理

- 2) 本体設計工事数量の整理
- 3) 水文気象条件
- 4) 稼働条件（設定基準、交代制）
- 5) 施設の配置条件
- 6) 設備計画
- 7) 環境条件（用地条件を含む）
- 8) 工程上の制限
- 9) 周辺交通条件
- 10) 適用基準の調整

(3) 施工方法の選定

ダムサイト周辺の現場条件等を総合的に考慮して、ダム本体及び各施設、設備の施工方法の選定を行う。

1) 施工設備配置計画

地形、地質、用地、環境条件並びに本体概略設計、その他概略設計の精度にあわせた施工設備の全体配置計画を立案する。

2) 施工可能日数の算定

近傍ダムの施工実績及び水文気象資料を参考にして施工可能日数の算定を行う。

3) 転流工

仮排水路の掘削、コンクリートの打込方法の立案、概略機械設備計画の作成を行う。

4) 本体基礎掘削

掘削工法の概略工法を立案し、これに伴う機械計画を作成する。

5) 原石山または骨材採取場

原石山または骨材採取場からの運搬方法の立案及び機械計画の作成を行う。

6) 骨材製造貯蔵

骨材製造、貯蔵、輸送設備を立案し、これら機械設備の選定を行う。

7) 本体コンクリート

① 打設方式

本体概略設計に基づき基本的な打設方式を立案して、打設方式を決定する。

② コンクリート製造、打設

打設設備を立案し、製造、貯蔵、打設機械設備の選定を行う。

8) 濁水処理

工事に伴い発生する濁水処理の方式を地形、土捨場、運搬方法を勘案して立案すると共に、概略機械計画を作成する。

9) 給気、給水

取水、給水タンクの位置選定及び概略の給気、給水量の算定を行う。

10) 工事用動力

概略施工計画に基づく設備電力の算定を行う。

11) 全体平面計画

施工計画に基づく全体配置計画平面図（1/2,500～1/1,000）及びダムサイト仮設備（1/500）の作成を行う。

12) フローシート

フローシート及び主要機械一覧表の作成を行うものとする。

(4) 設備設計

本体施工を行うための各施設、設備の形状、構造等の諸元を決定する。

1) 骨材製造貯蔵運搬設備

上記で実施された施工設備計画に基づき、下記の施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、設計図面の作成を行う。

〈骨材プラント設備〉

・平面図、縦横断面図、標準図

〈骨材貯蔵設備〉

・平面図、縦横断面図、標準図、コンベヤ縦横断面図

2) 本体コンクリート

① コンクリート製造設備

施工設備設計に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面の作成を行う。

・平面図、横断面図

② コンクリート打設設備

施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面の作成を行う。

・打設設備平面図、縦断面図、横断面図、標準図

・運搬線平面図、縦断面図、横断面図

3) 濁水処理設備

施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面の作成を行う。

・平面図、縦断面図、横断面図

4) 場内工事用道路

場内の工事用道路の概略設計を行い、下記の設計図面の作成を行う。

・平面図、縦断面図、横断面図

(5) 工程計画

本工事概略工程表の作成を行う。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

施工計画及び施工設備設計の相互の関連を検討し、今後の検討事項の提案を行うものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第2項（8）に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

コンクリートダム施工計画及び施工設備の概略設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 水文資料

- 1) 雨量
- 2) 気温
- 3) 流量

(2) 地質資料

- 1) 貯水池周辺地質図
- 2) ダムサイト周辺地質図
- 3) ダムサイト地質総合解折資料
- 4) 材料採取場付近地質図

(3) 測量図

- 1) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- 2) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,000）
- 3) ダムサイト地形図（1/5,000～1/2,000）
- 4) 仮設備及び採取場付近地形図（1/5,000～1/2,000）及び（1/1,000～1/500）

(4) 本体概略設計報告書

**4. その他**

その他の事項については、設計図書に明示し、指示事項とする。

## 第5604条 実施設計

### 1. 業務目的

本業務は、ダム本体実施設計の業務成果をもとに、合理的な施工計画と仮設備の実施設計を行い工事着工に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

##### 1) 現地調査

施工設備予定地の地形・地質掌握のため現地踏査を行うとともに、あわせて動力、輸送路、周辺環境の実情を把握する。

##### 2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイト周辺の現場条件等により決定される施工条件及び仮設備の設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

##### 1) 地形地質条件の整理

##### 2) 本体設計工事数量の整理

##### 3) 水文気象条件

##### 4) 稼働条件（設定基準、交代制）

##### 5) 施設の配置条件

##### 6) 設備計画

##### 7) 環境条件

##### 8) 工程上の制限

##### 9) 周辺交通条件

##### 10) 適用基準の調整

#### (3) 施工方法の選定

ダムサイト周辺の現場条件等を総合的に考慮して、ダム本体及び各施設、設備の施工方法の選定を行う。

##### 1) 施工設備配置計画

地形、地質、用地条件、本体設計、付替道路、工事用道路、原石山、建設発生土受入地、環境条件を勘案して施工設備の基本的な配置計画を立案する。

##### 2) 施工可能日数の算定

水文、気象資料より施工可能日数を算定すると共に、日稼働時間を決

定する。

3) 転流工（閉塞工を含む）

仮締切、仮排水路及び閉塞工に関する掘削工法、コンクリートの打込方法を立案すると共に、トンネルのサイクルタイムの作成、機種、能力、台数の算定を行う。

4) 本体基礎掘削

本体基礎掘削工法を立案すると共に、所要の掘削、積み込み、運搬機械の機種、能力、台数の算定を行う。

5) 本体基礎処理

コンソリデーション、カーテングラウチング及びグラウチングトンネルに必要な機械計画の作成を行う。

6) 原石山または骨材採取場

原石山または骨材採取場の採取計画を立案すると共に、骨材貯蔵所までの骨材運搬方法の選定（機種、能力、台数の算定）を行う。

7) 骨材製造貯蔵

基本事項として決定した計画に基づき、骨材製造、貯蔵設備機械の選定（骨材プラント、貯蔵所の機種、能力、容量の算定）及び貯蔵所、バッチャープラント間の輸送方法（機種、能力、容量）の立案を行う。

8) 本体コンクリート

① 打設方式

本体設計、堤体積、地形、地質、施工法を相互に勘案して打設方式を立案決定する。

② コンクリート製造、打設

上記の打設方法に基づき、バッチャープラント、セメントサイロ、セメントの運搬設備、コンクリートの運搬設備の機種、能力、容量の算定を行う。

あわせてリフト厚の検討、リフトスケジュールの作成を行う。

9) 濁水処理

工事に伴い発生する濁水処理の対象（対象地の面積、工事種別、濁水種類・量等）を整理し、濁水処理の方式を地形、建設発生土受入地、運搬方法を勘案する共に、所要 SS 濃度、pH を確保するのに必要な機械計画を作成する。

10) 給気、給水

上記の各施工方法の選定結果より、給気、給水量を算定すると共に、取水、給水タンクの位置を選定し、所要の機械計画を立案する。

11) 工事用動力

施工方法の選定結果に基づき算定される設備電力について、受電電力

の算定を行う。また、受電設備から各機械設備までの配電計画の作成及び電力量の算定を行う。

12) 全体平面計画

上記の施工方法の選定に基づく全体配置計画平面図（1/1,000）を作成する。

13) フローシート

フローシート及び主要機械一覧表を作成するものとする。

(4) 設備設計

本体施工を行うための各施設、設備の形状、構造等の諸元を決定する。

1) 骨材製造貯蔵運搬設備

前項で実施された施工設備計画に基づき、下記の施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、設計図面を作成する。

〈骨材プラント設備〉

- ・平面図、縦横断面図、標準図、基礎図（配筋図も含む）

〈骨材貯蔵設備〉

- ・平面図、縦横断面図、標準図、基礎図（配筋図も含む）、コンベヤ縦横断面図

2) 本体コンクリート

① コンクリート製造設備

施工設備設計に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。

- ・平面図、横断面図、基礎図（配筋図も含む）

② コンクリート打設設備

施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。

- ・打設設備縦断面図、横断面図、標準図
- ・運搬線平面図、縦断面図、横断面図、基礎図（配筋図も含む）

3) 濁水処理設備

施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面の作成する。

- ・平面図、縦横断面図、標準図、基礎図（配筋図も含む）

4) 給気、給水設備

施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。

- ・平面図、縦横断面図、標準図、基礎図（配筋図も含む）

5) 工事用動力設備

施工設備計画に基づき、下記の施工設備について形状、寸法及び構造



諸元を検討し、設計図面を作成する。

〈受電設備〉

・受電設備系統図、単線結線図、キュービクル配置図、基礎図

〈電力設備〉

・配置平面図、場内配電線路図、配電線路装柱姿図

〈照明設備〉

・照度分布図、照明幹線系統図、照明器具姿図、照明設備全体配置図

〈通信、放送設備〉

・通信配線路計画図、通信・放送設備装柱図、通信・放送設備全体配置図

6) 場内工事用道路

施工設備計画に基づき、場内の工事用道路について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。

・平面図、縦断図、横断図

(5) 工程計画

施工計画に基づき、本工事の工事工程表を作成するものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

施工計画及び施工設備設計の相互の関連を検討し、その内容の取りまとめと、今後の施工に際しての検討課題の提案を行うものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

コンクリートダム施工計画及び施工設備の実施設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 水文資料

1) 雨量

2) 気温

3) 流量

(2) 地質資料

- 1) 貯水池周辺地質図
- 2) ダムサイト周辺地質図
- 3) ダムサイト地質総合解析資料
- 4) 材料採取場付近地質図
- 5) 仮設備計画地点近傍地質調査結果
- 6) 仮設備計画地点地質総合解析資料
- 7) 材料調査結果（試験を含む）

(3) 測量図

- 1) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- 2) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,000）
- 3) ダムサイト地形図（1/5,000～1/2,000）
- 4) 仮設備及び採取場付近地形図（1/5,000～1/2,000）及び（1/1,000～1/500）

(4) 本体実施設計報告書

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

### 第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計

#### 第5605条 施工計画・仮設備設計の区分

フィルダム施工計画及び施工設備設計は次の区分によるものとする。

- (1) 概略設計
- (2) 実施設計

#### 第5606条 概略設計

##### 1. 業務目的

ダム本体概略設計の業務成果をもとに、合理的で実施可能な施工計画と仮設備の概略設計を行い建設要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 設計計画

###### 1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地の地形地質条件等を把握するために現地調査を行う。

###### 2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務

内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイト周辺の現場条件等により決定される施工条件及び仮設備の設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

- 1) 地形地質条件の整理
- 2) 本体設計工事数量の整理
- 3) 水文気象条件
- 4) 稼働条件（設定基準、交代制）
- 5) 施設の配置条件
- 6) 設備計画
- 7) 環境条件
- 8) 工程上の制限
- 9) 周辺交通条件
- 10) 適用基準の調整

(3) 施工方法の選定

ダムサイト周辺の現場条件等を総合的に考慮して、ダム本体及び各施設・設備の施工方法の選定を行う。

1) 盛立材料の運用計画

盛立材料の基本運用計画を立案し、流用土・捨土の処理表を作成する。

2) 工事用道路計画

平面図による工事用道路計画を立案し決定する。

3) 施工可能日数の算定

水文、気象資料を参考に施工可能日数を算定し、日稼動時間を決定する。

4) 盛立計画と工程

盛立材料の運用計画を勘案して、概略工事工程を作成する。

5) 転流工

トンネルの掘削、コンクリート打設工法の立案、概略機械設備計画を作成する。

6) 本体基礎掘削

掘削工法の概略工法を立案し、これに伴う機械計画を作成する。

7) 盛立材料採取計画

盛立材料の運搬方法の立案及び機械計画を立案する。

8) 本体盛立

概略盛立工法及び機械計画を作成する。

9) 洪水吐き掘削

掘削工法の概略工法を立案し、これに伴う機械計画の作成を行う。

10) 洪水吐きコンクリート

コンクリート製造・運搬、打設方式、骨材の貯蔵・運搬に関する概略機械計画を作成する。また、ゲート・バルブ等の機械据付に配慮する。

11) 濁水処理計画

工事に伴い発生する濁水処理の方式を地形、建設発生土受入地、運搬方法を勘案し立案すると共に概略機械計画を作成する。

12) 給気給水計画

取水、給水タンクの位置選定及び概略の給気、給水量の算定を行う。

13) 工事用動力

概略施工計画に基づく設備電力の算定を行う。

14) 全体平面計画

施工計画に基づく全体配置計画平面図（1/2,500～1/1,000）を作成する。

15) フローシート

全体フローシート及び主要機械一覧表を作成する。

(4) 設備設計

本体施工を行うための各施設・設備の形状、構造等の諸元を決定する。

1) 洪水吐きコンクリート

骨材貯蔵運搬設備、コンクリート製造設備、コンクリート打設設備の概略設計を行い、下記の設計図面を作成する。

・平面図、縦横断面図（1/500～1/1,000）

2) 濁水処理設備

濁水処理設備の概略設計を行い、下記の設計図面を作成する。

・平面図、縦横断面図（1/500～1/200）

3) 場内工事用道路

場内工事用道路の概略設計を行い、下記の設計図面を作成する。

・平面図、縦横断面図（1/500～1/100）

(5) 工程計画

本工事概略工事工程の作成を行う。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

施工計画及び施工設備設計の相互の関連を検討し、今後の検討事項の提

案を行う。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

ロックフィルダム施工計画及び施工設備の概略設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 水文資料

- 1) 雨量
- 2) 気温
- 3) 流量

(2) 地質資料

- 1) 貯水池周辺地質図
- 2) ダムサイト周辺地質図
- 3) ダムサイト地質総合解折資料
- 4) 材料採取場付近地質図

(3) 測量図

- 1) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- 2) 貯水池及びダム付近地形図 (1/5,000～1/2,000)
- 3) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,000)
- 4) 仮設備及び採取場付近地形図 (1/5,000～1/2,000) 及び (1/1,000～1/500)

(4) 本体概略設計報告書

**4. その他**

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

**第 5607 条 実施設計**

**1. 業務目的**

本業務は、ダム本体実施設計の業務成果をもとに、合理的かつ実施可能な施工計画と仮設備の実施設計を行い工事着工に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地周辺の地形地質条件及び動力設備、資機材輸送等に関する条件を把握するために現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 基本的事項の検討

準基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイト周辺の現場条件等により決定される施工条件及び仮設備の設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

- 1) 地形地質条件の整理
- 2) 本体設計工事数量の整理
- 3) 水文気象条件
- 4) 稼働条件（設定基準、交代制）
- 5) 施設の配置条件
- 6) 設備計画
- 7) 環境条件
- 8) 工程上の制限
- 9) 周辺交通条件
- 10) 適用基準の調整

(3) 施工方法の選定

1) 盛立材料の運用計画

採取、掘削土石を盛立材料（直送材、直接流用、仮置流用）捨土等に分類、整理し工事工程を勘案して運用計画を立案する。

2) 工事用道路計画

盛立材料の運用計画をもとに工事用道路の規模及び配置計画を立案する。

3) 施工可能日数の算定

水文、気象資料を参考に施工可能日数及び日稼働時間を算定する。

4) 施工計画と工程

盛立材料の運用計画をもとに、概略工事工程を作成する。

5) 施工設備配置計画

施工設備の全体配置計画を立案する。

6) 転流工

① 仮締切

掘削、盛立工法の立案並びに主要機械計画（機種、能力）を作成す

る。

② 仮排水トンネル

トンネルの掘削工法、コンクリート打設工法を立案するとともに、サイクルタイムの作成、施工機種、能力、台数を算定する。

③ 閉塞工

閉塞の時期を決定するとともにコンクリート打設、グラウチング機械を選定する。

7) 本体基礎掘削

本体基礎掘削工法を立案するとともに、工程計画に基づき所要の掘削、積み込み、運搬機械の機種、能力、台数を算定する。

8) 本体基礎処理

① グ라우チング

カーテングラウチング、ブランケットグラウチングおよびコンソリデーショングラウチングに必要なプラント、ボーリング機械計画を作成する。

② 監査廊

コンクリート打込み方法、資材の運搬に関する機械計画を作成する。

9) 盛立材料採取計画

① コア

採取場掘削工法及び運搬方法の立案並びに機械計画を作成する。

② ロック

採取場掘削工法及び運搬方法の立案並びに機械計画を作成する。

③ フィルター

採取場掘削工法及び運搬方法の立案並びに機械計画を作成する。

10) 本体盛立

① 盛立計画

盛立工法の立案（盛立試験計画の立案を含む）、機械計画（機種、能力）の立案を行うとともにダム標高別単位土工量曲線及び盛立計画（月別）を作成する。

② 材料調整

コア用ストックヤード、含水比調整ビンの設備計画及び機械計画を作成する。

11) 洪水吐き掘削

掘削工法の立案、土石処理に関する運用及び工程の立案、機械計画を作成する。

12) 洪水吐きコンクリート

① 骨材製造, 貯蔵, 運搬

骨材製造, 貯蔵設備機械の選定（骨材プラント貯蔵機種, 能力, 容量の算定）及び貯蔵所, バッチャープラント間の輸送方法（機種能力容量）の立案を行う。

② 打設方法

コンクリート打設工法の立案、設備及び能力の算定並びに機械設計を作成する。

③ コンクリート製造運搬

コンクリート製造、セメント貯蔵、運搬設備の能力、容量の算定及び機械計画を作成する。

あわせてリフト厚の検討、リフトスケジュールの作成を行う。また、ゲート・バルブ等の機械据付に配慮する。

13) 取水設備

施工方法の立案及び機械計画を作成し、合わせてコンクリートリフト厚の検討、リフトスケジュールの作成を行う。また、ゲート・バルブ等の機械据付に配慮する。

14) 濁水処理設備計画

地形, 建設発生土受入地, 運搬方法を勘案して、工事に伴い発生する濁水処理方式を立案するとともに所要のSS濃度、PHを確保するに必要な機械計画を作成する。

15) 給気給水設備

施工計画をもとに給気給水量を算定し、取水、給水タンクの位置選定及び所要の機械計画を作成する。

16) 工事用動力設備

施工計画に基づき算定された設備電力に対して工程計画を勘案して受電電力の算定を行う。受電設備から各機械設備までの配電計画を作成する。

17) 全体平面計画

施工計画に基づき全体配置計画平面図を作成する。

18) フローシート

フローシート及び主要機械一覧表を作成する。

(4) 設備設計

1) 盛立設備

材料調整設備の設計を行い、設計図面（1/500～1/200）を作成する。

2) 洪水吐きコンクリート

① 骨材製造, 貯蔵, 運搬設備

骨材製造, 貯蔵設備の設計を行い、以下の図面を作成する。



- ・骨材プラント貯蔵所、平面図、縦横断面図（縮尺 1/500～1/100）
- ・標準図、平面基礎図（1/50 から/20）
- ・コンベア縦断図（1/500 から/200）
- ② コンクリート製造設備  
コンクリート製造設備の設計を行い、以下の図面を作成する。
  - ・平面図、縦横断面図（1/500～1/100）
  - ・基礎図（1/50 から/20）
- ③ コンクリート打設設備  
コンクリート打設設備の設計を行い、以下の図面を作成する。
  - ・平面図、縦横断面図（1/500～1/100）
  - ・基礎図（1/50～/20）
- 3）濁水処理設備  
濁水処理設備の設計を行い、以下の図面を作成する。
  - ・平面図、縦横断面図（1/500～1/100）
  - ・基礎図（1/50～1/20）
- 4）給気給水設備  
給気給水設備の設計を行い、以下の図面を作成する。
  - ・給水設備平面図、縦横断面図（1/500～1/100）
  - ・給水設備基礎図（1/200 から 1/50）
- 5）工事用動力設備  
受電設備の基礎図、電力設備配置平面図、配線系統図（1/500～1/20）を作成する。
- 6）場内工事用道路  
場内道路を設計し、以下の図面を作成する。（作成範囲は 500m とする）
  - ・一般平面図、縦横断面図（1/500～1/200）
- （5）工程計画  
施工計画に基づき本工事の工事工程表を作成する。
- （6）数量計算  
受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
- （7）総合検討  
施工計画及び設備設計の結果を総合的に検討しその妥当性を確認するとともに課題等を整理する。
- （8）照査  
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施

するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

（9）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

フィルダム施工計画及び施工設備の実施設計に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

（1）水文資料

- 1）雨量
- 2）気温
- 3）流量

（2）地質資料

- 1）貯水池周辺地質図
- 2）ダムサイト周辺地質図
- 3）ダムサイト地質総合解析資料
- 4）材料採取場付近地質図
- 5）仮設備計画地点近傍地質調査結果
- 6）仮設備計画地点地質総合解析資料
- 7）材料調査結果（試験を含む）

（3）測量図

- 1）位置図（1/50,000～1/10,000）
- 2）貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,000）
- 3）ダムサイト地形図（1/5,000～1/2,000）
- 4）仮設備及び採取場付近地形図（1/5,000～1/2,000）及び（1/1,000～1/500）

（4）本体実施設計報告書

**4. その他**

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

**第4節 成果物**

**第 5608 条 成果物**

受注者は、表 5.6.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部を納品するものとする。

表 5.6.1 成果物一覧表

| 種別                   |      |            |            | 設計項目                                                     | 縮尺 | 摘 要 |
|----------------------|------|------------|------------|----------------------------------------------------------|----|-----|
| コンクリートダム施工計画及び施工設備設計 | 概略設計 | 骨材製造貯蔵運搬設備 | 骨材プラント設備   | 平面図<br>縦横断面図<br>標準図                                      |    |     |
|                      |      |            | 骨材貯蔵設備     | 平面図<br>縦横断面図<br>標準図<br>コンベヤ縦横断面図                         |    |     |
|                      |      | 本体コンクリート   | コンクリート製造設備 | 平面図<br>横断面図                                              |    |     |
|                      |      |            | コンクリート打設設備 | 打設設備平面図<br>縦断面図<br>横断面図<br>標準図<br>運搬線平面図<br>縦断面図<br>横断面図 |    |     |
|                      |      | 濁水処理設備     |            | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図                                      |    |     |
|                      |      | 場内工事用道路    |            | 縦断面図<br>横断面図                                             |    |     |
|                      |      | 数量計算書      |            |                                                          |    |     |
|                      |      | 報告書        |            |                                                          |    |     |
|                      | 実施設計 | 骨材製造貯蔵運搬設備 | 骨材プラント設備   | 平面図<br>縦横断面図<br>標準図<br>基礎図（配筋図も含む）                       |    |     |
|                      |      |            | 骨材貯蔵設備     | 平面図<br>縦横断面図<br>標準図<br>基礎図（配筋図も含む）<br>コンベヤ縦横断面図          |    |     |

| 種別                   |      |          |            | 設計項目                                                             | 縮尺 | 摘 要 |
|----------------------|------|----------|------------|------------------------------------------------------------------|----|-----|
| コンクリートダム施工計画及び施工設備設計 | 実施設計 | 本体コンクリート | コンクリート製造設備 | 平面図<br>横断面図<br>基礎図（配筋図も含む）                                       |    |     |
|                      |      |          | コンクリート打設設備 | 打設設備縦断面図<br>横断面図<br>標準図<br>運搬線平面図<br>縦断面図<br>横断面図<br>基礎図（配筋図も含む） |    |     |
|                      |      | 濁水処理設備   |            | 平面図<br>縦横断面図<br>標準図<br>基礎図（配筋図も含む）                               |    |     |
|                      |      | 給気、給水設備  |            | 平面図<br>縦横断面図<br>標準図<br>基礎図（配筋図も含む）                               |    |     |
|                      |      | 工事用動力設備  | 受電設備       | 受電設備系統図<br>単線結線図<br>キュービクル配置図<br>基礎図                             |    |     |
|                      |      |          | 電力設備       | 配置平面図<br>場内配電線路図<br>配電線路装柱姿図                                     |    |     |
|                      |      |          | 照明設備       | 照度分布図<br>照明幹線系統図<br>照明器具姿図<br>照明設備全体配置図                          |    |     |
|                      |      |          | 通信、放送設備    | 通信配線路計画図<br>通信・放送設備装柱図<br>通信・放送設備全体配置図                           |    |     |

| 種別                                             |      |            | 設計項目           | 縮尺                        | 摘 要              |
|------------------------------------------------|------|------------|----------------|---------------------------|------------------|
| 計画及び施工設備設計<br>コンクリートダム施工<br>ファイルダム施工計画及び施工設備設計 | 実施設計 | 場内工事用道路    |                | 平面図<br>縦断面図<br>横断面図       |                  |
|                                                |      | 数量計算書      |                |                           |                  |
|                                                |      | 報告書        |                |                           |                  |
|                                                | 概略設計 | 洪水吐きコンクリート |                | 平面図<br>縦横断面図              | 1/500～<br>1/1000 |
|                                                |      | 濁水処理設備     |                | 平面図<br>縦横断面図              | 1/500～<br>1/200  |
|                                                |      | 場内工事用道路    |                | 平面図<br>縦横断面図              | 1/500～<br>1/100  |
|                                                |      | 数量計算書      |                |                           |                  |
|                                                |      | 報告書        |                |                           |                  |
|                                                | 実施設計 | 盛立設備       |                | 設計図面                      | 1/500～<br>1/200  |
|                                                |      | 洪水吐きコンクリート | 骨材製造, 貯蔵, 運搬設備 | 骨材プラント貯蔵所<br>平面図<br>縦横断面図 | 1/500～<br>1/100  |
|                                                |      |            |                | 標準図<br>平面基礎図              | 1/50～<br>1/20    |
|                                                |      |            |                | コンベア縦断面図                  | 1/500～<br>1/200  |
|                                                |      |            |                |                           |                  |
|                                                |      |            | コンクリート製造設備     | 平面図<br>縦横断面図              | 1/500～<br>1/100  |
|                                                |      |            |                | 基礎図                       | 1/50～<br>1/20    |
|                                                |      |            | コンクリート打設設備     | 平面図<br>縦横断面図              | 1/500～<br>1/100  |
|                                                |      |            |                | 基礎図                       | 1/50～<br>1/20    |
|                                                |      |            |                |                           |                  |
|                                                |      |            |                |                           |                  |
|                                                |      |            |                |                           |                  |

| 種別                |       | 設計項目               | 縮尺             | 摘 要           |                |
|-------------------|-------|--------------------|----------------|---------------|----------------|
| フィルダム施工計画及び施工設備設計 | 実施設計  | 濁水処理設備             | 平面図            | 1/500～        |                |
|                   |       |                    | 縦横断面図          | 1/100         |                |
|                   |       | 給気給水設備             | 基礎図            | 1/50～<br>1/20 |                |
|                   |       |                    | 給水設備平面図        | 1/500～        |                |
|                   |       | 縦横断面図              |                | 1/100         |                |
|                   |       | 給水設備基礎図            | 1/200～<br>1/50 |               |                |
|                   |       |                    | 工事用動力設備        | 受電設備の基礎図      | 1/500～<br>1/20 |
|                   |       | 電力設備配置平面図<br>配線系統図 |                |               |                |
| 場内工事用道路           | 一般平面図 | 1/500～<br>1/200    |                |               |                |
|                   | 縦横断面図 |                    |                |               |                |
| 数量計算書             |       |                    |                |               |                |
| 報告書               |       |                    |                |               |                |

## 第7章 ダム点検

### 第1節 ダム点検

#### 第5701条 ダム総合点検

##### 1. 業務目的

ダム総合点検は、長期的にダムの安全性及び機能を保持していく観点から、ダムの健全度を把握するとともに今後の維持管理方針を定めることを目的としている。

##### 2. 業務内容

「ダム総合点検実施要領」（平成25年10月1日 国水環 第65号）に基づき、ダム土木構造物に関する構成要素の分類と管理レベルの設定、点検計画立案、調査の実施、健全度評価及び維持管理方針の作成を行うものである。

また、点検計画立案時並びに健全度評価及び維持管理方針（案）作成時には、専門家から意見聴取するとともに助言を受けるため、その資料作成を行うものである。

###### （1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### （2）点検計画立案

ダム土木構造物の構成要素の分類と管理レベルの設定を行い、既存資料の整理や現場状況の確認を行った上で、ダム土木構造物に関する課題を整理し、基本調査で留意すべき事項及び追加調査として実施すべき事項を明らかにした点検計画を立案する。

###### 1) 構成要素の分類と管理レベルの設定

ダム土木構造物の構成要素の分類と管理レベルの設定を行う。

###### 2) 資料の収集・整理

ダム総合点検実施対象ダムに関する一般的な事項のほか、調査・設計・施工・管理に関する資料を収集・整理する。

###### 3) 現地状況の概査

現地概査を実施し現場状況を把握する。

###### 4) 課題の抽出

1)～3)の作業により基本調査の実施において留意すべき事項及び追加調査として実施すべき事項を課題として抽出する。

5) 基本調査及び追加調査計画（案）立案

4) の課題の抽出をもとに基本調査および追加調査計画（案）を立案する。

6) 専門家からの意見照会用資料の作成（点検計画立案時）

既往資料の整理等から抽出した課題、基本調査・追加調査の内容について、専門家から意見・助言を得るための資料を作成する。

7) 点検計画立案

専門家の意見を取りまとめ、点検計画を立案する。

(3) 基本調査

点検計画を踏まえ、以下の項目について基本調査を実施する。

1) 設計に関する調査

2) 管理記録による調査・分析

3) 現地調査

調査内容は、点検計画において抽出された課題の他、全項目に対して実施することを原則とする。また、各調査項目は、設計図書に示されたものの他は、監督員と協議するものとするものとする。

また、3) 現地調査は、目視を原則とし、必要に応じて足場設置や橋梁点検車等の近接手段を用いて点検を行う場合、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。

(4) 追加調査

点検計画結果を踏まえ、追加調査を実施する。

また、各調査項目・方法は、設計図書に示されたものの他は、監督員と協議するものとするものとする。

(5) 健全度評価及び今後の維持管理方針作成

各調査の成果をもとに、先に抽出した課題を踏まえてダム土木構造物に対する健全度評価を行うとともに、構成要素の管理レベルを踏まえて詳細調査や保全対策などの今後の維持管理方針を作成する。

1) 健全度評価

各調査の結果をもとに、先に抽出した課題を踏まえて、ダム土木構造物に対する健全度評価を行う。健全度評価は、ダムの構成要素の経年的な劣化、災害や事故による損傷等の程度等に基づき行う。

ダム土木構造物の構成要素の管理レベルと健全度評価を組み合わせ、ダム土木構造物の保全対策について判断し、健全度評価（案）を作成する。

2) 維持管理方針（案）作成

これまでの健全度評価等を踏まえ、計測機能の保持、健全度評価や劣



化状況把握のための計測・調査等の観点も含め、今後の維持管理方針（案）を作成する。

3) 専門家からの意見照会用資料の作成（健全度評価及び維持管理方針策定時）

点検計画立案時に抽出した課題を踏まえた健全度評価及び今後の維持管理方針（案）について、専門家から意見・助言を得るための資料を作成する。

4) 健全度評価及び維持管理方針の策定

専門家からの意見・助言を踏まえ、最終的な健全度評価及び維持管理方針を作成する。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第8章 その他

### 第1節 背水計算

#### 第5801条 背水計算

##### 1. 業務目的

本業務は、貯水池堆砂及び背砂計算結果に基づいて、貯水池末端付近及び貯水池上流の水位の検討を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 背水計算

受注者は、ダム建設前後を対象に2ケースの流量に対して不等流計算を行うとともに、貯水池平面図(1/5,000～1/2,000)、縦断面図、横断面図を作成する。

###### (3) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

###### (4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

##### 3. 貸与資料

背水計算の実施に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

###### (1) ダム設計図

###### (2) 貯水池及び貯水池上流平面図

###### (3) 貯水池及び貯水池上流縦・横断面図

###### (4) 堆砂及び背砂計算書

### 第2節 水理模型実験

#### 第5802条 水理模型実験の種類と範囲及び条件

##### (1) 水理実験の種類

- ① 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験
    - ・クレストゲートタイプ
    - ・クレストゲートレスタイプ（堤趾導流壁タイプ）
  - ② フィルダム洪水吐き水理模型実験
  - ③ 放流管抽出水理模型実験
    - ・ゲート付き放流管
    - ・ゲートレスオリフィス
- （2）水理模型実験の範囲及び条件
- ① 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験
    - イ）重力式コンクリートダムの水理模型実験とは、越流部、シュート部、堤趾導流壁、減勢工部及び下流河道部の実験とする。
    - ロ）模型縮尺は、1/30～1/70 程度（模型寸法で高さ 2.00m程度）で最大流量は 2,500 m<sup>3</sup>/s 程度のものを標準とする。
  - ② フィルダム洪水吐き水理模型実験
    - イ）フィルダム水理模型実験とは、流入部、越流部、シュート部、減勢工部及び下流河道部の実験とする。
    - ロ）模型縮尺は、1/30～1/70 程度（模型寸法で高さ 2.00m程度）で最大流量は 2,500 m<sup>3</sup>/s 程度のものを標準とする。
  - ③ 放流管抽出水理模型実験
    - イ）放流管抽出水理模型実験とは、流量特性、圧力特性及び流況調査実験とする。

## 第 5803 条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験

### 1. 業務目的

本業務は、重力式コンクリートダムにおける実施設計段階の水理模型実験を行い、設計の基礎資料に供することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### （1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### （2）模型設計

実験装置の配置、模型の構造、測定用架台、付帯測定装置、給排水装置の設計を行い製作図を作成する。

#### （3）模型製作

測量、セッティング、重要模型部の原寸作成並びに工事監督を行う。

#### （4）実験・資料整理

1) 越流部

流況観測、水面形調査、水位～流量関係調査ならびに流量係数の評価を行う。また、越流面作用圧力を調査し、必要に応じて水理的最適形状を検討する。

2) シュート部

流況観測、水面形調査、作用圧力調査を行い、導流壁高の検討を行う。

3) 減勢工部

流況観測、水面形調査、作用圧力調査、流速分布調査を行い、減勢工構造、減勢効果及び導流壁高等を検討し、最適形状を決定する。

4) 下流河道部

流況観測、水面形調査、流速分布調査を行い、護岸護床工及び水制工等の必要性を検討する。また、必要に応じて水理的最適形状を検討する。

(5) 映像記録

実験の経過を写真及びビデオ等で記録し、整理並びに編集を行う。

(6) 総合検討

実験結果の妥当性を検討すると共に技術的な評価並びに判断を行い、設計あるいは維持管理に対して必要な提案を行う。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

水理模型実験に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 事業計画概要

(2) ダム設計図

(3) 洪水吐き設計図

(4) 放流管設計図

(5) ダムサイト地形図

(6) ダム上流地形図

(7) ダム下流地形図

(8) 下流河道縦横断図

(9) 水理計算書

**第 5804 条 フィルダム洪水吐き水理模型実験****1. 業務目的**

本業務は、フィルダムにおける実施設計段階の水理模型実験を行い、設計の基礎資料に供することを目的とする。

**2. 業務内容****(1) 計画準備**

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

**(2) 模型設計**

実験装置の配置、模型の構造、測定用架台、付帯測定装置、給排水装置の設計を行い製作図を作成する。

**(3) 模型製作**

測量、セッティング、重要模型部の原寸作成並びに工事監督を行う。

**(4) 実験・資料整理****1) 流入部**

流況観測、水面形調査、流速分布調査を行う。また必要に応じて水理的最適形状を決定する。

**2) 越流部**

流況観測、水面形調査、水位～流量関係調査ならびに流量係数の評価を行う。また、越流面作用圧力を調査し、必要に応じて水理的最適形状を決定する。

**3) シュート部**

流況観測、水面形調査、作用圧力調査を行い、側水路形状の検討、導流壁高の検討を行う。

**4) 減勢工部**

流況観測、水面形調査、作用圧力調査、流速分布調査を行い、減勢工構造、減勢効果及び導流壁高等を検討し、最適形状を決定する。

**5) 下流河道部**

流況観測、水面形調査、流速分布調査を行い、護岸護床工及び水制工等の必要性を検討する。また必要に応じて水理的最適形状を決定する。

**(5) 映像記録**

実験の経過を写真及びビデオ等で記録し、整理並びに編集を行う。

**(6) 総合検討**

実験結果の妥当性を検討すると共に技術的な評価並びに判断を行い、設計あるいは維持管理に対して必要な提案を行う。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

水理模型実験に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 事業計画概要
- (2) ダム設計図
- (3) 洪水吐き設計図
- (4) 放流管設計図
- (5) ダムサイト地形図
- (6) ダム上流地形図
- (7) ダム下流地形図
- (8) 下流河道縦横断図
- (9) 水理計算書

**第 5805 条 放流管抽出水理模型実験**

**1. 業務目的**

本業務は、ダムに配置される放流管における実施設計段階の抽出水理模型実験を行い、設計の基礎資料に供することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 模型設計

実験装置の配置、模型の構造、測定用架台、付帯測定装置、給排水装置の設計を行い製作図を作成する。

(3) 模型製作

測量、セッティング、重要模型部の原寸作成並びに工事監督を行う。

(4) 実験・資料整理

1) 水位流量関係

水位～流量関係の調査を行い、流量係数を算出する。

2) 作用圧力分布

放流管内及び開水路部の作用圧力調査を行う。

3) 流況調査

流入部及び開水路部の流況調査及び水面形の調査を行う。

(5) 映像記録

実験の経過を写真及びビデオ等で記録し、整理並びに編集を行う。

(6) 総合検討

実験結果の妥当性を検討すると共に技術的な評価並びに判断を行い、設計あるいは維持管理に対して必要な提案を行う。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

水理模型実験に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 事業計画概要
- (2) ダム設計図
- (3) 放流管設計図
- (4) 放流管設計図
- (5) 水理計算書

**第3節 骨材破碎試験・解析**

**第 5806 条 骨材破碎試験・解析の種類**

ダムの骨材破碎試験・解析業務の種類は下記のとおりとする。

- (1) 破碎試験
- (2) 物理試験
- (3) 試験結果解析

**第 5807 条 骨材破碎試験・解析**

**1. 業務目的**

本業務は、ダム用骨材の使用の適否、コンクリート配合設計のための基礎的な資料を得ることを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 試料採取

#### 1) 採取計画

試験に使用する骨材原石の採取に関する工事計画を立案する。

#### 2) 位置の選定

試験試料の代表性、採取工事計画を踏まえて、試料採取位置を選定する。

### (3) 破砕試験監理

破砕試験を監視し、業務計画書に記載したとおりの試験が実施されるよう試験監理を行う。

### (4) 試験結果解析

#### 1) 破砕試験

##### ① データ整理

一次、二次、三次の各種試験による破砕データ整理を行う。

##### ② 結果の検討

破砕データをもとに破砕傾向、碎石形状について、工学的検討を行う。

#### 2) 製砂試験

##### ① データ整理

製砂試験における各種試験データを整理する。

##### ② 結果の検討

試験データをもとに粒度特性、仕事指数等について、検討を行う。

#### 3) 骨材物理試験

##### ① データ整理

骨材物理試験結果を図表にとりまとめる。

##### ② 結果の検討

試験結果をもとに、骨材品質に対して、検討を行う。

### (5) 総合検討

当該試験業務の試験内容について、総合的な工学的評価を行う。

### (6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。



(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

骨材破碎試験・解析に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 採取予定地地形図
- (2) 地質調査資料

第4節 コンクリート配合試験・解析

第 5808 条 コンクリート配合試験・解析の種類

ダムのコンクリート配合試験・解析業務の内容は下記のとおりである。

- (1) コンクリート配合試験
- (2) 骨材物理試験
- (3) 凍結融解試験

第 5809 条 コンクリート配合試験・解析

1. 業務目的

本業務は、ダムコンクリートの適正な配合を選定することを目的とする。

2. 業務内容

コンクリート配合試験は、ダム用コンクリートとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 配合条件の選定

骨材性状、ダム構造・施工計画を把握し、ダムコンクリートに求められる強度等の性能を算出・整理し、コンクリート配合試験を行うための適切な配合条件を決定する。

(3) 試験監理

試験練りを監視し、目視によるワーカビリティ判定を行う。

(4) 試験結果解析

1) 配合試験

① データ整理

配合試験結果を図表にとりまとめる。

② 結果の検討

配合試験結果をもとに、各配合のコンクリート性状について、検討を加える。

2) 骨材物理試験

① データ整理

骨材物理試験結果を図表にとりまとめる。

② 結果の検討

試験結果をもとに、骨材品質に対する検討を行う。

3) 凍結融解試験 (JIS A 1148・コンクリートの凍結融解試験方法)

① データ整理

凍結融解試験結果を図表にとりまとめる。

② 結果の検討

凍結融解試験結果をもとにコンクリートの耐久性に関して、工学的検討を行う。

(5) 総合検討

当該試験業務の試験内容について、総合的な評価及び施工に当たっての留意事項について提案する。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

コンクリート配合試験・解析に当り発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 骨材破碎試験結果

(2) ダム設計図書

第5節 グラウチング試験・解析

第5810条 グラウチング試験・解析

1. 業務目的

本業務は、一般的なグラウチング（カーテングラウチング、コンソリデーショングラウチングまたはブランケットグラウチング等）について、通常工法で実施される試験の解析を行い本工事における注入仕様を決定することを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 試験計画立案

現地における試験について、適地の選定、配孔パターン、上載荷重条件、注入の仕様等の試験計画を立案する（グラウチング技術指針・同解説、国土技術研究センター・平成 15 年 7 月）。

### (3) 現場試験監理

現地における試験について、解析、考察をする上で必要な情報を得るため、注入状況の把握、コア観察等を行う。

### (4) 試験結果の整理

試験で得られたボーリング柱状図、注入チャート、注入結果報告（日報）、岩盤変位チャート、リーク等の注入状況に関する資料を収集、整理する。

### (5) 試験結果の解析

試験結果に基づき、注入材料の適否、配合、配合切換え、注入圧力、注入速度、ステージ長等の適合性、問題点を指摘すると共に、本工事における孔配置と改良期待値について解析する。

### (6) 注入仕様の作成

解析検討結果に基づき、本工事の注入仕様を提案する。

### (7) 総合検討

上記業務をとりまとめると共に、追加試験が必要と考えられる場合の試験の方法の提案、本工事の中で更に詳細な検討が必要と考えられる場合の提案及び留意点等を指定する。

### (8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

### (9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 貸与資料

グラウチング試験・解析を行うに当たり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

### (1) 地質調査資料

- (2) 本体設計関係資料
- (3) 基礎処理設計資料

## 第6節 グ라우チングデータ整理・解析

### 第5811条 グ라우チングデータ整理・解析

#### 1. 業務目的

本業務は、一般的なグラウチング（カーテングラウチング、コンソリデーショングラウチングまたはブランケットグラウチング）について、注入データ等を整理・解析し、当初の計画の見直しを行うことを目的とする。

#### 2. 業務内容

本業務では各年度毎に成果の取りまとめを行うことを基本とし、二重管式ダブルパッカー工法等の特殊なグラウチングは含まない。

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする（グラウチング技術指針・同解説、国土技術研究センター・平成15年7月）。

##### (2) 現場技術監理

注入現場において、解析・考察のために必要な情報を収集及び、注入状況の把握等を行う。

##### (3) データ整理

現場において整備されたグラウチングデータ及びボーリングデータを受領し、変換及び入力を行う。

##### (4) データ解析

整理されたデータを基に必要な解析図表を作成し、次数別の注入状況、注入効果等について解析を行い、解析結果に基づき、孔の追加または省略及び完了の提案等について検討を行う。

##### (5) 注入仕様の見直し

解析結果に基づき、注入仕様の見直し、変更の提案を行う。

##### (6) 総合検討

上記業務のとりまとめを行い、改良度の総合評価、以後の施工に対する総合的な考察を行う。

##### (7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

## (8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 3. 貸与資料

グラウチング整理・解析を行うに当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 注入記録
- (2) 透水試験記録
- (3) 基礎処理設計図
- (4) その他資料

## 第7節 成果物

## 第 5812 条 成果物

受注者は、表 5. 7. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部を納品するものとする。

表 5. 7. 1 成果物一覧表

| 種別   |                |                           | 成果物 |               | 縮尺                  | 摘要 |
|------|----------------|---------------------------|-----|---------------|---------------------|----|
| その他の | 背水計算           |                           | 設計図 | 貯水池平面図        | 1/5,000～<br>1/2,000 |    |
|      |                |                           |     | 縦断面図・<br>横断面図 |                     |    |
|      |                |                           | 報告書 |               |                     |    |
|      | 水理<br>模型<br>実験 | 重力式コンクリートダム<br>洪水吐き水理模型実験 | 報告書 |               |                     |    |
|      |                | フィルダム洪水吐き<br>水理模型実験       | 報告書 |               |                     |    |
|      |                | 放流管抽出水理<br>模型実験           | 報告書 |               |                     |    |
|      | 骨材破碎試験・解析      |                           | 報告書 |               |                     |    |
|      | コンクリート配合試験・解析  |                           | 報告書 |               |                     |    |
|      | グラウチング試験・解析    |                           | 報告書 |               |                     |    |
|      | グラウチングデータ整理・解析 |                           | 報告書 |               |                     |    |



## 第 6 編 道路編





## 第6編 道路編

### 目 次

|                                          |      |
|------------------------------------------|------|
| 第6編 道路編 .....                            | 6-1  |
| 第1章 道路環境調査 .....                         | 6-1  |
| 第1節 環境影響評価 .....                         | 6-1  |
| 第6101条 環境影響評価の区分 .....                   | 6-1  |
| 第6102条 計画段階配慮書（案）の作成 .....               | 6-1  |
| 第6103条 方法書（案）の作成 .....                   | 6-2  |
| 第6104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 ..... | 6-4  |
| 第6105条 調査 .....                          | 6-5  |
| 第6106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 .....          | 6-5  |
| 第6107条 準備書（案）の作成 .....                   | 6-6  |
| 第6108条 評価書（案）の作成 .....                   | 6-7  |
| 第6109条 評価書の補正等 .....                     | 6-8  |
| 第2節 成果物 .....                            | 6-9  |
| 第6110条 成果物 .....                         | 6-9  |
| 第2章 交通現況調査 .....                         | 6-10 |
| 第1節 交通現況調査 .....                         | 6-10 |
| 第6201条 交通現況調査の種類 .....                   | 6-10 |
| 第2節 交通量調査 .....                          | 6-10 |
| 第6202条 交通量調査の区分 .....                    | 6-10 |
| 第6203条 単路部交通量調査 .....                    | 6-10 |
| 第6204条 交差点部交通量調査 .....                   | 6-11 |
| 第3節 速度調査 .....                           | 6-12 |
| 第6205条 速度調査の区分 .....                     | 6-12 |
| 第6206条 走行速度調査 .....                      | 6-12 |
| 第6207条 旅行速度調査 .....                      | 6-13 |
| 第4節 起終点調査 .....                          | 6-14 |
| 第6208条 起終点調査の種類 .....                    | 6-14 |
| 第6209条 路側OD調査 .....                      | 6-14 |
| 第6210条 オーナーインタビューOD調査 .....              | 6-15 |
| 第5節 交通渋滞調査 .....                         | 6-17 |
| 第6211条 交通渋滞調査 .....                      | 6-17 |

|                      |      |
|----------------------|------|
| 第6節 駐車場調査            | 6-18 |
| 第6212条 駐車場調査の区分      | 6-18 |
| 第6213条 駐車場施設実態調査     | 6-18 |
| 第6214条 駐車原単位調査       | 6-19 |
| 第7節 成果物              | 6-20 |
| 第6215条 成果物           | 6-20 |
| 第3章 道路網・路線計画         | 6-21 |
| 第1節 道路網・路線計画の種類      | 6-21 |
| 第6301条 道路網・路線計画の種類   | 6-21 |
| 第2節 現況調査             | 6-21 |
| 第6302条 現況調査          | 6-21 |
| 第3節 交通量推計調査          | 6-22 |
| 第6303条 交通量推計調査       | 6-22 |
| 第4節 道路網・路線計画         | 6-24 |
| 第6304条 道路網・路線計画      | 6-24 |
| 第5節 成果物              | 6-25 |
| 第6305条 成果物           | 6-25 |
| 第4章 道路設計             | 6-26 |
| 第1節 道路設計の種類          | 6-26 |
| 第6401条 道路設計の種類       | 6-26 |
| 第2節 道路設計             | 6-26 |
| 第6402条 道路設計の区分       | 6-26 |
| 第6403条 道路概略設計        | 6-26 |
| 第6404条 道路予備設計（A）     | 6-29 |
| 第6405条 道路予備修正設計（A）   | 6-31 |
| 第6406条 道路予備設計（B）     | 6-31 |
| 第6407条 道路予備修正設計（B）   | 6-34 |
| 第6408条 道路詳細設計        | 6-34 |
| 第3節 歩道設計（自転車歩行者道を含む） | 6-37 |
| 第6409条 歩道設計の区分       | 6-37 |
| 第6410条 歩道詳細設計        | 6-37 |
| 第4節 平面交差点設計          | 6-39 |
| 第6411条 平面交差点設計の区分    | 6-39 |
| 第6412条 平面交差点予備設計     | 6-40 |
| 第6413条 平面交差点詳細設計     | 6-41 |

|                                    |                 |
|------------------------------------|-----------------|
| <b>第5節 立体交差設計</b> .....            | <b>6-43</b>     |
| 第6414条 立体交差設計の区分.....              | 6-43            |
| 第6415条 ダイヤモンド型 I C 予備設計.....       | 6-44            |
| 第6416条 ダイヤモンド型 I C 詳細設計.....       | 6-46            |
| 第6417条 トランペット・クローバー型 I C 予備設計..... | 6-48            |
| 第6418条 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計..... | 6-49            |
| <b>第6節 道路休憩施設設計</b> .....          | <b>6-51</b>     |
| 第6419条 道路休憩施設設計の区分.....            | 6-51            |
| 第6420条 道路休憩施設予備設計.....             | 6-51            |
| 第6421条 道路休憩施設詳細設計.....             | 6-53            |
| <b>第7節 一般構造物設計</b> .....           | <b>6-55</b>     |
| 第6422条 一般構造物設計の区分.....             | 6-55            |
| 第6423条 一般構造物予備設計.....              | 6-55            |
| 第6424条 一般構造物詳細設計.....              | 6-58            |
| 第6425条 落石防護柵詳細設計.....              | 6-60            |
| 第6426条 一般構造物基礎工詳細設計.....           | 6-61            |
| <b>第8節 盛土・切土設計</b> .....           | <b>6-62</b>     |
| 第6427条 盛土・切土設計の区分.....             | 6-62            |
| 第6428条 盛土・切土予備設計.....              | 6-62            |
| 第6429条 盛土・切土詳細設計.....              | 6-64            |
| <b>第9節 未制定</b> .....               | <b>6-66</b>     |
| <b>第10節 成果物</b> .....              | <b>6-67</b>     |
| 第6433条 成果物.....                    | 6-67            |
| <br><b>第5章 地下構造物設計</b> .....       | <br><b>6-73</b> |
| <b>第1節 地下構造物設計の種類</b> .....        | <b>6-73</b>     |
| 第6501条 地下構造物設計の種類.....             | 6-73            |
| <b>第2節 地下横断歩道等設計</b> .....         | <b>6-73</b>     |
| 第6502条 地下横断歩道等設計の区分.....           | 6-73            |
| 第6503条 地下横断歩道等基本計画.....            | 6-73            |
| 第6504条 地下横断歩道等予備設計.....            | 6-75            |
| 第6505条 地下横断歩道等詳細設計.....            | 6-78            |
| <b>第3節 共同溝設計</b> .....             | <b>6-82</b>     |
| 第6506条 共同溝設計の区分.....               | 6-82            |
| 第6507条 共同溝基本検討.....                | 6-82            |
| 第6508条 開削共同溝予備設計.....              | 6-85            |
| 第6509条 開削共同溝詳細設計.....              | 6-87            |

|            |                      |              |
|------------|----------------------|--------------|
| 第6510条     | シールド共同溝予備設計          | 6-91         |
| 第6511条     | シールド共同溝立坑予備設計        | 6-94         |
| 第6512条     | シールド共同溝詳細設計          | 6-96         |
| 第6513条     | シールド共同溝立坑詳細設計        | 6-100        |
| <b>第4節</b> | <b>電線共同溝設計</b>       | <b>6-104</b> |
| 第6514条     | 電線共同溝設計の区分           | 6-104        |
| 第6515条     | 電線共同溝予備設計            | 6-104        |
| 第6516条     | 電線共同溝詳細設計            | 6-107        |
| <b>第5節</b> | <b>成果物</b>           | <b>6-110</b> |
| 第6517条     | 成果物                  | 6-110        |
| <b>第6章</b> | <b>地下駐車場計画・設計</b>    | <b>6-118</b> |
| <b>第1節</b> | <b>地下駐車場計画・設計の種類</b> | <b>6-118</b> |
| 第6601条     | 地下駐車場計画・設計の種類        | 6-118        |
| <b>第2節</b> | <b>地下駐車場基本計画</b>     | <b>6-118</b> |
| 第6602条     | 地下駐車場基本計画の区分         | 6-118        |
| 第6603条     | 基本調査                 | 6-118        |
| 第6604条     | 基本計画                 | 6-120        |
| <b>第3節</b> | <b>地下駐車場予備設計</b>     | <b>6-122</b> |
| 第6605条     | 地下駐車場予備設計の区分         | 6-122        |
| 第6606条     | 地下駐車場本体予備設計          | 6-122        |
| 第6607条     | 地下駐車場設備予備設計          | 6-125        |
| <b>第4節</b> | <b>地下駐車場詳細設計</b>     | <b>6-126</b> |
| 第6608条     | 地下駐車場詳細設計の区分         | 6-126        |
| 第6609条     | 地下駐車場本体詳細設計          | 6-127        |
| 第6610条     | 地下駐車場設備詳細設計          | 6-130        |
| <b>第5節</b> | <b>成果物</b>           | <b>6-132</b> |
| 第6611条     | 成果物                  | 6-132        |
| <b>第7章</b> | <b>トンネル設計</b>        | <b>6-135</b> |
| <b>第1節</b> | <b>トンネル設計の種類</b>     | <b>6-135</b> |
| 第6701条     | トンネル設計の種類            | 6-135        |
| <b>第2節</b> | <b>トンネル設計</b>        | <b>6-135</b> |
| 第6702条     | 山岳トンネル設計の区分          | 6-135        |
| 第6703条     | 山岳トンネル予備設計           | 6-135        |
| 第6704条     | 山岳トンネル詳細設計           | 6-138        |
| <b>第3節</b> | <b>シールドトンネル設計</b>    | <b>6-143</b> |

|            |                  |              |
|------------|------------------|--------------|
| 第6705条     | シールドトンネル設計の区分    | 6-143        |
| 第6706条     | シールドトンネル予備設計     | 6-143        |
| 第6707条     | シールドトンネル詳細設計     | 6-146        |
| 第6708条     | 立坑予備設計           | 6-150        |
| 第6709条     | 立坑詳細設計           | 6-153        |
| <b>第4節</b> | <b>開削トンネル設計</b>  | <b>6-156</b> |
| 第6710条     | 開削トンネル設計の区分      | 6-157        |
| 第6711条     | 開削トンネル予備設計       | 6-157        |
| 第6712条     | 開削トンネル詳細設計       | 6-159        |
| <b>第5節</b> | <b>トンネル設備設計</b>  | <b>6-163</b> |
| 第6713条     | トンネル設備設計の区分      | 6-163        |
| 第6714条     | トンネル設備予備設計       | 6-163        |
| 第6715条     | トンネル設備詳細設計       | 6-166        |
| <b>第6節</b> | <b>成果物</b>       | <b>6-172</b> |
| 第6716条     | 成果物              | 6-172        |
| <br>       |                  |              |
| <b>第8章</b> | <b>橋梁設計</b>      | <b>6-179</b> |
| <b>第1節</b> | <b>橋梁設計の種類</b>   | <b>6-179</b> |
| 第6801条     | 橋梁設計の種類          | 6-179        |
| <b>第2節</b> | <b>橋梁設計</b>      | <b>6-179</b> |
| 第6802条     | 橋梁設計の区分          | 6-179        |
| 第6803条     | 橋梁予備設計           | 6-179        |
| 第6804条     | 橋梁詳細設計           | 6-182        |
| <b>第3節</b> | <b>橋梁拡幅設計</b>    | <b>6-185</b> |
| 第6805条     | 橋梁拡幅設計の区分        | 6-185        |
| 第6806条     | 橋梁拡幅予備設計         | 6-185        |
| 第6807条     | 橋梁拡幅詳細設計         | 6-188        |
| <b>第4節</b> | <b>橋梁補強設計</b>    | <b>6-190</b> |
| 第6808条     | 橋梁補強設計の区分        | 6-191        |
| 第6809条     | 橋梁補強予備設計         | 6-191        |
| 第6810条     | 橋梁補強詳細設計         | 6-193        |
| <b>第5節</b> | <b>成果物</b>       | <b>6-196</b> |
| 第6811条     | 成果物              | 6-196        |
| <br>       |                  |              |
| <b>第9章</b> | <b>道路施設点検</b>    | <b>6-199</b> |
| <b>第1節</b> | <b>道路施設点検の種類</b> | <b>6-199</b> |
| 第6901条     | 道路施設点検の種類        | 6-199        |

|                  |       |
|------------------|-------|
| 第2節 道路防災カルテ点検    | 6-199 |
| 第6902条 道路防災カルテ点検 | 6-199 |
| 第3節 橋梁定期点検       | 6-200 |
| 第6903条 橋梁定期点検    | 6-200 |
| 第4節 成果物          | 6-202 |
| 第6904条 成果物       | 6-202 |

## 第6編 道路編

### 第1章 道路環境調査

#### 第1節 環境影響評価

本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成25年4月1日国土交通省令第28号）（以下この節において「技術指針省令」という）及び「三重県環境影響評価技術指針」に準拠して実施するものとする。

#### 第6101条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 計画段階配慮書（案）の作成
- (2) 方法書（案）の作成
- (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (4) 調査
- (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (6) 準備書（案）の作成
- (7) 評価書（案）の作成
- (8) 評価書の補正等

#### 第6102条 計画段階配慮書（案）の作成

##### 1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書（以下この節において「配慮書」という。）に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内

容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

（3）現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。

（4）対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。

（5）計画段階配慮事項の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。

（6）調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

（7）配慮書（案）の作成

受注者は、前（2）～（6）を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

（8）位置等に関する複数案の設定

受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。

（9）照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（10）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第6103条 方法書（案）の作成

### 1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。



## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

### (3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。

### (4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第 1 項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。

### (5) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

### (6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

### (7) 方法書（案）の作成

受注者は、前（2）～（6）を基に、技術指針省令第十七条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。

### (8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

### (9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 6104 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

### 1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第二十条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 事業特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

#### (3) 地域特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

#### (4) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。

#### (5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～第二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

#### (6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第 6105 条 調査**

**1. 業務目的**

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十四条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

**2. 業務内容**

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 調査

1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。

3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。

(3) 調査結果の解析

受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第 6106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討**

**1. 業務目的**

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十五条、第二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じ環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 予測

1) 受注者は、技術指針省令第二十五条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

### (3) 環境保全措置の検討

受注者は、技術指針省令第二十九～第三十一条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

### (4) 事後調査の検討

受注者は、技術指針省令第三十二条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。

### (5) 評価

受注者は、技術指針省令第二十六条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。

### (6) 総合評価

受注者は、技術指針省令第三十三条第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の (2) ～ (5) をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

### (7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### (8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 6107 条 準備書（案）の作成

### 1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第三十三条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及

び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

## 2. 業務内容

### （1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### （2）準備書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十三条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。

### （3）要約書（案）の作成

受注者は、準備書（案）を要約した書類としての要約書（案）を作成するものとする。

### （4）環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。

### （5）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

### （6）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 6108 条 評価書（案）の作成

### 1. 業務目的

本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### （1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### （2）評価書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

#### （3）要約書（案）の作成

受注者は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

（４）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（５）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第 6109 条 評価書の補正等**

**１．業務目的**

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

**２．業務内容**

（１）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（２）評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

（３）要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

（４）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（５）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第2節 成果物

### 第6110条 成果物

#### 1. 環境影響調査

受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表 6.1.1 環境影響評価成果物一覧表

| 成果物         | 摘要 |
|-------------|----|
| 計画段階配慮書（案）  | ※2 |
| 環境影響評価報告書一式 | ※1 |
| 方法書（案）      |    |
| 準備書（案）      | ※2 |
| 評価書（案）      | ※2 |
| 評価書の補正等     |    |

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書（案）を含むものとする。

## 第2章 交通現況調査

### 第1節 交通現況調査

#### 第6201条 交通現況調査の種類

交通現況調査の種類は以下のとおりとする。

- (1) 交通量調査
- (2) 速度調査
- (3) 起終点調査
- (4) 交通渋滞調査
- (5) 駐車場調査

### 第2節 交通量調査

#### 第6202条 交通量調査の区分

交通量調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 単路部交通量調査
- (2) 交差点部交通量調査

#### 第6203条 単路部交通量調査

##### 1. 業務目的

単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の実態を得ることを目的とする。

##### 2. 業務内容

単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。



(3) 交通量観測

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 6204 条 交差点部交通量調査

### 1. 業務目的

交差点部交通量調査は、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い交通量の実態を得ることを目的とする。

### 2. 業務内容

交差点部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6203 条 単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 交通量観測

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第3節 速度調査

#### 第 6205 条 速度調査の区分

速度調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 走行速度調査
- (2) 旅行速度調査

#### 第 6206 条 走行速度調査

##### 1. 業務目的

走行速度調査は、対象道路断面における車両の地点速度を調査し、交通状況を把握することを目的とする。

##### 2. 業務内容

走行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 走行速度調査

受注者は、設計図書に基づき、調査地点において短区間の走行速度を人手あるいは速度計測装置などを用いて方向別、車種別に計測するものとする。

受注者は、設計図書に基づき、指示された各時間帯及びサンプル数の車両の速度を計測するものとする。また、車種分類は監督員の指示による以外は、大型車と小型車の2分類とする。

(4) 集計整理

受注者は、設計図書に基づき、計測された車両の速度の集計整理を行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**第 6207 条 旅行速度調査**

**1. 業務目的**

旅行速度調査は、ある地点間の走行所要時間を調査することにより、地点間のボトルネックや渋滞状況を把握することを目的とする。

**2. 業務内容**

旅行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 旅行速度調査

受注者は、調査区間について走行試験車を走行させて、交差点又は一定距離ごとの所要時間と信号、渋滞等による停止時間を計測するとともに、周辺の道路状況等を把握することにより、ボトルネックや渋滞の主な理由を調査するものとする。なお、調査時間帯および調査回数は、設計図書に基づくものとする。

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 旅行速度調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第4節 起終点調査

### 第6208条 起終点調査の種類

起終点調査の種類は以下のとおりとする。

- (1) 路側OD調査
- (2) オーナーインタビューOD調査

### 第6209条 路側OD調査

#### 1. 業務目的

路側OD調査は、地整際又は県際（コードンライン）などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。

#### 2. 業務内容

路側OD調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査（OD調査）実施要綱（調査編）」（国土交通省、以下「OD調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

##### (3) 断面交通量調査

受注者は、観測地点においてOD調査要綱に定められた車種分類に従って、調査地点を通過する全車両（三輪以上の自動車）の台数を、1時間単位で観測するものとする。

##### (4) 路側OD調査

受注者は、観測地点において通過する全対象車両に対し、聞き取り方式（自動車専用道路ではランプ等での聞き取り又はメールOD調査）または設計図書に基づく調査方式により調査を実施するものとする。なお、対象車両および調査票はOD調査要綱に準ずるものとする。調査は原則として対象とする車種の全数調査とするが、やむをえず抽出調査を実施する場合は、OD調査要綱に定められた抽出率を最低限度とする。

##### (5) 自動車航送船OD調査

受注者は、コードンラインを横切るフェリー航路がある場合には、フェリー利用自動車を対象に路側OD調査を実施するものとする。なお、調査にあたっては、出発港にて実施するものとする。調査は、調査員が直接運

転者等から乗船前に調査事項を聞き取り、OD調査要綱に定められた調査票に記入するものとする。なお、国土交通省地方運輸局により自動車航送船利用動向調査が実施されている航路については、自動車航送船利用動向調査票を借用し、OD調査要綱に定められた自動車航送船OD調査票に転記するものとする。

(6) マスターファイル作成

受注者は、(3)～(5)の調査結果をOD調査要綱に定められた内容、書式に従って整理し、マスターファイルを作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第6210条 オーナーインタビューOD調査

### 1. 業務目的

オーナーインタビューOD調査は、自動車交通の起終点運行目的等を自動車保有者に直接調査することにより、自動車の利用実態、道路交通の特性等を把握し、今後の道路の計画、建設、管理等についての基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 業務内容

調査の項目は、OD調査要綱に基づき以下のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 自家用車類OD調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者または使用者を訪問（場合により郵送配布）し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について、調査要綱に従って調査するものとする。実施にあたっては、訪問調査の場合は身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法等を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日調査員が回収（場合により郵送回収）し、不明な個所の確認を行うものとする。

(3) 営業用車類事業者インタビュー調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽

出された営業用自動車の保有者または使用者に対し、調査日の運行状況、及び各トリップ毎の運行内容について調査するものとする。

(4) 営業用車類路線運行調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、運行系統別輸送実績報告書等から、路線バスの運行状況等を調査するものとする。

(5) マスターファイル作成

受注者は、マスターファイル作成について、第 6209 条路側OD調査第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第5節 交通渋滞調査

### 第6211条 交通渋滞調査

#### 1. 業務目的

交通渋滞調査は、交通渋滞対策を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2. 業務内容

交通渋滞調査の項目は、「交通渋滞実態調査マニュアル」（建設省土木研究所 H2.2）（以下、渋滞調査マニュアル）に基づき、下記のとおりとする。

##### （1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### （2）現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の（2）に準ずるものとする。

##### （3）地点情報調査

受注者は、調査地点の道路状況、交通運用状況、周辺状況に関する項目およびその他設計図書に基づく項目について調査を行うものとする。

##### （4）交通量調査

受注者は、以下の観測を行うものとする。なお、車種分類については、渋滞調査マニュアルに準ずるものとする。1）交差点部流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等を10分間毎に観測を行う。2）一般部方向別・車線別・車種別の自動車交通量を10分間毎に観測を行なう。

##### （5）渋滞長調査

受注者は、交通流の待ち行列長を10分毎に10m単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。

##### （6）渋滞区間通過時間調査

受注者は、渋滞区間を通過するのに要する時間を10分毎に調査を行うものとする。

##### （7）信号現示調査

受注者は、信号現示を流入方向別および監督員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。また、信号制御方式（定周期制御、感応制御）についても調査を行う。

(8) 渋滞原因調査

受注者は、(3)～(7)の調査結果から渋滞原因の分析を行い、その原因を考察するものとする。

(9) 集計整理

受注者は、(3)～(8)の調査結果を渋滞調査マニュアルに従って集計整理するものとする。

(10) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第6節 駐車場調査

### 第6212条 駐車場調査の区分

駐車場調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 駐車場施設実態調査
- (2) 駐車原単位調査

### 第6213条 駐車場施設実態調査

#### 1. 業務目的

駐車場施設実態調査は、対象地域における有効的かつ効率的な駐車場整備を図るために、駐車場施設の位置、規模、形態などを把握し、今後の駐車場の計画、建設などについての基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2. 業務内容

駐車場施設実態調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 調査対象駐車場の抽出

受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（国土交通省、以下「駐車場調査要綱」という。）に示される対象駐車場を抽出するものとする。

(3) 駐車場施設実態調査

受注者は、調査対象駐車場に調査員を派遣し、駐車場施設に関する調査



を実施するものとする。調査の内容と方法は駐車場調査要綱の基準によるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、駐車場調査要綱に示される方法に準じ、個別の駐車場施設のデータを整理するとともに、ブロック別および形態（時間貸し、月極め、専用、その他）別に箇所数、駐車容量等を集計整理するものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第 6214 条 駐車原単位調査

### 1. 業務目的

駐車原単位調査は、対象地域の一部町丁目を対象に行う駐車場施設実態調査結果を用いて、対象地域全域の駐車場施設状況を把握することにより対象地域における有効的かつ効率的な駐車場整備のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 業務内容

駐車原単位調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 資料の準備

受注者は、原単位を設定するための資料として、以下の資料を準備する。

1) 都市計画図

2) 住宅地図

(3) 調査実施町丁目の抽出

受注者は、原単位を設定するための町丁目を抽出するものとする。その内容と方法は、駐車場調査要綱において示される内容及び方法に準ずるものとする。

(4) 用途地域群面積の計測

受注者は、調査実施町丁目の各用途地域群の面積を、駐車場調査要綱において示される方法に準じて計測するものとする。

(5) 駐車場施設実態調査

受注者は、駐車場施設実態調査について、第 6213 条駐車場施設実態調査第2項の（3）に準ずるものとする。

（6）原単位の設定

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、用途地域群別の駐車場施設の原単位を設定するものとする。

（7）地区内の駐車場施設状況

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、駐車場施設実態調査を実施していない地区の駐車場施設状況を算出するものとする。

（8）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（9）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第7節 成果物

### 第 6215 条 成果物

受注者は、表 6. 2. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6. 2. 1 交通現況調査成果物一覧表

| 調査種別   | 成果物                      |
|--------|--------------------------|
| 交通量調査  | 調査報告書                    |
|        | 調査データ集計結果                |
| 速度調査   | 調査報告書                    |
|        | 調査データ集計結果                |
| 起終点調査  | 調査報告書                    |
|        | マスターファイル                 |
| 交通渋滞調査 | 調査報告書                    |
|        | 調査データ集計結果                |
| 駐車場調査  | 調査報告書                    |
|        | 駐車場位置（規模、形態区分）図調査データ集計結果 |

## 第3章 道路網・路線計画

### 第1節 道路網・路線計画の種類

#### 第6301条 道路網・路線計画の種類

道路網・路線計画の種類は以下のとおりとする。

- (1) 現況調査
- (2) 交通量推計調査
- (3) 道路網・路線計画

### 第2節 現況調査

#### 第6302条 現況調査

##### 1. 業務目的

現況調査は、設計図書に基づく対象地域において、道路網・路線整備計画策定において必要な交通状況の現況及び将来動向を把握することを目的とする。

##### 2. 業務内容

現況調査の業務内容は下記のとおりとする。

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 資料収集整理

受注者は、以下に示す関連資料を収集整理するものとする。

- 1) 人口、経済動向指標
- 2) 土地利用状況
- 3) 道路交通現況
- 4) 交通施設整備状況
- 5) 関連開発計画及び事業
- 6) 現況自動車OD交通流動
- 7) その他必要な資料

##### (3) 実態調査

受注者は収集した関連資料だけで道路交通の特性把握を十分に行うことが出来ない場合には、監督員の指示により必要項目の実態調査を行うものとする。

(4) 道路交通の特性分析

受注者は、収集した関連資料の整理および実態調査等を通して、対象地域の現況及び道路交通特性を明らかにするとともに、現況道路交通の問題点について整理を行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第3節 交通量推計調査

#### 第 6303 条 交通量推計調査

##### 1. 業務目的

交通量推計調査は、設計図書に示す対象道路又は道路網について、自動車交通の現況及び将来OD表をもとに、交通量の推計を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

交通量推計調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 交通量配分用データの作成

受注者は、交通現況調査および将来道路網計画に基づき、地域に適した交通量配分用データを作成するものとする。

1) OD表

使用するOD表は、設計図書に基づき作成するものとする。

2) ゾーニング

対象道路網に即した地域の大きさにゾーンを統合あるいは分割し、併せてOD表の集約または分割を行うものとする。

3) 交通量配分道路網の作成

対象地域の現況及び将来道路網をもとに、交通量配分ケースに応じた交通量配分用のネットワークデータを作成する。

(3) 交通量配分

受注者は、設計図書に基づき、指示された交通量配分手法により配分計算を行うものとする。

1) 配分計算

配分計算は、以下に示す項目について設計図書に基づき、配分計算を行うものとする。なお、配分計算の精度の確認のために、現況配分を行い、現況交通量とのチェックを行うものとする。

- ① 目標年度
- ② 配分ケース
- ③ OD分割数

2) 集計整理

評価項目を集計整理するものとする。

3) 配分結果の整理

配分結果をもとに、設計図書もしくは指示された項目について整理分析し、整備計画の基本条件の整理を行うものとする。

- ① 区間交通量
- ② 路線別地区別混雑度
- ③ 通過交通量等
- ④ 総走行台キロ
- ⑤ その他

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 基礎統計書（人口、保有台数等）
- (2) 都市計画マスタープラン等
- (3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編
- (4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ
- (5) 一般交通量調査
- (6) 都市計画図
- (7) 配分計算に必要となる諸条件に関するデータ

## 第4節 道路網・路線計画

### 第6304条 道路網・路線計画

#### 1. 業務目的

道路網・路線計画は、対象地域の土地利用計画、開発計画、環境保全計画等を踏まえ、道路網あるいは特定路線の整備計画を立案することを目的とする。

#### 2. 業務内容

道路網・路線計画の業務内容は下記のとおりとする。

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 整備計画案の検討

受注者は、以下の整備計画案についての事項を検討するものとする。

###### 1) 整備計画の位置づけと機能

道路網・路線整備計画の検討では、計画対象地域において果たすべき役割と機能を明確にするものとする。

###### 2) 整備代替案の交通量検討

受注者は設計図書に基づき、整備代替案を設定し、各代替案の交通量検討を行うものとする。

###### 3) 計画道路の機能

交通量検討の結果をもとに、計画道路の機能を把握、設定するものとする。

##### (3) 整備計画案の選定

受注者は、交通需要、安全性、経済性、施工性及び沿道環境等を総合的に評価し、最適な整備案を選定するものとする。

##### (4) 道路整備効果評価

受注者は、設計図書に基づき、選定対象となる整備案に対し、道路整備効果評価を行うものとする。

##### (5) 整備計画の策定

受注者は、最適整備案について、以下に示す事項についてとりまとめ整備計画とするとともに、必要に応じて道路平面図を作成するものとする。

###### 1) 道路の機能

###### 2) 道路の種級区分

###### 3) 整備計画道路平面図（1/50,000程度）

特定路線の整備を対象とする場合に作成するものとする。

## (6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

## (7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務成果に準じて報告書を作成するものとする。

## 第5節 成果物

## 第 6305 条 成果物

受注者は、表 6.3.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6.3.1 道路網・路線計画成果物一覧

| 調査種別     | 調査項目 | 成果物       | 縮尺                    |
|----------|------|-----------|-----------------------|
| 現況調査     | 報告書  | 交通現況調査    | —                     |
|          | 図面   | 交通現況図     | 適宜                    |
| 交通量推計調査  | 報告書  | 交通量推計調査   | —                     |
|          | 図面   | 現況・将来道路網図 | 適宜                    |
|          |      | リンクデータ図   | 適宜                    |
|          |      | 配分ゾーン図    | 適宜                    |
|          |      | 現況・将来交通量図 | 適宜                    |
| 道路網・路線計画 | 報告書  | 道路網・路線計画  | —                     |
|          | 図面   | 道路網・路線計画図 | 1:25000 又は<br>1:50000 |

## 第4章 道路設計

### 第1節 道路設計の種類

#### 第6401条 道路設計の種類

道路設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路
- (2) 歩道（自転車歩行者道を含む）
- (3) 平面交差点
- (4) 立体交差点
- (5) 道路休憩施設
- (6) 一般構造物

### 第2節 道路設計

#### 第6402条 道路設計の区分

##### 1. 道路設計の区分

道路設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 道路概略設計（（A）、（B））
- (2) 道路予備設計（A）
- (3) 道路予備修正設計（A）
- (4) 道路予備設計（B）
- (5) 道路予備修正設計（B）
- (6) 道路詳細設計

#### 第6403条 道路概略設計

##### 1. 業務目的

道路概略設計は、第1206条設計業務の内容第2項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。

- (1) 概略設計（A）は地形図（縮尺 1/5,000）をもとに行う設計をいう。
- (2) 概略設計（B）は地形図（縮尺 1/2,500）をもとに行う設計をいう。

##### 2. 業務内容

###### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内



容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す予定路線の当該計画地域における地形、地質、地物、植生、用排水、土地利用状況及び文化財の把握・確認を行うものとする。なお、現地調査（測量、地質調査、交通量調査）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 路線選定

受注者は、当該地域の自然、社会的条件ならびにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した可能と思われる比較案（3 案を基本とする）の路線を選定する。路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等）、連絡等施設を考慮して計画し、監督員と協議の上、最適路線を選定するものとする。

(4) 主要構造物計画

受注者は、路線計画上、平面・縦断的コントロールとなる主要構造物（鉄道・道路との交差、渡河地点）について、現地踏査、文献資料等からの形式の選定を行い、概略設計図を作成するものとする。

(5) 設計図

受注者は、本条 2.（3）項で規定の比較路線それぞれについて以下の設計図面を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図に用途地域及び主要コントロール物件を図示し、比較路線を含めた計画路線を記入するものとする。

2) 平面図

地形図に当該地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因を明示し、路線（曲線要素）、主要構造物、連絡等施設ならびに縦断線形要素を記入するものとする。また、監督員の指示により比較路線を記入するものとする。

3) 縦断図

図面に、交差道路、鉄道、河川等の名称を記入し、主要構造物（トンネル、橋梁、函渠）について寸法、形状、形式が判るように明示する。計画高は地形図の縮尺 1/5,000 及び 1/2,500 に対し各々 100m 及び 50m 毎、ならびに主要点に対し明記するものとする。

4) 標準横断図

道路幅員、道路構造の代表的な横断形状箇所を選定し作成する。

5) 横断図

縦断計画を行った同一点及び地形の変化点について横断図を作成する。

この時、路面の片勾配は考慮しないものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 概算工事費

受注者は比較案それぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の経緯
- 2) 計画地域の現況及び将来計画のまとめ
- 3) 計画条件検討経緯及びその結果
- 4) 当該計画地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因の説明
- 5) 比較路線の選定経緯と最適路線の計画概要及び今後の課題
- 6) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図（縮尺 1/5,000 又は 1/2,500）

## (2) 地質調査成果一式

## 第6404条 道路予備設計(A)

## 1. 業務目的

道路予備設計(A)は、概略設計によって決定された路線について、第1206条設計業務の内容第3項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートの中心線を決定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。

## 2. 業務内容

## (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

## (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6403条道路概略設計第2項の(2)に準ずるものとする。

## (3) 路線選定

受注者は、路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は、主要構造物(トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等)の位置、概略形式、基本寸法等を考慮して計画するものとする。

## (4) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

## 1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

## 2) 平面図

航測地形図に社会的、自然的、文化的要素ならびにコントロール物件を明示し、路線の平面線形(半径、緩和曲線パラメータ)、縦断線形要素(縦断勾配、理論変換点での標高、勾配、縦断曲線長、縦断曲線半径)、構造物(橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠、擁壁、特殊法面、等)の位置、形式、基本寸法等及び連絡等施設を記入するものとする。この他、付替道路、付替水路、側道、用排水溝等も記入するものとする。なお、用排水は流向も明示するものとする。

## 3) 縦断図

縦断図は、20m毎の測点及び主要点について計画高を記入するものと

する。また、交差道路、鉄道、河川等の名称も記入する。この他各種構造物（橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠）の位置（測点）、形式、基本寸法も表示するものとする。

4) 標準横断面図

道路幅員、道路構造の代表的な横断面形状箇所を選定し作成する。

5) 横断面図

横断面図は、縦断計画を行った同一地点について作成する。擁壁、特殊法面、土工構造物等については、現地踏査ならびに過去の実施例等を参考に計画するものとする。また、盛土・切土の法勾配についても道路土工指針等を参考に標準的な勾配を採用するものとする。

6) 主要構造物計画図

延長 50m 以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、現地踏査を基に、標準設計や既往の資料を参照し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般構造図を作成するものとする。また、延長 50m を超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、設計図書に基づき、一般構造図を作成するものとする。

(5) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(6) 概算工事費

受注者は比較案それぞれに対し、(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路概略設計成果一式

(2) 地質調査成果一式

(3) 地形図（縮尺 1/1,000）

**第 6405 条 道路予備修正設計（A）****1. 業務目的**

道路予備修正設計（A）は、道路予備設計（A）の業務完了後に、発注者において変更が生じた場合、道路予備設計（A）の成果に基づき、道路予備設計（A）と同一水準の業務を行うことを目的とする。なお、業務内容については設計図書に基づき実施するものとする。

**2. 業務内容**

受注者は、業務内容について、第 6404 条道路予備設計（A）第 2 項に準ずるものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- （1）道路概略設計成果一式
- （2）道路予備設計（A）成果一式
- （3）地質調査成果一式
- （4）地形図（縮尺 1/1,000）

**第 6406 条 道路予備設計（B）****1. 業務目的**

道路予備設計（B）は道路予備設計（A）、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第 1206 条設計業務の内容第 4 項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。

**2. 業務内容****（1）設計計画**

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

**（2）現地踏査**

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために、現地踏査を行う。現地踏査に当たっては、現地での交差道路、用排水系統等の現地状況の確認及び道路予備設計（A）、或いは同修正設計で計画されている構造物の位置等の基本的事項の把握を行うものとする。なお、現地調査（測量、地質調査、交通量調査）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査事項について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

**（3）縦断設計**

受注者は、既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組み合わせ、橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断

線形を設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し法面勾配と構造を決定し、道路の横断構成、側道、水路等を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2m または高さ 1.5m を超えるもの）、地下道、取付道路（延長 10m 以上）、側道、階段工（高さ 3m 以上）等について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6423 条一般構造物予備設計に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m 未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m 以下かつ高さ 1.5m 以下）、集水枿、防護柵工、取付道路（延長 10m 未満）、階段工（高さ 3m 未満）等の位置、形式、基本寸法等を決定するものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算を行い、用排水構造物を設計する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画等を十分把握して適切な設計を行うものとする。使用する用排水構造物は、標準設計図集を参照するものとする。

(8) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

3) 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m 毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4) 標準横断面図

切土、盛土等の断面について代表的な横断面形状の箇所を選定し作成する。

5) 横断面図

実測横断面図を用い、標準として20m毎の測点について横断面設計に基づき作成する。土層別の土量、法長および幅杭等、必要な事項を記入するものとする。

6) 一般図作成

一般構造物（函渠、擁壁等）は設計図書に基づき、第7節一般構造物設計第6423条一般構造物予備設計の規定に準じて一般図を作成する。

(9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(10) 用地幅杭計画

受注者は、縦断・横断・道路付帯構造物・小構造物及び用排水設計に基づき用地幅杭位置を求めるものとする。

(11) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(12) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6403条道路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 地域の現況及び関連協議資料
- 3) 各種検討の経緯とその結果
- 4) 設計計算書
- 5) 概算事業費
- 6) 用地幅杭調書
- 7) その他必要事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計(A)、同修正設計成果一式

- (2) 地質調査成果一式
- (3) 測量成果一式

#### 第6407条 道路予備修正設計（B）

##### 1. 業務目的

道路予備修正設計（B）は、道路予備設計（B）が完了後、発注者において変更が生じた場合、受注者は設計図書に基づき道路予備設計（B）の成果に基づき道路予備設計（B）と同一水準の業務を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

受注者は、業務内容について、第6406条道路予備設計（B）第2項に準ずるものとする。なお、縦断設計を除くものとする。

##### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計（B）成果一式
- (2) 地質調査成果一式
- (3) 測量成果一式

#### 第6408条 道路詳細設計

##### 1. 業務目的

道路詳細設計は、道路予備設計（B）、或いは同修正設計（B）で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第1206条設計業務の内容第4項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。

###### (3) 平面・縦断設計

受注者は、平面設計について、実測平面図を用い道路予備設計（B）、



或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2m超かつ延長 100m超）、地下道、取付道路（幅 3m超かつ延長 30m超）側道、階段工（高さ 3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする（照明施設は除く）。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m以下または延長 100m 以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅 3m以下または延長 30m未満）、階段工（高さ 3m未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(8) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装

種別選定の手引き」(公益社団法人日本道路協会 R3.12)に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装/コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

(10) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。

(11) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

3) 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m 毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

5) 横断図

実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

6) 土積図

上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。

7) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(12) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 各種検討の経緯とその結果
- 3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）
- 4) その他必要事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計（B）成果一式
- (2) 道路予備修正設計（B）成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式
- (5) 関連構造物設計成果一式（橋梁、トンネル等）

## 第3節 歩道設計（自転車歩行者道を含む）

### 第 6409 条 歩道設計の区分

歩道設計は以下の区分により行うものとする。

#### 1. 歩道詳細設計

### 第 6410 条 歩道詳細設計

#### 1. 業務目的

歩道詳細設計は、現道の路側に歩道新設もしくは改築する場合の設計を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、他道路、排水系統、用地境界、地形など沿道周辺）の状況を把握、確認を行うものとする。

### (3) 平面設計

受注者は、実測平面図に基づき、車道部または車道端に合わせ、構造物、用水路、排水流向などについて、その断面、位置取り合いなど、必要なものの全ての設計を行うものとする。

### (4) 縦断設計

受注者は、実測縦断により、20m毎の測点および変化点について、路面高さおよび車道高さと整合を図り、歩道計画高を設計するものとする。

### (5) 横断設計

受注者は、実測横断図に基づき、縦断図と同一地点において、道路中心線の計画高または現道高さより先に決定または与条件として与えられた幅員に対し、水路、縁石、側溝などの位置、取合いおよび幅杭位置等を横断計画に必要な全ての構造物を設計するものとする。

### (6) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の（5）に準ずるものとする。

### (7) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m以下または高さ 1.5m以下）、集水枿、防護柵工、取付道路（延長 10m未満）、階段工（高さ 3m未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

### (8) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の（8）に準ずるものとする。

### (9) 設計図

受注者は、実測図（平面図、縦横断図）を基に以下の図面を作成するものとする。

1) 平面図

実測平面図に基づいて、車道部または車道端の線形に合わせて小構造物、側溝類、用地幅杭、排水流向、構造物の名称、延長など記入する。

2) 縦断面図

実測縦断面図に基づき、決定された計画高について測点および変化点毎に縦断面勾配、計画高さ、交差道路、道路横断構造物を記入する。

3) 標準横断面図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断面図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

4) 横断面図

実測横断面図に基づいて、歩道幅員、歩道構造および用地幅杭位置などの寸法を記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の（12）に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地質調査成果一式

(2) 測量成果一式

## 第4節 平面交差点設計

### 第 6411 条 平面交差点設計の区分

1. 平面交差点設計は、以下の区分により行うものとする。

(1) 平面交差点予備設計

(2) 平面交差点詳細設計

## 第6412条 平面交差点予備設計

### 1. 業務目的

平面交差点予備設計は、道路予備設計で検討された平面図及び縦横断図を用いて、設計図書に基づいた設計条件で、交差点形状について、決定することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における現道状況、現況現示、用排水路及び系統、沿道状況等の把握、確認を行う。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし調査内容について監督員に報告し指示を受けるものとする。

#### (3) 平面・縦断設計

受注者は、交差点形状について2案の比較案の検討と交差点間隔、平面交差点付近の線形（視距、曲線半径、縦断線形等）など、主に幾何構造上について検討を行うものとする。

#### (4) 横断設計

受注者は、横断設計について、20m毎を標準として道路設計条件によって、標準部、右・左折部、変速車線部の設計を行うものとする。

#### (5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量について、設計図書に基づき与えられた交通量（時間別・方向別）に対し、最適現示及び飽和度を計算する。また路面表示については変速車線部、右・左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡等の検討を行うものとする。

#### (6) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

##### 1) 交差点位置図

市販地図等に設計する交差点の位置、コントロールとなる地物情報等を記入するものとする。

##### 2) 平面図

平面設計に基づいて、交差点部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印などの路面表示を含めて記入する。

##### 3) 縦断図

縦断設計に基づいて、縦断勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び、

交差道路、道路横断構造物等を記入する。

4) 標準横断図

本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

5) 横断図

横断設計に基づいて、縦断図と同一点および本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

(7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第 1211 条設計業務の成果 (5) に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6403 条道路概略設計第 2 項の (8) に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 計画の経緯

3) 現示、飽和度の計算

4) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地質調査成果一式

(2) 地形図 (縮尺 1/500)

(3) 交通量関係の資料

第 6413 条 平面交差点詳細設計

1. 業務目的

平面交差点詳細設計は、実測図の成果を用い、工事に必要な詳細構造を経済

的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき条件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に基づき設計を行うものとする。

## 2. 業務内容

### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

### (3) 平面・縦断設計

受注者は、交差点形状など、その後の協議によって変更された最新の情報で行う。導流路、隅切停止線の位置、横断歩道の設置などを考慮し行うものとする。

### (4) 横断設計

受注者は、横断設計した交差点の中心線の計画高に基づいて、標準部、右・左折変速車線部等を 20m 毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

### (5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

### (6) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

### (7) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

### (8) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

### (9) 設計図

受注者は、実測図（平面図、縦横断図）を基に以下の設計図を作成するものとする。

#### 1) 交差点位置図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設



等を記入するものとする。

2) 平面図

平面設計に基づいて、交差点部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印などの路面表示を含めて記入する。

3) 縦断面図

縦断面設計に基づいて、縦断面勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び、交差道路、道路横断構造物等を記入する。

4) 標準横断面図

本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

5) 横断面図

横断面設計に基づいて、縦断面図と同一点および本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

6) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の（13）に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 平面交差点予備設計成果一式
- (2) 測量成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 交通量関係の資料

## 第5節 立体交差設計

### 第 6414 条 立体交差設計の区分

#### 1. 立体交差は以下の区分により行うものとする。

- (1) ダイヤモンド型 I C 予備設計

- (2) ダイヤモンド型 I C 詳細設計
- (3) トランペット・クローバー型 I C 予備設計
- (4) トランペット・クローバー型 I C 詳細設計

## 第 6415 条 ダイヤモンド型 I C 予備設計

### 1. 業務目的

ダイヤモンド型 I C 予備設計は、道路予備設計（A）で検討された資料に基づき、縮尺 1/1,000 の地形図を用いて、平面交差点における円滑な交通処理のために卓越する方向の交通流、もしくは卓越する交通流に最も大きい影響を与える交通流を、他の交通流から立体的に分離する方法を、計画地点周辺の地形、地物の現況、全体的な地域計画、交通量と交通容量を考慮し、ダイヤモンド型 I C の基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す設計範囲を現地踏査し、地形、地物等設計に必要な現地の状況を把握する。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし調査内容について監督員に報告し指示を受けるものとする。

#### (3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握した基本的事項及び道路予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプの中心線を設計するものとする。縦断設計は 20m 毎の測点、地形変化点の地盤高を地形図から読み取り、制約条件を満足する縦断線形を設計するものとする。

#### (4) 横断設計

受注者は、横断設計について、20m 毎の測点、地形変化点の地盤高を地形図から読み取り、道路の横断構造を設計するものとする。

#### (5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の（5）に準ずるものとする。

#### (6) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

##### 1) 平面図

平面図は、設計した縦断、横断の成果及び橋梁、高架橋等の主要構造物等、計画した全ての構造物及び変更車線、ノーズ位置、平面線形要素等を記入する。

2) 縦断図

縦断図は、20m毎の測点及び主要点について計画高を記入するものとする。

3) 横断図

本線中心線に基づき 20m毎の測点に対して横断図を作成する。標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部、立体交差点流入部等の各々について作成するものとする。

4) 主要構造物計画図

延長 50m 以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、現地踏査を基に、標準設計や既応の資料を参照し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般構造図を作成するものとする。また、延長 50m を超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、設計図書に基づき、一般構造図を作成するものとする。

(7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、数量計算書により第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 計画の経緯

3) 位置及び施設の規模

- 4) 概算工事費
- 5) その他留意事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計 (A) 成果物一式
- (2) 地質調査成果物一式
- (3) 地形図 (縮尺 : 1/1,000)
- (4) 交通量関係の資料

## 第 6416 条 ダイヤモンド型 I C 詳細設計

### 1. 業務目的

ダイヤモンド型 I C 詳細設計は、道路詳細設計、ダイヤモンド型 I C 予備設計、路線測量、設計協議及び地質調査等の資料に基づき縮尺 1/500 の地形図で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視による確認を行い、詳細設計に必要な現地状況、予備設計及び設計協議で計画されている構造物の位置、交差又は付替導水路、用排水系統等の基本的事項を把握するものとする。

#### (3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握した基本的事項、設計協議、ダイヤモンド型 I C 予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形 20m 毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

#### (4) 横断設計

受注者は、横断設計について、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて、道路の横断構造、水路及び用地幅等を 20m 毎の測点及び主要点について設計するものとする。

#### (5) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の (5) に準ずるものとする。

#### (6) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

（7）用排水設計

受注者は、用排水設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の（8）に準ずるものとする。

（8）交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第 6412 条平面交差点予備計第 2 項の（5）に準ずるものとする。

（9）設計図

受注者は、実測図（平面図、縦横断図）を基に以下の設計図を作成するものとする。

1）平面図

平面図は、設計した縦断、横断の成果及びランプ橋など、主要構造物、小構造物等計画した全ての構造物を記入する。

2）縦断図

縦断図は、実測縦断図を用い、設計した縦断線形に基づき計画高の計算を行い作成するものとする。また、縦断図には、主要構造物及び道路構造物を記入する。

3）標準横断図

標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部分、立体交差流出入口等について作成する。

4）横断図

横断図は、横断設計に基づいて図面作成を行うものとする。

5）詳細図

標準設計図集以外の小構造物について作成するものとする。

（10）数量計算

受注者は、第 1211 設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（11）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の（13）に準ずるものとする。

（12）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1）設計条件

- 2) 各種検討の経緯とその結果
- 3) その他留意事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路詳細設計報告書成果一式
- (2) ダイヤモンド型 I C 予備設計報告書成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式
- (5) 交通量関係の資料

## 第 6417 条 トランペット・クローバー型 I C 予備設計

### 1. 業務目的

トランペット・クローバー型 I C 予備設計は、道路予備設計で検討された資料に基づき、縮尺 1/1,000 の地形図を用いて交差接続する道路相互の種別及び級別、計画地点周辺の地形、地物の現況、全体的な地域計画、交通量と交通容量、設計速度を考慮し、インターチェンジの基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。

#### (3) 平面・縦断設計

受注者は、平面・縦断設計について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の (3) に準ずるものとする。ただし、縦断設計については地盤高を地形図から読みとる間隔を 10m 毎の測点とする。

#### (4) 横断設計

受注者は、横断設計について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の (4) に準ずるものとする。ただし、地盤高を地形図から読み取る間隔を 10m 毎の測点とする。

#### (5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の (5) に準ずるものとする。

#### (6) 設計図

受注者は、設計図について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

（7）関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

（8）数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（9）概算工事費

受注者は、数量計算書により第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。

（10）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6403 条道路概略設計第 2 項の（8）に準ずるものとする。

（11）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- （1）道路予備設計成果一式
- （2）地質調査成果一式
- （3）地形図（縮尺：1/1,000）
- （4）交通量関係の資料

**第 6418 条 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計**

**1. 業務目的**

トランペット・クローバー型 I C 詳細設計は、道路詳細設計、トランペット・クローバー型 I C 予備設計、路線測量、設計協議及び土質調査等の資料に基づき、縮尺 1/500 程度の地形図で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

**2. 業務内容**

（1）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（2）現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6416 条ダイヤモンド型 I C 詳細設計第 2 項の（2）に準ずるものとする。

（3）平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握した基本的事項、設計協議、トランペット・クローバー型 I C 予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形 10m 毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

（4）横断設計

受注者は、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて、道路の横断構造、水路及び用地幅等を 10m 毎の測点及び主要点について設計するものとする。

（5）道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の（5）に準ずるものとする。

（6）小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

（7）用排水設計

受注者は、用排水設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の（8）に準ずるものとする。

（8）交差点容量及び路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の（5）に準ずるものとする。

（9）設計図

受注者は、設計図について、第 6416 条ダイヤモンド型 I C 詳細設計第 2 項の（9）に準ずるものとする。ただし、3）を以下に読み替えるものとする。3）標準横断図標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部分、変速車線、トールゲートの中心、通り抜け車道等について作成する。

（10）数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（11）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の（13）に準ずるものとする。

（12）報告書作成



受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路詳細設計成果一式
- (2) トランペット・クローバー型 I C 予備設計成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式
- (5) 交通量関係の資料

## 第6節 道路休憩施設設計

### 第 6419 条 道路休憩施設設計の区分

1. 道路休憩施設設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 道路休憩施設予備設計
- (2) 道路休憩施設詳細設計

### 第 6420 条 道路休憩施設予備設計

#### 1. 業務目的

道路休憩施設予備設計は、設計図書に基づくその計画位置において周辺状況、地形状況などにより、その施設状況、レイアウト、交通流、交差点など利用者の利便性を配慮し、施設の基本的な規模を決定することを目的とする。

#### 2. 業務内容

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における地形、地質、地物、沿道、土地利用などの状況把握、確認を行う。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し指示を受けるものとする。

##### (3) 平面・縦断設計

受注者は、設計計画で整理された基本的事項等に基づいて、休憩施設の規模、施設の配置、ランプ線形、縦断線形、交差点計画（右・左折車線、滞留車線等）などを設計するものとする。

##### (4) 横断設計

受注者は、横断設計について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の（4）に準ずるものとする。

（5）小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第 6406 条道路予備設計（B）第 2 項の（6）に準ずるものとする。

（6）設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1）平面図

平面図は、施設配置・規模・平面線形要素・排水路流向など記入する。

2）縦断図

縦断図は、ランプ、道路等の中心線に基づき、地形図から各測点および地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断設計された計画高に従って縦断勾配、計画高、切盛土高さなど明示する。

3）標準横断図

標準横断図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。

4）横断図

横断図は、設計されたランプ、道路等の中心線に基づき、地形図から各測点および地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断設計に基づいて横断構成、幅員、水路、舗装など明示する。

（7）関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

（8）概算工事費

受注者は、土工数量、園地面積、舗装面積、各施設規模など算定する。  
なお、受注者は第 1211 条設計業務の成果（5）に従い、概算工事費を算定するものとする。

（9）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2）設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋

設物等)などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 基本条件のもとで、選定結果について施設としての妥当性を照査し確認する。

4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 計画の経緯

3) 沿道開発状況整理

4) 諸施設規模根拠

5) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地質調査成果一式

(2) 地形図 (縮尺 1/1,000)

(3) 道路予備設計成果一式

第 6421 条 道路休憩施設詳細設計

1. 業務目的

道路休憩施設詳細設計は、予備設計で決定されたランプおよび施設規模 (施設配置、駐車ます等) について、設計図書に基づいた設計条件で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6420 条道路休憩施設予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握、確認した基本的事項、設計協議、サービスエリア予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形 20m 毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて道路の横断構造、水路及び用地幅等を20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(8) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図に記入する事項は、平面線形要素、用地幅、用排水路流向、各施設配置、規模など記入する。

2) 縦断面図

実測縦断面図に基づき、縦断勾配（ランプ）、計画高、道路本線との取合など記入する。

3) 標準横断面図

標準横断面図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。

4) 横断面図

実測横断面図に基づき、横断勾配（施設内、道路部）、水路、用地幅杭など記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(9) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6408条道路詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

## (11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した、設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 計画の経緯
- 3) 諸施設規模決定根拠
- 4) その他留意事項

## 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路休憩施設予備設計成果一式
- (2) 道路詳細設計成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式

## 第7節 一般構造物設計

## 第 6422 条 一般構造物設計の区分

1. 一般構造物設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 一般構造物予備設計
- (2) 一般構造物詳細設計
- (3) 落石防護柵詳細設計
- (4) 一般構造物基礎工詳細設計

## 第 6423 条 一般構造物予備設計

## 1. 業務目的

道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造的・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。なお 4) の覆工に関して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、受注者は 2) の擁壁・補強土・U型擁壁及び、3) 法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を監督員に報告すると共に、指示を受けるものとする。

- 1) 門型ラーメン・箱型函渠
- 2) 擁壁・補強土、U型擁壁
- 3) 法面工（場所打ち法枠、アンカー付場所打ち法枠、吹付法枠工、アン

カー付吹付法砕工、コンクリート吹付、張ブロック)

4) 覆工 (ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター)

## 2. 業務内容

### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。なお、現地調査 (測量、地質調査等) を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

### (4) 比較形式選定

受注者は、比較形式の選定に当たって、既存資料の中から現地状況、基本条件に対して適当と思われる形式を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて監督員と協議の上、比較案 3 案を選定するものとする。

### (5) 概略設計計算

受注者は、比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力 (最大曲げモーメント、せん断力、軸力) や概略安定計算を行うものとする。

### (6) 基礎工検討

受注者は本体工の比較 3 案に対して、既成杭の中から適応すると思われる 1 案を選定し、概略安定・応力検討を行うものとする。受注者は、その他の基礎工の検討にあたっては、監督員に提案し、指示を受けてこれを行うものとする。

### (7) 概略設計図

受注者は、上記までの検討結果に基づき、比較 3 案について概算数量を算出すべく下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり以下の内容について記載するものとする。

1) 側面図

2) 平面図

3) 断面図

- 4) 主要点高さ
- 5) 交差条件
- 6) 建築限界
- 7) 設計条件（使用材料、許容応力度、荷重条件）

(8) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(9) 概算工事費

受注者は（7）で作成した概略設計図に基づき比較 3 案の概略数量を算定し、第 1211 条設計業務の成果（5）に従い、概算工事費を算定するものとする。

(10) 比較一覧表の作成

受注者は、比較 3 案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い最適構造形式を明示するものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 道路、鉄道、河川の交差条件
- 3) 構造形式決定経緯と選定理由
- 4) 主要断面の設計計算結果

5) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路設計報告書（概略、予備、詳細設計）
- (2) 地質調査報告書
- (3) 実測平面図・実測縦横断面図
- (4) 対外協議資料

## 第 6424 条 一般構造物詳細設計

### 1. 業務目的

詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。対象とする構造物は以下のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に指示する。なお4) 覆工、5) 雪崩予防施設については、受注者は設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。

- 1) 函渠工・・・門型ラーメン、箱型函渠
- 2) 擁壁・補強土・・・逆T式擁壁、重力式擁壁、U型擁壁もたれ式擁壁、井桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土工
- 3) 法面工・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工
- 4) 覆工・・・ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター
- 5) 雪崩予防施設

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。

#### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6423 条一般構造物予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

#### (4) 基礎工設計

受注者は、設計図書に基づき、基礎工設計を行うものとする。



## (5) 仮設設計

受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。仮設の土留工の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。

## (6) 設計計算

受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。また、下記工種は設計図書に記載がない限りスベリ安定計算を行うものとする。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

- ・もたれ擁壁
- ・井桁式擁壁
- ・大型ブロック積擁壁
- ・補強土
- ・場所打ち法枠工
- ・アンカー付き場所打ち法枠工

## (7) 設計図

受注者は、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

## (8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

## (9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工方法の確認を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

## (10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

### 3. 貸与資料

第 6423 条一般構造物予備設計第 3 項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

## 第 6425 条 落石防護柵詳細設計

### 1. 業務目的

落石防護柵詳細設計は、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、既存法面の検討資料、測量図等の資料を基にした測量内容と範囲、地質状況、周辺状況等を現地で目視等により確認するものとする。

#### (3) 設計条件の確認

受注者は、既存資料の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を検討、決定するものとする。

#### (4) 設計計算及び設計図

##### 1) 詳細設計

受注者は、決定された設計条件により、落石防護施設について、規模、断面形状、基本寸法等、施工に必要な設計を行うものとする。

##### 2) 付属施設の設計

受注者は、設計図書に基づき付属施設の設計を行うものとする。

##### 3) 設計計算

受注者は、落石防護施設について必要な安定計算、応力計算を行うも

のとする。

(5) 仮設設計

受注者は、落石防護施設の施工方法、施工順序等について、現道交通の切り廻し、道路幅員が狭い、施工スペースがないなどの現地条件を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主には、施工条件、施工方法、施工上の問題点とその整理とする。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6424 条一般構造物詳細設計第 2 項の（9）に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

第 6423 条一般構造物予備設計第 3 項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

## 第 6426 条 一般構造物基礎工詳細設計

### 1. 業務目的

一般構造物基礎工詳細設計は、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 設計計算

受注者は、基本的に定まった条件のもとで、適切な断面形状を検討し、杭種、杭径、杭長等すべての諸元を決定するものとする。

(3) 設計図

受注者は、構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

(4) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（５）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

（６）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- １）設計条件
- ２）杭種決定の経緯と選定理由
- ３）施工段階での注意事項、検討事項

３．貸与資料

第 6423 条 一般構造物予備設計第 3 項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

## 第 8 節 盛土・切土設計

### 第 6427 条 盛土・切土設計の区分

１．盛土・切土設計は以下の区分により行うものとする。

- （１）盛土・切土予備設計
- （２）盛土・切土詳細設計

### 第 6428 条 盛土・切土予備設計

１．業務目的

盛土・切土の設計は、使用目的との適合性・構造物の安定性・施工性・維持管理・経済性の観点から、盛土・切土ごとに構造形式の比較検討を行い、基本構造諸元を決定することを目的とする。

２．業務内容

（１）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条 業務計画書 第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（２）現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要

とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

設計に際して要求される性能は、重要度に応じ、連続又は隣接する構造物等の要求性能・影響を考慮して選定する。

### (4) 概略設計計算（現況解析）

受注者は、計画した盛土・切土について、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足することを確認する。必要に応じて、軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の概略設計を行う。

### (5) 概略設計図

受注者は、上記までの検討結果に基づき下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり、以下の内容について記載するものとする。

- 1) 横断図
- 2) 設計条件（使用材料、荷重条件）

### (6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

### (7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 道路、鉄道、河川の交差条件
- 3) 主要断面の設計計算結果
- 4) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

### 3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 道路設計報告書
- (2) 地質調査報告書
- (3) 実測平面図・実測縦横断面図

## 第 6429 条 盛土・切土詳細設計

### 1. 業務目的

詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。

#### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、「第 6428 条 盛土・切土予備設計」第 2 項の (3) に準ずるものとする。

#### (4) 設計計算（現況解析）

受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

- 1) 盛 土 地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析）  
地盤破壊解析（円弧すべり解析）  
地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析）  
液状化判定（簡便法あるいは詳細解析）

- 2) 切土のり面 のり面安定解析（すべり解析）

#### (5) 対策工法の選定

軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析において、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の

選定を行う。計画地点の地質条件および施工条件に対して適用可能な対策工を抽出し、各工法の特長・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、比較検討の対象とする対策工を複数案選定する（一次選定）。

#### （6）設計計算（対策後解析）

選定された複数案の対策工について、所定の仕様に基づいて施工を実施した場合を想定した軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を行う。解析に際しては、各対策工とも、工種・対策範囲・材料強度・施工数量などをパラメータとして各々について1つあるいは複数ケースを検討するものとする。必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施するが、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

- 1）盛 土
  - 地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析）
  - 地盤破壊解析（円弧すべり解析）
  - 地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析）
  - 液状化判定（簡便法あるいは詳細解析）

- 2）切土のり面 のり面安定解析（すべり解析）

#### （7）最適工法の決定

各工法の特長・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、総合比較検討により最適対策工法を決定する（二次選定）。

#### （8）設計図

受注者は、上記までの検討結果に基づき、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の横断図、平面図、縦断図を作成するものとする。

#### （9）数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

#### （10）照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2）一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行う。

4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 構造形式決定の経緯と選定理由

3) 構造各部の検討内容と問題点

4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果

5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

第6428条 盛土・切土予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第9節 未制定



## 第10節 成果物

## 第 6433 条 成果物

受注者は、表 6. 4. 1～表 6. 4. 8 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6. 4. 1 道路設計成果物一覧表

| 設計<br>種別            | 設計項目    | 成果物      | 縮尺                                                 | 摘要               |
|---------------------|---------|----------|----------------------------------------------------|------------------|
| 道路概略設計              | 平面計画    | 路線図      | 1:2500～1:50000                                     | 市販地図等            |
|                     |         | 平面図      | 1:2500 または、<br>1:5000                              |                  |
|                     | 縦断計画    | 縦断図      | V=1:250<br>H=1:2500<br>または、<br>V=1:500<br>H=1:5000 |                  |
|                     | 主要構造物計画 | 一般図      | 1:500～1:1000                                       |                  |
|                     | 横断計画    | 標準横断図    | 1:100～1:200                                        |                  |
|                     |         | 横断図      | 1:200～1:500                                        |                  |
|                     | 概算工事費   | 数量計算書    | —                                                  | 概略・用地補償の<br>数量含む |
|                     |         | 概算工事費    | —                                                  |                  |
|                     | 報告書     | 報告書      | —                                                  |                  |
| 道路予備設計（A）<br>道路予備修正 | 平面計画    | 路線図      | 1:2500～1:50000                                     | 市販地図等            |
|                     |         | 平面図      | 1:1000                                             |                  |
|                     | 縦断計画    | 縦断図      | V=1:100～1:200<br>H=1:1000                          |                  |
|                     | 横断計画    | 標準横断図    | 1:50 または 1:100                                     |                  |
|                     |         | 横断図      | 1:100 または 1:200                                    |                  |
|                     | 主要構造物計画 | 一般図      | 1:200～1:500                                        |                  |
|                     | 概算工事費   | 数量計算書    | —                                                  | 用地補償の数量含<br>む    |
|                     |         | 概算工事費    | —                                                  |                  |
|                     | 報告書     | 報告書      | —                                                  | ルートの決定事項         |
|                     |         | 中心線座標計算書 | —                                                  | 設計図書による          |

| 設計<br>種別                  | 設計項目    | 成 果 物  | 縮 尺                                                                                                | 摘 要                                                  |
|---------------------------|---------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 道路予備設計（B）<br>及び<br>道路予備修正 | 平面設計    | 路線図    | 1:2500～1:50000                                                                                     | 市販地図等                                                |
|                           |         | 平面図    | 1:1000                                                                                             |                                                      |
|                           | 縦断設計    | 縦断図    | V=1:100～1:200<br>H=1:1000                                                                          |                                                      |
|                           | 横断設計    | 標準横断図  | 1:50 または 1:100                                                                                     |                                                      |
|                           |         | 横断図    | 1:100 または 1:200                                                                                    |                                                      |
|                           | 構造物設計   | 一般図    | 1:200～1:500                                                                                        |                                                      |
|                           | 用排水設計   | 用排水系統図 | 1:1000                                                                                             |                                                      |
|                           |         | 流量計算書  | —                                                                                                  |                                                      |
|                           | 用地幅杭計画  | 用地幅杭表  | —                                                                                                  |                                                      |
|                           | 概算工事費   | 数量計算書  | —                                                                                                  | 用地補償の数量<br>含む                                        |
|                           |         | 概算工事費  | —                                                                                                  |                                                      |
|                           | 報告書     | 報告書    | —                                                                                                  |                                                      |
| 道路詳細設計                    | 平面設計    | 路線図    | 1:2500～1:50000                                                                                     | 市販地図等                                                |
|                           |         | 平面図    | 1:500 または 1:1000                                                                                   |                                                      |
|                           | 縦断設計    | 縦断図    | V=1:200, H=1:1000<br>または<br>V=1:100, H=1:500                                                       | 地形条件等必要<br>に応じて縮尺を<br>変更可<br>V=1:100, H=1:10<br>00 等 |
|                           | 横断設計    | 標準横断図  | 1:50 または 1:100                                                                                     |                                                      |
|                           |         | 横断図    | 1:100 または 1:200                                                                                    |                                                      |
|                           |         | 土積図    | 縦断図<br>V=1:400H=1:2000<br>土積図<br>H=1:2000V=1cm を<br>10000m <sup>3</sup> または<br>20000m <sup>3</sup> | 適宜                                                   |
|                           | 構造物設計   | 詳細図    | 適宜                                                                                                 |                                                      |
|                           | 仮設構造物設計 | 仮設工詳細図 | 適宜                                                                                                 |                                                      |
|                           | 用排水設計   | 用排水系統図 | 1:500 または 1:1000                                                                                   |                                                      |
|                           |         | 詳細図    | 適宜                                                                                                 | 特殊形状                                                 |
|                           |         | 流量計算書  | —                                                                                                  |                                                      |
|                           | 舗装工設計   | 舗装工詳細図 | 適宜                                                                                                 |                                                      |
|                           | 数量計算    | 数量計算書  | —                                                                                                  |                                                      |
|                           | 報告書     | 報告書    | —                                                                                                  |                                                      |

表 6.4.2 歩道詳細設計成果物一覧表

| 設計<br>種別 | 設計項目    | 成果物    | 縮尺                 | 摘要       |
|----------|---------|--------|--------------------|----------|
| 歩道詳細設計   | 平面・縦断設計 | 位置図    | 1:2500～1:50000     |          |
|          |         | 平 面 図  | 1:500              |          |
|          |         | 縦 断 図  | V=1:100<br>H=1:500 |          |
|          | 横断設計    | 標準横断図  | 1:50 または 1:100     |          |
|          |         | 横 断 図  | 1:100 または 1:200    | 用地幅杭位置記入 |
|          | 構造物設計   | 詳 細 図  | 適宜                 |          |
|          | 用排水設計   | 用排水系統図 | 1:500              |          |
|          |         | 詳細図    | 適宜                 | 特殊形状     |
|          |         | 流量計算書  | —                  |          |
|          | 数 量 計 算 | 数量計算書  | —                  | 用地幅杭表含む  |
|          | 報 告 書   | 報 告 書  | —                  |          |

表 6.4.3 平面交差点設計成果物一覧表

| 設計<br>種別  | 設計項目    | 成果物     | 縮尺                       | 摘要                  |
|-----------|---------|---------|--------------------------|---------------------|
| 平面交差点予備設計 | 平面・縦断設計 | 交差点位置図  | 1:2500～1:50000           | 市販地図等               |
|           |         | 平 面 図   | 1:200～1:500              |                     |
|           |         | 縦 断 図   | V=1:100<br>H=1:200～1:500 | 平面図、縦断図を<br>同一図面に作成 |
|           | 横断設計    | 標準横断図   | 1:50 または 1:100           |                     |
|           |         | 横断図     | 1:100 または 1:200          |                     |
|           | 数量計算書   | 数量計算書   | —                        | 概略                  |
|           | 概算工事費   | 概算工事費   | —                        |                     |
|           | 報 告 書   | 報 告 書   | —                        |                     |
|           |         | 信号現示計算書 | —                        |                     |
| 平面交差点詳細設計 | 平面・縦断設計 | 交差点位置図  | 1:2500～1:50000           | 市販地図等               |
|           |         | 平 面 図   | 1:200～1:500              | 平面図、縦断図を<br>同一画面に作成 |
|           |         | 縦 断 図   | V=1:100<br>H=1:200～1500  |                     |
|           | 横断設計    | 標準横断図   | 1:50 または 1:100           |                     |
|           |         | 横 断 図   | 1:100 または 1:200          |                     |
|           | 構造物設計   | 詳 細 図   | 適宜                       |                     |
|           | 用排水設計   | 用排水系統図  | 1:200～1:500              |                     |
|           |         | 詳細図     | 適宜                       | 特殊形状                |
|           |         | 流量計算書   | —                        |                     |
|           | 数量計算書   | 数量計算書   | —                        |                     |
|           | 報 告 書   | 報 告 書   | —                        |                     |
|           |         | 信号現示計算書 | —                        |                     |

表 6.4.4 立体交差点成果物一覧表

| 設計<br>種別                                 | 設計項目                   | 成果物    | 縮尺                  | 摘要    |
|------------------------------------------|------------------------|--------|---------------------|-------|
| ダイヤモンド型IC予備設計、<br>トランペット・クロバー型IC<br>予備設計 | 平面設計・縦断設計              | 交差点位置図 | 1:2500～1:50000      | 市販地図等 |
|                                          |                        | 平 面 図  | 1:1000              |       |
|                                          |                        | 縦 断 図  | V=1:100<br>H=1:1000 |       |
|                                          | 横断設計                   | 標準横断図  | 1:50 または 1:100      |       |
|                                          |                        | 横 断 図  | 1:100 または 1:200     |       |
|                                          | 交 差 点 容 量 ・<br>路 面 表 示 | 交差点平面図 | 1:500               |       |
|                                          | 主要構造物計画                | 一 般 図  | 適宜                  |       |
|                                          | 概算工事費                  | 数量計算書  | —                   | 概略    |
|                                          |                        | 概算工事費  | —                   |       |
|                                          | 報 告 書                  | 報 告 書  | —                   |       |
| ダイヤモンド型IC詳細設計、<br>トランペット・クロバー型IC詳細設計     | 平面・縦断設計                | 交差点位置図 | 1:2500～1:50000      | 市販地図等 |
|                                          |                        | 平 面 図  | 1:500               |       |
|                                          |                        | 縦 断 図  | V=1:100<br>H=1:500  |       |
|                                          | 横断設計                   | 標準横断図  | 1:50 または 1:100      |       |
|                                          |                        | 横 断 図  | 1:100 または 1:200     |       |
|                                          | 用排水設計                  | 用排水系統図 | 1:500               |       |
|                                          |                        | 詳細図    | 適宜                  | 特殊形状  |
|                                          |                        | 流量計算書  | —                   |       |
|                                          | 構造物設計                  | 詳 細 図  | 適宜                  |       |
|                                          | 交 差 点 容 量 ・<br>路 面 表 示 | 交差点平面図 | 1:500               |       |
|                                          | 数 量 計 算                | 数量計算書  | —                   |       |
|                                          | 報 告 書                  | 報 告 書  | —                   |       |

表 6.4.5 道路休憩施設設計成果物一覧表

| 設計種別       | 設計項目    | 成果物    | 縮尺                  | 摘要      |
|------------|---------|--------|---------------------|---------|
| 道路休憩施設予備設計 | 平面・縦断設計 | 計画位置図  | 1:2500～1:50000      | 市販地図等   |
|            |         | 平 面 図  | V=1:1000            |         |
|            |         | 縦 断 図  | V=1:200<br>H=1:1000 |         |
|            | 横断設計    | 標準横断図  | 1:50 または 1:100      |         |
|            |         | 横 断 図  | 1:100 または 1:200     |         |
|            | 構造物設計   | 一般図    | 適宜                  |         |
|            | 概算工事費   | 数量計算書  | —                   | 概略      |
|            |         | 概算工事費  | —                   |         |
|            | 報 告 書   | 報 告 書  | —                   |         |
| 道路休憩施設詳細設計 | 平面・縦断設計 | 計画位置図  | 1:2500～1:50000      | 市販地図等   |
|            |         | 平 面 図  | 1:500               |         |
|            |         | 縦 断 図  | V=1:100<br>H=1:500  |         |
|            | 横断設計    | 標準横断図  | 1:50 または 1:100      |         |
|            |         | 横 断 図  | 1:100 または 1:200     |         |
|            | 構造物設計   | 詳 細 図  | 適宜                  |         |
|            | 用排水設計   | 用排水系統図 | 1:500               |         |
|            |         | 詳細図    | 適宜                  | 特殊形状    |
|            |         | 流量計算書  | —                   |         |
|            | 数 量 計 算 | 数量計算書  | —                   | 用地幅杭表含む |
|            | 報 告 書   | 報 告 書  | —                   |         |

表 6.4.6 一般構造物設計成果物一覧表

| 設計種別                      | 設計項目   | 成果物     | 縮尺             | 摘要    |
|---------------------------|--------|---------|----------------|-------|
| 一般構造物予備設計                 | 概略設計図  | 計画位置図   | 1:2500～1:50000 | 市販地図等 |
|                           |        | 構造全体概要図 | 適宜             |       |
|                           | 概略設計計算 | 設計計算書   | —              |       |
|                           | 概算工事費  | 数量計算書   | —              | 概略    |
|                           |        | 概算工事費   | —              |       |
|                           | 報 告 書  | 報 告 書   | —              |       |
| 一般落石防護柵基礎工事詳細設計・一般構造物詳細設計 | 設 計 図  | 計画位置図   | 1:2500～1:50000 | 市販地図等 |
|                           |        | 構造一般図   | 1:100～1:500    |       |
|                           |        | 構造寸法図   | 1:100～1:500    |       |
|                           |        | 配 筋 図   | 1:50～1:100     |       |
|                           |        | 詳 細 図   | 適宜             |       |
|                           | 設計計算   | 設計計算書   | —              |       |
|                           | 数量計算   | 数量計算書   | —              |       |
|                           | 報 告 書  | 報 告 書   | —              |       |

表 6.4.7 盛土・切土設計成果物一覧表

| 設計<br>種別      | 設計項目   | 成果物     | 縮尺                 | 摘要    |
|---------------|--------|---------|--------------------|-------|
| 予備設計<br>盛土・切土 | 概略設計図  | 計画位置図   | 1:2500～1:50000     | 市販地図等 |
|               |        | 構造全体概略図 | 適宜                 |       |
|               | 概略設計計算 | 設計計算書   |                    |       |
|               | 報告書    | 報告書     |                    |       |
| 盛土・切土詳細設計     | 設計図    | 計画位置図   | 1:2500～1:50000     | 市販地図等 |
|               |        | 平面図     | 1:500              |       |
|               |        | 縦断図     | V=1:100<br>H=1:500 |       |
|               |        | 標準横断図   | 1:50 または 1:100     |       |
|               |        | 横断図     | 1:100 または 1:200    |       |
|               | 設計計算   | 設計計算書   |                    |       |
|               | 数量計算   | 数量計算書   |                    |       |
|               | 報告書    | 報告書     |                    |       |

## 第5章 地下構造物設計

### 第1節 地下構造物設計の種類

#### 第6501条 地下構造物設計の種類

地下構造物設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 地下横断歩道等設計
- (2) 共同溝設計
- (3) 電線共同溝設計

### 第2節 地下横断歩道等設計

#### 第6502条 地下横断歩道等設計の区分

地下横断歩道等設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 基本計画
- (2) 予備設計
- (3) 詳細設計

#### 第6503条 地下横断歩道等基本計画

##### 1. 業務目的

地下横断歩道等の基本計画は、道路設計及び各種調査検討など既存の関連資料をもとに、道路、交通状況、沿道状況、周辺の他の事業計画状況、更には地形、地層、地質、地下水状況に基づき施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から最適な横断施設の選定を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

地下横断歩道等基本計画の業務内容は下記のとおりとする。

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、地下横断歩道等の計画地点の概略的な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視にて確認し、道路交通および沿道歩行者の流れ、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を確認する。なお、現地調査（測量、土質調査、試掘

調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 2) 道路・交通・沿道状況の検討
- 3) 地形・地質条件の検討
- 4) 周辺環境の検討
- 5) 施工時の検討

(4) 横断施設基本構造の検討

受注者は、横断施設として実現性の高い構造形式について技術的特質、課題を整理し、評価を加えたうえで、監督員と協議のうえ比較案2案（地下式と地上式）を選定するものとする。なお比較案2案については以下の項目を検討するものとする。

- 1) 平面線形、縦断線形
- 2) 内空断面の設定
- 3) 構造部材断面の概略形状
- 4) 必要な諸施設の配置設計（昇降施設、付属施設等）
- 5) 概略施工計画は、仮設備、交通処理、近接施工及び埋設物等を考慮して、構造物の施工性について検討する。

(5) 概算工事費

受注者は、比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(6) 比較一覧表の作成

受注者は比較2案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略図を記入するほか経済性、施工性、維持管理、環境等について得失及び問題点を列記し、各案の評価を行い、最適案を明示するものとする。

(7) 今後の検討課題の整理

受注者は、次の設計段階において検討、調整等を行うべき重要事項について整理するものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握して



いるかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地質条件及び道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。また、設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。

2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、線形、交通処理方法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う

4) 検討図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

#### (9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について、解説し取りまとめて記載した、設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 横断施設基本構造の検討結果
- 3) 概略施工計画
- 4) 概略工事費
- 5) 予備・詳細設計での課題点

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- (2) 当該地区交通量推計調査報告書
- (3) 地質調査報告書
- (4) 道路現況平面図
- (5) 道路現況縦横断面図
- (6) 道路埋設物件台帳

## 第 6504 条 地下横断歩道等予備設計

### 1. 業務目的

地下横断歩道等の予備設計は、道路設計及び地下横断歩道等基本計画のほか各種調査検討資料などに基づき、経済性、施工性、供用性、維持管理、安全性、環境等の観点から技術的検討を加え、最適な線形、構造形式、施工法の選定を行うことを目的とする。

### 2. 業務内容

地下横断歩道等予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内

容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、地下横断歩道等の計画地点の基礎的な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、出入口等の設置位置、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保について、現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 内空計画
- 2) 線形計画、昇降形式
- 3) 施工・仮設計画
- 4) 道路・交通・沿道状況の検討
- 5) 地形・地質条件の検討
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 附属施設計画
- 8) 出入口及び上屋計画
- 9) 本体及び仮設構造物の設計条件
- 10) 地下埋設物の位置の確認

(4) 比較案の選定

受注者は、貸与資料、指示事項、現地踏査等に基づき、基本事項の検討結果を踏まえ実現性の高い構造形式について技術的特質、課題を整理し、評価を加えたうえで、監督員と協議のうえ比較案 3 案を選定するものとする。なお比較案 3 案については以下の項目を検討するものとする。

- 1) 平面線形、縦断線形、出入口等の配置及び上屋形式と昇降形式
- 2) 内空断面の設定
- 3) 構造部材断面の概略形状
- 4) 必要な諸施設の配置設計（昇降施設、付属施設等）
- 5) 概略施工計画は、仮設備、交通処理、近接施工及び地下埋設物等を考慮して、構造物の施工性について検討する。

(5) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、設計図書

に基づき地下横断歩道等の上屋及び内装の概略景観検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(7) 比較一覧表の作成

受注者は比較案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には一般図を記入するほか経済性、施工性、供用性、維持管理、環境等について得失及び問題点を列記し、各案の評価を行い、最適案を明示するものとする。

(8) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、設置位置、昇降形式等が適切に選定されているのか照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。また、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性および整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 比較形式案毎に地下横断歩道等の規模及び形式の選定理由
- 3) 地下道の設置位置、昇降形式、出入口の設置位置及び上屋形式
- 4) 概略施工計画
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概略工事費
- 7) 構造基本計画図、仮設構造基本計画図、設備基本計画図、必要に応じ

杭本数等応力計算の主要結果

8) 比較形式毎に将来の維持管理の難易、得失及び安全性、経済性、施工性、供用性等の長短及び問題点、各案の評価及び最適案の選定理由

9) 詳細設計での課題点

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 当該地区整備基本計画報告書
- (2) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- (3) 地質調査報告書
- (4) 道路現況平面図
- (5) 道路現況縦横断面図
- (6) 道路埋設物件台帳

## 第 6505 条 地下横断歩道等詳細設計

### 1. 業務目的

地下横断歩道等の詳細設計は、予備設計で形式決定された地下横断歩道の構造形式に対して、予備設計で検討された方針及び設計図書に示す設計条件、既往の関連資料、地形・地質の状況等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

地下横断歩道等詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、地下横断歩道等の計画地点の詳細な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、出入口等の設置位置、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

#### (3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行なうものとする。

る。

主な検討項目

- 1) 設置位置の確認
- 2) 内空及び構造形式
- 3) 線形計画、昇降形式
- 4) 地質及び地下水位の条件
- 5) 周辺の環境条件
- 6) 地下占用物件の位置確認
- 7) 道路交通条件
- 8) 連結部、出入口部、上屋形式及び防水・ジョイント形式
- 9) 本体及び仮設構造物の設計条件
- 10) 仮設・補助工法を含む施工計画
- 11) 液状化判定
- 12) 耐震計算手法の検討
- 13) 近接構造物及び地下埋設物への影響
- 14) 付属施設

(4) 本体設計

1) 平面・縦断線形設計

受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所について詳細に線形計算を行い、平面及び縦断座標を求めるものとする。

2) BOX部

受注者は、BOX部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。

3) 出入口部

受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。

4) 連結部

受注者は、出入口部との連結部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計をおこなうものとする。

5) 基礎

受注者は、基礎地盤の調査結果により、基礎の種類及び形状を決定するものとする。なお、基礎形式として杭基礎を採用する場合は、杭基礎

の杭種、杭径比較も含めて実施するものとする。

(5) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、設計図書に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定を行なうものとする。

(6) 附属施設設計

受注者は、給排水設備、照明設備、防犯設備、案内誘導施設、電気等の附属施設について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとする。

設計は、施設配置設計図、系統図を作成し、使用機器の種類を決定し、工種毎に数量計算を行うものとする。

(7) 上屋設計

受注者は、出入口部それぞれの上屋について、「立体横断施設技術基準・同解説」による標準的な形式について各詳細寸法を決定し、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(8) 施工計画

受注者は、以下の内容について必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

- 1) 工事実施にあたっての、交通処理、地下埋設物の処理、安全対策、経済性、施工性などに応じて施工方法を決定する。
- 2) 施工に必要な、土留工、仮締切工、路面覆工における仮設構造物について安定計算及び断面計算を行い、図面及び数量計算書を作成するものとする。
- 3) 施工方法、仮設構造物設計に応じた工程計画を決定する。

(9) 設計図

受注者は、地下横断歩道の位置図、一般図、構造一般図、躯体構造詳細図、基礎構造の詳細設計図等を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握して

いるかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件および道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

- 2) 一般図を基に地下横断歩道等の規模、形式、設置位置、昇降形式等と設計基本条件および関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体、上屋および附属施設それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

### (13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 地下横断歩道等の規模及び形式の選定理由
- 3) 地下道の設置位置、昇降形式の選定理由
- 4) 特に考慮した事項
- 5) 道路の交差条件、コントロールポイント
- 6) 本体及び必要に応じ杭基礎について主要断面及び応力度の総括
- 7) 主要材料、工事数量の総括
- 8) 施工段階での注意事項、検討事項の記載

## 3. 賃与資料

発注者が賃与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地下横断歩道予備設計報告書
- (2) 当該地区整備基本計画報告書
- (3) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- (4) 地質調査報告書
- (5) 道路実測平面図
- (6) 道路実測縦横断図
- (7) 道路埋設物件台帳

### 第3節 共同溝設計

#### 第6506条 共同溝設計の区分

共同溝設計は次の区分により行うものとする。

- (1) 共同溝基本検討
- (2) 開削共同溝予備設計
- (3) 開削共同溝詳細設計
- (4) シールド共同溝予備設計
- (5) シールド共同溝立坑予備設計
- (6) シールド共同溝詳細設計
- (7) シールド共同溝立坑詳細設計

#### 第6507条 共同溝基本検討

##### 1. 業務目的

共同溝基本検討は道路設計及び各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、共同溝整備位置の地形、地層、地質、地下水状況、更には道路、交通状況、沿道状況、他の事業計画状況などに基づき施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から最適な基本形状及び施工方法の選定を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

共同溝基本検討の業務内容は下記のとおりとする。

###### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地踏査

受注者は共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形、地質など自然状況、沿道、交差物件、道路、交通、用地条件などの周辺状況を把握し、合わせて交通処理、施工ヤードなどの施工性について基本検討において必要となる基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、試掘調査、地下埋設物レーダー探査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

###### (3) 設計条件の整理・検討

受注者は設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目



- 1) 一般部断面計画
- 2) 線形計画
- 3) 工法検討
- 4) 交通処理計画
- 5) 工事工程計画
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 支障する交差物件（河川、鉄道等）条件の検討
- 8) 占用物件

(4) 比較案の選定

受注者は貸与資料、指示事項、現地踏査等に基づき、基本事項の検討結果を踏まえ、比較案の選定を行うものとする。なお、各比較案については以下の項目を検討するものとする。

- 1) 一般部の断面形状
- 2) 線形計画

受注者は線形の主要素となる箇所を設定し、概略の線形を計画するものとする。特殊部、排水ピット、換気口等の位置、形状については考慮しないものとする。

3) 工法検討

受注者は既往資料、実績をもとに以下の項目について検討するものとする。

- ① 開削工法（山留工法）現場打共同溝・プレキャスト共同溝
- ② シールド工法（シールド機種）
- ③ 推進工法（河川、鉄道等を下越しするためのシールド工法以外の工法）
- ④ その他の特殊工法

4) 交通処理計画

受注者は、一般部及び立坑部における基本的交通処理について設定するものとする。

5) 工事工程計画

受注者は、既往の資料、実績等に基づき、施工の手順及び工期について設定するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(6) 工法比較一覧表の作成

受注者は、工法比較案に対する検討結果をまとめ、工法比較一覧表を作成するものとする。工法比較一覧表には、施工性、経済性、機能性、工事

工程、環境等について、得失及び問題点を列記し、各工法比較案の評価を行い、最適工法案を明示するものとする。

(7) 今後の検討課題等の整理

受注者は、次の設計段階において検討、調整等を行うべき重要事項について整理するものとする。

(8) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第2項(6)に準ずるものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、線形、交通処理方法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。また、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 検討図、概算工事費の適切性および整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 工法比較案毎の整理事項・選定理由・構造規模と決定因  
・線形の決定要因・施工検討結果・概略数量・概略工事費
- 3) 工法比較案毎に施工性、経済性、機能性、工事工程、環境への影響等の長短及び問題点、各案の評価及び最適工法案の選定理由

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路設計関連資料
- (2) 当該共同溝関連調査・検討資料
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料

## (6) 地下埋設物調査資料

## 第6508条 開削共同溝予備設計

## 1. 業務目的

開削共同溝予備設計は道路設計及び共同溝基本検討のほか各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、共同溝整備位置の地形、地層、地質、地下水状況、更には道路、交通状況、沿道状況、他の事業計画状況などに基づき施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、線形、施工方法について総合的な技術検討を行い、最適な構造、線形、施工方法の選定を行うことを目的とする。

## 2. 業務内容

開削共同溝予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

## (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

## (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6507条共同溝基本検討第2項の(2)に準ずるものとする。

## (3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

## 主な検討項目

- 1) 内空断面計画
- 2) 線形計画
- 3) 施工・仮設計画（交通処理計画等）
- 4) 地層・地質・地下水条件の検討
- 5) 道路・交通・沿道状況の検討
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 特殊検討箇所の検討
- 8) 近接構造物との関連
- 9) 排水等共同溝内付帯設備
- 10) 交差物件及び地下埋設物の確認・整理
- 11) 収納物件の取付支持方法

## (4) 内空断面設計

受注者は、内空断面の計画にあたり、各公益事業者の指定する収容物件、

収容条件、分岐条件などを検討し、適正な内空基本寸法を計画したうえで、一般部断面設計を行なう。その際、監督員が指示した場合、各公益事業者と相互打ち合わせを行い決定事項を確認するものとする。

(5) 平面・縦断線形設計

- 1) 受注者は、線形の主要素となる箇所を確認設定し、線形の概略を計画するものとする。
- 2) 受注者は、特殊部、換気口部の位置を計画する際には監督員が指示した場合、各公益事業者との打合せを踏まえ、現地状況、関連事業、将来計画などを考慮して、検討を行うものとする。

(6) 換気・排水設計

- 1) 受注者は、換気計画に際し、本設計区間外の状況も考慮して、適正な配置、位置を計画するものとする。
- 2) 受注者は、排水計画に際し、可能な限り排水施設を集約させ、縦断計画との関係を考慮して計画するものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、次の項目を検討し、施工計画、仮設工法の概略を検討するものとする。

- 1) 交通処理
- 2) 山留工法
- 3) 覆工の有無
- 4) 補助工法の必要性及び対策
- 5) 特殊箇所の施工方法
- 6) 支障埋設物件の整理

(8) 概算工事費

受注者は、主要工種に対し、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に共同溝の規模、形式、線形、仮設工法と交通処理方法等

が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性および整合性に着目し照査を行う。

#### (11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 内空の計画経緯及び決定要因

3) 線形の計画経緯及び決定要因

4) 換気・排水の計画経緯及び決定要因

5) 施工方法の経緯及び決定要因

6) 本体一般部構造基本計画図

7) 仮設一般部構造基本計画図

8) 概略数量・概略工事費

9) 詳細設計での課題点

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路設計関連資料

(2) 当該共同溝関連調査・基本検討成果

(3) 測量成果

(4) 地質調査資料

(5) 交通量調査資料

(6) 地下埋設物調査資料（移設または防護方法等に関する調整結果含む）

## 第 6509 条 開削共同溝詳細設計

### 1. 業務目的

開削共同溝詳細設計は、予備設計で決定された基本事項、設計図書に示された設計条件、既往の関連資料、共同溝施工位置の地形・地質、沿道の条件等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

開削共同溝詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 全体設計

1) 現地踏査

受注者は、共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形・地質など自然状況、沿道、交差物件、道路、交通、用地条件などの周辺状況を把握し、合わせて交通処理、施工ヤードなど施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

2) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行う。

主な検討項目

- ① 一般部・特殊部・換気口部の内空形状、設置位置の検討
- ② 平面、縦断線形の検討
- ③ 地層・地質・地下水条件の検討
- ④ 周辺の環境条件
- ⑤ 道路交通条件
- ⑥ 継手構造及び防水構造の検討
- ⑦ 本体及び仮設構造物の設計断面・条件の設定
- ⑧ 換気・排水計画の検討
- ⑨ 仮設、補助工法を含む施工方法の検討
- ⑩ 液状化の判定
- ⑪ 耐震計算手法の検討
- ⑫ 近接の影響範囲の判定

3) 平面・縦断設計

受注者は、一般部、特殊部、換気口部及び仮設構造物における平面及び縦断的に連続する部分の設計を行う。その設計には溝内排水施設、附属設備、土工、道路付属物・舗装の撤去仮復旧の設計を含む。

4) 内空断面設計

受注者は予備設計における各公益事業者の収容物件、収容条件、分岐条件等に変更がある場合は別途設計図書の指示によるものとする。

5) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(3) 特殊検討

受注者は、次の項目のうち設計図書に示す項目について検討もしくは検討・設計を行うものとする。

1) 交差物件検討

共同溝が河川、鉄道等と交差する際、一般掘削工法では対応できず構造、施工方法等で検討を要する場合。

2) 近接施工検討

近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接施工の影響範囲の判定は全体設計に含む

3) 本体縦断検討・設計

「共同溝指針 5・1・1 4 共同溝縦断方向の検討」に示された項目について検討設計を要する場合。

4) 大規模山留設計

「共同溝指針 7・4 大規模山留の設計」に示された項目について検討、設計を要する場合。

5) 耐震検討

耐震検討、液状化対策の検討を要する場合。ただし、液状化の判定は全体設計に含む。

(4) 一般部断面設計

受注者は、全体設計で設計計画した一般部断面のうち、応力計算が必要となる断面については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(5) 特殊部設計

受注者は、全体設計で設計計画した特殊部のうち、応力計算が必要となる箇所については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(6) 換気口部設計

受注者は、全体設計で設計計画した換気口部のうち、応力計算が必要となる箇所については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(7) 防水工設計

受注者は、共同溝内の漏水を防ぐため防水工を設計するものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、予備設計で決定された排水工の形状・設置位置を基に排水系統図を作成するとともに排水施設の断面寸法等の設計を行うものとする。

(9) 仮設構造物設計

受注者は、全体設計で設計計画した仮設構造物のうち、応力計算が必要となる断面については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行う

ものとする。

(10) 施工計画

受注者は、全体設計での検討を基に以下の内容について工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

- 1) 工事实施にあたっての交通処理計画、施工方法、施工順序、補助工法、支障埋設物件の有無等について留意すべき事項を明記し、使用機械、仮設計画、仮設備計画についても概略説明する。
- 2) 特殊な構造あるいは、特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載する。

(11) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件および道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等と設計基本条件及び他の事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体と付属物の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 内空計画の経緯及び決定要因
- 3) 線形計画の経緯及び決定要因
- 4) 換気・排水計画の経緯及び決定要因
- 5) 平面・縦断図、本体一般部断面図、仮設一般部断面図



- 6) 施工計画の概要及び重要ポイント・注意事項
- 7) 工事数量の総括（ブロック別及び総括）
- 8) 特記事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路関連資料
- (2) 共同溝予備設計成果
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料
- (6) 地下埋設物調査資料

## 第 6510 条 シールド共同溝予備設計

### 1. 業務目的

シールド共同溝予備設計は道路設計及び共同溝基本検討のほか各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、共同溝整備位置の地形、地層、地質、地下水状況、更には道路、交通状況、沿道状況、他の事業計画状況などに基づき共同溝の基本的な断面、換気方式及び施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、線形、施工方法について総合的な技術検討を行い、最適な構造、線形、施工方法の選定を行うことを目的とする。

### 2. 業務内容

シールド共同溝予備設計の業務内容は以下のとおりとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6507 条共同溝基本検討第 2 項の（2）に準ずるものとする。

#### (3) 設計条件の整理・検討

受注者は設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な整理・検討項目

- 1) シールド内空断面計画
- 2) 線形計画
- 3) 施工・仮設計画（交通処理計画等）
- 4) 地層・地質・地下水条件の検討

- 5) 道路・交通・沿道状況の検討
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 特殊検討箇所の検討
- 8) 近接構造物との関連
- 9) 荷重条件と設計
- 10) 排水工等共同溝内付帯設備
- 11) 交差物件及び地下埋設物状況の確認・整理
- 12) シールド工（覆工等）の検討
- 13) 収納物件の取付支持方法

(4) 内空断面設計

受注者は、内空断面設計について、第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の（4）に準ずるものとする。

(5) 平面・縦断線形設計

受注者は、平面・縦断線形設計について、第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の（5）に準ずるものとする。

(6) 換気・排水計画

受注者は、換気・排水計画について、第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(7) 設計計算

受注者は、共同溝の主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、2次覆工の有無、セグメント種類セグメント幅、セグメント高さ、分割数、継ぎ手種別（セグメント継ぎ手、リング継ぎ手）の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、共同溝の耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

(8) シールド工法の検討

受注者は、設計計算により決定された覆工厚及び外径を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、密閉型・開放型の検討、シールド形式（土圧、泥土圧、泥水等）の比較検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種の決定を行うものとする。

(9) 発進・到達方法の検討

受注者は、決定した共同溝断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、薬液注入、高圧噴射攪拌、凍結、直接壁掘削等の各工法を比較検討を行い、比較案を作成し、特質を整理のうえ、発進・到達方法を決定するものとする。

(10) 概略施工計画

受注者は、検討・設計した共同溝断面、延長等の工事規模及び施工方法を基に、以下の事項について、検討を行うものとする。

- 1) 概略施工手順
- 2) 概略工事工程表の作成
- 3) 施工ヤードの概略平面図作成

(11) 概算工事費

受注者は、主要工種に対し、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。

(12) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の（10）に準ずるものとする。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 内空の計画の経緯及び決定要因
- 3) 線形の計画の経緯及び決定要因
- 4) 換気・排水の計画及び決定要因
- 5) 施工方法の決定要因
- 6) 設計計算方法及び計算結果
- 7) シールド機種選定の要因
- 8) シールド機発進・到達方法選定の経緯
- 9) 本体一般部構造基本計画
- 10) 概略数量・概略工事費
- 11) 詳細設計での課題点

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路設計関連資料
- (2) 当該共同溝関連調査資料・基本検討成果
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料
- (6) 地下埋設物調査資料（移設または防護方法等に関する調整結果含む）

## 第 6511 条 シールド共同溝立坑予備設計

### 1. 業務目的

立坑予備設計は、シールド共同溝予備設計及び地質調査等関連資料を基に、シールド共同溝用立坑について、基本的な断面、換気方式及び施工法を決定するとともに詳細設計にあたり、必要な調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

### 2. 業務内容

立坑予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6507 条共同溝基本検討第 2 項の (2) に準ずるものとする。

#### (3) 設計条件の整理

受注者は、設計図書に示された計画位置・範囲、地質条件シールド共同溝の規模等、検討・設計上の基本的条件について整理するものとする。

#### (4) 基本事項の検討

受注者は、立坑の設計にあたり、下記に示す事項等について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面（シールド共同溝断面条件、立坑の目的、シールド機の規模等）
- 2) 立坑構造型式
- 3) 地層・地質・地下水条件の検討
- 4) 荷重条件及び設計計算方法
- 5) 昇降設備等立坑内付帯設備
- 6) 換気・排水の検討
- 7) 入溝企業の分岐取付方法

#### (5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す仮設構造物の設計等、特殊事項の検討を行うものとする。

- 1) 近接施工検討
- 2) 大規模山留設計
- 3) 交差物件検討

#### (6) 設計計算

受注者は、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討

を行い、立坑の断面形状・寸法を決定するものとする。受注者は、耐震検討、液状化対策の検討を要する場合、設計図書に基づき、設計計算を行うものとする。

(7) 諸設備検討

受注者は、設計図書に基づき、昇降、換気、照明等、立坑内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

(8) 仮設工及び施工方法の検討

受注者は、計画位置の地形、地質、環境条件を考慮した、土留め壁等仮設工の種類、施工法について、3案程度を対象に概略比較検討を行い、特質を整理のうえ、仮設工及び施工法の決定を行うものとする。なお、比較検討における土留め壁等、仮設構造物の断面寸法は、工事実績等既往の資料によるものとする。

(9) 概略施工設備計画

受注者は、立坑規模、施工法、地形及び環境条件を考慮した施工設備及び施工ヤードについて概略検討を行うものとする。

(10) 設計図

受注者は、検討結果に基づき立坑の一般図（平面図、断面図）を作成しシールド共同溝本体との関係、地下埋設物、重要近接構造物、立坑主要寸法及び地質柱状図を記入するとともに、土留め壁等仮設構造物の概略設計図を作成するものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(12) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 立坑内空寸法諸元
- 3) 立坑構造型式選定の経緯
- 4) 設計計算方法及び計算結果

- 5) 換気・排水検討の経緯
- 6) 概略施工計画
- 7) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 8) 詳細設計での課題点
- 9) 概略数量・概略工事費

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路設計関連資料
- (2) 当該共同工関連調査資料・基本検討成果
- (3) シールド共同溝予備設計報告書・設計図面
- (4) 測量成果
- (5) 地質調査資料
- (6) 交通量調査資料
- (7) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (8) 対象地域の環境基準値
- (9) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (10) 地下埋設物調査資料（移設または防護方法等に関する調整結果含む）

## 第 6512 条 シールド共同溝詳細設計

### 1. 業務目的

シールド共同溝詳細設計は、シールド共同溝予備設計で決定された基本事項、設計図書に示された設計条件、既往の関連資料、共同溝施工位置の地形・地質、沿道の条件等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

シールド共同溝詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6507 条共同溝基本検討第 2 項の（2）に準ずるものとする。

#### (3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) シールド本体の内空形状及び立坑・シャフト部を含めた設置位置の検討
- 2) 平面、縦断線形の検討
- 3) 地層・地質・地下水条件の検討
- 4) 周辺の環境条件
- 5) 道路交通条件
- 6) 継手構造及び防水構造の検討
- 7) 本体の設計断面・条件の設定
- 8) 換気・排水計画の検討
- 9) 仮設、補助工法を含む施工方法の検討
- 10) 液状化の判定
- 11) 耐震計算手法の検討
- 12) 近接の影響範囲の判定
- 13) 発進・到達方法の検討
- 14) シールド機械の選定
- 15) シールド機械各構成機器の仕様検討

(4) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項に技術的検討を加える。

- 1) 地質・構造条件の変化部分等における共同溝縦断方向の構造検討
- 2) 地盤沈下の影響の検討
- 3) 将来の近接施工が当該共同溝に及ぼす影響の検討
- 4) 当該共同溝の施工が既設構造物に与える影響と対策の検討
- 5) 小土被り区間の補助工法の検討

(5) 覆工の設計

受注者は、地山条件、共同溝断面、施工方法及び特殊事項の検討結果等を考慮のうえ、工事の安全性、施工性及び経済性の観点から覆工の種類形状について以下の設計を行うものとする。

1) 一次覆工（セグメント）設計

予備設計で決定されたセグメントについて、その妥当性を確認するとともに、セグメント製作のためのシール溝、コーキング溝、注入孔及びエレクトー用孔、維持管理用支持金物取付工（二次覆工省略時）等の構造細目を検討し、一次覆工の設計を行う。

2) 二次覆工設計

予備設計で決定された二次覆工（アーチ部・インバート部及び隔壁部）の構造について、その妥当性を確認するとともに、その構造細目を検討し、二次覆工設計を行う。

(6) 本体構造設計

受注者は、本体、立坑及びシャフト取付部における平面及び縦断設計を行うものとする。その設計には附属設備の検討を含むものとする。

(7) 発進・到達防護設計

受注者は、予備設計において決定した発進・到達方法を基に、立坑接続部の防護工について設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、細部構造の設計を行うものとする。

(8) 防水工設計

受注者は、防水工設計について、第 6509 条開削共同溝詳細設計第 2 項の(7)に準ずるものとする。

(9) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第 6509 条開削共同溝詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(10) 施工計画

受注者は、全体設計での検討を基に以下の内容について工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

- 1) 工事实施にあたっての交通処理計画、施工方法、施工順序、補助工法、支障埋設物件の有無等について留意すべき事項を明記し、使用機械、仮設計画、仮設備計画についても概略説明する。
- 2) 共同溝の施工方法、施工順序及び施工機械
- 3) 掘削土砂搬出計画
- 4) 概略工事工程計画
- 5) 施工ヤード計画
- 6) 工事中の計測計画
- 7) 施工にあたっての留意事項

(11) 仮設備計画

受注者は、共同溝施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 換気設備（換気容量の算定及び設備計画）
- 2) 仮排水設備（計画立案）
- 3) 裏込め注入設備（計画立案）
- 4) 掘削土砂処理設備（計画立案）
- 5) 掘削土砂搬出設備（計画立案）
- 6) 材料搬出入設備（計画立案）
- 7) 給水設備（容量算定）
- 8) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画）
- 9) 汚濁水処理設備（容量算定）



- 10) スtockヤード（計画立案）
- 11) 工事用道路計画（概略検討）
- 12) 安全対策（計画立案）
- 13) 環境対策等（計画立案）
- 14) 発進、到達立坑設備（設備計画）

(12) 設計図

受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする

- 1) 共同溝位置図
- 2) 全体一般図（平面図、縦断図、断面図）  
平面・縦断線形諸元、近接構造物等との位置関係、地質縦断図、地質柱状図、共同溝の主要寸法を記入
- 3) 共同溝標準断面図、構造図
- 4) セグメント構造詳細図、線形図、割付図
- 5) 裏込め注入工図
- 6) 防水工設計図
- 7) 排水工関係設計図
- 8) 発進・到達防護工詳細図

(13) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第2項（6）に準ずるものとする。

(14) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件および道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等と設計基本条件及び他の事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う他、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方

法が適切であるかの照査を行う他、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。

- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

また、本体と付属物の取り扱いについて整合性の照査を行う。

#### (16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 内空計画の経緯及び決定要因
- 3) 線形計画の経緯及び決定要因
- 4) 換気・排水計画の経緯及び決定要因
- 5) 共同溝諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 6) 平面・縦断図、本体一般部断面図、仮設一般部断面図
- 7) 施工計画及び仮設備計画の概要及び重要ポイント・注意事項
- 8) 工事数量の総括（ブロック別及び総括）
- 9) 発進・到達方法
- 10) 施工中の計測計画
- 11) 工事实施にあたっての留意事項
- 12) 特記事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路関連資料
- (2) シールド共同溝予備設計成果
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料
- (6) 地下埋設物資料

## 第 6513 条 シールド共同溝立坑詳細設計

### 1. 業務目的

立坑詳細設計は、立坑予備設計で決定された立坑構造について、設計図書に示される条件、地質調査等既存の関連資料を基に、シールド共同溝用立坑の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

## 2. 業務内容

立坑詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6507 条共同溝基本検討第 2 項の (2) に準ずるものとする。

### (3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示された計画位置・範囲、地質条件、シールド共同溝の規模等、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 内空断面（本体断面条件、立坑の目的、シールド機の規模等）
- 2) 立坑構造型式
- 3) 地層・地質・地下水条件の検討
- 4) 周辺の環境条件
- 5) 道路交通条件
- 6) 継手構造及び防水構造の検討
- 7) 仮設構造物の設計断面・条件の設定
- 8) 換気・排水計画の検討
- 9) 仮設、補助工法を含む施工方法の検討
- 10) 昇降設備等立坑内付帯設備
- 11) 近接の影響範囲の判定
- 12) 入溝企業の分岐取付方法

### (4) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項等について技術的検討加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震
- 2) 地盤沈下の影響の検討
- 3) 将来の近接施工が当該立坑に及ぼす影響の検討
- 4) 当該立坑施工が既設構造物に与える影響と対策の検討

### (5) 立坑本体設計

受注者は、予備設計で決定した主構造の断面形状を基に、細部構造の検討を行うとともに、特殊事項も考慮した荷重条件を設定し、下記段階を対象として設計計算を行い、立坑本体の設計を行うものとする。

1) 施工段階

2) 完成時

(6) 換気口設計

受注者は、換気口設計について、第 6509 条開削共同溝詳細設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 防水工設計

受注者は、防水工設計について、第 6509 条開削共同溝詳細設計第 2 項の(7)に準ずるものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第 6509 条開削共同溝詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(9) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す仮設構造物の設計等、特殊事項の検討を行うものとする。

1) 交差物件検討

立坑が河川、鉄道等と交差する際、一般掘削工法では対応できず構造、施工方法等で検討を要する場合。

2) 近接施工検討

近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接施工の影響範囲の判定は設計条件の整理・検討に含む。

3) 土留め工設計

受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、監督員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。

4) 路面等覆工設計

受注者は、立坑箇所の地表状況（交通状況、環境状況等）を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した 3 案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、監督員と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。

(10) 座標計算

受注者は、貸与された共同溝線形計算書、平面及び縦断線形図に基づき、当該構造物及び仮設構造物の必要箇所について座標計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。

(11) 設計図

受注者は、当該設計の検討に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

- 1) 立坑位置図
- 2) 立坑一般図平面図、断面図、土質柱状図、近接構造物との位置関係、立坑主要寸法等
- 3) 立坑本体配筋図
- 4) 仮設構造物詳細図（山留め工、覆工等）

(12) 施工計画

受注者は、下記に示す事項について検討し、取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

- 1) 立坑の施工方法、施工順序及び施工機械
- 2) 掘削土砂搬出計画
- 3) 概略工事工程計画
- 4) 施工ヤード計画
- 5) 工事中の交通処理計画
- 6) 工事中の計測計画
- 7) 施工にあたっての留意事項

(13) 仮設備計画

受注者は、立坑施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す事項の検討及び計画を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 工事中の仮排水設備（計画立案）
- 2) 汚濁水処理設備（計画立案）
- 3) 掘削土砂処理設備（計画立案）
- 4) 資材搬出入設備
- 5) 型枠支保工（一般図）
- 6) スtockヤード（計画立案）
- 7) 工事用道路計画（概略検討）
- 8) 安全対策（計画立案）
- 9) 環境対策等（計画立案）

(14) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(15) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(16) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6512 条シールド共同溝詳細設計第 2 項の（15）に準ずるものとする。

(17) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 立坑寸法諸元表
- 3) 設計計算方法及び計算結果
- 4) 施工法概要
- 5) 仮設構造物諸元表
- 6) 仮設構造物設計計算方法及び計算結果
- 7) 施工計画及び仮設備計画
- 8) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路関連資料
- (2) シールド共同溝立坑予備設計成果
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料
- (6) 地下埋設物調査資料

第4節 電線共同溝設計

第 6514 条 電線共同溝設計の区分

電線共同溝設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 6515 条 電線共同溝予備設計

1. 業務目的

電線共同溝予備設計は、歩道整備計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、電線共同溝整備位置の地形、地質、道路交通状況、沿道利用状況、既設占用物件状況などに基づき、施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、線形、施工方法について総合的な技術検討を行い、最適な構造、線形、施工方法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

電線共同溝予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

## (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

## (2) 現地踏査

受注者は、電線共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形、沿道利用状況、埋設物の確認等、基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合、受注者は、その理由を明らかにし、調査範囲について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

## (3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 電線共同溝収容物件の収容計画
- 2) 地中化形態の検討
- 3) 概略的な構造形式及び区間の設定
- 4) 内空断面（管路部、特殊部）の設定
- 5) 線形計画
- 6) 道路・交通・沿道状況の検討
- 7) 各種関連事業計画との整合性
- 8) 施工計画検討

## (4) 平面・縦断線形設計

受注者は、(3)により取りまとめられた基本的事項を基に、平面及び縦断線形の計画を行うものとする。また、既設占用物件について支障となるものの抽出及び調整を行うものとする。移設計画設計は設計図書による。

## (5) 管路部設計

受注者は、管路部の管路口径と条数を概略決め管路部の断面形状を定めるものとする。その際、監督員が指示した場合、各公益事業者と相互打合せを行い、決定事項を確認するものとする。

## (6) 特殊部設計

受注者は、特殊部（分岐部及び接続部を総称するという）の概略内空断面の設定を行うものとする。その際、監督員が指示した場合、各公益事業者と相互打合せを行い、決定事項を確認するものとする。

## (7) 地上機器部設計

受注者は、地上機器部（機器を地上に設置するため設ける施設）につい

て電線共同溝本体形式の検討を行うものとする。その際、監督員が指示した場合、各公益事業者と相互打ち合わせを行い、決定事項を確認するものとする。

(8) 仮設構造物設計

受注者は、仮設及び施工計画の概略検討を行うものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、既設占用物件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に電線共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性および整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設計検討経緯及び決定要因
- 3) 管路部、特殊部の標準部構造基本計画図
- 4) 仮設標準部構造基本計画図
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概略工事費
- 7) 詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。



- (1) 各種調査検討資料
- (2) 測量成果
- (3) 地質調査報告書
- (4) 交通量調査報告書
- (5) 地下埋設物調査資料
- (6) 試掘調査報告書
- (7) 歩道整備報告書

## 第 6516 条 電線共同溝詳細設計

### 1. 業務目的

電線共同溝詳細設計は、予備設計で決定された基本事項、設計図書に示された設計条件、既往の関連資料、電線共同溝施工位置の地形、地質、既設埋設物条件、沿道の条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

電線共同溝詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 全体設計

##### 1) 現地踏査

受注者は、電線共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形、地質、沿道利用状況、埋設物、支障物の確認、現状の架空線の供給状況の確認等、詳細設計において必要となる現地状況を把握するものとする。

##### 2) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- ① 資料の収集・整理
- ② 電線共同溝収容物件の収容計画
- ③ 構造形式及び区間の設定
- ④ 管路部の配列、特殊部の配置位置の設定
- ⑤ 平面、縦断線形の設定
- ⑥ 管路部、特殊部及び仮設構造物の設計断面、条件の設定検討

- ⑦ 細部条件（付属物等）検討
- ⑧ 道路・交通・沿道状況の検討
- ⑨ 各種関連事業計画との整合性の検討
- ⑩ 施工計画検討

3) 平面・縦断設計

受注者は、管路部、特殊部、地上機器部及び仮設構造物における平面及び縦断的に連続する部分の設計を行い、支障となる埋設物の抽出及び調整の検討を行うものとする。その設計には、土工、道路付属物、舗装の撤去、仮復旧の設計を含むものとする。

4) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（3）管路部設計

受注者は、管路部となる箇所について、予備設計を参考に管路部の詳細な設計を行うものとする。なお、使用実績の少ない管路材を使用する場合または車道部に埋設する場合等で応力計算を必要とするものについては、設計図書の指示に基づき応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

（4）特殊部設計

受注者は、特殊部（分岐部及び接続部を総称していう）について、予備設計を参考に詳細な設計を行うものとする。なお、応力計算を伴うものについては、応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

（5）地上機器部設計

受注者は、地上機器部（機器を地上に設置するため設ける施設）について詳細な設計を行うものとする。なお、応力計算を伴うものについては、応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

（6）仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物を必要とする箇所について、予備設計を参考に仮設構造物の詳細な設計を行うものとする。なお、応力計算を伴うものについては、応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

（7）施工計画

受注者は、施工計画に当たって交通処理、施工方法、施工順序、仮設計画、仮設備計画、工程、支障埋設物件の有無等を検討し、工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

（8）関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の（6）に準ずるものとする。

(9) 特殊設計・検討・協議

受注者は、設計図書の指示により以下の設計検討等を行うものとする。

- 1) 引込み管、連係管の設計（特殊部間の最大径間長の検討）
- 2) 整備計画書の作成
- 3) 関係事業者との協議（資料作成含む）
- 4) 地元説明に関わる資料作成および現地立会い
- 5) 支障物件の移設計画、検討
- 6) 車道横断部の設計・検討

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、既設占用物件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に電線共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等と設計基本条件及び他の事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性および整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体と道路付属物の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設計検討経緯及び決定要因
- 3) 平面・縦断図
- 4) 管路部、特殊部の標準部断面図
- 5) 仮設標準部断面図
- 6) 施工計画概要及び注意事項
- 7) 工事数量総括
- 8) 特記事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果
- (2) 測量成果
- (3) 地質調査報告書
- (4) 交通量調査報告書
- (5) 地下埋設物・調査資料
- (6) 試掘調査報告書

## 第5節 成果物

### 第 6517 条 成果物

受注者は、表 6. 5. 1 ～表 6. 5. 1 2 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6.5.1 地下横断歩道等基本計画成果物一覧表

| 設計種別        | 設計項目   | 成果物       | 縮尺             | 摘要           |
|-------------|--------|-----------|----------------|--------------|
| 地下横断歩道等基本計画 | 現地調査   | 埋設物件平面図   | 1:500          | 設計図書による      |
|             | 基本構造検討 | 位置図       | 1:2500～1:50000 | 市販地図等        |
|             |        | 一般図       | 1:50～1:500     |              |
|             |        | 横断施設基本構造図 | 適宜             | 全体姿図         |
|             |        | 構造一般図     | 1:10～1:100     |              |
|             | 施工計画   | 仮設要領図     | 1:10～1:200     |              |
|             | 概算工事費  | 数量計算書     | —              | 概略           |
|             |        | 概算工事費     | —              |              |
|             | 報告書    | 報告書       | —              |              |
|             |        | 設計検討書     | —              | 特殊検討は設計図書による |
|             |        | 工法比較検討書   | —              |              |

表 6.5.2 地下横断歩道等予備設計成果物一覧表

| 設計種別        | 設計項目  | 成果物     | 縮尺             | 摘要      |
|-------------|-------|---------|----------------|---------|
| 地下横断歩道等予備設計 | 設計    | 位置図     | 1:2500～1:50000 | 市販地図等   |
|             |       | 一般図     | 1:50～1:500     |         |
|             |       | 躯体構造一般図 | 1:30～1:200     | 概略図、適宜  |
|             |       | 基礎構造一般図 | 1:50～1:200     | 概略図、適宜  |
|             |       | 設備計画概略図 | 適宜             |         |
|             |       | 仮設工一般図  | 1:30～1:20      | 概略図、適宜  |
|             |       | 比較一覧表   | —              |         |
|             | 概算工事費 | 数量計算書   | —              | 概略      |
|             |       | 概算工事費   | —              |         |
|             | 報告書   | 設計概要書   | —              |         |
|             |       | 構造計画書   | —              |         |
|             | 設計検討  | 設計検討書   | —              | 設計図書による |
|             | 景観検討  | 概略景観検討書 | —              | 設計図書による |
|             |       | パース等    | —              | 設計図書による |

表 6.5.3 地下横断歩道等詳細設計成果物一覧表

| 設計<br>種別                        | 設計項目   | 成果物       | 縮尺             | 摘要                            |
|---------------------------------|--------|-----------|----------------|-------------------------------|
| 地下<br>横断<br>歩道<br>等<br>詳細<br>設計 | 本体設計   | 位置図       | 1:2500～1:50000 | 市販地図等                         |
|                                 |        | 一般図       | 1:200～1:500    | 設計条件、地質図、ボーリング位置記入            |
|                                 |        | 設計図       | 1:100～1:300    | 平面、縦横座標                       |
|                                 |        | 構造一般図     | 1:50～1:100     |                               |
|                                 |        | 躯体構造詳細図   | 1:20～1:50      | 躯体本体部、連結部、出入口部、階段部斜路部         |
|                                 |        | 基礎構造詳細図   | 1:20～1:100     | 杭、連壁、ウエル等                     |
|                                 |        | 施工計画図     | 適宜             | 施工計画一般図、施工計画部分詳細図、道路切廻し図等     |
|                                 | 景観検討   | 概略景観検討書   | —              |                               |
|                                 |        | パース等      | —              | 設計図書による                       |
|                                 | 附属施設設計 | 設備計画図     | 1:20～1:100     | 設備配置計画図、配線系統図、仕上工概略図（設計図書による） |
|                                 |        |           |                |                               |
|                                 | 上屋設計   | 上屋工詳細図    | 1:20～1:100     | 上屋構造一般図、上屋躯体構造詳細              |
|                                 | 施工計画   | 仮設工詳細図    | 1:50～1:100     | 支保工、締切、土留等、（設計図書による）          |
|                                 | 数量計算   | 数量計算書     | —              | 材料表、塗装面積、用地面積等                |
|                                 | 報告書    | 設計概要書     | —              |                               |
|                                 |        | 設計計算書     | —              |                               |
|                                 |        | 施工計画書     | —              | 施工方法、特記事項等                    |
|                                 |        | その他参考資料等  | —              |                               |
|                                 |        | 上屋設計計算書   | —              |                               |
|                                 |        | 附属施設設計計算書 | —              |                               |
|                                 |        | 仮設設計計算書   | —              |                               |
|                                 | 設計検討   | 設計検討書     |                | 設計図書による                       |

表 6.5.4 共同溝基本検討成果物一覧表

| 設計種別    | 設計項目    | 成果物     | 縮尺                  | 摘要           |
|---------|---------|---------|---------------------|--------------|
| 共同溝基本検討 | 現地調査    | 埋設物件平面図 | 1:500               | 設計図書による      |
|         | 平面計画    | 位置図     | 1:2500～1:50000      | 市販地図等        |
|         |         | 平面図     | 1:1000              |              |
|         | 縦断設計    | 縦断図     | V=1:200<br>H=1:1000 |              |
|         | 構造設計    | 標準横断図   | 1:100～1:200         |              |
|         |         | 一般部構造図  | 1:10～1:200          | 内空断面を主体に設計   |
|         | 施工計画    | 標準仮設断面図 | 1:100～1:200         |              |
|         |         | 仮設要領図   | 1:100～1:200         |              |
|         | 概算工事費   | 数量計算書   | —                   | 概略           |
|         |         | 概算工事費   | —                   |              |
|         | 報告書     | 設計概要書   | —                   |              |
|         |         | 設計検討書   | —                   | 特殊検討は設計図書による |
|         |         | 工法比較検討書 | —                   |              |
|         | (パース作成) | (パース等)  | 適宜                  | 設計図書による      |

表 6.5.5 開削共同溝予備設計成果物一覧表

| 設計種別      | 設計項目    | 成果物      | 縮尺                       | 摘要           |
|-----------|---------|----------|--------------------------|--------------|
| 開削共同溝予備設計 | 現地調査    | 埋設物件平面図  | 1:500                    | 設計図書による      |
|           | 平面計画    | 位置図      | 1:2500～1:50000           | 市販地図等        |
|           |         | 平面図      | 1:500                    |              |
|           | 縦断設計    | 縦断図      | V=1:100～1:200<br>H=1:500 |              |
|           | 換気・排水設計 | 換気・排水系統図 | 適宜                       |              |
|           | 構造設計    | 標準横断図    | 1:100                    | 収容物件も明示する    |
|           |         | 一般部構造図   | 1:50～1:100               | 内空断面を主体に設計   |
|           |         | 特殊部構造図   | 1:50～1:100               |              |
|           |         | 換気部構造図   | 1:50～1:100               |              |
|           | 施工計画    | 標準仮設断面図  | 1:100～1:200              |              |
|           |         | 仮設要領図    | 1:100～1:200              |              |
|           | 概算工事費   | 数量計算書    | —                        | 概略           |
|           |         | 概算工事費    | —                        |              |
|           | 報告書     | 設計概要書    | —                        |              |
|           |         | 設計検討書    | —                        | 特殊検討は設計図書による |
|           |         | 換気排水計画書  | —                        |              |
|           |         | 構造計画書    | —                        |              |
|           |         | 施工計画書    | —                        | 基本方針, 交通処理計画 |

表 6.5.6 開削共同溝詳細設計成果物一覧表

| 設計<br>種別                                  | 設計項目   | 成果物                 | 縮尺                       | 摘要                    |
|-------------------------------------------|--------|---------------------|--------------------------|-----------------------|
| 開<br>削<br>共<br>同<br>溝<br>詳<br>細<br>設<br>計 | 現地調査   | 埋設物件平面図             | 1:500                    | 予備設計にて無い場合            |
|                                           | 平面計画   | 位置図                 | 1:2500～1:50000           | 市販地図等                 |
|                                           |        | 平面図                 | 1:500                    |                       |
|                                           | 縦断設計   | 縦断図                 | V=1:100～1:200<br>H=1:500 |                       |
|                                           | 換気・排水設 | 換気・排水系統図            | 適宜                       |                       |
|                                           | 構造設計   | 標準横断図               | 1:100                    | 収容物件も明示する             |
|                                           |        | 構造図一般部、<br>特殊部、換気口部 | 1:50～1:100               |                       |
|                                           |        | 配筋図一般部、<br>特殊部、換気口部 | 1:50～1:100               |                       |
|                                           | 付属物設計  | 各種付属物設計図            | 1:10～1:100               | 梯子、手摺、マンホール等          |
|                                           | 構造細部設計 | 防水工詳細図              | 1:10～1:100               |                       |
|                                           |        | 継手詳細図               | 1:10～1:100               |                       |
|                                           |        | 排水設備詳細図             | 1:10～1:50                | 電気及び機械設備含まず           |
|                                           | 道路付属物  | 撤去・復旧平面図            | 1:500                    | 共同溝施工に伴って生ずる道<br>路付属物 |
|                                           |        | 撤去・復旧構造図            | 1:10～1:100               |                       |
|                                           | 舗装仮復旧  | 舗装版撤去展開図            | 1:200～1:500              | 共同溝施工に伴って生ずる舗<br>装版   |
|                                           |        | 舗装仮復旧展開図            |                          |                       |
|                                           | 施工計画   | 仮設全体平面図             | 1:500                    |                       |
|                                           |        | 仮設全体縦断図             | V=1:100～1:200<br>H=1:500 |                       |
|                                           |        | 仮設横断図               | 1:50～1:200               |                       |
|                                           |        | 仮設構造図               | 1:50～1:100               |                       |
|                                           |        | 交通処理計画図             | 適宜                       | 交差点処理を含む              |
|                                           |        | 各種施工要領図             | 適宜                       |                       |
|                                           | 数量計算   | 数量計算書               | —                        |                       |
|                                           | 報告書    | 設計概要書               | —                        |                       |
|                                           |        | 設 計 検 討 書           | —                        | 設計図書による               |
|                                           |        | 線形計算書               | —                        |                       |
|                                           |        | 換気排水計画書             | —                        |                       |
|                                           |        | 構造計算書               | —                        |                       |
|                                           |        | 仮設計算書               | —                        |                       |
|                                           |        | 施工計画書               | —                        |                       |



表 6.5.7 シールド共同溝予備設計成果物一覧表

| 設計種別        | 設計項目  | 成果物        | 縮尺                        | 摘要        |
|-------------|-------|------------|---------------------------|-----------|
| シールド共同溝予備設計 | 現地調査  | 埋設物件平面図    | 1:500                     | 設計図書による   |
|             | 設計図   | 位置図        | 1:2500～1:50000            | 市販地図等     |
|             |       | 全体一般図      | 1:500                     |           |
|             |       | 縦断面図       | V=1:100～1:200<br>H=1:1000 |           |
|             |       | 地質平面・縦断面図  | 1:1000～1:2500             |           |
|             |       | 標準断面図      | 1:100                     | 収容物件も明示する |
|             |       | セグメント構造一般図 | 1:50～1:100                |           |
|             |       | その他参考資料    | 適宜                        |           |
|             | 概算工事費 | 数量計算書      | —                         | 概略        |
|             |       | 概算工事費      | —                         |           |
|             | 報告書   | 設計概要書      | —                         |           |
|             |       | 検討書        | —                         |           |
|             |       | 構造計画書      | —                         |           |

表 6.5.8 シールド共同溝立坑予備設計成果物一覧表

| 設計種別          | 設計項目  | 成果物      | 縮尺             | 摘要      |
|---------------|-------|----------|----------------|---------|
| シールド共同溝立坑予備設計 | 現地調査  | 埋設物件平面図  | 1:500          | 設計図書による |
|               | 設計図   | 位置図      | 1:2500～1:50000 | 市販地図等   |
|               |       | 全体一般図    | 1:500          |         |
|               |       | 地質平面図    | 1:1000～1:2500  |         |
|               |       | 構造一般図    | 1:50～1:100     |         |
|               |       | 仮設構造物一般図 | 1:100～1:200    |         |
|               |       | 主筋配筋図    | 1:50           |         |
|               |       | その他参考資料  | 適宜             |         |
|               | 概算工事費 | 数量計算書    | —              | 概略      |
|               |       | 概算工事費    | —              |         |
|               | 報告書   | 設計概要書    | —              |         |
|               |       | 検討書      | —              |         |
|               |       | 施工計画書    | —              |         |
|               |       | 構造計画書    | —              |         |

表 6.5.9 シールド共同溝詳細設計成果物一覧表

| 設計種別        | 設計項目 | 成果物        | 縮尺             | 摘要      |
|-------------|------|------------|----------------|---------|
| シールド共同溝詳細設計 | 現地調査 | 埋設物件平面図    | 1:500          | 設計図書による |
|             | 設計図  | 位置図        | 1:2500～1:50000 | 市販地図等   |
|             |      | 全体一般図      | 1:500          |         |
|             |      | 線形図        | 1:2500         |         |
|             |      | 標準横断面図     | 1:100          |         |
|             |      | 地質平面・縦断面図  | 1:1000～1:2500  |         |
|             |      | 排水系統図      | 適宜             |         |
|             |      | セグメント配置図   | 適宜             |         |
|             |      | セグメント構造一般図 | 1:50～1:100     |         |
|             |      | セグメント配筋図   | 1:50～1:100     |         |
|             |      | 二次覆工配筋図    | 1:50～1:100     |         |
|             |      | 排水工詳細図     | 適宜             |         |
|             |      | 構造物詳細図     | 1:50～1:100     |         |
|             |      | 仮設工詳細図     | 1:50～1:100     |         |
|             |      | その他参考図等    | 適宜             |         |
|             | 数量計算 | 数量計算書      | —              |         |
|             | 報告書  | 設計概要書      | —              |         |
|             |      | 設計計算書      | —              |         |
|             |      | 検討書        | —              |         |
|             |      | 施工計画書      | —              |         |
|             |      | 施工設備計画書    | —              |         |

表 6.5.10 シールド共同溝立坑詳細設計成果物一覧表

| 設計種別          | 設計項目 | 成果物       | 縮尺             | 摘要      |
|---------------|------|-----------|----------------|---------|
| シールド共同溝立坑詳細設計 | 現地調査 | 埋設物件平面図   | 1:500          | 設計図書による |
|               | 設計図  | 位置図       | 1:2500～1:50000 | 市販地図等   |
|               |      | 全体一般図     | 1:200～1:500    |         |
|               |      | 地質平面・縦断面図 | 1:1000～1:2500  |         |
|               |      | 構造一般図     | 適宜             |         |
|               |      | 構造詳細図     | 適宜             |         |
|               |      | 仮設構造物一般図  | 1:20           |         |
|               |      | 仮設工詳細図    | 1:50～1:100     |         |
|               |      | その他参考図等   | 適宜             |         |
|               | 数量計算 | 数量計算書     | —              |         |
|               | 報告書  | 設計概要書     | —              |         |
|               |      | 座標計算書     | —              |         |
|               |      | 設計計算書     | —              |         |
|               |      | 検討書       | —              |         |
|               |      | 施工計画書     | —              |         |
|               |      | 施工設備計画書   | —              |         |

表 6.5.11 電線共同溝予備設計成果物一覧表

| 設計種別      | 設計項目    | 成果物      | 縮尺                            | 摘要      |
|-----------|---------|----------|-------------------------------|---------|
| 電線共同溝予備設計 | 現地調査    | 埋設物件平面図  | 1:100～1:250                   |         |
|           | 平面・縦断設計 | 位置図      | 1:2500～1:50000                | 市販地図等   |
|           |         | 平面図      | 1:100～1:250                   |         |
|           |         | 縦断図      | H=1:100～1:250<br>V=1:50～1:100 |         |
|           | 設計図     | 標準断面図    | 1:10～1:20                     |         |
|           |         | ケーブル収容図  | 1:10                          |         |
|           |         | 管路部構造図   | 1:5～1:10                      |         |
|           |         | 特殊部構造図   | 1:10～1:30                     |         |
|           |         | 地上機器部構造図 | 1:10～1:30                     |         |
|           | 仮設構造設計  | 仮設構造図    | 1:10～1:20                     | 必要とする場合 |
|           | 概算工事費   | 数量計算書    | —                             | 概略      |
|           |         | 概算工事費    | —                             |         |
|           | 報告書     | 設計概要書    | —                             |         |
|           |         | 設計検討経緯書  | —                             |         |
|           |         | 仮設計算書    | —                             | 概算      |

表 6.5.12 電線共同溝詳細設計成果物一覧表

| 設計種別      | 設計項目    | 成果物               | 縮尺                            | 摘要         |
|-----------|---------|-------------------|-------------------------------|------------|
| 電線共同溝詳細設計 | 現地調査    | 埋設物件平面図           | 1:100～1:250                   | 予備設計にて無い場合 |
|           | 平面・縦断設計 | 位置図               | 1:2500～1:50000                | 市販地図等      |
|           |         | 平面図               | 1:100～1:250                   |            |
|           |         | 縦断図               | H=1:100～1:250<br>V=1:50～1:100 |            |
|           | 設計図     | 標準横断図             | 1:10～1:20                     |            |
|           |         | ケーブル収容図           | 1:10                          |            |
|           |         | 管路部構造図            | 1:5～1:10                      |            |
|           |         | 特殊部構造図・配筋図        | 1:10～1:30                     |            |
|           |         | 地上機器部構造図・配筋図      | 1:10～1:30                     |            |
|           |         | 細部構造図（蓋・附属金物・継手等） | 1:2～1:10                      |            |
|           | 仮設構造設計  | 仮設構造図             | 1:10～1:20                     |            |
|           | 数量計算    | 数量計算書             | —                             |            |
|           | 報告書     | 設計概要書             | —                             |            |
|           |         | 設計検討経緯書           | —                             |            |
|           |         | 本体構造計算書           | —                             |            |
|           |         | 仮設計算書             | —                             |            |
|           |         | 施工計画書             | —                             |            |

## 第6章 地下駐車場計画・設計

### 第1節 地下駐車場計画・設計の種類

#### 第6601条 地下駐車場計画・設計の種類

地下駐車場計画・設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 地下駐車場基本計画
- (2) 地下駐車場予備設計
- (3) 地下駐車場詳細設計

### 第2節 地下駐車場基本計画

#### 第6602条 地下駐車場基本計画の区分

地下駐車場基本計画は以下の区分により行うものとする。

- (1) 基本調査
- (2) 基本計画

#### 第6603条 基本調査

##### 1. 業務目的

基本調査は、駐車場整備計画等において選定された駐車場候補地の諸条件及び諸資料を調査・整理することを目的とする。

##### 2. 業務内容

基本調査の業務内容は下記のとおりとする。

##### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 資料収集整理

受注者は、業務を実施するために必要な既存資料の収集・整理を行う。収集する資料は以下のとおりとする。

- 1) 関連既定計画（駐車場整備計画、開発計画等）
- 2) 関連法規（駐車場法、道路法、景観条例等）
- 3) 地域現況（土地利用、用途指定、都市計画施設等）
- 4) 道路現況（道路台帳等）
- 5) 交通流動状況（交通量、歩行者量等）

- 6) 駐車状況（路上・路外駐車状況、駐車需要等）
- 7) 駐車施設の現況（路上・路外施設状況等）
- 8) 道路交通施設現況（バスストップ、交通規制等）
- 9) 地下埋設物状況（道路地下占用物、地下構造物等）
- 10) 地質状況
- 11) 環境状況（騒音、大気等）

(3) 現地踏査

受注者は現地を踏査し、駐車場建設候補地（対象箇所3箇所）の沿道状況を把握する。道路台帳、道路地下占用資料等の貸与資料に対する現地確認を行うものとする。なお、現地調査（測量、地質調査、地下埋設物調査、建物調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(4) 交通実態調査

受注者は、駐車場建設時及び供用時において、利用車両が周辺交通へ与える影響を把握するため、必要に応じて候補地周辺の交差点交通実態調査を下記のとおり実施するものとする。調査地点地下駐車場建設予定地または出入口予定地とその周辺地域調査内容車種別（小型・大型）・方向別12時間交通量（含む歩行者）

(5) 駐車方式（自走・機械）・地下断面形状

受注者は、地下駐車場候補地である対象3箇所について、各種地下埋設物の縦断、横断及び交通実態を考慮し、計画台数の収容方式や断面形状を検討するものとする。

- 1) 収容可能台数の検討（自走・機械）
- 2) 駐車方式（自走・機械）・出入庫口の検討
- 3) 施工性の検討
- 4) 埋設物の移設上の問題点
- 5) 概略断面の検討

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と調査内容との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が基本調査に反映されているかの照査を行う。
- 3) 調査方針及び調査手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 全ての成果物の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 道路現況
- 2) 駐車状況
- 3) 駐車場整理・開発計画
- 4) 駐車施設の状況
- 5) 地下埋設物の状況
- 6) 地質状況

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 第 6603 条基本調査第 2 項の (2) の整理に必要な資料一式

第 6604 条 基本計画

1. 業務目的

基本計画は、第 6603 条基本調査において調査整理された事項を前提とし、駐車場候補地を対象とする検討を行い、事業箇所の最終案を選定することを目的とする。

2. 業務内容

基本計画の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6603 条基本調査第 2 項の (3) に準ずるものとする。

(3) 出入庫口・換気塔

受注者は、交通運用上の処理、駐車形式、駐車台数及び換気機能上等から、対象 3 箇所の出入庫口、換気塔の配置を環境及び景観からの配慮も含めて検討するものとする。

(4) 配置計画

受注者は、対象 3 箇所の駐車場の階数、駐車場構造及び必要諸室の配置等を概略検討するものとする。

- 1) 駐車場構造形式（階段、車路数、車室数、歩行者・身障者用通路等）
- 2) 駐車場構造の概略配置（必要諸室の配置、利用者出入口等）

3) 諸施設

(5) 施工方法（仮設・支障物件等）

受注者は、対象3箇所各々について、既存資料や過去の事例をもとに、山留工の形式、本体構造物の施工方法、地下埋設処理方法等について概略検討するものとする

(6) 交通切り廻し

受注者は、対象3箇所の施工方法に基づき、交通切り廻しについて概略検討するものとする。

(7) 概略図の作成

受注者は、前項までの検討を踏まえ、対象3箇所各々の基本図を作成するものとする。

1) 位置図・平面図

2) 平面配置図（駐車ます、施設配置図）

3) 縦断面図

4) 概略構造図

5) その他必要図面（施工図、仮設図、交通切り廻し図等）

(8) 概算工事費

受注者は、比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(9) 事業採算性の検討

受注者は、対象3箇所の事業費（建設費、維持・管理費）をもとに、利用台数、駐車料金、借入金の償還方法等から採算性を検討するものとする。

(10) 比較検討

受注者は、（2）～（9）の検討結果をもとに駐車場建設候補3箇所について比較検討し、事業箇所の最終案を選定するものとする。

(11) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と調査内容との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が基本調査に反映されているかの照査を行う。

3) 計画方針及び計画手法が適切であるかの照査を行う。

4) 全ての成果物の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告

書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した計画概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 駐車場の必要性の検討結果
- 3) 駐車場の基本構造の検討結果
- 4) 諸設備
- 5) 採算性
- 6) 概略施工計画
- 7) 概算工事費
- 8) 予備・詳細設計時の課題点

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 基本調査成果物
- (2) 測量成果物

## 第3節 地下駐車場予備設計

### 第6605条 地下駐車場予備設計の区分

地下駐車場予備設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 地下駐車場本体予備設計
- (2) 地下駐車場設備予備設計

### 第6606条 地下駐車場本体予備設計

#### 1. 業務目的

地下駐車場本体予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第2編第2章2. 1基本計画の図一解2. 1. 1＜基本検討＞及び第3編第2章2. 5. 2構造モデルと解析方法を用いて、3案（版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造）を比較検討し、最適構造案を提案することを目的とする。

#### 2. 業務内容

地下駐車場本体予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、第6603条基本調査第2項の(3)の結果をもとにして、設



計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料を確認するものとする。

(3) 平面及び断面計画

受注者は、(1)の結果を踏まえ、駐車ます、車路、管理用諸室、設備用諸室、サービス施設、歩行者通路、階段等の配置、形状、規模及び仕上げについて、概略検討し平面及び断面計画図を作成するものとする。

(4) 構造形式

受注者は、躯体構造の形式比較を3案（版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造）に対して行うために、短手及び長手方向の代表断面に対する構造解析を行い、柱、壁床、はり等の断面寸法を概略設定し、構造計画図を作成するものとする。

(5) 仮設計画

受注者は、掘削規模、地盤条件、近接構造物への影響等施工条件及び経済性等を総合的に評価し、土留め形式を検討して仮設計画図を作成するものとする。

(6) 交差点処理計画

受注者は、完成後の交差点及び出入口の交通処理計画、施工時の交通切り廻し計画を行い、協議用資料を作成するものとする。

(7) 施工計画

受注者は、地下埋設物位置図を作成し移設又は防護工の検討を行うとともに、上記(5)及び(6)の結果を踏まえ、施工計画及び施工計画図を作成するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、地下駐車場構造細部の決定に必要な景観検討を行うものとする。

(9) 環境検討

受注者は、地下駐車場計画箇所において、環境に対する影響を調査分析する必要がある場合においては、監督員の指示により検討を行うものとする。

(10) 基本計画図の作成

受注者は、上記各項目の検討結果に基づき、詳細設計の基本的な枠組みが設定でき、且つ概算工事費が算出できる以下の基本計画図を作成するものとする。

- 1) 位置図、平面及び断面計画図
- 2) 縦断図
- 3) 標準断面図
- 4) 駐車室配置図
- 5) 出入庫口図

6) 構造計画図

7) 設備計画図

8) 仮設計計画図

9) 施工計画図

10) その他

(11) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（５）に基づき概算工事費を土木工事、設備工事、建築工事別に算定するものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地その他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に現地条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と基本的条件の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 比較設計毎に駐車場の規模及び型式の選定理由

3) 駐車場構造と駐車配置図

4) 諸設備

5) 駐車場への出入型式

6) 仮設計画

7) 概略施工計画

8) 換気及び排水方式の検討結果

9) 景観及び環境の検討結果

10) 概算数量・概略事業費

11) 詳細設計時の課題点

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 基本調査成果物
- (2) 基本計画成果物
- (3) 測量成果物
- (4) 地質調査報告書
- (5) 地下埋設物調査資料
- (6) 試掘調査報告書

## 第 6607 条 地下駐車場設備予備設計

### 1. 業務目的

地下駐車場設備予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編第5章設備設計に従い、設備について検討して、設備計画図及び消防協議資料を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

地下駐車場設備予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6606 条地下駐車場本体予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

#### (3) 設備計画

受注者は、電気設備、給排水設備、換気、排煙設備等の諸設備の方式、容量、規模、配置などについて検討を行うものとする。地下駐車場設備は以下のものを対象とする。

- 1) 駐車場管制設備
- 2) 昇降設備
- 3) 照明設備
- 4) 受変電設備
- 5) 配電設備
- 6) 自家発電設備
- 7) 換気・排煙設備
- 8) 給水設備
- 9) 排水設備
- 10) 防災・消化設備

- 11) 安全設備
- 12) 中央監視設備
- 13) 機械式駐車装置（機械式駐車装置を用いる場合）
- 14) その他

（4）基本設備図の作成

受注者は、上記各項目の検討結果に基づき、詳細設計の基本的な枠組みが設定でき、且つ概算工事費が算出できる基本設備図を作成するものとする。

（5）概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

（6）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6606 条地下駐車場本体予備設計第2項の（12）に準ずるものとする。

（7）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設置する設備の種類と規模
- 3) 各設備の配置計画
- 4) 概略施工計画
- 5) 概算数量・概略事業費
- 6) 詳細設計時の課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- （1）基本調査成果物
- （2）基本計画成果物
- （3）本体予備設計成果物

## 第4節 地下駐車場詳細設計

### 第 6608 条 地下駐車場詳細設計の区分

地下駐車場詳細設計は、以下の区分により行うものとする。

- （1）地下駐車場本体詳細設計
- （2）地下駐車場設備詳細設計

**第 6609 条 地下駐車場本体詳細設計****1. 業務目的**

地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編設計編の内容に従い当該地下駐車場の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

**2. 業務内容**

地下駐車場本体詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

**(1) 設計計画**

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

**(2) 現地踏査**

受注者は、現地踏査について、第 6606 条地下駐車場本体予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

**(3) 本体構造物設計****1) 荷重の計算**

受注者は、構造モデル（版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造）による解析方法に合わせて、荷重の設定を行うとともに、防火区画、耐震壁の位置を設定、構造モデルの補完を行うものとする。

**2) 本体構造解析**

受注者は、構造モデルを設定し、部材の設計計算を行うものとする。

**3) 設計図**

受注者は、構造解析の結果を受けて、構造一般図、配置図等の図面作成を行うものとする。

**4) その他**

受注者は、出入口（斜路）、避難用通路、基礎工、換気口等及び建築物について、本体躯体との整合性に留意し、適切な範囲の構造モデルを設定して解析を行うものとする。

**(4) 耐震設計****1) 荷重の計算**

受注者は、本体構造の構造特性を踏まえて、解析モデルに合わせた地震荷重を検討し設定するものとする。

**2) 地震時地盤ばね定数の設定**

受注者は、FEM解析により地震時地盤ばね定数を設定するものとする。なお、設定方法は、2次元平面ひずみモデルに単位強制力を与えて算出するものとする。

3) 骨組解析

受注者は、骨組を本体構造物設計の構造モデルとし、電子計算機により地震応答解析を行うものとする。なお、解析方法は応答変位法を標準とする。

4) 断面照査

受注者は、地震応答解析の結果を受けて、常時の条件の基で設定された断面厚及び配筋について、地震時の条件の基で照査を行い、必要な場合は断面を変更するものとする。

(5) 仮設構造物設計

1) 仮設計画

受注者は、予備設計及び本体構造の躯体・基礎形式に従い、立地位置の地形、地質、地下水、道路交通の確保、近接構造物の有無、地下埋設物、周辺環境（騒音振動等）の保全等に留意し、山留め形式及び覆工形式を検討し選定するものとする。また、現道交通、重機荷重についても検討し、覆工、覆工受け桁、桁受け、支持ぐい、中間ぐい等の計画を行うものとする。

2) 荷重設定

受注者は、仮設構造物の設計に用いる地盤の諸定数、考慮しなければならない荷重を解析方法に合わせて取りまとめ、総合的に判断し決定するものとする。

3) 山留め設計

受注者は、掘削規模、掘削深さ、地盤条件、近接施工等の条件を考慮し、次の解析法により、根入れ長さを検討決定するものとする。

- ① 山留め壁の変位を考慮する必要がある場合には、弾塑性地盤を仮定した山留め解析法。
- ② 地盤の変位を特に考慮する必要がある場合には、仮想支持地盤を仮定した山留め解析法。なお、部材の設計では、壁体、支保工、中間ぐいについて設計計算を行い、設計図作成を行うものとする。

4) 地盤改良の設計

受注者は、山留め壁の応力や変位などが一定の値に収れんしない場合には、根入れ部の地盤改良の設計計算を行い、設計図作成及び照査を行うものとする。

5) 覆工設計

受注者は、現道交通を確保するため、また重機荷重を載荷するために覆工受け桁、桁受け、支持ぐい等の設計計算を行い、設計図作成を行うものとする。

6) 地下埋設物防護等計画

受注者は、上下水道、電力、電話、ガス等の地下埋設物がある場合には、その状況に応じた移設計画や防護計画を立案し、監督員と打ち合わせを行い、また監督員が指示した場合には、各公益事業者とも打ち合わせを行って、防護計画図を作成するものとする。

7) 近接施工計画

受注者は、近接構造物がある場合には、掘削工事による影響を評価し、近接施工計画を作成するものとする。

8) 計測管理計画

受注者は、情報化施工を行う必要がある場合には、土圧、壁体の変形及び応力、支保工応力、背面地盤沈下及び近接構造物の変形等について、設計と対応した計測管理計画図を作成するものとする。

9) 交通切り廻し計画

受注者は、交通切り廻しを行う必要がある場合は、交通処理及び施工性を考慮し、設計図等をケース毎に作成するものとする。

10) 全体施工計画

受注者は、上記の各項目の設定に基づき、概略的な全体施工計画を作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に現地条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と基本的条件の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても、照査を行い、基準との整合を図る。特に、附属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、それらを解説し、取りまとめた設計概要書を作成するものとする。

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果物
- (2) 測量成果物
- (3) 地質調査報告書
- (4) 地下埋設物調査資料
- (5) 試掘調査報告書

## 第6610条 地下駐車場設備詳細設計

### 1. 業務目的

地下駐車場設備詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編第5章設備設計の内容に従い、当該地下駐車場の設備に関わる工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

地下駐車場設備詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6606条地下駐車場本体予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

#### (3) 駐車場管制設備

受注者は、駐車場料金管制設備、出入庫管制設備の設計を行うものとする。

#### (4) 昇降設備

受注者は、エレベーター及びエスカレーター等の設計を行うものとする。

#### (5) 照明設備

受注者は、駐車場内の車路、管理事務室、避難路となる階段、通路等の照明設備の設計を行うものとする。

#### (6) 受変電設備

受注者は、照明用、動力用等の系統別に設計を行うものとする。

#### (7) 配電設備

受注者は、配電の系統等に関する設計を行うものとする。



(8) 自家発電設備

受注者は、換気・排煙及び消化設備における非常用の電源として必要なものの設計を行うものとする。

(9) 換気・排煙設備

受注者は、駐車場内強制換気及び排煙設備のほか、電気室、居室、便所等の換気・排煙等必要なものを設計するものとする。

(10) 給水設備

受注者は、飲用、雑用、消火用の各受水装置、給水方式を設計するものとする。

(11) 排水設備

受注者は、駐車場内の排出設備及びガソリン・トラップますと公共下水の連結装置等を設計するものとする。

(12) 防災・消化・安全設備

受注者は、火災感知器、報知器、警報器等、災害対策及び保全設備に関する設備を設計するものとする。

(13) 中央監視設備

受注者は、駐車場出入監視、場内交通管制等、駐車場全体の運営管理の集中管理設備を設計するものとする。

(14) 機械式駐車装置

受注者は、機械式駐車装置を用いる場合には、装置の種類、タイプを選定し、その装置を設計するものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6609 条地下駐車場本体詳細設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、それらを解説し、取りまとめた設計概要書を作成するものとする。

**3. 貸与資料**

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計成果物

(2) 本体詳細設計成果物

## 第 5 節 成果物

### 第 6611 条 成果物

受注者は、表 6. 6. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6.6.1 地下駐車場設計成果物一覧表（1/2）

| 設計種別   | 設計項目  | 成果物       | 縮尺                              | 摘要                                         |
|--------|-------|-----------|---------------------------------|--------------------------------------------|
| 基本調査   | 報告書   | 調査概要書     | —                               |                                            |
|        |       | 調査報告書     | —                               |                                            |
| 基本計画   | 設計図   | 位置図       | 1:2500～1:50000                  | 市販地図等                                      |
|        |       | 平面図       | 1:1000                          |                                            |
|        |       | 平面配置図     | 1:500                           |                                            |
|        |       | 縦断面図      | V=1:100～1:200<br>H=1:500～1:1000 |                                            |
|        |       | 概略構造図     | 適宜                              | 概略構造一般図                                    |
|        |       | 仮設図       | 適宜                              | 土留、覆工、仮栈橋等                                 |
|        |       | 施工図       | 適宜                              | 施工順序図<br>施工平面図                             |
|        |       | 交通切り廻し図   | 適宜                              |                                            |
|        | 報告書   | 計画概要書     | —                               |                                            |
|        |       | 計画報告書     | —                               |                                            |
| 本体予備設計 | 設計図   | 位置図       | 1:2500～1:50000                  | 市販地図等                                      |
|        |       | 平面図       | 適宜                              |                                            |
|        |       | 縦断面図      | 適宜                              |                                            |
|        |       | 標準断面図     | 適宜                              |                                            |
|        |       | 駐車室配置図    | 適宜                              |                                            |
|        |       | 出入庫口図     | 適宜                              |                                            |
|        |       | 構造計画図     | 適宜                              | 構造一般図                                      |
|        |       | 設備計画図     | 適宜                              |                                            |
|        |       | 仮設計画図     | 適宜                              | 土留、覆工、仮栈橋等                                 |
|        |       | 施工計画図     | 適宜                              | 施工順序図<br>施工平面図<br>交通切り廻し図                  |
|        | 概算工事費 | 数量計算書     | —                               | 概略                                         |
|        |       | 概算工事費     | —                               |                                            |
|        | 報告書   | 設計概要書     | —                               | 比較検討書等                                     |
|        |       | 設計報告書     | —                               |                                            |
| 本体詳細設計 | 設計図   | 位置図       | 1:2500～1:50000                  | 市販地図等                                      |
|        |       | 全体一般図     | 1:500                           |                                            |
|        |       | 構造一般図     | 1:50～1:500                      |                                            |
|        |       | 詳細図       | 適宜                              | 配筋図、防水工図、細部詳細図、<br>建築一般図、建築詳細図、建築構造図、仮設構造図 |
|        | 数量計算  | 数量計算書     | —                               | 材料表、本体工数量、仮設工数量等                           |
|        | 報告書   | 設計概要書     | —                               |                                            |
|        |       | 本体躯体設計計算書 | —                               |                                            |
|        |       | 本体耐震設計計算書 | —                               |                                            |
|        |       | 仮設設計計算書   | —                               |                                            |
|        |       | その他参考資料等  | —                               | 検討書等                                       |

表 6.6.1 地下駐車場設計成果物一覧表（2/2）

| 設計種別   | 設計項目  | 成果物     | 縮尺         | 摘要                                                                              |
|--------|-------|---------|------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 設備予備設計 | 設計図   | 設備計画図   | 適宜         | 電気設備計画図<br>機械設備計画図                                                              |
|        | 概算工事費 | 数量計算書   | —          | 概略                                                                              |
|        |       | 概算工事費   |            |                                                                                 |
|        | 報告書   | 設計概要書   | —          |                                                                                 |
|        |       | 設計報告書   | —          |                                                                                 |
| 設備詳細設計 | 設計図   | 全体一般図   | 1:500      |                                                                                 |
|        |       | 設備設計図   | 1:10～1:100 | 駐車管制設備、昇降設備、照明設備、受変電設備、配電設備、自家発電設備、換気・排煙設備、給水設備、排水設備、防災・消化・安全設備、中央監視設備、機械式駐車装置等 |
|        | 数量計算  | 数量計算書   | —          | 材料表、設備数量                                                                        |
|        | 報告書   | 設計概要書   | —          |                                                                                 |
|        |       | 設備設計計算書 | —          | 電気、機械設備設計計算書                                                                    |
|        |       | その他参考資料 | —          | 検討書等                                                                            |

## 第7章 トンネル設計

### 第1節 トンネル設計の種類

#### 第6701条 トンネル設計の種類

トンネル設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 山岳トンネル設計
- (2) シールドトンネル設計
- (3) 開削トンネル設計
- (4) トンネル設備設計

### 第2節 トンネル設計

#### 第6702条 山岳トンネル設計の区分

1. 山岳トンネル設計は次の区分により行うものとする。

- (1) 山岳トンネル予備設計
- (2) 山岳トンネル詳細設計

#### 第6703条 山岳トンネル予備設計

##### 1. 業務目的

山岳トンネル予備設計は、道路トンネルを対象として、地質調査資料及び道路予備設計等既存の関連資料を基に、当該トンネルの基本的な断面、坑口位置、換気方式、施工法を決定するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

##### 2. 業務内容

山岳トンネル予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、設計図書に示された設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形、地質等の自然条件、地物、環境条件等の周辺状況等、現地の状況を把握し、併せて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計

画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

（3）設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、建築限界、交通量等検討・設計上の基本的条件について確認を行うものとする。

（4）本体工設計

1）地山分類

受注者は、地質調査資料、現地踏査結果及び関連資料等を基に、指定された技術基準に示される地山分類に従って地山分類を行うものとする。

2）断面設計

受注者は、指定された技術基準及び道路の幅員構成、建築限界、内装板、換気等諸設備の条件及び地山分類結果等を基に、内空断面、断面構造を検討・整理のうえ適用断面を選定するものとする。

3）掘削方式及び掘削工法の検討

受注者は、トンネルの延長、地形、地質、地下水、地物、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、技術的検討、経済的な評価を行い、合理的な掘削方式及び掘削工法を選定するものとする。

（5）換気検討

受注者は、トンネルの延長、縦断勾配、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、既存資料を基に所要換気量を算定し計画可能な3案程度の換気方式を対象に比較検討を行い、経済的かつ合理的な換気方式を選定するものとする。

（6）特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、近接構造物への影響及び周辺環境への影響等、特殊事項の検討を行うものとする。

（7）坑門工設計

受注者は、実測平面図を用い1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、構造特性、施工性、走行性、経済性、維持管理、周辺環境との調和について総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。

（8）換気坑等設計

受注者は、設計図書に基づき、換気方式の決定に伴い生じる、立坑、斜坑、補助坑、換気所及び各種連絡坑等のうち必要な工種について、概略施工工法の検討、概略施工設備計画、標準断面の設計を行うものとする。

## (9) 諸設備検討

受注者は、設計図書に基づき、選定された換気方式に適合した換気、照明、非常用施設等トンネル内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

## (10) 概略施工設備計画

受注者は、検討・設計したトンネル断面、延長等の工事規模及び施工方法を基に、以下の事項の検討を行うものとする。

- 1) 概略工事工程表の作成
- 2) 概算工事用電力量の算出
- 3) 施工ヤード及び工事用道路の概略平面図作成

## (11) 設計図

受注者は、関連道路設計で決定した平面・縦断線形及び当該設計の検討結果に基づき一般図（平面図、縦断図、標準断面図）ならびに地質平面・縦断図、坑門工一般図を作成するものとする。

## (12) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、坑門工等について概略の景観検討を行うものとする。

## (13) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

## (14) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

## (15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画とトンネル断面及び地質条件、地山分類と支保パターン・掘削方式ならびに坑門工の位置・形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 3) 換気方式の選定経緯
- 4) 概略施工計画
- 5) 非常用施設計画
- 6) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 7) 詳細設計にあたっての必要な調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (4) 地上施設等調査資料
- (5) 坑門工周辺の実測地形平面図
- (6) 対象地域の環境基準値
- (7) 交通量関連資料

第 6704 条 山岳トンネル詳細設計

1. 業務目的

山岳トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

山岳トンネル詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。なお、詳細設計は、山岳トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第 6703 条山岳トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査



受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（２）に準ずるものとする。

なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

（３）設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（３）に準ずるものとする。

（４）本体工設計

１）地山分類

受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。

２）トンネル断面及び支保工の設計

受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（FEM解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。

なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターン DI-a 以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。

また、支保パターン CII-b 以上の場合であっても、以下のア～ウのいずれかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。

ア 鏡面から岩塊が抜け落ちる

イ 鏡面の押出しを生じる

ウ 鏡面は自立せず崩れあるいは流出

３）掘削方式及び掘削工法の確認

受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。

（５）坑門工設計

受注者は、決定された坑門工について、坑門躯体の構造計算を行うとともに、坑門工背部前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部・背部の落

石・雪崩防止工、地すべり対策工及び坑門工の杭基礎等の設計を行うものとする。

(6) 坑門工比較設計

受注者は、設計図書に基づき、実測平面図を用い、1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。

(7) 防水工等設計

受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水桝等の排水構造物の設計を行うとともに、トンネル内の排水系統の計画を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部の排水工の設計を行うものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、トンネル内舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

(10) 非常用施設設計

1) トンネル等級の検討

受注者は、トンネル延長及び設計図書に示される交通量を基に、トンネル等級を決定するものとする。

2) 非常用施設の箱抜き設計

受注者は、決定したトンネル等級に基づき、非常用施設を選定し、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜きの設計を行うものとする。

(11) 内装設備設計

受注者は、設計図書に基づき、トンネルの内装について、トンネル延長交通量等を基に、照明効果、吸音効果、視線誘導効果等を考慮のうえ耐火性、安全性、経済性、維持・保守の難易度及び耐久性の比較を行い、監督員に報告し、その指示に基づき、使用材料を決定し、設計するものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき仮設栈橋及び防音壁等について、設計計算を行い断面形状・寸法を決定し、監督員と協議のうえ、細部構造の設計を

行うものとする。

(13) 設計図

受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

- 1) トンネル位置図
- 2) 平面図、縦断面図
- 3) 地質平面・縦断面図
- 4) トンネル標準断面図及び支保工詳細図
- 5) 本体工補強鉄筋図
- 6) 坑門工一般図及び坑門工構造詳細図
- 7) 排水系統図及び排水工詳細図
- 8) 防水工等詳細図
- 9) 舗装工詳細図
- 10) 非常用施設配置図及び箱拔詳細図

(14) 施工計画

受注者は、下記に示す事項に関する検討を、取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

- 1) トンネルの施工法、施工順序及び施工機械
- 2) 工事工程計画
- 3) 施工ヤード計画
- 4) 施工中の計測計画
- 5) 施工にあたっての留意事項なお、受注者は、施工方法、施工ヤード計画・立案は設計図書に規定する条件で行うものとする。

(15) 仮設備計画

受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 工事中の換気設備（換気容量の算定及び設備計画）
- 2) 工事中の仮排水計画（計画立案）
- 3) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画）
- 4) 給水設備（使用量、水槽容量の算定）
- 5) 給気設備（容量の算定）
- 6) 汚濁水処理設備（計画立案）
- 7) スtockヤード（計画立案）
- 8) 工事用道路計画（1/2,500程度の地形図による概略検討）
- 9) 環境対策（工事中の騒音、振動対策の計画立案）
- 10) 施工中の計測計画（計測工配置図、計測工計器配置図）
- 11) 安全対策（計画立案）

(16) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、坑門工等の景観検討を行うものとする。

(17) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(18) ずり捨場の検討

受注者は、指定された位置を対象に、ずり捨場の概略検討を行い、その結果を監督員に報告し、指示を受けるものとする。なお、受注者は、設計図書の指示に基づき、ずり捨場の設計を行うものとする。

(19) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(20) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画とトンネル断面及び地質条件、地山分類と支保パターン・掘削方式ならびに坑門工の位置・形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(21) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表(位置、平面線形、縦断線形、標準断面等)
- 3) 坑門工の位置、型式
- 4) 排水工、防水工、舗装工
- 5) 非常用施設計画

- 6) 施工計画及び仮設備計画
- 7) 施工中の計測計画
- 8) 工事実施にあたっての留意事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) 山岳トンネル予備設計報告書及び設計図面
- (5) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (6) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (7) 坑門工周辺の実測地形平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (8) 対象地域の環境基準値
- (9) 交通量関連資料

## 第3節 シールドトンネル設計

### 第 6705 条 シールドトンネル設計の区分

1. シールドトンネル設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) シールドトンネル予備設計
- (2) シールドトンネル詳細設計
- (3) 立坑予備設計
- (4) 立坑詳細設計

### 第 6706 条 シールドトンネル予備設計

#### 1. 業務目的

シールドトンネル予備設計は、地質調査資料及び道路予備設計等、既存の関連資料を基にトンネルの基本的な断面、換気方式、施工法及び用地幅を決定するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

#### 2. 業務内容

シールドトンネル予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（2）に準ずるものとする。

（3）設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（3）に準ずるものとする。

（4）基本事項の検討

受注者は、シールドトンネルの設計にあたり、交通運用面を考慮した上で、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1）内空断面（幅員構成、建築限界、換気等諸設備条件）
- 2）地質条件
- 3）二次覆工の必要性
- 4）近接構造物との関連
- 5）概略施工法（施工の安全性、環境条件、経済性）
- 6）荷重条件と設計計算方法
- 7）排水工等トンネル内付帯設備
- 8）防災面からの構造検討（非常駐車帯、避難連絡坑等）

（5）換気検討

受注者は、換気検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（5）に準ずるものとする。

（6）特殊事項の検討

受注者は、特殊事項の検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

（7）設計計算

受注者は、トンネルの主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、トンネル覆工厚、セグメント種類セグメント幅の決定を行うものとする。受注者は、設計図書に基づき、トンネルの耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

（8）諸設備検討

受注者は、諸設備検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（9）に準ずるものとする。

（9）シールド機の検討

受注者は、設計計算により決定された覆土厚を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、3 案程度の機種を対象に概略検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種の決定を行うものとする。

（10）発進・到達方法の検討

受注者は、決定したトンネル断面、地質条件、シールド機種を考慮した

シールド機の発進・到達方法について、3案程度を対象に検討を行い、比較案を作成し、特質を整理のうえ、到達・発進方法を決定するものとする

(11) 概略施工設備計画

受注者は、協議資料作成について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の (10) に準ずるものとする。

(12) 設計図

受注者は、関連道路設計で決定した平面・縦断線形及び当該設計の検討結果に基づき一般図（平面図、縦断図、主要断面図）を作成し、地質縦断図、地質柱状図、平面・縦断線形の諸元、近接構造物・地下埋設物等の関連施設及びトンネルの主要寸法を記入するものとする。

(13) 関係機関との協議資料作成

第 6403 条道路概略設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

(14) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれの対し第 1211 条設計業務の成果 (5) に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 3) 換気方式選定の経緯
- 4) 設計計算方法及び計算結果

- 5) シールド機種選定の経緯
- 6) シールド機発進・到達方法選定の経緯
- 7) 概略施工計画
- 8) 非常用施設計画
- 9) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 10) 詳細設計にあたっての調査及び留意事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (4) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (5) 対象地域の環境基準値
- (6) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (7) 交通量関連資料
- (8) 地下埋設物関連資料

## 第6707条 シールドトンネル詳細設計

### 1. 業務目的

シールドトンネル詳細設計は予備設計で決定されたトンネル構造について、設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

シールドトンネル詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

なお、詳細設計は、シールドトンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第6706条シールドトンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(2)に準じるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略



するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の確認

受注者は、詳細設計にあたり、予備設計の検討結果と、その後の調査及び検討の結果を加味し、基本事項の確認を行うものとする。

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項に技術的検討を加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地質・構造条件の変化部分等におけるトンネル縦断方向の構造検討
- 3) 地盤沈下の影響の検討
- 4) 将来の近接施工が当該トンネルに及ぼす影響の検討
- 5) 危険物爆発時の影響検討
- 6) 当該トンネルの施工が既設構造物に与える影響と対策の検討
- 7) 小土被り区間の補助工法の検討

(6) 覆工設計

受注者は、地山条件、トンネル断面、施工方法及び特殊事項の検討結果等を考慮のうえ、工事の安全性、施工性及び経済性の観点から覆工の種類形状について以下の設計を行うものとする。

1) 一次覆工（セグメント）設計

受注者は、予備設計で決定されたセグメントについて、その妥当性を確認するとともに、セグメント製作のためのシール溝、コーキング溝、注入孔及びエレクトー用孔、及び継ぎ手等の構造細目を検討し、一次覆工の設計を行うものとする。

2) 二次覆工設計

受注者は、防水、防錆等を考慮のうえ、設定荷重条件下で十分な安全性が確保できる二次覆工設計を行うものとする。また縦断方向の不同沈下に対する検討を行い、安全性が確保できる設計を行うものとする。

(7) 防水工設計

受注者は、防水工設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、予備設計で決定された排水工の形状・設置位置を基に、排水系統図を作成するとともに、排水施設の断面寸法等の設計を行うものとする。

(9) 床版工詳細設計

受注者は、交通荷重、設備荷重等を対象に、シールド内の床版工の設計を行うものとする。

(10) 舗装工設計

受注者は、舗装工設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の (9) に準ずるものとする。

(11) 非常用施設設計

受注者は、非常用施設設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の (10) に準ずるものとする。

(12) 内装設備設計

受注者は、内装設備設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の (11) に準ずるものとする。

(13) 発進・到達防護工設計

受注者は、予備設計において決定した発進・到達方法を基に、立坑接続部の防護工について設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、細部構造の設計を行うものとする。

(14) 仮設構造物設計

受注者は、予備設計で選定されたシールド機を基に、シールド機受台、反力壁及び作業床について、設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、監督員と協議のうえ細部構造の設計を行うものとする。

(15) 設計図

受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

1) トンネル位置図

2) 全体一般図（平面図、縦断図、断面図）平面、縦断線形諸元、近接構造物等との位置関係、地質縦断図、地質柱状図、トンネルの主要寸法を記入

3) トンネル標準断面図、構造図

4) セグメント構造詳細図

5) 裏込め注入工図

6) 防水工設計図

7) 排水工関係設計図

8) 床版工構造図

9) 非常用施設配置図及び箱抜き詳細図

10) 発進・到達防護工詳細図

(16) 施工計画

受注者は、下記に示す事項に関する検討結果を取りまとめて記載した施

工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

- 1) トンネルの施工方法、施工順序及び施工機械
- 2) 掘削土砂搬出計画
- 3) 概略工事工程計画
- 4) 施工ヤード計画
- 5) 工事中の交通処理計画
- 6) 工事中の計測計画
- 7) 施工にあたっての留意事項

(17) 仮設備計画

受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 換気設備（換気容量の算定及び設備計画）
- 2) 仮排水設備（計画立案）
- 3) 裏込め注入設備（計画立案）
- 4) 掘削土砂処理設備（計画立案）
- 5) 材料搬出入設備（計画立案）
- 6) 給水設備（容量算定）
- 7) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画）
- 8) 汚濁水処理設備（容量算定）
- 9) スtockヤード（計画立案）
- 10) 工事用道路計画（概略検討）
- 11) 安全対策（計画立案）
- 12) 環境対策等（計画立案）

(18) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(19) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(20) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法

と構造の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(21) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 3) 設計計算方法及び計算結果
- 4) 排水工、防水工、舗装工等
- 5) 非常用施設計画
- 6) 施工法概要
- 7) 発進・到達方法
- 8) 施工計画及び仮設備計画
- 9) 施工中の計測計画
- 10) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (5) 立坑予備設計報告書及び設計図面
- (6) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (7) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (8) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物）
- (9) 立坑周辺の実測地形平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (10) 対象地域の環境基準値
- (11) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (12) 地下埋設物関連資料

第 6708 条 立坑予備設計

## 1. 業務目的

立坑予備設計は、シールドトンネル予備設計及び地質調査等関連資料を基に、シールドトンネル用立坑について、基本的な断面、換気方式及び施工法を決定するとともに詳細設計にあたり、必要な調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

## 2. 業務内容

立坑予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された計画位置・範囲、地質条件シールドトンネルの規模等、検討・設計上の基本的条件について確認を行うものとする。

### (4) 基本事項の検討

受注者は、立坑の設計にあたり・下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面（シールドトンネル断面条件、立坑の目的、シールド機の規模等）
- 2) 立坑構造型式
- 3) 地質条件
- 4) 荷重条件及び設計計算方法
- 5) 昇降設備等立坑内付帯設備

### (5) 特殊事項の検討

受注者は、特殊事項の検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

### (6) 設計計算

受注者は、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、立坑の断面形状・寸法を決定するものとする。受注者は、設計図書に基づき、立坑の耐震検討を行うものとする。

### (7) 諸設備検討

受注者は、設計図書に基づき、昇降、換気、照明、非常用施設等、立坑内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

### (8) 仮設工及び施工法の検討

受注者は、計画位置の地形、地質、環境条件を考慮した、土留め壁等仮設工の種類、施工法について、3案程度を対象に概略比較検討を行い、特質を整理のうえ、仮設工及び施工法の決定を行うものとする。なお、比較検討における土留め壁等、仮設構造物の断面寸法は、工事实績等既往の資料によるものとするが、用地の制約条件が厳しいところでは等では、設計図書に基づき、概略の計算を行い求めるものとする。

(9) 概略施工設備計画

受注者は、立坑規模、施工法、地形及び環境条件を考慮した施工設備及び施工ヤードについて概略検討を行うものとする。

(10) 設計図

受注者は、検討結果に基づき立坑の一般図（平面図、断面図）を作成しシールドトンネル本体との関係、地下埋設物、重要近接構造物、立坑主要寸法及び地質柱状図を記入するとともに、土留め壁等仮設構造物の概略設計図を作成するものとする。

(11) 立坑上部建屋の検討

受注者は、設計図書に基づき、換気塔等立坑上部の建屋について概略検討を行うものとする。

(12) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、立坑上部の建屋の概略景観検討を行うものとする。

(13) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(14) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の（15）に準ずるものとする。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 立坑内空寸法諸元
- 3) 立坑構造型式選定の経緯

- 4) 設計計算方法及び計算結果
- 5) 概略施工計画
- 6) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 7) 詳細設計にあたっての必要調査及び留意事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) 地形測量図（平面図、縦断面図、横断面図）
- (5) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (6) 対象地域の環境基準値
- (7) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (8) 地下埋設物関連資料

## 第 6709 条 立坑詳細設計

### 1. 業務目的

立坑詳細設計は、立坑予備設計で決定された立坑構造について、設計図書に示される条件、地質調査等既存の関連資料を基に、シールドトンネル用立坑の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

立坑詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。なお、詳細設計は、立坑予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施の立坑においては、設計図書に定める検討・設計について第 6708 条立坑予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(2)に準じるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

#### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6708 条立坑予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の確認

受注者は、基本事項の確認について、第 6707 条シールドトンネル詳細設計第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地盤沈下の影響の検討
- 3) 将来の近接施工が当該立坑に及ぼす影響の検討
- 4) 当該立坑施工が既設構造物に与える影響と対策の検討

(6) 立坑本体設計

受注者は、予備設計で決定した主構造の断面形状を基に、細部構造の検討を行うとともに、特殊事項も考慮した荷重条件を設定し下記段階を対象として設計計算を行い立坑本体の設計を行うものとする。

- 1) 施工段階
- 2) 完成時

(7) 防水工設計

受注者は、立坑内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第 6707 条シールドトンネル詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、舗装工設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。

(10) 非常用施設設計

受注者は、非常用施設設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(11) 内装設備設計

受注者は、内装設備設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、下記に示す仮設構造物の設計を行うものとする。

1) 土留め工設計

受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、監督員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。



## 2) 路面等覆工設計

受注者は、立坑箇所の地表状況（交通状況、環境状況等）を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した3案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、監督員と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。

## (13) 座標計算

受注者は、貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図に基づき、当該構造物及び仮設構造物の必要箇所について座標計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。

## (14) 設計図

受注者は、設計図について、第 6513 条シールド共同溝立坑詳細設計第 2 項の (11) に準ずるものとする。

## (15) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 6513 条シールド共同溝立坑詳細設計第 2 項の (12) に準ずるものとする。

## (16) 仮設備計画

受注者は、立坑施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す事項の検討及び計画を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 工事中の換気設備（換気容量の算定及び設備計画）
- 2) 工事中の仮排水設備（計画立案）
- 3) 工事用電力設備（容量の算定及び設備計画）
- 4) 給水設備（容量算定）
- 5) 汚濁水処理設備（計画立案）
- 6) 掘削土砂処理設備（計画立案）
- 7) 資材搬出入設備
- 8) 型枠支保工（一般図）
- 9) スtockヤード（計画立案）
- 10) 工事用道路計画（概略検討）
- 11) 安全対策（計画立案）
- 12) 環境対策（計画立案）

## (17) 立坑上部建屋の検討

受注者は、設計図書に基づき、換気塔等立坑上部の建屋について検討を行うものとする。

## (18) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、立坑上部の建屋の景観検討を行うものとする。

## (19) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

（20）数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（21）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の（20）に準ずるものとする。

（22）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1）設計条件
- 2）立坑寸法諸元表
- 3）設計計算方法及び計算結果
- 4）施工法概要
- 5）仮設構造物諸元表
- 6）仮設構造物設計計算方法及び計算結果
- 7）施工計画及び仮設備計画
- 8）工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- （1）道路予備設計報告書及び設計図書
- （2）道路詳細設計報告書及び設計図面
- （3）地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- （4）立坑予備設計報告書及び設計計算
- （5）シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- （6）トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- （7）地形測量図（平面図、縦断面図、横断面図）
- （8）地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物）
- （9）対象地域の環境基準値
- （10）対象地域の都市計画図及び用途地域図
- （11）地下埋設物関連資料
- （12）交通関連資料

第4節 開削トンネル設計

**第 6710 条 開削トンネル設計の区分****1. 開削トンネル設計は次の区分により行うものとする。**

- (1) 開削トンネル予備設計
- (2) 開削トンネル詳細設計

**第 6711 条 開削トンネル予備設計****1. 業務目的**

開削トンネル予備設計は、地質調査資料及び道路予備設計等、既存の関連資料を基に、トンネルの基本的な断面、坑口位置、換気方式、施工法及び用地幅を決定するとともに、詳細設計にあたり必要な調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

**2. 業務内容**

開削トンネル予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

**(1) 設計計画**

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

**(2) 現地踏査**

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

**(3) 設計条件の確認**

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

**(4) 基本事項の検討**

受注者は、開削トンネルの設計にあたり、交通運用面配慮した上で、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面（幅員構成、建築限界、換気等諸設備条件）
- 2) 地質条件
- 3) 近接構造物との関連
- 4) 荷重条件及び設計計算方法
- 5) 排水工等トンネル内付帯設備
- 6) 現況道路状況、交通状況及び沿道状況

**(5) 換気検討**

受注者は、換気検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

**(6) 特殊事項の検討**

受注者は、特殊事項の検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

（7）設計計算

受注者は、トンネルの主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、トンネルの断面形状・寸法の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、トンネルの耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

（8）基礎工の検討

受注者は、設計図書に基づき、対象地盤の特性、安定性、施工性、経済性を考慮した基礎工 3 案を選定し、各案について概略構造計算を行い、比較検討のうえ基礎工の種類及び規模を決定するものとする。

（9）諸設備検討

受注者は、諸設備検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（9）に準ずるものとする。

（10）仮設工及び施工法の検討

受注者は、第 6708 条立坑予備設計第 2 項の（8）に示される検討に加え、以下の検討を行うものとする。また、施工時に交通支障があると判断される場合、概略工事工程を立案し、基本的な交通処理計画を検討するとともに、施工計画書を作成するものとする。

（11）概略施工設備計画

受注者は、概略施工設備計画について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（10）に準ずるものとする。

（12）設計図

受注者は、第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の（12）に示される設計図に加え、交通処理基本計画図、仮設標準断面図を作成するものとする。

（13）換気塔の検討

受注者は、設計図書に基づき、換気塔の位置及び規模の概略検討を行うものとする。

（14）景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（12）に準ずるものとする。

（15）関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

（16）概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（5）に

に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(17) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の (15) に準ずるものとする。

(18) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 3) 換気方式選定の経緯
- 4) 当該構造物型式選定の経緯
- 5) 設計計算方法及び計算結果
- 6) 概略施工計画
- 7) 非常用施設計画
- 8) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 9) 詳細設計にあたっての必要な調査及び留意事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (4) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (5) 交通量関連資料
- (6) 地下埋設物関連資料

## 第 6712 条 開削トンネル詳細設計

### 1. 業務目的

開削トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計、地質調査資料等既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

開削トンネル詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。なお、詳細設計は、開削トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第 6711 条

開削トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の確認

受注者は、基本事項の確認について、第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の(4)に準ずる他、予備設計報告書 9) 詳細設計にあたって調査及び留意事項によるものとする。

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項に技術的検討を加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地質・構造条件の変化部分等におけるトンネル縦断方向の構造検討
- 3) 地盤沈下の影響の検討
- 4) 将来の近接施工が当該トンネルに及ぼす影響の検討
- 5) 当該トンネルの施工が既設構造物に与える影響と対策の検討

(6) 本体工設計

受注者は、予備設計で決定した主構造の断面形状・寸法を基に、細部構造の検討を行うとともに、特殊事項も考慮した荷重条件を設定し、設計計算を行い、開削トンネル本体工を設計するものとする。

(7) 基礎工設計

受注者は、設計図書に基づき、予備設計で決定した基礎工に対し、設計計算を行い、基礎工の形状・寸法及び規模を決定し、基礎工の設計をするものとする。

(8) 防水工設計

受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(9) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(10) 舗装工設計

受注者は、舗装工設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の (9) に準ずるものとする。

(11) 非常用施設設計

受注者は、非常用施設設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の (10) に準ずるものとする。

(12) 内装設備設計

受注者は、内装設備設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の (11) に準ずるものとする。

(13) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 6709 条立坑詳細設計第 2 項の (12) に準ずるものとする。

(14) 交通処理計画

受注者は、設計図書に基づき、交通処理計画を行うとともに、施工段階毎の交通処理計画図を作成するものとする。

(15) 座標計算

受注者は、座標計算について、第 6513 条シールド共同溝立坑詳細設計第 2 項の (10) に準ずるものとする。

(16) 設計図

受注者は、当該設計の検討結果に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

- 1) 位置図
- 2) 一般図（平面図、縦断図、断面図）平面・縦断線形諸元、近接構造物、土質縦断図、土質柱状図、トンネルの主要寸法
- 3) トンネル標準断面図
- 4) 構造一般図、配筋図
- 5) 継手詳細図
- 6) 防水工設計図
- 7) 排水工設計図
- 8) 非常用施設配置図及び箱抜き詳細図
- 9) 仮設構造物一般図及び詳細図

(17) 施工計画

受注者は、下記に示す事項に関する検討結果を取りまとめ記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

- 1) トンネルの施工方法、施工順序及び施工機械
- 2) 掘削土砂搬出計画
- 3) 概略工事工程計画

- 4) 施工ヤード計画
- 5) 工事中の交通処理計画
- 6) 工事中の計測計画
- 7) 施工にあたっての留意事項

(18) 仮設備計画

受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じ下記に示す事項の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 仮排水設備（計画立案）
- 2) 掘削土砂処理設備（計画立案）
- 3) 資材搬出入設備（計画立案）
- 4) 工事用電力設備（容量の算定及び設備計画）
- 5) 汚濁水処理設備（容量算定）
- 6) スtockヤード（計画立案）
- 7) 工事用道路計画（概略検討）
- 8) 安全対策（計画立案）
- 9) 環境対策（計画立案）

(19) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第2項の(16)に準ずるものとする。

(20) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(21) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(22) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6707 条シールドトンネル詳細設計第2項の(20)に準ずるものとする。

(23) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 道路・鉄道との交差、河川の横過条件等のコントロールポイント
- 3) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、内空断面、標準断面）
- 4) 設計計算方法及び計算結果



- 5) 排水工、防水工、舗装工等
- 6) 非常用施設計画
- 7) 施工法概要
- 8) 仮設構造物諸元表
- 9) 仮設構造物計算方法及び計算結果
- 10) 施工計画及び仮設備計画
- 11) 工事実施にあたっての留意事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) 開削トンネル予備設計報告書及び設計図面
- (5) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (6) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (7) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物）
- (8) 対象地域の環境基準値
- (9) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (10) 地下埋設物資料
- (11) 交通関連資料

## 第5節 トンネル設備設計

### 第6713条 トンネル設備設計の区分

- 1. トンネル設備設計は、次の区分により行うものとする。
  - (1) トンネル設備予備設計
  - (2) トンネル設備詳細設計

### 第6714条 トンネル設備予備設計.

#### 1. 業務目的

トンネル設備予備設計は、関連道路設計、トンネル予備設計及び既存の関連資料を基に、換気設備、非常用設備、受配電設備の容量規模の算出とそれに基づく換気所、電気室、ポンプ室の位置・規模等の検討を行い、トンネルの基本的構造決定の資料を作成するとともに、設備詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。なお、設計図書に指示のある場合は、管理体制についても検討する。

#### 2. 業務内容

トンネル設備予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) トンネル換気設備設計

受注者は、トンネル予備設計で選定された換気方式を基に以下に示す項目について検討するものとする。

1) 換気風量計算

設計図書に指示のある場合は、発注者の提示する交通条件に基づき、換気基準により当該トンネルの風量計算を行うものとする。

2) 換気機の仕様検討

受注者は、換気方式に適合した換気機の仕様について、型式、必要台数と風量、全風圧、口径及び所要動力の算定等を行い、結果を整理のうえ、換気機の仕様を決定するものとする。

3) 補助機器の選定及び換気所等規模の検討

受注者は、換気機仕様を考慮した、ダンパー、電動機、設備搬入・搬出装置等の選定を行い、換気所、電気室の概略規模の算定を行うものとする。また、設計図書に指示のある場合は、集じん処理装置、消音装置を含めるものとする。

4) ダクト計画、その他

受注者は、決定した換気所、電気室の概略規模に基づき、換気機からトンネル内部に至る換気ダクトの計画を行うとともに、電源設備から換気機までの配電計画を行い、その内容をとりまとめ、基本的な計画案を作成するものとする。

(5) 環境関係設備設計

受注者は、以下に示す項目について検討するものとする。

1) 集じん処理装置設計

受注者は、設計図書に示される条件を基に、集じん機室内に設置する集じん処理装置について、集じん処理量、処理方式及び据付方法等の基本的事項に、技術的、経済的及び維持・管理の難易度の点での検討を加

え、結果を整理のうえ、集じん処理装置の基本計画を作成するものとする。

## 2) 消音装置設計

受注者は、設計図書に示される条件を基に、トンネル坑口または換気所に設置する消音装置について、装置の種類、仕様及び据付方法等の基本的事項に、技術的、経済的及び維持・管理の難易度の点での検討を加え、結果を整理のうえ、消音装置の基本計画を作成するものとする。

## (6) トンネル非常用設備設計

受注者は、設計図書に示されたトンネル延長及び交通量を基に、トンネル等級を決定し、等級毎に指定される設備について、維持・管理、運用面を考慮した配置計画及び設備規模の検討を行い、設備規模の決定、配置計画を行うものとする。

## (7) 排水設備設計

受注者は、設計図書に基づき、トンネル内の排水について、排水量の算定を行い、排水管、排水槽容量、ポンプ設備の配置計画及び電気設備容量の検討を行い、結果を整理のうえ、排水設備の規模の決定を行うものとする。

## (8) 受配電・自家発電設備設計

受注者は、トンネル周辺及びトンネル内に設置される諸設備に電源供給するための受配電・自家・発電設備について、諸設備の必要電力を考慮した受電容量と電圧及び自家発電機容量の基本方針をとりまとめ、受変電室発電機室の規模を検討のうえ、設備方式、規模の決定を行うものとする。

## (9) 設計図

受注者は、決定した設備仕様に関し、必要に応じて設備概要図、概略系統図、配置計画図、箱拔寸法図等を作成するものとする。

## (10) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

## (11) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

## (12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られてい

るかの確認を行う。

- 2) 一般図を基に換気設備、非常用設備、排水設備、電力設備の整合が適切にとれているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計仕様、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設備方式等の選定経緯
- 3) 設備容量・規模及び機器概略仕様
- 4) 換気所、電気室、ポンプ室等配置計画
- 5) 概略システム系統、配線・配管系統
- 6) 機器配置計画
- 7) 先行土木工事で対応すべき事項
- 8) 詳細設計にあたっての必要な調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) トンネル予備設計報告書及び設計図面
- (3) 地形平面図（縮尺 1/1,000）
- (4) 坑門工周辺の実測地形平面図（縮尺 1/100～1/500）

第 6715 条 トンネル設備詳細設計

1. 業務目的

トンネル設備詳細設計は、予備設計で決定された設備の計画について、設計図書に示される条件、トンネル詳細設計及び関連機関との協議結果等に基づき、トンネル設備の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

トンネル設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

なお、詳細設計は、トンネル設備予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施の設備設計においては、設計図書に定める検討・設計項目について第 6714 条トンネル設備予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

## (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

## (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(2)に準じるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

## (3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

## (4) トンネル換気設備設計

受注者は、設計図書に示された条件、トンネル予備設計で決定された条件、換気方式を基に、以下に示す事項の検討・設計を行うものとする。

## 1) ジェットファン設備設計

受注者は、ジェットファンのみによる縦流換気方式で所定の換気が可能なトンネルについて、算定された所要換気量に、渋滞時、火災時における検討及び歩行者への影響度を加味して、対象となるジェットファンの口径毎の必要台数、設備動力、制御方式及び維持管理面での経済性の比較検討を行い、結果を整理のうえ、ジェットファンの仕様の決定と配置計画、機器の取付方法、段階建設の設計を行うものとする。

## 2) 換気システム設計

受注者は、トンネル予備設計において選定された立抗集中排気、集じん機方式等換気方式を基に、渋滞時、火災時における検討及び歩行者への影響度を加味して、所定の圧力計算を行い、換気区分、換気機設置台数を検討し、換気システムを決定するものとする。

## 3) 換気機・補助機器の設計

受注者は、予備設計の検討結果を基に、換気機・補助機器について、土木計画を加味した配置計画を行うとともに、使用材料を選定し、詳細な仕様を決定するものとする。

## 4) 制御方式の検討

受注者は、換気機の運転方法及び制御方式について、制御段階、経済運転の方法、換気機の起動方法及び他設備との整合性を検討のうえ、制御方式を決定するものとする。

## 5) 換気機据付の設計

受注者は、換気機、補助機器の仕様に基づき、機器配置及び配線、配管、ピット等、機器の基礎、搬出入装置の取付方法及びダクトとの取合

わせに留意した据付図を作成するものとする。

6) その他

受注者は、火災時における排煙対策を検討するとともに、電源設備から換気機までの配電計画、線渠材と電線ケーブルの選定、配線、配管図を作成するものとする。また、電線路の配電計画については電圧降下計算を行い、仕様を決定し、設計するものとする。

(5) 計測設備設計

受注者は、設計図書に示された設計条件の基で、下記に示す装置路について、装置の選定及び仕様、道路埋設又は側設置機器の配置及び設置方法、換気設備等諸設備との受渡し及び取合わせ等を検討し、結果を整理のうえ、配管・配線図、機器設置図及び据付図を作成するものとする。

- 1) 一酸化炭素検出装置
- 2) 煙霧透過率測定装置
- 3) 風向風速計
- 4) 車種選別計数装置

(6) 環境関係設備設計

受注者は、設計図書に示された設計条件に基づき、下記に示す項目について設計を行うものとする。

1) 集じん処理装置設計

受注者は、設備予備設計において決定された計画を基に、集じん機室内における処理装置、補助機器の設置位置及び据付方法の検討を行い、各機器の合理的な配置計画を行うものとする。

2) 消音装置設計

受注者は、設備予備設計で決定した基本計画を基に、消音機器の構造及び効果、構造・材料の選定及び仕様について、技術的、経済的検討を加え、合理的な配置計画を行うものとする。

(7) トンネル非常用設備設計

受注者は、設計図書に示された条件に基づいて、下記に示す項目について設計するものとする。

1) トンネル等級区分及び機器割付計画の確認

受注者は、設備予備設計の決定事項を基に、土木工事の進捗状況を加味し、配置計画の確認を行い、設備計画を決定するものとする。

2) 通報・警報設備設計

受注者は、通報・警報設備について、機器の選定及び仕様、伝送方式電線・ケーブルの選定と仕様及び配置計画の検討を行い、合理的な通報・警報設備計画を行うとともに、割付図、取付詳細図及び配線図を作成するものとする。

## 3) 消火・水噴霧設備設計

受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火設備及び火災発生時の火勢を抑制するとともに、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について、配置計画を行い、それに基づく、管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配置図及び配線図の作成、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火・水噴霧設備設計を行うものとする。なお、消火用水が必要な場合は、用水の確保について検討しておくものとする。

## 4) 取水・配水設備設計

受注者は、消火設備等に配水する配水管及びポンプ設備について、配管方式・配管径の計画と、それに基づく流量計算、使用ポンプ類の選定と仕様について技術的、経済的及び維持管理上の検討を加え、管材料の選定とポンプ室配置計画を行い、ポンプ類の取付図、配置図、配線図を作成するものとする。

## 5) 水槽及びポンプ据付の検討及び設計

受注者は、トンネル内設備に給水する水源の貯水槽（主水槽）、加圧ポンプの呼水用として使用する呼水槽及びポンプ室について、容量と規模、ポンプ据付方法に技術的、経済的検討を加え、水槽、ポンプの選定と仕様の決定及び据付の設計をするものとする。

## 6) 制御系統設計

受注者は、各非常用設備の制御系統に関して、自動及び手動通報設備水噴霧設備、ポンプの運転・停止等の制御、表示方法の検討並びに換気設備の遠制装置等、その他の諸設備との受渡し及び取合わせ項目の検討を行い、合理的な制御系統の設計を行うものとする。

## (8) 排水設備設計

受注者は、設計図書に基づき、設備予備設計で決定された排水設備について、配線、配管及び配電計画を行い、それに基づき排水設備設計を行うものとする。

## (9) 受配電設備、自家発電設備設計

受注者は、設備予備設計で決定した受配電設備及び自家発電設備の方式、規模を基に、下記に示す検討、設計を行うものとする。

## 1) 受配電設備設計

受注者は、設備予備設計の決定事項に、その後の検討で生じた設備の必要電力量を加味し、受電容量・電圧を算定し、受電地点の選定、引込方法及び主回路結線方式を検討のうえ、使用主機器の選定を行うとともに、受変電室規模についてとりまとめるものとする。

## 2) 自家発電設備設計

受注者は、トンネル周辺及びトンネル内諸設備の運転状態を考慮した自家発電方式及び容量の検討を行うとともに、必要に応じて、無停電電源装置の検討を行い、使用機器を選定し、自家発電設備の設計を行うものとする。

(10) 照明設備設計

受注者は、トンネル延長、道路線形、野外輝度、設計速度、交通量等を勘案のうえトンネル内一般部（基本照明）、増灯部（緩和照明）及び坑口付近の道路照明用灯具として3案を選定し、周辺への影響、経済性、輝度均斉度及び維持管理面での比較を行い、結果を整理のうえ、灯具及び機器の選定と仕様の決定を行うとともに、配線、取付方法及び配電図の作成、電線、ケーブルの選定と仕様の決定及び電路図の作成、時刻・天候による制御が可能な自動点滅装置等のトンネル照明設備設計を行うものとする。また、停電時のトンネル内部の危険防止のための非常時照明についても設計するものとする。

(11) 遠方監視制御設備設計

受注者は、設計図書に基づき、指定された設計条件の基に点在する諸設備の運転状況及び状態変化を管理事務所等で監視、制御するための遠方監視制御設備として、トンネル及び道路の各設備を対象に、監視・制御テレメータ項目・方式の設定、伝送方式と伝送路、各種の機器使用、所内テレメータ及びデータ処理の方法について技術的検討を行い、機器の決定、機器配置及び所要室内面積の算定を行うものとする。

(12) ITV 設備設計

受注者は、設計図書に基づき、指定された設計条件の基に、トンネル内の監視、道路交通流あるいは気象状況等の監視設備として、ITV カメラの配置、制御機器・伝送機器の配置、各機器の仕様、制御装置、伝送方式、伝送路について、建築及びその他関連諸設計との取合わせを考慮のうえ、技術的、経済的、維持管理上の検討を行い、結果を整理のうえ、ITV 設備の設計をするものとする。

(13) トンネル再放送設備設計

受注者は、設計図書に基づき、指定された設計条件の基に、トンネル内の通行車両に対する、ラジオ放送の再送信及び事故・渋滞時等緊急時の放送を行うための設備として、受信空中線位置、伝送路、各種機器の仕様及び機器配置、誘導線路についての検討を行い、トンネル再放送設備の設計を行うものとする。

(14) 設計図

受注者は、当該設計の検討結果に基づき、設備系統図、配置図、割付図、据付図、外形寸法図等を作成するものとする。



(15) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(16) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(17) 工事設計図書作成

受注者は、設計図書に基づき、工事区分に応じた、工事設計図書を作成するものとする。

(18) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気設備、非常用設備、排水設備、電力設備、照明設備等諸設備の整合が適切にとれているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計仕様、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(19) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表
- 3) 各設備のシステム系統図、配線・配管系統図
- 4) 設備容量・規模及び機器仕様一覧表
- 5) 換気所、電気室、ポンプ室等の内部機器配置図及び機器取付図
- 6) 設備工事実施にあたっての留意事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (2) トンネル詳細設計報告書及び設計図面
- (3) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (4) 地形平面図（縮尺 1/1,000）

(5) 坑門工周辺の実測地形平面図（縮尺 1/100～1/500）

## 第6節 成果物

### 第 6716 条 成果物

受注者は、表 6. 7. 1 ～表 6. 7. 1 0 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6.7.1 山岳トンネル予備設計成果物一覧表

| 設計<br>種別                                       | 設計項目  | 成果物       | 縮尺                                           | 摘要    |
|------------------------------------------------|-------|-----------|----------------------------------------------|-------|
| 山<br>岳<br>ト<br>ン<br>ネ<br>ル<br>予<br>備<br>設<br>計 | 設計図   | 位置図       | 1:25000～1:50000                              | 市販地図等 |
|                                                |       | 平面図       | 1:1000                                       |       |
|                                                |       | 縦断図       | V=1:200, H=1:1000<br>または<br>V=1:100, H=1:500 |       |
|                                                |       | 地質平面・縦断図  | V=1:200, H=1:1000<br>または<br>V=1:100, H=1:500 | 着色    |
|                                                |       | トンネル標準断面図 | 1:50                                         |       |
|                                                |       | 坑門工一般図    | 1:50～1:500                                   |       |
|                                                |       | その他参考図    | 適宜                                           |       |
|                                                | 概算工事費 | 数量計算書     | —                                            | 概略    |
|                                                |       | 概算工事費     | —                                            |       |
|                                                | 報告書   | 設計概要書     | —                                            |       |
|                                                |       | 検討書       | —                                            |       |
|                                                |       | 概略施工設備計画書 | —                                            |       |
|                                                |       | その他参考資料等  | —                                            |       |

表 6.7.2 山岳トンネル詳細設計成果物一覧表

| 設計<br>種別           | 設計項目 | 成果物        | 縮尺                                       | 摘要    |
|--------------------|------|------------|------------------------------------------|-------|
| 山岳<br>トンネル<br>詳細設計 | 設計図  | 位置図        | 1:25000～1:50000                          | 市販地図等 |
|                    |      | 平面図        | 1:1000                                   |       |
|                    |      | 縦断面図       | V=1:200H=1:1000<br>または<br>V=1:100H=1:500 |       |
|                    |      | 地質平面・縦断面図  | V=1:200H=1:1000<br>または<br>V=1:100H=1:500 | 着色    |
|                    |      | トンネル標準断面図  | 1:50                                     |       |
|                    |      | 支保工詳細図     | 適宜                                       |       |
|                    |      | 本体工補強鉄筋図   | 1:50～1:100                               |       |
|                    |      | 坑門工一般図     | 1:50～1:500                               |       |
|                    |      | 坑門工構造詳細図   | 適宜                                       |       |
|                    |      | 排水系統図      | 1:500 または 1:1000                         |       |
|                    |      | 排水工詳細図     | 適宜                                       |       |
|                    |      | 防水工等図      | 適宜                                       |       |
|                    |      | 舗装工詳細図     | 適宜                                       |       |
|                    |      | 非常用施設割付図   | 適宜                                       |       |
|                    |      | 非常用施設箱拔詳細図 | 適宜                                       |       |
|                    |      | その他参考図等    | 適宜                                       |       |
|                    | 数量計算 | 数量計算書      | —                                        |       |
|                    | 報告書  | 設計概要書      | —                                        |       |
|                    |      | 検討書        | —                                        |       |
|                    |      | 設計計算書      | —                                        |       |
|                    |      | 施工設備計画書    | —                                        |       |
|                    |      | 工事中の計測計画書  | —                                        |       |
|                    |      | その他参考資料等   | —                                        |       |

表 6.7.3 シールドトンネル予備設計成果物一覧表

| 設計<br>種別         | 設計項目  | 成果物        | 縮尺              | 摘要    |
|------------------|-------|------------|-----------------|-------|
| シールドトンネル<br>予備設計 | 設計図   | 位置図        | 1:25000～1:50000 | 市販地図等 |
|                  |       | 全体一般図      | 1:2500          |       |
|                  |       | 標準断面図      | 適宜              |       |
|                  |       | セグメント構造一般図 | 1:20            |       |
|                  |       | その他参考図等    | 適宜              |       |
|                  | 概算工事費 | 数量計算書      | —               | 概略    |
|                  |       | 概算工事費      | —               |       |
|                  | 報告書   | 設計概要書      | —               |       |
|                  |       | 検討書        | —               |       |
|                  |       | 設計計算書      | —               |       |
|                  |       | 概略施工設備計画書  | —               |       |
|                  |       | その他参考資料等   | —               |       |

表 6.7.4 シールドトンネル詳細設計成果物一覧表

| 設計<br>種別     | 設計項目 | 成果物        | 縮尺                                       | 摘要    |
|--------------|------|------------|------------------------------------------|-------|
| シールドトンネル詳細設計 | 設計図  | 位置図        | 1:25000～1:50000                          | 市販地図等 |
|              |      | 全体一般図      | 1:2500                                   |       |
|              |      | 道路線形図      | 1:2500                                   |       |
|              |      | 標準横断面図     | 1:100                                    |       |
|              |      | 地質・土質縦断面図  | V=1:200H=1:1000<br>または<br>V=1:100H=1:500 | 着色    |
|              |      | 標準断面図      | 適宜                                       |       |
|              |      | 排水系統図      | 1:500 または 1:1000                         |       |
|              |      | セグメント配置図   | 適宜                                       |       |
|              |      | セグメント構造一般図 | 1:20                                     |       |
|              |      | セグメント配筋図   | 1:10                                     |       |
|              |      | 二次覆工配筋図    | 1:50                                     |       |
|              |      | 排水工詳細図     | 適宜                                       |       |
|              |      | 舗装工詳細図     | 適宜                                       |       |
|              |      | 構造物詳細図     | 適宜                                       |       |
|              |      | 仮設工詳細図     | 適宜                                       |       |
|              |      | その他参考図等    | 適宜                                       |       |
|              | 数量計算 | 数量計算書      | —                                        |       |
|              | 報告書  | 設計概要書      | —                                        |       |
|              |      | 検討書        | —                                        |       |
|              |      | 設計計算書      | —                                        |       |
|              |      | 施工計画書      | —                                        |       |
|              |      | その他参考資料等   | —                                        |       |

表 6.7.5 立坑予備設計成果物一覧表

| 設計<br>種別 | 設計項目  | 成果物       | 縮尺          | 摘要    |
|----------|-------|-----------|-------------|-------|
| 立坑予備設計   | 設計図   | 位置図       | 1:25000     | 市販地図等 |
|          |       | 全体一般図     | 1:200～1:500 |       |
|          |       | 構造一般図     | 1:50～1:100  |       |
|          |       | 仮設構造物一般図  | 適宜          |       |
|          |       | 主鉄筋配筋図    | 1:50～1:100  |       |
|          |       | その他参考図等   | 適宜          |       |
|          | 概算工事費 | 数量計算書     | —           |       |
|          |       | 概算工事費     | —           |       |
|          | 報告書   | 設計概要書     | —           |       |
|          |       | 検討書       | —           |       |
|          |       | 設計計算書     | —           |       |
|          |       | 概略施工設備計画書 | —           |       |
|          |       | その他参考資料等  | —           |       |

表 6.7.6 立坑詳細設計成果物一覧表

| 設計<br>種別 | 設計項目 | 成果物      | 縮尺          | 摘要    |
|----------|------|----------|-------------|-------|
| 立坑詳細設計   | 設計図  | 位置図      | 1:25000     | 市販地図等 |
|          |      | 全体一般図    | 1:200～1:500 |       |
|          |      | 構造一般図    | 1:50～1:100  |       |
|          |      | 構造詳細図    | 適宜          |       |
|          |      | 仮設構造物一般図 | 適宜          |       |
|          |      | 仮設構造物詳細図 | 適宜          |       |
|          |      | その他参考図等  | 適宜          |       |
|          | 数量計算 | 数量計算書    | —           |       |
|          | 報告書  | 設計概要書    | —           |       |
|          |      | 座標計算書    | —           |       |
|          |      | 検討書      | —           |       |
|          |      | 設計計算書    | —           |       |
|          |      | 施工計画書    | —           |       |
|          |      | 施工設備計画書  | —           |       |
|          |      | その他参考資料等 | —           |       |

表 6.7.7 開削トンネル予備設計成果物一覧表

| 設計<br>種別   | 設計項目  | 成果物       | 縮尺              | 摘要    |
|------------|-------|-----------|-----------------|-------|
| 開削トンネル予備設計 | 設計図   | 位置図       | 1:25000～1:50000 | 市販地図等 |
|            |       | 一般図       | 1:200～1:500     |       |
|            |       | 標準断面図     | 1:100           |       |
|            |       | 仮設計画図     | 1:200～1:500     |       |
|            |       | 交通処理基本計画図 | 適宜              |       |
|            |       | その他参考図等   | 適宜              |       |
|            | 概算工事費 | 数量計算書     | —               |       |
|            |       | 概算工事費     | —               |       |
|            | 報告書   | 設計概要書     | —               |       |
|            |       | 検討書       | —               |       |
|            |       | 設計計算書     | —               |       |
|            |       | 概略施工設備計画書 | —               |       |
|            |       | その他参考資料等  | —               |       |

表 6.7.8 開削トンネル詳細設計成果物一覧表

| 設計<br>種別           | 設計項目 | 成果物       | 縮尺              | 摘要    |
|--------------------|------|-----------|-----------------|-------|
| 開削<br>トンネル<br>詳細設計 | 設計図  | 位置図       | 1:25000～1:50000 | 市販地図等 |
|                    |      | 一般図       | 1:200～1:500     |       |
|                    |      | 線形図       | 1:2500          |       |
|                    |      | トンネル標準断面図 | 1:100           |       |
|                    |      | 構造一般図     | 1:50～1:200      |       |
|                    |      | 構造詳細図     | 1:20～1:100      |       |
|                    |      | 仮設工一般図    | 1:50～1:500      |       |
|                    |      | 仮設工詳細図    | 適宜              |       |
|                    |      | その他参考図等   | 適宜              |       |
|                    | 数量計算 | 数量計算書     | —               |       |
|                    | 報告書  | 設計概要書     | —               |       |
|                    |      | 検討書       | —               |       |
|                    |      | 設計計算書     | —               |       |
|                    |      | 座標計算書     | —               |       |
|                    |      | 施工設備計画書   | —               |       |
|                    |      | その他参考資料等  | —               |       |

表 6.7.9 トンネル設備予備設計成果物一覧表

| 設計<br>種別   | 設計項目  | 成果物                       | 縮尺              | 摘要    |
|------------|-------|---------------------------|-----------------|-------|
| トンネル設備予備設計 | 設計図   | トンネル位置図                   | 1:25000～1:50000 | 市販地図等 |
|            |       | システム系統図                   | 適宜              |       |
|            |       | 機器配置図<br>換気所・ポンプ室<br>集じん室 | 適宜              |       |
|            |       | 坑口廻り<br>機器配置配線図           | 適宜              |       |
|            |       | 機器割付図                     | 適宜              | 非常用   |
|            |       | 機器据付図                     | 適宜              |       |
|            |       | 配線系統図                     | 適宜              |       |
|            |       | 制御系統図                     | 適宜              |       |
|            |       | 単線結線図                     | 適宜              | 受配電   |
|            |       | 貯水槽計画図                    | 適宜              | 非常用排水 |
|            |       | その他参考図等                   | 適宜              |       |
|            | 概算工事費 | 数量計算書                     | —               |       |
|            |       | 概算工事費                     | —               |       |
|            | 報告書   | 設計概要書                     | —               |       |
|            |       | 検討書                       | —               |       |
|            |       | 設計計算書                     | —               |       |
|            |       | その他参考資料等                  | —               |       |

表 6.7.10 トンネル設備詳細設計成果物一覧表

| 設計<br>種別   | 設計項目 | 成果物                       | 縮尺              | 摘要    |
|------------|------|---------------------------|-----------------|-------|
| トンネル設備詳細設計 | 設計図  | トンネル位置図                   | 1:25000～1:50000 | 市販地図等 |
|            |      | システム系統図                   | 適宜              |       |
|            |      | 機器配置図<br>換気所・ポンプ室<br>集じん室 | 適宜              |       |
|            |      | 坑口廻り<br>機器配置配線図           | 適宜              |       |
|            |      | 機器割付図                     | 適宜              | 非常用   |
|            |      | 機器据付図                     | 適宜              |       |
|            |      | 機器外形寸法図                   | 適宜              | 換気    |
|            |      | 機器組立断面図                   | 適宜              |       |
|            |      | 配線系統図                     | 適宜              |       |
|            |      | 機器配線図                     | 適宜              |       |
|            |      | 制御系統図                     | 適宜              |       |
|            |      | 盤類参考図                     | 適宜              |       |
|            |      | 単線結線図                     | 適宜              | 受配電   |
|            |      | 緩和照明曲線図                   | 適宜              | 照明    |
|            |      | 水噴霧枝管敷設図                  | 適宜              | 非常用   |
|            |      | 排水本管敷設図                   | 適宜              | 非常用   |
|            |      | 電線・ハントホル敷設図               | 適宜              |       |
|            |      | 貯水槽計画図                    | 適宜              | 非常用排水 |
|            |      | その他参考図等                   | 適宜              |       |
|            | 数量計算 | 数量計算書                     | —               |       |
|            | 報告書  | 設計概要書                     | —               |       |
|            |      | 設計計算書                     | —               |       |
|            |      | 検討書                       | —               |       |
|            |      | その他参考資料等                  | —               |       |



## 第8章 橋梁設計

### 第1節 橋梁設計の種類

#### 第6801条 橋梁設計の種類

橋梁設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 橋梁設計
- (2) 橋梁拡幅設計
- (3) 橋梁補強設計

### 第2節 橋梁設計

橋梁設計は、新規に橋梁を建設又は架替えに際して実施する橋梁の設計に適用する。

#### 第6802条 橋梁設計の区分

橋梁設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁予備設計
- (2) 橋梁詳細設計

#### 第6803条 橋梁予備設計

##### 1. 業務目的

橋梁予備設計は、設計図書、既存の関連資料を基に、上部工、下部工及び基礎工について比較検討を行い、最適橋梁形式とその基本的な橋梁諸元を決定することを目的とする。

##### 2. 業務内容

橋梁予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

##### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

##### (2) 現地踏査

受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合

わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

（３）設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

（４）橋梁形式比較案の選定

受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案をプレキャストを含む３案以上選定するものとする。

（５）基本事項の検討

受注者は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- １）構造特性（安定性、耐震性、走行性）
- ２）施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- ３）経済性
- ４）維持管理（耐久性、管理の難易性）
- ５）環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

（６）設計計算

受注者は、上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。

（７）設計図

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。

（８）景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。

## (9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

## (10) 概算工事費

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

## (11) 橋梁形式比較一覧表の作成

受注者は、橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表を作成するものとする。

橋梁形式比較一覧表には一般図(側面図、上下部工及び基礎工断面図)を記入するほか、(5)で実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示するものとする。

## (12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

## (13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめで記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 橋梁形式比較案毎に当該構造物の規模及び形式の選定理由
- 3) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント
- 4) 主要部材の概略数量
- 5) 概算工事費
- 6) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法、くい本数等概略計算の主要結果

7) 橋梁形式比較一覧表

8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路概略設計報告書
- (2) 道路予備設計報告書
- (3) 地質調査報告書
- (4) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (5) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- (6) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (7) 環境影響評価報告書

## 第 6804 条 橋梁詳細設計

### 1. 業務目的

橋梁詳細設計は、予備設計で決定された橋梁形式について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

橋梁詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の（2）に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。

#### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の（3）に準ずるものとする。

#### (4) 設計細部事項の検討

受注者は、使用材料、地盤定数、支承条件、構造細目、付属物の形式など詳細設計に当たり必要な設計の細部条件について技術的検討を加えたうえで、これを当該設計用に整理するとともに適用基準との整合を図り確認を行うものとする。

#### (5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算に当たり、橋梁予備設計で決定された橋梁形式の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。なお、鋼橋の設計を行う場合は、疲労の検討を行うものとする。

- 1) 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置、落橋防止、その他付属物等
- 2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等

(6) 設計図

受注者は、橋梁位置図、一般図、線形図、構造詳細図、構造一般図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、橋梁細部構造の決定に必要な景観検討を行うものとする。

(9) 動的照査

受注者は、設計図書に基づき、動的照査を行うものとする。

(10) 座標計算

受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所(橋台、橋座、支承面、下部工、基礎工等)について、線形計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。

(11) 架設計画

受注者は、上部工の架設計画について、現地の立地条件及び輸送・搬入条件等を基に、詳細な架設計画を行うものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、上部工施工時及び下部工施工時の仮設構造物の設計を行うものとする。

(13) 仮橋設計

受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。なお仮橋、仮栈橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。

(14) 橋梁附属物等の設計

受注者は、設計図書に基づき、道路標識、照明、添架物、遮音壁等の橋梁附属物の設計を行うものとする。

(15) 施工計画

受注者は、構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に当たって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。なお、施工計画書には設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

(16) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(17) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(18) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく橋梁形式決定の経緯
- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント
- 5) 上部工主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
- 6) 主要材料、工事数量の総括

## 7) 施工段階での注意事項・検討事項

## 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 橋梁予備設計成果
- (2) 道路線形計算書
- (3) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (4) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- (5) 道路等詳細設計成果関連部分
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (8) 幅杭設計成果
- (9) 環境影響評価報告書

## 第3節 橋梁拡幅設計

橋梁拡幅設計は、橋梁の車線増設、橋詰め改良、歩道増設及び路肩改良等既設橋梁の拡幅設計に適用する。

## 第6805条 橋梁拡幅設計の区分

橋梁拡幅設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁拡幅予備設計
- (2) 橋梁拡幅詳細設計

## 第6806条 橋梁拡幅予備設計

## 1. 業務目的

橋梁拡幅予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、拡幅の目的に沿った上部工、下部工及び基礎工について拡幅方法・拡幅形式（以下「拡幅工法」と称する）の比較検討を行い、最適拡幅工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

## 2. 業務内容

橋梁拡幅予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

## (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

## (2) 現地踏査

受注者は、設計対象地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範

囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

（3）設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の（3）に準ずるものとする。

（4）拡幅工法比較案の選定

受注者は、拡幅構造としてふさわしい橋梁拡幅案数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合及び現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。

（5）基本事項の検討

受注者は、設計を実施する拡幅工法比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1）構造特性（拡幅構造の安定性、走行性）
- 2）施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- 3）経済性
- 4）維持管理（耐久性、管理の難易性）
- 5）環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

（6）復元設計

受注者は、既設橋梁の竣工図書がない場合、設計図書に基づき、竣工時点の基準に基づいた復元設計を行い、拡幅設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

（7）設計計算

受注者は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、既設部・拡幅部の主要構造部材の概算応力計算及び概略断面検討を行い、拡幅部材の決定を行うものとする。

（8）設計図

受注者は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、拡幅部材の主要断面形状、拡幅工法の判る一般図及び拡幅部材の基本構造図を作成するものとする。

（9）概算工事費

受注者は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。



## (10) 拡幅工法比較一覧表の作成

受注者は、拡幅工法比較案に関する検討結果をまとめ、拡幅工法一覧表を作成するものとする。拡幅工法一覧表には、拡幅に関する部材の主要断面形状を記入するほか、(5) で実施した技術的特徴、課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適拡幅工法案を明示するものとする。

## (11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に新旧部の結合方法、桁配置、及び拡幅橋と既設橋の形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

## (12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 工法比較案毎に拡幅工法及びその工法の選定理由
- 3) 復元設計を実施した場合、復元設計により推定した各部の断面
- 4) 工法比較案毎の主要部材の断面寸法及び設計計算書の主要結果
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概算工事費
- 7) 拡幅工法比較一覧表
- 8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

## 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (4) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）

- (5) 道路拡幅設計報告書
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料

## 第6807条 橋梁拡幅詳細設計

### 1. 業務目的

橋梁拡幅詳細設計は、予備設計で決定された拡幅工法について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

橋梁拡幅詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

#### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6803条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

#### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第6803条橋梁予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。

#### (4) 設計細部事項の検討

受注者は、設計細部事項の検討について、第6804条橋梁詳細設計第2項の(4)に準ずるものとする。

#### (5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算に当たり、拡幅予備設計で決定された工法の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について詳細設計を行うとともに既設部の照査並びに補強設計を行うものとする。

- 1) 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置等
- 2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び杭本体等

#### (6) 設計図

受注者は、既設部・新設部を明示した橋梁位置図、一般図、線形図、構

造詳細図、構造一般図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、景観検討について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の（8）に準ずるものとする。

(9) 座標計算

受注者は、座標計算について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の（10）に準ずるものとする。

(10) 架設計画

受注者は、架設計画について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の（11）に準ずるものとする。

(11) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の（12）に準ずるものとする。

(12) 仮橋設計

受注者は、仮橋設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の（13）に準ずるものとする。

(13) 橋梁附属物等の設計

受注者は、橋梁附属物等の設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の（14）に準ずるものとする。

(14) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の（15）に準ずるものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に既設橋については、健全度を把握するための情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に新旧部の結合方法、桁配置及び拡幅橋と既設橋の形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。結合部等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 予備設計報告書に基づく拡幅工法決定の経緯

3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した事項

4) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント

5) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果

6) 主要材料、工事数量の総括

7) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 既設橋梁位置図

(2) 既設橋梁の設計成果

(3) 橋梁拡幅予備設計成果

(4) 道路線形計算書

(5) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）

(6) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）

(7) 道路拡幅設計報告書

(8) 地質調査報告書

(9) 周辺施設（既設、計画）に関する資料

(10) 橋梁拡幅予備設計等設計協議資料

(11) 幅杭設計成果

第4節 橋梁補強設計

橋梁補強設計は、耐荷力あるいは地震時安全性の復元または向上を図る補強設計に適用する。なお、修復によって耐荷力あるいは地震時安全性の復元を図れる場合

は、ここには含まないものとする。

#### 第 6808 条 橋梁補強設計の区分

橋梁補強設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁補強予備設計
- (2) 橋梁補強詳細設計

#### 第 6809 条 橋梁補強予備設計

##### 1. 業務目的

橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工、基礎工及び上下部接続部について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

##### 2. 業務内容

橋梁補強予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

###### (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。

###### (3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された橋梁構造、補強条件等設計施工上の基本的な条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

###### (4) 既設橋の照査

受注者は、設計図書に基づき、概略断面検討あるいは概略安定検討により既設橋の照査を行い、補強の目的に照らし合わせて着目する部材に補強が必要かどうかを判断するものとする。

###### (5) 補強工法比較案の選定

受注者は、補強構造としてふさわしい橋梁補強案数案について、構造特性、施工性、維持管理、環境との整合および現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。

###### (6) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する補強工法比較案に対して、第 6803 条橋梁予

備設計第2項の（5）に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

（7）復元設計

受注者は、既設橋梁の竣工図書がない場合、設計図書に基づき、施工時点の基準に基づいた復元設計を行い、補強設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

（8）設計計算

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強部材の概算応力計算あるいは概略断面検討を行い、補強規模の決定を行うものとする。

（9）設計図

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強断面形状・補強工法の判る一般図ならびに基本構造図を作成するものとする。

（10）概算工事費

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。

（11）補強工法比較一覧表の作成

受注者は、補強工法比較案に関する検討結果をまとめ、補強工法一覧表を作成するものとする。補強工法一覧表には補強部材の主要部材断面形状を記入するほか、（6）で実施した技術的特徴・課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適補強工法案を明示するものとする。

（12）照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2）一般図を基に補強工法が適切であるかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4）設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

（13）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 工法比較案毎の補強工法ならびにその工法の選定理由
- 3) 復元設計を実施した場合、復元設計により推定した各部の断面
- 4) 工法比較案毎の主要部材の断面寸法及び設計計算書の主要結果
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概算工事費
- 7) 補強工法比較一覧表
- 8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 地質調査報告書
- (4) 周辺施設（既設、計画）に関する資料

## 第 6810 条 橋梁補強詳細設計

### 1. 業務目的

橋梁補強詳細設計は、予備設計で決定された補強工法について、設計図書、既存の関連資料及び比較設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

### 2. 業務内容

橋梁補強詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

- (1) 設計計画
 

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。
- (2) 現地踏査
 

受注者は、現地踏査について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の（2）に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。
- (3) 設計条件の確認
 

受注者は、設計条件の確認について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の（3）に準ずるものとする。
- (4) 設計細部事項の検討
 

受注者は、設計細部事項の検討について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の（4）に準ずるものとする。

(5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算に当たり、補強予備設計で選定された工法の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件を考慮し、既設部材の応力照査もしくは安定照査ならびに下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。

1) 補強部材

2) 補強に伴い取替えが生じる附属物

(6) 設計図

受注者は、橋梁位置図、既設部・補強部を明示した一般図、線形図、構造一般図および補強詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 座標計算

受注者は、座標計算について、第 6804 条橋梁詳細設計第2項の(10)に準ずるものとする。

(9) 架設計画

受注者は、架設計画について、第 6804 条橋梁詳細設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(10) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第2項の(12)に準ずるものとする。

(11) 仮橋設計

受注者は、仮橋設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(12) 橋梁附属物等の設計

受注者は、橋梁附属物等の設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第2項の(14)に準ずるものとする。

(13) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 6804 条橋梁詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(14) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られて



いるかの確認を行う。

- 2) 一般図を基に既設部と補強部の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

#### (15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、下記の事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく補強工法決定の経緯
- 3) 補強工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 補強工主要断面寸法等設計計算の主要結果
- 5) 主要材料、工事数量の総括
- 6) 施工段階での注意事項・検討事項

### 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 橋梁補強予備設計成果
- (4) 道路線形計算書
- (5) 実測平面図
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (8) 橋梁補強予備設計等設計協議書

## 第5節 成果物

## 第6811条 成果物

受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表6.8.1 橋梁設計成果物一覧表

| 設計種別   | 設計項目  | 成果物      | 縮尺              | 摘要                                                                    |
|--------|-------|----------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 橋梁予備設計 | 設計図   | 橋梁位置図    | 1:25000～1:50000 | 市販地図等                                                                 |
|        |       | 一般図      | 1:50～1:500      |                                                                       |
|        |       | 比較一覧表    | —               |                                                                       |
|        | 概算工事費 | 数量計算書    | —               | 概略                                                                    |
|        |       | 概算工事費    | —               |                                                                       |
|        | 報告書   | 設計概要書    | —               | 比較検討書等                                                                |
|        |       | 概略設計計算書  | —               | 応力及び安定計算                                                              |
|        |       | その他参考資料等 | —               |                                                                       |
| 橋梁詳細設計 | 設計図   | 橋梁位置図    | 1:25000～1:50000 | 市販地図等                                                                 |
|        |       | 一般図      | 1:50～1:500      | 橋種・設計条件・地質図<br>ボーリング位置等を記入                                            |
|        |       | 線形図      | 適宜              | 平面・縦断・座標                                                              |
|        |       | 構造一般図    | 1:50～1:500      |                                                                       |
|        |       | 上部工構造詳細図 | 1:20～1:100      | 主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・遮音壁・検査路等・製作キャンバー図・PC鋼材緊張順序等施工要領 |
|        |       | 下部工構造詳細図 | 1:20～1:100      | 橋台・橋脚等                                                                |
|        |       | 基礎工構造詳細図 | 1:20～1:100      | 杭・ウィル・ケーソン等                                                           |
|        |       | 仮設工詳細図   | 適宜              | 仮締切・土留・仮橋等                                                            |
|        | 数量計算  | 数量計算書    | —               | 材料表・塗装面積<br>溶接延長等                                                     |
|        | 報告書   | 設計概要書    | —               |                                                                       |
|        |       | 設計計算書    | —               |                                                                       |
|        |       | 線形計算書    | —               |                                                                       |
|        |       | 施工計画書    | —               | 施工方法・特記事項等                                                            |
|        |       | その他参考資料等 | —               | 検討書                                                                   |

表 6.8.2 橋梁拡幅設計成果物一覧表

| 設計<br>種別     | 設計項目  | 成果物      | 縮尺              | 摘要                                                                                |
|--------------|-------|----------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 橋梁拡幅<br>予備設計 | 設計図   | 橋梁位置図    | 1:25000～1:50000 | 市販地図等                                                                             |
|              |       | 一般図      | 1:50～1:500      |                                                                                   |
|              |       | 比較一覧表    | —               |                                                                                   |
|              | 概算工事費 | 数量計算書    | —               | 概略                                                                                |
|              |       | 概算工事費    | —               |                                                                                   |
|              | 報告書   | 設計概要書    | —               | 比較検討書等                                                                            |
|              |       | 概略設計計算書  | —               | 応力及び安定計算                                                                          |
|              |       | その他参考資料等 | —               |                                                                                   |
| 橋梁拡幅<br>詳細設計 | 設計図   | 橋梁位置図    | 1:25000～1:50000 | 市販地図等                                                                             |
|              |       | 一般図      | 1:50～1:500      | 橋種・設計条件・地質図<br>ボークス位置等を記入                                                         |
|              |       | 線形図      | 適宜              | 平面・縦断・座標                                                                          |
|              |       | 構造一般図    | 1:50～1:500      |                                                                                   |
|              |       | 上部工構造詳細図 | 1:20～1:100      | 主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・<br>支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・<br>遮音壁・検査路等・製作キャンバー図・PC<br>鋼材緊張順序等施工要領 |
|              |       | 下部工構造詳細図 | 1:20～1:100      | 橋台・橋脚等                                                                            |
|              |       | 基礎工構造詳細図 | 1:20～1:100      | 杭・ウィル・ケーソン等                                                                       |
|              |       | 仮設工詳細図   | 適宜              | 仮締切・土留・仮橋等                                                                        |
|              | 数量計算  | 数量計算書    | —               | 材料表・塗装面積<br>溶接延長等                                                                 |
|              | 報告書   | 設計概要書    | —               |                                                                                   |
|              |       | 設計計算書    | —               |                                                                                   |
|              |       | 線形計算書    | —               |                                                                                   |
|              |       | 施工計画書    | —               | 施工方法・特記事項等                                                                        |
|              |       | その他参考資料等 | —               | 検討書                                                                               |

表 6.8.3 橋梁補強設計成果物一覧表

| 設計<br>種別 | 設計項目  | 成果物      | 縮尺              | 摘要                                                |
|----------|-------|----------|-----------------|---------------------------------------------------|
| 橋梁補強予備設計 | 設計図   | 橋梁位置図    | 1:25000～1:50000 | 市販地図等                                             |
|          |       | 一般図      | 1:50～1:500      |                                                   |
|          |       | 比較一覧表    | —               |                                                   |
|          | 概算工事費 | 数量計算書    | —               | 概略                                                |
|          |       | 概算工事費    | —               |                                                   |
|          | 報告書   | 設計概要書    | —               | 比較検討書等                                            |
|          |       | 概略設計計算書  | —               | 応力及び安定計算                                          |
|          |       | その他参考資料等 | —               |                                                   |
| 橋梁補強詳細設計 | 設計図   | 橋梁位置図    | 1:25000～1:50000 | 市販地図等                                             |
|          |       | 一般図      | 1:50～1:500      | 橋種・設計条件・地質図<br>ボーリング位置等を記入                        |
|          |       | 線形図      | 適宜              | 平面・縦断・座標、適宜                                       |
|          |       | 構造一般図    | 1:50～1:500      |                                                   |
|          |       | 上部工構造詳細図 | 1:20～1:100      | 主桁・横桁・増桁対傾構・主構・床組・<br>床版補強・桁連結・PC 鋼材緊張順序等施工<br>要領 |
|          |       | 下部工構造詳細図 | 1:20～1:100      | 沓座拡幅・橋脚巻立                                         |
|          |       | 基礎工構造詳細図 | 1:20～1:100      | 橋台・橋脚基礎補強                                         |
|          |       | 仮設工詳細図   | 適宜              | 仮締切・土留・仮橋等                                        |
|          | 数量計算  | 数量計算書    | —               | 材料表・塗装面積                                          |
|          | 報告書   | 設計概要書    | —               |                                                   |
|          |       | 設計計算書    | —               |                                                   |
|          |       | 線形計算書    | —               | 適宜                                                |
|          |       | 施工計画書    | —               | 施工方法・特記事項等                                        |
|          |       | その他参考資料等 | —               | 検討書                                               |

## 第9章 道路施設点検

### 第1節 道路施設点検の種類

#### 第6901条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路防災カルテ点検
- (2) 橋梁定期点検

### 第2節 道路防災カルテ点検

#### 第6902条 道路防災カルテ点検

##### 1. 業務目的

道路防災カルテ点検は、過年度に作成された道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### (2) 防災カルテを用いた点検

受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。

###### (3) 防災カルテ修正

受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。

なお、修正方法については、事前に監督員と協議のうえ承諾を得ること。

###### (4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

###### (5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「三重県橋梁定期点検要領（案）」及び「橋梁定期点検要領（案）」（以下、「定期点検要領」という。）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」（以下、「第三者要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。

#### 第6903条 橋梁定期点検

##### 1. 業務目的

橋梁定期点検は、橋梁利用者や第三者への被害の回避、落橋など長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの橋梁に係る維持管理を適切に行うため、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行ううえで必要な情報を得ることを目的とする。

##### 2. 業務内容

橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

###### （1）計画準備

###### 1）業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

###### ①安全管理計画

###### 2）実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| ①業務内容      | ⑦仮設備計画          |
| ②対象橋梁位置図   | ⑧使用建設機械         |
| ③現地踏査の調査記録 | ⑨安全管理計画（交通規制含む） |
| ④業務実施方針    | ⑩環境対策           |
| ⑤実施体制      | ⑪連絡体制（緊急時含む。）   |
| ⑥実施工程表     |                 |

実施体制については、橋梁検査員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

###### 3）部材番号図等の整備

受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。

###### （2）現地踏査

## 1) 現地踏査の内容

受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督員と協議するものとする。

## 2) 緊急対応が必要な場合の報告

受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

## (3) 橋梁検査員

受注者は、業務の実施にあたって橋梁検査員を定め監督員に提出するものとする。なお、橋梁検査員は、客観事実としての部材毎の損傷程度の評価や外観性状の記録、作業の安全管理等に適正な能力を有し、データの収集及び記録を適正に行うために必要な橋梁の設計、施工又は維持管理に関する知識を有する者とする。

## (4) 定期点検

受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

## 1) 近接目視点検

点検は近接目視・打音・触診以外の方法も含めて、目的に照らして部材等の状態の客観事実を的確に把握することができる適切な方法により点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。

## 2) 損傷程度の評価

点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。

## 3) 定期点検結果の記録

定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検記録様式を作成するものとする。

## 4) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

## (5) 第三者被害予防措置

受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。

1) 打音検査及び第三者被害予防措置

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、監督員と協議するものとする。

2) 遠望目視及び非破壊検査

1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィ法）」を採用する場合は、監督員と協議するものとする。

3) 第三者被害予防措置結果の記録

第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) その他

予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。

## 第4節 成果物

### 第6904条 成果物

受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検



点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。

(2) 橋梁定期点検

定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。



## 第 7 編 下水道編

## 第7編 下水道編

## 第7編 下水道編

### 目次

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 第7編 下水道編                         | 7-1 |
| 第1章 下水道基本計画策定業務                  | 7-1 |
| 第1節 下水道基本構想業務                    | 7-1 |
| 第7101条 下水道基本構想業務                 | 7-1 |
| 第2節 公共下水道全体計画業務                  | 7-1 |
| 第7102条 公共下水道全体計画業務               | 7-1 |
| 第3節 下水道法による事業計画業務                | 7-2 |
| 第7103条 下水道法による事業計画業務             | 7-2 |
| 第4節 都市計画決定図書作成業務                 | 7-2 |
| 第7104条 都市計画決定図書作成業務              | 7-2 |
| 第5節 都市計画事業認可申請図書作成業務             | 7-2 |
| 第7105条 都市計画事業認可申請図書作成業務          | 7-2 |
| 第6節 污水处理施設整備構想策定業務               | 7-3 |
| 第7106条 污水处理施設整備構想策定業務            | 7-3 |
| 第7節 雨水管理方針策定業務                   | 7-3 |
| 第7107条 雨水管理方針策定業務                | 7-3 |
| 第2章 下水道施設設計業務                    | 7-4 |
| 第1節 管路施設実施設計業務                   | 7-4 |
| 第7201条 管路施設実施設計業務                | 7-4 |
| 第2節 ポンプ場実施設計業務                   | 7-4 |
| 第7202条 ポンプ場実施設計業務                | 7-4 |
| 第3節 終末処理場実施設計業務                  | 7-4 |
| 第7203条 終末処理場実施設計業務               | 7-4 |
| 第4節 ポンプ場・終末処理場改築実施設計業務           | 7-5 |
| 第7204条 ポンプ場・終末処理場改築実施設計業務        | 7-5 |
| 第5節 管路施設耐震診断調査等業務                | 7-5 |
| 第7205条 管路施設耐震診断調査等業務             | 7-5 |
| 第6節 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務           | 7-6 |
| 第7206条 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務        | 7-6 |
| 第7節 スtockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）    | 7-6 |
| 第7207条 スtockマネジメント実施方針策定業務（管路施設） | 7-6 |

|        |                                |     |
|--------|--------------------------------|-----|
| 第8節    | ストックマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場） |     |
|        | .....                          | 7-6 |
| 第7208条 | ストックマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場） |     |
|        | .....                          | 7-6 |
| 第9節    | 雨天時浸入水対策方針策定業務                 | 7-7 |
| 第7209条 | 雨天時浸入水対策方針策定業務                 | 7-7 |

## 第7編 下水道編

### 第1章 下水道基本計画策定業務

#### 第1節 下水道基本構想業務

##### 第7101条 下水道基本構想業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」の下水道基本構想業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、下水道基本構想業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、下水道基本構想業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、下水道基本構想業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

#### 第2節 公共下水道全体計画業務

##### 第7102条 公共下水道全体計画業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」の公共下水道全体計画業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、公共下水道全体計画業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、公共下水道全体計画業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、公共下水道全体計画業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

### 第3節 下水道法による事業計画業務

#### 第7103条 下水道法による事業計画業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」の下水道法による事業計画業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、下水道法による事業計画業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、下水道法による事業計画業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、下水道法による事業計画業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

### 第4節 都市計画決定図書作成業務

#### 第7104条 都市計画決定図書作成業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」の都市計画決定図書作成業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、都市計画決定図書作成業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、都市計画決定図書作成業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、都市計画決定図書作成業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

### 第5節 都市計画事業認可申請図書作成業務

#### 第7105条 都市計画事業認可申請図書作成業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」の都市計画事業認可申請図書作成業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、都市計画事業認可申請図書作成業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、都市計画事業認



可申請図書作成業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、都市計画事業認可申請図書作成業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

## 第6節 汚水処理施設整備構想策定業務

### 第7106条 汚水処理施設整備構想策定業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」の汚水処理施設整備構想策定業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、汚水処理施設整備構想策定業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、汚水処理施設整備構想策定業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、汚水処理施設整備構想策定業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

## 第7節 雨水管理方針策定業務

### 第7107条 雨水管理方針策定業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」の雨水管理方針策定業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、雨水管理方針策定業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、雨水管理方針策定業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、雨水管理方針策定業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

## 第2章 下水道施設設計業務

### 第1節 管路施設実施設計業務

#### 第7201条 管路施設実施設計業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」の管路施設実施設計業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、管路施設実施設計業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、管路施設実施設計業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、管路施設実施設計業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

### 第2節 ポンプ場実施設計業務

#### 第7202条 ポンプ場実施設計業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」のポンプ場実施設計業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、ポンプ場実施設計業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、ポンプ場実施設計業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、ポンプ場実施設計業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

### 第3節 終末処理場実施設計業務

#### 第7203条 終末処理場実施設計業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」の終末処理場実施設計業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別

途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、終末処理場実施設計業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、終末処理場実施設計業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、終末処理場実施設計業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

#### 第4節 ポンプ場・終末処理場改築実施設計業務

##### 第7204条 ポンプ場・終末処理場改築実施設計業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」のポンプ場・終末処理場改築実施設計業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、ポンプ場・終末処理場改築実施設計業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、ポンプ場・終末処理場改築実施設計業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、ポンプ場・終末処理場改築実施設計業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

#### 第5節 管路施設耐震診断調査等業務

##### 第7205条 管路施設耐震診断調査等業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」の管路施設耐震診断調査等業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、管路施設耐震診断調査等業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、管路施設耐震診断調査等業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、管路施設耐震診断調査等業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

## 第6節 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務

### 第7206条 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」のポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務の業務委託標準仕様書に準拠する。

## 第7節 スtockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）

### 第7207条 スtockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」のStockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、Stockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、Stockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、Stockマネジメント実施方針策定業務（管路施設）の業務委託標準仕様書に準拠する。

## 第8節 スtockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）

### 第7208条 スtockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」のStockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、Stockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、ストックマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、ストックマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）の業務委託標準仕様書に準拠する。

## 第9節 雨天時浸入水対策方針策定業務

### 第7209条 雨天時浸入水対策方針策定業務

本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表―第3巻設計委託―」の雨天時浸入水対策方針策定業務に示す業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

ただし、第1編「共通編」は、雨天時浸入水対策方針策定業務の業務委託標準仕様書に優先する。

第1201条により参照する主要技術基準及び参考図書については、雨天時浸入水対策方針策定業務の業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。

第1211条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、雨天時浸入水対策方針策定業務の業務委託標準仕様書に準拠する。



## 第8編 港湾・漁港編





## 第8編 港湾・漁港編

### 目 次

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 第8編 港湾・漁港編         | 8-1 |
| 第1章 港湾・漁港等設計業務等の総則 | 8-1 |
| 第1節 一般事項           | 8-1 |
| 第8101条 適用の範囲       | 8-1 |
| 第8102条 港湾局仕様書      | 8-1 |
| 第8103条 基準面         | 8-1 |
| 第8104条 業務管理        | 8-1 |
| 第8105条 安全管理        | 8-1 |
| 第8106条 環境保全        | 8-2 |
| 第2節 例外事項           | 8-2 |
| 第8107条 港湾業務の例外     | 8-2 |
| 第8108条 漁港等業務の例外    | 8-2 |
| 第2章 港湾、漁港等調査       | 8-3 |
| 第1節 港湾、漁港等調査の種類    | 8-3 |
| 第8201条 港湾、漁港等調査の種類 | 8-3 |
| 第2節 環境調査           | 8-3 |
| 第8202条 環境調査の種類     | 8-3 |
| 第8203条 流況調査        | 8-3 |
| 第8204条 水質調査        | 8-3 |
| 第8205条 底質調査        | 8-3 |
| 第8206条 騒音調査        | 8-3 |
| 第8207条 振動調査        | 8-4 |
| 第8208条 悪臭調査        | 8-4 |
| 第3節 環境生物調査         | 8-4 |
| 第8209条 環境生物調査の種類   | 8-4 |
| 第8210条 プランクトン調査    | 8-4 |
| 第8211条 卵・稚仔調査      | 8-4 |
| 第8212条 底生生物調査      | 8-4 |
| 第8213条 付着生物調査      | 8-4 |
| 第8214条 藻場調査        | 8-4 |
| 第8215条 魚介類調査       | 8-4 |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 第4節 気象・海象調査            | 8-5 |
| 第8216条 気象・海象調査の種類      | 8-5 |
| 第8217条 気象調査            | 8-5 |
| 第8218条 波浪調査            | 8-5 |
| 第8219条 潮位調査            | 8-5 |
| 第5節 磁気探査               | 8-5 |
| 第8220条 磁気探査            | 8-5 |
| 第6節 潜水探査               | 8-5 |
| 第8221条 潜水探査            | 8-5 |
| 第7節 水理模型実験             | 8-5 |
| 第8222条 水理模型実験          | 8-5 |
| 第3章 港湾、漁港等設計           | 8-6 |
| 第1節 港湾、漁港等設計の種類        | 8-6 |
| 第8301条 港湾、漁港等設計の種類     | 8-6 |
| 第2節 設計業務               | 8-6 |
| 第8302条 設計業務の種類         | 8-6 |
| 第8303条 予備・基本設計         | 8-6 |
| 第8304条 細部設計            | 8-6 |
| 第8305条 実施設計            | 8-6 |
| 第3節 港湾計画等調査業務          | 8-7 |
| 第8306条 港湾計画等調査業務の種類    | 8-7 |
| 第8307条 港湾計画調査          | 8-7 |
| 第8308条 環境影響評価調査        | 8-7 |
| 第4節 電算プログラム開発等業務       | 8-7 |
| 第8309条 電算プログラム開発等業務の種類 | 8-7 |
| 第8310条 電算プログラム開発改良     | 8-7 |
| 第8311条 電算計算            | 8-7 |
| 第5節 技術開発等業務            | 8-8 |
| 第8312条 技術開発等業務の種類      | 8-8 |
| 第8313条 技術開発            | 8-8 |
| 第8314条 調査              | 8-8 |
| 第4章 港湾業務における指定事項       | 8-9 |
| 第1節 適用範囲               | 8-9 |
| 第8401条 適用の範囲           | 8-9 |
| 第2節 指定事項               | 8-9 |

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| 第8402条 使用する基準            | 8-9         |
| <b>第5章 漁港等業務における指定事項</b> | <b>8-10</b> |
| <b>第1節 適用範囲</b>          | <b>8-10</b> |
| 第8501条 適用の範囲             | 8-10        |
| <b>第2節 指定事項</b>          | <b>8-10</b> |
| 第8502条 使用する基準及び図書        | 8-10        |



## 第8編 港湾・漁港編

### 第1章 港湾・漁港等設計業務等の総則

#### 第1節 一般事項

##### 第8101条 適用の範囲

本編第1章から第3章は、港湾、漁港・漁場（以下漁港等という）の調査業務、計画業務、設計業務に適用する。一般事項は本節の他、第1編共通編の項目を適用する。

##### 第8102条 港湾局仕様書

- 1) 港湾局仕様書とは、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省 港湾局監修」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。
- 2) 港湾局仕様書を準用する場合においては、港湾局仕様書第1編第1章1-2用語の定義のうち、共通編第1102条で定義される用語で定義される用語と同一のものについては、共通編第1102条の定義を適用する。
- 3) 港湾局仕様書第1編第1章1-2用語の定義で定義される用語のうち、「調査職員」、「総括調査員」、「主任調査員」、「調査員」については、それぞれ共通編第1102条における「監督員」の定義を適用する。
- 4) 港湾局仕様書第1編第1章1-7 担当技術者の項目で定める事項については共通編第1109条を優先する。

##### 第8103条 基準面

調査、計画、設計業務に用いる基準面は、特記仕様書の定めによる。特記仕様書に定めのない場合は監督員の指示によるものとする。

##### 第8104条 業務管理

業務管理については、港湾局仕様書第1編第1章総則1-34を適用する。

##### 第8105条 安全管理

安全管理については、本仕様書共通編第1章のほか、港湾局仕様書第1編第1章総則1-35を適用する。ただし、港湾局仕様書における「事故災害発生報告書」の項目については適用しない。

**第8106条 環境保全**

環境保全については、港湾局仕様書第1編第1章総則1-36を適用する。

**第2節 例外事項**

**第8107条 港湾業務の例外**

港湾の調査、計画、設計業務にのみ適用する項目については、第4章で定める。

**第8108条 漁港等業務の例外**

漁港等の調査、計画、設計業務にのみ適用する項目については、第5章で定める。

## 第2章 港湾、漁港等調査

### 第1節 港湾、漁港等調査の種類

#### 第8201条 港湾、漁港等調査の種類

港湾・漁港等調査の種類は下記のとおりとする。

- (1) 環境調査
- (2) 環境生物調査
- (3) 気象・海象調査
- (4) 磁気探査
- (5) 潜水探査
- (6) 水理模型実験

### 第2節 環境調査

#### 第8202条 環境調査の種類

環境調査の種類は下記のとおりとする。

- (1) 流況調査
- (2) 水質調査
- (3) 底質調査
- (4) 騒音調査
- (5) 振動調査
- (6) 悪臭調査

#### 第8203条 流況調査

港湾局仕様書第2編第2章第1節「流況調査」に準ずるものとする。

#### 第8204条 水質調査

港湾局仕様書第2編第2章第2節「水質調査」に準ずるものとする。

#### 第8205条 底質調査

港湾局仕様書第2編第2章第3節「底質調査」に準ずるものとする。

#### 第8206条 騒音調査

港湾局仕様書第2編第2章第4節「騒音調査」に準ずるものとする。

**第 8207 条 振動調査**

港湾局仕様書第2編第2章第5節「振動調査」に準ずるものとする。

**第 8208 条 悪臭調査**

港湾局仕様書第2編第2章第6節「悪臭調査」に準ずるものとする。

**第3節 環境生物調査**

**第 8209 条 環境生物調査の種類**

環境生物調査の種類は下記のとおりとする。

- (1) プランクトン調査
- (2) 卵・稚仔調査
- (3) 底生生物調査
- (4) 付着生物調査
- (5) 藻場調査
- (6) 魚介類調査

**第 8210 条 プランクトン調査**

港湾局仕様書第2編第3章第1節「プランクトン調査」に準ずるものとする。

**第 8211 条 卵・稚仔調査**

港湾局仕様書第2編第3章第2節「卵・稚仔調査」に準ずるものとする。

**第 8212 条 底生生物調査**

港湾局仕様書第2編第3章第3節「底生生物調査」に準ずるものとする。

**第 8213 条 付着生物調査**

港湾局仕様書第2編第3章第4節「付着生物調査」に準ずるものとする。

**第 8214 条 藻場調査**

港湾局仕様書第2編第3章第5節「藻場調査」に準ずるものとする。

**第 8215 条 魚介類調査**

港湾局仕様書第2編第3章第6節「魚介類調査」に準ずるものとする。



## 第4節 気象・海象調査

### 第8216条 気象・海象調査の種類

気象・海象調査の種類は下記のとおりとする。

- (1) 気象調査
- (2) 波浪調査
- (3) 潮位調査

### 第8217条 気象調査

港湾局仕様書第2編第4章第1節「気象調査」に準ずるものとする。

### 第8218条 波浪調査

港湾局仕様書第2編第4章第2節「波浪調査」に準ずるものとする。

### 第8219条 潮位調査

港湾局仕様書第2編第4章第3節「潮位調査」に準ずるものとする。

## 第5節 磁気探査

### 第8220条 磁気探査

港湾局仕様書第2編第5章第1節「磁気探査」に準ずるものとする。

## 第6節 潜水探査

### 第8221条 潜水探査

港湾局仕様書第2編第6章第1節「潜水探査」に準ずるものとする。

## 第7節 水理模型実験

### 第8222条 水理模型実験

港湾局仕様書第2編第7章第1節「水理模型実験」に準ずるものとする。

## 第3章 港湾、漁港等設計

### 第1節 港湾、漁港等設計の種類

#### 第8301条 港湾、漁港等設計の種類

港湾・漁港等設計の種類は下記のとおりとする。

- (1) 設計業務
- (2) 港湾計画等調査業務
- (3) 電算プログラム開発等業務
- (4) 技術開発等業務

### 第2節 設計業務

#### 第8302条 設計業務の種類

設計業務の種類は下記のとおりとする。

- (1) 予備・基本設計
- (2) 細部設計
- (3) 実施設計

#### 第8303条 予備・基本設計

港湾局仕様書第4編第1章第1節「予備・基本設計」に準ずるものとする。ただし、協議・報告については、本仕様書第1編第1111条 打合せ等を適用し、設計図書に定めのない限り、本仕様書の別紙で定める設計の区切りにおいて打合せを行うものとする。

#### 第8304条 細部設計

港湾局仕様書第4編第1章第2節「細部設計」に準ずるものとする。ただし、協議・報告については、本仕様書第1編第1111条 打合せ等を適用し、設計図書に定めのない限り、本仕様書の別紙で定める設計の区切りにおいて打合せを行うものとする。

#### 第8305条 実施設計

港湾局仕様書第4編第1章第3節「実施設計」に準ずるものとする。ただし、協議・報告については、本仕様書第1編第1111条 打合せ等を適用し、設計図書に定

めのない限り、本仕様書の別紙で定める設計の区切りにおいて打合せを行うものとする。

### 第3節 港湾計画等調査業務

#### 第8306条 港湾計画等調査業務の種類

港湾計画等調査業務の種類は下記のとおりとする。

- (1) 港湾計画調査
- (2) 環境影響評価調査

#### 第8307条 港湾計画調査

港湾局仕様書第4編第2章第1節「港湾計画調査」に準ずるものとする。

#### 第8308条 環境影響評価調査

港湾局仕様書第4編第2章第2節「環境影響評価調査」に準ずるものとする。

### 第4節 電算プログラム開発等業務

#### 第8309条 電算プログラム開発等業務の種類

電算プログラム開発等業務の種類は下記のとおりとする。

- (1) 電算プログラム開発改良
- (2) 電算計算

#### 第8310条 電算プログラム開発改良

港湾局仕様書第4編第3章第1節「電算プログラム開発改良」に準ずるものとする。

#### 第8311条 電算計算

港湾局仕様書第4編第3章第2節「電算計算」に準ずるものとする。

## 第5節 技術開発等業務

### 第8312条 技術開発等業務の種類

技術開発等業務の種類は下記のとおりとする。

- (1) 技術開発
- (2) 調査

### 第8313条 技術開発

港湾局仕様書第4編第4章第1節「技術開発」に準ずるものとする。

### 第8314条 調査

港湾局仕様書第4編第4章第2節「調査」に準ずるものとする。

## 第4章 港湾業務における指定事項

### 第1節 適用範囲

#### 第8401条 適用の範囲

本章の内容は、港湾の調査業務、計画業務、設計業務にのみ適用し、漁港等に関するこれらの業務には適用しない。

### 第2節 指定事項

#### 第8402条 使用する基準

受注者は「港湾法第56条の2の2の第3項」で定める技術基準の適合確認が必要な施設を設計する場合において、同項ただし書きの設計方法を用いない場合は、事前に監督員の承諾を得るものとする。

## 第5章 漁港等業務における指定事項

### 第1節 適用範囲

#### 第8501条 適用の範囲

本章の内容は、漁港等の調査業務、計画業務、設計業務にのみ適用し、港湾に関するこれらの業務には適用しない。

### 第2節 指定事項

#### 第8502条 使用する基準及び図書

- (1) 受注者は、「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2023年版）（社）全国漁港漁場協会」に準拠し、設計業務を実施するものとする。
- (2) 受注者は、特記仕様書に（1）以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによるものとする。
- (3) 受注者は、（1）及び（2）以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。

## 第9編 林道編





## 第9編 林道編

### 目 次

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 第9編 林道編           | 9-1 |
| 第1章 林道設計業務の総則     | 9-1 |
| 第1節 一般事項          | 9-1 |
| 第9101条 適用の範囲      | 9-1 |
| 第9102条 用語の定義      | 9-1 |
| 第2章 林道設計業務        | 9-2 |
| 第1節 林道設計業務        | 9-2 |
| 第9201条 林道設計業務     | 9-2 |
| 第3章 林道全体計画調査業務    | 9-3 |
| 第1節 林道全体計画調査業務    | 9-3 |
| 第9301条 林道全体計画調査業務 | 9-3 |



## 第9編 林道編

### 第1章 林道設計業務の総則

#### 第1節 一般事項

##### 第9101条 適用の範囲

本編第1章から第3章は、林道の調査業務、計画業務、設計業務に適用する。

##### 第9102条 用語の定義

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において定義される用語のうち、「監督職員」については、第1編共通編第1章総則第2条における「監督員」の定義を適用する。

## 第2章 林道設計業務

### 第1節 林道設計業務

#### 第9201条 林道設計業務

林道の設計業務については、林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第3編設計業務等標準仕様書第6章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第1編共通編 第1章総則、第2章設計業務等一般を適用する。

## 第3章 林道全体計画調査業務

### 第1節 林道全体計画調査業務

#### 第9301条 林道全体計画調査業務

林道の全体計画調査業務については、林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第3編設計業務等標準仕様書第7章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第1編共通編 第1章総則、第2章設計業務等一般を適用する。



## 第10編 治山編





第10編 治山編

目 次

第10編 治山編..... 10-1

第 1 章 治山設計業務の総則 ..... 10-1

第 1 節 一般事項 ..... 10-1

第10101条 適用の範囲..... 10-1

第10102条 用語の定義..... 10-1

第 2 章 治山設計業務 ..... 10-2

第 1 節 治山設計業務 ..... 10-2

第10201条 治山設計業務..... 10-2

第 3 章 治山計画作成業務 ..... 10-3

第 1 節 治山計画作成等業務 ..... 10-3

第10301条 治山計画作成等業務..... 10-3



## 第10編 治山編

### 第1章 治山設計業務の総則

#### 第1節 一般事項

##### 第10101条 適用の範囲

本編第1章から第3章は、治山の調査業務、計画業務、設計業務に適用する。

##### 第10102条 用語の定義

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において定義される用語のうち、「監督職員」については、第1編共通編第1章総則第2条における「監督員」の定義を適用する。

## 第2章 治山設計業務

### 第1節 治山設計業務

#### 第10201条 治山設計業務

治山の設計業務については、林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第3編設計業務等標準仕様書第3章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第1編共通編 第1章総則、第2章設計業務等一般を適用する。

## 第3章 治山計画作成業務

### 第1節 治山計画作成等業務

#### 第10301条 治山計画作成等業務

治山の設計業務については、林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第3編設計業務等標準仕様書 第4章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第1編共通編 第1章総則、第2章設計業務等一般を適用する。



## 第11編 農業農村整備編





## 第11編 農業農村整備編

### 目 次

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 第11編 農業農村整備編          | 11-1 |
| 第 1 章 重力式コンクリートダム設計業務 | 11-1 |
| 第110101条 適用           | 11-1 |
| 第 2 章 フィルダム設計業務       | 11-1 |
| 第110201条 適用           | 11-1 |
| 第 3 章 頭首工設計業務         | 11-1 |
| 第110301条 適用           | 11-1 |
| 第 4 章 渓流取水工設計業務       | 11-1 |
| 第110401条 適用           | 11-1 |
| 第 5 章 用排水機場工設計業務      | 11-1 |
| 第110501条 適用           | 11-1 |
| 第 6 章 水路工設計業務         | 11-2 |
| 第110601条 適用           | 11-2 |
| 第 7 章 ほ場整備工設計業務       | 11-2 |
| 第110701条 適用           | 11-2 |
| 第 8 章 畑地かんがい施設工設計業務   | 11-2 |
| 第110801条 適用           | 11-2 |
| 第 9 章 営農飲雑用水施設工設計業務   | 11-2 |
| 第110901条 適用           | 11-2 |
| 第10章 農道工設計業務          | 11-2 |
| 第111001条 適用           | 11-2 |
| 第11章 ため池改修            | 11-2 |

|             |      |
|-------------|------|
| 第111101条 適用 | 11-2 |
| 第12章 小水力発電所 | 11-3 |
| 第111201条 適用 | 11-3 |

## 第11編 農業農村整備編

### 第 1 章 重力式コンクリートダム設計業務

#### 第 110101 条 適用

(一社)農業農村整備情報総合センター発行の「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の設計業務歩掛に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

### 第 2 章 フィルダム設計業務

#### 第 110201 条 適用

(一社)農業農村整備情報総合センター発行の「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の設計業務歩掛に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

### 第 3 章 頭首工設計業務

#### 第 110301 条 適用

(一社)農業農村整備情報総合センター発行の「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の設計業務歩掛に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

### 第 4 章 溪流取水工設計業務

#### 第 110401 条 適用

(一社)農業農村整備情報総合センター発行の「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の設計業務歩掛に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

### 第 5 章 用排水機場工設計業務

#### 第 110501 条 適用

(一社)農業農村整備情報総合センター発行の「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の設計業務歩掛に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

## 第 6 章 水路工設計業務

### 第 110601 条 適用

(一社)農業農村整備情報総合センター発行の「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の設計業務歩掛に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

## 第 7 章 ほ場整備工設計業務

### 第 110701 条 適用

(一社)農業農村整備情報総合センター発行の「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の設計業務歩掛に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

## 第 8 章 畑地かんがい施設工設計業務

### 第 110801 条 適用

(一社)農業農村整備情報総合センター発行の「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の設計業務歩掛に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

## 第 9 章 営農飲雑用水施設工設計業務

### 第 110901 条 適用

(一社)農業農村整備情報総合センター発行の「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の設計業務歩掛に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

## 第 10 章 農道工設計業務

### 第 111001 条 適用

(一社)農業農村整備情報総合センター発行の「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の設計業務歩掛に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

## 第 11 章 ため池改修

### 第 111101 条 適用

(一社)農業農村整備情報総合センター発行の「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の設計業務歩掛に準拠する他、別途定める特記仕様書による。

## 第 12 章 小水力発電所

### 第 111201 条 適用

(一社)農業農村整備情報総合センター発行の「農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」の設計業務歩掛に準拠する他、別途定める特記仕様書による。



# 設計業務の主要な区切り 様式一覧表





別添資料－1  
設計業務の主要な区切り (第1111条の2項関係)

| 設計内容<br>工種  | 概 略 設 計         | 予 備 設 計         | 詳 細 設 計                     |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| 1) 道 路 設 計  | 1. 平面、縦断、線形計画時  | 1. 平面、縦断、線形計画時  | 1. 平面、縦断設計時                 |
|             | 2. 縦断設計計画時      | 2. 横断設計計画時      | 2. 横断設計時                    |
|             | 3. 構造物計画時       | 3. 構造物計画時       | 3. 構造物設計時                   |
|             | 4. 数量及び概算工事費積算時 | 4. 数量及び概算工事費積算時 | 4. 暫定施工設計時                  |
|             | 5. 報告書案作成時      | 5. 報告書案作成時      | 5. 用排水設計時                   |
|             | 6. 成果物納入時       | 6. 成果物納入時       | 6. 施工計画作成時                  |
|             |                 |                 | 7. 報告書案作成時                  |
|             |                 |                 | 8. 公開用成果物作成時                |
|             |                 |                 | 9. 成果物納入時                   |
| 2) 橋 梁 設 計  |                 | 1. 比較案の検討時      | 1. 一般図作成時                   |
|             |                 | 2. 比較案の作成時      | 2. 上部工詳細図作成時                |
|             |                 | 3. 報告書案作成時      | 3. 下部工       "              |
|             |                 | 4. 成果物納入時       | 4. 施工計画作成時                  |
|             |                 |                 | 5. 報告書案作成時                  |
|             |                 |                 | 6. 公開用成果物作成時                |
|             |                 |                 | 7. 成果物納入時                   |
| 3) トンネル設計   |                 | 1. 地質図横断面図作成時   | 1. 地形図線形図作成時                |
|             |                 | 2. 標準断面設定図      | 2. 本体詳細図作成時                 |
|             |                 | 3. 換気諸施設設計時     | 3. 換気諸施設配置時                 |
|             |                 | 4. 坑門検討時        | 4. 施工計画、仮設備、坑内<br>その他詳細図作成時 |
|             |                 | 5. 報告書案作成時      | 5. 報告書案作成時                  |
|             |                 | 6. 成果物納入時       | 6. 公開用成果物作成時                |
|             |                 |                 | 7. 成果物納入時                   |
| 4) 樋門及び樋管設計 |                 |                 | 1. 水理解析一般図作成時               |
|             |                 |                 | 2. 本体基礎詳細図作成時               |
|             |                 |                 | 3. 報告書案作成時                  |
|             |                 |                 | 4. 公開用成果物作成時                |
|             |                 |                 | 5. 成果物納入時                   |
| 5) 水 門 設 計  |                 | 1. 水理解析断面検討時    | 1. 水理解析一般図作成時               |
|             |                 | 2. 報告書案作成時      | 2. 本体基礎詳細図作成時               |
|             |                 | 3. 成果物納入時       | 3. 報告書案作成時                  |
|             |                 |                 | 4. 公開用成果物作成時                |
|             |                 |                 | 5. 成果物納入時                   |

【注意事項】

本資料における主要な区切りは標準的な例を示したものであるため、業務毎で必要に応じて適切に設定されたい。

| 設計内容<br>工種   | 概 略 設 計 | 予 備 設 計          | 詳 細 設 計         |
|--------------|---------|------------------|-----------------|
| 6) 護 岸 設 計   |         | 1. 基本ケースの選定時     | 1. 基本事項の決定時     |
|              |         | 2. 施工計画案の比較検討時   | 2. 附帯施設設計時      |
|              |         | 3. 報告書案作成時       | 3. 報告書案作成時      |
|              |         |                  | 4. 公開用成果物作成時    |
|              |         |                  | 5. 成果物納入時       |
| 7) 排水機場 設計   |         | 1. 設計計画完了時       | 1. 設計計画完了時      |
|              |         | 2. 基本事項の決定時      | 2. 基本事項の決定時     |
|              |         | 3. 上屋意匠図作成時      | 3. ポンプ設備基本計画作成時 |
|              |         | 4. 土木設計作成時       | 4. 上屋意匠図作成時     |
|              |         | 5. ポンプ機電設備検討時    | 5. 土木施設構造図作成時   |
|              |         | 6. 施工計画書作成時      | 6. 施工計画書作成時     |
|              |         | 7. 概算工事費算定時      | 7. 報告書案作成時      |
|              |         | 8. 報告書案作成時       | 8. 公開用成果物作成時    |
|              |         | 9. 成果物納入時        | 9. 成果物納入時       |
| 8) 立体交差点設計   |         | 1. 平面、縦断、線形計画時   | 1. 平面設計時        |
|              |         | 2. 横断設計計画時       | 2. 縦断設計時        |
|              |         | 3. 報告書案作成時       | 3. 横断設計時        |
|              |         | 4. 成果物納入時        | 4. 構造物設計時       |
|              |         |                  | 5. 施工計画作成時      |
|              |         |                  | 6. 報告書案作成時      |
|              |         |                  | 7. 公開用成果物作成時    |
|              |         |                  | 8. 成果物納入時       |
| 9) 共 同 溝 設 計 |         | 1. 業務計画書提出時      | 1. 業務計画書提出時     |
|              |         | 2. 内空寸法計画時       | 2. 内空寸法計画時      |
|              |         | 3. 平面、縦断、線形計画時   | 3. 平面、縦断、線形計画時  |
|              |         | 4. 施工計画、概算工事費算出時 | 4. 構造設計時        |
|              |         | 5. 成果物納入時        | 5. 換気・排水計画時     |
|              |         |                  | 6. 施工計画作成時      |
|              |         |                  | 7. 公開用成果物作成時    |
|              |         |                  | 8. 成果物納入時       |

【注意事項】

本資料における主要な区切りは標準的な例を示したものであるため、業務毎で必要に応じて適切に設定されたい。

| 設計内容<br>工種        | 概 略 設 計                           | 予 備 設 計                   | 詳 細 設 計      |
|-------------------|-----------------------------------|---------------------------|--------------|
| 10) キャブ 設 計       |                                   | 1. 業務計画書提出時               | 1. 業務計画書提出時  |
|                   |                                   | 2. 整備条件検討終了時              | 2. 整備条件検討終了時 |
|                   |                                   | 3. 構造計画終了時                | 3. 構造計画終了時   |
|                   |                                   | 4. 平面線型計画終了時              | 4. 平面線型計画終了時 |
|                   |                                   | 5. 数量工事費算出完成時             | 5. 施工計画完成時   |
|                   |                                   | 6. 報告書案完成時                | 6. 報告書案完成時   |
|                   |                                   | 7. 成果物納入時                 | 7. 公開用成果物作成時 |
|                   |                                   |                           | 8. 成果物納入時    |
| 11) 休憩施設設計        |                                   | 1. 業務計画提出時                | 1. 業務計画書提出時  |
|                   |                                   | 2. 平面、縦断、線形計画時            | 2. 平面縦断設計時   |
|                   |                                   | 3. 横断設計計画時                | 3. 横断設計時     |
|                   |                                   | 4. 数量及び工事費積算時             | 4. 構造物設計時    |
|                   |                                   | 5. 報告書案の作成時               | 5. 用排水設計時    |
|                   |                                   | 6. 成果物納入時                 | 6. 施工計画作成時   |
|                   |                                   |                           | 7. 公開用成果物作成時 |
|                   |                                   |                           | 8. 成果物納入時    |
| 12) 道路環境調査<br>業務等 |                                   | 1. 業務計画書提出時               | 1. 現地調査計画時   |
|                   |                                   | 2. 現状調査を行う環境要素<br>の設定時    | 2. 現地測定終了時   |
|                   |                                   | 3. 現状調査完了時                | 3. 現地調査資料整理時 |
|                   |                                   | 4. 現地調査完了時                |              |
|                   |                                   | 5. 予測及び評価を行う環境<br>要素の設定時  |              |
|                   |                                   | 6. 予測及び評価完了時              |              |
|                   |                                   | 7. 提供資料案（または、準<br>備書案）作成時 |              |
|                   |                                   | 8. 成果物納入時                 |              |
| 13) 砂 防 調 査       | 1. 作業計画書提出時                       |                           |              |
|                   | 2. 業務中間<br>・ 現地調査終了後<br>・ 現地作業終了後 |                           |              |
|                   | 3. 調査完了時                          |                           |              |
| 14) 砂 防 計 画       | 1. 業務計画書提出時                       |                           |              |
|                   | 2. 基本土砂量計画、配置設<br>計終了時            |                           |              |
|                   | 3. 計画完了時                          |                           |              |

【注意事項】

本資料における主要な区切りは標準的な例を示したものであるため、業務毎で必要に応じて適切に設定されたい。

| 設計内容<br>工種  | 概 略 設 計 | 予 備 設 計     | 詳 細 設 計      |
|-------------|---------|-------------|--------------|
| 15) 砂防ダム設計  |         | 1. 業務計画書提出時 | 1. 業務計画書提出時  |
|             |         | 2. 施設設計終了時  | 2. 施設設計終了時   |
|             |         | 3. 設計完了時    | 3. 設計完了時     |
|             |         |             | 4. 公開用成果物作成時 |
|             |         |             | 5. 成果物納入時    |
| 16) 砂防流路工設計 |         | 1. 業務計画書提出時 | 1. 業務計画書提出時  |
|             |         | 2. 施設設計終了時  | 2. 施設設計終了時   |
|             |         | 3. 設計完了時    | 3. 設計完了時     |
|             |         |             | 4. 公開用成果物作成時 |
|             |         |             | 5. 成果物納入時    |

【注意事項】

本資料における主要な区切りは標準的な例を示したものであるため、業務毎で必要に応じて適切に設定されたい。

設計業務の主要な区切り（港湾関係）

| 設計内容<br>工種 | 予 備 ・ 基 本 設 計<br>(施設の構造形式、断面、その他基本的形状等を決定する設計) | 細 部 設 計<br>(詳細な部材構成材料及び数量等を決定する設計) | 実 施 設 計<br>(工事に必要な図面作成・数量計算を行う設計) |
|------------|------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 1) 港湾施設設計  | 1. 業務計画書提出時                                    | 1. 業務計画書提出時                        | 1. 業務計画書提出時                       |
|            | 2. 最適構造形式選定時                                   | 2. 設計波算定時                          | 2. 仮設構造物検討時                       |
|            | 3. 数量及び概算工事費積算時                                | 3. 数量及び概算工事費積算時                    | 3. 数量計算書作成時                       |
|            | 4. 施工計画作成時                                     | 4. 施工計画作成時                         | 4. 施工計画作成時                        |
|            | 5. 報告書案作成時                                     | 5. 報告書案作成時                         | 5. 報告書案作成時                        |
|            | 6. 成果物納入時                                      | 6. 成果物納入時                          | 6. 成果物納入時                         |

【注意事項】

本資料における主要な区切りは標準的な例を示したものであるため、業務毎で必要に応じて適切に設定されたい。

# 様式一覧表

設計業務等共通仕様書

| No. | 様式名称                    | 関係条項                                       | 様式集ページ |
|-----|-------------------------|--------------------------------------------|--------|
| 6   | 委託業務打合せ簿                | 第1102条<br>第22, 24, 25, 27, 30, 31, 43, 44項 | 5      |
| 4-1 | 担当技術者届                  | 第1109条第1項                                  | 1      |
| 4-2 | 経歴書                     | 第1109条第1項                                  | 2      |
| 7   | 記録簿                     | 第1111条第1～2項                                | 6      |
| 5-1 | 業務計画書                   | 第1112条                                     | 3      |
| 5-2 | 業務工程表                   | 第1112条                                     | 4      |
| 18  | 身分証明書                   | 第1116条第4項                                  | 17     |
| 16  | 電子媒体等納品書                | 第1117条                                     | 15     |
| 12  | 再委託（変更等）申出書             | 第1128条                                     | 11     |
| 13  | 再委託について                 | 第1128条                                     | 12     |
| 14  | 履行体系図                   | 第1128条                                     | 13     |
| 15  | 事故報告書                   | 第1132条第8項                                  | 14     |
| 33  | 生産性向上留意書                | 第1214条                                     | 44     |
| 34  | リサイクル計画書<br>（概略設計・予備設計） | 第1209条                                     | 45     |
| 35  | リサイクル計画書<br>（詳細設計）      | 第1209条                                     | 46     |



## 5 三重県測量・調査・設計業務 委託に係る資格者認定基準





# 三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準

平成7年2月16日制定・平成9年4月1日改正・平成15年7月1日改正・平成20年11月1日改正・平成22年4月1日改正・平成24年4月1日改正・平成25年7月1日改正・平成27年4月1日改正・令和元年10月1日改正・令和3年11月1日改正・令和4年11月1日改正

| 業 務<br>種 別       |                            | 作 業 種 別        | 作 業 に お け る 対 象 者 |                |               | 資 格 者 認 定 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------|----------------------------|----------------|-------------------|----------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  |                            |                | 契約条項<br>(届出者)     | 共通仕様書<br>(資格者) | 検査要領<br>(立会者) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 測<br>量<br>業<br>者 | 測<br>量<br>業<br>務           | 測量作業共通仕様書の業務   | 管理技術者<br>(主任技術者)  | 主任技術者          | 主任技術者         | ① 測量士資格取得者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                  | 土<br>木<br>設<br>計<br>業<br>務 | 設計業務委託共通仕様書の業務 | 管理技術者             | 管理技術者          | 管理技術者         | ① 登録部門ごとに別表1の右欄に掲げる要件に該当する技術士（技術士の配置予定登録部門は3部門に限る。）<br>② 建築士法により免許を受け、かつ、建設コンサルタント登録規程の都市計画及び地方計画部門の5年以上の実務経験により登録された1級建築士<br>③ 建設コンサルタント登録規程の各登録部門に10年以上の実務経験により登録された技術士等の技術管理者（①の技術士を除く。また、技術管理者の配置予定登録部門は、登録部門及び別表2に掲げる登録部門と密接に関連のある1部門までとする。）<br>④ その他の資格者<br>(1) 建設環境部門にあつては、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（濃度関係）の登録をした者又は応用理学部門（選択科目：物理及び化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）で登録をした者<br>(2) 下水道部門にあつては、日本下水道事業団法施行令により認定された第1種下水道技術検定合格者で、かつ、5年以上の実務経験者<br>⑤ RCCM資格試験（（一社）建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ資格制度施行規程第4条に規程するものをいう。）に合格した者（ただし、配置予定登録部門は3部門までに限る。） |

| 業 務<br>種 別 | 作 業 種 別                                                                                           | 作 業 に お け る 対 象 者 |                |               | 資 格 者 認 定 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |                                                                                                   | 契約条項<br>(届出者)     | 共通仕様書<br>(資格者) | 検査要領<br>(立会者) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 補償コンサルタント  | 用地調査部門<br>① 土地の権利者の氏名及び住所の調査<br>② 土地の所在、地番、地目、面積並びに権利の種類及び内容の調査<br>③ 土地境界確認等〔測量法第3条に規定する測量は含まない。〕 | 管理技術者<br>(主任技術者)  | 主任技術者          | 主任技術者         | 1. 各業務共通<br>① 補償コンサルタント登録規程により各登録部門で補償業務管理者として登録された者<br>② (一社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士<br>2. 用地調査等業務・用地調査点検等技術業務<br>③ その他の資格者及び実務経験者<br>(1) 各補償業務に関し7年以上の実務経験者<br>(2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験<br>3. 用地アセスメント調査等業務<br>③ その他の資格者及び実務経験者<br>(1) 総合補償部門に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者<br>(2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務経験<br>4. 用地補償総合技術業務<br>③ その他の資格者及び実務経験者<br>(1) 公共用地交渉業務及びこれらに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者<br>(2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験7年以上を含む |
|            | 土地評価部門<br>① 土地評価のための同一状況地域の区分等<br>② 残地等の損失補償の調査等〔不動産の鑑定評価は含まない。〕                                  | 管理技術者<br>(主任技術者)  | 主任技術者          | 主任技術者         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 物件部門<br>① 木造建物、一般工作物、立木等の損失の調査等<br>② 木造建物若しくは非木造建物の特殊建物等の調査等                                      | 管理技術者<br>(主任技術者)  | 主任技術者          | 主任技術者         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 機械工作物部門<br>機械工作物の調査等                                                                              | 管理技術者<br>(主任技術者)  | 主任技術者          | 主任技術者         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 営業補償・特殊補償部門<br>① 営業補償の調査等<br>② 漁業権等の消滅等の調査等                                                       | 管理技術者<br>(主任技術者)  | 主任技術者          | 主任技術者         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 事業損失部門<br>事業損失に関する調査等                                                                             | 管理技術者<br>(主任技術者)  | 主任技術者          | 主任技術者         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 補償関連部門<br>① 意向調査、生活再建調査等<br>② 補償説明等の調整等<br>③ 事業認定申請図書の作成                                          | 管理技術者<br>(主任技術者)  | 主任技術者          | 主任技術者         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|  |  |                                                                                                  |  |  |  |                                                                                                       |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | 総合補償部門<br>① 公共用地取得計画図書の作成<br>② 公共用地取得に関する工程管理<br>③ 補償に関する相談<br>④ 関係住民等に対する補償方針に関する説明<br>⑤ 公共用地交渉 |  |  |  | む 20 年以上の実務経験<br><br>(3) 土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の 4 部門すべてにおいて（一社）日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士の資格を有する者 |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 業 務<br>種 別    |             | 作 業 種 別                                                | 作 業 に お け る 対 象 者 |                |               | 資 格 者 認 定 基 準                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------|-------------|--------------------------------------------------------|-------------------|----------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               |             |                                                        | 契約条項<br>(届出者)     | 共通仕様書<br>(資格者) | 検査要領<br>(立会者) |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 地 質 調 査 業 者   | 地 質 調 査 業 務 | 〔コンサルタント業務〕<br>地質概査<br>地表地質調査<br>物理探査<br>弾性波探査<br>総合解析 | 管理技術者<br>(主任技術者)  | 主任技術者          | 主任技術者         | ① 地質調査業者登録規程の指定する技術部門（選択科目）で登録した技術士<br>② 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者（技術士を除く。）                                                                                                                                                                                   |
|               |             | 〔現場における調査業務〕<br>地質調査共通仕様書の業務<br>(地質・土質調査・試験に関する業務)     | 管理技術者<br>(主任技術者)  | 主任技術者          | 主任技術者         | ① 地質調査業者登録規程により現場管理者に登録された者<br>② （一社）全国地質調査業協会連合会の認定する地質調査技士<br>③ 実務経験者<br>(1) 大学・高専で土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学を修得し、かつ、8年以上の実務経験者<br>(2) 高校で土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。）、建築学、地質工学又は機械工学を修得し、かつ、10年以上の実務経験者<br>(3) その他の者にあつては、12年以上の実務経験者 |
| 建 築 士 事 務 所 等 | 建 築 設 計 業 務 | 建築設計業務                                                 | 管理技術者<br>(主任技術者)  | 主任技術者          | —             | ① 1級建築士、構造設計1級建築士、設備設計1級建築士、2級建築士及び木造建築士<br>② 設備関係における資格者<br>(1) 建築設備資格者として登録された建築設備士<br>(2) （公社）空気調和・衛生工学会の定める空気調和・衛生工学会設備士として登録された学会設備士                                                                                                                   |

別表1

| 登録部門            | 技術上の管理をつかさどる者の要件                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 河川、砂防及び海岸・海洋部門  | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                         |
| 港湾及び空港部門        | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を港湾及び空港とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                     |
| 電力土木部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を電力土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び電力土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                          |
| 道路部門            | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を道路とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び道路とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                              |
| 鉄道部門            | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を鉄道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び鉄道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                              |
| 上水道及び工業用水道部門    | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                         |
| 下水道部門           | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を下水道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道一般及び下水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                        |
| 農業土木部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を農業農村工学とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を農業一般及び農業農村工学とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                      |
| 森林土木部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を森林一般及び森林土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                          |
| 水産土木部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を水産一般及び水産土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                          |
| 廃棄物部門           | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を廃棄物・資源循環とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を衛生工学一般及び廃棄物・資源循環とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                              |
| 造園部門            | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者で、造園部門に係る業務に関し3年以上実務の経験を有するものであること。                                                                    |
| 都市計画及び地方計画部門    | 1 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。<br>2 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上実務の経験を有するものであること。 |
| 地質部門            | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を応用理学一般及び地質とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                          |
| 土質及び基礎部門        | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                     |
| 鋼構造及びコンクリート部門   | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を鋼構造及びコンクリートとするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                           |
| トンネル部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目をトンネルとするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及びトンネルとするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                          |
| 施工計画、施工設備及び積算部門 | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                       |
| 建設環境部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を建設環境とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び建設環境とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                          |
| 機械部門            | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を機械設計、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器(以下この項において「機械設計等」という。))とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を機械一般及び機械設計等とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                           |
| 電気電子部門          | 技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。                                                                                                                           |

別表 2

登録部門と密接に関連のある部門（技術管理者）

| 登 録 部 門        | 関 連 部 門                                           |
|----------------|---------------------------------------------------|
| 道路部門           | 河川、砂防及び海岸・海洋部門、地質部門、トンネル部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門 |
| 河川、砂防及び海岸・海洋部門 | 道路部門、土質及び基礎部門、地質部門                                |
| 下水道部門          | 地質部門                                              |
| 都市計画及び地方計画     | 造園部門                                              |
| 地質部門           | 道路部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、下水道部門                         |
| 土質及び基礎部門       | 道路部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、鋼構造及びコンクリート部門                 |
| トンネル部門         | 道路部門、地質部門、土質及び基礎部門                                |
| 鋼構造及びコンクリート部門  | 道路部門、土質及び基礎部門                                     |

- ※ 1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第 2 号様式設計業務等委託契約書の契約条項にいう管理技術者（共通仕様書及び測量・調査・設計業務検査要領にいう管理技術者又は主任技術者を含む。）は、この資格者認定基準に該当する者とする。
2. この資格者認定基準にいう実務経験年数については、同時に 2 以上の部門を担当した場合であっても、期間の重複は認めない。
3. 上記の技術者の登録については、別に指定する期間に毎年 1 回届けなければならない。
4. 上記の登録に関し変更が生じた場合には、2 週間以内に届けなければならない。

- 附則 この認定基準は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この認定基準は平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 附則 この認定基準は平成 2 0 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 附則 この認定基準は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この認定基準は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この認定基準は平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 附則 この認定基準は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この認定基準は令和元年 1 0 月 1 日から施行する。
- 附則 この認定基準は令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 附則 この認定基準は令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

# 様式集





# 様式集

※ 各共通仕様書巻末の様式一覧表で必要様式を確認し、使用すること。

| No.  | 様式名称            | ページ |
|------|-----------------|-----|
| 4-1  | 担当技術者届          | 1   |
| 4-2  | 経歴書             | 2   |
| 5-1  | 業務計画書           | 3   |
| 5-2  | 業務工程表           | 4   |
| 6    | 委託業務打合せ簿        | 5   |
| 7    | 記録簿             | 6   |
| 8    | 支給品引渡通知書        | 7   |
| 9    | 支給品受領書          | 8   |
| 10   | 支給品精算書          | 9   |
| 11   | 支給品返納書          | 10  |
| 12   | 再委託（変更等）申出書     | 11  |
| 13   | 再委託について         | 12  |
| 14   | 履行体系図           | 13  |
| 15   | 事故報告書           | 14  |
| 16   | 電子媒体等納品書        | 15  |
| 17   | 障害物伐除報告書        | 16  |
| 18   | 身分証明書           | 17  |
| 19-1 | 土地の登記記録調査表（一覧）  | 18  |
| 19-2 | 土地の登記記録調査表      | 19  |
| 20-1 | 建物の登記記録調査表（一覧）  | 20  |
| 20-2 | 建物の登記記録調査表      | 21  |
| 21-1 | 権利者調査表（土地）      | 22  |
| 21-2 | 権利者調査表（建物）      | 23  |
| 22   | 用地測量(境界確認)立会一覧表 | 24  |
| 23   | 立会確認書           | 25  |
| 24   | 取得用地一覧表         | 26  |
| 25-1 | 土地現地調査報告書       | 27  |
| 25-2 | 参考図             | 28  |
| 26-1 | 計画概要表（検討資料）     | 29  |
| 26-2 | 計画概要表           | 30  |
| 26-3 | 面積比較表           | 31  |
| 26-4 | 計画概要比較表         | 32  |
| 27-1 | 居住者調査表（自家・家主）   | 33  |
| 27-2 | 居住者調査表（借家・借間）   | 34  |
| 28   | 消費税等調査表         | 35  |
| 29-1 | 企業概要書           | 38  |
| 29-2 | 移転工法（計画）案検討概要書  | 39  |
| 29-3 | 移転工法（計画）各案の比較表  | 40  |

| No.  | 様式名称                | ページ |
|------|---------------------|-----|
| 30   | 補償説明記録簿             | 41  |
| 31   | 土地調書                | 42  |
| 32   | 物件調書                | 43  |
| 33   | 生産性向上留意書            | 44  |
| 34   | リサイクル計画書（概略設計・予備設計） | 45  |
| 35   | リサイクル計画書（詳細設計）      | 46  |
| 36   | 〇〇業務の部分使用について（協議）   | 47  |
| 37   | 〇〇業務の部分使用について（承諾）   | 48  |
| 38   | 履行報告書               | 49  |
| 39   | 用地リスク特定調査票          | 50  |
| 40   | 用地リスク配置図            | 51  |
| 41   | 用地リスク工程表            | 52  |
| 42-1 | 用地取得工程管理計画書（原表）     | 53  |
| 42-2 | 用地取得工程管理計画書（管理用）    | 54  |
| 43   | 立会報告書               | 55  |
| 44   | 点検報告書               | 56  |
| 45   | 点検・調製確認完了報告書        | 57  |
| 46   | 用地関係資料作成完了報告書       | 58  |
| 47   | 用地交渉等記録簿            | 59  |
| 48   | 打合せ協議簿              | 60  |
| 49   | 資料収集調査報告書           | 61  |
| 50   | 現地確認調査報告書           | 62  |
| 51-1 | 業務従事者届              | 63  |
| 51-2 | 経歴書                 | 64  |
| 52-1 | 用地補償総合技術業務協議書       | 65  |
| 52-2 | 用地補償総合技術業務協議書       | 66  |
| 53   | 用地補償総合技術業務日報        | 67  |
| 54   | 補償金明細表              | 68  |
| 55   | 公共用地交渉等記録簿          | 69  |
| 56   | 移転履行状況等確認報告書        | 70  |
| 57-1 | 公共用地交渉達成状況引継書       | 71  |
| 57-2 | 特定個人情報管理状況報告書       | 72  |
| 58   | 貸与品借用書              | 73  |
| 59   | 貸与品返納書              | 74  |



年 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地  
受注者 氏名又は商号及び  
代表者氏名

## 担 当 技 術 者 届

下記のとおり、担当技術者として定めましたので、別添経歴書を添えて提出します。

### 記

1 委託業務番号及び名称

2 氏 名

3 担 当 業 務 の 内 容

# 経 歴 書

現 住 所      ○○県○○市○○町○○

氏      名      ○○    ○○                      昭和○○年○○月○○日生

学      歴      昭和○○年○○月                      ○○校○○科卒業（最終学歴）

入      社      平成○○年○○月                      ○○株式会社

職      歴      平成○○年○○月                      ○○業務（最初に従事した業務）

令和○○年○○月                      ○○業務（過去2～3年に従事した主な業務）

令和○○年○○月                      ○○業務（最近従事した主な業務）

現在に至る

資      格      平成○○年○○月              ○○士（○○部門）

上記のとおり相違ありません。

令和      年      月      日

氏名

- （注意） 1    職歴については、担当した業務職歴を記入すること。
- 2    仕様書で資格が定められている場合は、「資格」欄に該当の資格を記入し、合格証明書（写）等を添付すること。

## 業 務 計 画 書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

受注者氏名

委託業務名 令和 年度

### 業務計画書について（提出）

三重県 共通仕様書第 条に基づき、業務計画書を提出します。

受理日 年 月 日

監督員

業 務 工 程 表

| 令和    年    月    日 |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |      |     |
|-------------------|----|----|----|----|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|------|-----|
| 費目                | 工種 | 種別 | 単位 | 数量 | 月 |  | 月 |  | 月 |  | 月 |  | 月 |  | 月 |  | 達成率  | 備 考 |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |      |     |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |      |     |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  | 100% |     |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  | 90   |     |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  | 80   |     |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  | 70   |     |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  | 60   |     |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  | 50   |     |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  | 40   |     |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  | 30   |     |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  | 20   |     |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  | 10   |     |
|                   |    |    |    |    |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  |   |  | 0    |     |

(注意) 変更の記載は、変更    (実線)

当初    (点線) とする。

委託業務打合せ簿

[illegible]





# 支給品引渡通知書

年 月 日

受注者 住 所  
氏 名

監督員氏名

下記のとおり支給品を引き渡すので通知します。

| 業 務 名       |     |     |     | 契約年月日 | 年 月 日 |
|-------------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 引渡時期        |     |     |     |       |       |
| 引渡場所        |     |     |     |       |       |
| 引渡の相手<br>方名 |     |     |     |       |       |
| 品 目         | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 備 考   |       |
|             |     |     |     |       |       |
|             |     |     |     |       |       |
|             |     |     |     |       |       |
|             |     |     |     |       |       |
|             |     |     |     |       |       |
|             |     |     |     |       |       |
|             |     |     |     |       |       |

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。
- 2 備考欄には、受注者に対しての支給品の交付又は貸与の区分及び条件等を記入するものとする。
- 3 単価の記載を必要とするときは、備考欄に記入するものとする。

# 支給品受領書

年 月 日

監督員氏名 あて

受注者 住 所

氏 名

主任技術者

管理技術者

下記のとおり支給品を受領しました。

| 業 務 名 |     |     | 契約年月日 | 年 月 日 |
|-------|-----|-----|-------|-------|
| 品 目   | 規 格 | 単 位 | 数 量   | 備 考   |
|       |     |     |       |       |
|       |     |     |       |       |
|       |     |     |       |       |
|       |     |     |       |       |
|       |     |     |       |       |
|       |     |     |       |       |
|       |     |     |       |       |
|       |     |     |       |       |
|       |     |     |       |       |

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

2 備考欄には、受注者に対しての支給品の交付又は貸与の区分及び条件等を記入するものとする。

## 支 給 品 精 算 書

年 月 日

監督員氏名 あて

受注者 住 所

氏 名

主任技術者

管理技術者

下記のとおり支給品を精算します。

| 業 務 名      |                                              |     |      |      | 契約年月日 | 年 月 日   |
|------------|----------------------------------------------|-----|------|------|-------|---------|
| 品 目        | 規 格                                          | 単 位 | 数 量  |      |       | 備 考     |
|            |                                              |     | 支給数量 | 使用数量 | 残数量   |         |
|            |                                              |     |      |      |       |         |
|            |                                              |     |      |      |       |         |
|            |                                              |     |      |      |       |         |
|            |                                              |     |      |      |       |         |
|            |                                              |     |      |      |       |         |
|            |                                              |     |      |      |       |         |
|            |                                              |     |      |      |       |         |
|            |                                              |     |      |      |       |         |
|            |                                              |     |      |      |       |         |
| 監督員<br>証明欄 | 上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明する。<br>年 月 日（職氏名） |     |      |      |       | 物品出納簿登記 |
|            |                                              |     |      |      |       | 年 月 日   |

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

2 備考欄には、受注者に対しての支給品の交付又は貸与の区分及び条件等を記入するものとする。

# 支 給 品 返 納 書

年 月 日

監督員氏名 あて

受注者 住 所

氏 名

主任技術者

管理技術者

下記のとおり支給品を返納します。

| 業 務 名 |     |     |     | 契約年月日 | 年 月 日 |
|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 品 目   | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 備 考   |       |
|       |     |     |     |       |       |
|       |     |     |     |       |       |
|       |     |     |     |       |       |
|       |     |     |     |       |       |
|       |     |     |     |       |       |
|       |     |     |     |       |       |
|       |     |     |     |       |       |
|       |     |     |     |       |       |
|       |     |     |     |       |       |
|       |     |     |     |       |       |

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

2 備考欄には、受注者に対しての支給品の交付又は貸与の区分及び条件等を記入するものとする。

令和 年 月 日

三 重 県 知 事 あて

受注者 住 所  
名 称  
代表者氏名

## 再 委 託 (変 更 等) 申 出 書

令和 年 月 日付けをもって契約を締結した下記業務について、〇〇〇契約書  
第〇条第〇項に基づき、業務を再委託したいので承諾されたい。

### 記

1 委託業務番号及び名称

2 再委託予定者の名称等 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

3 再委託業務の内容  
(具体的に記載すること)

4 再委託する業務の契約金額(予定)

5 担当者氏名

6 再委託の必要性及び  
再委託予定者を選定  
した理由

7 再委託における業務の担当責任者

- (注意) 1 再委託予定者が2社以上の場合は、2～7を別紙に一覧表とすること。  
2 3については、再委託者が担当する業務内容及び再委託業務の予定工期等を記入すること。  
3 再委託の内容の変更、再委託の相手方の変更等を行う場合はその都度承諾を得るものとする。

第 一 号  
令和 年 月 日

受 注 者  
名 称  
代表者氏名 様

三重県知事 印

## 再 委 託 に つ い て

令和 年 月 日付けで申出のあった〇〇の再委託については、承諾する。

「なお、再委託内容等に変更が生じた場合は、あらかじめ変更の申し出を行うこと。」

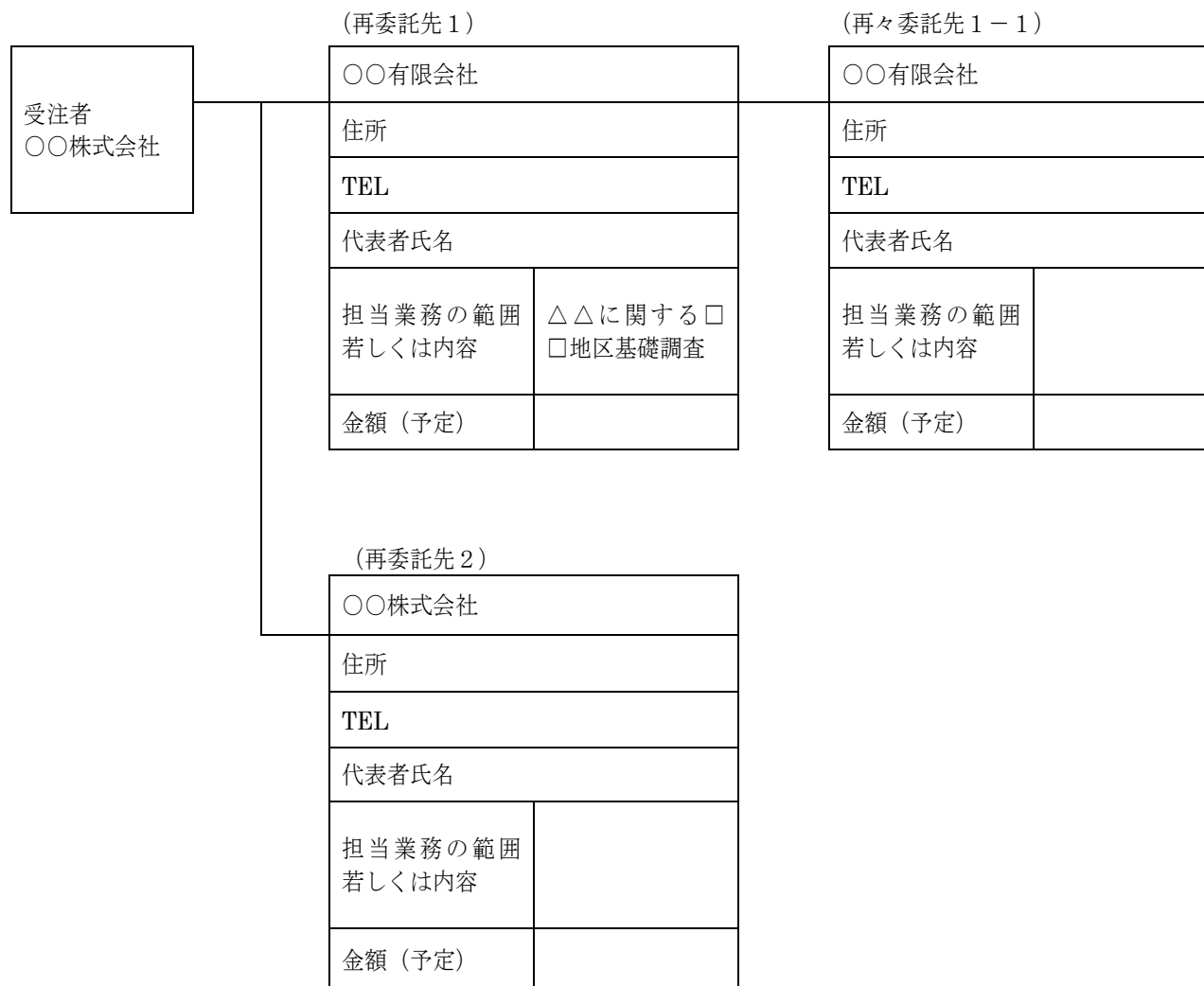
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 受注者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 受注者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 受注者は、発注者（監督員等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

（注意）

- 1 〇〇には、委託業務の名称又は業務の名称を記載する。
- 2 承諾しないとした場合は、「承諾する」を「承諾しない」とし、「なお、・・・」以降を削除すること。
- 3 承諾しないとした場合は、理由書を添付すること。
- 4 承諾する場合は、「なお、・・・」の追記を行う。
- 5 再委託の内容の変更、再委託の相手方の変更等を行う場合はその都度承諾を得るものとする。

## 履行体系図



- 注) 1 再委託一覧表の添付資料として提出を行う。
- 2 設計図書で指定した軽微な部分の再委託の相手方の記載は対象外とする。
- 3 金額については、「再委託(変更等)申出書」に記入した金額(予定)を記載する。

# 事 故 報 告 書

令和    年    月    日

監 督 員

あて

主任技術者

委託業務番号

委託業務名称

標記について、事故が発生しましたので報告します。

記

|               |                                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| 商 号 又 は 名 称   |                                                                   |
| 代 表 者 氏 名     |                                                                   |
| 登 録 番 号       |                                                                   |
| 営 業 所 所 在 地   |                                                                   |
| 施 行 場 所       |                                                                   |
| 事 故 発 生 年 月 日 |                                                                   |
| 事 故 発 生 場 所   |                                                                   |
| 事 故 の 内 容     | <p>※事故の原因、状況、内容等について、詳細を記述する。<br/>また、その説明資料として、写真、図面等を添付すること。</p> |



# 電 子 媒 体 等 納 品 書

監督員

あて

受注者 住 所  
氏 名

管理技術者氏名  
主任技術者氏名

下記のとおり電子媒体及び電子化できなかった書類を納品します。

記

| 業 務 名   | 令和〇〇年度 〇〇業務委託 |     |     | テクリス等登録番号   | 1234-56789      |
|---------|---------------|-----|-----|-------------|-----------------|
| 電子媒体の種類 | 規 格           | 単 位 | 数 量 | 作 成 年 月 日   | 備 考             |
| C D-R   | 700MB         | 部   | 3   | 20〇〇年〇〇月〇〇日 | CD-R は 2 枚/部です。 |
|         |               |     |     |             |                 |
|         |               |     |     |             |                 |
|         |               |     |     |             |                 |
|         |               |     |     |             |                 |
|         |               |     |     |             |                 |
|         |               |     |     |             |                 |

電子化できなかった書類名

(備考)

令和 年 月 日

監督員氏名

あて

受注者 住 所

氏 名

## 障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、  
障害物を伐除したので、用地調査等共通仕様書第19条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- (注) 1 別紙調査表は、立竹木要領の様式第1号の立竹木調査表等に準じて作成するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

第 号

## 身 分 証 明 書

受注者 住 所  
名 称

役職及び氏名

( 才 )

上記の者は、設計業務等委託契約に基づき、委託業務を行う者であることを証明する。

委託業務番号及び名称

委託業務の施行場所

有 効 期 限

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

発 行 日  
発 行 者 住所  
氏名

令和 年 月 日

印

### 裏面記載事項

- 1 本証は、公印、日付のないものは無効とする。
- 2 有効期間を経過したとき、又は設計業務等委託契約書が解除されたとき等不要となった場合は、ただちに返還すること。
- 3 役職、氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
- 4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

土地の登記記録調査表（一覧）

| 整理<br>番号 | 表 題 部 |     |    |     | 権 利 部 |     |     | 備 考 |
|----------|-------|-----|----|-----|-------|-----|-----|-----|
|          |       |     |    |     | 甲 区   |     | 乙 区 |     |
|          | 所 在   | 地 番 | 地目 | 地 積 | 所有者   | 住 所 | 有 無 |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |
|          |       |     |    |     |       |     |     |     |

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

## 土地の登記記録調査表

|                        |        |      |          |      |         |
|------------------------|--------|------|----------|------|---------|
| 調査年月日                  | 年 月 日  | 調査者  |          | 整理番号 |         |
| 表 題 部 (土地の表示)          |        |      |          |      |         |
| 所 在                    |        |      |          |      |         |
| 地 番                    |        | 最終支号 |          | 地 目  |         |
| 所有者                    |        |      |          |      |         |
| 権 利 部 甲 区 欄 (所有権)      |        |      |          |      |         |
| 登<br>記<br>名<br>義<br>人  | 氏名、名称  |      |          |      | 共有持分    |
|                        | 住所、所在地 |      |          |      |         |
|                        | 氏名、名称  |      |          |      | 共有持分    |
|                        | 住所、所在地 |      |          |      |         |
|                        | 氏名、名称  |      |          |      | 共有持分    |
|                        | 住所、所在地 |      |          |      |         |
| 権 利 部 乙 区 欄 (所有権以外の権利) |        |      |          |      |         |
| 登<br>記<br>名<br>義<br>人  | 氏名、名称  |      |          |      |         |
|                        | 住所、所在地 |      |          |      |         |
|                        | 権利の種類  |      | 順位<br>番号 |      | 権利の内容   |
|                        | 権利の始期  |      |          |      | 存 続 期 間 |
|                        | 氏名、名称  |      |          |      |         |
|                        | 住所、所在地 |      |          |      |         |
|                        | 権利の種類  |      | 順位<br>番号 |      | 権利の内容   |
|                        | 権利の始期  |      |          |      | 存 続 期 間 |
| 仮登記の内容                 |        |      |          |      |         |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

建物の登記記録調査表（一覧）

| 整理<br>番号 | 所<br>在 | 表<br>題<br>部 |     |     |     |          | 権利部   |    | 備<br>考 |
|----------|--------|-------------|-----|-----|-----|----------|-------|----|--------|
|          |        |             |     |     |     |          | 甲 区   | 乙区 |        |
|          |        | 家屋番号        | 種 類 | 構 造 | 床面積 | 原因及びその日付 | 所 有 者 | 有無 |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |
|          |        |             |     |     |     |          |       |    |        |

（注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

## 建物の登記記録調査表

|                          |        |     |         |       |  |
|--------------------------|--------|-----|---------|-------|--|
| 調査年月日                    | 年 月 日  | 調査者 |         | 整理番号  |  |
| 表 題 部 (主たる建物の表示、附属建物の表示) |        |     |         |       |  |
| 所 在                      |        |     |         | 家屋番号  |  |
| 種 類                      |        | 構 造 |         | 床 面 積 |  |
| 登記原因及びその日付               |        |     |         |       |  |
| 所有者                      |        |     |         |       |  |
| 権 利 部 甲 区 欄 (所 有 権)      |        |     |         |       |  |
| 登<br>記<br>名<br>義<br>人    | 氏名、名称  |     |         | 共有持分  |  |
|                          | 住所、所在地 |     |         |       |  |
|                          | 氏名、名称  |     |         | 共有持分  |  |
|                          | 住所、所在地 |     |         |       |  |
| 権 利 部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)   |        |     |         |       |  |
| 登<br>記<br>名<br>義<br>人    | 氏名、名称  |     |         |       |  |
|                          | 住所、所在地 |     |         |       |  |
|                          | 権利の種類  |     | 権利の内容   |       |  |
|                          | 権利の始期  |     | 存 続 期 間 |       |  |
|                          | 氏名、名称  |     |         |       |  |
|                          | 住所、所在地 |     |         |       |  |
|                          | 権利の種類  |     | 権利の内容   |       |  |
|                          | 権利の始期  |     | 存 続 期 間 |       |  |
| 仮登記の内容                   |        |     |         |       |  |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

## 権 利 者 調 査 表 （ 土 地 ）

|                                      |            |     |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|--------------------------------------|------------|-----|------------------|-----|--------------|--|--------|------------------|--|-----|--|--|
| 調査年月日                                |            |     |                  | 調査者 |              |  |        | 整理番号             |  |     |  |  |
| 権<br>利<br>者<br>が<br>法<br>人<br>以<br>外 | 登記名義人の氏名   |     |                  |     |              |  |        | 生 年 月 日<br>死亡年月日 |  |     |  |  |
|                                      | 登記名義人の住所   |     |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      | 相 続 関 係    |     |                  |     |              |  |        | 相続系統図            |  | 別 紙 |  |  |
|                                      | 相続人の氏名     |     | 生 年 月 日<br>死亡年月日 |     | 被相続人<br>との続柄 |  | 相続人の住所 |                  |  |     |  |  |
|                                      |            |     |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      |            |     |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      |            |     |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      |            |     |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      |            |     |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      |            |     |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      |            |     |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      |            |     |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      | 法定代理人等     |     | 氏 名              |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      |            |     | 住 所              |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
| 財 産<br>管理人                           |            | 氏 名 |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      |            | 住 所 |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
| 権<br>利<br>者<br>が<br>法<br>人           | 法 人 の 名 称  |     |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      | 主たる事務所の所在地 |     |                  |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      | 法人の代表者     |     | 氏 名              |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      |            |     | 住 所              |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      | 破産管財人等     |     | 氏 名              |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |
|                                      |            |     | 住 所              |     |              |  |        |                  |  |     |  |  |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。



## 権 利 者 調 査 表 （ 建 物 ）

|                                      |                            |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|--------------------------------------|----------------------------|------------|------------------|--------------|--------|--|------------------|-----|--|
| 調査年月日                                |                            |            |                  | 調査者          |        |  | 整理番号             |     |  |
| 権<br>利<br>者<br>が<br>法<br>人<br>以<br>外 | 登記名義人の氏名                   |            |                  |              |        |  | 生 年 月 日<br>死亡年月日 |     |  |
|                                      | 登記名義人の住所                   |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      | 相 続 関 係                    |            |                  |              |        |  | 相続系統図            | 別 紙 |  |
|                                      | 相続人の氏名                     |            | 生 年 月 日<br>死亡年月日 | 被相続人<br>との続柄 | 相続人の住所 |  |                  |     |  |
|                                      |                            |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      |                            |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      |                            |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      |                            |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      |                            |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      |                            |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      |                            |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      |                            |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      | 法<br>定<br>代<br>理<br>人<br>等 | 氏 名        |                  |              |        |  |                  |     |  |
| 住 所                                  |                            |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      |                            | 財 産<br>管理人 | 氏 名              |              |        |  |                  |     |  |
| 住 所                                  |                            |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      | 権<br>利<br>者<br>が<br>法<br>人 | 法 人 の 名 称  |                  |              |        |  |                  |     |  |
| 主たる事務所の所在地                           |                            |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
| 法人の<br>代表者                           |                            | 氏 名        |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      |                            |            | 住 所              |              |        |  |                  |     |  |
| 破産管<br>財人等                           | 氏 名                        |            |                  |              |        |  |                  |     |  |
|                                      |                            | 住 所        |                  |              |        |  |                  |     |  |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

用地測量（境界確認）立会一覧表

事業名  
受注者名

| 立会人住所 | 氏名 | 所在地 |   |    | 境界確認立会<br>予定日 | 備考 |
|-------|----|-----|---|----|---------------|----|
|       |    | 市町  | 字 | 地番 |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |
|       |    |     |   |    |               |    |

（注）立会予定者ごとに作成する。

立 会 確 認 書

調 査 責 任 者

三重県が施行する 工事のための必要な土地について、下記のとおり調書を作成する。

〇〇事務所立会者

市 町 地内  
郡  
下記記載の土地の境界は、現地で立会いにより確認しました。

| 土地所有者及び関係人 |     | 土地の表示 |    |    | 立会年月日 | 立会人署名 | 資格確認 |        | 摘 要<br>(連絡先) |
|------------|-----|-------|----|----|-------|-------|------|--------|--------------|
| 住 所        | 氏 名 | 字     | 地番 | 地目 |       |       | 関係   | 本人確認方法 |              |
|            |     |       |    |    |       |       |      |        |              |
|            |     |       |    |    |       |       |      |        |              |
|            |     |       |    |    |       |       |      |        |              |
|            |     |       |    |    |       |       |      |        |              |
|            |     |       |    |    |       |       |      |        |              |
|            |     |       |    |    |       |       |      |        |              |
|            |     |       |    |    |       |       |      |        |              |
|            |     |       |    |    |       |       |      |        |              |
|            |     |       |    |    |       |       |      |        |              |
|            |     |       |    |    |       |       |      |        |              |

(注) 1. 摘要欄に対象地、隣接地の別を明記すること。  
2. 関係欄には、立会人の所有者との関係について、本人、家族（続柄）、管理者、代理人の区分により記載すること。現在の所有者が登記名義人と異なる場合は、摘要欄に所有者の住所及び氏名並びに所有権取得に関する登記名義人と所有者との関係（相続人や買受人など）を記入すること。  
3. 本人確認方法欄には、立会人の本人確認を行った方法について、次の区分により該当する番号をすべて記載すること。  
(1) 身分証明書 (2) 運転免許証 (3) 各種被保険者証 (4) マイナンバーカード (5) 委任状 (6) 立会通知書持参 (7) 自宅訪問 (8) 面識あり (9) 他の立会人の申述 (10) その他（具体的に記述）

|       |           |
|-------|-----------|
| 工 事 名 |           |
| 工事箇所  | 郡 町 大字 地内 |

(作成月日            年        月        日)

[illegible]

## 様式第25号の 1

土地現地調査報告書（囑託登記用）

年 月 日作成

以下のとおり申請土地の調査の結果を報告します。

官 公 署 名

用地担当室長 職名・氏名

担 当 者 氏名

連絡先 TEL

(連絡先担当者 氏名 )

印

印

|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|-------|-----------|--|--|---------------------------------|--|--|
| 基礎的情報                             | 1                                                         | 登記の目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <input type="checkbox"/> 表題 <input type="checkbox"/> 地積更正 <input type="checkbox"/> 分筆 <input type="checkbox"/> 合筆 <input type="checkbox"/> 地目変更<br><input type="checkbox"/> 地目更正 <input type="checkbox"/> 地図訂正 <input type="checkbox"/> その他 ( )                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   | 2                                                         | 申請対象土地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所 在                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 地 番                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 地 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
| 地 積                               |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           | 所 有 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  | <input type="checkbox"/> 登記簿と相違 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  | <input type="checkbox"/> 備考欄に記載 |  |  |
| 確認の情報<br>資料による調査又は<br>現地調査の情報     | 3                                                         | 地域区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 村落地 <input type="checkbox"/> 農耕地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 原野                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   | 4                                                         | 地図等の分類・種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 分 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/> 法14条地図 <input type="checkbox"/> 地図に準ずる図面 <input type="checkbox"/> 公園の備え付けのない地域                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 種 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <input type="checkbox"/> 旧土地台帳附属地図 <input type="checkbox"/> 土地区画整理所在図 <input type="checkbox"/> 土地改良所在図<br><input type="checkbox"/> 地籍図 <input type="checkbox"/> 法務局作成地図 <input type="checkbox"/> その他 ( )                                                                                                                                                                                          |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   | 5                                                         | 所有権確認資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 埋立竣工認可書 <input type="checkbox"/> 譲与・交換・売払証明書（承諾書） <input type="checkbox"/> その他 ( )<br><input type="checkbox"/> 登記簿・記録 <input type="checkbox"/> 代理権限証明書 <input type="checkbox"/> 相続関係書類 <input type="checkbox"/> その他 ( )                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   | 6                                                         | 申請土地の確認等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | (資料) <input type="checkbox"/> 登記簿 <input type="checkbox"/> 法14条地図 <input type="checkbox"/> 準地図 <input type="checkbox"/> 地積測量図 <input type="checkbox"/> 市町村副図<br>(現地) <input type="checkbox"/> 所有者の申述 <input type="checkbox"/> 立会人の申述 <input type="checkbox"/> 地形・周囲の状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>(整合性) <input type="checkbox"/> 一致 <input type="checkbox"/> おおむね一致 <input type="checkbox"/> 一定程度一致 <input type="checkbox"/> 大きく異なる |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
| 7                                 | 現況及び利用状況                                                  | <input type="checkbox"/> 宅地 建物の有無 ( <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ) <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 原野<br><input type="checkbox"/> 農地 ( <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> ( ) ) <input type="checkbox"/> 公共用地 ( <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> ( ) )<br><input type="checkbox"/> 雑種地 ( <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
| 対象土地の筆界に関する確認情報                   | 8                                                         | 筆界に関する情報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 筆界調査の方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 地積測量図 <input type="checkbox"/> 準地図 <input type="checkbox"/> 法14条地図 <input type="checkbox"/> 区画整理等確定図<br><input type="checkbox"/> 公用地境界確定図 <input type="checkbox"/> 所有者・立会人の指示 <input type="checkbox"/> その他 ( )                                                                                                                                                           |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 境界標等の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> コンクリート杭 (C) <input type="checkbox"/> 石杭 (S) <input type="checkbox"/> 金属標 (プレート) (R)<br><input type="checkbox"/> 金属鉄 (B) <input type="checkbox"/> 刻印 (K) <input type="checkbox"/> プラスチック杭 (P)<br><input type="checkbox"/> 木杭 (W) <input type="checkbox"/> その他 (E) ( <input type="checkbox"/> 境樹 <input type="checkbox"/> 塀 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )<br>別添図面のとおり |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 境界標等の既設・新設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 既設 点 <input type="checkbox"/> 新設 点 別添図面のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 境界標等の位置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 別添図面のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   | 9                                                         | 民有地の立会人及び本人確認方法等<br><br>* 本人確認方法 (以下の該当番号を記載すること。複数可。)<br>1. 身分証明書<br>2. 運転免許証<br>3. 各種被保険者証<br>4. マイナンバーカード<br>5. 委任状<br>6. 立会通知書持参<br>7. 自宅訪問<br>8. 面識あり<br>9. 他の立会人の申述<br>10. その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 地番                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 本人確認方法 | 立会人氏名 | 立会年月日 | 確認した筆界点番号 |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 家族 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 代理人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 家族 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 代理人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 家族 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 代理人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 家族 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 代理人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 家族 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 代理人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 家族 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
|                                   | <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 代理人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |
| <input type="checkbox"/> 別添図面のとおり |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |       |       |           |  |  |                                 |  |  |

|              |    |           |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |
|--------------|----|-----------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|              | 10 | 公有地の立会確認者 | 地番                                                    | 官公署・所属部局                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 官職                                                                                                            | 立会人氏名                       | 立会年月日                       | 確認した境界点番号                                                                           |
|              |    |           |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |
|              |    |           |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |
|              |    |           |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |
|              |    | □別添図面のとおり |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |
| 地積測量方法及び求積方法 | 11 | 測量・求積の方法等 | 基本三角点等                                                | <input type="checkbox"/> 国家基準点 <input type="checkbox"/> 電子基準点 <input type="checkbox"/> 三角点 <input type="checkbox"/> 多角点    □（ ）<br><input type="checkbox"/> 街区基準点 <input type="checkbox"/> 三角点 <input type="checkbox"/> 多角点    □（ ）<br><input type="checkbox"/> 都市基準点 <input type="checkbox"/> 地籍図根点 <input type="checkbox"/> 登記基準点<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |
|              |    |           | 恒久的地物                                                 | <input type="checkbox"/> 橋梁 <input type="checkbox"/> 鉄塔 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート建物 <input type="checkbox"/> 石段<br><input type="checkbox"/> 引照点 <input type="checkbox"/> その他（ ）                                                                                                                                                 |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |
|              |    |           | 観測方法                                                  | <input type="checkbox"/> GPS測量 <input type="checkbox"/> TS測量 <input type="checkbox"/> トランシット測量 <input type="checkbox"/> テープ測量<br><input type="checkbox"/> その他（ ）                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |
|              |    |           |                                                       | 測量年月日（      年      月      日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |
|              |    |           | 求積方法                                                  | 座標法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |
|              |    |           | 座標系                                                   | <input type="checkbox"/> 世界測地系（      系） <input type="checkbox"/> 任意                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |
|              |    |           | 許容誤差                                                  | 地域区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 市街地（甲2まで） <input type="checkbox"/> 村落・農耕地（乙1まで） <input type="checkbox"/> 山林・原野（乙3まで） |                             |                             |                                                                                     |
|              |    |           |                                                       | 精度区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 甲1                                                                                   | <input type="checkbox"/> 甲2 | <input type="checkbox"/> 甲3 | <input type="checkbox"/> 乙1 <input type="checkbox"/> 乙2 <input type="checkbox"/> 乙3 |
|              |    |           |                                                       | 地積更正の必要性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                                                         |                             |                             |                                                                                     |
|              | 12 | 備考欄       | 地図訂正の必要性                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |
|              |    |           | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                               |                             |                             |                                                                                     |

参 考 図

|    |  |
|----|--|
| 地番 |  |
| 所在 |  |

(注) 1 土地所在図、地積測量図などを参考図として利用しても差し支えない。

## 計画概要表（検討資料）

|                    |   |      |                  |      |      |      |       |
|--------------------|---|------|------------------|------|------|------|-------|
| 整理番号               |   | 検討月日 |                  | 検討者  |      |      |       |
| 所在地                |   |      |                  | 用途地域 |      | 建ぺい率 |       |
| 土地所有者              |   |      |                  | 容積率  |      | その他  |       |
| 建物所有者              |   |      |                  | 家族人員 |      | 占有者  |       |
| 建物の構造概要            |   |      | 一階面積             | 二階面積 | 三階面積 | 延べ面積 | 主たる用途 |
| (1)                |   |      | ，                | ，    | ，    | ，    |       |
| (2)                |   |      | ，                | ，    | ，    | ，    |       |
| (3)                |   |      | ，                | ，    | ，    | ，    |       |
| (4)                |   |      | ，                | ，    | ，    | ，    |       |
| 計                  |   |      | ，                | ，    | ，    | ，    |       |
| 敷地面積<br>(A)        | ， |      | 事業用地率<br>(B)／(A) | ，    |      | 特記事項 |       |
| 事業用地面積<br>(B)      | ， |      | 残地建築<br>可能面積     | ，    |      |      |       |
| 残地又は建築<br>可能面積 (C) | ， |      | 建築可能<br>延べ面積     | ，    |      |      |       |
| 営 業 の 実 態          |   |      |                  |      |      |      |       |
| 業 種                |   |      | 基<br>本<br>額      | 収 益  | 円    |      |       |
| 従業員数               |   |      |                  | 給 料  | 円    |      |       |
| 一か月の<br>売 上        |   |      |                  | 固定経費 | 円    |      |       |
|                    |   |      |                  | 計    | 円    |      |       |
| 検討結果               |   |      |                  |      |      |      |       |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第26号の2

## 計 画 概 要 表

|                                 |                                                 |                                                     |                                      |                                                            |             |  |
|---------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------|--|
| 所 在 地                           |                                                 |                                                     | 敷<br>地<br>面<br>積<br>等<br>の<br>確<br>認 | m <sup>2</sup><br>1. 残地実測図<br>2. 図上求積<br>3. その他<br><br>〔 〕 | 特 記 事 項     |  |
| 建物所有者                           |                                                 |                                                     |                                      |                                                            | 用途(機能)に係るもの |  |
| 土地所有者                           |                                                 |                                                     |                                      |                                                            |             |  |
| 道<br>路<br>関<br>係                | 計 画 道 路 等                                       |                                                     |                                      |                                                            |             |  |
|                                 | 敷地に接面する道路                                       | 郡・区・私・m<br>4 2 条 2 項 年 月 日<br>道 路 (第 号)<br>道路後退距離 m |                                      |                                                            |             |  |
| 建<br>築<br>基<br>準<br>法<br>関<br>係 | 都 市 計 画                                         | 区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域                               | 構造(基礎)に係るもの                          |                                                            |             |  |
|                                 | 区 域 ・ 地 区                                       | 第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業                          |                                      |                                                            |             |  |
|                                 |                                                 | 工業専用・特別用途地区( ) 無指定                                  |                                      |                                                            |             |  |
|                                 |                                                 | 高度地区( ) 種・美観地区・風致地区第( ) 種                           |                                      |                                                            |             |  |
|                                 | 防 火 指 定                                         | 防火・準防火・無指定                                          | 設備に係るもの                              |                                                            |             |  |
|                                 | 2 2 条 ・ 2 3 条<br>指 定 地 域                        | 防火しなければならない範囲                                       |                                      |                                                            |             |  |
|                                 | 建 ぺ い 率                                         | ( ) % 敷地に二以上の地域・地区のある場合( ) %                        |                                      |                                                            |             |  |
|                                 | 角 地 適 用                                         | 有・無 (条件 )                                           |                                      |                                                            |             |  |
|                                 | 容 積 率                                           | ( ) % 敷地に二以上の地域・地区のある場合( ) %                        |                                      |                                                            |             |  |
|                                 | 絶 対 高                                           | 有・無 ( ) m                                           |                                      |                                                            |             |  |
| 関<br>係                          | 建 築 協 定                                         | 有・無 ( )                                             | そ<br>の<br>他                          |                                                            |             |  |
|                                 | 壁 面 後 退                                         | 有・無 ( )                                             |                                      |                                                            |             |  |
|                                 | 斜 線<br>北 側 斜 線<br>隣 地 斜 線<br>道 路 斜 線<br>( 図 示 ) |                                                     |                                      |                                                            |             |  |

(注) 1 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。



様式第26号の 3

面 積 比 較 表

| 建物<br>No.  | 現 状 建 物 |     |     | A 案 |     |     | B 案 |     |     | C 案 |     |     | 備 考 |
|------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|            | 階       | 室 名 | 面 積 | 階   | 面 積 | 増 減 | 階   | 面 積 | 増 減 | 階   | 面 積 | 増 減 |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|            |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 1 階 床 面 積  |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 2 階 床 面 積  |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 3 階 床 面 積  |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 4 階 床 面 積  |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 建物 延 べ 面 積 |         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 面 積 増 減 率  |         |     | ①   | %   |     |     | %   |     |     | %   |     |     |     |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

計 画 概 要 比 較 表

| 項 目                                              |             | A 案                      | B 案                      | C 案                      |
|--------------------------------------------------|-------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 敷 地 面 積<br>m <sup>2</sup><br>( . )               | 建ぺい率 ( % )  | . %                      | . %                      | . %                      |
|                                                  | 容 積 率 ( % ) | . %                      | . %                      | . %                      |
|                                                  | 建物(計画)延べ面積  | . m <sup>2</sup>         | . m <sup>2</sup>         | . m <sup>2</sup>         |
|                                                  | 面 積 増 減 率   | . m <sup>2</sup> ( . % ) | . m <sup>2</sup> ( . % ) | . m <sup>2</sup> ( . % ) |
| 建築基準法その他法令上の問題点                                  |             |                          |                          |                          |
| 平面計画上の<br>メリット及びデメリット<br>メリット＝ (M)<br>デメリット＝ (D) |             | (M)                      |                          |                          |
|                                                  |             | (D)                      |                          |                          |
| 総 合 判 断                                          |             |                          |                          |                          |
| 判 定                                              |             |                          |                          |                          |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。

様式第 27 号の 1

居 住 者 調 査 表

(自家・家主)

|                          |            |                           |                        |                      |            |            |            |
|--------------------------|------------|---------------------------|------------------------|----------------------|------------|------------|------------|
|                          |            | 調査者                       |                        | 調 査<br>年月日           |            | 整 理<br>番 号 |            |
| 建 物 所 在 地                | 郡 町<br>市 字 |                           |                        |                      |            |            |            |
| 建物所有者住所                  | 郡 町<br>市 字 |                           |                        |                      |            |            |            |
| 建 物 所 有 者<br>氏 名 又 は 名 称 |            | 法人を代表する者<br>の 氏 名 及 び 住 所 |                        | 電話<br>番号             |            | 局 番(呼)     |            |
| 土 地 の 所 有 者<br>住 所 ・ 氏 名 |            |                           |                        |                      |            |            |            |
| 建物取得年月日<br>不明の時は推定       | 年 月 日      | 建物の<br>取得方法               |                        | 居 住 年 月 日<br>不明の時は推定 |            | 年 月 日      |            |
| 建 物 の 居 住 者              |            |                           |                        |                      |            |            |            |
| 続 柄                      | 氏 名        | 生 年 月 日                   |                        | 所 在 地                |            | 職 業        |            |
| 世 帯 主                    |            | 年 月 日                     |                        |                      |            |            |            |
|                          |            | 年 月 日                     |                        |                      |            |            |            |
|                          |            | 年 月 日                     |                        |                      |            |            |            |
| 建物に借家・借間人が居住している場合       |            |                           |                        |                      |            |            |            |
| 貸家<br>の別<br>貸間           | 貸 主        | 借家<br>人氏名<br>借間           | 家 賃                    | 貸家<br>面積<br>貸間       | 権利金<br>敷 金 | 契 約<br>年月日 | 契約書<br>の有無 |
|                          |            |                           | 円                      | m <sup>2</sup>       | 円          |            | 有・無        |
|                          |            |                           |                        |                      |            |            |            |
| 戸籍簿等の調査                  |            |                           |                        |                      |            |            |            |
| 使 用 状 況                  |            |                           |                        |                      | 住居面積       |            |            |
| 摘 要                      |            |                           |                        |                      |            |            |            |
| 配偶者居住権に関する調査結果           |            |                           |                        |                      |            |            |            |
| 配偶者居住権の<br>有 無           | 有・無        | 存続<br>期間                  | 終身・ 年                  | 権利の<br>始 期           |            |            |            |
| 上 記 認 定 理 由              |            |                           |                        |                      |            |            |            |
| 配偶者居住権者<br>の 氏 名         |            |                           | 配 偶 者 居 住 権 者<br>の 住 所 |                      |            |            |            |

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

注 2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

## 様式第27号の2

## 居 住 者 調 査 表

|                       |                                 |            |                |     |                            |                |  |            |  |
|-----------------------|---------------------------------|------------|----------------|-----|----------------------------|----------------|--|------------|--|
| (借家・借間)               |                                 |            |                | 調査者 |                            | 調 査<br>年月日     |  | 整 理<br>番 号 |  |
| 住 所                   | <div>郡 町</div> <div>市 字</div>   |            |                |     |                            |                |  |            |  |
| 氏 名<br>又 は 名 称        |                                 |            |                |     | 電話<br>番号                   | 局 番(呼)         |  |            |  |
| 続 柄                   | 氏 名                             | 生 年 月 日    |                | 職 業 |                            | 勤務先所在地         |  |            |  |
| 世帯主又は<br>法人を代表<br>する者 |                                 | 年 月 日      |                |     |                            |                |  |            |  |
|                       |                                 | 年 月 日      |                |     |                            |                |  |            |  |
|                       |                                 | 年 月 日      |                |     |                            |                |  |            |  |
|                       |                                 | 年 月 日      |                |     |                            |                |  |            |  |
|                       |                                 | 年 月 日      |                |     |                            |                |  |            |  |
|                       |                                 | 年 月 日      |                |     |                            |                |  |            |  |
|                       |                                 | 年 月 日      |                |     |                            |                |  |            |  |
|                       |                                 | 年 月 日      |                |     |                            |                |  |            |  |
| 家主氏名                  |                                 | 家 賃        | 月              | 円   | 権 利 金<br>敷 金               | 円              |  |            |  |
| 借 家 面 積               |                                 | 借間面積       | m <sup>2</sup> |     | 住居面積                       | m <sup>2</sup> |  |            |  |
| 借家・借間<br>契約年月日        | 年 月 日                           | 契 約<br>期 間 | 年              |     | 賃貸借契<br>約書、住<br>民票等の<br>有無 |                |  |            |  |
| 使 用 状 況               | 入居日<br>年 月 日                    | 入 居<br>期 間 | 年              |     |                            |                |  |            |  |
| 備 考                   | 家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。 |            |                |     |                            |                |  |            |  |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

## 消 費 税 等 調 査 表

|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |                                                                   |     |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------|-----|--|
| (1 / 2)                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 調査者        |                                                                   | 年月日 |  |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>郡<br/>市</div> <div>町</div> <div>字</div> </div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |                                                                   |     |  |
| 調査対象者                                                                                                            | 住 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 郡 町 字<br>市 |                                                                   |     |  |
|                                                                                                                  | 氏 名 又 は<br>法人・代表者名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |                                                                   |     |  |
| 調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            | 調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分                                           |     |  |
|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            | <input type="checkbox"/> 事業用資産<br><input type="checkbox"/> 家事共用資産 |     |  |
| 基 準 期 間                                                                                                          | 年 月 日 ～ 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |                                                                   |     |  |
| 前年(個人)又は<br>前事業年度                                                                                                | 年 月 日 ～ 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |                                                                   |     |  |
| 調<br>査<br>・<br>収<br>集<br>し<br>た<br>資<br>料                                                                        | <input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」<br><input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」<br><input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」<br><input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書<br><input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書<br><input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書<br><input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書<br><input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書<br><input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書<br><input type="checkbox"/> 法人設立届出書<br><input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書<br><input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書<br><input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用)<br><input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等)<br><input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書<br><input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書<br><input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る通知書<br><input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書<br><input type="checkbox"/> その他の資料 |            |                                                                   |     |  |

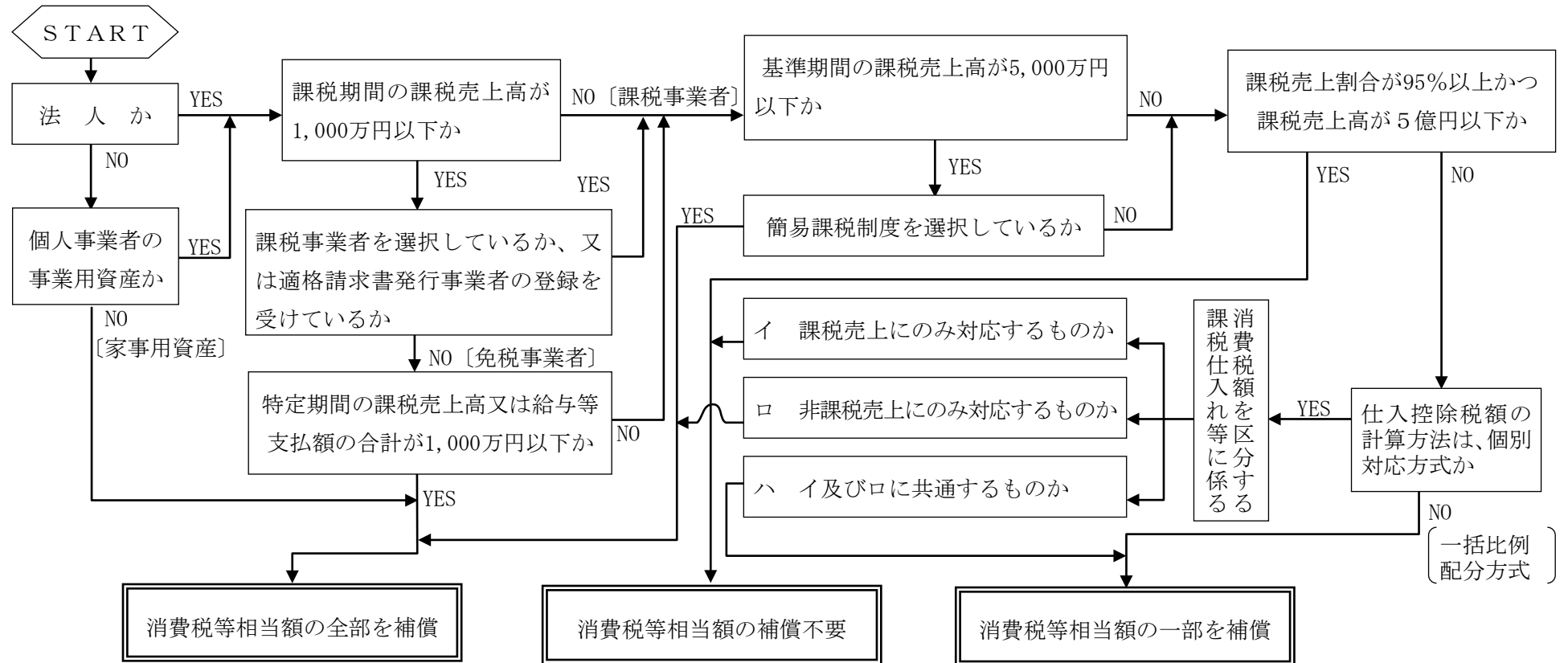
(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

(2/2)

|                                           |                            |                                                                                       |                                                                                                                                    |                                                                                 |   |
|-------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---|
| 本<br>則<br>課<br>税<br>事<br>業<br>者<br>関<br>係 | 資<br>料                     | 前年（個人）又は前事業年度の<br>「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」                                                |                                                                                                                                    | <input type="checkbox"/> 有（下記へ）<br><input type="checkbox"/> 無                   |   |
|                                           |                            | 「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書<br>類」の有無及び承認割合について<br>※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産<br>である場合のみ収集する。） |                                                                                                                                    | <input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の<br>共用資産へ）<br><input type="checkbox"/> 無（下記へ） |   |
|                                           | 補 償 用 課 税<br>売 上 割 合       | ① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）                                                                  |                                                                                                                                    |                                                                                 | 円 |
|                                           |                            | ② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）                                                                    |                                                                                                                                    |                                                                                 | 円 |
|                                           |                            | ③ 土地買収代金額等<br>（区分地上権、地役権設定代金を含む）                                                      |                                                                                                                                    |                                                                                 | 円 |
|                                           | 補償用課税売<br>上割合の算出<br>①（②＋③） | $\frac{\text{①}}{\text{②} + \text{③}} =$                                              |                                                                                                                                    | %                                                                               |   |
|                                           | 補 償 用 課 税<br>売 上 割 合 の 率   | 補 償 用 課 税<br>売 上 割 合 率                                                                | <input type="checkbox"/> 95%以上である<br><input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）                                                        |                                                                                 |   |
|                                           | 補 償 用 課 税<br>売 上 割 合 の 額   | 補 償 用 課 税<br>売 上 高 の 額                                                                | <input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ）<br><input type="checkbox"/> 5億円以下である（下記へ）                                                   |                                                                                 |   |
|                                           | 採 用 方 式                    | 前年又は前事業年度の<br>「消費税及び地方消費<br>税確定申告書（控）」                                                | <input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している<br>（一括比例配分方式へ）<br><input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している<br>（個別対応方式へ）                     |                                                                                 |   |
|                                           | 個別対応方式                     | 補 償 対 象 物 件                                                                           | <input type="checkbox"/> イ 課税売上にのみ対応するもの<br><input type="checkbox"/> ロ 非課税売上にのみ対応するもの<br><input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ） |                                                                                 |   |
| 個別対応方式<br>の 共 用 資 産                       | 一<br>部<br>補<br>償           | $\text{消費税等相当額} \times (1 - \text{補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合}) \times (1 - 0. ) =$          |                                                                                                                                    |                                                                                 |   |
| 一括比例配分<br>方 式                             |                            | $\text{消費税等相当額} \times (1 - \text{補償用課税売上割合}) \times (1 - 0. ) =$                     |                                                                                                                                    |                                                                                 |   |

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）



（注） 1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。

2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

3 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

企 業 概 要 書

|                            |                     |                   |                     |         |   |                                                     |  |
|----------------------------|---------------------|-------------------|---------------------|---------|---|-----------------------------------------------------|--|
| 所 在 地                      |                     |                   |                     |         |   | 組<br><br>織<br><br>図                                 |  |
| 名 称 及 び<br>代 表 者 名         |                     |                   |                     |         |   |                                                     |  |
| 業 種                        |                     |                   |                     |         |   |                                                     |  |
| 製 造 、 加 工<br>販 売 等 品 目     |                     |                   |                     |         |   |                                                     |  |
| 原材料、製品<br>及 び 商 品 の<br>種 類 |                     |                   |                     |         |   |                                                     |  |
| 主 な 仕 入 先<br>販 売 先         |                     |                   |                     |         |   |                                                     |  |
| 移転工法検討<br>上留意すべき<br>事 項    |                     |                   |                     |         |   | 製<br>品<br>等<br>の<br>製<br>造<br>工<br>程<br>流<br>れ<br>図 |  |
| 敷 地 面 積<br>(A)             | ・<br>m <sup>2</sup> | 事業用<br>地面積<br>(B) | ・<br>m <sup>2</sup> | (B)/(A) | % |                                                     |  |
| 用途地域等の<br>公法上の規制           | 用途地域                | 建ぺい率              | 容積率                 | その他     |   |                                                     |  |
|                            |                     |                   |                     |         |   |                                                     |  |
| 特 記 事 項                    |                     |                   |                     |         |   |                                                     |  |



移 転 工 法 （ 計 画 ） 案 検 討 概 要 書

| 項 目                                      | A 案 | B 案 | C 案 |
|------------------------------------------|-----|-----|-----|
| 移転計画の概要<br>（建物、機械設備<br>等の移転方法及<br>び移転期間） |     |     |     |
| 移転計画の特長<br>（メリット）                        |     |     |     |
| 移転計画の問題点<br>（デメリット）                      |     |     |     |
| 移転費用概算額                                  |     |     |     |
| 総 合 判 断                                  |     |     |     |

移 転 工 法 （ 計 画 ） 各 案 の 比 較 表

| 項 目                                                                               | A 案 | B 案 | C 案 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|
| 移 転 対 象 建 物 の<br>範 囲 及 び 移 転 の<br>方 法<br>（ 補 償 建 物 の 棟<br>数 面 積、概 算 額、<br>そ の 他 ） |     |     |     |
| 主 たる 工 作 物（機<br>械 設 備 等）の 移 転<br>範 囲 及 び 方 法（機<br>種 名、概 算 額、そ<br>の 他）             |     |     |     |
| 敷 地 内 の 動 線<br>（ 駐 車 場、緑 地、<br>原 材 料、製 品 等 の<br>置 場 面 積 の 確 保<br>状 況 ）            |     |     |     |
| 営 業 補 償 等 に 係<br>る も の<br>（ 休 業 する 部 門<br>補 償 概 算 額、そ の<br>他 ）                    |     |     |     |

## 補 償 説 明 記 録 簿

|          |     |   |   |   |         |
|----------|-----|---|---|---|---------|
| 説 明 場 所  |     |   |   |   |         |
| 説明年月日    |     | 年 | 月 | 日 | 時 間 自 至 |
| 出席者      | 説明者 |   |   |   |         |
|          | 相手方 |   |   |   |         |
| 説明内容及び質疑 |     |   |   |   |         |
| 特記事項     |     |   |   |   |         |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

土 地 調 書

三重県が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

〇〇事務所長 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所  
氏名又は名称 印

年 月 日 関係人住所  
氏名又は名称 印

記

郡 町  
市 地内

| 字 | 地番 | 公 簿 |    | 取得し、又は<br>使用しようとする土地 |    | 所有権以外の<br>権利のうち<br>用益物権等 |            | 所有権以外の<br>権利のうち<br>担保物権等 |            | 摘 要 |
|---|----|-----|----|----------------------|----|--------------------------|------------|--------------------------|------------|-----|
|   |    | 地目  | 地積 | 現況<br>地目             | 面積 | 種類                       | 権利者<br>の氏名 | 種類                       | 権利者<br>の氏名 |     |
|   |    |     |    |                      |    |                          |            |                          |            |     |
|   |    |     |    |                      |    |                          |            |                          |            |     |
|   |    |     |    |                      |    |                          |            |                          |            |     |
|   |    |     |    |                      |    |                          |            |                          |            |     |
|   |    |     |    |                      |    |                          |            |                          |            |     |
|   |    |     |    |                      |    |                          |            |                          |            |     |
|   |    |     |    |                      |    |                          |            |                          |            |     |

※ 用地測量図面を添付し割印する。

物 件 調 書

取得  
三重県が施行する  
調書を作成する。  
工事のため、移転の対象となる物件について、下記のとおり  
使用

年 月 日

〇〇事務所長 (印)

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所  
氏名又は名称 (印)

年 月 日 関係人住所  
氏名又は名称 (印)

記

郡 町  
市 村 地内

| 字 | 地番 | 種類 | 形状<br>寸法 | 単位 | 数量 | 所有権以外の<br>権利の種類 | 関係人の<br>氏名 | 土地所有<br>者の氏名 | 移転義務<br>の有無 | 摘要 |
|---|----|----|----------|----|----|-----------------|------------|--------------|-------------|----|
|   |    |    |          |    |    |                 |            |              |             |    |
|   |    |    |          |    |    |                 |            |              |             |    |
|   |    |    |          |    |    |                 |            |              |             |    |
|   |    |    |          |    |    |                 |            |              |             |    |
|   |    |    |          |    |    |                 |            |              |             |    |
|   |    |    |          |    |    |                 |            |              |             |    |

※ 物件配置図等を添付し割印する。

生産性向上留意書

| 予 備 設 計 の 内 容 | 詳細設計時に検討すべき生産性向上提案及び効果 | 関 連 す る 検 討 事 項<br>及 び 問 題 点 |
|---------------|------------------------|------------------------------|
|               |                        |                              |
|               |                        |                              |
|               |                        |                              |

リサイクル計画書（概略設計・予備設計）

1. 事業（工事）概要

|              |  |
|--------------|--|
| 発注機関名        |  |
| 事業（工事）名      |  |
| 事業（工事）施工場所   |  |
| 事業（工事）概要等    |  |
| 事業（工事）着手予定時期 |  |

2. 建設資材利用計画

| 建設資材      | ① 利 用 量          | ② 現場内利用可能量       | ③ 再生材利用可能量       | ④ 新材利用可能量        | ⑤ 再生資源利用率<br>(②+③)／①×100 | 備 考 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|-----|
| 土 砂       | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | %                        |     |
| 砕 石       | トン               | トン               | トン               | トン               | %                        |     |
| アスファルト混合物 | トン               | トン               | トン               | トン               | %                        |     |
|           | トン               | トン               | トン               | トン               | %                        |     |

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

| 建設副産物の種類       | ⑥ 発 生 量          | ⑦ 現場内利用可能量       | ⑧ 他 工 事 へ の<br>搬 出 可 能 量 | ⑨ 再 資 源 化 施 設<br>へ の 搬 出 可 能 量 | ⑩ 最 終 処 分 量      | ⑪ 現 場 内 利 用 率<br>(⑦／⑥×100) | 備 考 |
|----------------|------------------|------------------|--------------------------|--------------------------------|------------------|----------------------------|-----|
| 建 設 発 生 土      | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup>         |                                | 地山m <sup>3</sup> | %                          |     |
| コ ン ク リ ー ト 塊  | トン               | トン               | トン                       | トン                             |                  | %                          |     |
| アスファルト・コンクリート塊 | トン               | トン               | トン                       | トン                             |                  | %                          |     |
| 建 設 汚 泥        | トン               | トン               | トン                       | トン                             |                  | %                          |     |
| 取りこわし建物        | 件                |                  |                          |                                |                  |                            |     |

※地図、航空写真、踏査等から検討する。

※利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計算する。

リサイクル計画書（詳細設計）

1. 設計概要

|          |  |
|----------|--|
| 発注機関名    |  |
| 委託名      |  |
| 履行場所     |  |
| 設計概要等    |  |
| 工事着手予定時期 |  |

2. 建設資材利用計画

| 建設資材      | ① 利 用 量          | ② 現場内利用可能量       | ③ 再生材利用可能量       | ④ 新材利用可能量        | ⑤ 再生資源利用率<br>(②+③)／①×100 | 備 考 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|-----|
| 土 砂       | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | %                        |     |
| 砕 石       | トン               | トン               | トン               | トン               | %                        |     |
| アスファルト混合物 | トン               | トン               | トン               | トン               | %                        |     |
|           | トン               | トン               | トン               | トン               | %                        |     |

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

| 指定副産物の種類       |          | ⑥ 発 生 量          | ⑦ 現場内利用可能量       | ⑧ 他 工 事 へ の<br>搬 出 可 能 量 | ⑨ 再 資 源 化 施 設<br>へ の 搬 出 可 能 量 | ⑩ 最 終 処 分        | ⑪ 現 場 内 利 用 率<br>(⑦／⑥×100) | 備 考 |
|----------------|----------|------------------|------------------|--------------------------|--------------------------------|------------------|----------------------------|-----|
| 建設発生土          | 第1種建設発生土 | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup>         |                                | 地山m <sup>3</sup> | %                          |     |
|                | 第2種建設発生土 | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup>         |                                | 地山m <sup>3</sup> | %                          |     |
|                | 第3種建設発生土 | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup>         |                                | 地山m <sup>3</sup> | %                          |     |
|                | 第4種建設発生土 | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup>         |                                | 地山m <sup>3</sup> | %                          |     |
|                | 泥 土（浚渫土） | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup>         |                                | 地山m <sup>3</sup> | %                          |     |
|                | 合 計      | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup> | 地山m <sup>3</sup>         |                                | 地山m <sup>3</sup> | %                          |     |
| コンクリート塊        |          | トン               | トン               | トン                       | トン                             |                  | %                          |     |
| アスファルト・コンクリート塊 |          | トン               | トン               | トン                       | トン                             |                  | %                          |     |
| 建設発生木材         |          | トン               | トン               | トン                       | トン                             |                  | %                          |     |
| 建設汚泥           |          | トン               | トン               | トン                       | トン                             |                  | %                          |     |

※建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする）

①第1種建設発生土…砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計算する。

④第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）

⑤泥土（浚渫土）…浚渫土のうち概ねq c 2以下のもの。



受注者

商号又は名称

代表者氏名 様

三重県知事

## 令和 年度〇〇業務の部分使用について（協議）

標記について、下記のとおり部分使用したいので、設計業務等委託契約書第33条第1項の規定に基づき協議する。

### 記

1 使用目的

2 使用部分

3 使用期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで又は業務引渡完了まで

4 その他

（注意）〇〇には、委託業務の名称を記載する。

三重県知事

受注者  
商号又は名称  
代表者氏名

## 令和 年度〇〇業務の部分使用について（承諾）

令和 年 月 日付け 第 号で協議のあった標記については、下記のとおり承諾する。

### 記

- 1 使用目的
- 2 使用部分
- 3 使用期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで又は業務引渡完了まで
- 4 そ の 他

（注意）〇〇には、委託業務の名称を記載する。

# 履 行 報 告 書

|          |                           |          |          |
|----------|---------------------------|----------|----------|
| 業務名      |                           |          |          |
| 工期       | ～                         |          |          |
| 日付       | (      月分    )            |          |          |
| 月      別 | 予定工程   %<br>(    ) は工程変更後 | 実施工程   % | 備      考 |
|          |                           |          |          |
|          |                           |          |          |
|          |                           |          |          |
|          |                           |          |          |
|          |                           |          |          |
|          |                           |          |          |
|          |                           |          |          |
|          |                           |          |          |
|          |                           |          |          |
|          |                           |          |          |
|          |                           |          |          |
|          |                           |          |          |
| (記事欄)    |                           |          |          |

用地リスク特定調査票

作成日： 年 月 日

|      |  |
|------|--|
| 整理番号 |  |
|------|--|

|      |                                        |
|------|----------------------------------------|
| 調査段階 | <input type="checkbox"/> 第1用地アセスメント調査  |
|      | <input type="checkbox"/> 第2用地アセスメント調査  |
|      | <input type="checkbox"/> 用地取得に係る現場着手以降 |
| 所在地  |                                        |
| 名称等  |                                        |
| 特記事項 |                                        |

|      |  |
|------|--|
| 概況写真 |  |
|------|--|

|     |  |
|-----|--|
| 位置図 |  |
|-----|--|

| 用地リスク | 用地取得の手順 | コード | 用地リスクの内容 | 調査項目 | 備考 |
|-------|---------|-----|----------|------|----|
|       |         |     |          |      |    |
|       |         |     |          |      |    |
|       |         |     |          |      |    |
|       |         |     |          |      |    |
|       |         |     |          |      |    |
|       |         |     |          |      |    |
|       |         |     |          |      |    |
|       |         |     |          |      |    |
|       |         |     |          |      |    |

用地リスク配置図

※凡 例



a.土地の調査・測量



b.建物等物件調査



c. 補償額算定



d.用地交渉



e.土地の明け渡し

位 置 図

作成日： 年 月 日

※凡 例

a.土地の調査・測量

b.建物等物件調査

c.補償額算定

d.用地交渉

e.土地の明け渡し

作成日： 年 月 日

用地リスク工程表

| 整理番号           |         |     |          | 名称等     |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|----------------|---------|-----|----------|---------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|------|
| 【 そ の 1 】      |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
| 用地リスク内容と処理期間   |         |     |          |         | 処理年数内容 |     |     |     |     |     |     |     |     | 備考 |      |
|                |         |     |          |         | 1年目    | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 |    | 10年目 |
| 単独<br>処理<br>期間 | 用地取得の手順 | コード | 用地リスクの内容 | 処理期間(年) |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
| 単独処理期間の計       |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
| 【 そ の 2 】      |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
| 用地リスク内容と処理期間   |         |     |          |         | 処理年数内容 |     |     |     |     |     |     |     |     | 備考 |      |
|                |         |     |          |         | 1年目    | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 |    | 10年目 |
| 複合<br>処理<br>期間 |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
| 複合処理期間の計       |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
| 【 そ の 3 】      |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
| 用地リスク内容と処理期間   |         |     |          |         | 処理年数内容 |     |     |     |     |     |     |     |     | 備考 |      |
|                |         |     |          |         | 1年目    | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 |    | 10年目 |
| 効率化策           |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
|                |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |
| 効率化策導入後の想定処理期間 |         |     |          |         |        |     |     |     |     |     |     |     |     |    |      |

(様式第42号の1)

# 用地取得工程管理計画書(原表)

〇〇バイパス

作成日: 年 月 日

|                        |                          |                          |                          |                          |               |             |           |   |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------|-------------|-----------|---|
| 工区                     |                          |                          |                          |                          |               |             | 年度別<br>予算 |   |
| 地区<br>※通常より延長を<br>短く設定 | 延長:<br>面積:<br>件数:<br>予算: | m<br>㎡<br>m<br>百万円       | 〇地区<br>※状況               | 面積:<br>人数:<br>予算:        | ㎡<br>件<br>百万円 | %<br>%<br>% |           |   |
| 主要構造物                  | 側道                       |                          |                          |                          |               |             |           |   |
|                        | L                        |                          |                          |                          |               |             |           |   |
|                        | R                        |                          |                          |                          |               |             |           |   |
|                        | 側道                       |                          |                          |                          |               |             |           |   |
| センターNO.                |                          |                          |                          |                          |               |             |           |   |
| 用地リスク                  | L                        |                          |                          |                          |               |             |           |   |
|                        | CL                       |                          |                          |                          |               |             |           |   |
|                        | R                        |                          |                          |                          |               |             |           |   |
| 〇〇年度                   | 1/4<br>2/4<br>3/4<br>4/4 |                          |                          |                          |               | 0           |           |   |
|                        | 〇〇年度                     | 1/4<br>2/4<br>3/4<br>4/4 |                          |                          |               | 0           |           |   |
|                        |                          | 〇〇年度                     | 1/4<br>2/4<br>3/4<br>4/4 |                          |               |             | 0         |   |
|                        |                          |                          | 〇〇年度                     | 1/4<br>2/4<br>3/4<br>4/4 |               |             |           | 0 |
| 〇〇年度                   |                          |                          |                          | 1/4<br>2/4<br>3/4<br>4/4 |               |             |           | 0 |
|                        | 〇〇年度                     |                          |                          | 1/4<br>2/4<br>3/4<br>4/4 |               |             |           | 0 |
|                        |                          | 地区別予算                    |                          | 0 0 0 0 0                |               |             |           |   |
|                        |                          | 特記事項                     |                          |                          |               |             |           |   |

(様式第42号の2)

# 用地取得工程管理計画書(管理用)

〇〇バイパス

作成日: 年 月 日

|              |                    |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
|--------------|--------------------|--------------------|---|--|---|--|--|--|---|---|
| 工区           |                    |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
| 地区           | 延長: m              | 〇地区                |   |  |   |  |  |  |   |   |
| ※通常より延長を短く設定 | 面積: m <sup>2</sup> | 面積: m <sup>2</sup> | % |  |   |  |  |  |   |   |
|              | 件数: m              | 人数: 件              | % |  |   |  |  |  |   |   |
|              | 予算: 百万円            | 予算: 百万円            | % |  |   |  |  |  |   |   |
|              |                    |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
| 主要構造物        | 側道                 |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
|              | L                  |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
|              | R                  |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
|              | 側道                 |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
| センターNO.      |                    |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
| 用地リスク        | L                  |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
|              | CL                 |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
|              | R                  |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
|              |                    |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
| 〇〇年度         | 1/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   | 0 |
|              | 2/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
|              | 3/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   | 0 |
|              | 4/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
| 〇〇年度         | 1/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   | 0 |
|              | 2/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
|              | 3/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   | 0 |
|              | 4/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
| 〇〇年度         | 1/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   | 0 |
|              | 2/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
|              | 3/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   | 0 |
|              | 4/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
| 〇〇年度         | 1/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   | 0 |
|              | 2/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
|              | 3/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   | 0 |
|              | 4/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
| 〇〇年度         | 1/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   | 0 |
|              | 2/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
|              | 3/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   | 0 |
|              | 4/4                |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |
| 地区別予算        | 0                  |                    | 0 |  | 0 |  |  |  | 0 |   |
| 特記事項         |                    |                    |   |  |   |  |  |  |   |   |

年度別  
予算



立 会 報 告 書

|                                                                        |  |  |       |       |  |
|------------------------------------------------------------------------|--|--|-------|-------|--|
| 業 務 の 名 称                                                              |  |  |       |       |  |
| 立 会 実 施 日 時<br>年      月      日（ ）                  :        ~        : |  |  |       |       |  |
| 立        会        者                                                    |  |  |       |       |  |
| 立会を行った業務の名称                                                            |  |  |       |       |  |
| 立 会 の 箇 所 等<br>(土地の所在・地番・所有者・建物の用途)                                    |  |  |       |       |  |
| 立会内容                                                                   |  |  |       |       |  |
| その他必要事項                                                                |  |  |       |       |  |
| 監 督 員                                                                  |  |  | 主任技術者 | 担当技術者 |  |
|                                                                        |  |  |       |       |  |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦型とする。

# 点 検 報 告 書

|                                                        |  |           |       |  |  |
|--------------------------------------------------------|--|-----------|-------|--|--|
| 報 告 年 月 日                                              |  | 年 月 日 ( ) |       |  |  |
| 業 務 の 名 称                                              |  |           |       |  |  |
| 監 督 員                                                  |  | 主任技術者     | 担当技術者 |  |  |
|                                                        |  |           |       |  |  |
| 点検した業務の名称                                              |  |           |       |  |  |
| 点 検 した 調 査 書 等                                         |  |           |       |  |  |
| 調査書等の点検項目、内容及びその結果                                     |  |           |       |  |  |
| <p>(例) 木造建物調査 木造建物 [I] 数量計算書[外壁] P30 10 行目 ◇◇ → ○○</p> |  |           |       |  |  |

注 1 : 不整合等の箇所を明らかにした該当箇所の調査書等の写しを添付すること。

注 2 : 不整合等の箇所がない場合はその旨を記載すること。

注 3 : 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦型とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所  
氏 名  
主任技術者

## 点検・調製確認完了報告書

下記のとおり調査書等の点検・調製確認が完了したので、用地調査点検等技術業務共通仕様書第 3 4 条第 2 項に基づき、別添調査書等を添えて報告します。

記

|           |  |
|-----------|--|
| 業 務 の 名 称 |  |
| 点検した業務の名称 |  |
| 点検した調査書等  |  |
| 備 考       |  |

注 1：不整合箇所を明らかにした調書、図面、計算書等の原本及びその修補結果の写しを添付すること。また、調製確認が完了した調査書等を添えること。

注 2：現地確認調査を実施した場合は、現地確認調査報告書（様式第 50 号）の写しを添付すること。

注 3：用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦型とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所  
氏 名  
主任技術者

## 用地関係資料作成完了報告書

下記のとおり用地関係資料の作成が完了したので、用地調査点検等技術業務共通仕様書第 3 5 条第 2 項に基づき、作成した資料を添えて報告します。

記

|           |  |
|-----------|--|
| 業 務 の 名 称 |  |
| 作成資料の名称   |  |
| 備 考       |  |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦型とする。

## 用地交渉等記録簿

|          |     |   |   |       |       |     |
|----------|-----|---|---|-------|-------|-----|
| 業務の名称    |     |   |   |       |       |     |
| 説明場所     |     |   |   |       |       |     |
| 説明年月日    |     | 年 | 月 | 日     | 時間    | 自 至 |
| 出席者      | 説明者 |   |   |       | 記録者   |     |
|          | 相手方 |   |   |       |       |     |
| 説明内容及び質疑 |     |   |   |       |       |     |
| 特記事項     |     |   |   |       |       |     |
| 監督員      |     |   |   | 主任技術者 | 担当技術者 |     |
|          |     |   |   |       |       |     |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦型とする。

# 打 合 せ 協 議 簿

|                                      |     |   |   |       |       |     |
|--------------------------------------|-----|---|---|-------|-------|-----|
| 業務の名称                                |     |   |   |       |       |     |
| 協 議 場 所                              |     |   |   |       |       |     |
| 協議年月日                                |     | 年 | 月 | 日     | 時 間   | 自 至 |
| 出席者                                  | 当 方 |   |   |       | 記録者   |     |
|                                      | 相手方 |   |   |       |       |     |
| 協<br>議<br>内<br>容<br>及<br>び<br>質<br>疑 |     |   |   |       |       |     |
| 特<br>記<br>事<br>項                     |     |   |   |       |       |     |
| 監 督 員                                |     |   |   | 主任技術者 | 担当技術者 |     |
|                                      |     |   |   |       |       |     |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦型とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所  
氏 名  
主任技術者

## 資料収集調査報告書

下記のとおり資料収集調査が完了したので、用地調査点検等技術業務共通仕様書第 3 条第 2 項に基づき、報告します。

### 記

| 収 集 し た 資 料 の 名 称 等 | 収集部数 | 備 考 |
|---------------------|------|-----|
|                     |      |     |
|                     |      |     |
|                     |      |     |
|                     |      |     |
|                     |      |     |
|                     |      |     |
|                     |      |     |
|                     |      |     |
|                     |      |     |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦型とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所  
氏 名  
主任技術者

## 現 地 確 認 調 査 報 告 書

下記のとおり現地確認調査が完了したので、用地調査点検等技術業務共通仕様書第 3  
8 条第 2 項に基づき、報告します。

記

|           |  |
|-----------|--|
| 現 地 確 認 日 |  |
| 業 務 の 名 称 |  |
| 実 施 箇 所   |  |
| 現 地 調 査 者 |  |
| 調 査 の 内 容 |  |
|           |  |
| 備 考       |  |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦型とする。



様式第51号の1

年 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地  
受注者 氏名又は商号及び  
代表者氏名

## 業 務 従 事 者 届

下記のとおり、業務従事者として定めましたので、別添経歴書を添えて提出します。

記

1 委託業務番号及び名称

2 氏 名

3 担 当 業 務 の 内 容

# 経 歴 書

現 住 所      〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

氏      名      〇〇   〇〇      昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

学      歴      昭和〇〇年〇〇月      〇〇校〇〇科卒業（最終学歴）

入      社      平成〇〇年〇〇月      〇〇株式会社

職      歴      平成〇〇年〇〇月      〇〇業務（最初に従事した業務）

平成〇〇年〇〇月      〇〇業務（過去2～3年に従事した主な業務）

平成〇〇年〇〇月      〇〇業務（最近従事した主な業務）

現在に至る

資      格      平成〇〇年〇〇月      〇〇士（〇〇部門）

上記のとおり相違ありません。

令和      年      月      日

氏名

- （注意） 1 職歴については、担当した業務職歴を記入すること。
- 2 仕様書で資格が定められている場合は、「資格」欄に該当の資格を記入し、合格証明書（写）等を添付すること。

# 用地補償総合技術業務協議書

|                                                      |         |           |
|------------------------------------------------------|---------|-----------|
| 年 月 日 ( 曜日)                                          |         | 監 督 員     |
|                                                      |         |           |
| 協 議 事 項                                              |         |           |
| 業 務 の 内 容                                            | 処 理 方 針 | 期 間       |
|                                                      |         |           |
| 上記について承諾しました。 <div>             年 月 日         </div> |         | 主 任 技 術 者 |
|                                                      |         |           |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

# 用地補償総合技術業務協議書

|                                             |      |       |
|---------------------------------------------|------|-------|
| <p>年      月      日</p> <p>(      曜日)</p>    |      | 主任技術者 |
|                                             |      |       |
| 協議事項                                        |      |       |
| 業務の内容                                       | 処理方針 | 期間    |
|                                             |      |       |
| <p>上記について承諾しました。</p> <p>年      月      日</p> |      | 監督員   |
|                                             |      |       |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

# 用地補償総合技術業務日報

|               |   |   |       |       |       |   |
|---------------|---|---|-------|-------|-------|---|
| 期             | 日 | 年 |       |       | 月     | 日 |
| 業 務 の 名 称     |   |   |       |       |       |   |
| 業 務 の 対 象 箇 所 |   |   |       |       |       |   |
| 業務及びその内容      |   |   |       |       |       |   |
| その他必要事項       |   |   |       |       |       |   |
| 監 督 員         |   |   | 主任技術者 | 担当技術者 | 業務従事者 |   |
|               |   |   |       |       |       |   |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第54号

|          |  |
|----------|--|
| 路線名又は水系名 |  |
| 県道名又は箇所名 |  |

〇〇事務所                      所在: 〇〇県〇〇市 地内

補償金明細表

| 番<br>号 | 枝<br>番 | 氏 名 又 は 名 称 | 所 在 |     | 土 地 代 金    |            |              |     |   | 権 利 消 滅<br>(制 限)<br>補 償 金 |           |     | 建 物 移 転 料          |     | 工<br>作<br>物<br>移<br>転<br>料 | 動<br>産<br>移<br>転<br>料 | 立<br>竹<br>木<br>補<br>償<br>金 | 仮<br>住<br>居<br>補<br>償<br>金 | 借<br>家<br>人<br>補<br>償<br>金 | 移<br>転<br>雑<br>費<br>補<br>償<br>金 | 営<br>業<br>補<br>償<br>金 | 残<br>地<br>補<br>償<br>金 | 残<br>権<br>利<br>補<br>償<br>金 |  | 計 | 摘<br>要 | 突<br>合 |
|--------|--------|-------------|-----|-----|------------|------------|--------------|-----|---|---------------------------|-----------|-----|--------------------|-----|----------------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|--|---|--------|--------|
|        |        |             |     | 地 番 | 評 価<br>地 目 | 面 積<br>(㎡) | 単 価<br>(円/㎡) | 金 額 | 計 | 種 類                       | 面積<br>(㎡) | 金 額 | (棟数)<br>延面積<br>(㎡) | 金 額 |                            |                       |                            |                            |                            |                                 |                       |                       |                            |  |   |        |        |
|        |        |             |     |     |            |            |              |     |   |                           |           |     |                    |     |                            |                       |                            |                            |                            |                                 |                       |                       |                            |  |   |        |        |
|        |        |             |     |     |            |            |              |     |   |                           |           |     |                    |     |                            |                       |                            |                            |                            |                                 |                       |                       |                            |  |   |        |        |
|        |        |             |     |     |            |            |              |     |   |                           |           |     |                    |     |                            |                       |                            |                            |                            |                                 |                       |                       |                            |  |   |        |        |
|        |        |             |     |     |            |            |              |     |   |                           |           |     |                    |     |                            |                       |                            |                            |                            |                                 |                       |                       |                            |  |   |        |        |
|        |        |             |     |     |            |            |              |     |   |                           |           |     |                    |     |                            |                       |                            |                            |                            |                                 |                       |                       |                            |  |   |        |        |
|        |        |             |     |     |            |            |              |     |   |                           |           |     |                    |     |                            |                       |                            |                            |                            |                                 |                       |                       |                            |  |   |        |        |

## 公共用地交渉等記録簿

|          |     |          |       |       |   |
|----------|-----|----------|-------|-------|---|
| 交渉場所     |     |          |       |       |   |
| 交渉年月日    |     | 令和 年 月 日 | 時 間   | 自     | 至 |
| 出席者      | 説明者 |          |       |       |   |
|          | 相手方 |          |       |       |   |
| 交渉内容及び質疑 |     |          |       |       |   |
| 特記事項     |     |          |       |       |   |
| 監督員      |     | 主任技術者    | 担当技術者 | 業務従事者 |   |
|          |     |          |       |       |   |

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

## 移 転 履 行 状 況 等 確 認 報 告 書

|                   |              |                               |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|-------------------|--------------|-------------------------------|-----|-------|---|---------------|---|---------|----|-------|----|---|---|-------|---|---|---|---|---|--|
| 整理番号              |              |                               |     | 作成年月日 |   | 年 月 日         |   | 作成者     |    | 〇〇 〇〇 |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
| 契約内容の表示           | 被 補 償 者      | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 土地所有者兼物件所有者 |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   | 関 係 人        | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 根抵当権者（土地）   |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   |              | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 物件所有者（物件）   |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   |              |                               |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   | 対償地提供者       | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇             |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
| 契約年月日             |              | 年 月 日                         |     |       |   | 履 行 期 限       |   | 年 月 日   |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
| 移 転 履 行 状 況 の 確 認 | 確 認 年 月 日    | 年 月 日                         |     |       |   | 確 認 時 の 状 況   |   | 造成工事着手時 |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   | 移 転 予 定 日    | 年 月 日                         |     |       |   | 工 程 変 更 の 有 無 |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   | 確 認 者        |                               |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   | 相 手 方        |                               |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   | 移転履行状況等の確認内容 |                               |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
| 移 転 計 画 工 程 表     | 期 間          |                               | 〇年度 |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   | 〇年度   |   |   |   |   |   |  |
|                   |              |                               | 4   | 5     | 6 | 7             | 8 | 9       | 10 | 11    | 12 | 1 | 2 | 3     | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |  |
|                   | 工 程          |                               |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   | 契約締結         |                               |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   | 移転計画（予定）     |                               |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   | 移 転 履 行 確 認  | 建築確認申請                        |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   |              | 造成工事                          |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   |              | 建築工事                          |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   |              | 移転・撤去                         |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
|                   |              |                               |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |
| 監督員               |              |                               |     |       |   | 主任技術者         |   |         |    | 担当技術者 |    |   |   | 業務従事者 |   |   |   |   |   |  |
|                   |              |                               |     |       |   |               |   |         |    |       |    |   |   |       |   |   |   |   |   |  |

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。



公共用地交渉達成状況引継書

| № | 権利者名 | 照合 | 調書説明<br>・ 確認 | 協議書提示<br>・ 説明 | 契約承諾 | 移転状況<br>確認 | 履行の状況 | 特記事項 |
|---|------|----|--------------|---------------|------|------------|-------|------|
|   |      |    |              |               |      |            |       |      |
|   |      |    |              |               |      |            |       |      |
|   |      |    |              |               |      |            |       |      |
|   |      |    |              |               |      |            |       |      |
|   |      |    |              |               |      |            |       |      |
|   |      |    |              |               |      |            |       |      |

71

※ 「照合」「調書説明・確認」「協議書提示・説明」「契約承諾」「移転状況確認」の欄には、業務の実施状況として行ったものに○を記載。  
※ 「履行の状況」の欄は、履行確認を行った時期、内容又は権利者の予定（転居予定や建物の撤去時期など）などを記載する。  
※ 「特記事項」の欄には、引き継ぐべき内容について記載する。

特定個人情報管理状況報告書

請負業務の名称

| 連番 | 対象者氏名 | 取 得 情 報 |  | 特定個人情報に<br>関す る 責 任 者 | 特 定 個 人 情 報 に<br>関する業務従事者 | 発注者への送付情報 |  | 保 存 期 間 | 保存場所 | 備 考 |
|----|-------|---------|--|-----------------------|---------------------------|-----------|--|---------|------|-----|
| 1  |       | 受領日     |  |                       |                           | 送付日       |  |         |      |     |
|    |       | 確認書類    |  |                       |                           | 送付方法      |  |         |      |     |
| 2  |       | 受領日     |  |                       |                           | 送付日       |  |         |      |     |
|    |       | 確認書類    |  |                       |                           | 送付方法      |  |         |      |     |
| 3  |       | 受領日     |  |                       |                           | 送付日       |  |         |      |     |
|    |       | 確認書類    |  |                       |                           | 送付方法      |  |         |      |     |
| 4  |       | 受領日     |  |                       |                           | 送付日       |  |         |      |     |
|    |       | 確認書類    |  |                       |                           | 送付方法      |  |         |      |     |
| 5  |       | 受領日     |  |                       |                           | 送付日       |  |         |      |     |
|    |       | 確認書類    |  |                       |                           | 送付方法      |  |         |      |     |
| 6  |       | 受領日     |  |                       |                           | 送付日       |  |         |      |     |
|    |       | 確認書類    |  |                       |                           | 送付方法      |  |         |      |     |
| 7  |       | 受領日     |  |                       |                           | 送付日       |  |         |      |     |
|    |       | 確認書類    |  |                       |                           | 送付方法      |  |         |      |     |
| 8  |       | 受領日     |  |                       |                           | 送付日       |  |         |      |     |
|    |       | 確認書類    |  |                       |                           | 送付方法      |  |         |      |     |
| 9  |       | 受領日     |  |                       |                           | 送付日       |  |         |      |     |
|    |       | 確認書類    |  |                       |                           | 送付方法      |  |         |      |     |
| 10 |       | 受領日     |  |                       |                           | 送付日       |  |         |      |     |
|    |       | 確認書類    |  |                       |                           | 送付方法      |  |         |      |     |

# 貸 与 品 借 用 書

年 月 日

監督員氏名 \_\_\_\_\_ あて

受注者 住 所

氏 名

主任技術者

管理技術者

下記のとおり貸与品を借用しました。

| 業 務 名 |      |      |      | 契約年月日 | 年 月 日 |
|-------|------|------|------|-------|-------|
| 名 称   | 貸与期間 | 受領場所 | 返納場所 | 貸与条件  |       |
|       |      |      |      |       |       |
|       |      |      |      |       |       |
|       |      |      |      |       |       |
|       |      |      |      |       |       |
|       |      |      |      |       |       |
|       |      |      |      |       |       |
|       |      |      |      |       |       |
|       |      |      |      |       |       |
|       |      |      |      |       |       |

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

# 貸 与 品 返 納 書

年 月 日

監督員氏名 \_\_\_\_\_ あて

受注者 住 所

氏 名

主任技術者

管理技術者

下記のとおり貸与品を返納します。

| 業 務 名 |     | 契約年月日 | 年 月 日 |
|-------|-----|-------|-------|
|       | 名 称 | 返納場所  | 備 考   |
|       |     |       |       |
|       |     |       |       |
|       |     |       |       |
|       |     |       |       |
|       |     |       |       |
|       |     |       |       |
|       |     |       |       |
|       |     |       |       |
|       |     |       |       |
|       |     |       |       |

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

## 参 考 資 料



## 別記

### 「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

#### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

#### (保有の制限)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第6条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (教育の実施)

第7条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第10条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管する



こと。

- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第11条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第12条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第13条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第14条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 16 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記（用地）

個人情報の取扱いに関する特記事項（用地関係業務）

（基本的事項）

**第1条** 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

**第2条** 受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を発注者の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

**第3条** 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

**第4条** 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

（作業場所等の特定）

**第5条** 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

（保有の制限）

**第6条** 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、発注者の指示に従わなければならない。

（利用及び提供の制限）

**第7条** 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（教育の実施）

**第8条** 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の

目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）第 66 条第 2 項及び第 67 条、個人情報保護法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

**（派遣労働者等の利用時の措置）**

**第 9 条** 受注者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

**2** 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

**（再委託の禁止）**

**第 10 条** 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、発注者の承諾を得て受注者が再委託する場合には、受注者は、本条第 2 項から第 6 項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

**2** 受注者は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他発注者が必要と認める事項

**3** 受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他発注者が必要と認める事項

**4** 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

**5** 受注者は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託先との契約内容にかかわらず、発注者に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

**6** 受注者は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

#### (個人情報の適正管理)

**第 11 条** 受注者は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。
- 二 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

#### (受渡し)

**第 12 条** 受注者は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出しなければならない。

#### (個人情報の返還、廃棄又は消去)

**第 13 条** 受注者は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、発注者の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受注者は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 受注者は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受注者は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

#### (点検の実施)

**第 14 条** 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに発注者に報告しなければならない。

#### (検査及び立入調査)

**第 15 条** 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

**（事故発生時の対応）**

**第 16 条** 受注者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、発注者と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

**（契約の解除）**

**第 17 条** 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

**（損害賠償）**

**第 18 条** 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

**（罰則規定）**

**第 19 条** 当業務委託で個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の取扱に係る個人情報保護法の規定に違反したときは、罰則の適用があるので、留意すること。



# 三重県業務委託共通仕様書

令和3年11月1日

編集兼 三重県 県土整備部  
発行 技術管理課

---



この冊子は再生紙を使用しています。